2006年度 桃山学院大学
自 己 点 検・評 価 報 告 書

桃山学院大学

目　次

はじめに ---------- 1

１．大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

1．大学の理念・目的 ---------- 5

2．学部の使命・目的および教育目標

(1)　文学部 ---------- 10

(2)　社会学部 ---------- 15

(3)　法学部 ---------- 19

(4)　経済学部 ---------- 22

(5)　経営学部 ---------- 26

3.大学院研究科の使命・目的および教育目標

(1)　文学研究科 ---------- 30

(2)　社会学研究科 ---------- 33

(3)　経済学研究科 ---------- 35

(4)　経営学研究科 ---------- 38

２．教育研究組織 ---------- 41

３．学士課程の教育内容・方法等

(1)　文学部 ---------- 47

(2)　社会学部 ---------- 75

《社会学科》 ---------- 77

《社会福祉学科》 ---------- 98

(3)　法学部 ---------- 117

(4)　経済学部 ---------- 148

(5)　経営学部 ---------- 176

４．修士課程・博士課程の教育内容・方法等

(1)　文学研究科 ---------- 209

(2)　社会学研究科 ---------- 225

(3)　経済学研究科 ---------- 236

(4)　経営学研究科 ---------- 254

５．学生の受け入れ

1．学部における学生の受け入れ ---------- 269

2．大学院における学生の受け入れ

(1)　文学研究科 ---------- 288

(2)　社会学研究科 ---------- 299

(3)　経済学研究科 ---------- 305

(4) 経営学研究科 ---------- 312
６．教員組織
1．学部の教員組織
(1) 文学部 ---------- 321
(2) 社会学部 ---------- 327
(3) 法学部 ---------- 334
(4) 経済学部 ---------- 342
(5) 経営学部 ---------- 348
2．大学院の教員組織
(1) 文学研究科 ---------- 354
(2) 社会学研究科 ---------- 358
(3) 経済学研究科 ---------- 362
(4) 経営学研究科 ---------- 368
７．研究活動と研究環境 ---------- 375
８．施設・設備等 ---------- 385
９．図書館および図書・電子媒体等 ---------- 397
10．社会貢献 ---------- 411
11．学生生活への配慮 ---------- 417
12．管理運営
1．大学・学部の管理運営 ---------- 443
2．大学院の管理運営 ---------- 453
13．財務 ---------- 455
14．事務組織 ---------- 465
15．自己点検・評価 ---------- 475
16．情報公開・説明責任 ---------- 485
おわりに ---------- 489

はじめに

桃山学院大学の歴史は、1884 年英国聖公会宣教協会(C.M.S)が設立した“Boys' School”に始まる。下記の「桃山学院大学の沿革」に示したように、大学は、新教が日本に伝えられて100年になるのを記念して1959年に経済学部経済学科のみの単科大学として発足した。その後、社会学部社会学科、経営学部経営学科、文学部英語英米文学科・国際文化学科、社会学部社会福祉学科、法学部法律学科を増設し、5 学部 7 学科を擁する文科系総合大学として発展してきた。また、1990 年代に入ってから、大学院の新設も相次ぎ、現在では、4 つの大学院研究科が設置されている。

これらの学部･学科･研究科の増設は、時代と社会の要請に応えるものであったが、いずれも開学時に示された建学の精神を受け継ぎ発展させることを目的として掲げていた。本大学の学則第 1 条には､｢キリスト教精神に基づいて人格を陶冶し､豊かな教養を体得させ、深い専門学術を研究、教授することにより、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を養成し、国際社会、世界文化の発展に寄与することを目的とする」ことが明記されている。この建学の精神と教育目的は、21 世紀の世界ではこれまで以上に重要な使命（ミッション）となるであろう。

本学は、この使命を果たすために、教育･研究･管理等、大学運営のあらゆる面においてたゆまぬ努力を払ってきたが、今日の大学はその努力を客観的に検証することが求められている。自己点検･評価の実施とその結果の公表の義務化である。本学では、1992 年に大学自己点検･評価委員会を設置して日常的な活動を重ね、1999 年には大学基準協会の相互評価も申請した。そして、改正学校教育法によって認証機関による第三者評価の実施と公表が義務化されるのに対応して、本学の自己評価組織の抜本的な改編を行うとともに、学則第 1 条の 2 に、自己点検･評価の規定を入れるという学則改訂を行った。ここには次のように規定されている。

第 1 条の 2　本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自己点検および評価を実施し、その結果を公表する。
2　自己点検・評価の実施体制ならびに方法については、別に定める。
3　本大学は､教育研究活動等の状況について､定期的に第三者評価を受けるものとする。

自己点検･評価についての規定が、建学の理念と教育目的に連続して学則第 1 条に明記されていることには、重要な意味がある。理念や目的が有効に実現されているか、そのための努力が着実になされているか､という点検･評価の活動が､理念や目的の実現と結びついているのでなければならないことを示しているのである。

この学則の規定に従って、2007年度に大学基準協会による相互評価・認証評価を申請すべく2006年度に本学の自己点検･評価を行った。これがその報告書である。

本報告書の中でしばしば言及される「中長期ビジョン委員会」という組織について、ここで簡単に説明しておきたい。現在本学が実行しようとしている諸改革の多くがこの委員会の活動として検討･実施されているにもかかわらず､本文中でこの委員会と大学の関係を

説明する適当な場所がないからである。

中長期ビジョン委員会は、2004 年度に学校法人桃山学院の常務理事会の下に設置された。2009 年に学院創立 125 周年・大学開学 50 周年の節目を迎えるにあたって、学院の理念や教育目標をあらためて検証し直し、学院の発展のための改善策を企画･実現することをとおして、桃山学院の社会的存在意義を明示することが委員会の課題とされた。この委員会は、理事長・学院長・学長・副学長・高校長・教頭・常務理事・事務局長・事務部長等、学院の諸組織の最高責任者を構成メンバーとしている。たんなる企画組織にとどまらず、計画を推進する組織でもあることが、この委員会の最大の特徴となっている。

学校法人桃山学院としての基本理念は、「キリスト教精神にもとづく人格の陶冶」と「国際的に活動できる世界の市民の育成」という大学の建学の理念と共通する。この理念を今日の社会の中でいかに実現していくかということが、中長期ビジョン委員会の課題である。委員会では、桃山学院の独自性を支える理念を再認識し、その具体化のために、活動展開の柱として以下の５つの重点目標を提示している。「地域貢献」「国際交流」「職業教育」「外国語教育」「健康・スポーツ振興」である。そして、これらの活動を展開する計画を立案するに際して重視すべき基本的な姿勢は次のように定められている。①建学の精神の具現化と社会資源としての私学の使命の確認、②組織全体の方針と個々の活動の一致、③内的･外的環境の現状と動向の正確な把握、④各取り組み･展開に対応可能な財政基盤・施設環境・組織体制の確保、⑤内外の評価・説明責任、である。

このような基本的な枠組みの中で、中長期ビジョン委員会は、少子化の進行や学校間の競争の激化など、今日の私立学校が直面する危機に対応するために、時代や社会の要請をふまえた積極的な事業展開を行い、学院全体を活性化し、より魅力的な学院を創造することを目指し、現在も活動を継続中である。理事長の主導の下に、ほぼ月に 1 回の頻度で会議を重ね、2005 年 12 月には「桃山学院中長期ビジョン」として当面の諸計画が示された。その概要はすでに 2007 年度版の「大学案内」にも記載され、社会的にも公表されている。桃山学院高校におけるコースの再編や中学校の開設等、一部の計画はすでに実行段階にある。

委員会の下に設置された法人部会・大学部会・高校部会における審議に基づいて提案された企画は、中長期ビジョン委員会で検討・承認の上、実行に移されることになる。したがって、2005 年 12 月にまとめられた「中長期ビジョン」は各部会からボトムアップされてきた提案を集約したものだが、固定的なものではなく、計画の進展状況や検討の深化に対応して、PCDA サイクル（Plan=計画・Do=実行・Check=点検・Action=是正措置）を基本として、随時見直すという弾力的な運営方針がとられている。

要するに、本報告書の中に言及される「中長期ビジョン」は、それらがたんに大学として単独に検討あるいは計画されているのではなく、学院全体で予算的な裏付けを確保しながら取り組んでいる課題であることを示すものである。すなわち、大学の自己点検･評価活動とそれにともなう改善方策は、学院全体の提示するビジョンと密接に関係する仕方で展開されているということである。

桃山学院大学 全学自己点検・評価会議

【桃山学院大学の沿革】

1884年（明治17年）	英国聖公会宣教協会(C.M.S)、三一小学校（Boys' School）創設
1890年（明治23年）	高等英学校設立
1902年（明治35年）	中学校令による認可（1月）を受け桃山中学校開校
1947年（昭和22年）	新制中学校発足
1948年（昭和23年）	新制高等学校発足
1951年（昭和26年）	学校法人桃山学院認可
1959年（昭和34年）	**桃山学院大学開学・経済学部経済学科開設**（大阪市阿倍野区昭和町）
1960年（昭和35年）	司書・司書補講習開講（文部省〈現「文部科学省」〉委嘱）
1966年（昭和41年）	**社会学部社会学科設置**
	登美丘学舎竣工（堺市北野田）
1971年（昭和46年）	学舎統合（堺市北野田）
1973年（昭和48年）	**経営学部経営学科設置**
1986年（昭和61年）	国際センター設置
1987年（昭和62年）	計算機センター設置（現「情報センター」）
1989年（平成元年）	**文学部英語英米文学科・国際文化学科設置**
	社会教育センター設置（現「エクステンション・センター」）
	キリスト教センター設置
1993年（平成 5年）	**大学院文学研究科英語英米文学専攻（修士課程）設置**
	大学院文学研究科国際文化学専攻（修士課程）設置
	大学院経営学研究科経営学専攻（修士課程）設置
1995年（平成 7年）	和泉キャンパスに全面移転
1998年（平成10年）	**社会学部社会福祉学科開設**
	大学院経済学研究科応用経済学専攻（修士課程）設置
1999年（平成11年）	**大学院文学研究科比較文化学専攻（博士後期課程）設置**
	大学院経営学研究科経営学専攻（博士後期課程）設置
2000年（平成12年）	（財）大学基準協会相互評価認定
	大学院社会学研究科応用社会学専攻（修士課程）設置
2002年（平成14年）	**法学部法律学科設置**
	大学院経済学研究科応用経済学専攻（博士後期課程）設置
	外国語教育センター開設
2003年（平成15年）	**大学院社会学研究科応用社会学専攻（博士後期課程）設置**
2006年（平成18年）	大学院文学研究科（博士前期課程）を改組し、**英語圏文化学専攻、国際文化学専攻、応用言語学専攻を開設**

１．大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

１．大学・学部等の理念・目的および学部等の使命・目的・教育目標

１．大学の理念・目的

１）理念・目的等

Ａ群　大学の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

桃山学院大学は、その「建学の精神および教育理念」として、学則第1条に「本大学は、キリスト教精神に基づいて人格を陶冶し、豊かな教養を体得させ、深い専門学術を研究、教授することにより、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を養成し、国際社会、世界文化の発展に寄与することを目的とする」と明記している。

この建学の理念は、つねに本学の教育の根幹をなすものと位置づけられ、学部や大学院の増設においても、この理念の実現ということが第一の目標に掲げられてきた。

このような理念が示されたのは、本学の淵源を辿ればキリスト教布教のために来日したイギリス人宣教師によって学院の礎が築かれたという歴史に由来しているが、開学以来50年になろうとする今日でも、この理念は古びるどころか、ますます重要性を増している。21世紀の世界は、従来の「国際交流」という言葉が色あせてしまうほどに、あらゆる分野でのグローバル化が進み、地球規模でものを考え、行動する能力をもった「世界の市民」が待望されている。政治も経済も環境も情報も文化も、あらゆる現象が国境を越える広がりをもって展開し、人類がこれまで経験したことのない新しい時代に突入している。「世界の市民」とは、地域や民族に固有の偏見や予断から解放されて、自国の文化と異文化についての確かな知識を獲得し、他者に対する尊敬を失うことなく、普遍的な真理のために行動することのできる人物を指す概念である。「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材の養成」という本学の理念は、まさしく今日の世界と日本が必要としているものを実現しようとする姿勢を示すものであり、1959年の大学開学時にこのような建学の理念を提示できたことは、本学の誇りであり、貴重な資産でもある。大きな変動期にある現代世界の状況に応じて、この建学の理念をより今日的なものとして具体化し、それを教育研究の内容に活かすことが求められている。

民族や体制の違いを超えて「地球社会」へ積極的に貢献する人材を育てることこそが、本学に求められる重要な使命（ミッション）である。本学は、この建学の理念を堅持し、本学が果たすべき使命を実現すべく、教育研究活動をはじめ、大学のあらゆる諸活動の根底においているのである。

しかし、社会は変化し、学生気質も変化している。参加・体験型学習、国際交流等の実践的刺激を強化し、より積極的に「世界に働きかける、行動する世界市民」の育成のための多様なプログラムを拡大することが必要であろう。

【改善方策】

建学の理念を時代の変化に合わせていかにして具体的な施策の中に生かすかということ

については、たえず追求しなければばらない課題であるが、現時点で、理念およびそれに基づく教育目標等を変更する必要はない。

Ａ群　大学の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

上述の大学の理念と教育目標については、あらゆる機会をとらえて周知に努めている。公式ホームページ、受験生向けの各種大学案内、学生向けの履修要綱の類、大学広報誌としての『アンデレクロス』、父母および同窓生向けの『アンデレ』の巻頭には、つねに建学の理念へ立ち戻ることの必要が謳われ、その周知がはかられている。学内外で行われる各種の行事においても、つねに建学の理念への言及がなされている。

学院の守護聖人に位置づけられている、イエス・キリストの 12 使徒の最初の弟子であった聖アンデレにちなんで、本学は“St. Andrew's University”という英語名の大学名称も使用しているし、聖アンデレのシンボルである「斜め十字架」（アンドリュー・クロス＝アンデレ・クロス）を大学章として採用し、大学の刊行物等いたるところに表示されている。上に記したように、本学の広報誌は『アンデレクロス』と命名されている。また、授業の開始や終了を告げるチャイムも、聖歌を編曲したメロディーを使用している。キャンパスの中心には、ステンドグラスを配し、パイプオルガンを備えたチャペルがあり、礼拝や儀式、講演会などに使用されている。入学式や卒業式には、登壇者は英国風のアカデミック・ガウンを着用し、チャペル付きのチャプレンや聖公会の聖職者である学院長の祈祷がある。キリスト教活動を推進する機関であるキリスト教センターも設置されている。

これらは、キリスト教系のミッション・スクールにおいては一般的に行われていることであろうが、本学には建学の理念にもとづく、他のミッション系の学校とは異なる特徴が存在する。キャンパスがこれほどにキリスト教色にあふれていながら、教職員や学生にキリスト教信仰を強制しないということである。

本学では、開学当初から、カリキュラム上、キリスト教関係の科目が必修扱いになったことは一度もないのである。開学時の理事長は、日本聖公会首座主教の八代斌助であったが、平素から「信仰は強制するものではないし、学問もまた同様である。それ故、学生が受講してみたいと思うような内容の講義がなされるなら、学生は自ずから集まってくるであろうから、必修で縛りつける必要はない。また、チャペルも、大学全体の意向として建設しようという機運が充実した時、その時代ならびに要望に応えるような規模と活動を担いうるものを、自分たちの手で建ててこそ意味があるのだ」と語っていたと言われる。「世界の市民の養成」の理念も、本学の自由な学風も、この精神によって育まれたものである。本学では、建学の理念の中の「キリスト教精神」をしばしば「自由と愛の精神」と表現しているが、これは創立時以来の桃山学院大学の基本姿勢を示すものである。ちなみに大学内にチャペルが建設されたのは大学開学後 31 年後の 1990 年 1 月、開学 30 周年を記念してのことであった。

キリスト教関係の科目を必修としない代りに、本学では「世界市民」という科目を全学生の必修に指定している。かつては「人権科目」を必修としていたが、これを発展させて2002年度から施行されたカリキュラムにおいて、すべての専任教員が順次担当する「世界市民」科目を設定した。建学の理念を学生に伝える科目である従来の「人権科目」

は特定の教員が担当者となっていたが、教育に責任をもつ本学のすべての教員が建学の理念を具体的に学生に示す義務を負う体制を確立したのである。教員は、それぞれの専門領域の知識や方法を活用しながら、「建学の精神に謳われているキリスト教精神の根本を理解すること」「人権問題についての正確な知識と人権尊重の意識」「多様な問題に関わる世界事情についての正確な知識の習得」という目的のもとに、「世界市民」科目を担当している。すべての教員がその教育実践において建学の理念をたえず新たに思い起こすようにするシステムであるが、その実際の運用状況には改善すべき点も多く見られる。

「世界市民」を冠した講義は、本学の学生だけでなく、学院内の併設校である桃山学院高等学校や和泉市主催の「シティプラザ市民カレッジ」のなかでも試行的に行われている。これも本学の建学の理念を広く周知させる方法の一つである。

建学の理念を周知させるための活動の推進力となっているのは、学部から独立した学長直轄のキリスト教センターである。キリスト教センターでは、一般市民にも開放された講演会、パイプオルガン・コンサートなどを開催し、学外にも建学の理念を広く知らせる諸活動を行っているし、ボランティア・ビューローを設置し、学生の国内外でのボランティア活動の支援体制を組織している。こうした諸活動の中でも特筆すべきは、インドネシア・バリ島で20年に渡って続けられている「国際ワークキャンプ」である。参加学生は限られているが、その活動は報告集『アジアの人々の協働から学ぶ』などで本学の理念を具体的に表すものとして学内外に広く伝えられている。

このように、大学の理念とそれに基づく教育目標はかなり徹底して周知を図っており、大学の構成員のみならず、社会においても広く認知されているが、なお一層の努力と工夫が必要である。開学当初、本学は英語教育に特別の力を注ぎ、「英語の桃山」という評判を受けていた時代があるし、諸大学に先駆けて人権教育に取り組み、「人権の桃山」と評価された歴史をもっている。そうした伝統を受け継ぎ、「世界市民養成の桃山」という評価を定着させなければならない。

なお、現理事長が就任した 2004 年度から、本学の社会的な認知度を高め、本学に対する理解を深めてもらうために、理事長と学長が関西の有力企業を中心に積極的に訪問するということも試みている。訪れた企業は、2006 年度までの 3 年間に、理事長は約 200 社、学長は約 100 社にのぼった。本学の教育理念とそれを実現させようという意欲を社会に周知させるのにきわめて有効な方法であったと思われる。

【改善方策】

大学の理念・目的・教育目標等をどのように学内外に発信していくかは、いつの時代においても問われている課題である。各種の媒体による広報的な活動を積極的に行って、大学の理念・目的・教育目標を周知させることはもちろんであるが、本学で展開されている教育研究活動がこの理念を具体化するものであることが、もっとも重要である。さもなければ、理念はたんなる看板に終ってしまうであろう。本学の理念を具体的に実現していく教職員、学生、および卒業生の不断の努力と活動を通じてこそ、本学の理念が社会的に広く認められるようになるのである。そのために改善すべきことはたくさんあるが、中心となるのは次の 3 点である。

1）本学の全構成員が、たえず建学の理念を想起し、それに基づいた活動を展開する。その

点で「世界市民」科目は重要である。すべての専任教員が輪番制で担当する「世界市民」科目は、すべての学生にとって必修科目となっており、少なくとも担当する教員と受講する学生は大学の理念についてあらためて考える機会をもっている。この科目の実施によって、個々の教員や学生が本学の教育理念についてどれほど深く理解するようになったかを判定するのは困難だが、本学の理念が教員・学生の間により深く浸透していっていることだけは確実である。しかし、ここには、大学の重要な構成員である職員がほとんど参画していない。職員は、その職場によって、大学の理念・目的・教育目標などに触れる機会に差があるものの、日常的な研修等によって自己のものにしていかねばならない。何れにしても、大学の構成員が日常的に大学の教育理念を共有していく努力を忘れてはならないのである。

2) キリスト教センター等を中心として、建学の理念を具体化する諸活動をさらに積極的に展開する。上記の「国際ワークキャンプ」のように、建学の理念を典型的に示す活動はもちろんのこと、各種のボランティア活動等を活性化し、より多くの学生が参加する体制を構築する。また、国際センター等を中心として、国際交流をさらに活性化させ、海外留学や海外研修など本学学生が異文化を体験する機会を拡大する。こうした活動への参加者は、全学生の一部にすぎないが、彼らはその体験をより身近な形で他の学生たちに伝える者となるであろう。

3) 広報の面においては、学長室の役割の刷新が求められる。学長室で一元的に扱っている大学ホームページは、今後ますます重要な情報発信メディアとなる。ホームページにおける情報発信の内容・頻度・基本姿勢等は、本学のイメージに決定的な影響を与える。広報業務を担う学長室は、たえず大学の理念・目的・教育目標を意識しながら、学内外への情報を発信しなければならない。これらの点については、2006 年度中に、広報体制の一新が検討されることになっている。

２）理念・目的等の検証

Ｃ群　大学の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況
Ｃ群　大学の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況
【現状説明と点検・評価】

大学の理念・目的・教育目標を検証するために、大学および各学部・研究科には自己点検・評価の常設的な組織が設置されているし、さらに時代の変化や学生の状況に対応して見直しを検討する組織が活動している。各学部・研究科には将来構想検討委員会や FD 活動委員会が設置され、それぞれの教育目標の検証を日常的に行っている。

全学的なレベルで、現在審議を継続している主な組織としては、全学自己点検・評価室のほかに、全学カリキュラム検討委員会と中長期ビジョン委員会大学部会がある。

全学カリキュラム検討委員会は、2005 年度に発足し、2008 年度からの新カリキュラムの実施に向けて、審議を行っているが、カリキュラムが大学の理念に基づく教育目標を具体化する基本的なフレームであることから、教育目標そのものを社会と時代の変化に対応して見直すことが重要な課題とされている。

「はじめに」で説明したように、2004 年度に設置された中長期ビジョン委員会大学部会は、桃山学院全体の社会的使命を再検証し、新しい時代にふさわしい学院を創造することを目指す学院の中長期ビジョン委員会の下に置かれた組織で、現在大学が行いつつある改革の多くは、中長期ビジョン委員会の計画として検討･実施されている。学院と大学は共同して、その理念・目的・教育目標を見直し、改善策を模索しているところである。

【改善方策】

時代と社会の要請に対応した大学を築くために、法人と一体になって、目的を追求する体制を一層強固にする。

カリキュラムについては､在学生が一巡する 4 年ごとに見直すことが慣例になっており、この慣例を継続する。

３）健全性・モラル等

Ｃ群　大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況

【現状説明と点検・評価】

未来の日本と世界に責任をもって活躍できる人材の養成を謳っている本学としては、大学が社会から高く評価されるように努力するのは当然の責務である。本学の構成員が守るべきモラルを示した綱領の類としては、1992 年に「桃山学院大学人権教育基本理念」を、2000 年に「セクシュアル・ハラスメントの防止に関する基本宣言」と「桃山学院大学環境宣言」を制定している。そのほかにも、随時必要なアピールを出している。最近の事例では、悪質な詐欺紛いのマルチ商法などに係わらないように注意を喚起したり、仲間内で騒ぎ過ぎて近隣の住民に迷惑をかけないように呼びかけるなどしている。これらのアピールは、学内に掲示されるだけでなく、授業を通じて全学生に文書を配付する体制をとっている。

【改善方策】

今後も、必要と思われるアピールは随時出していくが、社会的関心が高まっている課題については大学としてのより明確な姿勢を明示することも検討する。具体的には、飲酒運転の被害などが社会問題化した 2006 年には､大学として｢飲酒マナー宣言｣を出している。このように、大学としての健全性・誠実性、教職員および学生のモラルなどを確保するために必要と思われる措置は今後も随時とっていく。

２．学部の使命・目的および教育目標

(1)　文学部

１）理念・目的・教育目標

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学部は、建学の精神である「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材の養成」をより明確に、より直接的に本学の研究教育活動の中に位置づける役割を担って、1989 年に発足した。本学部の理念・目的は、「英語英米文学科においては英語および英米文学について研究、教授し、国際文化学科においては英語の運用能力の涵養につとめ、世界の諸地域の文化と日本文化について、言語、文化、思想を比較しつつ研究、教授し、広く国際社会に活躍しうる人物の育成につとめる」ことにある。

これを受けて、発足 10 年に向けて、1998 年 5 月の教授会において審議・決定された現行の文学部の教育理念は次の通りである。

> 現在の日本では、政治・経済・科学・技術・観光といった分野での国際化が急激に進行し、人と物と情報の海外との交流が非常に活発になっている。しかし、世界の各地域で形成されてきた異文化への相互理解が、そうした国際化の前提になっているとは、まだまだ言えそうにない。そのために、国際化が進めば進むほど「国際誤解」が生まれてしまうという側面もまた存在するのである。いま私たちに求められているのは、異文化理解を前提とした一般市民レベルでの国際交流である。
>
> 本学は上記の通り、「キリスト教精神による人格の陶冶」「世界市民の養成」という建学の精神を掲げているが、文学部はさらに「国際的視野」「現代社会への対応」「実践的英語力」という 3 つのスローガンのもと、国際化社会を生きるにふさわしい教養ある国際人、また市民レベルでの国際交流ができる人材の育成という教育理念を設定し、もって建学の精神の実現を図ろうとしている。

そこでは英語英米文学科および国際文化学科の両学科とも、国際的な言語媒体として最もニーズの高い英語の高度な運用能力を修得することを基礎的教養として重視している。

英語英米文学科では、英語を使用する人々の精神活動の芸術的成果である英米文学を鑑賞・評価すること、英語という言語そのものを学問的に研究分析すること、および高度の英語運用法について研究・教授することを目的としている。

また国際文化学科では、日本語・日本文化についてはもとより、欧米の言語と文化、アジア諸地域の言語と文化についても研究・教授することを目的としているが、さらに欧米あるいはアジアとの比較検討の中で日本文化の特質を客観的に把握し、偏見から解き放たれて自国の文化を含めた様々な文化を理解することができる人材を育てようとしている。

1998 年 5 月に文学部の教育理念が設定されて以降､2005 年 5 月に至る社会の高度 IT 化、

インターネットの普及による国境を越えた情報の共有、文字通りの急激なグローバル化の波は、まさにこの教育理念が適切であったことを物語る。

しかし、その一方で理念を現実が追い越した面も見られる。とりわけ、インターネットの普及、そして国際的な人的交流の増大は、国際共通語としての英語の重要性を計り知れないほど増大させている。その意味で、文学部教育理念をカリキュラムとその教育の現場でより徹底させることが求められる。

さらに、2006 年 5 月に至るこの 1 年間に、18 歳人口の激減、いわゆる少子化傾向は顕著なものがあり、その基礎学力の低下もまたいよいよ顕著となってきた。一方においては、世界情勢の激変があり、また、「文学離れ」「英会話偏重」等、学生の学修志向の偏りもあって、2009 年、文学部創設 20 周年（学院設立 125 周年）に向けて、なおいっそうの適切な対応・対処が求められる。

文学部における「国際共通語としての英語」教育のなお一層の充実を図る方策の一環として、文部科学省公募「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」（現代 GP）のうち、「仕事で英語が使える日本人の育成」に 2004（平成 16）年度、2005（平成 17）年度の両年度、応募・申請した。2004 年度は「異文化体験を通して学ぶ国際語としての英語―海外インターンシップ、海外ボランティア、留学生との共同研究―」と題し、2005 年度は「異文化体験による動機付け教育の展開」と題した。いずれも、英語英米文学科と国際文化学科から成る文学部として、教室型学習を踏まえつつも国際場裡での体験型学習へと展開しようとする取組構想であったが、残念ながら選定されるには至らなかった。

【改善方策】

現代 GP は選定されなかったが、その構想を生かすべく、2005 年度から文学部改革を検討してきた。2006 年 5 月現在、改革案の骨子は、英語英米文学科と国際文化学科を再編し 1 学科（仮称：国際教養学科）5 専修とする。5 専修は、英語コミュニケーション専修、ヨーロッパ・アメリカ文化専修、アジア文化専修、Japanese Studies 専修、メディア文化専修とする。これは、従来「コース」名称に留まっていた「英語コミュニケーション」を専修名称として明確化するものである。また、英語コミュニケーション専修以外の専修にも語学教育を含めた「体験型学習」を展開するものである。

「体験型学習」奨励・促進のため、留学・研修・ボランティア等何等かの形で学部生全員が海外へ出る機会を持てるような体制作りを検討する。

さらにこの新生文学部の趣旨をより明確化するために、学部名称そのものを変更する（仮称：国際教養学部）計画であり、2008 年度発足を目標とする。

「国際教養学部」（仮称）の理念・目的・教育目標については、後段「（理念・目的等の検証）学部等の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直し状況」の項において述べる。

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

毎年度刊行される『大学案内総合ガイドブック』により、入学後は『履修要項』等の紙媒体で、文学部の教育理念の周知に努めてきた。入学時の各種オリエンテーション、また2002年度新カリキュラム以降は１年次生の「基礎演習」においても文学部の教育目標等の

周知に努めている。また学生の保護者を対象に毎年全国各地で開かれる教育懇談会や、高校生を対象に年に4回行われるオープンキャンパスの機会なども利用して、周知に努めてきた。オープンキャンパスではとりわけAO入試に関連する部分が学部理念の周知のための良い機会である。

そういった方法よりもっと直接的で大きな有効性を持つのが大学ホームページ（HP）であるように思われる。文学部ばかりではなく、本学HPは更新に更新を重ね、その理念・目的・教育目標等の普及に力を発揮し始めている。

しかしまた、伝統的な紙媒体『大学案内総合ガイドブック』の重要性も決して失われていない。ただ、『大学案内総合ガイドブック』あるいは『履修要項』を含めた紙媒体は「保存がきき」再読し得る利点がある一方、「アップデート」な情報に欠けるうらみがある。ここで、2005年度よりリニューアルされた本学広報誌『アンデレクロス』は大きな意味をもつ。この広報誌は年4回刊行され、その分、アップデートな情報を提供することができるからである。

このように適切に行われていると評価できる。

【改善方策】

これらの方法をいっそう積極的に推進する。とくに受験生向けには上記の通りHP記事の充実は勿論、高校生向け「出張講義」やオープンキャンパスの機会にも周知に努める。

そのため、「世界市民」科目の担当や研修教授会の機会を通して、学部を構成する教員自身への周知にも努める。

２）理念・目的等の検証

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

文学部 FD 活動推進委員会、教務委員、将来構想検討委員会、英語英米文学科会議、国際文化学科会議等が各々の立場で検証に当たっているが、それらの連携は必ずしも十分とは言えない。たとえば、学生による「授業評価」は、結果的には「文学部の理念・目的・教育目標を検証する」ことになっているとはいえ、専ら文字通り「授業評価」に終始し、教員側の対応・フィードバックが十分とは言えない。

2002年度より導入された新カリキュラムよって学部間ゼミ相互乗り入れが実現し、文学部生も一部を除き他学部開講ゼミへ参加が可能となったが、他学部ゼミへの参加率は予想を上回るものであった(2004年度文学部在籍者数の21.8%、2005年度16%、2006年度26.1%)。この事態を文学部の理念と教育目標に関わる危機的問題として重く受け止め、文学部内各所管（FD活動推進委員会、教務委員、将来構想検討委員会、英語英米文学科会議、国際文化学科会議等）が良く連携し、原因究明に当たるとともに「文学部ゼミの魅力アップ」の方策を検討した。

【改善方策】

このゼミ問題を一時的な問題として終わらせてはならない。この経験を契機にして、学部内各所管を恒常的な検証システムとして機能させなければならない。 そのためにまず、

新たに編成された自己点検・評価委員会から、FD 活動の活性化について同推進委員会を初め学部内各所管に働きかける。

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直し状況

【現状説明と点検・評価】

少子高齢化社会の加速、18 歳人口減少による大学全入時代の早期到来、しかも顕著な学力低下に対応すべく、文学部では、将来構想検討委員会を中心にその理念・目的・教育目標を見直す、というよりもむしろ、現代社会に向けてより積極的に理念・目的・教育目標をアッピールし、かつそれらの具現化を図る方策を検討している。

2004 年 4 月以来、将来構想検討委員会では、精力的に文学部の将来構想について検討を加え、その原案について学科会議、教授会などで議論を行ってきた。その間、将来構想の構築とその具体化にとって有益と考えられた、文部科学省募集の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」のうち、「仕事で英語が使える日本人の育成」という申請テーマに応募することとし、「異文化体験を通して学ぶ国際語としての英語―海外インターンシップ、海外ボランティア、留学生との共同研究―」を策定し、申請した。残念ながらこの申請は採択されるには至らなかったが、申請の取り組みによって将来構想の構築と具体化の方向がより鮮明になってきたと評価される。また、申請の趣旨を生かすことについて学長・副学長をはじめとして学内の支持が得られたことは、一定の前進と考えられる。

また、2005 年度の文部科学省募集の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」のうち、「仕事で英語が使える日本人の育成」という申請テーマに再度応募することを教授会で決定した。2005 年 5 月、前年度申請不採択理由に鑑み、さらに内容を拡充し取組名称「異文化体験による動機づけ教育の展開」として採択を目指し再度申請した。

2005 年 9 月、今回の申請もまた残念ながら選定されるには至らなかったが、そこで計画されたさまざまな「英語教育改革プラン」を踏まえて、文学部改革計画を「学院中長期ビジョン」大学部会に申請するに至り、了承されている。

文学部の改革案は、2005 年 7 月の教授会決定「現行の英語英米文学科・国際文化学科 2 学科制を 1 学科に再編する」を受けたもので、1 学科 4 専修制の具体的検討を将来構想検討委員会、教授会で開始した。

その後、2005 年度末に 2009 年の学院創立 125 周年に向けて「学院中長期ビジョン」が策定された。それは、《「自由と愛の精神」に根ざし、共に考え行動する「世界の市民」を養成 》するという建学の精神を踏まえて、次の 5 項目を重点課題とした。国際交流・外国語教育・地域貢献・健康･スポーツ振興・職業教育（順不同）である。

これを受けて、文学部としては主に国際交流と外国語教育を絡め、現代 GP への申請経験も生かして、「学院中長期ビジョン」に学部改革をエントリーするとともに、2006 年 5 月現在、改革後の新生文学部の教育理念・教育目標を次のように策定した。

《21 世紀のグローバル化が進展する世界において、幅広い教養をもち、氾濫する情報に流されることなく主体性をもって行動する「世界の市民」を育成する。そのために、西洋の古典的教養を絶対視するのではなく、時代の要請に対応する、世界中の多様な文化の理解を前提としたリベラルアーツを目指す。》

この理念を具現化するために、学部名称を「国際教養学部」（仮称）と改め、国際教養学科１学科、検討当初の４専修にメディア文化専修を加えて５専修制とする。

【改善方策】

学部・学科の理念・目的・教育目標を、社会との関わりの中で見直していくためには、外部からの目が不可欠である。今回の文学部改革にあたっても、多くの客観的データを収集するためにリサーチ会社に調査を委託した。自己点検・評価委員会を中心に、今後もリサーチを含め外部講師の招聘等、2008 年度を目途に「見直しシステム」構築を図る。

(2) 社会学部

1）理念・目的・教育目標

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会学部社会学科と社会福祉学科の理念と目的は、「学則」第3条に明記されているとおりである。すなわち、「社会学科においては人間関係の構成する組織の機構と機能に関する理論と実際について研究、教授し、社会福祉学科においては現代社会におけるさまざまな社会福祉問題を解決する理論と実際について研究､教授し､社会の繁栄と平和のため、国際社会に活躍し得る人材の育成につとめる」ことである。

各学科の教育目標は「履修要項」に記されているとおりである。すなわち、社会学科は「社会研究（social study）を通して、現代社会を多様な視点から理解し、自主的かつ論理的に考え、総合的に判断し、行動する、『世界の市民』と呼ぶに値する人材を育てること」を目標に掲げている。この目標実現に向け、社会学科では1983年以来4コース制を維持しながら、高い教育効果をあげてきた。

1998年に社会福祉学科が独立して3コース制となり、2002年に国際社会コース担当教員4名が法学部に移ってコース数は減少したが、現在もなお「現代社会」と「現代文化」という二つの履修モデルによって、また、社会調査士資格認定機構による社会調査士資格に対応した社会調査関連科目の充実によって､カリキュラムの質は十分に維持されている。

社会福祉学科においては「多様化する様々な社会福祉問題を科学的、組織的、実践的に教育研究するとともに、時代の要請（少子高齢化、情報化、国際化）に応え得る有能な社会福祉専門職を養成すること」を目標に掲げている。この目標実現の指標として、社会福祉学科では毎年度、全国的にもハイレベルの国家試験合格者数を確保しており、実践現場に有能な社会福祉専門職として活躍する人材を送り出している。しかし社会福祉学科の理念と教育目標をより健全に具体化していくためには、適正教員数が最低限保証されていなければならない。社会福祉学科は実践の学問であり、実習系の学科として、少人数教育を重視し別立てのカリキュラムを提供しているため、なおいっそう潤沢な教員の確保が必要である。

以上のように、社会学部の理念と目的は現代社会の要請に十分に応えうるものであり、「建学の精神」（キリスト教）や「世界の市民」という理念とも合致している。基本的にはこれからも継承されるべきものとして評価される。また、各学科の「教育目標」も21世紀の社会的ニーズに対応したものであり、全体的には適切なものと判断する。

【改善方策】

社会学科では、国際的視野の拡大と現場体験を通した地域への積極的参加を教育課程に組み込むため、2006年度より「共通自由特別講義―フィールドワーク入門」（インテグレーション科目）に専任教員が出講している。また2008年度より社会調査関連カリキュラムの半期前倒しを実施し、よりいっそうの資格取得者の輩出をはかる。

一方、社会福祉学科の教育課題は、ますます進行する高齢化・少子化のニーズに対応しつつ、制度の谷間にある複雑で深刻なニーズに向き合う力を持った専門職の養成にある。

国家試験の合格率だけでは把握できない実践力を養う教育、特に少人数教育が必要とされる実習と演習のいっそうの充実をはかるために、専任教員数の増加を積極的にはたらきかけていく。

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

理念と教育目標を周知させるべき対象は、教授会構成員、学生、学生の父母、受験生、高校教員、就職先企業等、多岐にわたる。

まず、社会学部教授会や研修教授会においては、折にふれて学部の理念や教育目標が語られてきた。たとえば 2004 年度の第 1 回研修教授会（5.12）において、学部長が「大学基準協会相互評価報告書」（1999 年）に基づき「社会学部の理念・目的」を紹介し、教授会構成員がそれらを常に意識し共有していくことの重要性を訴えた。さらに、学部長文書「社会学部将来構想をもとめて―幻なければ民亡ぶ」(5.26)を教授会で配布し、社会学部の「ヴィジョン」を求めつつ、それを土台にしてカリキュラム改革を行うことの必要性が強調された。教授会構成員のみならず新任教員採用時においても、大学の「建学の精神」の尊重を条件として課している。

次に、新入学生に対しては、入学式後のオリエンテーションにおいて、学部長が学部の理念・教育目標や、社会学部に期待される学生像などを語るよう努めている。そして、入学後に配布される『履修要項』等とは別に、社会学科においては新入生向けのパンフレット『ようこそ社会学科へ 2006』を学科独自に作成し配布するとともに、オリエンテーションに全教員が出席し、それぞれの研究対象や大学観などを語る場を設けている。また社会福祉学科では、1 泊 2 日の新入生キャンプを実施しており、社会福祉へのガイダンスを徹底させており、建学の精神については春学期の早い時期に一コマを使って新入生全員に周知を図っている。

さらには、学部所属教員が多数会員として加入する「桃山学院大学社会学会」が学内に設けられており、その主催による公開講演会や各種研究会活動を通して、社会学部の理念・目的・教育目標等を周知させることが行われている。年 2 回発刊する紀要誌『社会学論集』も、周知のための重要な媒体として機能している。

受験生に対しては、夏休みに 4 回開催されている「オープンキャンパス」において、入試委員・AO 入試委員が中心となり、社会学部の紹介に努めている。また「高校生向け特別授業」にも社会学科 4 名・社会福祉学科 6 名・計 10 名の教員が参加している。このほか、大学案内やホームページを通しての広報に対しても積極的に協力している。

学外向けの主な活動としては、全国の支部において年 2 回開催される教育懇談会において、学部選出の教務委員（2 名）が学生の父母への対応に当たっており、また紙媒体としては『大学案内　総合ガイドブック』がある。大学の Web サイトには各学科のホームページが開設されている。

研修教授会、新入生オリエンテーション、オープンキャンパスの機会を通しての社会学部の理念・目的・教育目標の周知徹底は、学内的には現状でも十分であると考える。また実習系に位置づけられている社会福祉学科においては、将来予想される就職先施設等との緊密な連携が保たれており、学外に向けた学生の父母や就職先企業等に対する周知活動は、

十分になされていると評価される。

【改善方策】

学外向けの周知方法についてはホームページを開設している。しかしそれ以外に学部として独自の方策を講じるまでには至っていない。これに対する改善方策としては、全学的活動として設けられている教育懇談会や各種同窓会組織などの場を通じて、そこへの出席の機会を有効活用するなどして、学部の理念および教育目標の周知に今後とも努めたい。また、入試委員会から毎年要請のある高校生向け特別授業への社会学部教員の参加を、高校教員への働きかけを意図して、今後も積極的に促していく。

2）理念・目的等の検証

C群　学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

2004～2005年度において学部長の諮問機関として設けられた「将来構想検討委員会」は、学部自己点検・評価委員会とFD活動推進委員会をも兼務して、学部の理念・目的・教育目標を総合的に検証するため、さまざまな項目につき集中して議論する場として位置づけられた。そこでの議論の内容は、その都度学科会議を経て教授会に報告され、また提言という形で議題に取り上げられ審議されるというシステムが、この2年間で定着を見たと評価される。当該委員会のような形態は、教授会構成員が40名に満たない小規模な学部運営に当たる上では、重要な委員会機能を一括してそこに集め、機動性の高い活動を展開するという点で長所といえる。

【改善方策】

「将来構想検討委員会」は、恒常的なものではなく臨時に設けられたものであり、その業務の最大の目的は、2008年度以降に予定されているカリキュラム改訂に向けて、社会学部の将来構想を検討立案することにあった。なおカリキュラム改訂に関しては、全学組織としての「カリキュラム改訂検討委員会」が別途設けられ、また学部学科の理念・目的・教育目標をつねに点検評価し、学部長に進言する組織としては、現在も「FD活動推進委員会」と「学部自己点検・評価委員会」が学部内に設けられており、今後は両委員会活動を有効に機能させることで、将来に向けての改善・改革を立案し具体化していく。

C群　学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直し状況

【現状説明と点検・評価】

その対象領域は多岐にわたるものの、社会学部の教育研究活動は、現代社会との係わりなしに存立しない。社会学科においては、社会調査関連科目や、教員による個別のフィールドワーク活動を通して、社会との接点は十分に保たれており、そうした個別領域での研究教育活動を通して、学科の理念・目的・教育目標の社会的有効性や意義が、絶えず検証されている。

また社会福祉学科においても、その学科の性格上、いわゆる福祉現場との緊密な関わりを抜きにしては存立せず、カリキュラム運営や学生教育研究支援活動を通して、多角的に

社会との接点を維持している。

しかし現状では、これら各学科および教員個々人の個別の努力や成果を学部全体として把握し、組織的に検証し、カリキュラムの中に具体的に位置づけ生かしていくシステムは確立されていない。

【改善方策】

学部・学科の理念・目的・教育目標を、社会との関わりのなかで組織的に見直していくシステムの構築については、「FD 活動推進委員会」および「学部自己点検・評価委員会」において 2008 年度までに明確化する。

(3) 法学部

1）理念・目的・教育目標

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

法学部は 2002 年 4 月に発足し、2006 年 3 月に最初の卒業生を送り出した。

学部創設にあたり、法学部が目標としたのは、「世界の市民」の養成という桃山学院大学の理念に根ざしつつ、法学部独自の視点を取り入れた「基本的な法律知識と法的思考を身につけ、かつ豊かで幅広い教養を備え、広く国内外で活躍し得る人材の育成」、言い換えれば、世界の市民として社会に貢献し得る実践的な法律のプロの育成である。法化社会と称される時代の到来を迎えて、わが国においても、今後確実に、法務需要のなお一層の拡大が予想される。世界市民の養成の一環として、法の支配の行き届いた社会に対応できる能力、すなわちリーガルマインド（法的思考力）を身につけた人材の育成は欠かせない。

ここにいう「実践的な法律のプロの育成」とは、裁判官や検事、弁護士などのいわゆる法曹に限らず、各種の公務員や企業の法務担当者なども含めた「法律を使いこなせる人材の育成」を意味する。すなわち、職業としての法の専門家を育てるだけでなく、社会の変化に柔軟に対応して、社会現象を法的にとらえ、分析し、問題の適切な解決をはかることのできる専門的かつ総合的判断力を身につけた人材を広く養成することが、わが法学部の教育目標である。学部創設から 5 年目を迎えた現在においても、法学部発足当時のかかる理念・教育目標に変わりはない。

国際化・情報化の著しい現代社会においては、国際的なコミュニケーション能力を身につけさせるための教育の尚一層の充実はもとより、社会が複雑化し、人々の価値観が多様化してきている現状を踏まえて、人間関係を深く理解するために必要な幅広く奥深い教養、豊かな人間性を身につけさせる教育の充実がより強く求められる。こうした意味においても、法学部の理念・目的・教育目標は適切なものと評価し得る。

【改善方策】

2002 年 4 月の発足に際して、法学部は、①入学初年度における勉学への動機づけ、②初年度教育（導入教育）の重視、③法律基幹科目（憲法・民法・刑法）の反復学習という三つの柱を中心に、本学の既存の学部とは異なったユニークなカリキュラムや学部編成を構想した。今後も、こうした法学部の独自性を生かしつつ、豊かで幅広い教養を身につけさせるための教育を含めて一層の成果が生まれるよう、カリキュラムの整備・充実を図ると共に、法学部 FD 委員会などの学部内のしかるべき機関の活動を強化し、絶えず検証作業を怠らないよう努める。

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

法学部の理念・目的・教育目標については、毎年度の『大学案内総合ガイドブック』の中において、さらには法学部のホームページにおいても掲示され、広く社会に公表している。特に新入生に対しては、年度始めに行われるオリエンテーションにおいて周知徹底が

図られ、学生に配布される『履修要項』を基に、学部責任者による学部の理念・目的の説明が行われている。これ以外にも、必要に応じて、１年次の基礎演習や２年次以降の専門演習の担当者による個別指導などを通じて、法学部の理念・教育目標の周知および大学の建学の精神への学生の関心を促すような働きかけが行われている。

【改善方策】

2006 年度からは、法学部としてオフィス・アワーを設けることが機関決定されており、今後は従来の周知方法に加えて、オフィス・アワーの機会等も利用して、学部の理念・目的・教育目標の周知徹底を図ることとする。

２）理念・目的等の検証

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

学部の理念や教育目標については、当面、変更の予定はないが、法学部では、FD 活動の一環として､法学部の教育に関わるその時々の重要テーマを研修教授会において取り上げ、報告と検討を行っており、その際、学部の理念・目的・教育目標に踏み込んだ議論も展開されている。さらに、定期的に開催される教授会においても、学部教育のあり方に関する問題は意識的に取り上げられており、研修教授会や教授会におけるそのような議論を通じて、適宜、法学部の理念や教育目標についての検証が行われているものといえる。また、このような活動そのものが、専任教員に学部の理念・目的・教育目標が浸透するよい機会となっている。

ただ、研修教授会は、講義や、学部教授会、大学の各種委員会などの開催日程の合間を縫って、不定期に開催されるものであり、現状では、年に数回程度の開催にとどまっている。また、研修教授会以外に、学部の理念や教育目標を検証する学部内の機関として、従来から、法学部自己点検評価委員会、法学部 FD 委員会、法学部将来構想委員会などが組織されているが、これらの委員会は、これまで必ずしも効果的に活動してきたとはいえず、相互の連携も十分ではなかった。

【改善方策】

今後は、研修教授会の開催回数・時間をできるだけ増やすことに努めたい。さらに、法学部自己点検評価委員会・FD 委員会・将来構想委員会の各機関の活動を促進し、また、その活動の成果を有機的に結びつけることによって、充実した検証を行うよう努める。

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況

【現状説明と点検・評価】

既に述べたように、法学部は、2006 年 3 月に最初の卒業生を送り出したばかりである。こうした卒業生の中に、本学の建学の精神並びに本法学部の理念をいかに浸透させることができたか、詳しい分析はこれからとしても、第 1 期生が社会においてそれなりに評価され、受け入れられたこと、また、2005 年度に実施された司法試験において、残念ながら最終合格にまではいたらなかったが､短答式試験を突破して論文式試験に挑んだ学生もおり、

さらには、いわゆる法科大学院への進学者もいたことなどからすれば、本法学部の理念・目標に沿って、一応の具体的成果はあがっているものと評価できよう。

他方、専門職大学院の一類型としてのいわゆる法科大学院の出現は、法学部教育のあり方に根本的な問題を投げかけることとなった。法学部も専門教育を行う学部として法律家を養成する機能をもつはずであるとすれば、法曹養成のためのプロフェッショナル教育の役割を担う法科大学院と学部との違いは何であるかが必然的に問題となる。法学部として存続する以上は、このことを自覚しつつ、法学部の役割について、本学学生の社会的進路の選択と社会的ニーズに応えることを目標に、そのあるべき将来像を模索する必要がある。

【改善方策】

法科大学院の出現という状況の下で、法学部における法学専門教育の意義を再検討し、学部の理念・教育目標について見直しを図る必要があるかどうかを早急に見定めなければならない。そこで、直ちにこの問題の検討に入り、必要があれば、2008 年度を目途に、法学部の教育理念等の新たな方向付けを行う。

(4) 経済学部

1）理念・目的・教育目標

A群　学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

桃山学院大学は、1959年、キリスト教精神に基づく「世界の市民」の養成を建学の理念とし、経済学部の単科大学として設立された。その後、本学は、社会学部、経営学部、文学部、法学部を増設し、さらに大学院文学研究科、経営学研究科、経済学研究科、社会学研究科を開設して、文科系総合大学として発展し、経済学部は現在、学生収容定員1,450名、専任教員37名を擁するに至っている。

経済学部の理念・目的は、「経済、産業および貿易に関する理論と実際について研究、教授し、国際社会に活躍しうる人材の育成につとめる」（学則第3条1項）ことにある。これを基に全学的な建学の精神をも踏まえた経済学部の教育目標は次のとおりである。

「経済学部経済学科では、激動する現代の経済社会問題を広い視野から見つめ分析することのできる人材を育成したいと考えている。

経済学の深い専門知識とともに、法・経営・社会・国際文化・情報科学といった関連分野の幅広い知識を備えた人、さらに、そうした知識をベースにして経済社会の様々な問題に対する自分なりのしっかりとした見地を持ち、社会のなかの各々の持ち場で問題解決するために指導的役割を果たし得る人、経済学部経済学科ではそういう人材の育成を目指しているのである。」（『2006年度履修要項』）

上記の教育目標を実現するために、経済学部では、

①自由な問題関心に基づく主体的な学習態度の涵養、

②経済学の専門知識の修得とともに、専門に隣接する知識を含む豊かな教養と柔軟な思考の育成、

③実践的な国際感覚、グローバルな思考力と、労働観、職業観の涵養、

④すべての学年に演習を配置するなどできる限りの少人数教育による教員･学生間の親密な交流、

⑤コース制による幅広い専門知識と時代適応力の修得、

を特色とする教育活動を行ってきた。ことに2006年度には「中国ビジネスキャリアコース」を開設して、上記③についての教育体制の充実を図った。また生涯教育への対応という点では、社会人聴講生制度および社会人入学試験制度を実施している。

こうした現状を踏まえてみると、経済学部創設にあたって謳われた、キリスト教精神に基づく「世界の市民」の養成という建学の精神は、グローバル化の進む今日の国際社会においても、時代の要請に十分答えているといえよう。また、経済学部の教育理念は、学校教育法第52条にいう「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させる」という大学の目的にふさわしいものといえるであろう。

この教育理念に沿って、現在のカリキュラムは、セメスター制による効率的な教育システム、基礎学習から応用学習へのステップアップシステム、演習Ⅰ･演習Ⅱでの少人数ゼミ

ナール形式による経済学の基礎学習、第１年次から幅広い専門科目の提供、英語講義の実施、「経済学特講」・内外インターンシップによる実学教育など前記の経済学部教育の特色を盛り込んだものになっている。さらに他大学との単位互換制度など新たな試みも行われているが、経済学部教育の理念・目的の達成において必ずしも十分といえない点も存在する。研修教授会等での指摘を集約すると、実践的な外国語教育や数学教育の強化による教養教育の充実、海外インターンシップや資格取得体制の強化による実学教育の拡充、さらにキャリア教育の充実などが当面する重要な検討課題といえよう。

【改善方策】

本学では、2002 年度にカリキュラムが改訂され、現行カリキュラムが実施された。上に指摘したような現行カリキュラムの問題点を見直し、またカリキュラムを建学の精神と各学部教育の理念に一層ふさわしいものにするために、現在、2008 年度からのカリキュラム改訂を目指して、現行カリキュラムの見直しが進められている。未だ具体化には至っていないが、専門科目の調整、演習の見直し、外国語教育の改革案等が示されるものと思われる。また 2006 年度開設の「中国ビジネスキャリアコース」によって、中国での中国語研修とビジネスインターンシップを特色にした全く新しい教育システムが始動することになった。この新コースは外国語教育等に改善の余地を残しているものの、2008 年度カリキュラム改訂と相俟って経済学部におけるキャリア教育をさらに前進させるものと期待されている。

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

経済学部の教育理念・目的・教育目標については、前記のように毎年度学生に配布される『履修要項』および各種履修ガイダンスをはじめ、経済学部 WEB サイトや、受験生向けの『大学案内総合ガイドブック』等においても言及・紹介されているところである。さらに「中国ビジネスキャリアコース」については、初年度ということもあって別冊のパンフレットによって主に受験生向けに教育理念・教育内容等の周知を図っている。

また経済学部の教育内容については、経済学部将来構想検討委員会あるいは定期的な研修教授会において不断の検討・見直しを行っており、ことに研修教授会は、教員相互の教育情報交換の場として活用されている。さらに、毎年度定期的に、学生の保護者を対象に全国各地で教育懇談会を開催し、参加された保護者に対して、経済学部教育の目的および教育活動の現状について説明を行っている。

こうした取り組みを通して、建学の精神に基づく経済学部教育の理念・目的・教育目標とその実現のための教育活動はおおむね適切なものであるという共通認識を得るに至っている。

経済学部教育の内容はカリキュラムに体系化され、「講義計画」として具体的に示されているが、「講義計画」の作成はすべての講義担当者に義務付けられており、『講義要項』として、またインターネット上においても閲覧可能なかたちで公開されている。同時に、経済学部教育を徹底するために、定期的・学年別に履修指導が行われ、それを個別教員のオフィスアワーによって補完する体制が組まれている。「講義計画」そのものは、経済学部の教育内容を周知させる上で重要な意味を持つが、学生の利用状況は必ずしも十分とは言いがたい。履修ガイダンスとともに「講義計画」の記述方法等の工夫が求められるところである。

【改善方策】

経済学部の教育理念・目的・教育目標の周知徹底を図るべく、学部独自の方策として、経済学部広報委員会が学部 WEB サイトの内容を定期的に見直したり、今年度発足の「中国ビジネスキャリアコース」については、同コース運営委員会での検討を踏まえながら、別冊パンフレットを刷新して教育内容およびその魅力をさらに普及すべく努めている。

一方、経済学部生に対する「講義計画」の活用指導を強化するとともに、少人数クラスに分割するなどきめ細かな履修ガイダンスについても検討を進めている。そのためにも学部 WEB サイトでの面談時間の公表などを通して、オフィスアワーの利用を勧めて、学生に対する教育指導の充実に取り組んでいる。

２）理念・目的等の検証

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

学部学科の理念・目的を検証し、教育内容の改革について検討する機関としては、上述のとおり、経済学部将来構想検討委員会が、主として、その任を負っている。本委員会は学部長以下 9 名で構成されており、学期中に定期的に（1 カ月に 1 回）開催され、カリキュラムや教育内容の不断の検討を行うと同時に、新学科構想や FD 活動推進のための議論を重ねている。将来構想検討委員会内には、さらに小委員会が設置され、特定の事案に関して専門的立場から機動的に問題解決にあたる体制が構築されている（2006 年度現在は、数学教育に関する小委員会が活動を継続している）。

また、原則として学部専任教員が全員参加する経済学部研修教授会が、年に二回開催されている。研修教授会では、将来構想検討委員会で議論されたもののなかから特に重要なテーマが取り上げられ、活発な意見交換を通じて、学部全体の意思疎通がはかられている。研修教授会はまた、学部の理念・目的・教育目標を全教員に浸透させる機能も有している。

将来構想検討委員会と研修教授会を軸とするこのシステムは、おおむね、良好に機能していると評価しうる。

【改善方策】

将来構想検討委員会と研修教授会を軸とする現行システムを維持し、さらに強化していく必要があろう。とりわけ、2008 年度カリキュラム改革に向けて、このシステムの果たす役割は重要である。

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直し状況

【現状説明と点検・評価】

18 歳人口減少による大学全入時代の到来と本学入学生の基礎学力低下のなかで、激動する世界経済・日本経済の動きを冷静に観察し、本学経済学部に求められているものは何かを真摯に探る -- 現行の学部理念・目的・教育目標は、まさに、そうした検討の積み重ねのなかから育まれてきたものであるといえる。

近年においてはとりわけ、「中国ビジネスキャリアコース」の 2006 年度開設、基礎教育

科目の充実や職業意識育成のための科目の充実といった点で、さらなる改革を模索しはじめたところである。

【改善方策】

まず「中国ビジネスキャリアコース」の進展を注意深く見守る。基礎教育等の充実については、毎年の新入生の基礎学力の推移調査など、将来構想検討委員会を中心に現在も行われている検討努力を継続していく。

(5) 経営学部

1）理念・目的・教育目標

A群　学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

経営学部は、経営学の教育と研究を通じて、本大学の教育理念である「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民として活躍しうる国際人の養成」を具現化することを使命とする。

経営学部は、かかる使命に基づき、「自由と愛の精神」を持ち、「世界の市民として主体的に生きる職業人の育成」「グローバルな視点とローカルな視点を併せ持つ人間の育成」を、教育目的として掲げている。世界は今、グローバリズムと情報化という2つの流れに象徴される文明論的転換期の中にある。社会や人間のあり方も問い直され、「人間性」、「社会性」、「自由と自己責任」がすべての組織や個人にとっての生き方の基本的思潮となりつつある。このような基本的思潮の発展と普及という情勢のなかにあって、経営学部の上記の教育理念・目的は、時代的思潮に適合しており、それを大学教育の場で具体的に進化・発展させることが、いよいよ重要性を増すものと思われる。

経営学部が目指す「世界の市民」とは、明確なアイデンティティを持ち、グローバルな視点とローカルな視点とを併せ持って、様々な問題を自己の課題として受け止めることができる人間をいう。「世界の市民」であることを自覚して生きようとする時、思いやりと自信を持って主体的に生きることが要請される。また、「世界の市民」は、社会で役立つための実力を身に付けていなければならない。これがあって初めて、より良い社会の形成を目指して、①自ら問題提起を行い、②自ら解決案を考え、③解決案を実現するために他人と協働し、努力することができるのである。経営学部が育てたい人材とは、常に将来への希望を持ち、他者および環境への配慮を忘れず、主体性を持って強く生き抜く力と意欲を有する者であり、企業や組織にあっては、経営活動や組織運営に関するプロフェッショナルな知識と技能を有し、リーダーシップを発揮できる者である。

経営学は、一般に企業の構造と行動を研究対象とする。企業の活動は、社会的、自然的、歴史的環境のなかで展開されている。このような諸環境と企業の相互関係により、企業自体のイメージや性質、および社会からの企業への期待もダイナミックに変容しており、企業活動の多様化・複雑化が進展している。特に、今日の「多様化」と「複雑化」は、「環境志向」、「国際化」、「情報化」という波によって特徴づけられる。さらに、21 世紀に入り、「社会における企業」ないし「市民としての企業」(Corporate Citizenship) という考え方の下に、従来からの事業活動をも含めた企業自らの社会的貢献活動に加え、社会的課題への応答として他のセクター（非営利組織や政治行政組織など）と企業とのパートナーシップが浸透しつつある。これからの経営学は、企業のみならず、他の組織をも、また異質的な組織間のパートナーシップさえも対象としなければならない。対象の「多様性」と「複雑性」は益々増してこよう。経営学の教育・研究は、このような世界的、社会的、歴史的動向をしっかりと見据え、対象の「多様性」と「複雑性」を理解していく方向で行われる必要がある。このような経営学に関する認識を基礎に、企業のみならずさまざまな組織で

主体的に活躍できる人材の養成を経営学部の目的としている。

【改善方策】

経営学部は、かかる状況と課題を真摯に受け止め、我々の教育と研究を飛躍させなければならないと覚悟している。われわれにとって大切なことは、経営学の「多様性」と「複雑性」を「世界の市民」という視座から解釈し、それを受けて問題提起し、かつ問題解決に向けての何らかの展望を得ることである。また、その継続的な経験は、他者に対する共感性および環境に対する感受性とともに想像力や創造力を必要とする「世界の市民」を養成することの一助となろう。

今日、先に見たように、企業や種々の組織には、人間や社会および環境への社会的公正さをもった積極的な応答が強く求められている。このような情勢を考えるならば、経営学部の教育理念・目的・目標は「適切」であるばかりでなく、「先見的」であったと言っても過言ではなかろうといささか自負している。

しかしながら、常に時代は変化しており、社会的課題は常に探求の対象にならざるを得ないことに鑑み、上述の経営学部の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材育成等の目的の社会的適切性、および社会的ニーズへの適合性の点検は、常に継続的になされる必要がある。そのような点検はいままでも行ってきているが、今後もこれらの課題に関する検討を意識的、かつ効果的に将来構想委員会、研修教授会等において実施することにする。

Ａ群　学部の理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

経営学部は、開設以来、経営学の教育と研究を通じて、本大学の教育理念を具現化することを使命としてきたが、それを学部の教育理念として明文化することもなく多くの年月を費やしてきた。しかし、大学を取り巻く環境や社会情勢の変化、それに伴う桃山学院大学経営学部のアイデンティティの確立の必要性に鑑み、われわれは 1996 年度のカリキュラム改定時に後に述べるような教育理念を明示化したのである。

それを受け、1996 年度から履修要綱の冒頭に「使命と教育理念・教育目標」を掲載し、かつ毎年 4 月上旬に行われる新入生向けの「経営学部オリエンテーション」にてそれを説明し、学生への周知を図っている。また、2004 年度から、「周知」をより徹底すべく、入学式の後の保護者会においても教育目標等に関する文章を配布している。さらに、1996 年度から 2001 年度まで設けられていた「経営学部基礎演習」、2002 年度から開講の「大学生活入門セミナー」（いずれも 1 年次生対象で、事前にクラス分けをしているため、必修科目ではないが 1 年次生全員の履修を保っている）で「理念・目的・教育目標等」について話し合う機会を設けたらどうか、という議論が研修教授会等において幾度となくなされた。これまで統一された共通の実施要領を作成するには至っていないが、このような議論の機会を通じて各担当者の創意工夫に少なくない作用と影響を与えてきた。最後に、「入学以前にある程度理念に共感を持っている、ないしは持てる可能性のある学生」を選抜する AO 入試の実施は、理念・目的・目標を周知させる一つの「周知の方法」であることも、付言しておきたい。

以上のように「理念・目的・教育目標等の周知」に努めてきたが、これらを「有効性」の視点から振り返るならば、「問題なし」とは言えないであろう。われわれの取り組んでき

た試みのほとんどは、ごく一般的なものであり、実施しているからといって、そのままでは「有効性の向上」を担保するものではなく、十分といえるものでもない。これらの一般的な方法に加え、より有効性を高めるその他のやり方についても、その可能性を探っていくことが必要である。

【改善方策】

改善方策の少なくともその一つは、「理念・目的・教育目標等の周知」について話し合う機会を設け、深く議論したうえで、周知を実効あらしめるための「ガイドライン」を作成し、その上で1年次生全員が参加する科目、具体的には「大学生活入門セミナー」をより有効に活用していくことであろう。また、教育理念を共に考え、解釈し、それを自己の思いに結び付けていけるように、教員各自が担当の講義の中で「経営学部の理念・目的・目標等」を語り聞かせることもぜひ取り入れるべきだろうし、講義以外のその他の機会を「経営学部のイベントや行事」として創出していくことも、具体的に考えてよいのではないか。これらに加え、教育理念・目標をコアにした経営学部の入試広報およびAO入試の改善は、「理念の周知」における「有効性の向上」に資するところが多いと思われるので、これの改善にも努めたい。研修教授会において2008年度を目途に、以上の諸点を課題として検討し、具体的方策を立案することにしたい。

２）理念・目的等の検証

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

教育理念・目的・目標に関する「検証の仕組み」は、現在そのことを明確に意識した固有の「仕組み」は導入していない。しかしながら、現段階では、研修教授会や将来構想検討委員会などは、実質的に「検証する仕組み」の一つとなっているといえるし、また数年に一度のカリキュラム改革がそのような「検証の仕組み」として機能しているともいえる。

【改善方策】

当面の問題として捉えるならば、毎年実施されている「経営学部自己点検・評価」における「自己批判力」とそれに基づく「課題構成力」の精度を高め、「教育理念・目的・目標」の妥当性について教育実践を振り返るなかで、反省的に考えることを通じて「検証する仕組み」とするのが現実的ではないかと思われる。まさに研修教授会において2008年度を目途に早急にそのような仕組みを意識した「経営学部自己点検・評価」のあり方を検討することにしたい。

Ｃ群　学部の理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直し状況

【現状説明と点検・評価】

今後の社会においては、差異を認めつつ、目指すべき人間生活の理想に接近するために、有効なパートナーシップを構築することが、ますます要請されようが、現に大学の社会との関わりはいくつかの接点がある。入試レベル、就職レベルでの社会との接点はもとより、大学保護者会、大学同窓会、地域社会等の接点もある。更には学院の評議会・理事会に参

加している学外評議員や学外理事、学外監事が社会人としてさまざまな意見や忠告・要望・要請を学院・大学に寄せてくれている。このような「要請」に、われわれの大学および経営学部は耳を傾ける姿勢を保持している。それ故に、「社会との関わりの中での見直し」に関しては、われわれはある程度現実に実行していると自負している。

しかし現状が十分かといえば、決して十分であるとはいえない。法人評議会や理事会で出された学外評議員や学外理事の教学・理念・目的・目標に関わる発言や声、意見が大学・学部に伝わるという仕組みができているわけではない。会議の参加者を通じて散発的に伝わることが多く、かなり属人的な要素を秘めている。法人部門の企画室・校友室や大学の学長室・学生課・入試課・就職課など社会との接点が多い部署から外部の声や意見が教学部門に伝わる仕組みができているのでもない。これもかなり散発的で偶発的な要素が強い。

【改善方策】

社会との関わりの中で得られた外部の声や意見を教学の現場に伝える仕組みがぜひ必要だと痛感する。各種の委員会・組織をこのような観点から有効に機能させる工夫がもっとなされることが必要だが、大事なことは学院・大学全体としてシステマチックな仕組みを構築することであろう。その中に教学の現場としての学部への情報流通が組み込まれていなければならない。

委員会制度については、その改革が課題として認識されており、4 年前にも改革案が提示されたが、実現に至っていない。次回の委員会制度の改革論議の中に、社会との関わりの中で得られた情報をどう生かすかという視点からも改革案を模索するように努めたい。その際委員会制度と委員会の管理運用の両面からの検討が必要である。同時に全学的な視点からの情報流通をぜひ議論するようにしたい。

３．大学院研究科の使命・目的および教育目標

(1)　文学研究科

Ａ群　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学大学院は学則において、「キリスト教精神に基づき、学問の自由を尊重し、人類の共生と平和のために邁進する自主独立の指導的世界市民を形成すべく、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究めて、わが国および世界の文化の進展に寄与することを目的とする」と定めている。本研究科は、そうした理念・目的を実現すべく、「世界の諸文化の多元性を見据えつつ普遍的で人類的な価値を志向し、世界諸地域の文化への深い理解と実践知を兼ね備えた行動力ある＜世界市民＞を育成する」ことを目標に掲げて、1993 年の創設以来 13 年間にわたり教育研究活動を続けてきた。

これらの理念・目的・教育目標および人材養成等の目的は、近年の混迷した国際情勢の打開へ向けて、日常的な社会生活を支えつつ「草の根」から寄与していく人材の要請に応えるものとなっている。ことに、諸文明諸文化間の十分な意思疎通と相互理解が不足し、諸文明諸文化間の対立が顕著になってきているなか、本研究科が社会に向けて果たすべき役割は、ますますその重要度を増してきているといえよう。

【改善方策】

現状では改善の必要は認められない。研修会や研究発表会等の機会を通して、現行の理念・目的・目標を常に意識化し、教育課程の見直しや教育指導等の有効性をその都度検証していきたい。

Ｂ群　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

【現状説明と点検・評価】

上記のような理念・目的・教育目標を実現していくため、本研究科の教育課程は当初、次のように編成された。

博士前期（修士）課程では、近代世界の形成に主導的役割を果たしてきた西欧諸国、なかでもその中軸を担ってきたイギリスとアメリカを中心に文化と言語の両面から専攻する「英語英米文学専攻」と、近代日本文化を包摂する世界諸文化の個別研究ならびに比較研究を主眼とする「国際文化学専攻」を設定して、上に述べた理念ならびに課題を追求してきた。

1999 年に発足した博士後期（博士）課程では、前期（修士）課程における 2 専攻を「比較文化学専攻」に統合することによって、これまで西欧的価値観のみが普遍とされ、その西欧的価値観によって一方的に評価され、その独自性が無視される傾向にあった、世界諸文化のもつ多様な価値に着目することが意図された。諸文化の多様な価値の奥に潜む固有の世界観や人間観こそが真に研究対象となるべきであるとする新しいパラダイムの下、「文化の比較」をその主要な研究課題とした。また、このような枠組の中での人材養成が目指された。

その成果として、2001 年度から 2005 年度までの 5 年間に、「英語英米文学専攻」では 7

名、「国際文化学専攻」では 18 名の修士課程修了者を社会に送り出した。「比較文化学専攻」では、博士学位の授与が 3 名（2003 年度 2 名、2006 年 9 月 1 名）、加えて論文博士が 1 名（2005 年度）である。

しかし、過去 13 年間の成果を振り返ってみるに、本研究科の理念・目的・教育目標の具体的表現であるはずの教育課程は、多くの学生をひきつけるものでなかったと、否定的な評価を下さざるをえない。現状では、「大学院研究科の学生定員及び在籍学生数」（大学基礎データ 表 18）に見るように、慢性的な定員充足不足に陥っている。特に、この 13 年間、「英語英米文学専攻」の受験者数が顕著に少ない。

人材養成等の目的の達成状況については、質的なものと量的なものとに区分して考えられなければならない。質的な面に関しては、十分目的を達成しているものと自己評価したい。しかし量的な面でいえば、目的を十分達成してきたとは言いがたい現状にある。

量的な面での不十分さに関しては、1999 年に大学基準協会による相互評価が行われた際に、本研究科は明確にその状況を分析しており、その実態を当該年次の『自己点検・評価報告書』に公表した。それに対して同協会より「助言」が与えられ、改善報告が求められた。2003 年に本学が示した「改善報告」において、本研究科は「・・・具体的には、2000 年度（平成 12 年度）より『文学研究科将来構想検討委員会』を設置し、抜本的な改革を含む解決策を摸索して来た。現在のところ、最終決定には至っていないが、専攻・コースの再設定、入学定員の見直し、教育課程改訂等を含めて、時代の要請に適った、特色ある研究科の検討を進めている」と回答した。大学基準協会からは、2004 年 3 月に至って、その改善報告の回答を受け入れる趣旨の「検討結果」が届いた。

本研究科は、2004 年度、上述の「文学研究科将来構想検討委員会」の活動を「文学研究科 FD 活動推進委員会」（以下、「FD 委員会」と称する）が引き継ぎ、文学研究科博士前期（修士）課程改組という方向で、この問題に集中的に取り組んできた。その結果、本研究科の新たな方向として、それまでの「英語英米文学専攻」（入学定員 6 名）、「国際文化学専攻」（入学定員 10 名）という組織および教育体制を、「英語圏文化学専攻」（入学定員 4 名）、「国際文化学専攻」（入学定員 6 名）、「応用言語学専攻」（入学定員 6 名）へと改組転換する教育課程の大幅な改訂を行った。また、「応用言語学専攻」においては、その中に「英語教育研究コース」と「言語コミュニケーション研究コース」を設けた。さらに、今回の改組にあたっては、これまで以上に人材養成の目的を明確にする努力をしている。これらの改組をとおし、時代の要請に適った、特色ある研究科への転換がなされたものと評価する。

なお、今回の大幅な改組に伴い、しばらくは新旧の教育課程が並行して進行する事態が生じる。この問題に対しては、科目の読み替えや、土曜日の開講などの移行措置を講じて、旧教育課程での学生に不利益が生じないよう十分な配慮がされていることを付言しておく。

上述の改組転換の趣旨およびその内容については、『桃山学院大学大学院 Guide Book 2005』等においても明記され、周知徹底が計られていると同時に、ホームページにも記載され、広く社会に公表されている。

【改善方策】

博士前期（修士）課程は新教育課程の確実な実施が課題であり、改善方策の必要はな

い。

博士後期（博士）課程については、「比較文化学専攻」の枠組みを活かしつつ、前期（修士）課程と連動して、それら 3 専攻を統合する形で、さらに高度な研究教育を行うため、前期（修士）課程の新教育課程の完成年度に連続するよう、2008 年度を目途に、新たな教育課程を発足させるべく、現在、FD 委員会において検討が重ねられている。

(2) 社会学研究科

Ａ群　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性
Ｂ群　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況
【現状説明と点検･評価】

本学の建学の理念は、「キリスト教精神に基づく」教育を通して、「世界の市民として広く国際社会に活躍し得る人材を養成」することである。この理念の下、社会学部は 1966 年に設立され、以降、教育・研究の充実に努め、各分野で活躍する数多くの卒業生を社会に送り出してきた。この実績に基づき、2000 年 4 月に社会学研究科博士前期課程を、次いで、2003 年 4 月に同博士後期課程を開設し、今日に至っている。

本研究科は、本学設立時の理念を現代においてより積極的に活かすため、複雑な社会現象をその固有の事情を重視し、複雑さを複雑さとしてトータルに分析するという社会学の学問的特性を身につけた高度な能力を持つ職業人、ならびに高度な分析能力を有する研究者を育成することを目的としている。同時に、このことは急激に変化しつつある社会を背景とした教育ニーズの多様化・高度化に応えようとするものである。

博士前期課程は応用社会学の 1 専攻だが､複雑化しつつある社会を的確に捉えるために、1）社会生活が行われる基本的な場である職場、地域、家族等を研究対象とする現代社会分野、2）多様な文化現象を分析研究する現代文化分野、3）現代社会において今や重要なポジションを占めつつある社会福祉分野の 3 研究分野を設置している。前期課程では、これらの分野における教育をとおして、企業の社会貢献や広報、また福祉専門職などの、高度かつ実践的な担い手を育成するとともに、社会問題を多角的かつリアルに捉えることができる研究者の養成を目指している。

博士後期課程は、前期課程における教育展開をより一層高度化し、地域社会および国際社会に高まりつつある、より高度で専門的な教育研究への要請に応えるために、専門的知識を持ち高度な研究・調査能力を備えた人材の養成を目的としている。

これらの理念･目的・教育目標は、現代社会のニーズに合致したものであり、今後もその重要性を失うことはないであろう。

博士前期課程は完成年度（2002 年 3 月）以来、33 名の修了者を出している。終了後の進路は、本学社会福祉実習室、社会福祉専門学校、社会福祉協議会、知的障害者通所授産施設や本社会学研究科博士後期課程への進学といったように、学習の成果を活かして後輩の指導に当たり、あるいは社会福祉の専門家として実践の場で活躍し、さらに研究者への道を進もうとしている者を輩出している。社会学研究科の教育の目的が着実に達成されつつある証左であろう。

なお、博士後期課程については、2006 年 3 月に完成年度を迎えたが、博士論文の提出が延期され、はじめての修了者を出すには至っていない。ただし、短期大学ならびに 4 年生大学社会福祉分野で専任講師の職に就いている者、社会福祉関係の NPO 法人の理事を務めている者といったように、予想以上の成果をあげており、所期の目的は達成していると評価しうる。

【改善方策】

社会学研究科は､上に述べた理念･目的･教育目標にもとづき人材養成を行ってきたが、

現状ではとくに改善すべき問題点はないと考えている。今後もこれまでの取組を継続的に行う。

人材養成の達成状況についても、順調に推移しており、特別の問題はなく、今後もこれまでの方針を堅持する。

(3) 経済学研究科

Ａ群　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科修士課程（応用経済学専攻、修士課程、入学定員 10 名）は、高度な専門的職業人の養成を目的に、平成 10（1998）年 4 月に開設された。

その基本理念は、キリスト教の精神に基づき、学問の自由を尊重し、人類の共生と平和のために邁進する自主独立の指導的世界市民を形成すべく、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を窮めて、わが国および世界の文化の進展に寄与することにある（「桃山学院大学大学院学則」第 1 条)。修士課程の目的は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことにある（同第 2 条 1）。

本研究科では、こうした理念・目的のもと、社会の多様なニーズに答えるために次の教育目標を置いている。(1)学部教育と修士課程教育を連結させ、学部からの入学者に高度な資格・能力を修得させること。(2)留学生を受け入れ専門職業人に求められる高度な専門知識を修得させること。(3)社会人に再トレーニングの場を提供して、高度な専門的知識を修得させること。

そして本研究科では、こうした理念・目的・教育目標のもと、(1)大阪を中心とする関西地方における行財政、金融等に携わる高度な専門職業人、ならびに(2)国際化の進展のもとで、国際経済との関連、特にアジア地域との関連を視野に納める高度な専門職業人の養成を、人材養成の目的としている。この趣旨を実現するために、地域経済分野、財政・金融分野、国際経済分野、理論分野の 4 分野を設置し、諸種の講義と演習を開講してきた。

修士課程が一定の成果を得、研究教育体制もその後充実してきたことを踏まえ、平成 14（2002）年 4 月、修士課程を博士前期課程（2 年）とし、博士後期課程（応用経済学専攻、標準修業年限 3 年、入学定員 3 名）を開設した。博士後期課程の目的は、専門分野について研究者として自立した研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする(同第 2 条 2)。こうした博士後期課程の目的のもとに、高度専門職業人の養成、および研究者と教育者の養成を人材養成の目的としている。なお、本学研究科の理念・目的および本研究科の教育目標は『大学院案内』で紹介されている。

本研究科では、上記の目的のもとに、高度な学問研究の追求、高度な専門的職業人の養成をめざしており、大学院生たちの勉学意欲の旺盛さと指導教員の熱意により、相当高レベルの充実した教育が展開されてきた。

本研究科発足時には、社会人大学院生の比率が高く、大学院進学にあたって各種の国家試験や資格を取得することを強く意識する学生が多かった。しかし近年では、こうした社会人の入学者が減少し、外国人留学生の割合が高くなっている。税理士資格取得制度の変更に伴い 2003 年度より、本研究科博士前期課程の志願者および入学者が減少しはじめた。これにはいくつかの環境の変化が考えられるが、その一つは、博士前期課程がこれまで税理士志望者に大きく依存していたことである。人材養成の他の需要を引き出す努力は部分的なものでしかなかった。

博士後期課程では十分な入学者を確保できていないという問題がある。

【改善方策】

2004 年度には、志願者・入学者の減少の問題に対処するために、研究科長を長とするワーキング・グループが発足し、調査・検討の結果、一定の結論が得られた。その結果、博士前期課程では 4 分野制から 3 コース制への改善が 2006 年度に行われた。併せて入試方法も変更した。この問題に関しては次項で具体的に言及する。

博士後期課程の入学者の確保については、博士前期課程の入学者を増加させることが先ず必要と考える。外部からの進学者は、実際上多くを期待できないからである。中長期的には、進学者の多様なニーズに適切に対応できるように、研究教育態勢をさらに充実させるよう努力する。

Ｂ群　経済学研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

【現状の説明と点検・評価】

本研究科（博士前期課程）の理念・目的の下に掲げられた人材養成の目的は、地方行財政を担う公務員、金融等に携わる高度専門職業人、税理士、国際的視野の下で活躍する高度専門職業人、博士後期課程への進学であった。下記の表は修了後の進路とその内訳を示す。その達成度を見ると進学者（博士前期課程または博士後期課程）が約 3 分の 1、次いで税理士・会計事務所となっている。修了者の約 6 割が税理士を目指しており、彼らの進路は、進学、税理士・会計事務所就職、その他（未就職）である。民間企業への就職者ではコンサルタント、マスコミ等のような専門職従事者が多くを占める。未就職者の内訳では、税理士資格取得のための準備の者が多く、その他の試験あるいは進学の準備のためのものもごく少数いるようである。

修了後の進路（博士前期課程）

年度	入学者（計）	修了者（計）	修了後の進路					
			進学(博士前期・後期)	税理士・会計事務所	民間企業	公務員	自営業	その他（未就職者）
1998	12	－	－	－	－	－	－	－
1999	10	9	4	3		1		1
2000	9	9	3	3	1		1	1
2001	9	11	3	2	1			5
2002	9	7	3		1		2	1
2003	4	9	1		3	1		4
2004	3	3	1		1			1
2005	7	3	1					2
2006	7	－	－	－	－	－	－	－
合計	70	51	16	8	7	2	3	15

修了者の進路から判断するかぎり、近年まで、かなり着実に本研究科の人材養成の目的は達成されてきたことがわかる。2003 年度以降の入学者減少の状況は、税理士資格取得制度の変更の影響をまぬかれないとしても、本研究科の人材養成の目的達成に問題を投げかけるものとなっている。2004 年度に、研究科長を長とするワーキング・グループを発足させ、この問題をさまざまな角度から調査・検討した。その結果、現状は大学院志願者のニーズを十分反映していないこと、人材養成の目的は適当であるとしても、それを実現する

ためのカリキュラム等は今ひとつ適切なものとなっていないことなどが明らかとなった。

博士後期課程では、開設 4 年で課程博士が 1 名誕生した。

【改善方策】

2006 年度入試より、4 分野制をアカデミックコース、税理士コースおよび公務員コースとし、各コースの目的を鮮明にする制度を導入した。公務員コースにはかなり制約された履修要件を課すこととなった。また本学大学院受験生に対しても、過度の受験準備を求めず、コース履修に必要な基礎学力があれば入学を許可するという受験しやすい入試制度に変更された。制度変更の初年度は、公務員コースの志願者・入学者はなかった。コース制が有効に機能するように努力することが、当面の課題であり、以下の方法を導入した。これまで大学院進学を学部の学生に積極的に紹介する仕組みはなかったが、大学院案内を用いて大学院コース内容等の紹介を演習等でも実施することとした。

博士後期課程では、より多くの入学者を確保することが当面の課題であるが、2006 年度は入学者を複数確保できる可能性がある。

(4) 経営学研究科

Ａ群　大学院研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科の理念・目的は、「桃山学院大学大学院学則第１条」に定められているように、キリスト教精神に基づき、学問の自由を尊重し、人類の共存と平和のために邁進する自主独立の指導的な「世界の市民」を形成すべく、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その奥義を窮めて、わが国および世界の文化の進展に寄与することにある。

本学が立地する南大阪地域は、関西空港へとつながる大阪湾のベイ・エリアであり、関西の経済活動の核として、またアジアと世界を結ぶ国際的な文化活動や経済活動の拠点として発展する可能性が高い。本研究科は、この環境を考慮し、1993 年の設立以来、上述の理念の下に、「環太平洋圏経営研究」を研究の柱に位置づけ、高度の教育研究活動を続けてきた。

博士前期課程（以下、文中においては「前期課程」と記す。）においては、かかる理念・目的の下に、「広い視野に立って精緻な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」が目標とされている。そして、このような目標を達成するために、次の諸課題に応えようとしている。

① 国際化を進める地域諸企業への貢献
② 国際学術・教育交流の経験の高度活用とその拡充
③ 外国人留学生増加への対応
④ 国際会計業務の増大に対応する職業会計人の養成と再教育
⑤ 学部学生の大学院進学希望の充実

博士後期課程（以下、文中においては「後期課程」と記す。）は、前期課程の特徴をなす環太平洋圏経営研究をさらに発展させるために、前期課程よりも高い立場からの「文明と経営」という視点を理念的な背景として、前期課程に設置されている経営学・経営管理論・会計学の各分野を有機的に連関させた上で、より広い経営概念に基づいた理論的、実証的研究を推進することにより、新しい社会の創造に寄与しうる経営学研究の充実と発展を図る、という目的を構想し、1999 年に設置された。爾来、このような理念・目的の下に、以下のような人材を育成することを目標に、鋭意努力している。

① 高度専門職業人：企業および非営利組織における経営の高度な専門職業人養成を目指す。高度な専門職業人とは、高度で豊かな知識を有し、変動に際して自ら新しい道を創造していくことのできる能力を持ち、実践的な経営において指導力を発揮できる職業人を意味する。
② 外国人留学生：環太平洋圏を中心に①と同じような意味での高度の専門性を有する人材を養成する。
③ 研究者および教育者：「文明と経営」の理念の下での拡張された経営概念に基づく理論と実証研究の継続・発展のために、研究者および教育者の養成、ならびにそれらの再教育を行う。

今日、「経済・社会・環境という三重のボトムライン」が政治行政、企業、市民生活のいずれにおいても注目され、しかもグローバル化のなかでのその形成・堅持が課題として

重きを成しつつある。このような情勢のなかで、本研究科の「世界の市民」・「文明と経営」・「環太平洋圏経営研究」という理念・目的は、適切妥当なものと評価できるのみならず、「先見的」であったと言っても過言ではなかろう。

環太平洋圏とりわけ中国をはじめとするアジア諸国に視座を据えた本研究科は、近年における中国の目覚しい発展とそれに伴う人材ニーズの高まりに的確に対処するため、2006年度から日中連携ビジネスコースを開設した。このコースは、土・日・夜間主コースであり、主に社会人を対象に中国でのビジネスで活躍できる実務スペシャリストの養成に特化している。それに伴い従来の大学院の課程を「アカデミックコース」と位置付けし、昼間主コースとして、主に研究者、高度職業人の養成を狙いとしている。

日中連携ビジネスコースの取り組みが 2006 年 11 月に文部科学省の「私立大学教育研究高度化推進特別補助―教育・学習方法の改善―」の補助金対象に採択され、更に同年 10 月には「厚生労働大臣指定教育訓練講座」に指定された。日中連携ビジネスコースが、幸いにも外部の高い公的な評価を得たことは、このコースの今後の一層の発展に強い礎となった。

【改善方策】

常に時代は変化しており、社会的課題は常に探求の対象にならざるを得ないことに鑑み、本研究科の理念・目的・教育目標とそれに伴う人材育成等の目的の社会的適切性、および社会的ニーズへの適合性の点検は、継続的に意識的になされる必要がある。

かかる視座から、本研究科においては、詳しくは後述されるように、アジア、特に中国の目覚しい経済発展と日系企業の中国での活動の実態を踏まえて、ここに人材育成の強い社会的ニーズがあることを認識し、本研究科の使命・理念を一層進化・発展させるべく、2006 年度に「日中連携ビジネスコース」を設定した。1993 年以来の既存のカリキュラムを「アカデミックコース」と位置づけ、2 コース制の体制を敷いて充実・進化に努めている。「日中連携ビジネスコース」は、発足して間がなく、現状を検証しながら一層の発展に努めることが本研究科の喫緊の課題である。

Ｂ群　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況

【現状説明と点検・評価】

経営学研究科は、上述の理念の具体化、目的や目標の探求・達成の現実化に向けて鋭意努力してきた。それらの活動はこれまで一定の成果を挙げてきたと自負している。

そのような成果の一つは、前期課程において、外国人留学生に対して積極的に門戸を開放している点である。成果の第二としてあげ得るのは、地道な努力の結果であるが、学部学生や社会人の大学院進学希望に対する充足、さらに留学生を含めた後期課程への進学率の増大をあげることができる。第三に、職業会計人の養成と再教育において確かな実績を上げてきたことがある。後期課程においては、創設 から 8 年目を迎えたばかりであるが、早くも顕著な実績を上げ、各方面から注目の的となっている。今日まで、「課程博士」7 名（内 1 名、龍谷大学教授を経て京都文教大学教授でかつ経営コンサルタント事務所主宰、国際ボランティア学会理事；内 1 名、中国・大連軽工業学院教授、管理与社会科学院副院長；内 1 名、中国・電子科技大学中山学院専任講師；内 1 名、大阪商業大学専任講師；内 1 名、税理士事務所主宰、桃山学院大学、大阪国際大学兼任講師；内 2 名，桃山学院大学

特別研究員)、「論文博士」は3名（内1名、中部大学教授、日本経営学会理事、日本経営教育学会理事、経営学史学会理事；内1名、桃山学院大学教授、日本商業学会理事；内1名、明治大学教授、経営哲学学会常務理事、経営学史学会副理事長）を輩出している。いずれの学位論文もレベルが高いが、特に「課程博士」のうち1編と「論文博士」のそれらは群を抜いている。いずれも、有名出版社から刊行され、しかも各種学会賞に輝くレベルの高い著作として注目されている。

【改善方策】

「達成状況」について反省すべき点は、いくつか残されている。上記において肯定的に評価した諸点について更なる向上を推進することを課題とすることはもちろんとして、何よりも「地域社会への貢献」に関して言及しておかなければならない。実際のところ、国際化を進める地域の諸企業への貢献に関する実績は、地域の商工会議所等からの聴講参加が見られるものの、この範囲を超えることが出来ていなかった。今後は、教育・研究の両面において「地域社会との連帯」と「地域社会への貢献」を推進していくことが一層重要との観点から、地元の和泉市役所、テクノステージ和泉、産業技術総合研究所との間でテクノプラザ協議会を構成し、産官学の連携強化の下で、地元企業の社員達の積極的な受け入れ策を具体的に進めている。特に「日中連携ビジネスコース」での地域との連携強化をますます進めることにしている。

日常の指導体制の強化、充実化を計ると共に、現在実施されている総合研究所の「地域連携研究プロジェクト」に大学院生を巻き込んでいくこと等を通じて理念・目的に合致した人材を輩出していきたいと考えている。

２．教 育 研 究 組 織

２．教育研究組織

［到達目標］

学部・大学院を中心として教育・研究を質的に向上させるのにもっともふさわしい教育研究組織を構築することが、目標となる。教育の質的向上については、「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民の養成」という建学の理念に立脚して、各学部・研究科が努力している。これと同時に、真理の探究としての研究を深める努力が不可欠であり、社会的に高く評価される大学として、教育・研究を車の両輪に、その充実が要請されている。より具体的な目標としては次の２点である。

(1) 本学の理念・目的を実現するために、必要十分な教育研究上の組織を設置し適切に管理・運営するとともに、それらの組織間の連携を強化すること。

(2) 社会のニーズに適切に応えるために学部・学科の新設や大学院の再編、研究所の見直し等、教育研究組織の再編に取り組むこと。

１）教育研究組織および教育研究組織の検証

Ａ群　大学の学部･学科・大学院研究科・研究所などの教育研究組織としての適切性、妥当性

Ｃ群　大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検評価】

本学の教育研究組織の現状は、下図に示すとおりである。

《桃山学院大学教育研究組織》

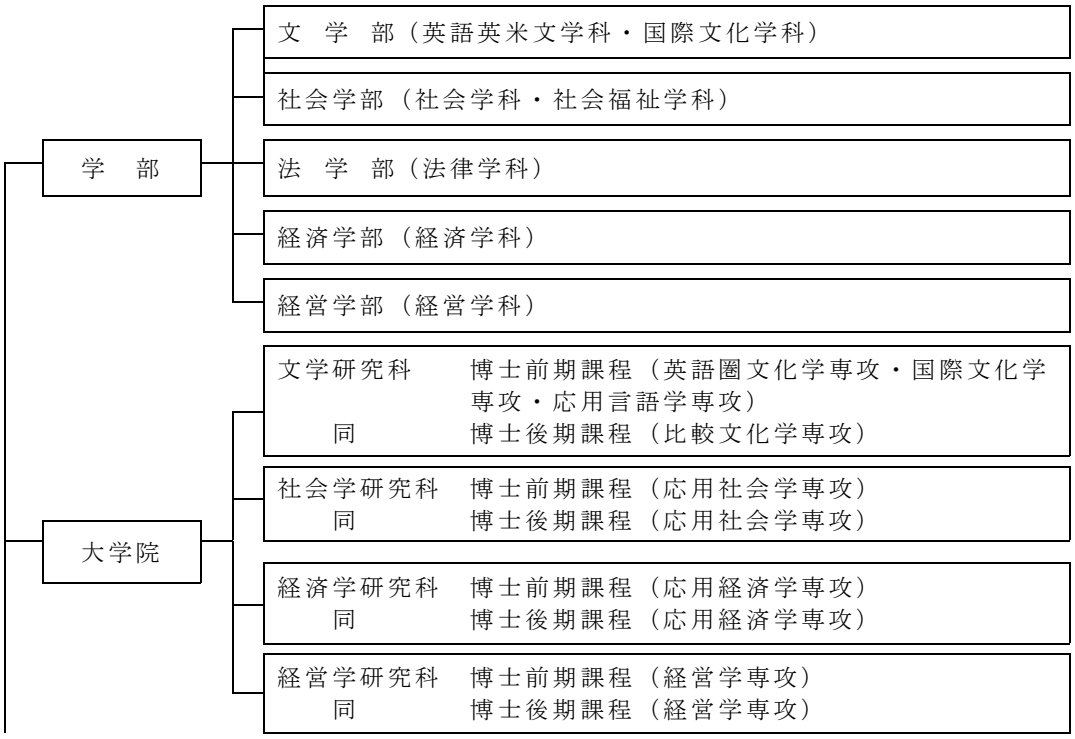

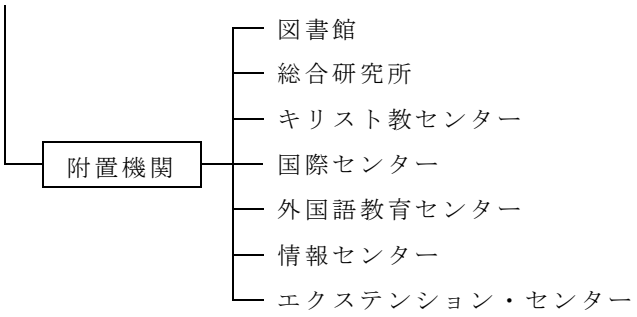

本学は、時代の要請に見合った学科構成等の充実を実現して文科系総合大学として発展してきた。現在では上の組織図に示されているとおり、本学の教育研究組織としては、5つの学部、7つの学科、4つの大学院、および7つの附置機関を有している。

これらの組織は、それぞれ固有の目的を追求しつつ、学際領域や学部を超えて共通する課題に協力して取り組む試みも開始されている。近年の具体的な試みとしては、2006年度に、経営学研究科に、龍谷大学経営学研究科と連携して、社会人対象の「日中連携ビジネスコース」が設置された。また、同じく2006年度から、経済学部においては、「中国ビジネスキャリアコース」が開始された。しかし、新しい試みはまだ部分的であり、さらに多くの学部や学部横断的な構想を練って、大きく飛躍していく必要があろう。個々の学部の充実はもちろん、大学全体の発展を念頭に必要な学部間の協力関係を強化していくことが重要である。たとえば、経営学研究科と経済学部の上記の新設コース間の協力・連携関係などが良い具体例であり、可能な分野から積極的に推進して、教育内容の充実に結実していく努力を続けていくことが不可欠である。

以下に、上記の教育研究組織ごとに、現状と当面する課題について報告する。

大学教育は、特定の学問分野に対応した学部教育と大学生に必須の教養を身につけさせる共通教育からなっている。学校教育法では、大学の目的として「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させることを目的とする」と規定しているし、大学基準協会が定める「学士課程基準」の「学士課程の使命および目的」には「大学は、高度の教育機関および学術研究の中心機関として、『学問の自由』を基礎に、有為な人材を育成し学問の進歩と社会の発展に貢献するという使命を担っている。学部・学科および学士課程は、それぞれの専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養することを目的としている」と規定されている。

本学の学部教育（学士課程の教育）においても、これらの規定に添った教育が行われている。各学部の独自のカリキュラムを立て、「それぞれの専攻に係る専門の学芸」の教授研究を実施し、着実な成果をあげているが、同時に全学部に共通教育として展開されている「幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養すること」にも力を注いでいる。

2002年度のカリキュラム改訂にともなって、従来文学部に集中所属していた共通教育担当教員が各学部に分属するとともに、全学部の全教員が、学部教育とともに共通教育をも担当する体制に転換した。これは、本学の教育に携わる全教員がひとしく大学全体の教育に責任を分かちもつという点では、積極的に評価しうる組織変更であったが、解決すべき

様々な課題も生み出している。

共通教育の運営に関しては、すべての学部長がメンバーとなっている共通教育協議会において審議され、各学部の責任において実施されているが、学部教育の中心的な関心は、それぞれの専攻に係る専門科目の充実ということになる傾向が存在し、共通教育に対する関心が薄れがちである。各学部に所属する教員が共通教育についての認識を深め、その重要性を確認することがもっとも大切だが、組織の適切性ということについても検討してみる必要があるだろう。

また、文学部に集中所属していた共通教育を主担当とする教員の各学部への分属は、様々な事情のために調整が不十分なままに実行され、その結果、学部間で教員数にばらつきが生じた。各学部の教育の基礎的条件を等しくするために、学部長を中心として全学人事調整会議を設置し、年次計画で教員数と学生数の比率が全学部で平等になるように調整してきたが、なお調整は完了していない。組織転換の過渡期の現象とはいえ、この点については、緊急に改善策を講ずる必要がある。

このように学部間の調整に解決すべき課題をかかえているが、相互の協力・補完の関係も存在する。本学の５学部はいずれも文科系を中心としたものであり、相互に共通性・補完性が多い。その特性を活かして、他学部の設置科目の履修を比較的自由に認めるなど、学部間の相互乗り入れが活発に実現されている。各学部の学生は、総合大学の利点を活用して、自分の関心ある研究課題を追求することが、学部を越えて可能である。その典型的な例が、３，４年次に履修する専門演習である。高度の専門性を要求される社会学部社会福祉学科と法学部法律学科の学生を除く、すべての学部・学科の学生は他学部・他学科の演習を履修できる措置をとっている。これは、本学の教育研究組織を有効に活用する方策であると同時に、大学に入ってからやっと明確な学習目標を見つけることができる、今日の学生の状況への配慮でもある。

研究面でも、後に述べる総合研究所における共同研究プロジェクトでは、学部横断的な研究が盛んに行われている。文科系学部の近接性と中規模大学という特性が、教員・学生の学部間交流を容易にさせているという側面がある。

しかし、ここにも問題がないわけではない。先に述べた共通教育の問題と重なるところがあるが､文科系総合大学で､共通教育を責任をもって担う独立の組織をもたないために、大学教育としては欠かすことのできない理科系の領域の人材が不足しがちになり、共通教育として展開されている教養教育の実施に影響を与えている｡大学の将来像を考えるとき、この点についても十分な配慮が必要となる。

大学院研究科は、学部の設置時期の遅い法学部を除く４学部に基礎をおく形で、設置されている。大学院では、学士課程教育より高度に専門的な研究教育が展開されるところから、学部の場合のような相互交流は稀である。おおむね問題なく、所期の教育目標を実現するために運営されているが、２つの解決すべき課題が生じている。

一つは、特定の担当者に過重な負担が集中しがちであるという現状である。大学院進学者の研究テーマは時代の流行に影響されるし、指導教授の個人的魅力によって、特定の分野の専攻に偏ってしまう傾向が見られる。この状況はやむをえない側面もあるが、放置しておけば、教員間の不公平感を醸成することにもなりかねず、適切な対応策を講じる必要

があるだろう。

もう一つは、本学の大学院は学部に基礎をおいて設置されているのだが、上に述べた文学部教員の一部を各学部に分属させるという措置によって生じたものである。文学研究科は現在でも文学部に基礎をおく研究科として運営されているが、そのメンバーの中で文学部以外の学部に所属する教員も少なくない。現時点では、決定的な問題は生じておらず、適切に運営されているが、文学部の改組が具体化すると、現在の組織を改編する必要性が出てくるかもしれない。

附置機関については、大学の目的を達成するために欠かすことのできない機能を果たしている。本学は、建学の理念を実現するために努力を重ね、誇るべき成果をあげているが、社会の変化に対応して大学の果たすべき役割も変化することが求められている。これらの附置機関のうち、とくに「センター」は、社会と学生の変化に応じた新しいニーズに応えるために設置されている。個別に設置されたセンターは各学部では不十分にしか対応できないことがらに全学をあげて組織的に対応することを可能にしている。たとえば、外国語教育センターは、各学部では採用の困難なネイティブの契約教員を活用することによって、外国語教育の刷新を図っているし、エクステンション・センターでは、学生の要望の強い各種の資格取得のための講座を開設している。センターは、学部等と違って、状況の変化に敏速に対応できる柔軟性をもっており、このように変化の激しい時代には適切な組織形態であると思われる。

研究を補助する附置機関として、図書館と総合研究所があるが、ここでは総合研究所について簡単に触れておく。総合研究所では、毎年共同研究プロジェクトを募集し、多くの研究プロジェクトが学部横断的に実施され、その成果を着実にあげている。しかし、研究所は個人の研究を管理する部署ではなく、個人の研究は基本的には各個人に委ねられており、大学全体として研究活動を活性化させる施策を実行する体制が不十分である。研究活動の活性化は個人の自覚によるところが大きいとはいえ、研究機関である大学として組織的に研究活動を展開する体制を構築する方法についても検討する必要がある。

個々の附置機関の現状や問題点については、この報告書の該当個所で記述する。

以上、本学の教育研究組織は、現時点においては全体として適切に設置され、運営の状況も妥当なものと評価されるが、上に記したように、解決すべき課題があり、また組織間の連携関係の強化や学科・研究科の再編成や学部の新設の可能性等、現代社会のニーズに対応して、本学の目的を実現する将来構想を確立する必要がある。こうした構想を推進する前提として、本学の教育研究組織が妥当なものであるかどうかを検証することが必要であるが、その役割を担うのは各学部・研究科に設置された自己点検・評価委員会であり、全学的には全学自己点検・評価室であろう。これらの組織による自己点検・評価の結果を受けて、各学部においては学部内に設置されている将来構想検討委員会等で、全学的な問題については全学自己点検・評価会議や学長・学部長会議、学長室会議等で、必要な改善策が検討されることになるであろう。

現在、法人に設置された桃山学院中長期ビジョン委員会の中の大学部会において、上に述べたような課題の解決策が検討される体制となっている。自己点検・評価活動と中長期ビジョン委員会の新規事業とが有機的に結合されることによって、大学の直面する諸課題

に適切に対応することができるだけでなく、従来の枠を越える大学の将来展望が切り開かれるであろう。

【改善方策】

既存の教育研究組織のそれぞれが教育研究の質的向上を期して努力を続けることは当然だが、単独の組織では解決できない問題や、連携が必要な課題、また新しい教育研究組織の設置の可能性を追求する場として、桃山学院中長期ビジョン委員会大学部会が存在する。各組織から提案された改革案は大学部会の審議を経て、桃山学院中長期ビジョン委員会において審議され、必要な予算をつけた上で、改革のスケジュールが具体化される手順が確立している。現状説明で指摘した課題も、それぞれ中長期ビジョン委員会の「実施計画」として改善の目的、手続き、スケジュールが確定されている。既存の教育研究組織と既存の組織を越えた構想をも検討し提案する大学部会が連動することによって、大学の改革が実現できるだろう。

新しい時代に対応するために、既存の教育研究組織を越える課題として 2006 年度時点で検討されているのは、文学部における学部名称変更を含む大幅な改革、経営学部における新学科の可能性等であるが、その他に、理科系を含む新学部・新学科設立をも視野に入れた調査も行われており、従来の枠を超える大学の新しい将来展望を模索しているところである。既存の学部・大学院の質的向上を図りつつ、持てる資源をより有効に活用する方策を慎重に検討して、新旧合わせて相乗効果を持つような構想を検討中であり、中長期的に本学が社会的に高い評価を受け、高等教育機関としての使命を達成できるビジョンの構築を模索しているところである。

３．学士課程の教育内容・方法等

３．学士課程の教育内容・方法等

(1)　文学部

［到達目標］

(1) 検討中の新生文学部（仮称：国際教養学部国際教養学科）において次を教育目標とする。

21 世紀のグローバル化が進展する世界において、幅広い教養をもち、氾濫する情報に流されることなく主体性をもって行動する「世界の市民」の育成。

(2) 次を上記達成のための教育内容とする。

西洋の古典的教養を絶対視するのではなく、時代の要請に対応する、世界中の多様な文化の理解を前提としたリベラルアーツ。

(3) 次を上記「リベラルアーツ」の重点目標とする（順不同）。

実践的英語力の涵養。

多文化共生をめざす国際理解の促進。

発信型の異文化コミュニケーション能力の発展。

現代的課題への対応能力の育成。

以下、小項目ごとの到達目標を提示する。ただし、改善方策に関する言及も含む。

小項目(1)教育課程等

（学部・学科等の教育課程）

(1) 新生文学部において、高度な専門性を確保しつつ、副専攻などの導入により幅広い教養教育も確保する。

(2) 新生文学部において、英語コミュニケーション専修、ヨーロッパ・アメリカ文化専修、アジア文化専修、Japanese Studies 専修、メディア文化専修をおき、世界に開かれた大学を目指す。

(3) 新生文学部において、海外留学・研修制度の拡充を図る。留学はじめ様々な海外体験およびそれによる学習意欲の向上を重視し、その現地体験・学習意欲が本学における学習と有機的、効果的に結合するような履修指導、教育指導、成績評価など教育改善に取り組む。

(4) 本学の倫理教育の根幹をなす「世界市民」の授業を、質的、量的に十分に発展させる。

(5) 新生文学部の特徴として、英語以外の初修外国語を学科必修科目へ変更し、その質的、量的発展を図る。

(6) コンピュータによる、TOEFL、TOEIC の自学自習システムである e-learning（本学には既に導入済み）を開始する。

（カリキュラムにおける高・大の接続）

(7) 大学教育の「いろは」を新入生に教授する基礎演習の質の向上を図る。

（開設授業科目における専・兼比率等）
(8) 専任教員による責任指導体制を確立する。少人数教育を実施し、人格の触れ合う場を設ける。

小項目(2)教育方法等
（教育効果の測定）（教育改善への組織的な取り組み）
(1) FD 活動推進委員会の活性化によって、教育方法、授業方法、成績評価の不断の改善に取り組む。
(2) 学生からの声を真摯に受け止め、授業改善を図る。「学生による授業評価」を継続的に実施する。
（厳格な成績評価の仕組み）
(3) より厳格にして公正な成績評価の実現。そのための方策を FD 活動推進委員会において検討する。
（履修指導）
(4) オフィスアワーの活用とともに、新生文学部では全学年に演習を配当することによって、履修指導の徹底を可能にする。
（授業形態と授業方法の関係）
(5) 新生文学部においては、Japanese Studies 専修とメディア文化専修という新しい分野に教育内容が広がること、また国内外における現地体験を重視することなどによって、授業形態と授業方法を多様化させる。

小項目(3)国内外における教育研究交流
(1) 提携校との学生の交換に加えて教員の相互派遣を実現する。毎年度、少なくとも 1 名程度の文学部への客員教員の招聘を確保・継続する。

１．教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

Ａ群　学部・学科等の教育課程と各学部・学科の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状説明と点検・評価】

本学は、「キリスト教精神による人格の陶冶」「世界市民の養成」という建学の精神を掲げている。これを受けて文学部は「国際的視野」「現代社会への対応」「実践的英語力」という 3 つの目標を掲げ、国際化社会を生きるにふさわしい教養ある国際人、また市民レベルでの国際交流ができる人材の育成という教育理念を設定し、建学の精神の実現を図る。これは学校教育法第 52 条で定める、幅広い知識と深い専門学芸の教授、および、知的、道徳的な能力を学生に身につけさせなければならないという要請に応えるものである。また、大学設置基準第 19 条で定める、必要、かつ、体系的な知識の教授、および、深い教養、総合的判断力、豊かな人間性の涵養の要請にも、以下に述べるように、本学部の教育理念と

教育課程はよく合致するものである。

英語英米文学科および国際文化学科（2008 年度から発足予定の新生文学部では 1 学科に統合の予定）は、現代の国際的な場における意思疎通のための標準的な言語としての英語の高度な運用能力を修得することを、基礎的教養として重視している。

さらに、英語英米文学科では、英語を使用する人々の精神活動の芸術的成果である英米文学を鑑賞・評価すること、英語という言語そのものを学問的に研究分析すること、および高度の英語運用法について研究・教授することを目的としている。

国際文化学科では、日本語・日本文化だけでなく、欧米の言語と文化、アジア諸地域の言語と文化について研究・教授することを目的としている。また、欧米あるいはアジアの言語、文化との比較分析を通して、日本の言語、文化の特質を客観的に把握し、偏見から解き放たれて異文化を理解することができる人材を育てようとしている。

文学部の教育課程は、学部・学科の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連において適切であると評価できる。しかしながら、すでに述べたように、学部改革に取り組んでいる。

【改善方策】

2008 年度発足予定の学部改革では、より高度な専門性を明確にし、同時に「副専攻」などの導入により、幅広い教養教育を確保する。

Ａ群　学部の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明と点検・評価】

本学の学部卒業必要単位数は 124 単位であるが、学部ごとに、共通教育科目と学科教育科目の履修単位数は異なる。文学部生の卒業必要単位数は、2002 年度に始まる現行カリキュラムでは、共通教育科目 42 単位、学科教育科目 82 単位、計 124 単位となっている。

(1) 共通教育科目

現行カリキュラムにおける共通教育科目は、共通基礎科目・共通教養科目・共通自由科目の 3 つに区分される。共通基礎科目は、さらに世界市民科目と外国語科目に区分される。

世界市民科目は、キリスト教・人権・世界事情等に関連する講義が配置される。建学の精神「世界の市民」の育成に直接関わる科目であると同時に、文学部の理念・教育目標「行動する国際人の育成」にも深く関わり、その具現化に適う科目である。

共通教養科目は、文学・歴史学・言語学・思想・経済学・経営学・社会学・法学・憲法・政治学・自然科学・学際科目・共通教養特別講義等が含まれる。

共通教育科目における文学部に特有な側面は、英語だけではなく、英語以外の外国語教育に力を注いでいることである。前記外国語科目については、他学部が英語であるのに対して、文学部では、初修外国語（旧カリキュラムにおける 7 言語にインドネシア語が加わって 8 言語となった科目群から 1 言語選択）が配置されている。

これらの外国語科目も「行動する国際人」に相応しい様々な言語ツールを修得させようとするものである。

(2) 学科教育科目

前述した文学部の理念に基づき、英語英米文学科・国際文化学科はそれぞれ以下のような履修モデルを示し、カリキュラム編成の明確化に努めてきた。

英語英米文学科
- 履修モデル①：英語コミュニケーションコース
- 履修モデル②：英語学コース
- 履修モデル③：英米文学コース

国際文化学科
- 履修モデル④：ヨーロッパ・アメリカ文化コース
- 履修モデル⑤：日本・アジア文化コース
- 履修モデル⑥：比較文化コース
- 履修モデル⑦：言語・コミュニケーションコース
- 履修モデル⑧：日本語教育コース

【改善方策】

少子化等の本学を取り巻く状況の変化に対応すべく、2008 年度に文学部を新学部（仮称：国際教養学部）に生まれ変わらせようとしている。新学部では従来のカリキュラムの無駄を削り、統合化をさらに進め、体系化を図る。かつ、現在、および、将来の社会的要請に的確に応えるための新しい要素も取り入れる。

現在、構想・検討されている 1 学科への再編・改組案を示す。

1. 新学部名は国際教養学部（仮称）とする。
2. 新学科名は国際教養学科（仮称）とする。
3. 次の 5 つの専修を設ける。
   (1) 現履修モデル①英語コミュニケーションコースと②英語学コース、⑦言語・コミュニケーションコースを合体して、英語コミュニケーション専修とする。
   (2) 現履修モデル③英米文学コースと④ヨーロッパ・アメリカ文化コースを合体して、ヨーロッパ・アメリカ文化専修とする。
   (3) 現履修モデル⑤日本・アジア文化コースの中からアジアを取りだし、アジア文化専修とする。
   (4) 現履修モデル⑤日本・アジア文化コースの中から日本を取りだし、⑧日本語教育コースと合体して、Japanese Studies 専修とする。なお、この専修の名称は、国際性を示すために英語標記とする。
   (5) 新たにメディア文化専修を加える。

なお、現履修モデル⑥比較文化コースは、全ての専修に共通のものとして分散・吸収される。

Ａ群　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

文学部における学科教育科目の１年次には、2003 年度より一括入試（英語英米文学科・国際文化学科の区別なく入学し２年次から両学科に分かれる制度）導入後、基礎演習（学科選択科目であるが、全員履修をめざす)、英語学概論、英米文学概論、英語表現文法、文化人類学、地域文化概論、比較文化概論、言語学概論、コミュニケーション概論、日本語学概論が配当され、「専門」の基礎教育として位置づけられている。

学科教育科目に関しては妥当な配慮がなされている。

「倫理性を培う教育」として重要な位置を占めるのは、全学部共通して必修化されている世界市民科目である。その趣旨は『履修要項』に次のように明確に記されている。

> 「世界の市民」に必要な基礎知識は、以下のとおりに人類愛の精神やグローバルな視野の育成につながるものでなければならない。第1に、建学の精神に謳われているキリスト教精神の根本を理解することが、「世界の市民」に望まれる。第2に、人権問題についての正確な知識と人権尊重の意識が、「世界の市民」にとって不可欠な条件である。第3に、グローバルな視野を養成するためには、多様な問題に関わる世界事情についての正確な知識の習得が「世界の市民」には必須となる。したがって、世界市民科目には、以下の講義がある。
>
> 1. キリスト教の歴史と現在についての認識を踏まえつつ、その根本精神の理解を促進することを目的とする講義
> 2. 人類が確立してきた人権の重要性を学ぶことによって、「世界の市民」に求められる基礎知識と基本態度の鍛錬を目的とする講義
> 3. 担当する本学専任教員が自らの専門的研究内容に関わる世界事情を解説し、グローバルな視野とは何かを学び取ることを目的とする講義
> 4. 担当する本学専任教員が自らの専門的研究内容と「世界の市民」との関連を探求する講義

以上のように倫理教育目標の設定に関して妥当な配慮を払っている。しかし、問題点もある。すなわち、「世界市民」は、受講者にとっても講義者にとっても重要な意味を持つ科目であるにもかかわらず、必修としては半期1科目（2単位）しか割り当てられていない点である。これでは十分とは言えない。しかし、一方では、基礎教育としては2科目（4単位）以上の必要はないという意見もあり、この問題は今後の議論に委ねられることになる。

【改善方策】

2008年度文学部改組に合わせて、「世界市民」を2科目（4単位）必修とすることの是非を検討中である。

B群　「専攻に係る専門の学習」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

【現状説明と点検・評価】

英語英米文学科と国際文化学科への所属が未定である第1年次配当の学科教育科目は、学科必修科目（英語能力の向上を図る科目）、学科選択科目（各専門分野の概論科目で1年次末における学科選択の指針となる科目）に分類される。

第2年次以降配当の学科教育科目は、両学科とも学科必修科目（英語能力の更なる向上を目指す科目で、英語英米文学科の方が単位数が多い）、学科選択科目（専門教育の中心となる科目で、一部分は両学科間の相互乗り入れあり）、学科自由科目（広い視野と客観的姿勢を培う科目で、両学科間および他学部との相互乗り入れ可能）に分類される。「専攻に係る専門の学習」の中心となる学科選択科目に多数の科目が設けられている。

以上の豊富な科目群からの選択履修に際して、各々の体系性をより明確に提示するため、英語英米文学科は3つの履修モデル（英語コミュニケーションコース、英語学コース、英米文学コース)、国際文化学科は5つの履修モデル（ヨーロッパ・アメリカ文化コース、日本・アジア文化コース、比較文化コース、言語・コミュニケーションコース、日本語教育コース）を設けている。これらは『履修要項』に掲載し、受講生の便宜を図っている。

しかし、次のような問題点がある。第一は、必修英語の到達度別クラスの編成に関わるものである。実践的英語力を重要な目標とする学部として、個々の学生の英語能力を向上させる必要がある。2002年度から1年次生は、入学直後、TOEFLのテストにより、到達度別に英語科目（リーディング、ライティング、オーラルコミュニケーション）のクラス編成がなされている。このクラス編成に関わる様々な問題は2003年度以降、経験を重ねて改善された。残る問題は、再履修生が相当数上級クラスに入り、上級クラスの意義が失われている点である。第二の問題点は、学生のコース所属が「英語コミュニケーションコース」に偏っている問題である。第三の問題点は、「履修モデル」が「学則」および「履修規程」上、拘束力を持たないことである。つまり、時間割作成において「履修モデル」を100パーセント生かすことができず、他方、学生の科目選択において「時間割上の都合」が優先され、その結果として、必ずしも「履修モデル」を生かした履修がなされないことがある。

また、大学教育の集大成とも言うべき卒業論文であるが、すでにゼミ単位ではゼミ卒業論文集の形でまとめられている。しかしながら、ゼミ論集に出す論文はあくまでも卒業論文に準じた形の論文に過ぎず、分量的にも内容的にも、学生個人が主体的に書き上げる卒業論文とは性格を異にする。その卒業論文の提出数がわずかにとどまっているのが、現状である。

【改善方策】

2005年度から進行中の文学部改革は、上の問題の解決へ向けて大きく一歩を踏み出そうとしている。すなわち、学生の志向や社会的ニーズを反映した英語コミュニケーション教育へ大きくシフトする。また、従来の履修モデルコースに比べて、拘束力の強い専修を設定することも検討中である。現段階で上記のように5専修を考えている。

なお、新学部にあっては「卒業論文」についても奨励していく方向で、現在、将来構想検討委員会のなかで、2科目分に相当する8単位を与えることを含めて検討している。

Ｂ群　一般教育的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

共通教育科目は、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目)、共通教養科目、共通自由科目に類別される。共通教養科目は文学部生として幅広い教養を修得し、専門教育の基盤となるものである。共通自由科目は、他学部から提供される科目である。文学部生はこれらの科目を通して、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する。

共通基礎科目の世界市民科目は全学部・学科共通で、卒業必要単位数は2単位（1科目）であり、2005年度は春学期・秋学期合計20コマ、2006年度は21コマ開講されている。

共通教養科目に関しては、卒業必要単位数は 16 単位である。各科目の単位数は、特に

示すもの以外は 4 単位である。これらの共通教養科目には、人文、社会、自然科学系、および、それらの垣根を越えた学際的な分野を含む。例えば、文学、歴史学、言語学、思想、経済学、経営学、社会学、法学、憲法、政治学、自然科学、健康・スポーツ学講義、健康・スポーツ学演習、学際科目、共通教養特別講義(2)～(4)等である。

共通自由科目には、各学部から提供される学科教育科目等も含まれており、卒業必要単位数は 16 単位である。ただし、学則の備考にもある通り、文学部生は文学部両学科教育と同一の科目を共通自由科目として履修することはできない。他領域への関心の拡大をねらう科目群の趣旨によるものである。

教養教育に関して、全教員が責任を持って、その任にあたるということを明確にしていることは長所として評価できる。

専任教員による「世界市民」の科目が例年 20 コマ前後開講されていることは、文学部を含めた各学部の努力として評価される。建学の精神、文学部の理念にも深く関わる科目の選択に当たって、豊富なメニューを提供できているからである。ただし、学科教育科目との連携という点が問題として残る。

共通教養科目は専任教員が担当する科目であり、開講数が限定される。2005 年度の「共通教養特別講義」は 4 コマ開講であった。これに対して、共通自由科目の「共通自由特別講義」は、インテグレーション方式や非常勤の担当等、比較的運営がし易く、英語による授業を含めて、2005 年度は 16 コマ開講された。この枠組みの積極的活用が必要である。2006 年度は「共通教養特別講義」7 コマに対して、「共通自由特別講義」は、留学指導関係や職業教育関連科目の新設、増設等で 30 コマ開講となった。おおむね適切な状態にあると評価できる。

【改善方策】

共通教育に関しては、全学的な課題であり、全学カリキュラム検討委員会においても、2008 年度に向けて取組みを開始しているが、文学部としては文学部改革に関連して次の 2 点を検討中である。

既に述べたとおり、2008 年度文学部改組に合わせて「世界市民」を現行の 1 科目（2 単位）必修から 2 科目（4 単位）必修とすることの是非を検討する。

共通教育科目についても「履修モデル」を提示する。時間割の都合での選択にまかせるのではなく、むしろ積極的に、学科教育科目との連動を考慮させるためである。この点に関しては、時間割編成の技術的問題も大きく関わる。

Ｂ群　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現性への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

共通教養における外国語科目は、文学部の場合では「初修外国語」であり、卒業必要単位数は 8 単位である。ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、中国語、朝鮮語、インドネシア語、日本語（留学生、帰国子女のみ）のいずれか 1 言語を選択履修する。問題として、言語による受講者数の偏りがある。

英語は文学部では学科教育科目である。文学部では英語教育にとくに力を入れている。英語は現代の国際共通語であって、英語を母語としない者が、自らの母語に加えて、英語

を習得することは、現代のような時代における自己実現の有効な方法の一つである。このような英語教育に対する重点化は、現代のような時代を見据えた教育目標として、文学部の長所として評価できる。文学部では 4 技能（読む、書く、話す、聞く）のバランスのとれた総合力を基盤にして「仕事で使える英語」という実践的な英語力に主眼を置き、学部の特色を出す。

すでに述べたように、2008 年度の新生文学部（仮称：国際教養学部）は 1 学科（仮称：国際教養学科）となり、その中に 5 つの専修を設けることを検討している。現在、必修の英語科目の単位数に関して、5 専修とも同じにするのか、英語コミュニケーションのみ単位数を増やすのかという問題を検討中である。

【改善方策】

(1) 新生文学部は、原則として希望者全員に対して留学の機会を提供することを目標としている。直接的な語学力の向上だけでなく、現地体験を通しての動機付け教育のねらいがある。

(2) 初修外国語の科目類別を変更する。具体的には、初修外国語を、共通基礎・外国語科目から学科必修科目へ変更する。他方で、英語は、他学部と同じく共通基礎・外国語科目とした上で、学部としての特色をより鮮明に打ち出そうという案である。

Ｂ群　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学の卒業必要総単位数は全学部とも 124 単位である。文学部の場合、2002 年度以降の現行カリキュラムのもとでは、卒業所要総単位に占める一般教養的授業科目（共通教育科目に相当）は 42 単位、全体の約 34％である。専門教育的授業科目は 82 単位、全体の約 66％である。このうち、外国語科目の占める割合は、共通基礎科目の初修外国語 8 単位なので、英語英米文学科の場合、初修外国語に学科必修（英語）20 単位を加えて 28 単位（34%）、国際文化学科の場合、初修外国語に 12 単位を加えて 20 単位（24%）である。

なお、情報教育に関しては、最先端のコンピュータネットワークを基盤とした情報センターにおいて学生が自由にコンピュータ環境に触れることを可能としている点は、長所として評価できる。本学では、学生の選択により、一般教養的授業科目、専門教育的科目のいずれかを幅広く履修できるように配慮しており、適切、妥当な内容と評価できる。

【改善方策】

適切、妥当な状態にあるので、特段の改善方策を必要としない。

Ｂ群　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況

【現状説明と点検・評価】

本学では共通基礎教育、共通教養教育、共通自由科目からなる共通教育科目は、全学共通カリキュラムとして位置づけられており、全学横断の「共通教育協議会」が、共通教育のあり方の方針決定、運営について管理・責任を担っている。共通教育協議会は、各学部の学部長、教務委員長、各学部選出共通教育担当教務委員、外国語教育センター長、教職課程委員長、学芸員・司書課程会議議長、情報教育および健康スポーツ学科目担当者代表

等で構成されている。とくに学部長全員がこれに参加し、かつ、そのうちの１名が議長となることによって、全学的な責任体制が確立している。世界市民科目と共通教養科目（多数のクラスを開講している「健康・スポーツ学演習」を除く）については専任教員が担当しており、全学部・全専任教員が共通教育に責任を持つ体制を取っている。また、基礎教育科目のうち、外国語科目については、外国語教育センターが運営責任を負う体制を取っている。

共通教育協議会は開講計画、および、担当教員に関する案の作成（決定権は各学部教授会）、教員人事について教授会に勧告する案の作成、FD 活動の推進などを行っている。協議会内部に共通教育運営委員会、共通教育将来構想検討委員会、FD 委員会の小委員会を設けて活動している。基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制は確立されている。

【改善方策】

共通教育協議会と関連組織との連携が必ずしもスムーズに取れているとは言えない。ともすれば教員人事面での審議に終始しがちな協議会について今後は、関連組織との連携強化を図り、共通教育を担う協議会の役割について明確な方針を打ち出さねばならない。2008 年度に予定しているカリキュラム改革のなかで、共通教育協議会のあり方、教員の共通科目担当方式について検討する。また、教養教育の基幹科目である「世界市民」において教授すべき内容に関して、全学的な話し合いを十分に行う。

Ｃ群　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学では人権問題、差別問題、平和問題などをテーマとした授業の常時開講に努力している。本学の共通基礎教育の基幹科目である「世界市民」の授業において、学生の倫理性を涵養する要素を取り入れている。またすでに述べたように文学部においては外国語運用能力の涵養をとくに重視している。これらの科目群は、文学部の教養教育において、適切かつ重要な役割を果たしていると評価できる。

【改善方策】

こうした教育が適切に位置づけられているので、特段の改善方策を必要としない。

Ｃ群　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

【現状説明と点検・評価】

本学は教育課程として、健康、スポーツ、保健体育関連の科目を豊富に学生に提供し、学生が自発的に自身の心身の健康に留意する適切なシステムが確立していると評価できる。さらに、総合体育館、保健室、学生相談室等が連携して学生の心身の健康の保持・増進のための様々な活動を行っている。また、例年、学生生活の手引き、学生生活の実態に関する調査報告書などを参考資料として配付し、学生、教職員の心身の健康に関する意識を高めている。このように学生の心身の健康の保持・増進のために適切な教育的配慮がなされている。

【改善方策】

適切な配慮がなされているので、特段の改善方策を必要としない。

2）カリキュラムにおける高・大の接続

Ａ群　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明と点検・評価】

共通教育がおもにこれを担っている。なかでもコンピュータ・リテラシーの養成と伸長のための「コンピュータ利用Ｉ」が 44 クラス、レポート作成を指導する「論述作文」が 8 クラス開講されている。

文学部の学科教育科目では、１年次配当の「基礎演習」を全員が履修するように指導している。そこでは学ぶことの「いろは」を扱う。授業の受け方、人の話の聞き方、ノートの取り方、学習の仕方など、学び方の基本を確認する。また、図書館、情報センター（コンピュータセンター）の利用法、発表の仕方、読書の仕方などを扱う。このような授業を１年次に必修に近い形で履修させることは、高校教育から大学教育への円滑な移行を可能とするために採用した方法である。これは長所として評価できる。

文学部では「基礎演習」担当者全員による基礎演習運営会議を、春学期開始前、春学期終了時、秋学期終了時の年 3 回実施している。各教員の授業内容の統一や問題点、反省点などを相互に出し合い、よりよい基礎演習の在り方を模索し続けている。

【改善方策】

2008 年度予定の新生文学部のカリキュラムにおいて、1 年次生向けの学科教育への導入科目を各概論（入門）科目として充実させる。

現在、文学部の将来構想検討委員会、および、全学カリキュラム検討委員会において、小・中・高の教員（現役、退職）に依頼、或いは、外部に委託して、基礎的知識に関する補習授業（リメディアル教育）の導入を計画している。例えば、日本語の読解、初歩的な自然科学の知識、初歩的な歴史、地理などに関する確認作業としての授業である。このような補習授業（リメディアル教育）をできるだけ早く開始する。

3）インターンシップ、ボランティア

Ｃ群　インターンシップを導入している学部、学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

Ｃ群　ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

この件については下の（単位互換、単位認定等）で述べるが、とくに文学部では「世界の市民」にふさわしい経験と知見を得る機会の拡大を目的として、学生個人で行う海外研

修（語学研修、海外インターンシップ、国際ボランティアなど）について、研修先および研修内容等の審査を行い、それらが一定の基準を満たしていれば単位を認定する「認定研修」を実施している。当該システムは、適切に実施されていると評価できる。

【改善方策】

当該システムは適切に実施されているので、現時点において改善方策は必要ない。

４）履修科目の区分

Ｂ群　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

文学部における必修科目は、共通教育科目の基礎科目である「世界市民」2 単位、外国語科目（初修外国語）8 単位の計 10 単位に、学科必修科目である「英語科目」（英語英米文学科：20 単位、国際文化学科：12 単位）を加えて、両学科の必修科目の単位数はそれぞれ 30 単位と 22 単位である。卒業必要単位数 124 単位に対して、英語英米文学科の必修は 24.2%、国際文化学科の必修は 17.7%に相当する。必修の割合は他学部に比して多いが、文学部の学科教育にとって最重要の外国語教育を重視する立場からすると、妥当なものである。共通教育科目、学科教育科目の区分ごとの最低必要単位数は定められているが、上の必修科目以外はすべて選択科目である。ただし、学科教育科目の中の「基礎演習」と「演習」については、必修に準ずる仕方で履修指導を行っており、前者は 100%に近い学生が、後者は 90%以上の学生が履修している。こうした措置は、学生の自主性を尊重しつつ、大学・学部の基本的な教育目標を追及するという点で、適切なものと評価できる

【改善方策】

適切、妥当な状態にあるので、改善方策は必要ない。ただし、2008 年度発足予定の新学部（仮称：国際教養学部）では、その理念に照らした配分を検討中である。

５）授業形態と単位の関係

Ａ群　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明と点検・評価】

1 単位を修得するために必要とされる勉学の時間量は 45 時間である。講義科目、演習科目においては授業時間と自習時間が 1 対 2 の比率で計算され、外国語科目（英語、初修外国語）ではその比率が 2 対 1 で計算される。

講義科目の単位計算方法には 3 種類ある。(1)週 2 コマを 1 セメスター（半期）で 4 単位の認定、(2)週 1 コマを 2 セメスター（通年）で 4 単位の認定、(3)週 1 コマを 1 セメスターで 2 単位の認定である。このように講義の形態と単位数にも柔軟性を持たせてある。

演習科目の単位計算方法も 3 種類ある。(1)週 1 コマを 4 セメスター（2 年）で 8 単位の認定、(2)週 1 コマを 2 セメスター（通年）で 4 単位の認定である。

講義科目と演習科目の違いについては、講義科目はその単位計算方法(1)のように短期集中型の単位取得形態を含むのに対して､演習科目は単位計算方法(1)のように長期継続型の単位取得形態を含む。これは、講義内容は集中的に学習するほうが効果的である場合があるが、演習はじっくりと時間をかけて指導する必要があるという二者の違いを反映している。

外国語科目の単位計算方法も 3 種類ある。(1)共通基礎科目としての英語は週 1 コマを 1 セメスター（半期）で 1 単位の認定（現在の文学部には該当しないが、2008 年度から導入予定）、(2)共通基礎科目としての初修外国語は、1 科目週 2 コマを 2 セメスター（通年）で 4 単位の認定（2008 年度から前期(1)に変更予定）、(3)学部必修科目としての英語は週 2 コマを 1 セメスター（半期）で 2 単位の認定である。

なお本学では 1 時限を 90 分授業で行い、時間数としては 2 時間で取り扱っている。

このような授業形態と単位の関係、計算の方法は『履修要項』の初めの部分でわかりやすく説明されている。

また、企業などのインターンシップでは、事前指導、事後報告、および、実務実習で 60 時間以上実施することで 2 単位、海外短期語学留学においては、60 時間、120 時間以上の受講と研修先での成績により、各々、2 単位、4 単位の認定を行っている。

各授業科目の単位計算の方法は適切であると評価できる。

【改善方策】

各授業科目の単位計算の方法は適切であると評価できるので、改善方策は必要ない。

６）単位互換、単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学部における単位互換、単位認定は、「南大阪地域大学コンソーシアム」内での単位互換と本学の長期・短期海外留学・研修制度、そして文学部独自の認定留学・認定研修制度がある。

南大阪地域大学コンソーシアムでは 2004 年度より参加各大学間での単位互換を実施しており、本学では学ぶことのできない科目について学ぶ機会を与えること、また他大学生との交流、学生生活の充実などに寄与することを目的としている。対象を２年次以降としていて、年間 4 科目 8 単位までを認定している。2005 年度に関しては、参加大学の提供科目総数は 82 科目で、そのうち本学が 25 科目提供している。文学部でも 5 名の教員が協力し、23 名の学生が受講して総計 72 単位が認定されている。一定の成果を上げていると評価できる。

海外留学・研修と認定留学・認定研修については下で述べる。

【改善方策】

一定の成果を上げていると評価できるので、現時点において改善方策は必要ない。

Ｂ群　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既習単位を単位認定している大学・学部にあっては、実施している単位認定方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、学則第 40 条において、大学以外の教育施設等での学修や入学前の既習単位の単位認定について規定しており、62 単位を認定している編入学・学士入学等の場合を除き、60 単位を限度に認定している。

2005 年度の文学部の学外資格取得、海外派遣留学等による単位認定者は 112 名、認定総単位数は 484 単位となっており、一定の結果を出していることについては、評価することができるといえる。

文学部生にとくに関わりが深いものとして、2002 年度から英検準 1 級（または TOEIC 等で準 1 級に換算される点(785 点)）を取得した者に 4 単位を与えることになっている。文学部を中心に申請者がでるものと期待されたが、実際には全学で 1 名（2004 年度文学部生）が申請したにとどまっている。積極的な活用のために制度の改善が望まれる。

【改善方策】

学外英語能力検定の単位認定にかんしては、学生がこの制度を積極的に利用して英語力をつけるようにするための改善案について検討中である。

Ｂ群　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

【現状説明と点検・評価】

本学では卒業に必要な総単位数は124単位以上であり、そのうち、学外における学修や学外資格での単位認定については60単位を限度としている。認定単位数の割合は48パーセントである。また海外留学による認定は1年間に30単位を限度としている。

適切な水準にあると評価できる。

【改善方策】

適切な水準にあるので、改善方策は必要ない。

Ｃ群　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学では国際センターが中心となって、2006 年 6 月現在 15 カ国の 37 大学と交流協定を有し、長期派遣留学（1～2 セメスター）や短期研修（3～4 週間）を実施している。初修外国語科目のすべてで実施可能になったのは文学部には特に朗報である。このほかにインドネシアのバリ島における国際ワークキャンプ（現在の事務所管はキリスト教センター）はすでに 20 年の歴史を有し、国際センターは近年さらに国際ボランティアに関わる体験型の短期研修プログラム（インドネシア、インド、中国）も開発している。

短期研修では「海外研修」4単位が認定される。

海外日本語実習プログラムでは、日本語教育体験＝4単位、日本語教育実習20日間＝4単位、日本語教育実習1セメスター＝日本語教育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ計12単位のように3段階のレベルで設定されている。期間が1セメスターの長期に及ぶ実習では、派遣先で履修した科目についても別途、単位を認定することが可能である（例：ドイツ語など）。

国際ワークキャンプは夏休み、冬休み、春休みを利用してボランティアを行うもので、

「学外研修」として2単位ないし4単位が認定される。国際ワークキャンプ（インドネシア）は「学外研修（国際ワークキャンプ)」4単位、インドネシアCOPは「学外研修（国際ボランティアーインドネシア)」4単位、内モンゴル砂漠緑化ボランティア体験は「学外研修（内モンゴル緑化ボランティア体験)」2単位、インド異文化＆ボランティア体験は「学外研修（インド異文化・ボランティア体験)」2単位である。

なお、ここで特筆すべきは、他学部に先駆けて文学部が2004年度から先行実施した認定留学・認定研修制度である。文学部では「世界の市民」にふさわしい経験と知見を得る機会の拡大を目的に、学生個人で行う海外への留学と研修（語学研修、海外インターンシップ、国際ボランティアなど）について、教授会において単位を認定するという方針を決定した。具体的には、留学先の教育機関が発行した証明書等に基づき、帰国後に文学部認定留学・研修実施委員会および教務委員会が審査を行い、教授会の審議を経て、30単位を上限として本学の卒業必要単位として認めるというものである。

このうち認定留学については、2005年度秋学期に1名が中国に留学した（この学生は2005年度に卒業した）。つづいて2006年度はアメリカに1名（通年）、韓国に1名（秋学期）、そして2006年度秋学期から2007年度春学期の1年間アメリカに1名がこの制度で留学している。なお、認定留学の場合、その間休学するのではなく、「認定留学中」という扱いになる。これまで休学して出かけていた自主的な私費留学が、在籍のまま可能になった意味は大きい。一層の周知に努めていきたい。

一方、認定研修であるが、2004年度の夏期休暇には7名、春期休暇には2名、2005年度の夏期休暇には2名、春期休暇には1名がこの制度による海外研修を行った。夏期休暇中の研修は秋学期分の単位となり、春期休暇中の研修は翌年度春学期分の単位となる。英語研修が中心であるが、研修先はイギリス、アメリカ、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア、ネパールなどに及んでいる。

この認定留学・認定研修は制度が整ってまだ日が浅いこともあり、利用する学生はさほど多くはないが、今後、増えていくことが期待できる。

全体として妥当な内容、位置づけにあると評価できる。ただ、本学の学生の英語力が必ずしも十分でない点を補う方策が必要である。この点を考慮して、1年の長期留学希望者を半期間（1セメスター）海外に派遣する制度（海外英語特訓留学）が作られた。人数枠は10名で、2006年の場合、全学申込者14名の内、10名が文学部生であった。この制度と単位認定との関係について言うならば、単位として組み込まれる正課として「共通自由特別講義ー海外英語留学準備講座」を、また単位にはならない正課外科目として国際センターー設置のTOEFL対策講座を受けなければならない。前者は、それまで卒業単位には算入されない随意科目だったが、2007年度より卒業単位に加えることのできる共通自由科目になり、学生にとっては負担軽減となった。TOEFL講座についても同様の負担軽減措置が今後検討されるものと思われる。

【改善方策】

様々な海外留学・研修制度のいっそうの充実と学生への周知徹底に努める。英語を媒介言語とする授業（必ずしも英語100%とは限らない）の拡充など英語教育の充実に努める。

なお、英語力増強との関連では、学外研修「インド異文化＆ボランティア体験」を拡充して、午後を英語研修にあてる、「学外研修（インドボランティア体験・英語研修)」(4単

位）が 2007 年 2 月に実現することとなった。

７）開設授業科目における専・兼比率等

Ｂ群　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

【現状説明と点検・評価】

文学部の学科教育科目において、１年次配当の 70 科目中、専任教員担当 33 科目に対して兼任教員担当は 37 科目（専任率 47.1%）である。２年次以降の科目では、英語英米文学科は各々34 科目、38 科目（専任率 47.2%）、国際文化学科では 65 科目、13 科目（専任率 83.3%）であり、以上を合計した文学部全学年の学科教育科目 220 科目中、専任教員が 132 科目、兼任教員が 88 科目で、専任率は 60.0%である。専任率がやや低いのには、次のような事情がある。

講義科目の多くを専任教員が担当しているのに対して、外国語科目（英語）については兼任教員に大幅に依存している。2006 年度の必修の外国語科目（英語）では専任教員担当 24 科目、兼任教員担当 63 科目、専任率 27.6%である。外国語教育を重視する文学部においては、少人数のクラスをできるだけ多く展開するために兼任教員に頼らざるをえない状況にあり、外国語科目における専任率の低さが文学部全体の専任率を低下させているのである。

しかしながら学生を指導する責任が最終的に専任教員にあることは、あらためていうまでもない。文学部では、専任率 100%の「基礎演習」や「演習」などの科目によってこの責任を果たそうとしている。

全学共通カリキュラムとして共通教育科目698科目を開講し、そのうち専任教員が224科目（32.1%）、兼任教員が474科目（67.9%）を担当している。共通教育科目のカテゴリー別の内訳を見ると、共通基礎科目「世界市民」は21科目すべてを専任教員が担当している。共通基礎科目・外国語科目の内、文学部の必修科目である初修外国語（留学生対象の「日本語」を除く）は専任教員が19科目（30.6%）、兼任教員が43科目（69.4%）を担当し、留学生対象の「日本語」（12科目）はすべて兼任教員が担当している。健康・スポーツ学演習科目を除く共通教養科目は38科目すべてを専任教員が担当、健康・スポーツ学演習科目は、専任教員が21科目（32.3%）、兼任教員が44科目（67.7%）を担当している。また、共通自由科目（各学部が提供する学科教育科目を除く）は116科目開講し、そのうち専任教員が31科目（26.7%）、兼任教員が85科目（73.3%）担当している。

資格課程科目については69科目開講し、専任教員が41科目（59.4%）を担当している。

なお、共通教育は全学部の教員が責任をもってあたることで合意しているが、文学部は性格上リベラルアーツ的な色彩の濃い学部であり、文学部所属の全教員が「世界市民」、「外国語」、「共通教養」、「共通自由」からなる共通教育のいずれかの科目にかかわって各々の責任を果たしている。

【改善方策】

2008 年度発足予定の新文学部（仮称：国際教養学部）では、１年次の英語科目を共通教育科目として外国語教育センターに委ねる方向で話がまとまりつつあり、また２年次以降

の英語科目についても外国語教育センターに託することが選択肢の一つとして検討されている。これにより、今まで分断されたままだった共通教育「外国語」と文学部必修「英語」との間で有機的関連ができ､文学部と他学部の語学関連領域に専任教員を適切に配置でき、結果として学科教育科目の専任教員率も向上するものと期待できる。

Ｂ群　兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明と点検・評価】

文学部では、とくに外国語科目において兼任教員への依存率が高いため、専任教員との連携を強めるための配慮をしている。

初修外国語科目では、週2回の同一クラスの授業を専任教員と兼任教員が担当するようにし、互いに連絡をとりながら実施しており、単位認定に際しても専任教員と兼任教員が合議の上で決めている。

英語科目においては兼任講師への依存率がさらに高いが、専任の英語担当者らが中心となってプロジェクトをくみ、専任教員と兼任教員の連絡を密にして、リーディング、ライティング､オーラルコミュニケーションといった3分野のスキルがどのように伸ばせるか検討を進めながら、授業運営を行っている。定期的に専任教員と兼任教員が集まる場を設定し、教材、教授内容について意見交換をし、今日の形の文学部英語授業をつくりあげてきた歴史がある。

基本的には、専任教員が兼任教員の意見を取り入れながら、科目運営についての基本的な方針を定めるという方式である。教室において表現される個々の教員の個性や自立性との兼ね合いは難しいものがあるが、文学部の教育に兼任教員も一定の責任を分かちもってもらうという点では、現状は適切であると評価しうる。

【改善方策】

とくに改善すべき点はないが、専任教員と兼任教員の連絡をいっそう密にする努力を継続する。

８）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ｃ群　社会人学生・外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状説明と点検・評価】

文学部としては社会人学生への教育課程編成上の配慮はとくに行っていない。社会人学生は一般に学習意欲が旺盛であり、教育指導上とくに配慮を要しない。

外国人留学生および帰国生徒については、初修外国語として日本語を選択できるようにしている｡さらに日本語能力の向上を目指す留学生に対して､共通自由科目に｢日本語Ⅲ｣、日本の文化、現在の日本の事情を教授する「日本事情」(外国人留学生用）を、また、留学生の要望に応えて、｢英語ＩA～ⅣA」(外国人留学生用)および「英語ＩB～ⅣB」(外国人留学生用)を設置している。

外国人留学生や帰国生徒の希望を考慮して英語による授業を開設しており、近年とくに拡充している。

教育指導上の配慮としては外国人留学生と帰国生徒の全員に専任教員がアカデミック・アドバイザーとなって多面的にサポートしている。さらに生活面での配慮として、「レジデンス・アシスタント制度」が 2006 年から始まった。これは留学生が滞在するマンション等に本学学生がアシスタントとして日常的な生活支援を行うもので、初のアシスタントとして採用された 2 名は文学部生であった。

【改善方策】

2008年度の学部改編を視野に入れ、外国人留学生の受け入れ拡大を検討している。新学部のJapanese Studies専修は、日本語・日本文化研究の意義と面白さを内外に向けて積極的に発信し、自国の言語・文化を相対化して新たな視点で捉えなおすことを目標に掲げようとしているが、ここに多くの外国人留学生を受け入れたいと考えている。英語で行う授業の拡充は既定方針だが、さらに、留学生対象の日本語授業をJapanese Studies専修の科目として置くことも検討中である。国際センターと連携して作業を進めていくことになる。

９）生涯学習への対応

Ｂ群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

生涯学習を対象とした教育体制としては、聴講のみを主体とした社会人聴講制度、各種資格・能力検定試験を対象として実施しているエクステンション・センターの課外講座などが挙げられる。2005 年度は、社会人に対して全学部の正課教育科目を 281 科目開放し、社会人聴講生のみを対象とする科目を 7 科目開設した。受講生は合わせて 327 名で、延べ受講科目は 737 科目であった。

また、エクステンション・センターが本学学生を対象として開設する各種資格・技能講座の内、「語学関連講座」（3 講座）、「情報処理関連講座」（3 講座）、「資格関連講座」（9 講座）、「福祉関連講座」（3 講座）の 18 講座 38 コースを社会一般に開放しているが、これに社会人 28 名が受講している。

さらに、文学部主催による公開講演会が、春学期と秋学期にそれぞれ 1 回、外部講師を招いて開かれる。本学学生のみならず、一般市民にも開放されており、毎回大教室が埋まる活況を呈している。また、和泉市の生涯学習プログラムに協力する形で、文学部の複数の教員が和泉シティプラザに市民カレッジ講座の講師として出向いている。

このように適切、妥当な対応がとられている。

【改善方策】

適切、妥当な対応がとられているので、特段の改善方策は必要ない。

１０）正課外教育

Ｃ群　正課外教育の充実度

【現状説明と点検・評価】

正課外教育としては、各種資格・能力検定試験を対象として実施しているエクステンション・センターの課外講座が挙げられる。2005 年度は、「語学関連講座」(3 講座)、「情報処理関連講座」(3 講座)、「資格関連講座」(10 講座)、「福祉関連講座」(4 講座)、「ベンチャービジネスプラン作成講座」の 21 講座 42 コースを開設し、大学院生を含め本学学生が、延べ 1,370 名受講している。

文学部に関連して言えば、提携校への留学のために TOEFL のスコアをあげる必要がある学生や、正課の英会話授業だけでは足りないと感じる学生のニーズに、エクステンション・センター講座はそれなりに対応していると言えるだろう。

【改善方策】

2008 年度発足の新学部では実践的英語運用能力をさらに強化する方針をとり、英語コミュニケーション専修では TOEIC のスコアも卒業条件の一つに加えることを検討している。また、できるだけ多くの学生を海外に出すことにしているため、TOEIC・TOEFL 対策は不可欠となる。今にもまして多くの学生がエクステンション・センターの講座を受講することが予想される。そのなかで、学生の負担軽減の観点から、エクステンション・センター提供の語学関連の科目についても単位認定が可能か否か、今後、検討されるだろう。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育上の効果を測定するための方法の適切性

Ｂ群　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

Ｂ群　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入

【現状説明と点検・評価】

個々の教員が教科の特性に応じて、小テスト、レポート、試験（学期末、授業時）を通して、教育効果を測っている。しかしながら、各々の教員の裁量に任されているため、必ずしも客観的とは言い難い側面があることも否定できない。学部・学科レベルでは次の課題がある。とくに同一科目の複数クラス間で担当者が異なる場合、また基礎クラス、標準クラス、発展クラスと分けられた学習到達度別クラス編成による英語科目のような場合、評価の基準作りが必要となる。具体的に突っ込んだ議論には至らなかったものの、この問題は英語英米文学科所属の教員が開いた学科会議で話題にのぼった。この問題は、残念ながら、研修教授会において、いまだ結論を出すには至っていない。

文学部では、実践的英語を重視する姿勢を鮮明に打ち出している。どれほど英語のスキルが身についたのかを測り、どのように到達度別クラス編成を行うのか、またどのように学科振り分け（英語英米文学科、国際文化学科）を行うのかを決める際の判断基準として、

文学部では客観的データが得られるとして国際的に評価の高い TOEFLを利用している。TOEFLに基づく学力別クラス編成により、指導効果が格段に高まったことは、英語担当教員の多くが指摘するとおりである。TOEFLの結果については、毎年、教授会で報告がなされている。

【改善方策】

評価基準をめぐる問題は、FD活動推進委員会、研修教授会、英語担当者会等で、今後も継続して検討を加えていかねばならない。この件に関しては、後述の「成績評価法、成績評価基準の適切性」「厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況」も参照されたい。

2008年度発足予定の国際教養学部（仮称）では、英語の運用力を一層重視したカリキュラムを組む。今日、教育現場のみならず一般企業にあっても広く利用されている TOEICで一定のスコアをクリアすることが、特に英語コミュニケーションを専修とする場合、卒業条件の一つとして求められることになる。その詳細な運用方法については、現在、将来構想検討委員会にて検討中である。

Ｂ群　卒業生の進路状況

【現状説明と点検・評価】

小売業、サービス業、運輸通信業、卸売業、製造業、金融保険業、公務（教育を含む）等様々な分野に卒業生を送り出している。就職希望者のほぼ9割が就職できている。

文学部では、就職課の支援を得て、とくに演習科目において教育の一環として就職指導を行っている。また本学では「キャリアと社会」と題する集中講義を開いており、インターンシップも単位として認める措置をとっている。

文学部という性格上、中学高校教員、日本語教員、学芸員、司書・司書教諭などの免許・資格を取得する学生も多い。教員の場合、試験に通り採用にまで漕ぎ着けることは、少子化の影響で絶対的な採用枠自体が狭いため、なかなか難しいが、それでも卒業後、数年をかけて教員に採用されている者も少なくない。教員採用者数だけが評価指標とはならないものの、本学の文学部も社会的に一定の評価を確立していると言えるだろう。

【改善方策】

就職課（2007年度にキャリアセンターに改組予定）の支援を得て、演習科目のなかで学生にキャリアへの自覚を促していく。実践的語学をより重視した新学部（仮称：国際教養学部）構想を実現する。

Ｃ群　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況

【現状説明と点検・評価】

文学部が本校に設置されて比較的歴史の浅いことを考えれば、国際的、国内的に著名だとされる人物が出てくるのは、むしろ今後に期待したいが、そのような卒業生を未だ輩出していないわけではない。たとえば、中国ビジネスの分野で起業し既に実績をあげている文学部卒業生もいる。国際文化学科を出た後、アメリカ留学を経て帰国し、マスコミ業界で活躍する卒業生もいる。また、英語とインドネシア語の能力を生かして、大津波からの復興に取り組むインドネシアのアチェにおいてODA事業の第一線で活躍する卒業生もいる。

残念ながら、在学生は、卒業生がどこでどのような仕事をしているのか、よくわかって

いないという現状がある。また、在学生が国際的な大会で栄誉ある賞をとったにもかかわらず、その事実が周知されなかったことなどは、反省せねばならない。

【改善方策】

国際的な舞台でも十分活躍できる人材を養成することは、文学部の目的の一つである。2008 年度の学部改編に伴う新カリキュラムでは、一人でも多くの学生を海外提携大学に送り込むことを考えている。また、新学部の Japanese Studies 専修では、できるだけ多くの留学生を受け入れることを考えている。将来的には海外との人脈が大きくなっていくものと期待される。

現役学生達には卒業生の活躍ぶりを知ってもらうため、大学・学部ホームページや文学部が年に 2 回行っている特別講演会等の機会に積極的に卒業生を紹介していくことが考えられる。また、学内の関係所管と連携して、在学生の輝かしい活動、卒業生の海外での就職状況などを速やかに把握するシステムを確立せねばならない。

２）厳格な成績評価の仕組み

Ａ群　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

1 年間の履修登録可能な単位数の上限は、2002 年度の新教育課程導入と同時に、１年次 42 単位（各学期 26 単位）、２年次・３年次各 40 単位（各学期 26 単位）、４年次のみ 50 単位（各学期 32 単位）とされた。それまでは各年次 50 単位であった。

ただし、成績優秀者の学修意欲の向上のために、1 年次と 2 年次の 2 年間に A 評価を 60 単位以上取得した場合は３年次に登録可能な上限を 50 単位としている。また夏期・春期休暇中の学修を単位として認める「学外研修」はこの制限の対象外である。

適切な水準に設定されていると評価できる。

【改善方策】

適切な状態にあるので、改善方策は必要ない。

Ａ群　成績評価法、成績評価基準の適切性

Ｂ群　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

成績評価は 100～80 点が「A」、79～70 点が「B」、69～60 点が「C」、59 点以下が「D」であり、「A」「B」「C」が合格、「D」は不合格である。評価外（途中で受講を放棄、あるいは、期末試験を受験しなかった場合など）は「X」と表記される。

成績評価の方法は各担当者の裁量によって、試験・レポート・出席・小レポート、また科目によっては実技や口頭発表などによっており、シラバスに明記されている。

期末試験は厳格に実施している。すなわち、全教員が協力して試験監督にあたり、不正を許さない体制と雰囲気で実施している。

初修外国語では担当教員 2 名の合議によって合否を判定している。しかしながら、このような合議制は例外的で、成績評価は各教員の裁量にゆだねられている。多様な授業を提

供し、授業が教員の独創性に基づき、学修達成度も様々であり、評価が相対評価ではなく絶対評価でなされるのであるから、成績評価が各教員にゆだねられること自体は正当である。

しかしながら、学生の「生の声」に耳を傾けると（根拠のない、あるいは曖昧なものもあるが)､厳格にして公正とは言い切れない現実も存在すると言わざるをえないであろう。すなわちいわゆる「楽勝科目」があり、逆に厳しすぎる科目が存在すると判断される。

受講生の関心が授業の内容よりも単位取得の容易さを向いていて、履修登録者数の大小に反映するのは望ましいことではなく、科目間およびとくに同一科目のクラス間での成績評価の一定程度の平準化が必要である。文学部では FD 委員会で検討してきたが、具体的方策の策定や提案には至っていない。

【改善方策】

全学的に 2008 年度からの導入が検討されている GPA 制度への対応を含めて、引き続き FD 委員会において具体的方法を検討する。

Ｂ群　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

4 年間に所定の単位を取得すれば卒業できる制度である以上、4 年間で卒業する学生の比率の算定が質を検証する制度の一つと言える。いま基礎データの表 6「卒業判定」によって文学部生の合格率（卒業予定者に対する合格者の比率）を見ると、学科と年次による変動があるものの、低くて 80%、高くて 90%であり、80%台後半が多い。入学が卒業に直結しないことが明らかである。またこの数字は本学全体の中で低いわけではない。したがって、質が確保されているといえよう。この意味では特段の措置の必要性はないと判断される。

しかしながら、文学部が重視する英語教育については、TOEFL 等国際的に評価の定まっている外部テストの点数を卒業要件に加えるなどの工夫が必要であり、新学部（仮称・国際教養学部）では、これを検討中である。ただし、入学者が多様化している状況下では、全員に同一内容の要件を義務づけるのが難しい場合には何らかの代替措置を工夫すべきである。初修外国語についても同様に何らかの措置を検討すべきであろう。新学部で構想中のメディア文化専修においては IT 関連の外部基準の導入を検討中である。

【改善方策】

外部基準の導入について新学部構想の中で検討中であり、これを実現する。

Ｃ群　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

上記のように１・２年次の成績優秀者は、３年次の履修登録上限を 40 単位から 50 単位に増やしている。

とくに文学部生の場合、海外体験が学習意欲を刺激する傾向が顕著である。文学部ではこの点を重視して国際センター等による海外留学、海外研修の実施に積極的に協力し、学生にはこれらに参加するよう推奨している。

文学部ではさらに、本学の提携先大学以外への留学も「認定留学」として承認し、その大学で取得した単位を本学の単位として認定している。また夏期・春期休暇中に自主的に行った語学研修や海外ボランティア活動などについても「認定研修」として扱い、「学外研修」の単位を認定している。

文学部ではまた英語による授業を拡大する努力を行っているが、これも学生の学習意欲を刺激することがねらいの一つである。とくに「日本語・日本文化入門」的な授業群を用意して、英語を共通語とする留学生受け入れ拡大を図っているが、留学生との交流が日本人学生の学習意欲を刺激することも期待している。

【改善方策】

GPA 制度の導入。GPA 制度を 2008 年度から全学的に導入することが教務委員会を中心に検討されている。文学部としてもこれに積極的に取り組む。

海外留学・研修のいっそうの拡充。2008 年度発足予定の新学部では、海外留学・研修への意欲をかき立て準備させるような科目の設置だけでなく、海外留学・研修等何らかの形ですべての学生が海外に出る体制を整備するよう検討中である。そのためには国際センター、外国語教育センター、教務課と連携を強める必要があり、またこれらの部局のいっそうの拡充が望まれる。あわせて新学部構想の Japanese Studies 専修では、日本人学生と留学生がともに受講し、単位取得が可能であるような、英語を媒介語とする授業の拡充を検討している。

３）履修指導

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

新入学時４月および１年次の成績配布時（２年次進級前の３月）に履修に関するガイダンスを全学部生に対して行っている。

日常的には、教務課で随時履修相談に応じているほかに、文学部では 2002 年度からの現教育課程で設けられた１年次生の科目「基礎演習」において履修指導を行っている。「基礎演習」は、担当教員が会合を重ねて議論し合い（各教員が各学期の授業概要と総括を報告する）、効果的な運営を図っていて、有効な履修指導の場として機能していることが確認されている。

３・４年次生には「演習」において履修指導を行っている。現在は２年次生にのみ「演習」科目がないため、日常的履修指導は困難である。

おおむね妥当な状態にある。さらに、２年次生にも「演習」科目を設けることができれば、１年次から４年次まですべての学年において「演習」を履修できるようになり、履修指導がいっそう行き届くであろう。新学部（仮称・国際教養学部）構想の中でこの点を具体的に検討している。

【改善方策】

２年次生にも「演習」科目を設ける。2008 年度教育課程改訂により導入する。

Ｂ群　オフィスアワーの制度化の状況

【現状説明と点検・評価】

文学部では全教員が週に一時間以上、特定曜日の特定時限にオフィスアワーを設けている。それを研究室のドアに掲示し、ホームページに掲載し、そして授業などにおいて積極的利用を呼びかけている。妥当な状態にあると評価できる。

【改善方策】

妥当な状態にあるので、現時点において特段の改善方策は必要ない。

Ｂ群　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では学年進行の際（１年次から２年次へ、２年次から３年次へ、３年次から４年次へ）に原級留置するという意味での留年制度はない。したがって、特段の措置はとられていない。もちろん所定の単位を取得していなければ４年間で卒業できない。この場合、卒業は１年単位でなく、半年単位で可能である。つまり３月だけでなく、９月にも卒業できる。

すでに述べたように「卒業判定」において合格率が一定の高さにある。他方で２年以上留年するものは非常に低率であるので、特段の措置を制度化する必要はないであろう。

しかしながら、１年次・２年次での単位取得数過少な学生が留年者になる場合が多いので、１・２年次に履修指導を強める方策が望ましい。

【改善方策】

先述の GPA 制度の導入を前提として、その数字を活用した履修指導をとくに１・２年次生に、演習やオフィスアワーなどの機会をとらえて行う。

Ｃ群　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

【現状説明と点検・評価】

各学生に指導教員を割り当てるアドバイザー制度は、留学生の場合は既に導入済みである。日本人学生の場合も、１年次生は少人数の「基礎演習」の授業により、適切な学習支援・履修指導を行う体制が整っている。３・４年次生も「演習」があり、同様であるが、２年次生にはこうした演習科目がない。

２年次生向けの演習科目のないのが、恒常的な学習支援の観点からの課題である。

【改善方策】

２年次生にも「演習」ないしこれに準じる科目を開設して、４年間を通じて恒常的な学習支援が可能になるようにする。2008 年度に予定の新教育課程で導入する方向である。

４）教育改善への組織的な取り組み

Ａ群　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

【現状説明と点検・評価】

(1) 研修教授会

毎年少なくとも２回は研修教授会を開いて、時々の教学上の重要課題について検討している。学部としての方向性を確認し、重要事項について認識を共有する場として有効に機能している。

(2) FD 委員会

文学部内に FD 委員会を設置し、FD 活動の検討と実践の場としている。（下記当該項目参照）

(3) 「基礎演習」と担当者会議

現教育課程（2002 年開始）において１年次生を対象に「基礎演習」を開講している。学科選択科目ではあるが、少人数クラスであり、クラス指定として必修科目に近い扱いをしていて、入学直後のガイダンスでもつよく履修を勧めている。この授業をとおして大学における学修の具体的手ほどき、教育課程理解の促進、履修相談、学修意欲の向上に取り組んでいる。

毎年３回「基礎演習」担当者会議を開き、問題点や内容の平準化などについて意見交換を行っている。「基礎演習」とその担当者会議はおおむね有効に機能していると評価できる。新学部（仮称・国際教養学部）の教育課程において２年次生にも演習科目を導入する予定であるが、同様の担当者会議が有益であろう。

(4) 英語教員の取り組み

文学部においてとくに具体的成果の期待される英語の授業の改善について FD 委員会でも検討しているが、FD 委員会の活動以外に、英語教員による取り組みが行われてきた。その成果の一部は 2002 年度開始の現教育課程にも反映している。

(5) 英語による授業

学生の英語力向上の施策として、また英語を共通語とする留学生の受け入れを全学的に促進することを目的として、英語による授業を充実させてきた。

このように組織的な取り組みが行われていて、おおむね有効に機能している。

【改善方策】

組織的な取り組みがおおむね有効に機能しているので、特段の改善方策を必要としないが、これらの活動を継続する。

Ａ群　シラバスの作成と活用状況

【現状説明と点検・評価】

シラバスは全学的に統一された形式で作成されている。すなわち各科目の【講義概要・学修目標】【授業計画】【成績評価の方法】【テキスト】【参考文献】【備考】が示されている。教員間で記述の内容や量に顕著な違いはない。さらに 2004 年度以来、IT 化が進められ、教員はインターネット経由で入力し、学生は冊子体だけでなく、インターネットで検索参照できる。

下記の授業評価において、教員はシラバスに沿った授業をしているかどうかが問われる。適切な状態にあると評価できる。

【改善方策】

適切な状態にあるので、特段の改善方策を必要としない。

Ａ群　学生による授業評価の活用状況

【現状説明と点検・評価】

学生による授業評価アンケートは文学部が 1996 年から先駆的に実施し、2002 年から全学的に実施されるようになり、アンケート結果に教員の所見を付して公開している。実施状況は良好であるが、教員の所見提出が約半数に留まっている点に改善が必要である。

学生による授業評価の結果をどのように活用するかは、個々の教員の自主的判断と行動にゆだねられているのが実情である。学部としての取り組みが必要であり、文学部では FD 委員会において、その有効利用の方法について検討しているが、いまだ具体的な結論には至っていない。

【改善方策】

文学部 FD 委員会において､授業評価アンケート結果の活用方法について検討を続ける。

Ｂ群　ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学部では 2000 年度より FD 委員会を設置している。毎年概ね 6 名前後の専任教員で構成され、各委員は 3 年程度委員を務めてきた。なお、2000 年度から 2003 年度までは「FD／教育評価委員会」、2004 年度からは「FD 活動推進委員会」と称している。

FD 委員会において、授業の相互参観と意見交換をとおして、授業改善の具体的手がかりを獲得してきた。参観すべき授業は教育課程構造を考慮して、共通教育と学科教育、外国語科目と講義科目、また外国語科目でも英語と初修外国語といった種別ごとに選択した。こうした活動は委員会内部のものではなく、文学部の全教員に開かれたものであったが、参加教員の少ないのが実情である。

FD 委員会は、文学部が先駆的に推進し全学的制度として確立するに至った学生による授業評価のあり方について、全学自己点検・評価室に提言した。また他大学の例なども学習しつつ、学生による授業評価の結果をどのように利用することができるか、利用すべきかを検討した。いまだ明確な結論に至っていないが、この検討の中から発見した問題点（つまり、集計結果に対して必ずしもすべての教員が所見を付していないこと）の改善を、文学部の教員に呼びかけるとともに、全学自己点検・評価室に提言し、受け入れられた。

FD 委員会はさらに、成績評価をめぐる諸問題とくに公平性（科目間、また同一科目のクラス間）をどのように確保することができるかという問題、GPA 制度を導入するべきかという問題について、他大学の例も参照しつつ検討しているが、いまだ具体的な結論には至っていない。

FD 委員会はオフィスアワーの制度化を文学部教授会に提案しこれを実現した。

【改善方策】

FD 委員会は、教育効果を上げるための授業の工夫、学生による授業評価の活用、評価の

公平性を確保するための方策の検討などについて、具体的成果が出るよう委員会活動を充実させる。

５）授業形態と授業方法の関係

Ｂ群　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状説明と点検・評価】

大きく講義・語学・演習の３つの形態で行われている。このうち語学と演習の一部分については１クラスの人数がやや多いという問題があるが、この形態自体は文学部の授業の方法として妥当なものである。

文学部では、本学における学修に加えて、短期海外研修、インターンシップや国内外のボランティア活動など学外における学修を推進している。これらに「学外研修（副題つき）」という単位が認定される。文学部では、本学が提供するプログラムのみならず、学生の自主的自発的な活動を一定の条件のもとに単位に認定する「認定研修」の制度を 2004 年度から全学に先駆けて行っている。

「学外研修」では、教室で得られるのとは異なる次元・種類の知識、経験、感動を得て、学生の視野が広くなる効果が大きい。

【改善方策】

文学部としてはとくに海外におけるこうした学習・研修を大幅に拡充する方向が望まれる。タイムスケジュールとしては、2008 年度予定の新学部、新教育課程で実現する。

Ｂ群　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

近年授業でマルチメディアを利用するハード面での整備が大幅に進んでいる。

講義の資料や補助教材としてマルチメディア教材が活用されている。すでに DVD やビデオ教材を利用した授業や、パワーポイントを利用した授業、インターネット検索を利用した授業が行われている。マルチメディアを利用することで、紙媒体や口頭説明だけでは得られない情報を提供することが可能になり、教育効果を高めることができた。

語学教育では従来から積極的にマルチメディア教材の利用、コンピューターの活用が行われている。

ただし、マルチメディアの利用は各教員の裁量にゆだねられており、その利用状況についての詳細な調査は行われていない。

【改善方策】

マルチメディアを利用する教員が徐々に増えているようであるが、他方その機器の扱いに不慣れな教員がいるのも事実であり、FD 委員会による研修など学部の努力だけでなく、情報センターによる研修と支援が不可欠である。

３．国内外における教育研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明と点検・評価】

1998 年に決定された文学部の教育理念にあるように、本学部は、その発足にあたって、「世界の市民」の育成という建学の精神をより明確に位置付けるため、国際的に活躍し得る人材の養成をその大きな柱の一つとして国際化に対応している。また、国際交流の推進については、異文化理解を前提とした市民レベルでの国際交流を担いうる人材の育成をとなえ、また国際化社会を生きるにふさわしい教養ある国際人の育成をうたっている。こうした理念の具体的な内容は AO 入試における「求める学生像」（下記参照）にも見ることができるように、国際交流にかかわることを希望する者を重視している。すなわち、本学部は、異文化理解を前提とした国際化への対応と、一般市民レベルでの国際交流を最も重要な基本的方針とし、これによって、建学の精神の実現を図ろうとしているのである。このように、文学部は、その発足時から、国際化への対応と国際交流の推進に関しては、適切な位置付けのもとに、明確な基本的方針を掲げ、維持し、現在に至っているといえる。

文学部は、2008 年度開始を目指す新文学部（仮称：国際教養学部）の理念と教育目標として、上記の方針を発展させた形で、主体性をもって行動する「世界の市民」を育成するという目標を掲げた。そこには、実践的英語力の涵養、多文化共生をめざす国際理解の促進、発信型の異文化コミュニケーション能力の発展、現代的課題への対応能力の育成、国際社会で幅広く活躍できる人材の輩出という、より具体的な目標も盛り込まれている。これらは、すべて国際化への対応と国際交流の一層の促進に繋がる適切な指針である。

【改善方策】

適切な状態にあるので、改善方策を必要としない。

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

国際レベルの教育交流については、文学部は国際センターが実施する学生の長期・短期の留学・研修を積極的に奨励・推進してきた。これら留学（学期中）・研修（休暇中）の参加者で最も多いのは文学部生である。近年の国際センターの努力による提携校の拡大とともに、文学部生の海外留学・研修を通しての国際交流は拡大している。また今年第 20 回目となったバリ島における国際ワークキャンプでも、いままでの全参加者 400 名以上のうち、近年では、その半数近くを文学部生が占めている。

さらに文学部独自に「認定留学・認定研修」制度を設けて学生の国際交流を緊密化させようとしている。この制度については上記（単位互換、単位認定）を参照されたい。

教員の国際レベルでの研究交流については、教員の特別研究制度による 1 年または半年間の海外留学、海外における学会等に参加する旅費の補助、韓国啓明大学校との国際学術セミナー、総合研究所が後援する「外国人研究者を囲む研究会」等があり、おおむね適切と評価される。詳細は本報告書「7.研究活動と研究業績」を参照されたい。

【改善方策】

学生の国際交流に関しては、既存の制度の積極的利用の推進に加えて、2008 年度発足予

定の新生文学部（仮称：国際教養学部）では、「海外研修」をカリキュラムの中で科目として位置づけようとしている。これが参加しやすく、効果が高いものになるよう、現在その具体策を検討中である。

(2) 社会学部

［到達目標］

(1) 教育課程等

①基礎教育の徹底と授業内容の充実

社会学科においては、自由度の高い現行カリキュラムのなかで、学生に学科アイデンティティを確保させるため、少人数クラスでの導入教育と学習指導を徹底させる。また、多様化する学生のニーズに対応するため、2008 年度の教育課程の見直しに向けて、開講科目の吟味を続けていく。

社会福祉学科においては、後期中等教育から高等教育への移行を円滑にするため、基礎演習科目の内容をより一層充実させ、学生に対して学科アイデンティティの確立に努める。また、国際化の進展によりますます多様化する福祉現場に対応可能な、柔軟な教育課程を立案し、実施していく。

②資格関連科目の整備拡充

社会学科においては、社会調査士資格認定機構による社会調査士資格に対応した社会調査関連科目を現在の 2 年次以降の配当から 1 年次開講に前倒しし、早い時期から将来のキャリア形成に備えさせる。

社会福祉学科においては、福祉現場の多様化に伴って、現在ある社会福祉士および精神保健福祉士受験資格に加えて、新たな資格取得の可能性を検討する。また、日々変化する福祉現場に対応可能な学生の資質については、より汎用性のある人格形成が求められており、それへの対応策として、豊かな多様性へと開かれた教育課程を検討し、実施していく。

③南大阪地域大学コンソーシアム等を通しての単位互換科目の拡充

現在は共通科目に限定されている互換科目を学科科目にまで拡大し、教育課程を多様で時代に即応したものに組み替えていく。

④専・兼比率の適切な配分を考慮した教員配置を検討する。

社会学科においては兼任比率を高めることで、専任教員だけでは捕捉できない多様性に富んだ科目の開設に努める。

兼任比率の比較的高い社会福祉学科においては、学科の基幹科目の専任比率を高めることで、学科としての教育責任をはたすよう努力する。

(2) 教育方法等

①FD 活動への組織的取り組み（授業方法改善についての情報交換等）

社会福祉学科ですでに行われている担当者連絡会やオリエンテーションの工夫を参考に、社会学科においても教員の資質向上へ向けて積極的な活動を展開していく。また学生の教育効果を高めるための有効な方策を立案し、実施していく。

②オフィスアワー制度の実施と、アカデミック・アドバイザー制度の的確な運用。

学生の資質向上を目的に、教員と学生とのコミュニケーションをより一層密にするとともに、個別対応による教育効果の向上に努める。

(3)　国内外における教育研究交流

①「NPO・NGOの活動について学ぶ（仮称）モデル」の具体化

社会福祉学科においては福祉の普遍化、一般化とともに、広く教養として福祉を学び､それを国際的な舞台で活かしていこうとする新たな教育課程を立案し､実施する。

②国際センター業務への協力

学生の海外留学を積極的に支援し、また海外からの留学生の積極的な受け入れに努める。

③講演会開催など、国内外の研究者との教育研究交流

学部主催の公開講演会や研究集会を利用して、国内外の研究者との研究交流に努める。

【注記】なお、社会学部の「3. 学士課程の教育内容・方法等」については、社会学科と社会福祉学科とを別々に項目立てして、以下に順次記述することとしたい。理由は次の3点による。

1. 社会福祉学科は、社会福祉士の国家試験受験資格を取得するための学科独自の教育課程が組まれていて、学科内で自己完結する側面が強い。
2. 社会福祉学科は実習系に位置付けられているため、学生定員に対する教員比率の条件が社会学科の場合と大きく異なり、同一の基準で記述するのになじまない。
3. 教育課程として実習系の２単位科目が数多く設置されており、講義科目が主体の社会学科とは、その教育内容・方法が大きく異なる。

《社会学科》

１．教育課程等

１)学部・学科等の教育課程

Ａ群　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状説明と点検・評価】

社会学科の理念・目的は「学則」第 3 条に掲げられているように「人間関係の構成する組織の機構と機能に関する理論と実際について研究、教授し、〔略〕社会の繁栄と平和のため、国際社会に活躍し得る人材の育成につとめる」ことである。その教育目標は『履修要項』に明記されているとおり「社会研究（social study）を通して、現代社会を多様な視点から理解し、自主的かつ論理的に考え、総合的に判断し、行動する「世界市民」と呼ぶに値する人材を育てること」にある。

上記の目標を達成するために、社会学科では、本学他学部学科と同様、共通教育科目と学科教育科目の合計 124 単位を卒業必要単位として定めている。学部学科の領域を越えて豊かな教養と幅広い知識を身につけることを目的とする共通教育科目は、さらに共通基礎科目と共通教養科目と共通自由科目の 3 つに分かれ（共通基礎科目はさらに外国語科目と世界市民科目に分かれる)、専門的な学識・能力の獲得をめざす学科教育科目は学科必修科目と学科選択科目に分かれている。

このような教育課程は、学校教育法第 52 条の「学術の中心として、広く知識を授けるとともに､深く専門の学芸を教授研究し､知的､道徳的及び応用的能力を展開させること」、および大学設置基準第 19 条の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という大学教育の根本的な目的を実現するためのものでもある。

本学では全学的な教育課程の見直しを定期的に行っており、2002 年度にはセメスター制への移行を柱とする大規模なカリキュラム改革が行われ､その点検を踏まえて 2008 年度実施予定のカリキュラム改革に向け､現在､鋭意作業を進めている｡社会学科においても 2004～2005 年度将来構想検討委員会を中心としてカリキュラムの見直しが行われ、後述する改革案が教授会で承認された。

社会学部のカリキュラムは、幅広い教養の獲得と深い専門性の追求において最もバランスが取れている教育課程である。もちろん社会環境の変化や学生の資質の変化に対応して変更すべき点はつねに生じてくるが､その都度､定期的にカリキュラムの見直しが行われ、改善が施されている点も評価できる。

【改善方策】

社会学科としては、現在のところ改善の必要を認めない。ただし、2008 年度実施予定の全学カリキュラム改訂に向けて、将来のキャリア形成に向けた社会調査関連科目の早期履修やカリキュラムの整備、また学科のアイデンティティを学生が明確に意識し確保できるような基礎演習の開講形態の整備を意図して、社会学科では次の 4 項目の変更を行うこと

が、2006年3月9日開催の社会学部研修教授会において承認された。各変更点については、以下の該当する項目であらためて詳述する。

1. 社会調査関連科目の開講学期を半期ずつ前倒しにする。
2.「社会調査実習Ⅰ」と「社会調査実習Ⅱ」をそれぞれ独立した4単位科目に分割する。
3.「社会学科基礎演習」を、現行の通期開講4単位科目から、春学期開講2単位科目に変更する。当該科目は必修ではないが、履修クラスを指定し、なるべく多くの学生が受講するよう努める。
4.「社会学科文献演習」を、現行の通期開講4単位科目から、春学期開講2単位科目と秋学期開講2単位科目に分割する。

Ａ群　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明と点検・評価】

社会学科の理念・目的、教育目標の実現のためには、一貫した学修を可能にし、かつ促進するための体系的なカリキュラムを整備することが必要である。『履修要項』に記されているとおり、社会学科のカリキュラムは4年間の一貫性を重視し、かつ体系的な学修を促進するために以下の3原則にもとづいて編成されている。

(1) 専門性の強い科目と教養的な性格の強い科目や他分野の科目との連携。
(2) 「現代社会モデル」と「現代文化モデル」という2つの履修モデルの設定による学修の方向づけ。
(3) 第1年次の「社会学科基礎演習」、第2年次の「社会学科文献演習」、第3・4年次の「演習」という4年間にわたる演習科目を柱とする専門教育。

さらに学科独自のスキル科目として、「社会調査 A」（必修）から「社会調査 B」をへて「社会調査実習」などに至る社会調査関連科目が置かれており、着実な積み上げによる系統的教育が行われるようにカリキュラム編成が工夫されている。

開講科目の詳細は別項に譲るが、一般教養的授業科目と専門教育的授業科目は4年間を通してバランスよく履修できるように設定されている。他学部の専門的な学科教育科目も学生の幅広い関心に応じて履修できるように編成されている。また、「現代社会モデル」と「現代文化モデル」の2つの履修モデルを参照することによって、より効果的な学修が可能になる。さらに、各年次に演習科目が配当されて、学生が主体的に参加する少人数クラスの学習機会が確保されている。

以上のように、学科の教育理念と目的に照らして十分に系統的で均衡の取れたカリキュラムが組まれているものと評価できる。

ただし、社会調査関連科目の開講形態に関しては、社会調査士をめぐる環境の変化に伴い、現時点では改善の必要が生じてきた。

【改善方策】

先に述べたように、2008年度より「社会調査」関連科目の開講学期を半期ずつ前倒しにする方針が教授会で承認された。その目的は、第一に、社会調査士資格認定機構による社会調査士の資格取得が制度化され、各大学での取得者が増加している現状に鑑み、本学に

おいても学生が本格的就職活動に入る前の３年次夏に所定の単位を取得して社会調査士資格（取得申し込み）の証明を得られるようにすること、第二に、認定機構による認定科目と本学開講科目に整合性を持たせることにある。それに加えて第三として、情報機器の操作に熟達することにより、これからの高度情報化社会に十分対応可能な能力の涵養を目指すことが意図されている。

Ａ群　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

基礎教育の目標は、専門的な学習を行うに足る基礎力を養成することにあり、倫理性を培う教育の目標は、「社会の繁栄と平和のため、国際社会に活躍し得る人材の育成につとめる」こと（「学則」第３条）、「「世界市民」と呼ぶに値する人材を育てること」（『履修要項』）にある。これらの目標を達成するための教育科目を教育課程に適切に位置づけることが必要である。

基礎教育のための科目としては、共通教育科目である外国語（英語）を第１年次・第２年次に合計８科目８単位履修することが求められている。これらは必修科目である。また、学科教育科目としては、第１年次の「社会学基礎講義」と「社会学科基礎演習」、第２年次の「社会調査 A」が設けられている。

倫理性を培う教育としては、本学の他学部・学科の学生同様、社会学科の学生にも「世界市民」が必修科目として課せられている。「世界市民」は、キリスト教精神を理解し、人権問題についての知識を深め、グローバルな視野を養成することを目的としており、本学独自の教養的な科目として高く評価できる。

「社会学基礎講義」と「社会調査 A」はいずれも必修科目であり、単位を取得できなかった学生は次のセメスター以降に再履修クラスで学び直す機会が与えられている。また、「世界市民」も必修科目であり、第１年次に履修するよう指導されている。再履修クラスは設けられていないが、社会学科を始め全学の専任教員による十分な数の世界市民科目が開講されている。

「世界市民」は、建学の理念を可視化し、それを体現しつつ実践へと導くために設けられた本学独自の誇るべき科目である。ただしその内容や教育目的などに関して必ずしも十分な議論が尽くされてきたとは言えない。また、原則として全教員が持ち回りで担当するということで発足した科目だが、社会学科においては特に持ち回りの方式が定められておらず、結果として担当者が固定される傾向にある。

【改善方策】

社会学科の教員が担当する世界市民科目において、専門性と全学的統一性との均衡をどのように実現するかという問題の検討は急務である。しかし世界市民科目の内容や目的の検討は全学的課題であり、その問題解決に向けて、共通教育協議会に学科として積極的にはたらきかけていく。また担当者の決定方式については早急に検討に取り掛かり、2008 年度カリキュラム改革に合わせて適切な方式を採用する。

Ｂ群　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目と学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状説明と点検・評価】

社会学科の学科教育科目は、学科必修科目と学科選択科目に大別される。学科必修科目には、第１年次の「社会学基礎講義」と第２年次の「社会調査 A」（2008 年度より第１年次秋学期に変更の予定）がある。いずれも再履修クラスが設定されている。

学科選択科目は、演習型の科目と講義科目に大別される。演習型の科目には、第１年次の「社会学科基礎演習」、第２年次の「社会学科文献演習」、第３年次の「社会調査実習 I」「社会調査実習Ⅱ」、第３年次・第４年次の「演習」がある。講義科目としては、2006 年度には以下の科目が開講されている。

「社会学原論」、「社会学史」、「現代社会論」、「家族社会学」、「村落社会学」、「都市社会学」、「文化社会学」、「文化人類学」、「宗教社会学」、「教育社会学」、「心理学」、「社会病理学」、「産業社会学」、「産業心理学」、「労働経済論」、「労使関係論」、「コミュニケーション論」、「マス・コミュニケーション論 I」、「マス・コミュニケーション論 II」、「日本文化論」、「キリスト教学」、「環境問題概論」、「科学思想史」、「社会学特講」、「外国書講読」、「社会調査 B」、「社会調査特講」。

さらに、他学部学科の専門的科目の多くが共通自由科目として履修できるようになっている。

社会学科の学科教育科目は上記のように、学生の多様な関心に応えられるよう幅広くバランスのとれた構成になっており、「人間関係の構成する組織の機構と機能に関する理論と実際について研究、教授」するという社会学科の理念・目的にも、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条に定められた目的にも十分に適合している。さらに、先に述べたように「現代社会モデル」と「現代文化モデル」という２つの履修モデル（図参照）によって効果的な学修を行えるよう誘導している。

【図　社会学科の２つの履修モデル】

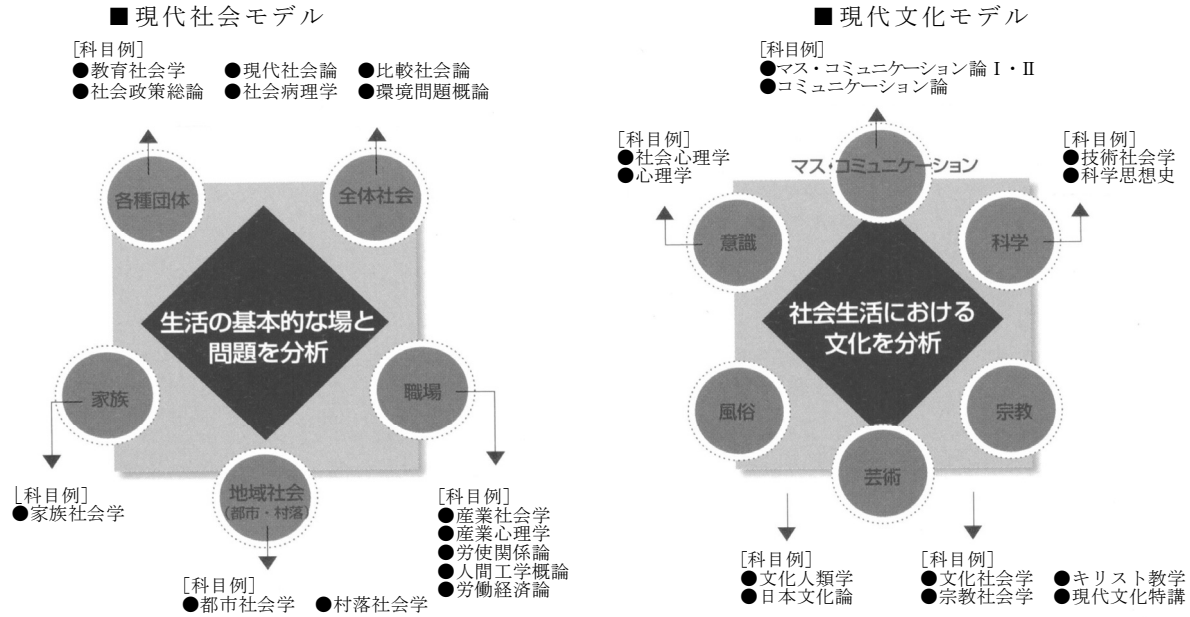

しかし、急速に変化する社会情勢のなかで必要になってくる科目の新設については、必ずしも十分な検討が行われてきたとは言えない。

【改善方策】

社会情勢や学生のニーズの変化に対応した科目の新設は、現状においても「共通教養特別講義」や「社会学特講」の枠を有効活用して行われているが、今後はさらに学科会議などの場において、2008 年度カリキュラム改訂に向けての開講科目の吟味を続けていく。

Ｂ群　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会学科の学生が履修できる一般教養的授業科目は共通教育科目である。共通教育科目は、共通基礎科目（必修）と共通教養科目と共通自由科目に分かれる。共通基礎科目には、外国語科目（英語）と世界市民科目がある。また、共通教養科目によって「幅広く深い教養を養い、強靭な知性ならびに身体を養うこと、総合的な判断力や批判力を涵養すること」が配慮されており、さらに共通自由科目によって他学部学科の開講科目を学び「学際的かつ全方位的な視野を養い、知的世界を拡大する」ことが配慮されている。

共通教養科目に関しては、卒業必要単位数は 16 単位である（単位数は、特に示すもの以外は 4 単位である）。文学、歴史学、言語学、思想、経済学、経営学、社会学、法学、憲法、政治学、自然科学、健康・スポーツ学講義、健康・スポーツ学演習、学際科目、共通教養特別講義(2)～(4)が、それぞれ複数開講され、学生の受講に応じている。

共通自由科目には、各学部から学科教育科目等が提供されており、卒業必要単位数は 16 単位である（「学則」別表 6（その 4））。

以上のように、共通教育に関しては、全教員が責任を持って、その任にあたるということを明確にしていることは長所として評価できる。しかしその一方で、共通教育に関しては、全学的な課題として受け止める意識が、学科教育に比してもうひとつ希薄である。

【改善方策】

教養科目に関しては 2008 年度のカリキュラム改訂に向け、全学カリキュラム検討委員会の場で具体的な取組みが開始されている。ついては社会学科としても学科教育をより有効なものとする視点から共通教育カリキュラムの見直しに関し、学科会議などの場において検討していく。

Ｂ群　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会学科の学生には、共通基礎科目として、１年次に「英語ⅠA」、「英語ⅡA」、「英語ⅠB」、「英語ⅡB」の 4 科目 4 単位、２年次に「英語ⅢA」、「英語ⅣA」、「英語ⅢB」、「英語ⅣB」の 4 科目 4 単位、計 8 科目 8 単位を必修としている。2005 年度から文学部を除く学部学科でプレイスメント・テストが始まり、社会学科においても習熟度別クラス編成によっていっそう効率的な外国語学習が行われるようになった。

外国語科目以外にも、英語を母国語とする社会学科専任教員が英語による授業を演習型

科目と講義科目の双方で行っている。また、「外国書講読」も開講され、外国語文献の読解訓練も行われている。

現時点では、外国語教育に関連して、「国際社会に活躍し得る人材の育成」や「『世界市民』と呼ぶに値する人材を育てる」ための社会学科としての独自のプログラムや構想は特に存在しない。

【改善方策】

上記問題点について、学科会議などの場において、少しでも国際性や現場性といった社会学科の独自性を盛り込んだプログラムの作成に向けて、その内容や外国語科目との関連、スケジュールなどを含む諸問題の検討に着手し、その結果を外国語教育センターに提言する。

Ｂ群　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

社会学科の卒業必要単位数は 124 単位以上で、これは全学共通である。

共通教育科目の卒業必要単位数は 42 単位以上である。内訳は、世界市民科目が 2 単位、外国語科目（英語）が計 8 単位、共通教養科目が 16 単位、共通自由科目が 16 単位以上である。学科教育科目の卒業必要単位数は 62 単位以上で、内訳は、学科必修科目の「社会学基礎講義」が 4 単位、同じく「社会調査 A」が 2 単位、学科選択科目が 56 単位以上である。

「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業と、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための科目との比率は、現在のところ、おおむね妥当な配分だと評価される。

卒業必要単位数において、共通自由科目は 16 単位「以上」、学科選択科目が 56 単位「以上」となっていて、この 2 つの科目区分において履修単位数を選択調整できるようになっている。この点は社会学科学生の幅広い関心に応えられる長所である。

なお、情報教育に関しては、学科教育の社会調査関連科目において、情報機器の操作技術の習熟が求められており、また共通科目としてコンピュータ関連科目が開設されている。開講科目の種類は必ずしも多くないが、実際の授業コマ数は多く、また、最先端のコンピュータネットワークを基盤とした情報センターにおいて学生が自由にコンピュータ環境に触れることを可能としている点は、長所として評価できる。

【改善方策】

量的配分とその適切性、妥当性に関して、社会学部としては現状を改善する必要を特に認めない。

Ｂ群　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目）、共通教養科目、共通自由科目からなる共通教育科目については、全学の共通カリキュラムとして位置づけられており、全学横断の組織「共通教育協議会」が、共通教育のあり方の方針決定、運営についての管理・責任を担っている。共通教育協議会は、各学部の学部長、教務委員長、各学部選出共

通教育担当教務委員、外国語教育センター長、教職課程委員長、学芸員・司書課程会議議長、情報教育および健康・スポーツ学科目担当者代表等で構成されており、特に、学部長全員が共通教育協議会に参加することによって全学的な責任体制を確立している。

世界市民科目と共通教養科目（多数の開講クラスが必要とされる「健康・スポーツ学演習」を除く）については専任教員のみの担当制を敷いており、全学部・全専任教員が共通教育について責任を持つ体制をとっている。また、基礎教育科目のうち外国語科目については、外国語教育センターが運営責任を持つ体制をとっている。

しかし共通教育協議会は、学部長、各種委員会委員長などによって構成されているとはいえ､共通教育協議会と関連組織との連携が必ずしもスムースに取れているとは言えない。ともすれば教員人事面での審議のみに終始する現在の協議会のあり方については、再検討が必要であろう。今後は、関連組織との関係強化を図り、共通教育の理念・目的を再確認した上で、共通教育を担う共通教育協議会の役割について明確な方針を打ち出すよう努めなければならない。

なお、世界市民科目と共通教養科目については、全専任教員のローテーションにより担当することになっているが、社会学科では各年度の世界市民科目の担当者を決定する方式が確立されておらず、この点は今後の課題として検討していかなければならない。

社会学科に固有の基礎教育科目としては､「社会学基礎講義」と「社会調査 A」が必修であり、前者は「社会学基礎講義」を主担当とする教員 1 名に加えて、毎年度 2～3 名の専任教員が責任をもって講義を行っている。「社会調査 A」は社会調査担当教員全員が分担して調査の基礎教育にたずさわっている。また、必修ではないが､「社会学科基礎演習」のクラスを可能なかぎり多くの教員が持つよう、毎年度の担当科目を調整している。

【改善方策】

2008 年度にカリキュラム改革を実施する予定で進めているが、その中で、共通教育協議会のあり方、共通教育科目について教員の担当のあり方などについて検討しなければならない。特に社会学科としては、世界市民科目の担当者をどのように決定するのか、適切な方式を定める必要がある。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

Ａ群　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、学部教育の導入科目として全学的な共通基礎科目・共通教養科目等の共通科目群が設けられている。これらについては前項までに詳述されているので繰り返し記述することはしない。

社会学科の独自のカリキュラムとしては少人数制の「社会学科基礎演習」（通年 4 単位）が設けられている。1992 年より新入生を対象に開講されたこの科目は、社会学部の専任教員によって質疑応答可能な少人数クラスのゼミナール形式で行われる。

「社会学科基礎演習」は､2006 年度においては 11 クラスが開講されている。そこでは、

特定のテーマを選択し、それを研究するさまざまな方法や、その結果を口頭で報告したりレポート･論文にまとめたりするなどの大学における基礎的な訓練が行われている。また、社会学科では、図書館オリエンテーションもこのクラスを対象として実施されている。「社会学科基礎演習」を履修した学生は、２年次以降の演習科目の学習に順調に適応していく傾向が見られる。

しかし「社会学科基礎演習」は、現行カリキュラムでは必修化されていないため、年度ごとの受講状況が極めて流動的であり、全ての学生をフォローする体制になっていない。特に最近 2 年間は社会学科学生のうち「社会学科基礎演習」を履修する学生は半分ほどになっていて、導入教育の趣旨からすると大きな問題である。

【改善方策】

2008 年度カリキュラム改訂時に「社会学科基礎演習」を春学期開講の 2 単位科目に変更することが教授会で承認された。セメスター制に合わせて履修しやすくし、クラス数も増やし、さらに、全新入生にクラス指定して必修科目ではないが極力多くの学生が履修するように努める方向で検討が進められている。また学生の多様化に対応して、社会福祉学科で行われているような、同一科目の担当者間で、互いに受講学生の情報を共有し、連絡調整作業を行う連絡会のようなものを、今後は積極的に実施していく。

３）インターンシップ、ボランティア

Ｃ群　ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では以前から、クラブやサークル、個別学生による地域活動が積極的に取り組まれてきたが、1999 年度から将来教職を目指す学生が中心となって和泉市内の諸学校や幼稚園で各種の教育活動を補助する取り組みが開始された。この活動を支援・奨励することを目的として、2005 年度には共通自由科目「学外研修」に「地域連携教育活動Ⅰ」（2 単位）、「地域連携教育活動Ⅱ」（4 単位）が加えられることになった。活動時間数が 60 時間以上であれば 2 単位が、120 時間以上であれば 4 単位が認定される。各自の本学における正課授業と活動先の教育計画を照らし合わせ、計画的に活動するよう指導している。

また、1987 年以来全学的に実施されてきたインドネシア・バリ島でのワークキャンプについては、2002 年度より「学外研修」として単位認定するべく「学外研修－国際ワークキャンプ」が新設された。

いずれも全学的な実施責任主体が組織され適切に運営されている。ともに実施責任主体が厳格な評価作業を行ったうえで、最終的に教授会で単位認定につき審議決定をしており、適切に運用されている。

さらに、2006 年度には、学生のボランティア活動への動機付けを行うための科目として、インテグレーション形式の共通自由特別講義「フィールドワーク入門」が設けられた。社会学科の教員がこれを担当しており、今後さらに拡充する方向で検討している。

【改善方策】

インターンシップについては、全学的な活動に位置づけられており、社会学部としては特段に改善の必要を認めない。学生のボランティア活動への動機付けとその支援については、「フィールドワーク入門」をさらに拡充する方向で、今後とも検討を進めていく。

４）履修科目の区分

Ｂ群　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では、「履修規程」により、卒業必要単位数を 124 単位以上修得しなければならないと規定している。共通教育科目は、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目）、共通教養科目、共通自由科目で構成されており、必修科目は、全学共通カリキュラムである「世界市民」2 単位、社会学部では外国語科目（英語）「英語ⅠA」、「英語ⅠB」、「英語ⅡA」、「英語ⅡB」、「英語ⅢA」、「英語ⅢB」、「英語ⅣA」、「英語ⅣB」の各 1 単位、計 8 単位を必修科目としている。卒業必要単数 124 単位から、共通教育科目、学科教育科目のそれぞれの類別が要求する合計単位数を差し引いた単位数分の科目については、共通自由科目、学科選択科目のいずれの類別からでも満たしてよいとしている。学科の専門性を重視しながら、共通科目を多く履修することも可能となっており、幅広い教養を身につけることができるように配慮している。

社会学科の学科教育科目の履修必要単位数は、両学科とも 62 単位以上となっている。その内訳は社会学科では、「社会学基礎講義」（4 単位）と「社会調査 A」（2 単位）が必修となっているほかは、すべて自由選択にまかされている。

必修科目を比較的少なめに抑えた理由は、幅広い履修を保証するためと、セメスター制において履修の制約をできるだけ少なくするためであり、現状においてとくに問題はない。

その反面、学生にとっては、履修の仕方次第で、専門性が乏しく系統的でもない変則的で偏った学習に終始する危険性もあり、これは履修指導上の問題である。

【改善方策】

必修・選択の量的配分について改善の必要は認めないが、履修指導上の問題については、「社会学科基礎演習」などの場を有効に活用する方策が考えられ、今後の課題としたい。

５）授業形態と単位の関係

Ａ群　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では、単位計算方法について学則第 25 条に規定している。その単位計算は、1 単位を修得するために必要とする勉学の時間量を 45 時間とし、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係で、次の基準で行っている。(1)講義による授業および演習科目については、

毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。(2)外国語科目（英語、初修外国語）については、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。(3)実習は、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。(4)実技は、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。なお、本学では 1 時限を 90 分授業で行い、時間数としては 2 時間で取り扱っている。また、企業等のインターンシップでは、事前指導・事後報告および実務実習で 60 時間以上実施することで 2 単位、海外短期語学研修においては、60 時間もしくは 120 時間以上の受講と研修先での成績により、それぞれ 2 単位もしくは 4 単位の認定を行っている。

社会学科においても学則にもとづいて単位計算が行われており、特に問題はない。

【改善方策】

問題はないので、社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

６）単位互換・単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

単位互換について本学では、南大阪地域大学コンソーシアムの参加大学との間で単位互換を行っている。この制度は、『単位互換制度に係る包括協定』の締結に基づき、コンソーシアム内に設置している事務局を中心に、各大学間で単位互換を実施するもので、本学では開設されていない科目について学ぶ機会を与えること、また他大学生との交流、学生生活の充実などに寄与することを目的としている。対象を２年次以降としており、年間 4 科目 8 単位まで認定をしている。

2005 年度は、各大学・短期大学の提供総科目数が 82 科目であり、そのうち本学が 25 科目を提供している。社会学科では、社会学科所属教員が担当する世界市民科目（春秋学期合わせて 6 クラス）について参加大学の学生を受け入れている。

海外留学については、全学的に、14 カ国 31 大学と「交流協定」が結ばれており、留学先での試験合格を以って単位認定を行っている。年間 30 単位まで認定している。

海外留学や他大学との単位互換制度を利用した学生の単位認定については、学内規定により運営され、当該学科の学生の単位を教授会が認定している。

【改善方策】

制度面においては、社会学科として現状を改善する必要を特に認めない。

Ｂ群　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

学則第 40 条に定める、「学生が行う大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる」、「学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した

後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」、また「学生が入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる」との規定に基づき、60 単位を限度に単位を認定している。特に、学外の各種受験を奨励し、英検・TOEIC・TOEFL・国連英検などの公的英語能力試験の成績や日本商業簿記検定試験の合格については、これを本学の授業科目と読替えて単位認定している。また、編入学・学士入学者については、共通基礎科目、共通教養科目、共通自由科目、学科教育科目を含めて、計 62 単位を認定している。

なお、編・転入生に対する既修単位数の認定に関しては、社会学部は独自の方針を採っている。世界市民科目を単位認定からはずすことで、本学編入後の世界市民の履修を義務付けていることである。世界市民は本学の建学の精神を具現する象徴的科目であり、他の科目に代替できないとの判断による。

編・転入生に対する世界市民科目の単位認定に関する措置は、科目の特性を考慮した社会学部独自の賢明な対応であると評価する。

【改善方策】

編入学生の単位認定については各学部で差異があるが、特に世界市民科目については、社会学部が行っているように編入後の履修を求めるようにするなど、全学部合意の下、統一した認定方法を確立しなければならない。

Ｂ群　卒業所要総単位数中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

【現状説明と点検・評価】

卒業所要総単位数は 124 単位以上となっており、その内、他大学での学修や学外資格での単位認定については、大学設置基準の規定に基づき、60 単位を限度としてこれを認めている。64 単位以上は、本学での学修を義務付けており、認定単位数の割合は全体の 48.4%にとどめられている。

卒業必要単位数 124 単位以上のうち、社会学科の学科教育科目は 62 単位以上、すなわち半数以上、と定められている。卒業必要単位数のうち学科教育科目の割合が半数以上という割合は、学科の理念・目的や教育目標に照らして適正であると考えられる。

【改善方策】

社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

Ｃ群　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学は 2006 年 5 月 1 日現在、世界 15 の国と地域、36 の大学・機関と交流協定を提携しているが、社会学部独自の協定は存在しない。社会学部では、学生が本学から提携校へ長期留学した場合、教授会の議を経て、留学先での修得単位を、1 年あたり 30 単位を上限として、本学の相当科目の単位に読み替えて認定し、短期海外研修の場合は、「学外研修」として 4 単位を認定している。

さらに、海外からの正規留学生および短期留学生に対して、「国際センター」からの要請を受けて学科所属教員がアカデミック・アドバイザーとしてこれを指導する体制が組ま

れている。こうした措置は妥当なものと考えられる。

【改善方策】

社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

７）開設授業科目における専・兼比率

Ｂ群　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

【現状説明と点検・評価】

全学共通カリキュラムとして共通教育科目698科目を開講し、そのうち専任教員が224科目（32.1%)、兼任教員が474科目（67.9%）を担当している。共通教育科目のカテゴリー別の内訳を見ると、共通基礎科目「世界市民」は21科目すべてを専任教員が担当している。共通基礎科目・外国語科目（英語）は専任教員が94科目（24.5%)、兼任教員が290科目（75.5%)を担当、共通基礎科目・外国語科目(初修外国語)は、専任教員が19科目(25.7%)、兼任教員が55科目（74.3%）を担当している。共通教養科目は103科目開講し、健康・スポーツ学演習科目を除く共通教養科目は38科目すべてを専任教員が担当、健康・スポーツ学演習科目は、専任教員が21科目（32.3%)、兼任教員が44科目（67.7%）を担当している。また、共通自由科目（各学部が提供する学科教育科目を除く）は116科目開講し、そのうち専任教員が31科目（26.7%)、兼任教員が85科目（73.3%）担当している。

資格課程科目については69科目開講し、専任教員が41科目（59.4%）を担当している。

社会学科の学科教育科目は 101 科目を開講し、そのうち専任教員が 78 科目（77.2%)、兼任教員が 23 科目（22.8%）を担当している。必修科目は 10 科目開講し、専任教員がこのすべての科目を担当している。選択科目については 91 科目開講し、専任教員が 68 科目（74.7%)、兼任教員が 23 科目（25.3%）を担当している。

このように必修科目をすべて、また選択科目の 75%近くを専任教員が担当している現状は、専任教員が学科教育に責任を持つべきであるとする理念に照らして適正であると考える。しかし一方で、科目の多様性や、新しい研究状況への柔軟な対応、さらには人的資源の活用という点では、教育課程の固定化につながり、もっと兼任比率を高める必要も考えられる。

【改善方策】

副題科目として設けられている「社会学特別講義」を有効に活用し、時代の変化に対応した新たな科目の提供と、学内外の人的資源の活用に努める。

Ｂ群　兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明と点検・評価】

社会学科においては、兼任教員等の教育課程への関与は、上述のとおり一部の選択科目に限定されており、この現状は適正であると考えられる。しかし一方で、科目の多様性や、新しい研究状況への柔軟な対応、さらには人的資源の活用という点では、教育課程の固定化につながり、もっと兼任比率を高める必要も考えられる。

【改善方策】

副題科目として設けられている「社会学特別講義」を有効に活用し、時代の変化に対応した新たな科目の提供と、学内外の人的資源の活用に努める。

８）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ｃ群　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状説明と点検・評価】

社会学科においては、社会人学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮は特に行っていない。

外国人留学生については、共通基礎科目「外国語科目」について「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」を必修科目として設置している。さらに日本語能力の向上を目指す留学生に対して、共通自由科目に「日本語Ⅲ」、日本の文化、現在の日本の事情を教授する「日本事情」（外国人留学生用）を、また、留学生の要望に応えて、「英語ⅠA～IVA」（外国人留学生用）および「英語ⅠB～ⅣB」（外国人留学生用）を設置している。帰国生に対しては、日本語の能力に応じて、英語か日本語のいずれかを選択することができるようにしている。さらに教育指導上、専任教員をアカデミック・アドバイザーとしてすべての留学生につけ、外国人留学生や帰国生を多面的にサポートできるようにしている。また、全学共通の形で英語による授業の開講に取り組んでおり、近年とくに拡充しているが、社会学科教育科目における英語による授業の開講は「社会学特講」の２科目にとどまり、外国人留学生、帰国生徒の要望に十分に応えられているとはいいがたい。

【改善方策】

社会人学生は例年おおむね、一般学生と比較して学習意欲が旺盛であり、特別の配慮が必要であるとは考えられていない。

外国人留学生、帰国生徒に対する英語による授業の開講については、担当教員の確保も含めて全学レベルで長期的な課題として取り組む必要がある。

９）生涯学習への対応

Ｂ群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学における生涯学習への対応としては、社会人学生・聴講生の受け入れ、エクステンション・センターの課外講座、学部主催の公開講演会の開催、および大学の地域社会への貢献の一環として行われる市民講座等への専任教員による講座提供がある。このうち社会学科として主体的に関与できるものは、学部主催の公開講演会と市民講座等への講座提供であるが、本学との協定に基づいて和泉市が主催する「シティプラザ市民カレッジ」における社会学部の提供講座は、2005 年度、2006 年度ともに受講希望者人数が少なく、中止となる状況が続いている。実態に即していえば、社会学科としての生涯学習への対応は必ず

しも十分なものではない。

【改善方策】

生涯学習をこころざす社会人にとって、「社会学」を魅力ある学問とするためにはいかなる方策、努力が必要であるか、FD 活動推進委員会の課題としてとりあげる。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育上の効果を測定するための方法の適切性

Ｂ群　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

Ｂ群　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

教育上の効果を測定する方法として制度化されているのは、学期末に行われる各教科の試験である。ただし、レポートをもって試験に代える場合もある。演習科目の場合は授業参加の度合いやプレゼンテーション、レポートが重視され、特に４年次の「演習」ではゼミ論文（卒業論文）によって評価される場合が多い。最近ではウェブ・ページの作成やビデオ作品の制作を課題とするクラスもある。また毎年度実施される『学生懸賞論文集』への応募は、応募論文の当該テーマにかかわる教員二名の査読によって選考が行われるもので、教育効果を測定する上での重要な指標となっている。

各科目の成績評価の方法については、冊子体の『講義計画』、ウェブ・シラバス、『演習案内』に、あらかじめ明記されている。ただし成績評価の方法や基準は、各教員の裁量に任されている。

卒業判定は教授会で審議されるが、教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意を確立することについては十分な議論が行われていない。また、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについても同様である。たとえば社会学科では、他学部学科に比べて教員免許状や司書等の資格取得者の比率が高く（2005 年度には定員 250 名に対してほぼ一割を越える 30 名が、卒業時までになんらかの資格を取得している)、その理由を単に学生の資質に求めるだけではなく、今後の学科の教育課程にどう反映させいくか考える必要がある。

成績評価が各教員の裁量に任されている現状が特に不適切であるとはいえない。しかし今後は、教育効果の測定方法やシステムに関する議論を、積極的に展開していくことが必要であろう。

【改善方策】

全学的には GPA 制度の導入に向けて検討が行われている。社会学科としても、研修教授会などの場において、教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立、教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入について検討する。

Ｂ群　卒業生の進路状況

【現状説明と点検・評価】

社会学科卒業生の 2005 年度の就職決定率（就職課に求職登録した学生のうち就職先が決定した者の比率）は、男子 94.3%、女子 93.5%、全体で 93.9%であった。業種別割合から見ると、2003～2005 年度平均で次のような状況である。小売業 23.9%、サービス業 19.2%、卸売業 17.3%、製造業 14.7%、金融・保険業 11.9%、運輸通信業 4.4%、不動産業 3.4%、建設業 3.2%、公務 2.0%。

昨年度の就職決定率を見るかぎり、社会学科の学生の就職状況は、おおむね良好であると言える。教育効果の測定という観点からすれば、学生の就職決定率は一つの指標となることから、社会学科の教育は十分な効果をあげていると判断できる。

ただし、よりいっそうの教育効果を上げるためには、現状では就職課の支援のもと、学生本人の努力で行われている就職活動に対する社会学科としての支援体制づくりを考えていく必要があるだろう。

【改善方策】

これまでは、教員各個人が演習などの場において学生の指導を行うにとどまり、社会学科として学生の就職活動を支援する体制は特に取られていなかった。今後は学部主催の公開講演会や研修教授会などの場において、インターンシップやキャリア教育などの諸問題について、学生と情報を共有し、議論する場を設けることに努める。

２）厳格な成績評価の仕組み

Ａ群　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、各年次・各学期に履修できる上限単位数を、履修規定第 10 条により、以下のとおり制限している。第１年次は 42 単位、第２年次・第３年次はそれぞれ 40 単位、第４年次以降は 50 単位である。また、学期ごとの上限は、第１年次から第３年次まで 26 単位、第４年次以降は 32 単位である。

第２年次終了段階で、「A」評価科目の単位数の合計が 60 単位以上の場合、第３年次に年間 52 単位までの登録が認められるとする「履修制限緩和措置」も取られている。

ただし、大学の教育科目の学修においては、単位計算方法にも明らかなとおり、授業以外の勉学に相当時間を費やす必要がある。そのため、各学期の履修について上限単位数を設けることは、着実な学修にとって必要なことである。

学修内容にかかわらず単位を修得しさえすればよいという意識の学生や、高校までの過密な生活時間を好ましいと考える保護者からは、こうした履修制限に対する不満が出されている。しかし、一定の要件を満たす学生には緩和措置も取られており、現行の履修単位数の制限を改めるべき理由は特にないと考えられる。

【改善方策】

社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

Ａ群　成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状説明と点検・評価】

学則第 35 条において、単位修得の方法は試験によると定めている。さらに学則第 37 条では、試験の成績の判定は、「A」「B」「C」「D」とし、「C」以上をもって合格とすると規定している。点数との対応は、100 点満点で 80 点以上が「A」、70 点以上が「B」、60 点以上が「C」で以上を合格とし、60 点未満が「D」すなわち不合格である。

「A」評価の幅だけが点数にして 20 点というのは、合理的とは思えない。たとえば 100 点に近い成績を収めた学生を、辛うじて 80 点獲得した学生と差別化して正当に達成度を評価できるような措置を講じるべきであろう。たとえば、優秀者を評価するための「特 A」評価の導入は検討されていい。

【改善方策】

全学的な検討課題になるが、2008 年度カリキュラム検討までに、上記問題点について GPA 制度の導入とも合わせて検討する。

Ｂ群　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

Ｂ群　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

この件に関しては、社会学科として独自の方策を講じてはいない。各科目の成績評価については、現在のところ担当者に一任されており、科目ごとの評価のありかたを何らかの形で数値化して、それを統一された規格の下に位置づけ、学生の質や格付けを行う、ある程度の客観的なデータを数値化する試みも、現在のところ行われていない。

大学のカリキュラムは多様であり、積み上げ式の自然科学系の研究教育状況と大きく違って、人文・社会科学系では、評価形態も、試験やレポート、実技や口頭発表等と、さまざまな要素に分かれ、一律に論ずるのは難しい。そのなかで社会学科の現状は、学生の多様なニーズに応え、かつ教員個々の多様な評価軸に基づく、バラエティに富んだカリキュラムが提供されているという点で評価される。

【改善方策】

2008 年度カリキュラム検討までに、GPA 制度導入についての全学的な議論にも配慮しつつ、社会学科として厳格な成績評価を行う仕組みを導入するかどうかを検討する。

３）履修指導

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

前述したように各年度の履修制限に対する不満も寄せられているが、この制限は妥当なものであり、これを前提として適切な履修指導を行っていく必要がある。

全学的には年度初めに新入生対象のガイダンスが行われている。また、年度末には、新２年次生を対象とした履修ガイダンスも実施している。年度初めに配布される『履修要項』に詳細な履修指導が掲載され、新年度のオリエンテーションにおいて説明の場が設けられ

ている。

社会学科の場合、2006 年度は社会学科紹介パンフレット『ようこそ社会学科へ 2006』を作成し、新入生に配布した。また社会学科には、1年次生対象の「社会学科基礎演習」が少人数クラスとして設けられており、履修についての相談を受け付ける体制が組まれている。またメール等の電子媒体を通じて、学生と緊密にコミュニケーションを採る努力は、社会学科の各教員によってもすでに実行されている。

これらの取り組みは、学生に対する適切な履修指導として十分に評価できるだろう。

【改善方策】

2006 年度に制作、配布した社会学科紹介パンフレットの効果については、学部自己点検・評価委員会と FD 活動委員会が中心になって検証を行い、今後の実践に活かしていく。

Ｂ群　オフィスアワーの制度化の状況

【現状説明と点検・評価】

2006 年 6 月 7 日開催の社会学部教授会において、教務委員から提案された下記の案が承認され、社会学部としての「オフィスアワー」制度が発足した。

社会学部オフィスアワーにかんする申し合わせ

1. 「オフィスアワー」とは、教員が、学生からの質問や相談を受けるために、毎週決まった時間帯に個人研究室に待機する制度である。
2. 各教員は、学年暦上の授業期間中、週 1 回、特定の曜日・時間帯（60 分以上）をオフィスアワーに充てる。
3. オフィスアワーの趣旨および各教員の時間帯と実施方法などを明記した一覧表を、各学期初めに学部ホーム・ページに掲載する。各教員は、学期初めの授業時に、オフィスアワーの時間帯・実施方法を、学生に伝達する。
4. 上記の要領にそって、2006 年度秋学期よりオフィスアワーを実施する。

授業以外の機会に、学生の相談に乗ったり質問に答えたりするという対応は、各教員の判断ですでに行われてきたことだが、上記のような形で学部学科としてオフィスアワーを制度化することは大きな前進と評価できる。

【改善方策】

オフィスアワー制度の運用については、FD 活動委員会においてセメスターごとに実態を点検し、問題点が認められる場合は速やかに対策を講じる。

Ｂ群　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会学科では卒業判定時において、毎年継続して 1 割程度の留年者が見られる。単位未履修による留年は、卒業生の学力水準を一定程度確保するためにはやむをえないものである。しかしその一方で、学科として学生個人に対する指導が行き届いているかというと、教員一人あたりの学生数比率がバランスを欠いている現状においては、かならずしも十分であるとはいえない。大学生の学力低下、学習意欲の低下が問題とされているなかで、今後、留年率を少しでも下げていくためには、導入教育の一層の充実など、個々の学生に対

する何らかの教育上の配慮措置が必要とされるであろう。

【改善方策】

演習や、オフィスアワー、アカデミック・アドバイザーの制度を活用し、留年率の低減に努力する。

４）教育改善への組織的な取り組み

Ａ群　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

【現状説明と点検・評価】

学生の学修の活性化と、教員の教育指導方法の改善を促進するための有効な措置については、FD 活動推進委員会において様々に検討を重ねてきており、その詳細は「学生の授業評価の活用状況」以下の項目において後述する。

【改善方策】

FD 活動の一環として、この問題についてもあらためて主題的に検討していく。

Ａ群　シラバスの作成と活用状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、冊子体の『講義計画』とウェブ・ページの 2 つのメディアを通して、毎年度初めに学生にシラバスの情報を提供しており、各科目については【講義概要・学習目標】、【授業計画】、【成績評価の方法】、【テキスト】、【参考文献】、【備考】という項目を立て、全科目にわたって統一した形式で情報が提供されている。

冊子体の『講義計画』は、科目名の五十音順に 1 頁に 2 科目ずつレイアウトし、手にとって読みやすい形に整えられている。またウェブ上では、入学年次や学部・学科ごとに検索しやすい様式がとられている。ウェブは、学内施設、自宅からも閲覧できるシステムを採っており、学生が履修登録時に授業科目を選択する資料として有効に活用されている。

以上のようにシラバスについては、現行の方式で問題はないと考えられる。

【改善方策】

シラバスは全学統一の基準のもとに作成されており、社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

Ａ群　学生による授業評価の活用状況

【現状説明と点検・評価】

本学では 2002 年度より、各学期末の「学生による授業評価アンケート」を全学的に実施しており、原則として全教員が「学生による授業評価アンケート」を実施している。その結果は科目ごと教員ごとに詳細なデータがウェブで公開されている。教員はアンケートの結果に対して所見を述べることが義務付けられている。

社会学部では FD 活動の一環として、2004 年 7 月 21 日開催の研修教授会において「学生による授業評価」の有効活用を検討した。また、その中から学生の満足度の比較的高い科

目を、研究授業として開放してもらい、教員同士による相互参観を行った。

このように学生による授業評価は、教員の授業改善に十分に活かされているといえる。しかし、現状では授業評価のアンケートを学期末に行っており、これでは当該科目の学期中の改善に資することがなく、アンケートに回答する学生たちの直接の利益にはならないという問題点がある。

【改善方策】

「学生による授業評価アンケート」の結果の活用や実施時期の見直しについては、全学的な取り組みが必要であるが、社会学科においても FD 活動推進委員会が中心となり、2008 年度カリキュラム検討を一つのめどに、独自に検討していく。

Ｂ群　ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

2004～2005 年度には、FD 活動推進委員会が定期的に会合を持ち、研究会を企画するなど活発に活動した。特に 2 年間で 3 回行った研究会においては FD 活動についての経験と見識を有する他大学教員を招いて問題提起をしてもらい、参加教員の間で議論を行った。外部団体が主催する研修にも積極的に参加した。たとえば 2005 年 3 月に京都大学コンソーシアムが主催した FD 活動についての研究会には、FD 活動委員会が分担して複数の研究部会に出席した。

また前述のように社会学部では、FD 活動の一環として、2004 年 7 月 21 日開催の研修教授会において「学生による授業評価」の有効活用を検討し、その中から学生の満足度の比較的高い科目を、研究授業として開放してもらい、教員相互の授業参観を行った。

このように、2004～2005 年度の FD 活動はそれなりに活発であったが、それでも単発的な試みに終わったことは否めない。

【改善方策】

今後は FD 活動推進委員会が核となって、研修教授会などの場において、全教員が主体的に参画する継続可能な FD 活動の体制づくりを進めていく。

５）授業形態と授業方法の関係

Ｂ群　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状説明と点検・評価】

社会学科の授業形態は、一斉教授方式の講義科目と、学生の発表や討論を主とする演習･実習科目に分かれる。授業方法については基本的に担当教員の裁量に任されているが、大人数の講義科目については AV 教材の活用など学生の関心を引く努力が行われており、また演習・実習科目については少人数のグループ編成による学習が教育効果をあげている。

しかし講義科目については、履修登録者が 500 人を越える大規模クラスが毎学期数科目存在しており、これは適切な教育指導を行う上では好ましくない。今後は同一科目の複数クラス開講や、履修年次の制限などの措置が必要であろう。

【改善方策】

授業形態・授業方法については、2008 年度カリキュラム検討までに、FD 活動委員会を中心に研修教授会などの場において議論を重ねていく。

Ｂ群　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

講義教室のほとんどに視聴覚機器やコンピュータ機器が完備され、演習教室にもテレビモニターとビデオ再生装置が備えられている。これらの機器を有効に活用して多様な授業形態が可能となっている。

ビデオテープや DVD による映像の再生はもちろん､パワーポイントによるスライド映写、インターネットにアクセスしてのデモなど、各教員の工夫でマルチメディアを活用した授業が行われている。独自にウェブサイトを立ち上げて授業に活用している教員もいる。

また、学内のパソコンからアクセスできるサーバ「Lesson」によって、ハンドアウトの原稿、スライド、授業録音などの授業関係のファイルを保存、公開できるようになっている。

こうしたマルチメディアの活用については、全学的には情報センター主催の研修が行われている。しかし社会学科においては、これらを有効活用していくための教員間での情報交換の場は設定されていないし、そのための議論もほとんど行われていない。たとえば社会学科教員の「Lesson」利用率は、現状では 3 分の 1 以下にとどまっている。

【改善方策】

PDF による教材提供やオンラインでのゼミ運営、さらには LMS の活用など、FD 活動の一環としてマルチメディアの体系的な活用方法について学科として検討し、ノウハウを共有していくよう努める。

３．国内外における教育研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学における国際交流推進の基本方針は､建学の精神｢世界の市民の育成｣にもとづき、将来の日本社会で活躍すべき人材を養成することにある。本学学生に充実した国際教育を施すための措置として、1）送り出し学生数の増加、2）受け入れ学生によるキャンパスの国際化、ならびに 3）プログラムの多様化が挙げられている。この方針は徐々にではあるが実現しつつあり、いまのところきわめて適切であるといえる。社会学科においても、この基本方針に従う。

【改善方策】

社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

2006 年度現在、社会学部に在籍の留学生は 15 名（うち社会学科 4 名、社会福祉学科 11 名）を数えている。国際センターからの委嘱により、留学生全員に専任教員のアカデミック・アドバイザーが選任されており、各教員はこれに積極的に協力している。

また、総合研究所が事務所管となって行われる「外国人研究者を囲む会」や「韓国啓明大学との国際学術交流」などを通して、海外の研究者との研究交流も定期的に行われている。

一方、学生に対する国際化に向けての動機付けは、その多くを国際センターの活動に委ねており、各教員は国際的な視野で研究活動を展開し、海外との行き来も頻繁である。

【改善方策】

国内外の研究者との教育研究交流については、なおいっそうの充実をはかるため、社会学部主催の講演会を有効に活用し、シンポジウムを組むなどの具体的な手段を講じる。

Ｃ群　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

【現状説明と点検・評価】

社会学科においては、教員の採用条件として国籍を問うことはしていない。外国人を優先的に採用することもしていない。2006 年度現在、社会学科には 2 名の外国人教員が在籍している。

【改善方策】

社会学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

《社会福祉学科》

１．教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

Ａ群　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状説明と点検・評価】

現在の日本は、高度産業社会、高度消費社会のもとで、一定の豊かさを享受している反面、生活格差の広がりや生活環境問題等、さまざまの問題を抱えている。地域社会の連帯感の喪失や家族の関係のゆらぎが問題化され、また少子化の進展とともに、世界でも例を見ない速さで超高齢化社会を迎えようとしている。このような時代の変化の中で、社会生活を安定的に維持し持続可能なものとしていくために、様々な困難をかかえる高齢者、障害者、児童、家族等のニーズに応える、公私にわたる社会的サービスと、それらのサービスを効果的に提供する支援ネットワークの整備拡充が求められている。

社会福祉学科では、こうした現代の社会的ニーズに対応してカリキュラム編成を行うことで、多様化する様々な社会福祉問題を、科学的、組織的、実践的に教育研究するとともに、時代の要請に応えうる能力を備えた、優れた社会福祉専門職を養成することをその目的に掲げている。

これからの社会福祉を担うためには、社会福祉問題の本質を科学的に認識する力と、優れた実践力とが必要とされる。来るべき超高齢化社会に対応する人材養成においては、今までに増して必要とされる、社会保障、福祉、保険、医療、介護、心のケア等のサービスを、真に利用者の立場に立って総合的にコーディネートできる、感性と、技術と、行動力を有した福祉人材の育成が必要とされるのである。

上記の目的を達成するために、社会福祉学科では、他学部学科と同様、共通教育科目と学科教育科目の合計 124 単位以上を卒業必要単位として定めている。学部学科の領域を越えて、豊かな教養と幅広い知識を身につけることを目的とする共通教育科目は、さらに共通基礎科目と共通教養科目と共通自由科目の 3 つに分かれる。共通基礎科目はさらに外国語科目と世界市民科目に分かれる。また専門的な学識・能力の獲得をめざす学科教育科目は、学科必修科目と学科選択科目に分かれている。

このような教育課程は、学校教育法第 52 条の「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」、および大学設置基準第 19 条の「学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」という大学教育の目的に十分適合していると評価される。

【改善方策】

社会福祉学科会議や社会学部教授会等において、社会福祉学科が時代の要請に応える人材を育てることができているかを、各種資格試験の合格率等を指標として、今後も継続して検討評価するよう努める。また、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の資格取得に必要

な科目の制度的な変更等も常に視野に入れながら、時代のニーズに即応したカリキュラムの改変を適時行っていく。

Ａ群　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科は、多様化するさまざまな社会福祉問題を、科学的、組織的、実践的に教育研究するとともに、少子高齢化、国際化、情報化などの時代の要請に応えうる能力を有した社会福祉専門職を養成することを目的としている。そのために、次の４つの柱をカリキュラムの中に具体化している。

① 社会福祉専門職としての価値・倫理、知識、援助技術を身につけることができるカリキュラム。
② 福祉現場で活躍できる実践重視のカリキュラム。
③ ひとりの市民として生活や福祉を捉えることができるカリキュラム。
④ 「社会福祉士」および「精神保健福祉士」をはじめ各種資格取得が可能なカリキュラム。

これらをふまえたカリキュラム編成の中で、個々の学生の関心により、目的意識をもって社会福祉を系統立てて学べるよう「生活支援モデル」、「保健医療福祉モデル」、「福祉政策モデル」という３つの履修モデルを設定している。

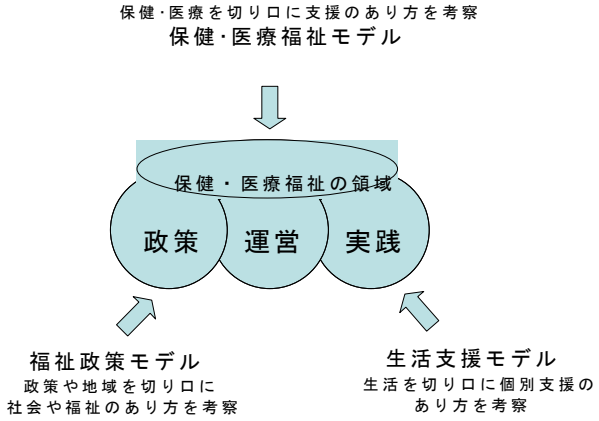

上記のように社会福祉学科は、社会福祉専門職を養成することを目標としている。しかし、社会福祉が社会の中に普遍化、一般化されていくなかで、社会的教養の一側面としてそれを重視する趨勢が、最近では一層顕著となってきている。つまり、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の資格取得を希望しない学生が、今後増える可能性もあり、こうした福祉関係の職場に就職を希望しない学生に対する履修モデルの創設などを、今後は検討する必要がある。特に、国際的な舞台での支援活動や社会福祉、ボランティア等に関心を持つ学生が増えてきていることから、それらの学生の学習ニーズに応えることができる履修モデルの創設が早急に必要とされている。

【改善方策】

2008 年度からのカリキュラム改革に向けた作業のなかで、「福祉レクリエーション・ワーカー資格取得課程」の設置や「NPO・NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」の設置等が盛り込まれた改革案を提示し、これの実現に向けて努力する。

Ａ群　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

基礎教育の目標は、専門的な学習を行うに足る基礎学力を養成することにある。社会福祉学科においては、基礎教育のための科目として、共通教育科目である外国語（英語）を第１年次・第２年次に合計 8 科目（8 単位）履修することが求められている。これらは必修科目である。また、学科教育科目としては、第１年次の「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」が設けられている。

倫理性を培う教育としては、本学の他学部・学科の学生同様、社会福祉学科の学生にも世界市民科目が必修科目として課せられている。「世界市民」は本学独自の教養的な科目であり、キリスト教精神を理解し、人権問題についての知識を深め、グローバルな視野を養成することを目的としている。

しかし最近、学生の基礎的学力の低下が見られ、学科教育の効果的な学習に困難を覚えるようになっている。ついては、学生の能力に応じた基礎教育、倫理教育の内容の検討が急務となってきている。

【改善方策】

学生の能力に応じた基礎教育、倫理教育の内容については、2008 年度のカリキュラム改革に向けたカリキュラム検討委員会等での議論の中で、検討されており、社会福祉学科においても学科会議で検討していく。

Ｂ群　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科には「生活支援モデル」、「保健・医療モデル」、「福祉政策モデル」という 3 つの履修モデルがある。

主な学科教育科目の履修開始年次は次の通りである。

第１年次：「社会福祉原論」「社会福祉援助技術論」「老人福祉論」「障害者福祉論」「児童福祉論」「医学一般」「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」

第２年次：「地域福祉論」「国際社会福祉論」「社会福祉施設サービス論」「人間発達論」「ボランティア論」「社会福祉援助技術演習 A」

第３年次：「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅲ」「演習」「ケアマネジメント」「介護演習」「社会福祉法」

第４年次：「社会福祉援助技術演習 B」「社会福祉援助技術現場実習Ⅳ」「卒業論文」

これらはいずれも、社会福祉の基礎理論および実践理論を学び、援助技術を修得し、ソーシャルワークの実践力を養うための基本的かつ中心的な科目である。第２、４年次に配

置されている「社会福祉援助技術演習 A・B」では、ソーシャルワークやケアワークに関わる直接援助技術や間接援助技術を、事例研究やロールプレイ等の方法を用いて学習する。第３年次の「演習」では、各自の研究課題の整理を行い、それを元に第４年次では「卒業論文」の作成を行う。

いずれの履修モデルにも共通して第１年次に配当されている基礎的科目は、「社会福祉原論」、「障害者福祉論」、「児童福祉論」、「医学一般」、「精神医学」、「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」、「社会福祉援助技術論」、「障害者スポーツ論」、「スピリチュアルケア」である。第２年次からは、以下に述べるように、各モデルの特色に応じて重点の置き方が異なる科目配置が行われている。

＊生活支援モデル

生活支援モデルは、高齢者・障害者・児童などの社会福祉施設で働く場合や相談支援事業などに従事する場合に必要な知識や理論、援助技術などを学習する履修モデルである。社会福祉に関する総合的体系的な能力を備えた専門職の養成を目的としている。したがってこの履修モデルには、「社会福祉原論」、「老人福祉論」、「障害者福祉論」、「社会福祉援助技術論」、「介護概論」などの社会福祉士受験資格課程学科科目に加え、「社会福祉施設経営論」、「社会福祉施設サービス論」、「介護演習」、「ケアマネジメント」、「人間発達論」などの学科教育科目が配置されている。

＊保健・医療福祉モデル

保健・医療福祉モデルは、病院や保健所などの医療や精神保健福祉分野での実践に必要な知識、理論、援助技術などを学習する履修モデルである。医療ソーシャルワーカー（MSW）や精神保健福祉分野でのソーシャルワーカー（PSW）に代表される臨床現場で、利用者の目線に立ち、それぞれのケースに応じて高度な援助技術を実践していけるスペシャリストの養成を目的としている。したがって、「医療保健福祉論」、「医学一般」、「リハビリテーション論」、「社会福祉援助技術現場実習Ⅳ」など医療ソーシャルワークに関する科目や、「精神保健福祉論」、「精神保健学」、「精神保健援助技術総論」などの精神保健福祉士受験資格課程学科科目などの学科教育科目が配置されている。

＊福祉政策モデル

国際的な社会福祉の動向や国や地方自治体における福祉政策、あるいは地域福祉を学習する、コミュニティソーシャルワーカー養成のための履修モデルである。個々の福祉サービス利用者の個別支援の観点もふまえつつ、マクロあるいはメゾの観点から、地域社会にはじまって、広く国際的な視野をも取り込んだ福祉政策のあり方や、その実践方法について学ぶことで、国際的なフィールドや、自治体および社会福祉協議会などの現場で、これからの社会福祉を担っていく人材を養成する。したがって、「地域福祉論」、「ボランティア論」などの地域福祉に関する科目、「社会保障論」、「社会福祉計画論」、「社会福祉行財政論」、「社会福祉法」などの政策・制度論に関する科目、「社会調査 A」、「社会調査 B」など社会調査に関する科目、さらには「国際社会福祉論」などの学科教育科目が配置されている。

社会福祉学科のカリキュラムでは、社会福祉学のミクロからマクロまでの幅広い専門的な科目を履修できるが、最近では、NPO による地域福祉活動や海外に展開している NGO 等に関心を持つ学生も増えてきており、それらの学生に対応した教育課程の提供が必要となってきている。また、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の資格を取得しないが、地域でのさまざまな福祉活動を行いたいという学生もいることから、それらの学生に対応した改革が必要となってきている。さらに 2005 年度以前は「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ・Ⅲ」をそれぞれ２年次と４年次に行ってきたが、実習の効果を高めること、他の専門科目と有機的に連携すること等の観点から、2006 年度より実習を３年次に一本化して行うこととなった。

【改善方策】

2008 年度のカリキュラム改革に向けた議論の中で、4 つめの履修モデルとして「NPO・NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」を設置する方向で検討を進めている。同様に、「福祉レクリエーション・ワーカー資格取得課程」を設置し、社会福祉施設内だけでなく地域社会の中で活躍できる人材の養成も検討課題に挙がっている。

「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ・Ⅲ」を３年次に行い、その前の２年次で援助技術を習得し、その後の４年次で実習後の反省や検討ができるように、「社会福祉援助技術演習」を「A」と「B」に分け、「社会福祉援助技術演習 A」を２年次に、「社会福祉援助技術演習 B」を４年次に行うこととする。

Ｂ群　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科の学生が履修できる一般教養的授業科目は、共通教育科目である。共通教育科目は、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目）、共通教養科目、共通自由科目とからなる。このうち世界市民科目は、本学独自の教養的な科目であり、キリスト教精神を理解し、人権問題についての知識を深めグローバルな視野を養成することを目的とする。これらの共通教育科目を受講することによって、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ための配慮がなされている。また、他学部学科の学科科目を、共通自由科目として受講することによって、「学際的かつ全方位的な視野を養い、知的世界を拡大する」ことが目指されている。

共通教養科目に関しては、卒業必要単位数は 16 単位である。文学、歴史学、言語学、思想、経済学、社会学、法学、憲法、政治学、自然科学、健康・スポーツ学講義、健康・スポーツ学演習、学際科目、共通教養特別講義などのバラエティに富んだ科目が、それぞれ複数開講され、原則として専任教員がこれを担当するとの申し合わせがなされている。

共通自由科目は、各学部学科で開設されている学科教育科目を相互利用することで、学部学科の壁を越えて学習の機会を広げていくことを意図したもので、卒業必要単位数は 16 単位である。

以上のように共通教育に関しては、全学教員が責任をもってその任にあたる体制が組まれていることは、長所として評価できる。しかしその一方で、共通教育を全学的課題として受け止める意識が、専任教員の間で希薄なこと、さらに世界市民科目の担当が一部教員

に偏り、全員が担当するという原則が損なわれているなどの問題点が挙げられる。

【改善方策】

2008 年度にカリキュラム改革を実施する予定であり、全学的なカリキュラム検討委員会等で、共通教育協議会のあり方、世界市民科目をはじめとする共通教育科目について教員の担当のあり方などについて検討しているところである。そこでの方針を受け止めた上で、社会福祉学科としても今後の対応を考える。

Ｂ群　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

外国語科目に関しては、共通基礎科目として「英語ⅠA」(1 単位)、「英語ⅠB」(1 単位)、「英語ⅡA」(1 単位)、「英語ⅡB」(1 単位)、「英語ⅢA」(1 単位)、「英語ⅢB」(1 単位)、「英語ⅣA」(1 単位)、「英語ⅣB」(１単位）の計 8 単位が必修となっており、学科教育科目としては学科選択科目として「外国書講読」(4 単位）が設置されている。ただ、海外の福祉情勢や海外でのボランティア活動に関心を持つ学生が増加しつつあるのに比べると、それらの学習や活動に必要な英語能力が伴っていない状況がある。外国語教育の効果的な方法については、今後なお一層の改善の余地がある。

【改善方策】

学部教育における外国語能力の向上に関しては、2008 年度のカリキュラム改革に向けた議論の中で、4 つめの履修モデルとして検討されている「NPO・NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」の中で今後議論されることとなる。ついてはその教育内容や外国語科目との関連、プログラム立案にむけて、今後のスケジュールなどを学科会議などの場において検討し、その結果を外国語教育センターに提言する。

Ｂ群　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学科の卒業必要単位数は 124 単位以上であり、その内訳は共通教育科目 42 単位以上（うち外国語科目 8 単位)、学科教育科目が 62 単位以上である。この配分は現状では問題なく、適切な配分であると考えている。

【改善方策】

実習系に位置付けられている社会福祉学科では、受講しなければならない学科科目の比重が高く、時間割の制約が厳しい。そうしたなかで、一般教養的科目および外国語科目等の、より一層の効率的な受講形態の検討が急務である。この件に関しては学科会議等の場で検討を重ね、2008 年度までに何らかの方策を打ち出すよう努める。

Ｂ群　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明と点検・評価】

共通教育科目については、全学の共通カリキュラムとして位置付けられており、全学横断の組織「共通教育協議会」が、その運営についての管理・責任を担っている。共通教育

協議会は、各学部の学部長、教務委員長、各学部選出共通教育担当教務委員、外国語教育センター長、教職課程委員長、学芸員・司書課程会議議長、情報教育および健康・スポーツ学科目担当者代表等で構成されており、特に、学部長全員が共通教育協議会に参加することによって全学的な責任体制を確立している。

世界市民科目と共通教養科目（多数のクラスの開講が必要とされる「健康・スポーツ学演習」を除く）については、専任教員の担当制を敷いており、全学部・全専任教員が共通教育について責任を持つ体制をとっている。また、基礎教育科目のうち外国語科目については、外国語教育センターが運営責任を持つ体制をとっている。

しかし共通教育協議会と他の関連組織との連携が必ずしもスムーズに取れているとは言えない。ともすれば教員人事面での審議に終始する協議会について、今後は、関連組織との関係強化を図り、共通教育の理念・目的を再確認した上で、共通教育を担う共通教育協議会の役割について明確な方針を打ち出さなければならない。

世界市民科目、共通教養科目については、全専任教員のローテーションにより担当することになっているが、実習系の学科である社会福祉学科では、学科科目の担当に比重がかかって、これら共通科目の担当が十分実現できていない。今後の課題として、検討していかなければならない。

学科における基礎教育に関しては、社会学部教授会において、その実施・運営に関する事項が審議・決定されており、現在のところ問題はないと評価される。

【改善方策】

基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制については、二名選出の学部教務委員が共通科目と学科科目とを責任分担し、それぞれの役割が明確化されているので、これまで通り、それぞれの責任を果たしていくことが期待される。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

Ａ群　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科の専門科目としては、１年次の基礎演習科目として「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」（通年２単位）が設けられており、学生が高等教育へ円滑に移行するために重要な役割を果たしている。この科目は必修科目となっており、少人数制のクラス担任制ですべてのクラスを専任教員が担当している。この科目においては、教員が学生個々の個性や学力を把握し、個別の相談・指導を行うとともに、社会福祉を効果的に学ぶための意識の明確化、学生同士の仲間関係のきっかけづくり、大学生としてのコミュニケーション能力の開発、基礎的学力の向上などが主たる目的とされている。

２年次以降も社会福祉学科では、「社会福祉援助技術演習 A・B」や「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「演習」、「卒業論文」など、少人数クラスで開講されている科目があり、導入教育の時点で課題を抱える学生に対しても、１年次だけでなく卒業まで継続して、複数の教員が学生の学習状況をサポートできる体制が整っている。

ただ、「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」以外の科目は必修科目ではなく、特に社会福祉士受験資格取得を希望しない学生は履修しなくてもよいので、それらの学生に対する２年次以降のサポート体制が相対的に弱くなっている点については、検討を要する。

【改善方策】

「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」の担当教員間では、個々の学生の状況を情報交換するなどして、学科の教員全体で学生をサポートしていく体制が組まれており、その努力を今後も継続する。

また、社会福祉士受験資格取得を希望する学生はもちろんのこと、資格取得を希望しない学生をも含めた社会福祉学科の全学生に対するサポート体制の、より一層の強化のために、社会福祉学科独自のアカデミック・アドバイザー制度の導入を 2007 年度後半より予定している。

３）カリキュラムと国家試験

Ｃ群　国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における受験率・合格者数・合格率

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科では、「社会福祉士」と「精神保健福祉士」の受験資格課程科目の単位を取得すると、それぞれの国家試験の受験資格が得られる。2003 年度～2005 年度の現役学生における受験者数、および合格者数、加えて合格率については、以下の表のとおりである。受験率に関して、表には載っていないが、資格取得者のうち受験した者の割合は、「社会福祉士」で毎年 90%以上、「精神保健福祉士」では 100%である。

合格率に関しては、いずれの国家試験についても、全国平均の合格率より、かなり高い合格率を維持している。また、国家試験対策として、エクステンション・センターにおいて、試験対策講座を開き、正規の授業以外での支援体制も整えている。

＊社会福祉士

	受験者数	合格者数	合格率	合格率（全国平均）
2003 年度	113 名	68 名	60.2%	28.5%
2004 年度	100 名	53 名	53.0%	29.8%
2005 年度	98 名	54 名	55.1%	28.0%

＊精神保健福祉士

	受験者数	合格者数	合格率	合格率（全国平均）
2003 年度	10 名	9 名	90.0%	61.6%
2004 年度	7 名	6 名	85.7%	61.3%
2005 年度	8 名	7 名	87.5%	61.3%

【改善方策】

今後も合格率を維持するために、これまでどおりのきめ細かい学生指導、支援に努める。

４）インターンシップ、ボランティア

Ｃ群　ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では以前から、クラブやサークル、個別学生による地域活動が積極的に取り組まれてきたが、1999 年度から将来教職を目指す学生が中心となって和泉市内の諸学校や幼稚園で各種の教育活動を補助する取り組みが開始された。この活動を支援・奨励することを目的として、2005 年度には共通自由科目「学外研修」に「地域連携教育活動Ⅰ」（2 単位）、「地域連携教育活動Ⅱ」（4 単位）が加えられることになった。活動時間数が 60 時間以上であれば 2 単位が、120 時間以上であれば 4 単位が認定される。各自の本学における正課授業と活動先の教育計画を照らし合わせ、計画的に活動するよう指導している。

また、1987 年以来全学的に実施されてきたインドネシア・バリ島でのワークキャンプについては、2002 年度より「学外研修」として単位認定するべく「学外研修－国際ワークキャンプ」が新設された。

いずれも全学的な実施責任主体が組織され適切に運営されている。ともに実施責任主体が厳格な評価作業を行ったうえで､最終的に教授会で単位認定につき審議決定をしており、適切に運用されている。

さらに、社会福祉学科では、インターンシップおよびボランティアを重視して、新たに「NPO･NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」を現在構想中であり、これが実現すれば、そこを拠点として、今後は積極的な活動が期待される。

【改善方策】

「NPO・NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」の早期実現に向けて、努力する。

５）履修科目の区分

Ｂ群　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では､「履修規程」により、共通教育科目と学科教育科目をあわせて卒業必要単位数を 124 単位以上修得しなければならないと規定している。

共通教育科目は、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目)、共通教養科目、共通自由科目で構成されており、卒業必要単位数としては、共通基礎科目 10 単位、共通教養科目 16 単位、共通自由科目 16 単位以上となっている。共通教育科目における必修科目は､「世界市民」（2 単位）と外国語科目（英語）「英語ⅠA」（1 単位)､「英語ⅠB」（1 単位)､「英語ⅡA」（1 単位)､「英語ⅡB」（1 単位)､「英語ⅢA」（1 単位)､「英語ⅢB」（1 単位)､「英語ⅣA」（1 単位)､「英語ⅣB」（1 単位）の計 10 単位である。

卒業必要単位数 124 単位から、共通教育科目、学科教育科目のそれぞれの類別が要求する合計単位数を差し引いた単位数分の科目については、共通自由科目、学科選択科目のいずれの類別からでも満たしてもよいとしている。学科の専門性を重視しながら、共通科目

を多く履修することも可能となっており、幅広い教養を身につけることができるように配慮している。

社会福祉学科の学科教育科目は学科必修科目と学科選択科目から構成されており、卒業必要単位数としては学科必修科目 2 単位、学科選択科目 60 単位以上となっている。

学科必修科目は 1 年次の導入教育科目でもある「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」のみで、それ以外はすべて学科選択科目となっており、学生は自分の関心にあわせて自由に履修することができる。ただ、多くの学生は、「社会福祉士」や「精神保健福祉士」の受験資格を取得することを希望しているので、それらの学生は、厚生労働省に定められている受験資格取得に必要な科目を中心に履修を行うことになっている。

カリキュラム編成もそれらの受験資格に必要な科目を、学年進行に伴って適切に履修することができるように編成されているが、必要科目には少人数クラスでの授業も多く、クラス登録制などのために、履修上の（時間割作成上の）制限が必然的に多くなってきている。そのため、学生にとっては、必修科目が少ない割には、履修科目の選択の幅が狭くなってしまっている点は否めない。

【改善方策】

少人数クラスの「社会福祉援助技術演習」や「社会福祉援助技術現場実習」の履修年次の弾力的な運用などを検討していく。また、それを実現するために必要なマンパワーの確保のために、2007 年度中をめどに必要な専任教員の採用を行い、またティーチング・アシスタント制度の設置に向け検討を開始する。

６）授業形態と単位の関係

Ａ群　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目単位計算方法の妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では、単位計算方法については、学則第 25 条に規定している。その単位計算は、1 単位を修得するために必要とする勉学の時間量を 45 時間とし、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係で、次の基準で行っている。

① 講義による授業および演習科目については、毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
② 外国語科目（英語、初修外国語）については、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
③ 実習は、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
④ 実技は、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

なお、本学では 1 時限を 90 分授業で行い、時間数としては 2 時間で取り扱っている。

現状では、共通教育科目、学科教育科目とも、それぞれの内容・時間数に適した単位数となっており、単位計算方法を変更する必要を認めない。

【改善方策】

単位の計算については、現状通り学則に基づいて行っており、社会福祉学科としては改

善の必要を認めない。

７）単位互換・単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学を含め、12 大学・短期大学が参加している「南大阪地域大学コンソーシアム」での単位互換制度と長期・短期海外留学制度がある。

「南大阪地域大学コンソーシアム」では、「単位互換制度に係る包括協定」を締結し、コンソーシアム内に設置している事務局を中心に、各大学間で単位互換を実施している。この制度は、本学では開設されていない多様な科目について学ぶ機会を与えることと、他大学の学生との交流、学生生活の充実などに寄与することを目的としている。対象を２年次以降としており、年間 4 科目 8 単位まで認定している。

長期・短期海外留学制度については、14 カ国 31 大学と「交流協定」が結ばれており、留学先での試験の合格を以って単位認定を行っている。年間 30 単位まで認定している。

これら国内外の大学等との単位互換については、学内規定に従って、全学組織の教務委員会と学部教授会において、審議・決定が行われている。

ただし、社会福祉学科の専門科目には、国内外の大学等との単位互換の対象となっている科目はない。これは、社会福祉学科の専門科目に資格関連科目が多いことから、国内外の大学との単位互換の制度を取り入れにくい状況にあるためである。

【改善方策】

現段階では問題は発生しておらず、現状の単位互換制度を継続していく。

Ｂ群　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

学則第 40 条には、「学生が行う大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる」、「学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」、「学生が入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる」との規定があり、それに基づいて 60 単位を限度に単位を認定している。

編入学・学士入学者については、学内規定により、共通基礎科目、共通教養科目、共通自由科目、学科教育科目を含めて、計 62 単位を認定している。また、社会福祉士受験資格等の資格取得希望者には、資格関連科目に対応する単位について、個別に認定を行っている。

【改善方策】
現段階では問題は発生しておらず、現状の単位認定方法を継続していく。

Ｂ群　卒業所要総単位数中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合
【現状説明と点検・評価】
卒業必要単位数 124 単位以上のうち、社会福祉学科の学科教育科目は 62 単位以上、すなわち半数以上、と定められている。
卒業必要単位数のうち学科教育科目の割合が半数以上という割合は、学科の理念・目的や教育目標に照らして適正であると考えられる。
【改善方策】
現在の割合が適正であると考えられるので、現制度を維持していく。

８）開設授業科目における専・兼比率

Ｂ群　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合
Ｂ群　兼任教員等の教育課程への関与の状況
【現状説明と点検・評価】
全学共通カリキュラムとして共通教育科目698科目を開講し、そのうち専任教員が224科目（32.1%)、兼任教員が474科目（67.9%）を担当している。共通教育科目のカテゴリー別の内訳を見ると、共通基礎科目「世界市民」は21科目すべてを専任教員が担当している。共通基礎科目・外国語科目（英語）は、専任教員が94科目（24.5%)、兼任教員が290科目（75.5%)を担当、共通基礎科目・外国語科目(初修外国語)は、専任教員が19科目(25.7%)、兼任教員が55科目（74.3%）を担当している。共通教養科目は103科目開講し、健康・スポーツ学演習科目を除く共通教養科目は38科目すべてを専任教員が担当、健康・スポーツ学演習科目は、専任教員が21科目（32.3%)、兼任教員が44科目（67.7%）を担当している。また、共通自由科目（各学部が提供する学科教育科目を除く）は116科目開講し、そのうち専任教員が31科目（26.7%)、兼任教員が85科目（73.3%）担当している。
学科教育科目の全開講数は 101 科目（同一科目名の複数クラスはそれぞれを 1 科目と数える）であり、そのうち専任教員が 53 科目（52.5%)、兼任教員が 48 科目（47.5%）を担当している。
資格課程科目については69科目開講し、専任教員が41科目（59.4%）を担当している。
学科教育科目のうち必修科目に位置づけられている社会福祉援助技術現場実習Ⅰ（06 年度は 6 コマ開講）については、専任教員のみが担当している。ただし、社会福祉士受験資格に関連して、少人数クラスでの授業が義務づけられている「社会福祉援助技術演習」では、同一科目で複数のクラスを開講する必要があるため、兼任担当比率が 100%となっており、同じく「社会福祉援助技術現場実習」では兼任担当比率が 77.8%となっている。専任教員だけでは人数的に対応できず、兼任教員に依頼する比率が高くなっている。
兼任講師への依存率が高くなっているのは、社会福祉士受験資格に関連して、少人数のクラスをたくさん開講する必要があるためである。それらの科目のシラバスは統一化され

ているが、兼任担当教員と専任担当教員の間での情報交換は、現状では十分とは言えない状況にある。

【改善方策】

社会福祉学科のカリキュラム運営に必要な専任教員の補充を要求していくとともに、新規採用の際には、可能な限り、社会福祉士受験資格に関連する科目の複数クラス開講に対応した人員を確保するよう努める。

また、現在、「社会福祉援助技術演習」等については兼任教員も交えた授業方法に関する研究会等を開催しているので、兼任教員にも本学科の教育課程への理解をさらに深めてもらうと同時に、兼任教員からのフィードバックを本学科の教育課程の中に活かしていくよう努める。

９）生涯学習への対応

Ｂ群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

生涯学習を対象とした教育体制としては、聴講のみを主体とした社会人聴講制度、各種資格・能力検定試験を対象として実施しているエクステンション・センターの課外講座などが挙げられ、社会福祉学科教育科目の中からも、それらの科目を提供している。

また、社会福祉学科の卒業生は福祉専門職として社会福祉の現場で働いている人が多く、同窓会組織と連携し、教員との交流会や社会福祉に関する講演会、研修会等を定期的に開催している。

【改善方策】

学科教育科目から、社会人聴講制度として提供できる科目を、可能な限り増やす。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育上の効果を測定するための方法の適切性
Ｂ群　教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
Ｂ群　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

教育効果を測定する方法として、学期末に行われる各教科の試験やレポートがある。また、実習、演習科目においては、出席率、授業への参加状況、レポートが重視されている。教育効果や目標達成度に関する基準は、各教員の裁量に任されているが、各教員内だけの基準で、他の教員や学生に知らされないというものではなく、統一されたシラバスで明記され、公開されている。

教員間で教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法について議論する場は制度化

されていない。しかし実習系の学科に位置づけられている社会福祉学科では、同一科目が複数開講されており、また同一科目を複数の教員で担当する場合などもあって、そうした基幹的な学科教育科目においては、教育効果の測定も含めて担当教員間で恒常的に協議が行われている。

また毎年度学内で実施される『学生懸賞論文集』への応募は、応募論文の当該テーマにかかわる教員二名の査読によって選考が行われ表彰されるもので、毎年、ゼミ担当教員の指導のもとに社会福祉学科のゼミ生の積極的な応募がなされ、何度か表彰された実績も持つ。

【改善方策】

全学的にGPA制度の導入に向けて検討が行われているので、社会福祉学科としてもそれに順じ、今後も検討を継続する。

Ｂ群　卒業生の進路状況

【現状説明と点検・評価】

教育効果が上がっているかどうかの指標として、たとえば、社会福祉士国家資格の合格率をみると、2005年度では55.1%と全国平均（28.0%）を大幅に上回って成果をあげている。

また、卒業生の進路状況に関しては、2005年度（2006年3月31日現在）で、福祉分野への就職が60.1%、福祉分野で就職活動中7.3%、進学9.1%、福祉企業3.7%、と福祉分野に進む人が8割を超えており、社会福祉専門職としての知識、意欲を持った多くの人材が育っている。

【改善方策】

卒業生の進路状況、および国家試験等の合格率に見る限り、十分な教育効果が挙げられていると評価される。

２）厳格な成績評価の仕組み

Ａ群　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

履修科目登録の上限としては、全学的に１年次生42単位、２・３年次生40単位、４年次生以降50単位の制限が設けられており、現時点では適切な上限設定であると考えられる。また成績優秀者には、第２年次修了段階で「A」評価科目の単位数の合計が60単位以上の場合、第３年次に年間52単位までの登録が認められるという履修制限緩和措置もとられている。

【改善方策】

実習系に位置づけられる社会福祉学科においては、他学部学科に比べて通年でも2単位科目が多く、受講科目数が格段に多くなる。それにもかかわらず履修制限緩和措置の対象者を多く輩出しており、今のところ問題はない。

Ａ群　成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状説明と点検・評価】

学則第 35 条で、単位修得の方法は試験によると定めている。学則第 37 条においては、試験の成績の判定は、「A」「B」「C」「D」とし、「C」以上をもって合格とすると規定している。点数の対応は、100 点満点で 80 点以上が「A」、70 点以上が「B」、60 点以上が「C」で合格とし、60 点未満が「D」ですなわち不合格である。

現状では「A」評価だけが 20 点の幅をもっており合理的といえず、結果として「A」を濫発する弊害も生じる。90 点以上の成績に対しては「特 A」評価を導入するなどの方策が、今後必要と思われる。

【改善方策】

全学的な検討課題となるが､2008 年度カリキュラム改訂までに､上記問題点について GPA 制度の導入と合わせて検討する。

Ｂ群　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

成績評価の方法･基準については、冊子体の『講義計画』、ウェブ・シラバス、『演習案内』、および第一回目の授業におけるインフォメーションで、明示されている。

個々の学生の成績評価に関しては、社会福祉学科においては、同じ科目名で複数クラス開講されている実習関連科目等が多数あり、担当教員ごとに成績評価の基準が異ならないよう、その都度調整作業を行うようにしている。また、担当者会議を定期的に開催して、成績評価の方法についての協議を厳格に行っている。しかし他の単独に開設されている科目については、担当教員に一任されている。

【改善方策】

2008 年度カリキュラム改訂までに、GPA 制度導入について全学的な議論に配慮しつつ、社会福祉学科としても厳格な成績評価を行う仕組みの制度化に向け検討していく。

Ｂ群　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科のカリキュラムは、社会福祉士の国家試験受験資格に向けて、積み上げ式に組まれている。学科教育科目の「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅲ」においては「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」の単位を修得した者のみ、「社会福祉援助技術演習 A」においては「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」を修得した者のみ、「社会福祉援助技術演習 B」においては「社会福祉援助技術現場実習Ⅱ」「社会福祉援助技術現場実習Ⅲ」「社会福祉援助技術演習 A」「社会福祉援助技術論」を修得した者のみ履修できるという条件を設けており、一定の学生の質を確保している。

【改善方策】

今後も学科会議等で、担当する科目の学生の状況等について教員同士で常に情報交換しながら、専門科目に最新の情報を取り入れるなどして、学生の資質レベルの維持向上に努める。

３）履修指導

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科では、新入生全員に対し泊りがけのキャンプを行っており、教員と学生相互の親睦を深めるとともに、履修に向けての動機付けも行っている。また社会福祉学科のカリキュラムは、それぞれのコースが明示され、コースごとの履修科目も、あらかじめ明確に区分されている。さらに個々の学生に対しては、「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」、「演習」、「卒業論文」等の少人数クラスの授業の中で、適切な履修指導を行っている。

【改善方策】

現状では改善の必要を認めない。

Ｂ群　オフィスアワーの制度化の状況

【現状説明と点検・評価】

実習系の位置付けにある社会福祉学科においては、従来から、教員はほぼ毎日研究室に常駐し、学生の相談に応じてきた。また教員と学生とが常時出入りする付設の社会福祉実習室も、オフィスアワーの機能を代替してきた。2006 年度秋学期からはさらに、社会学部としてオフィスアワー制度が開始され、同時に社会福祉学科独自のアカデミック・アドバイザー制度も開始されることから、社会福祉学科としての学生に対する相談指導体制はより一層充実したものとなるはずである。

【改善方策】

オフィスアワー制度の運用については、FD 活動推進委員会においてセメスターごとに実態を点検し、問題点が認められる場合には速やかに対策を講じる。

Ｂ群　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科においては、少人数クラスのきめ細かな指導により、留年率は 5.1%と、他学部学科が平均して 10%なのに比べて、格段に低い値を示している。

また留年者のうち、社会福祉士受験資格を得て卒業を希望する学生に対しては、演習担当者と社会福祉実習指導室が連携して、個別に相談指導している。前項で述べた履修条件に関して、卒業のための不足単位数を考慮して、履修条件を満たしていなくても履修できるよう学科会議で検討する等、配慮を行っている。

【改善方策】

これまでの履修指導の体制を維持すると同時に、さらにオフィスアワーとアカデミック・アドバイザー制度が、実効性のある制度として運用されるよう努める。

４）教育改善への組織的な取り組み

Ａ群　学生の学習の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

【現状説明と点検・評価】

先にも述べたが、社会福祉学科では、新入生全員に対し、泊りがけのキャンプを行っており、教員と学生相互の親睦を深めるとともに、履修に向けての動機付けも行っている。さらに個々の学生に対しては、「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ」、「演習」、「卒業論文」等の少人数クラスの授業の中で、適切な履修指導を行っている。

また、実習系の学科に位置づけられている社会福祉学科では、同一科目が複数開講されており、また同一科目を複数の教員で担当する場合などもあって、そうした基幹的な主要学科教育科目においては、教育効果の測定も含めて担当教員間で恒常的に協議が行われている。

【改善方策】

今まで慣習的に行われてきた、学習の活性化と教育指導方法の改善に向けての努力を、目に見える形で指標化し、制度化していく。

Ａ群　シラバスの作成と活用状況

【現状説明と点検・評価】

シラバスについては、全学的に統一された基準をもとに作成され、学科目名、単位数、講義期間、担当者、講義概要、学習目標、授業計画、成績評価方法、テキスト、参考文献、対象学部、学年などを明示している。本学では、それらを冊子として学生全員に配布するとともに、ウェブ上に掲載して、学内施設、自宅からも閲覧できるシステムを採っており、学生が履修登録時に授業科目を選択する資料として、有効に活用されている。

【改善方策】

シラバスは全学統一の基準のもとに作成されており、社会福祉学科としては現状を改善する必要を特に認めない。

Ａ群　学生による授業評価の活用状況

【現状説明と点検・評価】

学生の学習の活性化と教員の指導方法の改善を促進するための活動のひとつとして、学生の授業評価がある。全学的に各学期末に「学生による授業アンケート」が実施され、その結果は、それぞれ担当教員に返され、今後の授業改善のため、アンケート結果に対する所見を求められるだけでなく、科目ごと、教員ごとに詳細なデータがウェブで公開されている。

社会学部ではFD活動の一環として、2004年度の研修教授会において、「学生による授業評価」の有効活用を試みた。教員個々人の学生による評価を数値化し、比較対照して、その中から比較的高い評価を得ている教員の講義を参観するという試みを行った。

【改善方策】

2004年度の試みは、学部や学科、さらに学部FD活動推進委員会に、かなりの過重負担

を強いる結果となった。教学に責任を負いながら、同時並行にこうした活動を行うのは時間的にも心理的にも無理がある。ついては全学的な取り組みとして行う方向で、共通科目協議会などに積極的に働きかけていく。

Ｂ群　ＦＤ活動に対する組織的取組状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会学部のFD活動としては、2004～2005年度にFD活動推進委員会が定期的に会合を持ち、研究会を企画するなど活発に活動した。この間、研究会については3回開催し、外部団体主催の研修会へ積極的に参加し、学生の満足度の高い科目を研究授業として開放してもらい教員相互で授業参観する、等の活動が行われた。

社会福祉教育に関しては、社会福祉制度の度重なる改正やそれに伴い求められる社会福祉専門職のあり方の変動、社会福祉士の資格要件の変動等、絶えず、最新情報を取り入れ、それを教育指導に結びつける必要がある。そのため、社会福祉学科においては、社会福祉士養成校協会、日本社会福祉教育学校連盟等が主催する講演会、研修会等に複数の教員で参加し、そこで得た情報、成果を学科会議等ですべての教員に共有する、ということに努めてきている。

2006年度の活動としては、社会学部主催による外部講師を招いての研究会を、12月に行う。また学生の学習意欲の活性化を目的として、同時に公開講演会も行う予定である。社会福祉学科としては、社会福祉士養成校協会等の講演会、研修会等が3回あり、それぞれ2～3名の教員が参加している。今後2回開催予定の研修会があるが、それについても複数の教員が参加する予定である。

【改善方策】

FD活動については、共通科目協議会などを通して、学部もしくは全学的なレベルでの取り組みが必要であり、社会福祉学科としては、現段階では特に改善の必要を認めない。

５）授業形態と授業方法の関係

Ｂ群　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

Ｂ群　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

全学共通カリキュラムでは、大人数の講義科目、50名までの語学科目、30名程度で実施される演習・実習科目に大別される。講義科目については、講義教室を中心に授業が展開されるが、講義内容によりAV設備設置教室、またパワーポイント等が利用できるPC設備設置教室を利用することにより教育効果をあげている。語学科目については、語学教室を利用して授業が展開されるが、教室にはすべて固定したCD・テープデッキを設置している。さらに、教育効果の向上をねらい、CALL教室が利用できる態勢を整えている。

社会福祉学科における学科教育科目においても、全学共通カリキュラムにおいてと同様である。特に実習科目、演習科目においては、分野の専門性に応じた少人数（10～30人）で授業が行われており、学生個々人に目配りのきいた内容の濃い授業が行われているもの

と評価される。また授業で教員がパソコンやビデオ等マルチメディアを活用するだけでなく、学生の発表においてもそれらを活用できるよう指導している。

【改善方策】

特に問題はないが、社会福祉学科においては、少人数授業が多いため、AV 設備が整っていない少人数教室を使用することが多く、今後学科としても設備充実を大学に要求していきたい。

３．国内外における教育研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科では、学生に対して「社会福祉士」の国家試験受験資格を取得させることが大きな目的としてある。この資格は、厚生労働省で定められたもので、厳密に規定されたシラバスのもとに行われる講義科目を遺漏なく修得することが条件となっている。そのため、学生にとっては、科目選択の幅が大きく制限されている。こうした条件の下で海外に留学した学生が、留学先でいくつかの科目を単位取得したとしても、受験資格科目としては適用されない。

また、現場実習の時間も決まっており（今後現状よりさらに増える方向で厚生労働省において検討されている)、時間的な制約がかなりあるため、学生は、長期留学することで 4 年間に卒業単位は取得できても､「社会福祉士」の受験資格が得られるかという点では、かなりの困難を伴うというのが現状である。

【改善方策】

厚生労働省の社会福祉士国家試験受験資格に対する省令が変わらない限り、現状のまま続けるしかない。

しかし、受験資格を目指さない学生にとっては、前述の（1）教育課程等で触れたような 2008 年度からの「NPO・NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」の設置の検討とともに、海外留学や海外研修を通して国際レベルでの教育研究交流を実現するための方策を検討していく。

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

社会福祉学科においても外国人留学生の入学が見られる。だがそれらの傾向に対して、現状では特段の措置を講じていない。しかし今後は、こうした留学生の増大傾向に対応して、国際レベルでの教育交流を緊密化していくため、国際センター等を通じて海外協定校との人的交流を深めていく必要がある。

【改善方策】

2008 年度から発足予定の「NPO・NGO の活動について学ぶ（仮称）モデル」の設置によって、福祉を通じた海外との交流を積極的に行える人材を養成することによって、海外留学や海外研修を通して国際レベルでの教育研究交流を実現する。

(3)　法学部

［到達目標］

(1)　教育課程等

法学部の教育課程に関する到達目標は、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条第 2 項に基づき、桃山学院大学学則第 1 条、第 3 条第 5 項所定の理念・目的に合致した教育課程を編成することである。その内容を集約すれば、基本的な到達目標として、以下の 3 点を挙げることができる。

1. 法学部の教育課程を、基本的な法律知識と法的思考を身につけた人材を育成し得るように編成する。
2. 法学部の教育課程を、豊かで幅広い教養を備えた人材を育成し得るように編成する。
3. 法学部の教育課程を、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を育成するように編成する。

こうした基本的な目標を踏まえた上で、より具体的な到達目標として以下の 4 点を設定する。

① １年次生に対する導入教育につき特に配慮する。
② 職業観の育成を図るための教育を行う。
③ コミュニケーション能力の向上を重視した外国語教育を行う。
④ 他大学との間で教育的連携を図る。

(2)　教育方法等

上述の教育課程に関する到達目標の達成は、適切な教育方法等が整備されて初めて可能となるものである。それ故、教育効果の測定、厳格な成績評価の仕組み、履修指導、教育改善への組織的な取り組み、授業形態と授業方法の関係について、それらが、法学部の理念・目的・教育目標、またこれを実現するための教育課程等の到達目標を達成するために適切であるのか否かを検討し、これらが実現可能となるような教育方法等が構築されるよう、改善していく必要がある。具体的には、教育方法等につき、以下の到達目標を掲げる。

① 教育効果を測定するための方法、およびその有効性を判断するための機関を充実させる。
② 履修指導を適切に行い、学生を指導する機会を十分に確保する。
③ 法学部の FD 活動を活発化させる。
④ 学生による授業評価報告を有効活用する。
⑤ 学生の学習効果を最大限に引き上げる形態の授業を展開する。

(3)　国内外における教育研究交流

本学では、国内外における教育研究交流は、主として学長室、国際センター、教務委員会、総合研究所等の全学横断的な諸組織によって展開されている。それゆえ、法学部としては本課題につき、これら全学的な諸組織との協力連携を前提にした上で、以下の到達目標を設定する。

① 海外交流大学を中心とした国外の諸大学との教育研究交流を推進する。
② 国内の、特に近隣諸大学等との教育研究交流を推進する。

１．教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

Ａ群　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

Ａ群　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明と点検・評価】

法学部（法律学科のみ）の教育課程は、共通教育科目と法律学科教育科目との二大区分によって編成されている。前者は、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目）、共通教養科目、共通自由科目に区分され、各々につき卒業必要単位数が設定されている。後者は、演習科目、入門科目、基幹科目、展開科目に区分されるが、各区分につき卒業必要単位数を設定することはしていない。学科教育科目の大半は、いうまでもなく法律学・政治学分野の科目であるが、他に若干の経済学分野の科目を配している。これらの詳細は、「専門教育的授業科目」「一般教養的授業科目」「倫理性を培う教育」「外国語科目」に関する各項で改めて説明する。

こうした教育課程の編成は、法学部の「基本的な法律知識と法的思考を身につけ、かつ豊かで幅広い教養を備え、広く国内外で活躍し得る人材の育成につとめる」（学則第 3 条第 5 項）という理念・目的に合致するものである。また、学校教育法第 52 条にいう「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的および応用的能力を展開させること」という大学の目的にも適合している。さらに、大学設置基準第 19 条第 2 項は「教育課程の編成に当たっては、大学は学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。」と定めるが、法学部の教育課程はこの要請を充たすものである。それゆえ、現在のところ、法学部の教育課程の基本的な編成を変更すべき理由は見当たらない。

なお、法学部のカリキュラムの体系性については、次々項以下において「専門教育的授業科目」と「一般教養的授業科目」とに分けて説明する。

【改善方策】

当面、法学部の教育課程そのものを大幅に変更する必要はないが、毎年度、研修教授会を開催し不断に点検を行うこととする。

Ａ群　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

法学部は１年次生に対する導入教育・基礎教育の必要性に鑑み、学科教育科目の中に基礎演習および入門科目を設置している。

大学での学修を開始したばかりの１年次生は、高校までの学習とのさまざまな相違からとまどうことが少なくないであろう。そこで、まず、基礎演習において大学での学修のためのアカデミック・ガイダンスを行い、大学生に不可欠の種々の学修能力・技術を体得さ

せることとしている。すなわち、学修を進めるさいの文献・資料の検索収集、学修成果をまとめるレポートの執筆、口頭での報告や討論等について、それぞれ受講学生に実際に体験させながら指導を行っている。このため、学内の図書館や情報施設・機器の利用等も授業の一環として実施している。また、担当教員が受講学生に対して積極的に履修指導、学修指導を行うことによって、学生の学修上の疑問や不安を解消するように努めている。

また、1年次生に対する導入教育として、入学直後の春学期に憲法入門、民法入門、刑法入門を開講している。1年次秋学期からはじまる基幹科目3分野（憲法、民法、刑法）の本格的な学修への円滑な導入をはかることを目的としている。憲法、民法、刑法、それぞれの体系的な理論の学修に入る前に、具体的な事例を学んで問題に接近し、その後のスムーズな学修を可能にするのが、入門講義のねらいである。さらに、1年次秋学期には、各種の法律専門職・実務家（弁護士、裁判官・検察官経験者、公務員、企業法務職員等々）を招いて法職オリエンテーションを開講し、学生各自の職業観の形成とも関わって学修目的の明確化、学修意欲の増進をはかっている。

基礎演習および入門科目の設置は、導入教育・基礎教育の充実ひいては学科教育科目総体の体系的編成という観点から適切である。

倫理性を培う教育の主なものとしては、共通教育科目中の共通基礎科目の一つである世界市民科目が該当する。世界市民科目は、本学の建学の理念である世界の市民の育成を達成するための教育総体の出発点ともいうべき科目である。学則第1条所定のキリスト教精神に基づく人格の陶冶という目標とも関わって、この科目においては、人権問題をテーマとする講義、キリスト教を取り上げる講義等が開講されている。

世界市民科目は倫理性を培うことのみが目標というわけではないが、この面でも大きな意義を有している。共通基礎科目として世界市民科目が設置されていることは、こうした意味でも適切である。

【改善方策】

基礎演習については、従来しばしば研修教授会において議題として取り上げられてきた。担当教員間の経験交流、意見交換を深めてきたといえるが、今後も教授会としてこの科目の充実のために議論を重ねる必要がある。なお、世界市民科目をはじめ共通教育科目についてはこれまで全学の共通教育協議会の議論に委ねてきたが、今後は法学部においても研修教授会の議題として積極的に取り上げることとする。

B群　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性

【現状説明と点検・評価】

上記（基本的な目標）の一つである「基本的な法律知識と法的思考を身につけた人材を育成し得る教育課程を編成する」ことは、学則第3条第5項所定の法学部の理念・目的に立脚するものである。この目標を達成するために、学科教育科目を以下のように体系的に編成している。

まず、1年次春学期に憲法入門、民法入門、刑法入門を開講し、法学の最も基本的な分野である憲法・民法・刑法の本格的な学習に先立って導入的な教育を実施している（これら3科目に法職オリエンテーション［1年次秋学期］を加えた4科目を入門科目と称して

いる。ちなみに、法職オリエンテーションは実務界で活躍中の法律専門家を招いて豊富な実務体験等を語ってもらう授業であり､学生の職業観の形成に資することを期待している)。つづいて、１年次秋学期には憲法Ⅰ（人権)、民法Ⅰ（総則)、刑法各論を、２年次春学期には憲法Ⅱ（統治機構)、民法Ⅱ（物権)、民法Ⅲ（債権総論)、刑法総論を、２年次秋学期には民法Ⅳ（債権各論)、民法Ⅴ（親族・相続法）を、それぞれ開講している（これら 9 科目を基幹科目と呼んでいる)。

こうして、１・２年次の 2 年間において憲法・民法・刑法という基本 3 分野の知識を段階的に修得し得るようにカリキュラムを編成しているのである。また、１・２年次の学科教育科目（講義科目）はここに挙げた 13 科目に限定されており、１・２年次生全員が入門科目・基幹科目をすべて履修することが予定されている。必修科目は設定していないが、事実上それに準じるものとなっている。

３・４年次においては、展開科目と総称する多数の法律学・政治学関係等の科目を設置している。商法Ⅰ～Ⅲ、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法Ⅰ・Ⅱ、国際法、労働法、社会福祉法、等の実定法科目のほか、法哲学や法制史等の基礎法学科目、法女性学等の新たな領域に関する科目、政治学原論、国際関係論をはじめとする政治学･国際関係科目、さらに関連分野として経済原論ⅠA-1 等の科目を開講している。１・２年次において憲法・民法・刑法の基本 3 分野を学修したうえで､3・4 年次においてはより応用的な実定法の諸科目、基礎法学分野や政治学分野の科目、さらに経済学分野の科目を、各自の関心に応じて主体的に履修し得るようにカリキュラムを編成している。なお､2006 年度より開講した法職インターンシップもこの展開科目の中に含まれるが、法律事務所における実習を通して法律実務の一端に触れ法学学修への関心をいっそう高めることが期待されている。同時に、学生が自己の職業観をより具体的に形成することに役立つはずである。

これらの講義科目とは別に、少人数の受講学生からなる演習科目も重要である。１年次生のためには多くの基礎演習が開講され、全員がいずれかの基礎演習に所属することになっている。２年次生対象の専門演習 A は、原則として３年次の専門演習 B に継続する。いずれも法学・政治学分野の専門的な学問内容を、少人数の演習生同士が担当教員の指導の下で研究するものであり、法学部における学修の中核をなすものともいえる。ともに法学部生全員が履修できるだけの開講数の確保に努めている。

このように、法学部の学科教育科目は学問体系に相応した編成となっており、したがってまた学校教育法 52 条に適合するものとなっている。また､法職オリエンテーション、法職インターンシップ等、学生の職業観の育成をはかるための科目も開講している。それゆえ、学科教育科目の大幅な変更は必要ないものと考えられるが、点検と改善の努力は不断に要求される。若干の科目新設や、既存科目の名称変更等の必要はないか、検討すべきである。

【改善方策】

現在、全学的に 2008 年度に向けたカリキュラム改定の検討作業が進められている。法学部においても、科目名称をより理解しやすいものに変更すること（たとえば商法Ⅰを会社法に）や、科目新設の是非等につき検討中である。近々に結論を出す予定である。

Ｂ群　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

上記の（基本的な目標）には、「豊かで幅広い教養を備えた人材を育成し得る教育課程を編成すること」が掲げられている。これも学則第３条第５項所定の法学部の理念・目的に基づくものであるが、この目標を達成するために設けられているのが共通教育科目である。

共通基礎科目の中の世界市民科目は、本学の教育の全体にかかわるものだが、ここでの目標に関しても重要な基礎となる。この科目は、キリスト教精神の基本的な理解、人権問題についての知識修得と人権尊重意識の涵養、現代世界の多様な問題の認識を通してのグローバルな視野の獲得、等を目的とするからである。

共通教養科目は、幅広く深い教養を培い強靭な知性と身体を養うこと、および総合的な判断力や批判的考察力を身につけることを目的として設置されている。具体的には、まず、人間の知的営みの深みを探求し、社会の根本的な仕組みを解明するために、人文科学および社会科学の個別分野の科目が開設されている。また、自然界を捉える視点を養うための自然科学や、心身の健康の保持・増進に役立つ健康・スポーツ学（講義、演習）、さらに個別学問分野を超えた領域の学際科目、等がある。

共通自由科目には、主に、学生自身の所属学部とは異なる他学部の学問分野の科目が列挙されている。これは、学生が他学部の学科教育科目の中から精選された専門的な科目を学び、知的世界を拡大することを目的としている。このほか、教職課程等の資格課程関連の科目や、情報教育分野のコンピュータ利用Ⅰ・Ⅱ、論述作文、等が多数開講されている。さらに、学外研修という科目が設置され、海外語学研修、国際ワークキャンプ、地域連携教育活動、インターンシップ等々、学外における各種の学修活動を正課の科目として単位認定することを可能にしている。以上のように、共通自由科目は、現代の学生の多様な知的関心と問題意識に対応し得る、幅広い内容によって構成されている。

このように、本学の共通教育科目の編成は、大学設置基準第 19 条第 2 項の趣旨に適合しており、大学における教養教育の名にふさわしいものと評価できる。もっとも、各学問分野の展開や学生の知的・社会的関心の広がり等に応じて、個々の科目については不断に点検する必要がある。

【改善方策】

現在進行中の 2008 年度に向けた全学的なカリキュラム改定作業において、共通教育科目に関する一定の修正案が提示されるであろう。そのさい、法学部の理念・目的に照らして適合的であるかを中心に早急に検討を加えることとする。

Ｂ群　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

外国語科目については、１年次に英語ⅠA、英語ⅠB、英語ⅡA、英語ⅡBの４科目４単位、２年次に英語ⅢA、英語ⅢB、英語ⅣA、英語ⅣBの４科目４単位、合計８科目８単位をすべて必修科目として開設している。さらに、ドイツ語、フランス語、中国語等、計８種類の

初修外国語を共通自由科目の中に開設し、計 8 単位までの履修を認めている。この他、随意科目として TOEIC 対策講座も設けている。

以上のように、法学部の外国語科目の編成は、英語を必修科目とした上で幅広く外国語学修の機会を提供するものとなっている。その意味で、「世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を育成する」という法学部の基本的な教育目標に適合するものと評価し得えよう。しかし、「国際化等の進展に適切に対応するため」にも、また、上記の（より具体的な目標）の一つとして掲げた「コミュニケーション能力の向上を重視した外国語教育を行う」ことを具体化するためにも、より一層の工夫が要求される。そこで、2006 年度より以下の施策を講じている。

すなわち、まず、英語の授業のうち半分（4 単位）［英語ⅠB、英語ⅡB、英語ⅢB、英語ⅣB］をネイティブの契約教員に担当させることを原則とする。また、クラス編成を到達度別に行うこととする。いずれも今年度より開始したばかりであり、評価を下せる段階にはないが、英語によるコミュニケーション能力が向上することを期待している。

【改善方策】

今年度以降、英語によるコミュニケーション能力の向上がどの程度実現されているかの検証をはじめとして、外国語教育全般につき法学部の研修教授会においても議論することとする。

B群　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

法学部の教育課程は共通教育科目と学科教育科目とに大別されるが、卒業所要総単位は 124 単位である。このうち、共通教育科目は、共通基礎科目、共通教養科目、共通自由科目に分かれる。共通基礎科目はさらに世界市民科目（2 単位）と外国語科目［英語］（8 単位）とに分かれ、計 10 単位必修である。共通教養科目は計 16 単位を修得しなければならない。共通自由科目は 16 単位を修得しなければならないが、さらに 12 単位を加えて履修することができる(卒業所要総単位に含まれる)。したがって、共通教育科目全体としては、42 単位ないし 54 単位となる。これに対し、学科教育科目は 70 単位以上となっているが、さらに 12 単位を加え計 82 単位まで卒業所要総単位に含めて履修することが可能である。つまり、共通自由科目 16 単位、学科教育科目 70 単位の修得は不可欠であるが、残る 12 単位については共通自由科目、学科教育科目の中から自由に履修してよいということである。

専門教育的授業科目にあたる学科教育科目、一般教養的授業科目にあたる共通教養科目・共通自由科目（ここにはコンピュータ利用Ⅰ・Ⅱ等の情報教育科目が含まれる)、および外国語科目（英語以外の初修外国語は計 8 単位まで共通自由科目として履修可能）の量的配分は上記の通りである。いわゆる専門教育、教養教育双方につき偏りの少ないものとなっており、かつ外国語科目等についても適切な配慮がなされていると評価し得る。

【改善方策】

現在、改善すべきところは見当たらない。

Ｂ群　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明と点検・評価】

学科教育科目中の基礎教育については、日常的に教務委員会との連携の下で法学部教授会が実施・運営上の最終的な責任を負う体制となっている。実際にもそのように運用されており、適切である。

教養教育および外国語教育等からなる共通教育については、これを実施・運営するための全学的な組織として共通教育協議会が設置されている。この協議会の構成メンバーは、5学部の各学部長、教務委員長、各学部の共通教育担当教務委員、外国語教育センター長、教職課程委員長、学芸員・司書課程会議議長、情報教育科目担当者代表、健康・スポーツ学科目担当者代表等である。教養教育を含む共通教育に関する諸事項は、共通教育協議会が決定した方針に基づき、全学の教務委員会の議を経て各学部教授会において審議決定されている。外国語教育についても基本的には他の共通教育と同様であるが、日常の運営は外国語教育センターが担っている。ちなみに、共通教育のうち世界市民科目と共通教養科目の授業は、すべて各学部の専任教員が担当することとなっている。

以上のように、教養教育の実施・運営のための責任体制は全学的に確立していると言える。もっとも、共通教育が全学的に実施・運営されることの結果でもあろうが、各学部が主体的・能動的に教養教育等を推進する気運に乏しい嫌いがある。

【改善方策】

今後、法学部においては、教養教育を中心とする共通教育に関しても研修教授会等の場で積極的に議題として取り上げていく。もとより共通教育は法学部単独で自己完結するものではないから、全学の共通教育協議会等との連携協力を図ることは言うまでもない。

Ｃ群　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育の例としては、まず世界市民科目があげられる。本学の建学の精神である世界の市民の育成は、4 年間の教育総体の成果として実現されるものであるが、この科目はそのための出発点である。現代の世界事情をテーマに取りあげる講義もあるが、人権問題やキリスト教をあつかう講義もこの科目の中で重要な位置を占めている。

コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の例としては、外国語科目の英語ⅠB・ⅡB・ⅢB・ⅣB があげられる。法学部においても 2006 年度より主にネイティブの契約教員が担当しており､英語によるコミュニケーション能力の向上が追求されている。

世界市民科目も外国語科目も、ともに共通教育科目の中の共通基礎科目として位置づけられている。共通教育科目は広義の教養教育を担う課程であり、したがって広義の教養教育の一環として、グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践しているといえよう。こうした位置づけは適切であるが、共通教育は全学的なものであることを理由に法学部教授会が主体的にこれを担うという意識がやや弱かったように思われる。

【改善方策】

世界市民科目についても外国語科目についても、ここでの視点に止まらず広くそのあり方をめぐって継続的に研修教授会において討議することとする。

Ｃ群　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

【現状説明と点検・評価】

共通教養科目の一つとして、健康・スポーツ学講義、健康・スポーツ学演習がそれぞれ設置されている。知識中心の講義だけでなく、各種スポーツの実践を含む演習が多数開講されている。正課教育においても学生の心身の健康の保持・増進をはかる適切な措置である。

【改善方策】

現在、適切な配慮がなされているので改善すべきところは見当たらない。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

Ａ群　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明と点検・評価】

先に「基礎教育」の項で言及したが、法学部は、学科教育科目の編成にあたり１年次の導入教育につき以下のように配慮している。まず、１年次生全員が各クラスに分かれて所属する基礎演習を開講し、アカデミック・ガイダンスを行うこととしている。すなわち、ここで大学生に不可欠の種々の学修能力・技術を体得させることによって、学生が後期中等教育から高等教育へと円滑に移行できるように指導をしている。また、担当教員が受講学生に対して積極的に履修指導その他の学修指導を行うことによって、学生の学修上の疑問や不安を解消するように努めている。

つぎに、法律学の本格的な学修に先立って、１年次春学期に憲法・民法・刑法のそれぞれにつき入門科目を設置している。大学入学直後の学生にいきなり精緻な法解釈学の講義を展開しても理解困難であろう。そこで、最初は事例中心の入門科目の講義を受講させることによって、１年次秋学期以降の本格的な法律学の学修を円滑に開始できるように配慮しているのである。

また、１年次の外国語科目（英語）のクラス編成のために英語の到達度テストを実施しているが、これによって新入生の英語力に適合した英語教育が可能となるといえよう。

以上のような導入教育は適切なものと評価し得るが、今日の学生の実情にてらせばなお不十分な面もあるであろう。

【改善方策】

これまでも研修教授会において、基礎演習担当教員の経験交流、意見交換をしばしば行ってきた。基礎演習の内容をいっそう充実させるために今後も同様の機会をもつとともに、入門科目についても検討することとする。さらに、2008 年度からのカリキュラム改定に向けて、補習授業的科目の設置を全学的に検討しているところである。

３）インターンシップ、ボランティア

Ｃ群　インターンシップを導入している学部、学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

全学的に実施されるインターンシップは、学外研修（共通自由科目の一つ）として単位認定がなされる。実施担当教員が厳格な評価作業を経て単位認定を行っている。インターンシップの実施組織も全学的に整備されており、適切に運営されているといえる。

法学部においては 2006 年度より法職インターンシップを開設し､法律事務所での実習を行うこととした。今夏はじめて実施したが、6 名の学生が参加した。担当教員が主として運営にあたったが、法学部全体で支援協力する必要がある。

【改善方策】

法職インターンシップについては、今夏の実施状況を集約し成果と課題を早急に検討することとする。

Ｃ群　ボランティア活動を単位認定している学部、学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

全学的なものであるが、インドネシア・バリ島でのワークキャンプ、地域連携教育活動については、学外研修として単位認定がなされる。いずれも全学的な実施責任主体が組織され適切に運営されている｡また､ともに実施責任主体が厳格な評価作業を行ったうえで、最終的に教授会が単位認定につき審議決定をしており、この点でも適切である。

【改善方策】

当該システムは適切に実施されているので、現時点において改善すべきところは見当たらない。

４）履修科目の区分

Ｂ群　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

法学部の学科教育科目はすべて選択科目であり、必修科目はない。ただし、１・２年次においては、各学期につき履修すべき講義科目（入門科目・基幹科目）を厳格に指定している。さらに、履修登録単位数の上限を設定している（１年次 42 単位、２年次 40 単位）ので、実際には法学部の１・２年次生のほとんどが入門科目・基幹科目を順次履修していくこととなる｡必修科目は置いていないが､それに近い効果を挙げているものといえよう。

また、演習科目（基礎演習、専門演習 A・B）も必修ではないが、法学部生全員が履修可能なように開講数の確保に努めている｡１年次生は全員が基礎演習に所属するものとされ、２・３年次生も大半が専門演習 A・B にそれぞれ所属している。

以上のように、入門科目・基幹科目、演習科目はいずれも必修科目ではないが、実質的

にそれに準じる効果が挙げられるように配慮している。これらの科目は法学部生全員が履修することが望ましいので、こうした配慮は適切である。

これに対して、３・４年次生対象の展開科目については、学生の自由な履修科目の選択をできる限り保障しようとしている。１・２年次において基幹科目を修得していれば、３・４年次において各自の関心・志向に基づいて自由に科目を選択することとしても、学修上さほど混乱は生じないはずである。すでに基礎的な学修を終えている３・４年次生に対しては、各自の多様な関心・問題意識を尊重し自由な科目選択を認めることは適切妥当である。

なお、学科教育科目全体としては計 70 単位以上の修得が要求されている（総計 82 単位まで修得することが認められる）。

共通教育科目のうち共通基礎科目については、世界市民科目が 2 単位必修、外国語科目（英語ⅠA・ⅠB・ⅡA・ⅡB・ⅢA・ⅢB・ⅣA・ⅣB、各 1 単位）が計 8 単位必修となっている。共通教養科目については文学をはじめ 15 種類の科目から選択して履修すればよいが、計 16 単位を修得しなければならない。共通自由科目についても経済学基礎理論 A をはじめ多数の科目群の中から選択して履修すればよいが、同様に計 16 単位は修得しなければならない。ただ、この場合はさらに加えて 12 単位まで修得することができる（すなわち、共通自由科目として総計 28 単位まで修得することが認められる）。

世界の市民の育成を教育の根本理念とする本学において、世界市民科目と外国語科目が必修とされるのは当然ともいえるが、適切な措置と評価し得る。幅広く豊かな教養を身につけさせることを教育目標の一つに掲げる法学部において、共通教養科目、共通自由科目のそれぞれにつき学生の科目選択の自由を尊重しつつも一定数の単位修得を課していることも必要にして適切な措置と評価し得よう。

【改善方策】

学科教育科目のうち、特に基幹科目の履修状況を点検し、ねらい通りに必修科目に準じる効果が挙げられているか、検証することとする。

５）授業形態と単位の関係

Ａ群　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明と点検・評価】

原則として講義科目および演習科目は 1 回 2 時間の授業を計 30 回行い（総授業時間は 60 時間）、4 単位とする。1 回 2 時間の授業を計 15 回行う（総授業時間は 30 時間）に止まるため、2 単位とされる講義科目もある。いずれも、本来は学生がこの 2 倍の自習時間を確保することが想定されている。

これに対し、インターンシップ等の実習的科目は総授業時間（実務実習のほか事前・事後の学内研修を含む）が 60 時間で 2 単位とする。外国語科目は 1 回 2 時間の授業を計 15 回行い（総授業時間は 30 時間）、1 単位とする。これらはいずれも、学生が授業時間の半分の自習時間を確保することを想定している。

上記の単位計算は、大学設置基準第 21 条第 2 項にてらして適切であるが、学生の自習時間については現実と齟齬を来たしている面もある。

【改善方策】

特に講義科目・演習科目の受講学生に対しては、予習・復習等の自主的な学修を強く促すことが不可欠であり、そのための工夫が重要である。この点は教育課程というよりも教育方法の問題というべきであろうが、ともあれ、まず研修教授会等において意見交換、経験交流を図ることとする。

６）単位互換、単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学は「南大阪地域大学コンソーシアム」に加盟し、参加各大学との間で単位互換協定を締結している。法学部もその一環として、法学部専任教員の担当科目のうち 2005 年度は 6 科目（すべて共通教育科目中の「世界市民」）を単位互換科目として提供している。他方、本学学生が履修可能な他大学の単位互換科目を履修し単位修得した場合は、共通自由科目の一つである学外研修として単位認定がなされる。なお、本学学生が他大学の単位互換科目を履修するにあたっては、出願資格の制限（２年次生以上であって、かつ所定の単位を修得済みであること）や、他大学での修得単位数の制限（1 年間 8 単位まで、総計 24 単位まで）がある。

この単位互換の制度は、上記（より具体的な目標）の一つ「他大学との間で教育的連携を図ること」に沿うものである。学生にとっても、他大学での学修は多彩な開講科目群の中から関心に即した履修が可能となるだけでなく、さまざまな知的刺激を受ける機会ともなり、有益である。他方、出願資格等の制限は、目的意識の希薄な学生の履修を防ぐために必要な措置と評価し得る。単位の認定も、当該大学の科目担当教員による厳格な成績評価に基づき、本学の各学部教授会において最終的に判定することとなっており、適切である。

【改善方策】

南大阪地域大学コンソーシアムの単位互換制度は実施されてから日も浅く、成果と問題点の検証、それに基づく改善の作業は今後の課題である。法学部教授会としては今後、定期的に検証作業等を行うこととする。

Ｂ群　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部にあっては、実施している単位認定方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

大学以外の教育施設等での学修については、60 単位を限度として単位認定することができる。例えば英検 1 級・準 1 級に合格した場合や、TOEIC 等を受験し英検 1 級・準 1 級合格に相当する優秀な成績を収めた場合には、外国語科目（英語）の単位として認定するこ

とが可能である。全国規模の、かつ信頼性の高い検定試験等の客観的な成績に基づく単位認定であり、適切である。

入学前の既修得単位の単位認定については、法学部への編入学生および学士入学生に対して、桃山学院大学編入学規程、同学士入学規程に基づいてなされている。62 単位を上限として、法学部教授会により単位認定が行われる。現在、62 単位のうち 46 単位分は一括認定し（共通基礎科目 10 単位、共通教養科目 16 単位、共通自由科目 16 単位、学科教育科目 4 単位)、残る 16 単位分は個別科目ごとに単位認定する（学科教育科目または共通自由科目として）という方法をとっている。煩瑣なわりには実効性に乏しく、見直しが必要である。他方、共通基礎科目のうち世界市民科目は編入学生等についても履修させるべきであり、この点も見直す必要がある。

【改善方策】

編入学生等に対する単位認定の方法は、遅くとも 2008 年度までに、62 単位分すべてにつき一括認定し、他方、世界市民科目の履修を義務づけるように改める。

Ｂ群　卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

【現状説明と点検・評価】

法学部の卒業所要総単位数は 124 単位であるが、この中に他大学での学修や学外資格により修得した単位も 60 単位を限度として含めることができる（ただし、編入学生等の場合は 62 単位まで修得済みとして認定することができる)。言い換えれば、本学での学修により修得しなければならない単位数は、最少でも 64 単位（編入学生等の場合は 62 単位）ということになる。大学設置基準 28 条以下にてらして適切である。

共通教育科目のうち共通自由科目は 16 単位を修得しなければならないが、これに加えてさらに12単位分を履修することも可能である(計28単位)。この共通自由科目の中には、元来は他学部の開講科目が多数掲げられている。また、法学部の学科教育科目の中には、少数ではあるが経済学部開講科目が加えられている。これらはいずれもカリキュラム上は法学部の学部教育科目の中に位置づけられるが、実質的には法学部生も他学部の開講科目を一定程度履修できることを意味している。こうした措置は学生の多様な関心とニーズに応えるものであり、適切なものと評価し得る。なお、法学部の学科教育科目は 70 単位以上を修得しなければならないので、実質的な他学部開講科目の認定単位数が極端に増大するおそれもない。

【改善方策】

適切・妥当な状態にあるので改善方策は必要としない。

Ｃ群　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学は海外の多くの大学と学生交流協定を締結している（協定校 35 校、交流校 2 校）が、法学部独自のものは存在しない。法学部生が海外の協定校に長期留学した場合、1 年間 30 単位を上限として単位認定を行うことができる。この単位認定は、学生が海外で単位を修得してきた個々の科目について、相当する法学部開講科目に読み替えるという方法で行われることになっている。この読み替え方式には、相当する科目が法学部開講科目中に

見当たらない場合には単位認定ができないという難点がある。これまでのところ実例はないが、今後こうした事態に直面する可能性がある。早急に対応策を講じる必要がある。

短期の海外語学研修（夏期休暇中、春期休暇中）については、毎年、法学部生も参加している。これは授業時間数に応じて認定単位数は変わり得るが、共通自由科目中の学外研修として単位認定が行われる。

【改善方策】

海外の協定校において法学部生が修得してきた単位については、可能な限り法学部の単位として認定し得る方法を探る。2008 年度のカリキュラム改定までには具体策を決定する。

７）開設授業科目における専・兼比率等

Ｂ群　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

Ｂ群　兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明と点検・評価】

2006 年度の法学部開講の学科教育科目は、講義科目が 53（法学・政治学分野 44、経済学分野 9)、演習科目が 36 となっている。法学・政治学分野の講義科目のうち、法学部専任教員が担当している科目数は 32、兼任教員担当科目数が 12 である。経済学分野の科目については兼担教員（経済学部専任教員）が担当するもの 7、兼任教員が担当するもの 2 となっている。演習科目のうち法学部専任教員が担当するものは 35、兼任教員（昨年度末に法学部専任教員を退職）が担当するものは 1 となっている。

開講科目のうち講義科目については、兼任教員の担当比率がやや高いといえる。これは基礎法学、政治学・国際関係の分野について、兼任教員に相当程度依存しているためである。他方、実定法分野の講義科目は大半が専任教員の担当となっており、特に入門科目、基幹科目についてはすべて専任教員が担当している。なお、兼任教員の中には、本学の元専任教員をはじめ長期にわたり本学の授業を担当している者が少なくない。

演習科目の担当教員は、原則として専任教員に限定している。兼任教員担当の 1 科目は前専任教員の退職に伴う継続の演習である。この点で特に問題はないであろう。

全学共通カリキュラムとして共通教育科目を698開講し、そのうち専任教員が224（32.1%)、兼任教員が474（67.9%）を担当している。共通教育科目のカテゴリー別の内訳を見ると、共通基礎科目「世界市民」は21すべてを専任教員が担当している。共通基礎科目・外国語科目（英語）は、専任教員が94（24.5%)、兼任教員が290（75.5%）を担当、共通基礎科目・外国語科目（初修外国語）は、専任教員が19（25.7%)、兼任教員が55（74.3%）を担当している。共通教養科目は103開講し、健康・スポーツ学演習科目を除く共通教養科目の38はすべてを専任教員が担当、健康・スポーツ学演習科目は、専任教員が21（32.3%)、兼任教員が44（67.7%）を担当している。また、共通自由科目（各学部が提供する学科教育科目を除く）は116開講し、そのうち専任教員が31（26.7%)、兼任教員が85（73.3%）を担当している。

資格課程科目については69開講し、専任教員が41（59.4%）を担当している。

共通教育科目のうち世界市民科目と共通教養科目（健康・スポーツ学演習を除く）は、

現行カリキュラムの運営原則に基づき、すべて専任教員が担当している。本学の教育理念ならびに教養教育の重要性に鑑み、適切な運営と評価し得る。他方、兼任教員依存率の高い科目は、外国語科目、健康・スポーツ学演習、論述作文、コンピュータ利用Ⅰ等である。いずれも、多くの少人数クラスを開講しなければならないため、専任教員のみではカバーしきれないという事情がある。そこで、これらの科目の授業内容・運営等については、当該科目担当の専任教員が兼任教員と協議を重ねる等して、科目の一体性を損なわないように努めている。特に外国語科目（英語）に関しては、外国語教育センターが作成した共通テキストを使用する等、できる限り統一的な授業運営がなされるよう配慮している。

【改善方策】

学科教育科目のうち講義科目につき、入門科目、基幹科目をはじめ主要な実定法科目は引き続き原則として専任教員が担当する。その他の分野の講義科目についても、専任教員が担当する余地がないかを再検討する。兼任教員に担当を依頼する場合には、法学部の教育理念・目的等を熟知したうえで授業にあたってもらえるよう適切に説明をすることとする。なお、演習科目は従来通り専任教員が担当する。

共通教育科目のうち世界市民科目と共通教養科目につき専任教員が授業を担当するという原則は、今後も維持することとする。

８）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ｃ群　社会人学生・外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状説明と点検・評価】

教育課程の編成上、社会人学生に対しては特別な措置はとっていない。他方、外国人留学生、帰国生徒に対してはつぎの措置をとっている。すなわち、外国人留学生に対しては、共通基礎科目の外国語科目として日本語Ⅰ・Ⅱの履修を義務づけている。帰国生徒に対しても、原則として日本語Ⅰ・Ⅱの履修を義務づけている。その他、外国人留学生のために日本事情や英語ⅠA・ⅠB～ⅣA・ⅣB等を共通自由科目の一つとして開講している。

外国人留学生、帰国生徒に対する教育指導は、アカデミック・アドバイザーが行うこととされている。実際には、社会人学生に対する教育指導を含め、基礎演習（１年次）、専門演習Ａ（２年次）、専門演習Ｂ（３年次）、の各担当教員がこの任務にあたることとなろう。

法学部ではこれまで該当の学生が皆無に近い状況であったため問題は顕在化していないが、検討は行っておく必要がある。

【改善方策】

法学部教授会において早急に論点の検討を行うこととする。

９）生涯学習への対応

Ｂ群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では全学的に社会人聴講生の受け入れが制度化されており、エクステンション・センターが毎年、社会人聴講生を募集する。法学部の多数の講義科目ならびに法学部専任教員担当の共通教育科目の多くが、社会人聴講生に対して公開されている。公開科目の大半に社会人聴講生が参加しているが、一般に出席率も高く勉学態度も真面目である。地域社会の生涯学習のニーズに応える制度となっているものと評価できる。ちなみに、この制度以外にも、エクステンション・センターが独自に社会人対象の歴史・文化講座や文学講座を開設しており、多くの受講者が参加している。

また、本学所在地の和泉市において和泉シティプラザ市民カレッジが開催されているが、法学部は 2005 年度に提供講座として「市民社会と法」（全 10 回、8 名の専任教員が講演）を開講した。ちなみに、この講座は隔年開講となっているので、2006 年度は開講されない。生涯学習への対応としても、また地域社会との関係においても、こうした試みは適切なものと評価し得る。

【改善方策】

社会人聴講生制度の拡充のために、現在は非公開となっている科目のうち公開可能なものがないか、再検討する。また、和泉シティプラザ市民カレッジ講座については、生涯学習の支援ならびに地域社会への貢献という観点から、今後も積極的に取り組んでいく。

１０）正課外教育

Ｃ群　正課外教育の充実度

【現状説明と点検・評価】

全学的には、エクステンション・センターが行っている各種の正課外教育がある。すなわち、各種資格・能力検定試験を対象とした語学関連講座、情報処理関連講座、資格関連講座、福祉関連講座が多数開設され、多くの学生が受講している。

法学部独自の正課外教育としては、法職セミナー室の設置とその活動があげられる。これは、将来各種法律専門職に就くことを目指して学習に取り組む学生のための選抜制の研究室である。年 2 回、１年次生と２年次生とを対象に室員の募集を行い、大学での成績および法学検定試験の結果に基づいて選抜している（３・４年次生の室員は原則として入れ替えない）。ちなみに、2006 年 5 月 1 日現在の室員数は、２年次生 18 名、３年次生 10 名、４年次生 12 名、計 40 名である。

法職セミナー室の管理運営は、法学部専任教員数名からなる法職セミナー室運営委員会が担当している。室員の選考もこの委員会が行っている。法職セミナー室には、室員の学習のために法律学の基本図書・雑誌を備えるほか、パソコン、ロッカー等を設置している。さらに、同室にはティーチング・アシスタントが常駐しており、室員からの質問・相談に答え、学習上のアドバイスを与える等、各種の指導を行っている。この他、室員には法職

基礎対策講座Ⅰ・Ⅱの受講にあたり補助金が付与されるという恩典もある。

法職セミナー室の長所としては、以下の諸点があげられる。まず、学習意欲の強い学生を室員として選抜していることから、室員同士が互いに勉学上の刺激を受けることができる。つぎに、室員相互間での議論の機会が存在するので、法律学をより正確にかつ深く理解することが可能になる。さらに、ティーチング・アシスタントの指導を受けることによって、さまざまな学習上の疑問をすみやかに解決することができる。

室員の中からは既に法科大学院進学者や国税専門官・国家公務員Ⅱ種試験の合格者も出ており、法職セミナー室は一定の成果を挙げていると評価できる。しかし、広義の法律専門職の道にさらに多くの法学部生が進めるように、法職セミナー室の活動をいっそう強化する必要がある。

【改善方策】

法職セミナー室の充実のために引き続き図書類の整備拡充をはかるとともに、室員間の共同学習を促すため法職セミナー室主催の研究会等を適宜開催する。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育上の効果を測定するための方法の適切性
Ｂ群　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況
Ｂ群　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況
Ｂ群　卒業生の進路状況
Ｃ群　教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況
Ｃ群　教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況
Ｃ群　教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況
Ｃ群　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況

【現状説明と点検・評価】

教育効果の測定方法としては、まず、各科目の定期試験・レポート等による成績評価がある。法学部では、このほか、「入門科目」や「基幹科目」の一部において「小テスト」を実施し、学生の理解度を測る試みが行われている。また、学生が自己の学習到達度を認識するために、財団法人日弁連法務研究財団・社団法人商事法務研究会主催の法学検定試験の受験を推奨している。2005 年度の法学検定試験（11 月 20 日実施・本学団体受験分）の結果は、4 級合格者が 45 名（申込者数 88 名、受験者数 81 名）、3 級合格者が 27 名（申込者数 77 名、受験者数 75 名）、2 級合格者が 0 名（申込者数 4 名、受験者数 4 名）であった。2004 年度は、4 級合格者が 40 名（申込者数 119 名、受験者数 111 名）、3 級合格者が 33 名（申込者数 108 名、受験者数 103 名）、2003 年度は、4 級合格者が 76 名（申込者数 174 名、受験者数 165 名）、3 級合格者が 19 名（申込者数 59 名、受験者数 58 名）であり、2005 年度の申込者数・受験者数は減少しているものの、合格率が上昇している点は評価できる。また、申込者数と受験者数の差が大きくないことから、申込者は意欲的に受験したことが

窺える。しかし、合格者数については、4級合格者数は昨年よりも増加したものの、3級合格者は若干減少している。また、昨年度初めて団体受験を実施した2級については合格者が出なかった。

授業において、小テスト等により、理解度を測る試みは、学生が十分に理解しているか否かをチェックする上で重要であり、定期試験と同様に効果的である。また、学生の理解度に合わせて、講義内容を臨機応変に改善することも可能となり、学生の学問の修得を図る上でも効果的であると思われる。

法学検定試験に関しても、学生の理解度を測る上で一つの客観的方法であり、教育上の効果を測定するための手段として有効である。ただし、年々受験者が減少している点については、改善の必要がある。

また、本学では、全学自己点検・評価室による「学生による授業評価」が行われており、法学部においても、春学期、秋学期ごとに実施されている。この結果については、学生の理解度等が数値化され、教員個人にも知らされることから、個々の教員が主体的に「わかりやすく質の高い授業」を形成しようとする活動に資するものであり、今後の教育方法につき、改善を促す契機となるものとしての役割を担うものであると評価でき、有意義である。ただし、学生による授業評価は、講義を客観的に評価する基準の一つとして適切ではあり、尊重されなければならないが、学生による評価イコール唯一絶対の評価ではないという点に注意する必要があろう。

教育効果や目標達成度、それらの測定方法については、教員間では、不定期的に研修教授会や必要に応じて教授会で議題として取り上げられているが、必ずしも合意が確立した状況には至っていない。研修教授会は、教育効果の測定方法を開発することや教育効果の測定方法の有効性を検証すること、それらの測定結果を基礎に、教育改善を行うことを提言・検討する機関でもある。研修教授会の開催は、教員間の意見交換、合意のための場として、最適であり、評価されるべきである。しかし、その開催は不定期なものにとどまっており、開催回数・時間も必ずしも十分なものとは言えないのが実情である。厳格な定期開催は難しいとは思われるものの検討の必要はあろう。また、教員間で教育効果や目標達成度、その測定方法について合意形成を図るために、十分な時間をかけて議論を重ねる場を確保する必要がある。

以上のような教育効果を測定するシステムに関し、その機能的有効性を検証する仕組みについて、現状では、教授会および研修教授会において意見交換はなされるものの、定期的･機関的に実施するという形での導入はなされていない｡教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みについても、組織的には導入されていない。

本年の 3 月に法学部が完成年度に達したため、法学部は初めての卒業生を送り出した。法学部卒業生の進路状況に関しては、以下の通りである。卒業生は 200 名である。求職登録者数は 190 名で、そのうち、就職希望者数が 129 名、就職決定者数は 123 名、非就職希望者数は 61 名であった。就職希望者のうち就職をした者の割合は 95.3%であり、高い割合を示していると評価できよう。男女別の就職決定率は、男子は就職希望者数 80 名中、決定者数が 78 名で、97.5%、女子は就職希望者数 49 名中、決定者数が 45 名で、91.8%である。男子学生のほうが、若干就職決定率が高いものの、女子学生の就職の困難性を考慮すると、比較的高いものといえよう。次に、就職先の内訳を示すと、企業が 101 名、うち上

場企業が 44 名であり、43.6%である。1 部上場企業は 28 名である。公務員は 11 名であり、また、非営利団体等の団体は 11 名である。公務員の内訳は、8 名が警察官（うち女子学生が 1 名)、刑務官が 1 名（男子学生)、海上保安学校が 1 名（男子学生)、町役場が 1 名（男子学生）であった。法学部卒業生の初年度としては、学生は、比較的順調に就職したといえよう。学生にとって人気の高い、狭き門である公務員となった者が就職希望者数の割合で 8.5%に達している点は評価しても良い。ただ、警察官の合格者は多かったものの、国家公務員試験、都道府県庁の公務員試験の合格者は出ておらず、市役所・町村役場の公務員試験の合格者も少数にとどまっている。なお、非就職希望者のうち、自営が 1 名、ロースクール進学が 1 名、未職が 47 名である。未職 47 名のうち、公務員試験再受験・教員試験再受験が 16 名、大学院試験再受験が 3 名、専門学校進学が 7 名、海外留学が 2 名であり、未職の学生であっても、卒業後の前向きな姿勢がうかがえる。この点は評価できよう。公務員試験再受験・教員試験再受験者が 16 名いることに関しては、公務員試験に合格することは容易ではなく、教員試験については、法学部において取得できる免許は、社会科（中学)、公民科・地理歴史科（高校）であることから、希望者のわりに採用数が少ないということもあり、致し方ない面もあろう。それ故、再受験者数が合格者数を上回っていたとしても、11 名もの合格者を出したことの評価は下がらない。また、求職登録者のうち、留年した者は 12 名であった。この内訳は、男子学生が 10 名、女子学生が 2 名である。

国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況については、法学部の卒業生が初めて出たばかりであるため、本学法学部は、未だそのように評価される人材を輩出していない。

【改善方策】

法学部の教育目標の一つに「実践的な法律のプロの養成」があり、これを実現するためには、受講生から見た場合の「学習到達度」を測る方途を、各科目の定期試験にとどまらず、さまざまな形で用意しておくことが望ましい。それ故、入門科目等以外の科目担当者も、講義形態にあわせ、小テスト、レポート等、学生の理解度を測定するための何らかの方策を工夫し実行するものとする。

法学検定試験については、今後は、法学部ホームページ、法学部の各講義等での告知を通じて、これまで以上に法学検定試験の受験を学生に周知し、推奨することによって受験者数を増加させることに努める。

学生による授業評価の結果についても、評価をそのまま鵜呑みにできないという点はあるものの尊重されるべきであり、各教員は担当科目の評価に真摯に対応し、教育方法の改善にさらに努めることとする。

教育効果や目標達成度、それらの測定方法については、研修教授会等により、ファカルティー・ディベロップメントを積極的に促進することによって教員間の合意が得られることになるであろう。そのためにも、FD 活動の活発化は欠かせないし、教授会、研修教授会において定期的に議論する必要がある。研修教授会については、厳格な定期的開催は困難な面もあるが、例えば年間の開催数をあらかじめ設定するなどして、開催回数を確保する。教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについても、教授会、特に研修教授会の活用が有意義であると思われるので、その開催回数・時間を増やすように努める。

法学部として卒業生を初めて送り出したが、学生の進路状況を見れば一定の教育効果をあげたものと評価できよう。この水準を維持しさらに向上させるためには、今年度以降も卒業生の進路状況を確認し、企業の求める学生を育成するため、あるいは公務員として相応しい人材を育成するため、法学部での教育効果が現れているのか確認し続けることが肝要である。国家公務員、都道府県庁、市役所・町村役場の公務員については、現実には早い時期からの受験勉強も必要であるため、そのような進路を希望する学生には、早期に試験対策を行うよう周知徹底させることとする。なお、法学部の卒業生の進路状況データは1 年分のみであるため、今年度以降の進路状況データの集積をまって教育方法の改善に継続的に取り組むこととする。

２）厳格な成績評価の仕組み

Ａ群　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
Ａ群　成績評価法、成績評価基準の適切性
Ｂ群　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
Ｂ群　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性
Ｃ群　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況
【現状説明と点検・評価】

法学部における、学生の履修登録可能年間単位数は、1 年次では 42 単位、学期履修可能単位は 26 単位、2 年次、3 年次では 40 単位、学期履修可能単位は 26 単位であり、4 年次以降については、履修制限を緩和し、年間履修可能単位は 50 単位、学期履修可能単位は32 単位を上限としている。ただし、随意科目（資格課程科目）については、この履修科目登録の上限には含まれない。

履修可能単位数を制限することについては、学生の主体的学習を促し、単位制度の実質化を図る観点から、年間・学期に履修登録可能な単位数の上限を定めており、学生の学習にとっても効果的である。また、3 年次までに全ての卒業所要単位を修得することはできないシステムとなっていることから、学生が 4 年間、十分に学習することができるよう考慮された履修体系であると評価できる。4 年次生については、履修可能単位の上限が 50 単位となっているが、これは、単位修得が十分でない学生に対し、可能なかぎり 4 年次において卒業所要単位を修得できるようにした措置であり、教育的配慮として妥当である。なお、その場合においても上限を 50 単位とすることで、学生が学習に困難をきたす単位数を履修することができないようにも配慮されており、適切である。さらには、学生が 4 年間で修得可能である単位数は、172 単位であり、卒業所要単位数である 124 単位を十分に上回っているので、学生は余裕をもって履修することが可能である点も妥当である。履修登録可能な単位数が多すぎもしないことから、法学部の履修可能単位数は、日々の学習において、学生が授業過多により疲弊することもなく、また十分な自習時間を確保することを可能としており、適切なものとして評価できる。単位修得が順調であり成績も優秀な学生に対しては、その学生の知的好奇心・学問的欲求に配慮し、より幅広い知識を学ぶ機会を与えるために、履修制限の緩和が行われ、3 年次に 52 単位までの履修登録が認められて

いる。これは、2年次までに60単位以上のA評価を得た学生を対象としたものである。本制度は、学業優秀である意欲的な学生を伸ばすための方策であり、適切である。案ずる点は、52単位の修得が当該学生の限界を超えた履修登録に陥ることであるが、厳格に対象者を絞っており、杞憂であろう。

成績評価は、100点から80点までが「A」、79点から70点までが「B」、69点から60点までが「C」、59点以下が「D」、評価外（途中で受講を放棄、あるいは試験を受けなかった場合）が「X」である。このうち、「A」、「B」、「C」が合格であり、「D」および「X」が不合格である。また、編・転入学等により本学に入学した学生に関し、他大学で修得した科目を本学の評価として認定したものを「R」、本学の学生が海外留学等で修得した科目を本学の評価として認定したものを「T」としている。年度の初めに配布される「講義計画」には、講義の概要、学習目標、講義計画、成績評価の方法、教科書、参考文献等の情報が記載されており、学生は、そこで各科目の担当者の成績評価方法について知ることができる。各担当者は、講義計画に記載した評価方法に従い、試験、レポート、出席状況等により、学生の成績を適切に評価している。これらの点に関し、現状は妥当であるといえる。ただし、講義計画により学生が事前に教員の評価方法を知ることができ、学生にとっても講義の趣旨、評価方法を理解した上で受講することができることは非常に有意義であるが、その一方で、場合によっては、教員が、講義開始後に、教育方法の改善の一つとして評価方法を変更することも考えられ、その際には学生の混乱が危惧されないではない。また、成績評価の基準は、各教員の独自の基準・裁量に任されており、客観的基準の作成には至っておらず、統一的基準はない。教員各自が自己の判断に基づき厳格な成績評価を行うこととされているのが現状である。

学生の質を検証・確保するための方策としては、本学はセメスター制を採用しており、半期ごとに学生の成績が出されるようにしている。成績評価は、各担当者の裁量により、試験・レポート・出席・小テスト等によってなされており、これにより学生の質が検証されている。学生は、履修した科目について、上記の評価方法により、合格得点に達した場合にのみ単位が与えられることになる。卒業時には、学科教育科目については、70単位以上修得する必要があり、学生はこれらの単位数以上の合格評価を得なければ卒業できないことから、法学部卒業生としての水準が確保され得ると考える。ただし、ほとんどの科目がC評価であっても単位数さえ充たせば卒業できる現状では、その質の確保という点では問題が残るのも事実である。個々の科目の単位認定にあたり、授業担当者ごとに厳格な成績評価を行うことによって、学生の質の検証・確保がなされているともいえるが、履修科目のほぼすべてがC評価という学生をそのままにしておいてよいとも考えられない。なお、これまでも研修教授会等を通して、教員は、学生の質を向上させるためのさまざまな情報交換を行っている。

学生の学習意欲を刺激するための方策としては、成績評価以前の教育課程の問題であるが、法学部は前述の通り各種の試みを行っている。まず、入門科目においては具体的事例を多用することによって、学生の導入教育時における戸惑い、つまずきを回避し、スムーズに意欲的な学習ができるように工夫がなされている。入門科目の学習の後に基幹科目を学習することになる本学法学部のカリキュラムも、リピート学習により、難解である法律学を繰り返し学習することによって容易に理解がはかられ、学生の学習意欲を減退させな

いようにする方策の一つである。このシステムは大いに評価できよう。さらには、１年次に履修することができる「法職オリエンテーション」では、公務員、警察官、弁護士や企業の法務部門に関わる方々を講師に招き、実務において法律がどのように運用されているのかを、また将来、法学を学んだ後、どのような職に就くことができるのかを学生に伝えることによって、学生のモチベーションを維持することを図っている。入学間もない学生にとっては、抽象的で難解な法学が実際にどのように役に立つのかが理解できず、延いては学習意欲が減退してしまうということが懸念されるのだが､法職オリエンテーションは、以上の懸念を払拭し、法学を学ぶことの意味を再認識させ得るに足る科目であり、非常に有意義である。今年度から開講され、本年の夏に実習が予定されている「法職インターンシップ」についても､成績優良である法職インターンシップ履修を希望した３年次学生が、弁護士業務を手伝い、弁護士業務に間近に接することによって、法律職への憧憬を確固たる目的に変えることが可能となる科目であると評価できる。単位認定にあたっては、厳格に成績評価がなされることから、安易にA評価が与えられることはなく、学生は、高評価を得るには学習意欲をもって学問に取り組まなければならない。既述のように、２年次までの成績優秀者については３年次の履修登録単位数を 52 単位に拡大することを認めており、１・２年次生の学習意欲の増進を図っている。また、卒業時の成績優秀者若干名に対して学長表彰の制度も設けている。それ故、法学部の学生の学習意欲を刺激する方策は適切であるといえる。

【改善方策】

成績評価の問題については、厳格で公平な成績評価を行う必要があり、学生にとっても納得できる、分かりやすい評価方法が望まれるのであるが、評価方法は各教員の裁量に任されており、各教員の努力に委ねられる部分が大きくなっている。それ故、成績評価の一定程度の基準を設けることを検討すべきである。解答・採点基準等を試験後に公開することも無用な混乱を招かないための一つの手段である。厳格で公平な成績評価は、学生にとっても重要な関心事項であり、教員相互の定期的な意見交換等による、組織的な検討を始めることとする。

学生の質を検証・確保することは、現状での授業担当者の裁量に委ねられた成績評価によっても機能し得ると考えられるが、学部としても、組織的に学生の質を検証・確保するための方策を考える必要がある。その方策の一つとして、早急にGPAの導入の検討を開始する。一口にGPAといってもさまざまな手法があり得るので、研修教授会等において多面的に検討する必要があろう。また、演習担当者を通じての成績不振者に対する学習相談などのサポートを充実させることによって、学生の質の確保を図ることとする。

学生の学習意欲を刺激する仕組みについては、現段階でも一応整備されていると評価できるが、GPAの導入はこの点でも大きな役割を果たすはずである。

３）履修指導

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性
Ｂ群　オフィスアワーの制度化の状況
Ｂ群　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性
Ｃ群　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況
Ｃ群　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

学生に対する履修指導については、法学部では、入学時のオリエンテーションのほか、第１年次の「基礎演習」「入門科目」が全員の履修を想定した科目となっているため、これらの授業において、各担当者を通して履修指導が可能であり、実際にもそのように行われている。また、２年次・３年次には、少人数クラスで行われる、「専門演習A・B」が開講されているので、そこにおいても履修指導が可能となっている。その他にも、１年次の基幹科目担当者により、随時履修上必要な情報の提供や注意が喚起されている。さらには、学生に対しては、各科目の講義内容や評価方法等を詳しく記した講義計画や、履修可能科目、卒業要件等を記載した履修要項が配布されており、それによっても学生は履修に関する情報を得ることができる。その他にも、入学時のオリエンテーション、刊行物や電子媒体等を通じて、科目の意義や内容、履修順序や履修モデルを提示しており、履修指導の一環として適切であると思われる。それ故、現状において、履修指導に関しては適切に行われているといえる。

問題点を指摘するならば、教育効果をあげるためには、学生の学習意欲を一層促進する適切な履修指導を行う必要があるという点が上げられる。また、学習意欲の低い学生に対しては、対応が困難となる面は否めない。低単位取得者についても、学習意欲を高める効果的な履修指導が行われているとは言い難い。学習意欲が高い学生であっても、専門演習を履修していない学生に対しては、十分な履修指導が行えないという問題もある。これらの学生に対する履修指導について、何らかの方策を検討する必要がある。

オフィスアワーについては、従来は各教員の判断に委ねられていたが、2006年度より法学部として実施することとなった。履修指導や学習指導につき、仮に、実際には頻繁に学生がオフィスアワー制度を利用し教員を訪問するということがなかったとしても、学生が教員にアクセスする機会を確保することは重要である。今後は、新入学生に対しては特に、研究室の場所も含めて、質問等があれば教員の研究室を訪ねるべきことを周知徹底させる必要がある。

留年者に対する教育上の配慮については、本年の3月に法学部が完成年度に達し、初の卒業生が誕生したと同時に留年者を出してしまったのであるが、留年者が出て間もないこともあり、現状では配慮すべき制度上の手段を設けておらず、検討している段階である。ただし、専門演習を履修した留年者に対しては、演習の担当者個人で履修指導を行うことが可能である。

学習指導を恒常的に行うアドバイザー制度については、法学部として特別の担当者を設けているわけではないが、１年次生に対しては、基礎演習においてアカデミック・ガイダ

ンスが行われており、また、２年次以降の学生に対しては、専門演習において担当者が学習指導を恒常的に行っているといえ、現状では、最大限、学生に配慮していると評価することができる。ただし、専門演習を履修していない学生に対する学習指導を行う担当者が、学部長や教務委員の教員以外に、具体的にはいないということは依然、問題として残る。なお、入門科目については科目ごとにTAが配置されており、１年次生はその範囲内で学習指導を受けることが可能である。

科目等履修生、聴講生に対する教育指導上の配慮については、法学部独自には行っていないが、そのような学生から質問等を受けた際には、教員が個別的に指導を行っており、科目等履修生に対しては、履修した科目につき、試験を受け合格した者について単位認定を行っている。また、法学部独自の方策ではないが、科目等履修生・聴講生は、図書館・情報センター等の学内施設を学部生に準じて利用することができ、自習等に困難が生じないよう、配慮されている。それ故、特に問題は生じておらず、現状は適切であると考える。

【改善方策】

履修指導については、入学時のオリエンテーション、刊行物等を通して、今後も積極的に学生に、履修情報を提供していく。入門科目、基礎演習、専門演習による履修指導も重視する。専門演習を履修していない学生に対する履修指導については、学生自身に学習意欲が見られない傾向があるため、対処法を構築することは非常に困難であるが、そのような学生が低単位取得にとどまった場合には、呼び出し・面談等により履修指導することが必要である。学習意欲の低い学生に対する履修指導は、現状では、そのような対処に頼らざるを得ない。

オフィスアワーの学部としての実施に関しては、積極的に推進していく。オフィスアワー制度は、学生が研究室に足を踏み入れやすいようにする方策の一つとして重要であり、入学時のオリエンテーション等を利用し、学生に対して、オフィスアワー制度の趣旨を説明し、疑問・質問等があれば指導を仰ぎに教員を訪問するよう、呼びかけることとする。また、法学部ホームページ（ウェブサイト）上においてもオフィスアワー制度の趣旨を含め、周知を図ることとする。

留年者に対する教育上の配慮としては、早急に学部として結論を得ることとする。その際、呼び出し・面談等による履修・学習相談が効果的であると考えられる。

学習指導を恒常的に行うアドバイザー制度については、現状の基礎演習、専門演習による指導により、十分に目的を達成していると考えられる。ただし、先に指摘したように、専門演習を履修していない学生に対しては問題が残ることから、そのような学生に対しては、学部長や教務委員その他の法学部教員に相談するよう呼びかけることとする。

４）教育改善への組織的な取り組み

Ａ群　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
Ａ群　シラバスの作成と活用状況
Ａ群　学生による授業評価の活用状況
Ｂ群　ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性
Ｃ群　ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性
Ｃ群　学生満足度調査の導入状況
Ｃ群　卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況
Ｃ群　雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況
Ｃ群　教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

学生の学修を活性化させるための手段としては、既に「1.教育課程等」においても述べたように、１年次生に対して導入教育を行っていることがあげられる。法学部は、基幹科目については、入門科目で学習した後に、基幹科目で、より理論的に学習するカリキュラム編成を行っており､学生が最初でつまずかないよう配慮をしている｡導入教育の重視は、学生の学習意欲を高める上で、非常に重要であり、学修の活発化の手段としては適切であると評価できる。また、２年次・３年次に専門演習を開講することによって、学生が早い時期から自分の関心のある科目を専門的に学習することを可能としている。この点については、学生の学習意欲を高める上で効果的であり、大いに評価できるが、演習の募集時期が１年次の秋学期ということもあり、演習選択の現実味に乏しい学生も見られる。さらには、法学部では、法学検定試験の受験を学生に推奨している。これは、学生自身が自己の学習レベルを知るための一つの目安として、また、学習目標として、受験が薦められるものである。目標を見失いがちである学生にとっては、法学検定試験の結果は一つの目的として、非常に有意義であり、受験の推奨は評価できる。しかし、全ての級をあわせて、2003年度は223名（申込者数233名）、2004年度は214名（申込者数227名）、2005年度は160名（申込者数169名）というように、年々受験者が減少している点については、課題が残る。

先に正課外教育の項でも言及したように、法学部では、法職セミナー室を設けている。これは、法科大学院（ロースクール）進学や難関国家試験等への志願者を集め、効率的な学習を支援する目的で設置されたものである。競争原理により学習意欲を向上させるために、定員を全学年で 40 名程度とし、年 2 回の選抜制を採用している。室員は、室内のロッカーや学習机などを利用できるほか、法職基礎対策講座（課外講座）の受講料について、講座を終えた後に優遇を受けることができる。なお、2005 年度および 2006 年度春学期の選抜状況は、以下の通りである。

2005年度春学期（前年度3月選抜）
第２年次生　12名（応募14名）　　第３年次生　12名（応募15名）
第４年次生　14名（前年度選抜済）

2005年度秋学期

第１年次生　18名（応募31名）　　第２年次生　10名（応募15名）

第３年次生　12名（前年度選抜済）　第４年次生　14名（前年度選抜済）

2006年度春学期（前年度3月選抜）

第２年次生　15名（応募23名）　　第３年次生　10名（応募16名）

第４年次生　12名（前年度選抜済）

本年3月に初めて法学部の卒業生を社会に送り出したことから､法職セミナー室員の卒業生も出たのだが、その中から法科大学院（ロースクール）進学者が1名誕生した。法職セミナー室は、ロースクール進学や司法試験、司法書士試験、国家公務員試験等の難関国家試験・資格を取得することを目的にしたものであり、いずれも難易度の高い試験であることから、初年度の成果として、ロースクール進学者1名のみということは、必ずしも低調であったことを意味しないであろう。今後は、複数人以上の、これらの試験・資格の合格者を輩出させることが望まれる。

教員の教育指導方法改善を促進するものとして、不定期的にではあるが、研修教授会が開かれている。そこでは、基礎演習等の授業運営について、各教員がどのような教育を行っているかを報告し、意見交換を行っている。年度あたり、2～3回は開催されている。2005年度は､2005年5月11日と2006年2月22日の計2回実施され､法学部のカリキュラムについて、基礎演習の教育指導方法について、検討がなされた。また、研修教授会以外に、通常の教授会においても、教育指導方法の改善に関連する議題が討議される際には、各教員間で活発な議論がなされている。研修教授会は、教育指導方法の改善をはかるものとして適切である。ただし、研修教授会の開催は、不定期的開催にとどまっているということから、議論する必要性が生じた場合にのみ、開催されることが多く、また、年間の開催数も決まっていない。それ故、教員間の日常的な問題に関わる意見交換の場としては、十分に威力を発揮しているとは言い切れない面もある。この点は、今後の課題である。

シラバスについては、年度の初めに、講義の概要、学習目標、講義計画、成績評価の方法、教科書、参考文献等の情報を記載した「講義計画」を学生に配布しており、これが本学でのシラバスとなる。シラバスの作成は、学生が履修しようとする講義の情報を入手することができる点で重要であり、実際に作成されている「講義計画」も、学生の要望にかなったものと考えられる。教員は、シラバスに記載された講義内容を提供することが前提であり、シラバスを作成、すなわち自己の講義計画を作成することによって、質の高い講義を学生に提供することが可能になると考えられる。以上の点で、現状の「講義計画」に記されたシラバスは、学生が講義を受講する際の情報として問題はなく、シラバスとしての役割を十分担っており、適切である。ただし、授業の進行状況、学生の理解度等にあわせて講義内容をシラバスに記載した当初の計画とは変更せざるを得ない面もあり、その限りでは、シラバスの記載と講義内容が多少異なってくることもあるが、その場合には受講学生に十分な説明を行う必要がある。

また、シラバスや学年暦等の授業に関する情報は、大学・法学部ホームページ（ウェブサイト）上でも公開されている。学生に広く周知するという目的からは適切であろう。法学部の「履修要項」には、学生が自由に学科教育科目の履修科目を選択できるようになる

３年次以降で、履修上の混乱をきたさぬよう、「法曹志望モデル」、「裁判所事務官志望モデル」、「公務員志望モデル」、「企業法務職志望モデル」といったモデルを提示し、学生が履修選択する際の参考に供している。３年次以降の展開科目では、授業時間が重なり、同時に履修することが困難な科目も出てくるため、将来の進路を考慮に入れた時、この履修モデルは、自分はどの科目から優先的に履修すればよいのかを知る手助けとなり、このような意味でも有意義である。それ故、学生の履修を支援する一環として、評価できる。

学生による授業評価については、本学では、学期ごとに、「学生による授業評価」が実施されている。授業評価の対象は、全ての講義科目であり、演習科目については、実施されていない。アンケート結果は、教員個人にも配布されるほか、大学ホームページ（ウェブサイト）上（ただし学内からの閲覧に限る）や、冊子にまとめられたものが教務課窓口、図書館等で公開されており、学生も自由に閲覧することができる。この、学生による授業評価の目的は、第一に、個々の教員が主体的に「わかりやすく質の高い授業」を形成しようとする活動に資するために、第二に、学生に授業を真摯に評価する権利を与えると同時に、自らの受講態度を自己評価する義務を課し、積極的に授業に出席し学ぼうとする意識と姿勢を喚起するために、ということである。それ故、教員は、学生による授業評価の結果を受け取り、以後の講義の際に活用している。学生による授業評価は、講義を評価するひとつの客観的基準であり、その実施、および実施方法は適切であって、意義がある。法学部の理念・目的・教育目標、またそれを実現するための教育課程等の到達目標を達成するためには、学生による授業評価を活用することが必要である。しかし、学期末に授業評価が行われるため、定期試験実施が近いということもあり、普段あまり講義に出席していない学生からも評価され、その学生の評価が授業評価に計算されるという一面もありそうである。また、学生間でも講義の捉え方が異なる場合がある。それ故、評価には、ある程度の「誤差」が生じることが考えられるのであり、評価の値すべてが正しいとすることは問題であろう。ただし、その場合も、あくまでも「誤差」であって、評価結果自体は否定されるべきでないことは当然である。このような点に注意し、本評価は活用されるべきである。

教員は、学生による授業評価に対し、所見を求められ、それは評価結果とともに公表されるが、現状では、全ての教員が所見を提出してはいない。また、所見の公表以外に、評価結果をどのように活用するかは教員各自に任されているのが実情である。

法学部のFD活動については、FD活動推進委員会が組織されており、FD活動推進委員として3名の法学部専任教員が選任されている。法学部は、2006年3月をもって完成年度に達したため、これまでのFD活動は初期段階にあり、十分に議論がなされてこなかったが、完成年度に達した現在では、FD活動は、教育方法等の改善も含め、法学部の発展にとって不可欠であり、教育方法等の検討の他、カリキュラムの再検討等、積極的に活動していく必要がある。なお、FD活動推進委員会は、毎年度、組織されており、継続的に実施されていると評価できる。

学生満足度調査、卒業生に対する在学時の教育内容・方法の評価、雇用主による卒業生の実績評価については、現在は実施されておらず、今後とも早急に実施する予定はない。ただし、学生満足度調査については、学生による授業評価によってある程度の部分で代替することは可能であろう。また、現段階では、同制度を導入しなくとも、学生等に接する

ことにより、かなりの部分で補完できると思われる。

【改善方策】

学生の学修の活性化については、現状のシステムで十分に機能していると考えられるが、基礎演習等の指導方法に関しては､今後とも研修教授会等を通じて各教員が意見交換をし、改善の意識を高めていく必要がある｡法学検定試験の受験者が減少している点については、教員が積極的に学生に対して告知していかなければならない。

教育指導方法の改善については、研修教授会の開催が有意義であり、今後も年に2～3回の割合で開催する必要がある。また、定期的な開催が望ましいが、厳格に定期的に行うことは困難であることから、少なくとも年間の開催数については、あらかじめ決定しておくべきである。研修教授会の開催を待ってはいられない、急を要する問題が生じた場合は、従来と同様､研修教授会の開催にこだわらず､通常の教授会において討議する必要がある。この点については、今後ともこのような方針で教授会は運営されるべきである。

シラバスについては、現状の形態で特に問題はないが、ただし、シラバスの内容を充実させるべきことはいうまでもない。講義内容の変更については、極力なされるべきではないが、やむを得ずシラバスに書かれているものと実際の講義内容を変更する場合には、学生に十分説明する必要がある。

学生による授業評価の活用方法については、現状では、所見の公表および各教員の授業改善のための一資料として役立てているわけであるが、具体的にはどのように活用されるべきか、検討する必要がある。例えば、学生の評価の高かった講義を他の教員が聴講することも一つの活用法であると考えられる。評価結果に対する教員の所見の公表は、今後は法学部の全ての教員が提出するものとする。

法学部のFD活動のあり方としては、FD活動推進委員会が中心となって、教授会あるいは研修教授会において提言を行い、各教員が議論・検討を行うという形態が望ましい。教育方法等の改善のためにも、法学部の完成年度に達した今、FD活動推進委員会が定期的に会合を重ね、教授会または研修教授会へ提言をなすような仕組みを整備することとする。

学生満足度調査、卒業生に対する在学時の教育内容・方法の評価、雇用主による卒業生の実績評価については、現状では実施されていないが、今後、それを導入する必要性の有無を含めて、是非を検討する。

５）授業形態と授業方法の関係

Ｂ群　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

Ｂ群　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

授業形態については、法学部の授業のうち学科教育科目は、講義科目と演習科目とに分かれている。法学部の学科教育科目のうち、講義科目については、法学部の学生の定員が200名であり、現在では1学年あたり250名程度の学生が在籍していることから、大講義室においても受講生は250名程度となっている｡また､少人数クラスである演習科目には、基礎演習、専門演習A、専門演習Bがあり、参加者の基準定員は20名である。これは、授

業の目的にあわせ、講義科目と演習科目が設置されており、講義を聴くのみならず、自ら発信する能力を涵養する演習形式の科目が４年次を除く毎年度、履修可能とされている点で、授業形態の配分は適切になされていると評価できよう。法学部の学科教育科目は、通常、250 名程度の学生の履修にとどまり、300 名以上の規模の大教室で講義が行われることがほとんどないという点は、教育指導上、効果的である。また、演習科目を、４年次を除く毎年度履修することが可能である点についても、学生の学習効果が期待できる。なお、本学はセメスター制を実施しており、法学部の学科教育科目も、4 単位科目については、原則として半期週 2 回の講義で行われている。ただし、演習科目については通年科目として開講されている。このセメスター制については、4 単位科目については、通常週 2 回で講義が行われていることから、学生が集中的に学習することが可能となり、効果的であると思われる。しかし、学生が履修科目の選択時に科目の編成がしづらくなった点や、夏期休暇中に学生に課題を出すことができない点では、問題も残る。

法学部開設科目のうち共通教育科目の授業形態は、科目の種類によって講義、演習、実習がそれぞれ使い分けられている。まず、世界市民科目、共通教養科目（健康・スポーツ学演習を除く)、共通自由科目（学外研修は除く）は、講義形式で授業が行われている。つぎに、健康・スポーツ学演習は30名程度の受講者を1クラスとした演習形式の授業となっている。さらに、外国語科目は50名以下の受講者で1クラスを編成し、語学実習形式で授業を行っている。なお、学外研修はインターンシップをはじめさまざまな授業内容のものがあり、それぞれ内容に適した授業形態がとられている。いずれも、それぞれの科目の性格に応じた適切な授業形態であると評価し得る。

授業方法については、学科教育科目のうち特徴的なものについて言及する。まず、法学部では初年度教育を重視していることから、そのために、第１年次の「入門科目」および「基幹科目」については、TA（ティーチング・アシスタント）の協力を得て、座席指定制による出欠席調査を実施しており、通常の講義クラスよりも高い出席率となっている。講義に出席していない学生の成績が常に出席している学生よりも劣っていることから、この制度は、学生に出席を促す上で効果的であり、学習効果の上でも意義深い。また、座席指定制により、学生の私語が減少するというメリットもある。なお、２年次以降では、法学部としては、座席指定制をとっていない。法学部教育をさらに実効性のあるものにするために、２年次以降の学科教育科目に座席指定制を導入することも検討すべき課題ではあるが、大学教育においては学生の自主性を重んじることも教育の一環であり、一律の座席指定制については疑問も残る。それ故、２年次以降に座席指定制を採るか否かは各担当教員の判断に委ねられており、それは妥当である。また、１年次には、学科教育科目として「法職オリエンテーション」を開講し、実務で法律専門職にたずさわる方々を講師に招き、講義を行っている。実務にたずさわる方々の講義は、学生にとって将来設計をする上での大変貴重な参考となる。学生が自己の目標に向かって学習意欲を高めるためには、非常に有意義であり、教育効果の上でも有効である。この他にも、本学では、模擬法廷の形式を備えた教室も設置されており、昨年度は、民事訴訟法専攻の専門演習 B において、「民事模擬法廷」が 2 回にわたって公開された（学部内公開)。この模擬法廷は、多くの注目と高い評価を集め、学生の学習も期待できるということもあり、授業方法としては適切かつ有効であるといえる。さらに、2006 年度からは法職インターンシップを開設し、弁護士事務所等

における研修を実施しはじめている。法の現場での体験学習は、教室で学んだ法律学の知識を生きたものとする絶好の機会であり、また、研修参加学生にとってはその職業観の形成に資するところも大であろう。

以上の点から、法学部の授業形態および授業方法は、課題はあるものの、おおむね適切かつ有効であり、教育指導上の有効性も認められると評価できる。

マルチメディアの活用状況に関しては、法学部の学科教育科目ならびに共通教育科目中の講義科目における教育方法は、テキストを用いたものが主流であるが、パワーポイントを用いる授業もある。外国語科目の授業はCD、テープデッキを備えた語学教室で行われているが、教育効果のいっそうの向上をめざしてCALL教室も設置されている。他方、図書館のパソコンを用いた文献検索システム等を用いることで、資料検索が可能となるように、基礎演習や専門演習において、図書館ガイダンスを実施している。これにより、演習での学習を容易にならしめている。なお、法学部では、現在、マルチメディアを用いた教育は少ないが、パソコン等を用いた教育は少人数クラスに限られるのであり、また、法学という学問の性質上、マルチメディアを用いなくとも学生の学習効果が期待できることから、問題はないと思われる。

【改善方策】

セメスター制に関しては、現状における問題点は否定できないものの、それ以上の有効性が認められることから、現状の枠内で改善することが望ましい。夏期休暇中に課題を学生に課せない点については、通年科目である演習等でこれまで以上に課題を課し、学生の学習効果を上げるように努める。その他、授業形態、授業方法につき改善の必要がないか、研修教授会等において継続的に検討することとする。

マルチメディアを活用した教育に関しては、資料検索に関するガイダンスを引き続き継続することで足り、現状では特に改善すべきことはないと思われるが、その他に学修効果が期待される場合がないか、今後も検討するものとする。

３．国内外における教育研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性
Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
Ｃ群　外国人教員の受け入れ体制の整備状況
Ｃ群　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

国際化への対応と国際交流の推進に関しては、本学では、建学の精神である「世界の市民の育成」の理念に基づき、国際センターを中心に全学的に取り組んできている。そこでは、本学から海外諸大学に留学する学生数の増加を図ること、海外の大学からの留学生を本学に受け入れること、それらのプログラムの多様化を図ること、が基本方針として掲げられている。これらの方針は、世界の市民として広く国際的に活躍し得る人材を育成するという法学部の理念・目的・教育目標にてらしても適切である。

国際センターはセンター長の下、職員ならびに各学部選出の教員によって運営される全

学的な組織であり、こうした組織の設置自体が国際化に適切に対応するものといえよう。本学はこの国際センターを中心として、国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるために各種の活動を展開している。海外の多くの大学と交流協定を締結し、本学学生の長期派遣留学、海外語学研修等を活発に行っていることは、「1.教育課程等」において述べた通りである。法学部からも短期の海外語学研修には毎年、参加者が出ており、今後は長期派遣留学者も現れるものと予想される。次に、海外から外国人留学生を積極的に受け入れるために日本語Ⅰ・Ⅱの授業を開設していることも、「1.教育課程等」の該当箇所で紹介した通りである。加えて、主として欧米からの留学生のために、英語による授業も開設されるようになっており、法学部の教員が担当している例もある。これまでのところ法学部には、学位取得を目的に学ぶ正規留学生も、半年ないし1年間海外交流校から派遣されて来る交換留学生も在籍していないが、今後はこうした外国人留学生の在籍も予想される。法学部生の海外派遣留学とともに、外国人留学生の受け入れに関しても、法学部として必要な措置を講じておく必要がある。なお、この他、国際センターは短期の日本語プログラムを年4回実施し、多くの研修生を受け入れている。総じて国際レベルでの教育交流を緊密化させるための措置は適切にとられていると評価できるが、法学部としては今後の課題を整理し検討しておくべきである。

本学には全学的な研究体制を支える組織として総合研究所が設置されているが、国内外における研究交流もこの総合研究所を主管として実施されている。国際研究交流の例として、韓国の啓明大学校との間で、毎年、国際学術セミナーが開催されており、隔年で本学が受け入れ校を担当している。本年は、10月31日、11月1日の二日間、本学にて行われた。国際レベルでの研究交流は、大学の国際化において重要な意義を有するものであり、法学部としても積極的に参加する必要があるが、啓明大学校との国際学術セミナーは、経済・経営に関するテーマが主体であり、法学部教員の参加は難しいのが現状である。法学部の各教員が研修制度等を利用して国内外の研究機関において研究交流を深めることは現に実行されているが、それはあくまでも個人レベルの交流にとどまる。法学部としては、どのような組織的研究交流が可能か、今後検討すべき課題の一つである。

国内、特に近隣諸大学との教育研究交流に関しては、「1.教育課程等」の「(7)単位互換」の項で触れたように、本学は南大阪地域大学コンソーシアムに加盟し多くの大学等との間で単位互換を行っている。この制度は発足して日は浅いが、すでに多数の学生が利用するところとなっている。近隣諸大学との教育研究交流が緒に就いたものと評価できよう。今後は、単位互換制度の充実を図るとともに、それ以外にどのような内容の交流を実現するかが検討課題となろう。

法学部所属の専任教員には現在のところ外国籍の教員はいないが、法学部専任教員の任用規程等において国籍による制限条項は一切存在せず、外国人教員の受け入れに特段の支障はない。ちなみに、全学的には外国語教育センターが、共通基礎科目としての英語の授業を一部担当するネイティブ教員を募集・選考し、契約教員として採用している。これは外国語契約教員規程等に則って制度化されているものであり、受け入れ体制は整備されていると言える。

教育研究およびその成果の発信状況に関しては、桃山学院大学法学会の編集する紀要『桃山法学』が年2回、刊行されており、桃山法学会に属する教員は、そこで研究成果を発表

することができる。各教員は多忙であることもあり、また、『桃山法学』以外の場で論文等を発表している場合もあって、号によっては発表論稿数が異なり、ばらつきがある点は課題として残るものの、年2回定期的に研究成果を公表してきており、研究成果の外部発信状況は、おおむね適切かつ妥当である。教育成果については、『大学案内総合ガイドブック』等において断片的に紹介されるにとどまり、外部への発信状況は整備されているとは言い難い状況にある。法学部の教育成果をどのようにして整理し外部に発信していくのかは、今後の重要な検討課題である。

【改善方策】

国際レベルでの教育交流の推進という観点から、海外交流校での長期派遣留学を終えた法学部生の単位認定方法につき改善策を早急に講じることとする。他方、外国人留学生の受け入れにつき現行の仕組みに問題がないかどうかも調べておく必要がある。国内の大学との教育交流に関しては、南大阪地域大学コンソーシアムにおける単位互換制度の充実を図るとともに、これ以外の方法についても検討するものとする。

啓明大学校との国際学術セミナーに法学部教員が参加することは、現状では困難であるが、個人レベルでは、積極的に国内外の研究機関に留学し、研究成果を教育へと還元することが可能であり、今後ともそれが望まれる。組織的な研究交流の可能性についても探っていくこととする。

桃山法学による研究成果の外部発信に関しては、号により発表論稿数にばらつきがある点は、桃山法学会に属する教員が、積極的に研究成果を発信していく意識をもつことが肝要である。教育成果の外部発信については、どのような方策が可能かの検討を開始する。

(4)　経済学部

［到達目標］

本学部では、経済に関する高度な知識を授けると同時に、経営・法律・情報・社会・国際文化などの周辺諸領域を取り込んだ学部横断的カリキュラム編成を採用することにより、社会と時代の要請に応じるための総合的・学際的な教育をめざしてきた。この理念にそって、学士課程の教育内容に関して、以下のような到達目標を設定する。

(1)　経済学教育の一層の充実、周辺諸領域との有機的な連携の一層の深化
(2)　教育目標を達成するための導入教育の拡充
(3)　国際社会で通用するコミュニケーション能力とビジネス能力の育成
(4)　少人数教育の拡充
(5)　インターンシップ、職業意識の涵養に資する「キャリア形成」教育の一層の推進

さらに上のような教育内容の拡充と同時に、教育目標を達成するための教育方法については、以下のような到達目標を設定する。

1. 教育効果をより厳密に測定するための適切な手法に関する一層の研究努力
2. より厳格な成績評価の仕組み作成と教員間の意思の統一、方法の調整
3. 少人数でのきめ細かな履修指導体制、わかりやすく充実したシラバスの作成
4. 低単位取得者に対する指導の強化と留年者数の減少
5. 授業への動機づけを高めるために、授業改善の試みをより活発化させること

１．教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

Ａ群　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

Ａ群　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明と点検・評価】

経済学部では、学部理念に沿って上記到達目標を効率的に実現していくために、教育課程の編成について、以下のような基本方針を持っている。

(1) 基礎・教養学習の重視

学問の道の初学者として本学部に入学してくる学生に対して､広く豊かな教養を培うための「共通教養科目」群、学際的に他分野の学科目を深く学ぶための「共通自由科目」群､そして経済学体系を学ぶ第一歩としての｢経済学基礎科目｣群などを提供している。

(2) 多様な専門科目群の配置

経済に関する深い知識を習得すると同時に、学際的・総合的な判断力を身につけることは実社会からの要請でもある。そこで経済学部では、経済学分野における多様な専門

科目を網羅すると同時に、経営・法律・情報・社会・国際文化などの周辺諸領域を取り込んだ学部横断的カリキュラムを編成している。さらに、五つの履修モデルコース（産業経済コース、国際経済コース、経済と法コース、経済と経営コース、経済と情報コース）を設置して、各学生の興味関心に即した学修を可能にすると同時に、学際的・総合的な判断力の涵養をめざしている。

なお 2006 年 4 月より、上記の五コースとは別個に、中国ビジネスキャリアコースを開設した。このコースは、一般の経済学部入試とは別個の入学試験により選抜された少人数の学生に対して、一般の経済学部生とは別個のカリキュラムを適用し、中国経済の最前線で日中の架け橋として活躍しうる人材の育成を目指している。

(3) 系統的学習の重視

経済学は完成された体系を有する学問であり、経済理論・分析手法・経済制度や経済事情をバランスよく学習していく必要がある。経済学部では、「基礎から応用へ」あるいは「特殊から一般へ」といった流れのもとにカリキュラムを体系化することで、初学者の効率的学習に最大限の配慮を払っている。

(4) 少人数教育の重視

少人数クラスでの教員との直接対話、あるいはクラスメートとの対話や討論は、豊かな人間性を養う機会であり、また学問内容のより深い理解や応用のための機会でもある。さらに、具体的な履修指導を行い、学習への動機付けを与えるといった点からも、少人数教育は有効であろう。経済学部ではこうした少人数教育のための場として、1 年次生から 4 年次生まで毎年次に『演習』科目を配置している。

(5) 学外実践教育の重視

職業意識を涵養するために、国内企業での就業を体験する『インターンシップ』、中国に進出している邦人企業を中心に就業を体験する『中国ビジネスインターンシップ』といった科目を配置している。さらに、海外の協定大学等に留学し、語学力と国際センスの向上をめざす『海外研修』を実施し、学生の参加を奨励している。

以上のように、本学部の教育課程は、学部教育理念に合致する基本方針を有しており、これはまた、学校教育法 52 条（「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開」すること）、および大学設置基準 19 条（「専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」こと）にも合致するものであると考えられる。

具体的に、経済学部経済学科における現行カリキュラムは表 1 のように設計されている。

表1 経済学部経済学科におけるカリキュラムおよび卒業所要単位数

授業区分			必要単位数
共通教育科目	共通基礎科目	世界市民科目	2 単位
		外国語科目	8 単位
	共通教養科目		16 単位
	共通自由科目		16 単位以上
学科教育科目	経済学基礎科目		30 単位以上
	コース設計科目		32 単位以上
卒業必要単位数			124 単位以上

経済学部の教育課程は、「共通教育科目」群および「学科教育科目」群の二段構えで構成されている。

「共通教育科目」群のうち「共通基礎科目」群は、『世界市民』および外国語科目（『英語』）で構成されている。『世界市民』は必修科目であり、各担当教員がそれぞれの専門の立場から、本学の建学の精神（「世界の市民」）を論じるものである。また「共通教養科目」群は幅広い教養を培うことを目的として、(1) 人文・社会・自然科学の基本的な個別専門科目群、(2) 健康・スポーツ学、(3) 個別分野を超えた学際科目群、(4) リメディアル（補習的基礎教育）科目等、という区分にもとづいて各科目が配置されている。さらに「共通自由科目」群は知的視野をより拡大深化することを目的として、経済学部以外の他学部他学科提供の学科教育科目（専門科目）、教職課程・資格課程などに必要な諸科目、コンピュータ・リテラシー関連科目、英語以外の『初修外国語』など数多くの科目が配置されている。

また、「学科教育科目」群のうち、まず「経済学基礎科目」群は、初学者に対して、経済学入門のための十分な機会を与えることを目的としている。経済学は完成された体系を有する学問であり、経済理論・分析手法・経済制度や経済事情をバランスよく学習していく必要がある。このため、次のような科目群を配置している。

① 初学者のための経済学導入科目群：『経済学基礎理論』『演習Ⅰ』など。
② 経済分析手法に関する導入科目群：『経済学のための数学入門』『統計学総論』など。
③ １年次生から履修可能な専門科目群：『世界経済事情』『日本経済史』など。

また「コース設計科目」群はより高度な経済学専門科目にあたるものであり、以下の五つの履修モデルコースを設置し、モデルごとに独自の多様な科目を配置して、各学生の興味関心に沿った効率的な履修を推奨している。

① 産業経済コース：「産業」「地域」に関する専門科目を、経済学および社会学などの観点から学んでいく。
② 国際経済コース：国際経済・社会、さらに国際文化に関する専門科目を中心に学習を進める。
③ 経済と法コース：経済と法にかかわる領域の専門科目、経済法群などを中心に学習を進める。
④ 経済と経営コース：経済学と経営学の専門分野に特化して、企業経営全般に関する学習を進める。
⑤ 経済と情報コース：情報処理や統計分析に関する専門科目を多く履修し、経済の数量分析を中心に学習を進める。

なお、「学科教育科目」群の根幹に位置する『経済原論』については、『経済原論Ⅰ』と『経済原論Ⅱ』の二段構成として、さらに『経済原論Ⅰ』を分野ごとに3科目に分割している。この『経済原論Ⅰ』3科目のうち2科目を、全コース共通の必修科目としている。

また、『演習』科目については、１年次生時に『演習Ⅰ』（１年次生全員を少人数クラスに振り分けて行う）、『演習Ⅱ』（２年次時に希望のゼミを選択履修）、『演習Ⅲ・Ⅳ』（３年次生時に希望のゼミを選択、３・４年次生の2年間を通じて履修）と、毎年の履修が可能となっている。

2006年4月に開設された中国ビジネスキャリアコースのカリキュラムは表2のようである。

表2　CBCCにおけるカリキュラムおよび卒業所要単位数

授業区分			必要単位数
共通教育科目	共通基礎科目	世界市民科目	2単位
		外国語科目	8単位
	共通教養科目		16単位
	共通自由科目		16単位
学科教育科目	学科選択科目		30単位
	コース教育科目	コース必修科目	32単位
		コース選択科目	20単位
卒業必要単位数			124単位

中国ビジネスキャリアコースのカリキュラムでは、「学科教育科目」群の編成を変更して、中国に関する多様な講義を配置している。このコースの学生は、経済学の専門科目を学ぶと同時に、中国に特化した「コース教育科目」群を学ぶ。このうち、「コース必修科目」群は、2年次生までに履修する『コース中国語』や、3年次生春学期に中国・南通大学（提携校）での『中国留学研修』などから構成されている。また「コース選択科目」群は多岐にわたり、『中国体験特講』、『中国史Ⅰ・Ⅱ』、『現代中国社会』、『中国の自然と地域』、『中国経済論』、『日中ビジネス論』、『中国貿易投資事情』、『日中ビジネス実務』、『中国企業論』、『中国文化論』、『現代中国政治』、『日中関係論』などから構成される。

さらに中国ビジネスキャリアコースの学生は、演習についても、コース独自の『コース演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ』によって、4年間一貫のゼミナール教育をうける。

【改善方策】

当面、経済学部の教育課程を大幅に変更する必要はないが、定期的に将来構想検討委員会や研修教授会などの場において、不断の点検を継続することとする。

Ａ群　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

経済学部経済学科における基礎教育の中心は「経済学基礎科目」（中国ビジネスキャリアコースにおいては「コース教育科目」）にある。本学部生の大半は１・２年次生時に、経済理論への導入科目として『経済学基礎理論』を履修し、同時に『統計学総論』などで経済分析に必要なツールを学習する。同時に『世界経済事情』や『日本経済史』などの科目において、近年の経済動向や経済事情、また日本経済の歴史を学ぶ。さらに、１年次生は全員が少人数クラスの『演習Ⅰ』（中国ビジネスキャリアコースでは『コース演習Ⅰ』）を受講する。これは、図書館や情報センターのガイダンスをはじめ、履修指導や学習の進め方に関する相談・指導、さらに大学生活全般の入門セミナーとしての役割をかねている。

倫理性を培う教育としては、全学必修科目として設置されている『世界市民』がまずあげられる。この講義は、各担当教員が、自らの専門の立場から「世界の市民」としての良識を講じ、受講生の自覚を促すものである。『世界市民』は毎年複数コマが開講され、たとえば、人権問題、歴史問題、環境問題などに関する講義が展開されている。もとより、経

済学は、「経済人」の倫理を問う側面を不可避的に有しており、モラル・ハザードはそれ自体がミクロ経済分析の重要な主題であるが、たとえば財政・金融の制度や政策にかかわる倫理、証券投資や企業会計に関わる倫理など、受講生が、経済と倫理のかかわりを意識する機会は少なくないと考えられる。

これらの教育科目の運営はおおむね順調に行われていると考えられる。

【改善方策】

基礎教育の拡充は重要課題のひとつであり、今後とも将来構想検討委員会において、不断の検討を継続する。『世界市民』については、一部教員のみに負担が集中しないように、学部所属教員が順次に担当するスケジュール作成と施行が必要である。

Ｂ群　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目と経済学部経済学科の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状説明と点検・評価】

先述のとおり、経済学部の学科教育科目は「経済学基礎科目」と「コース設計科目」（中国ビジネスキャリアコースでは「学科選択科目」と「コース教育科目」）の二段構えとなっている。この二段構えの構成を、より詳しく整理したものが表 3 である。

「経済学基礎科目」のなかの「経済学導入科目」群に位置する『経済学基礎理論 A』『同 B』は、「コース設計科目」の『経済原論 IA－1』（ミクロ経済学）、『同 IA－2』（マクロ経済学）、『同 IB』（マルクス経済学）の選択必修科目に連携しており（それへの入門科目の役割を担っており）、それがさらに『経済原論Ⅱ』『経済成長論』『景気循環論』といったより高度な理論系科目へと連続している。また『演習Ⅰ』『演習Ⅱ』はコース設計科目において『演習Ⅲ・Ⅳ』につながり、4 年一貫した少人数教育を確保している。そして『一般経済史』および『社会科学入門』は、「１年次生から履修可能な専門科目群」に接続している。さらに、経済学基礎科目における「分析手法に関する導入科目群」に配当されている『経済学のための数学入門』『統計学総論』『経済情報処理論』『経済情報処理演習 I』などが、コース設計科目において『計量経済学』『経済統計』『経済数学』といったより高度な分析手法を学習する科目群に接続している。こうした科目群を系統的に学習した上で、『経済政策』『財政学』『金融論』『公共経済論』といった政策系の専門科目を学習し、5 つのコース独自の科目群を履修していくことになる。このように、経済学科の学部教育科目は、「基礎から応用へ」という形で体系化されている。

これに対して、中国ビジネスキャリアコースの場合には、どちらかというと「特殊から一般へ」という形で専門科目の系統が構成されている。つまり、まず中国に学習・研究フィールドを特化し、このために必要な科目群を徹底的に学習する。その後に、それを一般フィールドに広げるために必要な科目群を、「学科選択科目」（経済学科の基礎科目およびコース設計科目）として履修させようとする狙いがある。

表 3　経済学基礎科目とコース設計科目の連続性

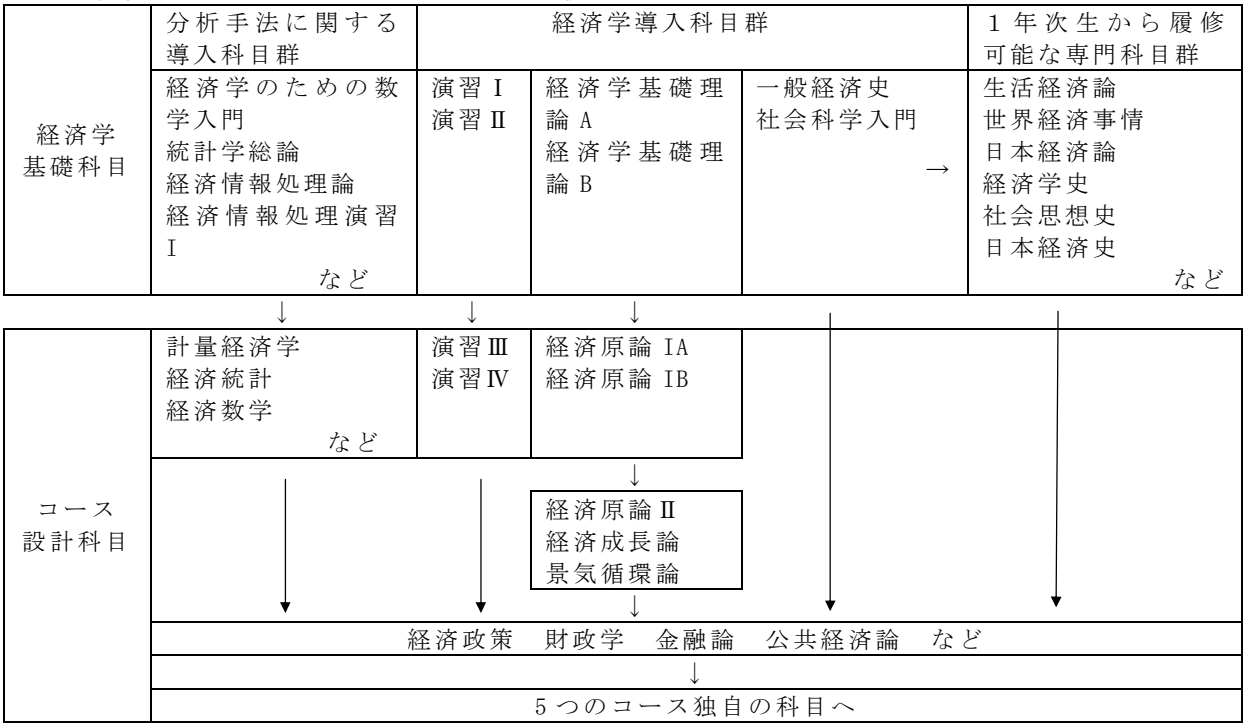

このように専門教育における大枠の系統性は、学校教育法 52 条（「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開」すること）の理念に合致するかたちで、全てのコースで確保されていると考えられる。

しかし、細かな部分で問題がないわけではない。第 1 に、選択必修科目の単位取得率の問題があげられる。特に経済原論 IA の単位取得率が低い。2004 年度には、『経済原論 IA－1』で 44.7%、『同 IA－2』で 33.2%の受講生が不合格となっており、4 割近い学生が経済原論 IA の単位を取得できないという状況にある。第 2 に、『演習Ⅱ』の履修率の低さがあげられる（2004 年度の履修率は 27.0%、２年次生 490 名中 133 名のみの登録)。２年次生の場合は特に、大半の履修科目が半期ないしは半期集中で開講される（つまり半年間で終了する）ので、時間割作成の関係から、通期履修（一年間の履修）が必要となる『演習Ⅱ』は登録が困難となるようである。第 3 に、中国ビジネスキャリアコースのカリキュラムは、開設準備段階で想定されたよりもタイトになっていることが挙げられる。他の経済学科に比べて必修科目が数多く設定されていることが原因の 1 つであると考えられる。

【改善方策】

以上の問題点を踏まえて、経済学部では 2005 年度よりさまざまな機会・組織において検討を重ね、現時点では 2008 年度実施の新カリキュラムに向けて以下の改善点を確認している。

① 経済学科の選択必修科目の配置については現行を維持することとする。科目によって合格率に差異があり、これが留年率などにどう影響しているのかを確認するためには、いま少しの時間と客観的調査が必要である。

② 現行『経済原論 IA－1』『同 IA－2』『同 IB』を『ミクロ経済学』『マクロ経済学』『経済原論』に名称変更：不明瞭な名称を改めることで、授業科目の目的等を明確にす

る。

③ 現行『経済原論Ⅱ』を『理論経済学』と改め、副題つき科目として複数開講する：こうすることで、最新の経済理論を概説することや公務員試験対策のための講座などを開講することが可能となる。

④ 現行通年 4 単位科目である『演習Ⅱ』を半期 2 単位科目に分割する：履修上の利便性向上を狙う。

⑤ 現行『コース中国語』を共通基礎科目に移行。これに伴って、『英語』を必修科目から外す：タイトなカリキュラムの緩和方策。

⑥ ３年次生春学期に行う予定の「中国留学研修」を半年前倒しして実施：近年の就職活動の早期化に対する対応。

Ｂ群　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学における一般教養的授業科目は「共通教育科目」で提供されており、その授業区分は表 1 ないしは表 2 に示したとおりである。

経済学部生は、まず共通基礎科目（なかでも『世界市民』）によって、環境問題や人権問題など、現代世界の様々な問題認識を通じて、グローバルな視野の獲得をめざす。さらに、共通教養科目により幅広く深い教養を培い、強靭な知性と身体を養うこと、および総合的な判断力や批判的考察力を身につけることを目ざす。共通教養科目においては、人類の知的営みの深みに触れ、社会の根本的な仕組みを理解するために、人文科学および社会科学の個別分野の科目が開設されている。これらにより、経済学部生は、経済学と隣接する学問領域への入門的講義に触れ、そうした学問分野の鳥瞰図を得ることを目指す。

そして、共通自由科目群には、主に、経済学部以外の学部の専門科目群が配置されている。経済学部生は、他学部学科教育科目の中から精選された専門的な科目を学び、知的世界の拡大を目指す。

先述のとおり、経済学部では五つの履修モデルコースと、新設の中国ビジネスキャリアコースを有しているが、それぞれのコース毎に、「履修することが望ましい共通自由科目」として、以下他学部開講科目を指定している。これは、経済学の専門知識の習得とともに、専門に隣接する知識を含む豊かな教養と柔軟な思考の育成をめざす教育目標に沿うものである。

たとえば産業経済コースでは、産業や地域に関する洞察を深められるような科目を選択するように勧めている（『環境問題概論』、『経営史』、『企業論』、『科学技術史』、『労働法』など）。国際経済コースや中国ビジネスキャリアコースでは、国際事情や異文化理解を深めるような科目が選択できるようになっている（『コミュニケーション論』、『国際社会福祉論』、『比較文明論』、『国際法』、『国際関係論』など）。経済と法コースでは経済学と関連の深い法律科目を中心に幅広い科目が選択できる（『税法』、『民法』、『国際法』、『労働法』、『社会保障論』など）。そして経済と経営コースでは経済学と密接に関連する経営学の基礎科目を中心にした履修が可能となっており（『経営学総論』、『経営労務論』、『マーケティング論』、『会計学原理』、『財務諸表論』など）、経済と情報コースでは財務データに関する基礎知識

や（『会計学原理』、『財務諸表論』など）、科学技術に関する教養（『科学思想史』、『経営情報技術論』、『科学技術史』など）が深められるようになっている。

学際的・総合的学習はまさに本学部の教育理念が目指すところであるが、履修モデルコースごとに他学部開講科目が多彩に配置され、適切な配慮がなされていると評価できる。

【改善方策】

2008年度全学カリキュラム改定に向けた議論が現在進行中であり、共通教育科目の編成に関しても一定の修正が行われるものと考えられる。経済学部の教育目標に照らして、特に共通自由科目の指定について、現状の整合性を維持すべく、検討を行う必要がある。

Ｂ群　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

現行カリキュラムにおいて外国語科目は次のように配置されている。まず全学共通の教養基礎科目として『英語ＩA』～『同ⅣA』および『英語ＩB』～『同ⅣB』がクラス指定科目として配置され、1年次と2年次に8科目8単位が必修となっている。英語に関しては、コミュニケーション能力の育成を重視する近年の流れから、本学外国語教育センターが独自に作成した共通テキストを用いて、外国人教員と日本人教員が1名ずつペアとなって連携しながら授業を行うかたちがとられている。さらに、2006年度から到達度別のクラス編成システムを実施している。これに加えて経済学部では、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、中国語、朝鮮語、インドネシア語を、『初修外国語』として8単位まで共通自由科目として履修することができる。そして卒業所要単位数には算入されないが、随意外国語科目として『英語Ｖ』が配置されている。

経済学部独自開講の外国語科目としては、コース設計科目の中で外国語（英語・中国語）の文献を通じて経済学を学ぶ『外国書講読』が3クラス（4単位）、経済学基礎科目群に含まれる『経済学特講』のうち4クラス（各2単位）において、英語による講義が行われている。『経済学特講』は副題つきの科目で副題が異なれば複数履修が可能であり、2006年度は、「日本経済入門」、「戦後日本経済の光と影」、「日本の企業経営に学ぶ経済」、「英語で学ぶ戦後日本経済」、「英語で学ぶ世界の中の日本」、「現代日本経済の統計分析」といった副題で、計6コマが開講されている）。また、中国ビジネスキャリアコースでは、先述の通り『コース中国語』がコース必修科目として配置されている。

これらのうち、ここでは、経済学部で独自に開講している外国語科目について点検・評価する。

まず『外国書講読』については近年履修登録者が減少傾向にある。理由のひとつは、文献講読という講義形態が、学生のニーズや実社会からの要請と合わなくなってきたためではないかと考えられる。

これへの対応として、2005年度から、英語を使用言語とする講義科目を『経済学特講』に配置している。この科目は、学生の語学力（英会話力）を高めると同時に、講義テーマを日本経済に限定して、近年増加している外国人留学生への対応としても機能している。その意味で、英語による講義科目の開設は、国際化の進展に対応するものと評価できる。しかし、一方で、外国人留学生に比して日本人学生の英語力がかなり低いことから、講義

の運営に問題が生じている。また、講義準備などにおいて、担当教員の負担がかなり重くなっているといった問題も生じている。

また、中国ビジネスキャリアコースにおけるコース独自の語学科目開設は、一般的な中国語から一歩先へ進んで、コース独自の学習内容に即した中国語を学ぶという意味で、適切なものであろうと評価できる。

【改善方策】

1、2年次配当の必修英語クラスを到達度別に分けるシステムが2006年度からスタートした。基礎教育科目における外国語教育は全学の外国語教育センターが運営責任をもつ体制となっているが、経済学部としてもこの教育効果を点検し、改善の必要があれば外国語教育センターへ働きかけていく。

経済学部開講の英語による講義科目については、講義概要やWEBシラバスなどにおいて、より適切で明解な注意書きを添付し、履修条件を明記するなどの対応策を、2006年度より講じている。また、教務委員を中心に、講義テーマの適切性や開講コマ数の適切性について、検討を継続している。

B群　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

経済学科における各授業区分の量的配分について既出の表1をもとに説明する。卒業所要総単位124のうち、学科教育科目62単位以上、共通教育科目42単位以上履修しなければならない。残り20単位については、共通自由、経済学基礎およびコース設計の各科目から自由に選択することができる。つまり、この20単位をすべて学科教育科目で充当すれば、卒業所要総単位に占める学科教育科目の割合は66.1%（共通教育科目は33.9%）、共通教育科目で充当すれば50.0%（共通教育科目も50.0%）となる。他方外国語教育科目については、表1より共通基礎科目の『英語』8単位が充当されているので、卒業所要総単位に占める外国語科目の割合は約6.5%となる。これに共通自由科目として配置されている『初修外国語』のうち8単位までが必要総単位数に算入できるので、これを加味すると最大12.9%、さらに学科教育科目の中にある『外国書講読』4単位、および英語を使用言語とする『経済学特講』8単位も加味すると、最大約22.6%となる。

また、中国ビジネスキャリアコースの各授業区分の量的配分について、既出の表2をもとに説明する。卒業所要総単位124のうち学科教育科目82単位、共通教育科目42単位履修しなければならない。そのため、卒業所要総単位に占める学科教育科目の占める割合は66.1%になる。他方外国語教育科目に関しては、共通基礎科目の『英語』8単位に加えてコース必修科目の『コース中国語』8単位もあるため、卒業所要総単位数に占める外国語教育科目の割合は最低でも12.9%となる。これに先述の『初修外国語』『外国書講読』『経済学特講』を加味すると、最大29.0%になる。

学校教育法52条および大学設置基準19条によると、大学は専門的教育に特化するのではなく、専門科目と教養科目の比重について、ある程度のバランスを保つことが要請されている。その意味では、経済学科の現行カリキュラムでは適切なバランスをもって配置されていると評価できよう。さらに、20単位分を各学生が自由に振り分けることで、このバ

ランスを、自分の関心に応じて一定範囲で変更できるという点も評価できるだろう。中国ビジネスキャリアコースに関しては、中国に特化している関係で経済学科に比べて専門科目の比重が高くなっているが、やはり、許容範囲のバランスを保っていると評価できるであろう。

国際化への対応という観点からは、経済学科の卒業所要総単位に占める外国語科目の割合 6.5%（初修外国語や経済学特講などを含めても最大 22.9%）という数字は小さすぎるというべきかもしれない。しかし、全ての学生が国際化に対応したいと望むわけではなく、学生の多様なニーズや可能性を考慮してカリキュラムを編成していることを考慮すれば、この値は妥当なものと考えることができるだろう。

また、情報教育科目としては、まず実習科目として、共通自由科目の『コンピュータ利用Ⅰ』『コンピュータ利用Ⅱ』、学科教育科目の『経済情報処理演習Ⅰ』『経済情報処理演習Ⅱ』『ネットワーク実習』『データベース実習』『マルチメディア実習』が開講されている(『コンピュータ利用Ⅰ』と『経済情報処理演習Ⅰ』は複数コマを開講して、受講希望者の需要に応えている)。さらに講義科目として、『経済情報処理論』『情報システム論』『ネットワーク論』『マルチメディア論』を、学科教育科目として開講しており、十分な量的配分であろうと考えられる。

【改善方策】

現状の量的配分は妥当なものと評価できる。各科目の履修登録者数の推移などを観察しながら、学生の多様なニーズの変化に配慮し、現状の妥当性を将来にわたって維持していきたい。

Ｂ群　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、「共通基礎科目」(『世界市民』・外国語科目)、「共通教養科目」、「共通自由科目」からなる共通教育科目については、全学の共通カリキュラムとして位置づけられており、全学的な組織として「共通教育協議会」が、その運営管理責任を負っている。共通教育協議会は、各学部の学部長、教務委員長、各学部選出共通教育担当教務委員、外国語教育センター長、教職課程委員長、学芸員・司書課程会議議長、情報教育および健康・スポーツ学科目担当者代表等で構成されており、特に、学部長全員が共通教育協議会に参加することによって全学的な責任体制を確立している。なお、『世界市民』と「共通教養科目」については、全学部の全専任教員が担当する体制をとっている。また、基礎教育科目のうち外国語科目については、外国語教育センターが運営責任を持つ体制をとっている。

また、学科教育科目中の基礎科目については、もちろん学部教授会が最終的な責任主体であるが、将来構想検討委員会のなかに、随時に、「数学小委員会」などを設けて、分野ごとに数名の学部専任教員から成るチームが、企画と運営を行っている。科目配置や開講コマ数、教育内容などについて、定期的に会合を開き検討している。

【改善方策】

小委員会体制により、経済理論を学ぶ上で必須となる数学基礎などについては、基礎科目の改善・充実を機動的に図ることが可能となっている。過去にも英語教育に関するチームなどが編成されたことがあったが、数学小委員会の場合には、恒常的なものとして位置

づけられつつある。こうした動きを、学部教授会としても、支援し拡充していく。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

Ａ群　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明と点検・評価】

現状では、全学的な「共通基礎科目」「共通教養科目」「共通自由科目」、さらに学部教育科目のなかの「経済学基礎科目」が、高・大接続の役割を担っている。

全学共通科目として、コンピュータ・リテラシーの養成・伸長をねらう『コンピュータ利用Ｉ』が（全学で）44 クラス開講され、レポート作成方法を指導する『論述作文』が 8 クラス開講されている。これらは共通自由科目ではあるが、高等学校における『情報』『国語』などの授業内容を引き継ぎ、それを大学における学習に発展させていくという意図も有している。

学部教育科目のなかでは、特に、大学生活のガイダンス的役割として『演習Ｉ』の占める位置が大きい。新入生全員を 20 名前後の小クラスに分け、専任教員のほぼ全員が、1 クラスずつを一年間にわたって担当する。ここで、図書館ガイダンスや情報センターガイダンスを行い、また、大学生活を送る上で最低限必要な諸々の事柄についても指導を行っている。さらに 2005 年度からは、経済学を学習する上で必要となる数学の、いわば補習講義的な意味合いを持つ科目を、『経済学特講－経済学部で必要な中高数学』というタイトルで開講している。

特に、新入生の数学基礎学力については、将来構想検討委員会（数学小委員会）が、2005 年度より、(『演習Ｉ』の授業時間を利用して）新入生のほぼ全員に対して簡単な数学試験を実施し、彼らの基礎学力の時系列的な推移や、苦手分野に関する調査を試みている。

【改善方策】

学部基礎教育科目については、注意深く、新設科目の有効性を確認しながら、不断の検討を継続したい。また、『演習Ｉ』の役割は大きく、この体制を今後も維持し拡充していきたい。そのために、将来構想検討委員会において、初年次教育の充実に向けた検討を開始している。2008 年度までに、改善・拡充のための具体案が提示される予定である。

３）インターンシップ、ボランティア

Ｃ群　インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学において初めてインターンシップの実施科目が開講されたのは、2000 年度の「経営・商学特講（インターンシップ)」であり、経済学部では、翌 2001 年度から「経済学特講（インターンシップ)」が実施された。また、2004 年度より科目名称の変更および、対象学部

の拡大が行われ、『学外研修（インターンシップ)』として経済・社会・経営･文学部（2006年度より法学部も含む）の３年次生を対象に実施されている。

インターンシップの実施・運営は、大略、次のとおりである。

まず、新年度４月中旬に事前説明会を開催し、５月中旬までに書類選考により参加許可者を発表する。春学期中に、参加者全員の研修を学内にて２回実施し、あわせて個別指導を行う。実際の実習期間は８月初旬から９月下旬までの間の２週間（受け入れ先企業名等は添付資料を参照）であり、実習終了後に実習記録簿が提出される。その後、参加者全員は10～11班（各班5～6名）のグループに分かれ、プレゼンテーション技術に関する講習を数回受講した後に、11月初旬の事後報告会において、各班ごとに、実習成果に関する15分程度のプレゼンテーションを行う。この際、学生による相互評価を実施するが、最終評価は、担当教員（経営学部・経済学部より各１名を選出）に委ねられる（取得単位数は２単位である)。

表４に、インターンシップへの各学部からの参加状況を示す。

表４『学外実習（インターンシップ)』への参加状況

	2004年度			2005年度		
	男	女	合　計	男	女	合　計
経済学部	5	5	10	4	5	9
経営学部	11	5	16	3	6	9
社会学部	3	21	24	3	5	8
文　学　部	1	8	9	0	6	6
法　学　部	0	1	1	0	2	2
合　　計	20	40	60	10	24	34

2005年度は、学生への事前指導として、参加学生全体に対して、就職課による自己紹介書の書き方指導、および、各参加学生のゼミ担当教員による個別添削を実施した。また、実習期間中には担当教員および担当事務員が、受け入れ先企業を訪問した。これにより、インターンシップ参加学生の実習状況を把握するとともに、受け入れ先企業の要望・指摘を確認することができた。事後研修では、前年度から継続し、パワーポイントを用いた「事後報告会」を実施した。報告会では、学生間の相互評価を導入することによって主体的・積極的な参加を促したことが、プレゼンテーションの完成度の向上にもつながった。

このように、事前指導において、参加学生に対して個別対応を実施できたことは評価できる。一方で、学生が希望する仕事内容と実際の受け入れ先の仕事内容との間に、ギャップがあることも決して少なくなく､マッチングが引き続いて課題になっている｡この点が、2004年度と比較して、参加者合計人数の低減につながったのではないかと考えられる。

なお、実習では、学生のインターンシップに対する積極的な姿勢が、受け入れ先企業に高く評価されている。受け入れ先企業に直接就職する事例は報告されていないものの、インターンシップに参加した学生は、その後の就職活動においてよい結果を収めている。このことにより、職業意識の涵養については、一定の効果を挙げていると評価できる。

事後研修のプレゼンテーションでは、教員側の予想をはるかに超える力作が2005年度も数多く見られた。学生によるプレゼンテーションは、年々その完成度が上がってきている。学生自身も聴衆の存在を意識して、内容について班内で何度も打ち合わせを行った。それにより､インターンシップにおけるお互いの経験を話し合い､それを共有することで、

さらに就職に対する意識を涵養できたと考える。また、多くの人の前で発表することが、実際就職した後にも大きな経験となり、企業にとって有用な人材となることにもつながっていると思われる。

インターンシップは、学生の職業意識の涵養に一定の効果を持ち、将来就職する企業にとっても有用な人材の育成につながると考えられる。しかし今後も、大学側が受け入れ先を確保し学生に提供する形態では、学生の要望との間にミスマッチが起こりうる。また担当所管の負担は決して小さくなく、事務担当者の尽力で成立しているのが現状である。さらに、経済学部学生のインターンシップへの参加人数は、他学部と比較して決して多いとはいえず、より多数の学生の参加を促す方策も求められよう。

なお、上の、従来から国内で行われているインターンシップに加えて、2005 年度には、国際インターンシップ等実施委員会のもとに「中国インターンシップ・フィールドワーク」が実施された。

初回にもかかわらず、また、宣伝・周知の期間や方法に問題があったにもかかわらず、プログラム全体として 40 名あまりの学生が参加した。これは、学生の中にはこうした企画に対する強い要求があると考えるのに十分な数であろう。参加した学生たちの感想は、まず一様に「参加して良かった」「貴重な経験をした」という声が聞かれ、参加をバネに「中国語を現地で学びたい」「留学したい」「世界“放浪”にでる」「就職活動に活かしたい」など、表現に違いがあっても、積極的・前向きに進もうという意欲を表明している。

このように、本プログラムは、キャンパスでの「座学」中心の学びではなかなか得られない、「出会いと対話」による活動的な学びを体験する機会を提供し、これにより学生の潜在的な能動性・積極性を引き出す効果を、まだ端緒的なものであろうが、もたらすものと考えられる。

プログラムは、全体としてみれば安全に現地での行程を終えることができた。これは、「成果」ではなく「当然のこと」と言うべきかもしれない。だが、やはり国際インターンシップ等実施委員会の下で、教学と事務組織が実務的準備を共同の努力によってすすめ、必要な水準と周到さを達成した結果ともいえる。

【改善方策】

インターンシップの管理運営は、全学インターンシップ委員会が担っているが、経済学部としてもインターンシップの充実に向けて提言を行い、当委員会に働きかけていきたい。具体的にはまず、ビジネスマナーに関する講習の重要性を指摘したい。事前研修をしっかりと行わなければ、受け入れ先で本学の評判を落とすことにつながる可能性がある。できるだけ早い段階からの充実した事前準備を心がけたい。また、大学側が受け入れ先を確保し学生に提供する形態以外にも、様々な方法を模索することも重要だろう。大学側から与えられる受け入れ先だけでなく、受け入れ先を学生自らが開拓していくことに対しても、サポートしていく方策をとることが必要ではないか。これによって、より学生のニーズに合ったインターンシップの実施が可能になり、参加学生の増加にもつながることが期待できる。こうした方向での検討を開始したいと考える。さらに、学生の参加を促すためにも、インターンシップの趣旨や内容に関する広報活動の充実が必要であろう。前年度に参加した学生によるリクルーティング等も効果がある。また事後報告会をインターンシップ参加者に限定するのではなく、１・２年生に公開することも一つの方策と考える。こうした方

策の実現可能性についても、働きかけていきたいと考えている。

また、「中国インターンシップ・フィールドワーク」については、グローバル化の時代に活躍できる人材の育成のために、また、この時代に通用するような大学教育の国際的質を向上させる一環としても積極的に取り組むべき課題であることはいうまでもない。この点は、すでに 2000 年の大学審議会答申（「グローバル化時代に求められる高等教育の在り方について」）においても強調されていることであり、こうした意義に照らして、本プログラムは今後とも改善と質的向上の努力を進めつつ、継続し、可能な範囲で拡充していかねばならない。

４）履修科目の区分

Ｂ群　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

まず経済学科における現状について既出の表 1 をもとに説明する。この中で必修科目に該当するのは、「コース設計科目」のうち『経済原論 IA－1』『同 IA－2』『同 IB』の中から 2 科目 8 単位のみである。卒業必要単位数は 124 単位であり、経済学部生は、このうち、最低で 62 単位、最大で 82 単位を学科教育科目から履修せねばならない（したがって、学科教育科目に占める必修科目の割合は 9.8%から 12.9%となる）。共通教育科目も含めた卒業所要総単位数で計算すれば、『世界市民』2 単位と『英語』8 単位が必修として加算されるので、この値は 14.5%となる。また、中国ビジネスキャリアコースについては表 2 をもとに説明する。この中での必修科目は「コース必修科目」32 単位である。よって中国ビジネスキャリアコースにおける卒業総単位に占める必修科目の割合は 39.0%（卒業所要総単位数で計算すれば 33.9%）になる。

経済学科における必修科目の割合は小さいが、学生が各自の興味関心にしたがって自由に履修科目を選択できるという意味で、現状はむしろ適切であるとも考えうる。それに比して、中国ビジネスキャリアコースにおける必修科目の比率はかなり高い。これは、少人数教育の徹底や中国留学研修時に必要な知識の習得を重視している結果であり、必要不可欠なことではあるが、タイトなカリキュラム編成となっている点は否めない。

【改善方策】

中国ビジネスキャリアコースの授業負荷軽減策に関しては先述の通りである（『コース中国語』を共通基礎科目に移行し、『英語』を必修科目から外す）。これが実現すると、学科教育科目に占める必修科目の割合は 29.3%、卒業所要総単位数で計算すれば 27.4%に減少する。

５）授業形態と単位の関係

Ａ群　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明と点検・評価】

学則第 25 条に規定される単位計算方法は以下のようである。まず、1 単位を修得するために必要な勉学の量を 45 時間とし、その上で、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係を考慮して、次の基準を適用している。(1)講義による授業および演習科目については、毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。(2)外国語科目（英語、初修外国語）については、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。(3)実習は、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。(4)実技は、毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。なお、本学では 1 時限を 90 分授業で行い、時間数としては 2 時間で取り扱っている。また、企業等のインターンシップでは、事前指導・事後報告および実務実習で 60 時間以上実施することで 2 単位、海外短期語学研修においては、60 時間もしくは 120 時間以上の受講と研修先での成績により、それぞれ 2 単位もしくは 4 単位の認定を行っている。

経済学部でも、上の学則にしたがって単位計算が行われている。

【改善方策】

現状は適切であると考えられる。特に改善の必要を認めない。

６）単位互換・単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

単位互換について本学では、南大阪地域大学コンソーシアムとの参加大学の間で単位互換を行っている。この制度は、『単位互換制度に係る包括協定』を締結し、コンソーシアム内に設置している事務局を中心に各大学間で単位互換を実施するもので、本学では開設されていない科目について学ぶ機会を与えること、また他大学生との交流、学生生活の充実などに寄与することを目的としている。対象を２年次以降としており、年間 4 科目 8 単位まで認定をしている。2005 年度は、各大学・短期大学の提供総科目数が 82 科目であり、そのうち本学が 25 科目を提供している。経済学部では、経済学部専任教員が担当する『世界市民』（春秋学期合わせて 4 クラス）と、英語による講義（『経済学特講』、春秋学期合わせて 9 クラス）について、参加大学の学生を受け入れている。

海外留学については、全学的に、15 の国と地域、36 の大学・機関と「交流協定」が結ばれており、留学先での修得単位を、年間 30 単位まで、本学の卒業必要単位として認定している。なお、これらの単位認定の上限は、大学設置基準の規定に基づき、合わせて 60 単位を超えないよう適正に運用されている。

海外留学や他大学との単位互換制度を利用した学生の単位認定については、学内規定により運営され、当該学科の学生の単位を教授会が認定している。

【改善方策】
現状は適切であると考えられる。特に改善の必要を認めない。

Ｂ群　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

【現状説明と点検・評価】
本学では、学則第 40 条により、「学生が行う大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修」、「学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む)」「学生が入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修」を本学における授業科目の履修とみなし、60 単位を限度に単位を認定している。特に、学外の各種受験を奨励し、英検・TOEIC・TOEFL・国連英検などの公的英語能力試験成績や日本商業簿記検定試験の合格により、本学の授業科目と読替えて単位を認定している。なお、編入学・学士入学者については、共通基礎科目、共通教養科目、共通自由科目、学科教育科目を含めて、計 62 単位を認定している。

【改善方策】
編入学生の単位認定については各学部で差異があるが、全学部合意の下に統一した認定方法を確立しなければならないであろう。

Ｂ群　卒業所要総単位数中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

【現状説明と点検・評価】
本学では卒業所要総単位数は 124 単位以上となっており、その内、他大学での学修や学外資格での単位認定については 60 単位を限度としている。64 単位以上は、本学での学修を義務付けており、認定単位数の割合は全体の 48.4％である。

既述のとおり、卒業必要単位数 124 単位以上のうち、経済学部における学部教育科目は 62 単位以上（中国ビジネスキャリアコースについては 82 単位）と定められている。

【改善方策】
割合は適正であると考えられる。現状改善の必要を特に認めない。

７）開設授業科目における専・兼比率

Ｂ群　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

Ｂ群　兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明と点検・評価】
まず、共通教育科目における専任教員の担当比率については、全学の総数を示す（一部の少人数科目は複数開講されている場合があり、以下の数値はクラス数を基準にしている)。

共通教育科目は全学総数で 698 科目が開講され、このうち専任教員が 224 科目(32.1%)、兼任教員が 474 科目（67.9%）を担当している。さらにカテゴリー別の内訳を見ると、共通基礎科目「世界市民」は全 21 科目を専任教員が担当している。共通基礎科目・外国語科目

（英語）については専任教員が 94 科目（24.5%）を、兼任教員が 290 科目（75.5%）を担当、共通基礎科目・外国語科目（初修外国語）は、専任教員が 19 科目（25.7%）、兼任教員が 55 科目（74.3%）を担当している。共通教養科目については 103 科目が開講され、このうち健康・スポーツ学演習科目を除く共通教養科目は 38 科目すべてを専任教員が担当、健康・スポーツ学演習科目については、専任教員が 21 科目（32.3%）を、兼任教員が 44 科目（67.7%）を担当している。また、共通自由科目（各学部が提供する学科教育科目を除く）として 116 科目が開講され、そのうち専任教員が 31 科目（26.7%）を、兼任教員が 85 科目（73.3%）を担当している。

資格課程科目については69科目開講し、専任教員が41科目（59.4%）を担当している。

共通科目のうち、「世界市民」と共通教養科目（健康・スポーツ学演習を除く）については、現行カリキュラムの運営原則に基づいて、すべてを専任教員が担当している。これは、本学の教育理念と教養教育の重要性に鑑みて、適切なことであると評価できる。一方で、外国語科目や健康・スポーツ演習等のように少人数クラスを多く開講せねばならない科目については、兼任教員依存率が高くならざるをえない。しかし、こうした科目については、専任教員が兼任教員と連絡をとり協議を重ねるというかたちで、科目の一体性を保つ努力を続けている。特に、外国語教育センターでは英語授業のための共通テキストを独自に作成し、統一的な授業運営に配慮している。

次に、経済学部の学部教育科目について、やや詳細な表を示したい（数値はクラス数を基準にする）。

本学の開講科目には、春学期あるいは春学期集中、秋学期あるいは秋学期集中、通年という 3 つの基本的開講区分がある。そこで開講区分ごとに分けて、2006 年度に開設している学科教育科目における専任および兼任教員数を表 5 に示す。

表 5　学科教育科目における専・兼比率（担当クラス数）

類　別	学期区分	全科目数	専任教員	兼任教員	専任教員比率(%)
経済学基礎科目	春学期&春学期集中	21	14	7	66.7
	秋学期&秋学期集中	18	11	7	61.1
	通　年	27	19	8	70.4
	計	66	44	22	66.7
コース設計科目	春学期&春学期集中	30	27	3	90.0
	秋学期&秋学期集中	28	25	3	89.3
	通　年	85	52	33	61.2
	計	143	104	39	72.7
コース教育科目（中国コース）	春学期&春学期集中	10	4	6	40.0
	秋学期&秋学期集中	6	0	6	0.0
	通　年	1	1	0	100.0
	計	17	5	12	29.4
計		226	153	73	67.7

経済学基礎科目およびコース設計科目に関しては、半期および半期集中開講している授業科目の大半が専任教員の担当となっており、専任教員が通年開講科目を担当するのは演習がほとんどである。他方、兼任講師が担当する 4 単位講義は、原則として通年開講となっている（4 単位科目の場合には半期集中科目とすると週 2 コマとなり、兼任講師の出講が困難となるからである）。

経済学基礎科目全体での専任担当比率は 66.7%、コース設計科目全体での専任担当比率は 72.7%となり、高水準を維持しえていると考えうるだろう。

他方、中国ビジネスキャリアコースのコース教育科目における専任教員比率は経済学科に比べて低水準に留まっている。その理由は 2006 年度設置されたばかりのコースであり、開講授業数そのものが少なく、専任教員で充当できる授業科目も少ないためである。

このように、経済学部教育において兼任教員の果たす役割は小さくない。特に、同一科目名で複数コマが開講される科目に関して、この役割は顕著である。

『経済情報処理演習Ⅰ』のような実習科目では、専任教員が統一シラバスを作成し、兼任教員にもこれを周知徹底することによって、実際の教育内容についてもかなりの程度の統一が図られている。経済学科開講の『演習Ⅱ』については、担当者の全員が兼任講師であり、経済学に関する基本文献の輪読という統一目的はあっても、演習の運営等については各教員の裁量に委ねられている現状である。

【改善方策】

中国ビジネスキャリアコースの専任教員比率の低さに対しては、2006 年度に中国人教員を 1 名採用した。これに加えて、学部全体の支援を強化することにより、比率をできるだけ高めていきたい。

『演習Ⅱ』に関しては、2008 年度より通年 4 単位科目から半期 2 単位科目に変更することが決定している。これにより履修率の増加をはかると同時に、2007 年度からは数名の専任教員がこの科目を担当する方向で調整を開始している。また、担当の兼任講師に、科目の理念や運営方針に関する文書を再配布する予定である。

８）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ｃ群　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状説明と点検・評価】

経済学部では、社会人学生に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮は特に行っていない。外国人留学生、帰国生徒に対しては、全学共通で日本語教育の充実と専任教員のアカデミック・アドバイザーによる多面的なサポートに取り組んでいる。また、経済学部では英語による講義を『経済学特講』として複数コマ（8 科目）開講し、外国人留学生、帰国生徒の要望に応えるべく努力をしている。

【改善方策】

社会人学生は、学習意欲が旺盛であり、特別の配慮が必要であるとは考えられない。

９）生涯学習への対応

Ｂ群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では、生涯学習への対応としては、まず、社会人学生や聴講生の受け入れ、エクス

テンション・センターにおける課外講座を展開している。経済学部の多くの講義科目が社会人聴講生に対して公開されている。

また、大学の地域社会貢献の一環として、本学所在地の和泉市において、市民講座（和泉シティプラザ「市民カレッジ講座」）が開催されている。2006 年度には、経済学部専任教員がコーディネータをつとめる講座「お金に働いてもらう～初心者のための金融入門～」が開講されている。

【改善方策】

社会人聴講生への機会拡充のために、さらに公開可能な講義科目がないかどうか、検討を行う。また、和泉シティプラザ市民カレッジ講座については、生涯学習の支援ならびに地域社会への貢献という観点から、今後も積極的に取り組んでいく。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育上の効果を測定するための方法の適切性

Ｂ群　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

Ｂ群　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

基本的に、教育効果の測定は、定期試験と、これを代替・補完するものにより行われる。

定期試験（および追試験）は、全学的に統一された期間内（7 月に春学期末試験、1 月に秋学期末試験）に実施している。本学ではセメスター制を採用しており、原則として、講義科目は半年で単位認定を行うが、一部兼任講師の担当する若干の講義科目は通年科目となっている。試験問題の出題形式は、ほとんどが論述形式であるが、講義科目の特性により記述形式と穴埋め形式、あるいは択一選択形式の出題との併用もみられる。定期試験における単位認定の最低点は 60 点である。及第点に達しなかった学生についての再試験は実施していない。追試験は、病気その他やむを得ない事由により受験できなかった学生に対してのみ実施している。

定期試験を代替するものとして、レポートの提出が求められることもある。また、講義内容についてその到達度・理解度を確認するために、小テストが、通常講義時間中に不定期に実施されることがある。

さらに近年は、学生の理解度や希望にきめ細かく対応するために、講義内容に関する質問や要望を、毎回の出席票とあわせて、あるいは無記名アンケートのかたちで丹念に調査する教員も少数ながら存在する。

演習科目（「演習Ⅰ」、「演習Ⅱ」、「演習Ⅲ・Ⅳ」）では、出席状況や参加状況、口頭発表やレポート・卒業論文などから総合的に教育効果が測定される。演習における口頭発表は、履修者の学習意欲と自主性を育成する点で大学教育として重要である。経済学部では卒業論文を必修とはしていないが、演習科目、とりわけ「演習Ⅲ・Ⅳ」（いわゆる「専門ゼミナール」）の履修を強く勧めており、毎年、多くのゼミナールでは、（大学からの補助金を得

たうえで）卒業論文集を作成・発行している。

本学部では、翌年度のカリキュラム編成に関する議論を、教務委員を中心に毎年 9 月からはじめて、開講科目・担当者の配置を 10 月末から 11 月にかけて教授会において決定する。また、4～5 年に一度、全学的にカリキュラムの全面的な見直し作業（カリキュラム改革）を実施しており、この際には、1 年から 1 年半ほどの時間をかけて全学的な議論が行われる。こうした場で、教育効果や目標達成度についての議論がなされている。また、そうした議論のための参考資料として、全学の教務委員会において、経済学部を含む全学部全科目の履修登録者数、単位認定率が内部文書として配付され、その一部は学部教授会においても公開されている。また、学期ごとに全学的に実施される「学生による授業評価アンケート」を通じて受講生の側からの意見を聴取し、その集計結果を教職員間で公表し、相互点検のための参考資料としている。

【改善方策】

経済学部における教育効果とは何かということを一義的に定めることは難しい。情報処理演習や数学基礎教育科目（SPI 対策の意味合いも持つ）のように段階的達成度が明確なものもあれば､経済の制度的仕組みに関する基礎知識の習熟を求める科目もある｡さらに、むしろ教員は材料の提示に力点を置き、学生が自ら考えることを重視する科目もある。学習効果の測定は、基本的にはその授業を実施する各担当教員の判断に任されているが、より客観的に行うには、各学科目の特性に配慮しつつ評価基準の統一性を確保するという、相反する内容の合理性を確保しなければならない。

経済学という学問の性格や学部講義科目の多様性に勘案しつつ、単一の測定尺度ではなく､複数の尺度に基づいて教育効果を測定していくシステムを構築していく必要があろう。時代や環境の変化に応じて、科目の見直しや多様化のための努力を継続し、教育効果測定システムの有効性について、将来構想検討委員会や研修教授会を中心に、更なる議論を重ねていく。

Ｂ群　卒業生の進路状況

【現状説明と点検・評価】

経済学部生の就職先は､業種別では卸･小売業の割合が高いが､企業別リストを見ると、いわゆる一流会社あるいは地元の有力会社へ就職する例も少なくない。

卒業後の進路選びは学生にとって極めて重要なことである。しっかりした目的意識を持って入学してくる学生もいるが、逆に卒業後の進路について明確な考えを有していない学生も少なくない。実際に進路選択に直面するのは、３年次生の終わりから４年次生にかけてであるが､それ以前に､人生観･職業観を深めるための指導､また学問的知識に加えて、マナーやプレゼンテーション、情報収集、問題解決などの能力を養うことができるような指導の重要性はいうまでもない。

経済学の学部における教育そのものが、直接に、こうした卒業生の進路におよぼす効果を確定することは困難であるが、学生の進路選びや就職活動の支援に関して、経済学部では､『インターンシップ』をはじめとする幾つかの科目（『共通自由特別講義（職業を考える)』､『産業構造論』､『経済学／経営学特講－証券の基礎知識』『経済学特講-ERE（経済学

検定試験）対策講座 A、B』『経済学特講－就職試験のための数学』等）を設置し、あるいは『演習Ⅲ・Ⅳ』（ゼミナール）を通じて、こうした指導をいっそう強化すべく、研修教授会などの場で議論を行ってきた。

『産業構造論』では、毎回、さまざまな産業分野の経営者（あるいは現場に関して造詣の深い方）を招聘して講義をお願いしており、講義中には、各業界が求める人材に関する質問を行って詳しい現状を聞くといったことも可能である。また、『経済学／経営学特講－証券の基礎知識』は証券会社（野村證券）から毎回講師を招聘して、証券理論の基礎と証券業務の実際を学ぶものである。『ERE 対策講座』は、公務員試験や大学院をめざす学生たちの講座という意味合いを強く持っており、過去に、ERE 試験上位の高得点取得者や国公立大学大学院経済学研究科への進学者を若干名輩出している。さらに、インターンシップに関しては、2005 度より、夏期および春期休暇時に、中国でフィールドワークおよびインターンシップ実習を開始している。

【改善方策】

2005 年度からの新設科目『経済学特講－就職試験のための数学』をはじめとする学科教育科目の教育効果については、今後も検討を続けていく。

またフィールドワークやインターンシップ実習は、今年度からスタートした経済学部中国ビジネスキャリアコースや就職支援プログラムを軸に、拡充していく予定である。

２）厳格な成績評価の仕組み

Ａ群　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
Ａ群　成績評価法、成績評価基準の適切性
Ｂ群　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況
Ｂ群　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部の卒業所要総単位数は 124 単位以上であり、学生が 1 年間に履修できる単位数（年間履修制限単位数）は１年次が 42 単位（各学期 26 単位）、２年次・３年次が 40 単位（各学期 26 単位）、４年次 50 単位（各学期 32 単位）である。なお卒業所要総単位数 124 単位の内訳は、共通基礎科目（外国語と本学独自の講義科目「世界市民」）を 10 単位、共通教養・共通自由科目を 32 単位以上、経済学基礎科目を 30 単位以上、コース設計科目（経済学部の各履修モデルコースに応じた専門科目）を 32 単位以上、履修しなければならない。

現行カリキュラム移行時（2002 年度）より、登録上限数は現在の水準に引き下げられている。履修モデルコースの設置とあわせて、興味関心を絞ってじっくりと深く学ばせる趣旨である。ただし、留年をできるだけ回避させるために、４年次生時のみ 50 単位まで上限を引き上げている。大学生活になじめず、１・２年次生時までにうまく単位を取得できない学生も少なくない。こうした学生の存在に配慮すると、卒業を控えた最終学年におけるこの措置は、やはり妥当であろうと考えられる。

また、2002 年度よりセメスター制が導入されている。

これには、本学学生の海外留学および海外からの留学生の受け入れの便宜をはかり、積

極的に国際化へ対応しようという狙いもあるが、それ以上に、学生の単位取得率の向上といった効果が見られた。2002 年 3 月以前の旧カリキュラムにおける平均単位取得率 70%台前半に対して、現行カリキュラムでは 80%弱まで上昇している。さらに、学生の出席状況が改善された。旧カリキュラムでは年平均 40%程度だった出席率が、現行カリキュラムでは 50%台後半まで上昇している。

経済学部では、セメスター制導入に伴い、必修講義科目（『経済原論Ⅰ』）や、（必修ではないが１・２年次生時に全員に履修を勧めている）入門科目（『経済学基礎理論』）のような講義科目を複数コマ開講し各学期に配置することとした。春学期に不合格となっても秋学期に同一科目を再度履修することができる。平均単位取得率の向上には、こうしたシステム変更の効果によるところも大きいと思われる。

また、成績評価の原則は試験を行うことであるが、平常の学業成績またはレポート提出によって試験に代える場合もある。試験の採点は、100 点満点に換算され 60 点以上の成績であれば合格点となる。成績の評価基準は、80～100 点は A、70～79 点は B、60～69 点は C で合格となり、59 点以下は D で不合格である。履修登録をして受験しなかった授業科目の評価は X となり不合格である。また、平常の学業成績（出席や発表など）または数回に亘るレポート提出によって試験に代える授業科目は、出席・レポート提出回数が少ないときにはＸの評価となることがあり、この場合も不合格となる。

成績評価の厳格性をどんな指標に求めるかは難しいところであるが、経済学部では、現在 2 つの面から対応している。1 つは、教員間における評点のバランスの統一性があげられよう。これについては、各科目の履修登録者数・単位認定率（合格率）を確認することが可能となっており、学部全体の平均や他教員の評価基準との比較を通じて、過度に甘い評価・過度にきびしい評価は是正される傾向を持つはずである。いまひとつは、学生（評価を受ける側）の納得いく成績評価をどう行っていくかという点に求められる。これについては、成績発表後の一定期間に、成績評価に関する異議申し立てを教務課で受け付けることで対応している。成績評価法は、科目ごとにシラバスに示されており、受講する学生は事前にその内容を確認することができる。

各年次および卒業時における学生の質を検証・確保するために、また、各学生特有の学習進度や興味関心、個性に応じて、できるだけきめ細かい指導を行うために、本学部では、各年次に少人数の演習科目（１年次「演習Ⅰ」、２ 年次「演習Ⅱ」、３，４年次「演習Ⅲ・Ⅳ」）を配置し、可能な限りこれを履修させるようにしている。

さらに学生の学習意欲を刺激する仕組みとして、全学的に、意欲のある学生の成果を表彰する形で、学生の質の向上を図っている。例年、「学生懸賞論文」を全学的に公募し、教授会が選抜した教員が審査にあたって、優秀作・佳作を選抜し表彰している。また、「ベンチャービジネスプラン・コンテスト」というタイトルで、新ビジネスの企画を公募し、こちらも同様に、教員による審査を経て、優秀作・佳作を選抜し表彰している。経済学部の各ゼミナールは、これに熱心に取り組んでおり、過去に多くの受賞者を輩出してきた。他方で、単位履修状況が芳しくない学生に対しては、懲罰的要件を定めるのではなく、ゼミナールなどを中心に個々の学生と面談して奮起を促すという形で底上げを図っている。

現状の成績評価方法はおおむね適切であると思われるが、評価は各科目担当教員に委ねられており、個々の科目による評価の不均衡はどうしても見られる。科目の多様性を前提

にするとそれ自体は否定できない面もあるが、成績評価法および成績評価基準のより一層の透明性・統一性が求められているといえるだろう。特に同一名称で複数コマ開講される講義については、担当者間の調整が必要であろう。複数クラス開講科目（経済情報処理演習Ⅰや演習Ⅱなど）や外国語教育の複数クラスなどにおいて評価のばらつきが存在し、学生の中には不公平感を持つものも出てくることが予測される。また、学生の受講関心が、講義内容よりも単位取得の難易度に左右され、履修登録者数の大小に反映する傾向は、望ましい状況とは言えない。

【改善方策】

同じような性格を持つ科目間での評価の統一性の確保は検討課題であり、まずは複数開講科目の担当者間の話し合いを拡大していくべきであろう。

３）履修指導

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性
Ｂ群　オフィスアワーの制度化の状況
Ｂ群　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

毎年４月はじめに、新入生向けと２年次生向けの教務ガイダンスを実施している。新入生向けガイダンスでは、単位とは何かといった説明からはじめて、大学における履修登録・単位取得のシステムを説明している。２年次生向けのガイダンスでは、講義要項や時間割表に基いて、経済学の体系を概説するとともに、本学部が設置している５つの履修モデルコースを詳説して、各学生の興味関心に沿った効率的な履修登録を奨励している。このガイダンスでは、作成手順などを示したプリントを配付し、また新入生の場合にはよりわかりやすいビデオを作成･放映して、学生が遺漏無く履修登録できるような努力をしている。また、講義要項と各科目の詳細なシラバスはもちろん印刷物として配布されるが、全学 Web サイトからインターネット上でも閲覧できるようになっており、また履修登録の手続きも、原則として、学内あるいは学外の PC からオンライン登録する仕組みになっている。さらに、教務課にて全学生の履修登録状況を仔細に確認し、履修登録に誤りや不備のある学生に対しては、履修登録期間終了後にも、個別に訂正の指導を行っている。新入生・在学生いずれに対してもガイダンスと事後点検が徹底されており、ほとんどの学生が間違い無く履修登録を行っている。なお、できるだけ各学生の興味関心にそった適切な講義を選択させるために、毎学期の授業開始後最初の１週間をガイダンス期間とし、講義の内容や雰囲気を知った上で履修登録させている。さらに、具体的なコース選択に関しては、演習Ⅰにおいても、各担当教員が個別に相談に応じている。

オフィスアワーは 2006 年度春学期より制度化された。各教員が、学生との対話を持つための「オフィスアワー」を、週に一コマ（90 分）、各自の講義以外の時限曜日に設置している。学部全体としてのオフィスアワー（面談時間割）の一覧表を、学部 Web サイトに公開し、さらに学生全体へのメール連絡によって広報している。講義以外の機会に学生の相談や質問に応じることは、各教員の個別の判断ですでに行われてきたことではあるが、

学部全体としてオフィスアワーを制度化できたことはひとつの前進であろう。

本学部の留年者数は、2002 年度卒業予定者 656 名中 143 名（21.8%）、2003 年度卒業予定者 712 名中 152 名（21.3%）、2004 年度卒業予定者 612 名中 125 名（20.4%）であった。

留年者数を減少させるために、在学生の中で、履修指導が特に必要な単位僅少者に対しては､年度末の成績表交付の際に､教務担当教員を中心に履修指導を実施することがある。また、年に一度、学生の保護者を対象に教務懇談会を全国各地で開催し、参加された保護者に対して、個別に、各学生の履修登録・単位取得状況の説明を行っている。１年次生・２年次生時での単位取得数が過少な学生が留年生となる場合が多く、上述の教務ガイダンスのなかでも、目標取得単位数について、かなりの力点をおいて説明をしている。また、多くのゼミナールにおいても、個別に、各担当教員が面談をしている。さらに、保護者への対応として、成績表を保護者宛に郵送し、また全国各地での教育懇談会を通じて、個別相談等を実施している。また、春学期末（9 月）卒業の制度を設け、学生の 9 月卒業を可能にしている。

なお、留年者に配慮して、新カリキュラム施行後も、旧カリキュラム科目の開講コマ数の減少や科目廃止については、例年、学部教授会、教務委員会において、慎重に検討されている。留年者個人の進路や生活に関する相談等については、演習担当教員が個別に行う場合もあるという程度にとどまっている。

【改善方策】

数年前に Web 登録のシステムを導入し既に軌道に乗ってはいるが、個々の学生の履修登録の誤りを点検する部分では、いまだ労働集約的な作業に依存する面もある。より効率的なシステム導入への模索は、今後も必要であろう。

留年の問題については、過少単位取得者への細かい指導を心がけているが、講義に出て来ない、成績発表時に成績表を取りに来ない、本人へ連絡がつかないなど、指導に応じようとしない学生も少なからず存在する。教職員一体となった取り組みが求められるが、勉学については教員、生活指導は学生生活課、取得単位数については教務課と、縦割りの指導が行われる傾向もあり、このような分担が適切であるかどうかといった点も再検討する必要があろう。留年の問題は、学生とその家族にとっても深刻な問題である。教職員と学生や学生の保護者との連携を密にした仕組み作りと、教職員一体となった取り組みが求められる。

経済学部としては、初年次の段階でのより強い自覚を促すために、何らかの具体的な措置を講じるべきであると考えている。将来構想検討委員会において検討を開始し、2008 年度までに具体案を提示する予定である。

４）教育改善への組織的な取り組み

Ａ群　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性
Ａ群　シラバスの作成と活用状況
Ａ群　学生による授業評価の活用状況
Ｂ群　ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

学部教育の在り方や学部の方向性を議論し改善して行く組織的取り組みの場として、常設の学部将来構想委員会（学部長を含む９名で構成）がある。今年度も昨年同様６回程度開催される予定である。また、同委員会のもとに「数学教育の小委員会」が設置されている。学部将来構想委員会での議論をへて、学部研修教授会が年二回開催され、教育改善へ向けての組織的な共通認識の形成と相互理解が図られている。これ以外にも、学部自己評価委員会では学部自己評価報告書の作成段階で教育改善について議論されている。また、学部長と学部長補佐２名で構成される執行部会議では学部教育の直面する課題への取り組みと中長期課題について議論され、学部将来構想委員会および教授会に発議され議論される。

本学では、講義担当者は、専任教員・兼任教員の違いにかかわらず、講義要項において、シラバスの作成を義務付けられている。全開講科目について、(1)科目名、(2)開講時期、(3)単位数、(4)担当者氏名、(5)講義概要・学習目標、(7)授業計画、(8)成績評価の方法、(9)テキスト、(10)参考文献などを明示している。これらをまとめた講義要項は印刷物として全学生に配布されるとともに、インターネット上においても閲覧可能なかたちで公開されている。講義要項のシラバスを一覧することで、本学の講義内容を大学内外で知ることが可能である。

また、学生による授業評価アンケートを通じて、シラバスに基づいた講義が行われているか否かの検証も、一定程度行われているといえるだろう。「学生による授業評価アンケート」は一年に二度、春学期と秋学期に実施している。このアンケートの実施については、原則的に任意ではあるが、ほとんどすべての学科目において実施されており、集計結果は学内教職員全員に公開されている。アンケートの質問事項には、履修動機をはじめとして、教員の講義の巧拙や授業内容自体に関する評価が含まれており、また自由記入欄も設けられている。また、アンケート結果について、当該科目担当各教員の意見・評価と改善点等を記述した「所見」も同時に公開している。

「数学教育の小委員会」が毎年、新入生全員を対象に「経済学部１年次生の数学能力調査」を実施し数学能力の変遷を調査している。この結果は、教員全体に報告され、各教員はこれを参考に授業の進め方を工夫している。また、経済学部の数学教育の基礎データを提供するものとなっている。

英語教育については、新入生全員を対象に「到達度別クラス編成テスト」を実施し英語能力の変遷を把握するとともに、英語習熟度に応じたクラス編成が行われている。

オフィスアワーの制度化は、これ自体で教育改善に資するのみならず、さまざまな教育に関連する情報がえられる。今後、これらの情報の組織的な活用方法が検討される予定である。

保護者を対象にした学生生活に関する講演会も実施している。在学時の成績についても保護者全員に郵送開示すると共に、年に数回の教育懇談会を全国各地で開催し、学生の学修状況や成績について相談に応じている。また教務委員（教員）や教務課員（職員）が学生の保護者からの授業のあり方に対する疑義や学習方法についての相談に応じる体制をつくっている。

【改善方策】

教育改善に資する情報は組織的な取り組みと、非組織的な取り組み等から収集・集積される。これらの情報をもとに、組織として不断に教育改善策を検討するのが将来構想委員会である。今後とも将来構想委員会での教育改善への調査・検討、ならびに年二回の研修教授会を継続実施することが肝要である。これによって変貌する学生、それに対応した教授内容と教授方法についての教員間の情報交換と共通認識が図られる。

今後、取り組むべき課題としては、シラバスの記述と内容の組織的把握と、「学生による授業評価アンケート」結果と「所見」の組織的把握である。これらによって、学部教育の全体像が組織的に把握され、教育改善に資することができるであろう。また、これらの課題が研修教授会で議論されることによって教育改善への一層の共通認識が図られると思われる。こうした点の組織的合意に向けて、自己評価点検委員会を中心に検討を開始したい。

５）授業形態と授業方法の関係

Ｂ群　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状説明と点検・評価】

本学部の授業は、大人数教育（100 人以上）、中人数教育（50～60 人規模）、少人数教育（20～30 人規模）に区分される。大人数・中人数教育は、概論的な講義や基礎理論を講じる学科教育科目や共通教養・共通自由科目で行われており、少人数教育は、ゼミナール（演習）科目をはじめとして、学問内容を詳細に講じるような比較的高度な科目群について行われている。また、情報機器を使う実習科目や外国語科目などでは、設備の制約などから少人数クラスでの授業が実施されている。

本学部のカリキュラムは、１年次から順に、入門・導入科目、基礎・基本科目、発展・応用科目で編成されており、それに共通教育科目、関連科目が組み込まれている。それぞれの科目構成は、基礎・基本から応用・発展へと誘導されており、教育効果という観点からは、現状の講義内容と講義形態と授業方法との組み合わせは妥当であろう。

授業形態と授業方法の適切性には常に配慮しており、たとえば、経済学への入門導入科目である『経済学基礎理論』や、経済学の基幹科目である『経済原論』については、毎年、複数の担当者が複数コマを開講して、学生の履修の便を図るとともに、なるべく少ない人数での講義となるように配慮している。この結果、履修登録者が 200 名をこえる大人数科目は数少なくなり、特に基幹科目での大人数クラスは回避できている。

【改善方策】

教室収容人数や時間割編成などの技術的な問題は、近年かなりの改善を見たとはいえ、継続的な改善の努力が必要であろう。

Ｂ群　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

各担当教員の判断で、講義における資料や補助教材として、マルチメディア教材が活用されている。さらに、インターネット上に公開された情報も積極的に利用されている。板書を補完するものとして、スライドをプロジェクタで表示させる等の方法は、学部専任教員のうち3分の1（10名前後）によって、既に行われている。さらに、講義資料を個人サイトに掲載する教員は数名ながら徐々に増えつつあり、教育用の授業管理ソフトを試行的に用いるケースも存在する。

教科書、紙に印刷された資料など従来から利用されてきた教材に加え、DVD やビデオ教材を利用することは、言語情報だけでは得られない強い印象を与えるために、学生の反応も良く、一定の教育効果を上げているといえるだろう。また、自作教材を授業後も教員個人の Web サイトで公開することは、学生の復習や自習を補助し、授業内容の理解度向上に加えて、授業の進行速度アップに効果を上げているといえる。

マルチメディア設備を備えた教室の整備も充実しており、希望教員は例外なく、こうした設備を十分に活用できる体制が整っている。こうしたマルチメディア教材の利用は、今後一層推進されていくものと考えられる。

【改善方策】

教室環境も整備され、それを活用する教員も徐々に増加している。とはいえ、積極的に活用する専任教員の比率は､未だ学部全体の 1/3 程度にとどまっている｡その一方で､IT 機器を含めたマルチメディア機材の利用に不慣れな教員も多く､FD 研修や講習会などへの参加を積極的に呼びかけていく。もちろん、マルチメディア教材の活用が常に有効であるというわけではなく、どの局面で、どういう方法で活用することに意義があるのかといった点については、今後も、研修教授会の場などを通じて、教員相互の理解を深めていく。

３．国内外における教育研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

経済学部でも、アジア、とりわけ中国からの長期留学生の数は増加している。彼らの多くは大学入学前に一定の日本語能力を身につけており、通常の日本人学生とほぼ同様の学科目履修を行っている。講義においても、演習Ⅲ・Ⅳ（専門ゼミナール）においても、とくに問題は生じていないといえるだろう。

さらに、近年は、欧米からの短期留学生（半年もしくは一年）の数も徐々に増えつつある。経済学部では、主として日本経済に関わるテーマで、英語を使用言語とする講義を開

講して、これに対応している（2006年度には、春学期4コマ、秋学期4コマの英語講義を開講)。この英語講義は、日本人学生の英語教育の一環としても活用しうるものであり、事実、意欲的な日本人学生の履修登録も多い。

逆に、本学経済学部生を海外に送り出すことに関しても、学部としては、積極的に学生たちへの広報を行い、また科目履修上の不利益を解消すべく、本学国際センターとの連携のもとに、いくつかの制度変更を行ってきた。

なお、上述のとおり、本学部では、国際化を推進するプロジェクトとして、2006年度より「中国ビジネスキャリアコース」を開設した。今後はより一層、本コースの提携先である中国・南通大学をはじめ、日本企業の中国現地法人などと連携を強化されるであろう。本コースは、まさにグローバル化の時代に活躍できる人材を育成し、大学教育の国際的質を向上させることを目指すものである。

このように、経済学部における国際化への対応については、一定の評価をなしうるであろう。なお、国際レベルでの教育研究交流に関しては、英国・中国・韓国等の特定大学と、特定の本学部専任教員とのあいだで、積極的になされているといった状況である。

【改善方策】

英語を使用言語とする講義については、教務委員を中心に、講義テーマの適切性や開講コマ数の適切性について、検討を継続している。中国ビジネスキャリアコースの進展とともに、国際レベルでの教育研究交流の緊密化がのぞまれるところであり、学部として努力を継続していく。

(5)　経営学部

［到達目標］

本学部では、「主体的に生きる職業人の育成」と「グローバルな視点とローカルな視点を併せ持つ人間の育成」を教育目標に掲げている。このような教育目標を達成するために本学部では「学士課程の教育内容・方法等」に関して以下の 13 の到達目標を掲げる。

（1）各種資格取得に向けた基礎的素養を身につける講義体系の構築
（2）英語力や国際的に通用する教養を身につけるためのカリキュラムの充実
（3）実社会（企業や地域）と関連付けた講義体系の構築
（4）将来、地域社会に根ざした事業を創生する起業家育成に寄与する講義科目の充実
（5）学生ひとりひとりの個性を尊重したきめ細かな教育の実施
（6）学生の学習意欲と学習能力を高めるような教育の実施
（7）学生の資質変化と大学教育に対するニーズ変化を柔軟に取り入れた教育の実施
（8）現行の測定システの有効性に関する検証と新たな測定システムの開発を含む教育効果の測定システムの確立
（9）教員にとってより実用的な「学生による授業評価」システムの確立
（10）学生への評価の透明性を高めるために、定期試験ならびに成績評価基準の明確化
（11）一つの地域に偏らない、さまざまな文化圏の提携校を中心とした教育・研究機関との交流の推進
（12）地域に根ざした教育を行うために、国内の他大学との教育交流の充実
（13）南大阪地域の企業を中心とした産学連携の拡充

１．教育課程等

１）学部・学科等の教育課程

Ａ群　学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

【現状説明と点検・評価】

経営学部では、教育理念の具現化および教育目標の効果的な達成のために、以下のような 6 つの方針と考え方のもとに、カリキュラムを編成している。

（1）基礎教育の重視

大学教育の重要な目的のひとつは、専門的知識を体系的に教授することである。体系は、まず基礎があり、その上に骨組みがたてられ、それに従って内容が構成されている。高度に専門化した学問内容を理解するためには、まず基礎をしっかりと学ばなければならない。また、同時に大学・学部の教育理念を具現化するための基礎的な教育が重要である。

（2）柔軟な専門性の育成

教育目標に示したような学生を育成するためには、しっかりとした専門教育が要請さ

れる。しかし、高度に専門化した学問を、ただ「学問的に」学ぶのみでは大学教育の要件を満たし得ない。幅広い視野に立ち、その専門の知識や技能を社会的意味や人間的意味の下に受け入れていく柔軟性が、大学教育には要請される。それは、一般的な意味にとどまらず、経営学部の教育理念を具現化するために、一層強調されなければならない。また、学問をより深めていくためにも、幅広い視野を必要としている。

(3) 総合性の修得

大学教育の最も大きな特徴は、幅広い視野に立ちうる教育と専門の教育が後者を核とすることにより総合化されることであろう。経営学部においては、「経営学」という核を形成するために、経営・商学分野、経営情報分野、会計分野という3つの柱（学問領域）を念頭に置き、網羅的な教育を実施している。

(4) 系統的・体系的学習の重視

「基礎教育の重視」は、系統的・体系的教育のためにある。時に、「柔軟な専門性」において、「柔軟な」ということが過度に強調されることがあるが、その場合は一部の偏った専門知識の習得にとどまってしまうため、「総合性」を担保することができない。それを可能とするには、上述のように、「経営学」という核とそれを構成する柱（学問領域）を意識する必要がある。この「核」と「柱」、さらには「核」と「柱」と個々の専門教育科目が有意味的な形で関連づけられるならば、「総合性」を実現することとなろう。これを実現することが、系統的・体系的教育に他ならない。もとより、学問の学修・研究は主体的なものであり、その有意味性は学生自身が形成していくものである。だが、時代の趨勢や大学および学部の教育理念の具現化という面からは、一定の方向性をカリキュラムに組み込むことも必要となろう。

(5) 少人数教育の重視

基礎教育の一部や総合性の教育には、少人数クラスが効果的である。また、系統的・体系的教育の実現のためには、履修指導が欠かせないが、この点においても少人数クラスの設定は重要である。さらに、学生と教師のフェイス・ツウ・フェイスの関係の樹立は、学問への動機付けとなり、より豊かな人間性を養い、教育目標を達成する上で、きわめて重要である。

(6) 教育プロセスを念頭に置いた科目の位置づけ

以上のような編成方針も、教育のプロセスを念頭に置いてこそ、意味を持ちうる。また、それぞれの教育科目の教育効果が発揮されるかどうかは、それらが教育のプロセスに基づいて正確にそれぞれ性格づけられ、位置づけられているかにかかっている。ここでいう教育のプロセスとは、ロマンのプロセス（問題発見およびその解決のための試行錯誤のプロセス）から精緻化のプロセス（正確な知識習得および公式的問題解決能力の養成プロセス）へ、精緻化のプロセスから統合化のプロセス（主体的な問題構想力と社会的に受容されうる問題解決能力を養うプロセス）への発展という一連の流れである。

このような編成方針のもとに、本学部では、教育課程を「共通教育科目」、「学科教育科目」、「随意科目」の3つに区分してカリキュラムを編成している。「共通教育科目」は、「共通基礎科目」、「共通教養科目」、「共通自由科目」に区分され、①キリスト教精神に基づく世界市民の理念を理解する、②世界の文化・歴史・言語等についての知識を広く究め世界

市民としての基礎能力を習得する、③幅広く深い教養を培い、強靭な知性と身体を養う、という課題に応えるために設置されている。「学科教育科目」は、「学科必修科目」と「学科選択科目」に大別され、体系的に専門教育を展開できるように配慮されている。「随意科目」は、卒業必要単位を超えて、社会に貢献し得る種々の資格の取得や、より高度な外国語運用能力の習得に努めるためにおかれている。

以上の本学部における教育課程は、本学部の教育理念および教育目標に照らし合わせて、適切かつ妥当であると考える。また、学校教育法第 52 条のいう大学の目的にも合致し、大学設置基準第 19 条の教育課程の編成方針についての要請に対しても十分に応えていると考える。

【改善方策】

当面、経営学部の教育課程そのものを大幅に変更する必要はないと認識しているが、定期的に研修教授会を開催し不断に点検を行うこととする。また数年に一度行われるカリキュラム改革においてこの点を意識的に論議し、研修教授会で得られた点検結果をカリキュラム改革に生かすように努めることにしたい。直近のカリキュラム改革は、2008 年度からの実施を目指して現在進行中であるので、改革論議の過程でさらにこの点についての検討を行う。

Ａ群　学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

【現状説明と点検・評価】

本学部では、科目類別として、「共通基礎科目」、「共通教養科目」、「共通自由科目」、「学科必修科目」、「学科選択科目」を設定している。

「共通基礎科目」は、「世界市民」と「外国語科目」で構成される。「世界市民」は、必修科目であり、人間愛の精神やグローバルな視野の育成を企図した講義である。「外国語科目」では、外国語を「読む」、「聴き取る」、「話す」、「書く」といった多様なコミュニケーション能力を身につけることを目標としている。

「共通教養科目」は、幅広く深い教養を培い、強靭な知性ならびに身体を養うこと、総合的な判断力や批判力を涵養することを目的とし、①人文・社会・自然の基本的な個別専門科学、②健康・スポーツ学（講義と演習）、③個別分野を超えた学際科目、④先端分野あるいはリメディアル教育（補習的基礎教育）のための共通教養特別講義で構成される。

「共通自由科目」は、経営学部の講義に固執することなく、自由に他の学部の学科教育科目を学び､学際的かつ全方位的視野を養い､知的世界を拡大するために設置されている。

このほか、教職課程等の資格課程関連の科目や、情報教育分野のコンピュータ利用Ⅰ・Ⅱ、論述作文、等が多数開講されている。さらに、学外研修という科目が設置され、海外語学研修、国際ワークキャンプ、地域連携教育活動、インターンシップ等々、学外における各種の学修活動を正課の科目として単位認定することを可能にしている。このように共通自由科目は、現代の学生の多様な知的関心と問題意識に対応し得る、幅広い内容によって構成されている。

「学科必修科目」には、「商業簿記」を配置している。簿記はビジネスの言語であり、企業活動を理解する上で習得が不可欠である。経営学部では日商簿記検定 3 級を取得する

ことを必修科目習得の目標としている。

「学科選択科目」は、「学科コア科目」、「学科一般科目」、「大学院科目」に類別される。「学科コア科目」は、「経営学」という核を基礎的なレベルで学習するための科目である。具体的には、「経営学基礎」、「経営情報基礎」、「会計学基礎」がこれにあたり、「経営学」の３つの柱の基礎知識の習得を目的とする。また大学における主体的な学習を身につけるため、「大学生活入門セミナー」を少人数クラス形式で開講している。これら「学科コア科目」は、１年次に基礎的専門知識の早期習得を目的とし、その実質は必修科目としての性格を有している。「学科一般科目」は、社会と事業組織を理解し分析するための実践的知識と技能の育成を目的とし、「経営学」という核を支える３つの柱である経営・商学分野、経営情報分野、会計学分野に属する専門科目と、より一般的に「経営学」を支える専門科目で構成されている。

「大学院科目」は、専門教養の修得に飽き足らず、より専門性を深め、大学院における研究を志向する学生向けに設置されている。

以上のことから本学の共通教育科目の編成は、大学設置基準第 19 条第 2 項の趣旨に適合しており、本学部の教育目標にも合致したものとなっていると評価できる。もっとも、各学問分野の展開や学生の知的・社会的関心の広がり等に応じて、個々の科目については不断に点検する必要がある。

【改善方策】

現在進行中の 2008 年度に向けた全学的なカリキュラム改定作業において、共通教育科目に関する一定の修正案が提示されるであろう。その際、経営学部の理念・目的に照らして適合的であるかを中心に早急に検討を加える必要がある。また共通教育は、他学部との連携が不可欠である。それゆえ共通教育協議会において、本学部が目標とする教育を達成するために、最適な教員の配置などを検討するよう積極的に働きかけていく必要がある。また学科科目についても現在進行中のカリキュラム改革の中で再度検討対象となり、論議されることになる。

Ａ群　教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学部では、後期中等教育から高等教育への円滑な移行が大学における教育レベルを向上させるという観点から、少人数教育形式で以下のような導入教育を実施している。

①「大学生活入門セミナー」（１年次開講）において、講義やゼミで効果的な勉強をするために必要な「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」という４つの基礎的スキルの向上を主眼に置いて、「講義におけるノートの取り方」、「レジュメの作り方」、「発表・報告・討論の仕方」などを学習する。

②「基礎演習」（２年次開講）において、専門性の高い題材をもとに、「要約を書く力」や「自分の考えをわかりやすく話す力」を養う。

③本学部の英語講義（必修の英語ＩA～ⅣB）では、英語学習の到達度に応じてクラス編成を実施し、学生の理解度に合致した教育を行っている。

④１年次に経営学基礎、経営情報基礎、会計学基礎の３つの基礎科目を開講し、２年次からはじまる専門科目の本格的な学習への円滑な導入を図っている。

倫理性を培う教育としては、人間愛の精神やグローバルな視野の育成を企図した「世界市民」を必修科目として置くことにより、「世界の市民」としての自覚や良識を兼ね備えた人間形成を行っている。「経営学」で対象となる企業ないし組織においては、多くの人間が協働している点、法人格を有している点、社会に与える影響が大きい点などから、倫理性が非常に重視される。そのため本学部では、「大学生活入門セミナー」、「基礎演習」、「演習」などの少人数教育の中で、企業活動における倫理性の意義を説いている。また「組織倫理学」(2006 年度休講)や「経営学特講(CSR と経営革新Ⅰ・Ⅱ)といった独自の専門科目を設定して、倫理性を培う教育を行っている。

【改善方策】

「大学生活入門セミナー」、「基礎演習」、「英語講義」、「世界市民」については、これまでも定期的に研修教授会において議題として取り上げ、担当教員間の経験交流、意見交換を深めてきたが、今後もこれらの科目の充実のために引き続き議論を重ねていく。この他、昨今の学生の基礎学力の低下に伴い必要性が謳われているリメディアル教育の導入についても 2008 年度に向けたカリキュラム改革のなかで検討することになっている。

B群　「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目と経営学部の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

【現状説明と点検・評価】

本学部では、専攻に係る専門の学芸を教授するために、経営・商学分野、経営情報分野、会計学分野という「経営学」を支える 3 つの柱という体系を念頭に置いている。そして各分野の専門性を深化させることにより、学生の「経営学」に対する理解度を促し、総合的な知識の習得が可能となるように配慮している。

具体的には、専門知識の修得を確実なものにするために、実践的基礎科目としての「商業簿記」を学科必修科目として配置している。企業経営の世界では、「会計」という特有の言語によりコミュニケーションが図られる。簿記は企業言語の文法にあたるものであり、「商業簿記」がその基礎を提供する。さらに 1 年次に「経営学基礎」、「経営情報基礎」、「会計学基礎」という 3 つの基礎科目を「学科コア科目」として配置し、基礎的な知識の習得を図っている。

そしてこれらの基礎の上に立って、次のような専門知識の体系的・効果的習得を可能とする多様な専門科目を設定している。

経営・商学分野に関しては、「経営管理論」、「経営学史」、「組織倫理学」、「経営史」、「企業論」、「経営財務論」、「経営労務論」、「生産管理論」、「国際経営論」、「マーケティング論」、「流通論」、「銀行論」、「証券論」、「保険論」、「商法Ⅰ」を配置している。経営情報分野に関しては、「経営情報システム論」、「情報化組織論」、「経営工学」、「ビジネス情報利用」、「プログラミング」、「ネットワーク論・ネットワーク実習」、「マルチメディア論・マルチメディア実習」、「情報と職業」を設置している。会計学分野に関しては、「会計学原理」、「財務諸表論」、「原価計算システム」、「コスト・マネジメント」、「管理会計論」、「経営分析」、「税務会計」、「監査論」、「国際会計論」、「連結会計論」、「コンピュータ会計」を開講している。

以上の専門教育的授業科目は、3 つの基礎科目履修後にしか選択することができないよ

うに配慮されており、経営学部の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条にいう大学の目的にも合致している。

【改善方策】

授業科目の性質によっては、例えば「基礎編」と「応用編」に分けたほうが、教育効果の向上がより期待できるものもあるだろう。この点に関しては、すでに研修教授会で検討を行い、第一次案ができている。2008 年度のカリキュラム改革のなかで実現を目指して関係各部署への働きかけに入りつつある。

Ｂ群　一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学における一般教養的授業科目は、「共通教育科目」で提供されている。「共通教育科目」は、「共通基礎科目」、「共通教養科目」、「共通自由科目」に類別される。

「共通基礎科目」は、建学の精神にも示されている世界市民にふさわしい基礎知識とコミュニケーション能力を習得するための科目であり、「世界市民」と「外国語科目」で構成されている。

「共通教養科目」は、幅広く深い教養を培い、強靭な知性と身体を養うための科目であり、人文・社会・自然の基本的な個別専門科学と健康・スポーツ学、そして個別分野を超えた学際科目、先端分野あるいはリメディアル教育のための共通教養特別講義によって構成されている。

「共通自由科目」は、主として他学部・学科の学科教育科目を学び、知的世界を拡大するための科目であり、他学部･学科から精選された学科教育科目によって構成されている。

このように本学における一般教養的授業科目は、学問が学際的に進展している現状に鑑みて、経営学部の専門性に偏ることなく、広く深い知識が習得できるように配慮されており、しかも教養教育に関しては、全教員が責任をもって、その任にあたるということを明確にしている点で長所として評価できる。

【改善方策】

共通教育に関しては、全学的な課題であり、全学カリキュラム検討委員会においても 2008 年度に向けて取り組みを開始している。他学部との連携を図りながら、共通教育科目について教員の担当の持ち方などについて検討を進めている。共通教育については、これを担う組織として共通教育協議会があり、ここでの課題の確認がカリキュラム検討委員会での議論に反映されるはずである。

Ｂ群　外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部における共通の認識として、①実社会で活躍するために国際的なコミュニケーション能力が不可欠である、②より深く、より広範な学問習得のためには、日本語による文献に目を通すだけでは十分ではなく、外国文献を渉猟する必要があり、その基礎能力として外国語能力が不可欠である、という考えがある。

このような認識のもと、本学部では、外国語科目の教育を重視し、外国語能力の育成に重点を置いている。特に英語能力の向上には力を入れており、その能力や成長度を客観的かつ明瞭に測定・評価することで英語能力の効果的な習得を目指している。

具体的には、本学部の学生は、４年次を除いて毎年１回、TOEIC の受験が求められている。TOEIC は社会的に広く認知された試験であるため、自身の能力を客観的にとらえることができる。また本学部の英語講義（英語ＩA～ⅣA、ＩB～ⅣB）では、英語学習の到達度に応じてクラス編成を実施し、学生の理解度に合致した教育を行っている。

なお現行カリキュラムにおいて、外国語科目は次のように配置されている。まず全学共通の教養基礎科目として「英語ＩA」～「英語ⅣA」および「英語ＩB」～「英語ⅣB」がクラス指定科目として配置されている。これに加えて経営学部では、ドイツ語、フランス語、スペイン語、イタリア語、ロシア語、中国語、朝鮮語、インドネシア語を、「初修外国語」として８単位まで共通自由科目として履修することができる。そして卒業所要単位数には算入されないが、随意外国語科目として「英語Ⅴ」が配置されている。

さらに外国語能力の育成と専門教育の有機的連関を意図して、英語による専門講義科目を設置している。これらの科目は、「経営学特講」および「経営学特別講義」に配置されている。2006 年度の開講科目としては、「日本の銀行の概要」、「日本の金融業界の概要」、「英文簿記会計」、「企業情報の開示と税制：日本」、「日本企業のグローバル戦略」、「ビジネスと文化」がある。

以上のように、習熟度に応じた英語講義の運営、TOEIC の全員受験、英語による専門講義科目の開講など様々な方法で外国語能力の育成に対して配慮していることは評価に値するだろう。そのような試みのなかで、あえて問題点を指摘するならば、TOEIC 受験後の学生へのフォローが十分になされていないことであろう。現状では、TOEIC 受験後、その結果は学生に通知されるが、試験結果に基づいた指導までは行われていない。

【改善方策】

TOEIC の試験結果をフォローするような体制を早急に構築する。具体的には、少人数クラス（大学生活入門セミナー、基礎演習、演習 3）において、担当教員が試験結果の総括を行い、学生個々人の英語学習への動機付けを行えるような体制にもっていきたい。

Ｂ群　教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

2006 年度における教育課程の開設授業科目は、共通基礎科目（世界市民１科目、英語８科目）、共通教養科目（15 科目）、共通自由科目（79 科目：経営学部提供科目を除く）、学科必修科目（1 科目）、学科選択科目（63 科目）である（なお情報教育科目は、共通自由科目および学科選択科目に含まれている）。本学部の卒業必要単位数は 124 単位以上であり、そのうち、外国語科目８単位、一般教養的授業科目 34 単位以上、専門教育的授業科目 74 単位以上の修得が要求される。ただし、卒業必要単位数のうち８単位は、学生自身が共通自由科目、学科選択科目の中から選択することができる。

専門教育的授業科目にあたる学科教育科目、一般教養的授業科目にあたる共通教養科目・共通自由科目（ここにはコンピュータ利用Ⅰ・Ⅱ等の情報教育科目が含まれる）、およ

び外国語科目の量的配分は上記の通りである。いわゆる専門教育、教養教育双方につき偏りの少ないものとなっており、適切かつ妥当であると判断する。

【改善方策】

現在、この項目に関しては適切、妥当と判断しているので、改善すべきところは見当たらないが、入学してくる学生の学力、ニーズ等を勘案して適宜研修教授会等で点検する用意は保持しておきたい。

Ｂ群　基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

【現状説明と点検・評価】

基礎教育の実施・運営は、基本的に本学部の教授会の責任のもとで行われている。基礎教育の実施・運営にあたっては、専門的観点からの判断を要するため、経営・商学分野、経営情報分野、会計学分野の教員で事前に検討を行い、最終的に教授会の議を経て承認されなければならないとしている。

共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目)、共通教養科目、共通自由科目からなる共通教育科目については、全学の共通カリキュラムとして位置付けられており、全学横断の組織「共通教育協議会」が、共通教育あり方の方針決定、運営についての管理・責任を担っている。共通教育協議会は、各学部の学部長、教務委員長、各学部選出共通教育担当教務委員、外国語教育センター長、教職課程委員長、学芸員・司書課程会議議長、情報教育および健康・スポーツ学科目担当者代表等で構成されており、特に、学部長全員が共通教育協議会に参加することによって全学的な責任体制を確立している。世界市民科目と共通教養科目（多数のクラスを開講している「健康・スポーツ学演習」を除く）については専任教員の担当制を敷いており、全学部・全専任教員が共通教育について責任を持つ体制をとっている。また、基礎教育科目のうち外国語科目については、外国語教育センターが運営責任を持つ体制をとっている。

以上のように基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制は確立され実践されており、概ね適切であると評価できる。敢えて問題点を指摘するならば、共通教育協議会は学部長、各種委員会委員長などによって構成されているが、全学部の要望の調整の過程で本学部の要望が必ずしも反映されないなど、経営学部の意向や構想がすぐには実現できないもどかしさがある。しかしこれはある意味では、やむをえないことであろう。

【改善方策】

2008 年度にカリキュラム改革を実施する予定で進めているが、そのなかで本学部では、共通教育協議会のあり方について、研修教授会等で論議を深め、積極的に意見表明し、強く働きかけていく必要がある。

Ｃ群　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学部ではグローバルな視点を涵養するために、教育課程等に関する目標の一つとして、英語力や国際的に通用する教養を身につけるためのカリキュラムの充実を掲げている。

グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育の例としては、まず「世界市民」科目があげられる。本学の建学の精神である世界の市民の育成は、4 年間の教育総体の成果として実現されるものであるが、この科目はそのための出発点である。「世界市民」の講義内容は、担当者によって個性が現れる。現代の世界事情をテーマに取りあげる講義もあり、人権問題やキリスト教をあつかう講義もある。本学の教育理念を体現した科目として、グローバルな視点や自由と愛の精神をその中に含めることが意図された科目である。

コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の例としては、外国語科目の英語ⅠB～ⅣBがあげられる。また、実際に外国へ行き、体験することがグローバルな視点を持つことやコミュニケーション能力の向上に寄与することから、本学の短期留学プログラムを修了した際に「学外研修」として、共通教育科目の単位として認定している。

世界市民科目も英語科目も、ともに共通教育科目の中の共通基礎科目として位置づけられている。共通教育科目は広義の教養教育を担う課程であり、したがって広義の教養教育の一環として、グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践しているといえよう。こうした位置づけは適切であるが、共通教育は全学的なものであることを理由に、経営学部がこれを主体的に担うという意識がやや欠けていたように思われる。

【改善方策】

世界市民科目ならびに英語科目については、本学の教育理念を体現し、またそれに係わる科目であり、ここでの視点に止まらず広くそのあり方をめぐって継続的に研修教授会において討議し、内実を一層充実するようにしたい。

Ｃ群　起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

現在のところ本学部では、起業家的能力を涵養するための教育に特化した科目は設置されていない。ただし本学のエクステンション・センターが、将来起業を目指す学生のために、「ベンチャービジネス作成講座」を開講しており、そこにおいて本学部の教員が講師として当講座をバックアップしている。また桃山学院大学主催で「ベンチャービジネスプランコンテスト」を実施しており、本学部の教員が審査員として参与している。

【改善方策】

本学部では、「世界の市民として主体的に生きる職業人の育成」を教育目的として掲げている。この教育目的を具現化するためには、将来、地域社会に根ざした事業を創生する起業家的能力を涵養するための講義を展開していく必要がある。この点に関しては、今後研修教授会等において、まずそのような講義のあり方を議論したうえでぜひ実現に努めたい。

Ｃ群　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、学生の心身の健康の保持・増進のために、共通教養科目群に「健康・スポーツ学講義」および「健康・スポーツ学演習」を設置しており、学生の健康への関心を惹起

するようにしている。また本学部では、各年次に「大学生活入門セミナー」（１年次）、「基礎演習」（２年次）、「演習」（３・４年次）といった少人数クラスを配置して、学生との密接な交流を計っている。オフィスアワーにおいて学業以外の日常生活上の悩みに関する相談も受け入れるなどして、教員と学生とが接する機会をもてるように心がけている。

以上のような形で、本学部では学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮がなされている。

【改善方策】

現在のところこの点に関して大きく改善すべきことはないと認識しているが、学生の気質や考え方の変化の動向を注意深く見ていて、適切に対応したいと考えている。

２）カリキュラムにおける高・大の接続

Ａ群　学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

【現状説明と点検・評価】

本学部では、後期中等教育から高等教育への円滑な移行が大学における教育レベルを向上させるという観点から、１年次の「大学生活入門セミナー」や２年次の「基礎演習」といった少人数で行うゼミナール形式の授業を中心に以下のような導入教育を実施している。

①「大学生活入門セミナー」では、講義やゼミで効果的な勉強をするために必要な「読む」、「書く」、「聞く」、「話す」という４つの基礎的スキルの向上を主眼に置いて、「講義におけるノートの取り方」、「レジュメの作り方」、「発表・報告・討論の仕方」などを学習する。

②「基礎演習」では、専門性の高い題材をもとに、「要約を書く力」や「自分の考えをわかりやすく話す力」を養う。

③さらに上述の授業のなかで、「国語」、「社会」、「数学」などの基礎学力のレベルを測定する基礎学力テストを実施している。基礎学力テストの結果は学生へ返却される。教員は、試験結果を講評し、今後の学習の仕方に関する助言・指導を行っている。

大学において専門教育を受けるには、基礎学力の充実が不可欠である。しかしながら入学する学生の習熟度にはバラツキがあり、なかには大学の専門教育に耐えうるだけの基礎学力が十分に備わっていない学生も存在する。後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するためには、このような実情に応じた教育システムを構築することが必要である。そのような教育システムは、本学部では１・２年次の少人数クラスを中心に確立されており、そこでは一応の成果も得られている。しかしながら、それは必ずしも十分なものではないことも認識している。

【改善方策】

学生の基礎学力の低下に対しては、丁寧かつ組織化された教育システムを構築することが必要である。本学部の場合、すでに少人数クラスを中心に独自に確立されたものがあるが、これ以外にリメディアル教育（補習的基礎教育）を重点的に行うような授業科目を新たに設置するなどして学生の基礎学力の向上に努める必要がある。この点については、2008

年度実施のカリキュラム改革の検討作業のなかで議論する。

３）カリキュラムと国家試験

Ｃ群　国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率

【現状説明と点検・評価】

本学部では、会計プロフェッショナルの育成を目指し、公認会計士、税理士、国税専門官等の国家試験の受験を奨励している。これら職業会計人になるための勉学のスタートは簿記の修得に始まる。そこで本学部では、実践的基礎科目である「商業簿記」を開講し、日商簿記検定試験３級の合格を目指し、第１年次に集中的講義を実施するとともに、１年次全員に日商簿記検定試験３級の受験を課している。2005 年度における日商簿記検定試験３級の合格者は 107 名（合格率 27.9%、2005 年度生 383 名）であった。

また本学部では先に述べた国家試験の合格者を輩出している。ただしそれらは非常に難関であることから、大学卒業後に受験し合格するケースが多く、本学部において卒業生の状況を把握するシステムが構築されていない現状では、合格者による自主申告を除いて、受験率、合格者数、合格率などを把握することは困難な状況にある。

【改善方策】

校友課などと連携して、とくに卒業生の国家試験の受験・合格データを収集するシステムを早急に整備する。

４）インターンシップ、ボランティア

Ｃ群　インターンシップを導入している経営学部における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、経済・社会・経営･文学部（2006 年度より法学部も含む）の３年次生を対象にして、「学外研修（インターンシップ)」として、インターンシップを講義の中に導入している。

2005 年度は、本学部から９人の学生が参加した。学生の関心は非常に高く、インターンシップを終えた後の満足度は総じて高い。インターンシップに参加した学生は、その後の就職活動においてよい結果を収めている。このことにより、職業意識の涵養については、一定の効果を挙げていると評価できる。しかし一方で、学生が希望する仕事内容と実際の受け入れ先の仕事内容との間のマッチングが常に保持されているわけではなく、これを解消すべく実習先の開拓が課題になっている。

【改善方策】

先に指摘したように実習先の開拓が課題であり、それに努める必要があるが、大学側が受け入れ先を確保し学生に提供する形態以外にも、様々な方法を模索することも重要だろ

う。大学側から与えられる受け入れ先だけでなく、受け入れ先を学生自らが開拓していくことに対しても、サポートしていく方策をとることが必要である。これによって、より学生のニーズに合ったインターンシップの実施が可能になり、参加学生の増加にもつながることが期待できる。その際現行のように、単位を認定するとの前提でするのがよいか、単位認定を外して自由な形でするのがよいかは、検討の余地がある。

Ｃ群　ボランティア活動を単位認定している学部における、そうしたシステムの実施の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では以前から、クラブやサークル、個別学生による地域活動が積極的に取り組まれてきたが、1999 年度から将来教職を目指す学生が中心となって和泉市内の諸学校や幼稚園で各種の教育活動を補助する取り組みが開始された。この活動を支援・奨励することを目的として、2005 年度には共通自由科目「学外研修」に「地域連携教育活動Ⅰ」（2 単位）、「地域連携教育活動Ⅱ」（4 単位）が加えられることになった。活動時間数が 60 時間以上であれば 2 単位が、120 時間以上であれば 4 単位が認定される。各自の本学における正課授業と活動先の教育計画を照らし合わせ、計画的に活動するよう指導している。

また、1987 年以来全学的に実施されてきたインドネシア・バリ島でのワークキャンプについては、2002 年度より「学外研修」として単位認定するべく「学外研修－国際ワークキャンプ」が新設された。

いずれも全学的な実施責任主体が組織され適切に運営されている。ともに実施責任主体が厳格な評価作業を行ったうえで、最終的に本学部教授会が単位認定につき審議決定をしており、この点でも適切である。

【改善方策】

ボランティア活動を通じて学生がさまざまな経験ができ、広い意味での教育効果が大きいと思われるので、単位認定のボランティア活動をもっと多様化する検討が必要だろう。カリキュラム改革の中でそのような議論をしたい。そして必ずしも単位認定を伴わなくても、積極的にボランティア活動に参加することを奨励する工夫も検討課題であろう。これについては研修教授会等の対象である。

５）履修科目の区分

Ｂ群　カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では、「履修規程」により、卒業必要単位数を 124 単位以上修得しなければならないと規定している。

共通教育科目は、共通基礎科目（世界市民科目、外国語科目）、共通教養科目、共通自由科目で構成されており、各学部・学科でそれぞれの必要単位数について、次のように定めている。

必修科目は、全学共通カリキュラムである「世界市民」2 単位、経済学部、社会学部、

経営学部、法学部では外国語科目（英語）「英語ⅠA」、「英語ⅠB」、「英語ⅡA」、「英語ⅡB」、「英語ⅢA」、「英語ⅢB」、「英語ⅣA」、「英語ⅣB」の各1単位、計8単位を必修科目としている。卒業必要単数124単位から、共通教育科目、学科教育科目のそれぞれの類別が要求する合計単位数を差し引いた単位数分の科目については、共通自由科目、学科選択科目のいずれの類別からでも満たしてもよいとしている。学科の専門性を重視しながら、共通科目を多く履修することも可能となっており、幅広い教養を身につけることができるように配慮している。

本学部では共通基礎科目10単位（「世界市民」2単位、「外国語科目」8単位）および学科必修科目4単位（「商業簿記」4単位）の計14単位を必修単位として設定している。これは卒業必要単位数の約 9%に相当する。必修科目を比較的少なめに抑えた理由は、幅広い履修を保証するためと、セメスター制において履修の制約をできるだけ少なくするためであり、現状においてとくに問題はない。その反面、学生にとっては、履修の仕方次第では専門性が乏しく系統的でもない学習を行う危険性もあるが、これは履修指導のなかで解決に努めなければならない。

【改善方策】

大学生活入門セミナーや基礎演習などの少人数クラスにおいて、履修指導を徹底的に行うことが不可欠である。「経営学基礎」においては、本学部のカリキュラム上の経営学・商学関係の科目を体系的に説明しており、２年次生以降の履修に役立っているので、このような配慮を他の基礎科目でも行うことをカリキュラム改革の論議の中で､意見交換したい。２年次生以降の履修を系統的に行うように可能な手段を尽くしたい。

６）授業形態と単位の関係

Ａ群　各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学では、セメスター制を採用し、1 セメスター（半年）または 2 セメスター継続（1年）で単位認定を行っている。ただし本学部では、「演習 3」および「演習 4」については4セメスター継続（2年）で単位認定を行っている。

単位計算方法については、学則第25条において規定している。その単位計算は、1単位を修得するために必要とする勉学の時間量を45時間とし、各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係で、次の基準で行っている。①講義による授業および演習科目については、毎週1時間15週の授業をもって1単位とする。②外国語科目（英語、初修外国語）については、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。③実習は、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。④実技は、毎週2時間15週の授業をもって1単位とする。なお、本学では1時限を90分授業で行い、2時間の時間数として取り扱っている。また、企業等のインターンシップでは、事前指導・事後報告および実務実習で60時間以上実施することで2単位、海外短期語学研修においては、60時間、120時間以上の受講と研修先での成績によりそれぞれ2単位、4単位の認定を行っている。

本学部では、以上のように学則にもとづいて単位計算が行われており、特に問題はない。

科目＼区分		授業区分		1週あたりの授業回数	認定単位	1講時あたりの自習時間
講義科目	4単位科目	1セメスター	15週＝半期	2回	4単位	4時間
		2セメスター継続	30週＝通期	1回	4単位	
	2単位科目	1セメスター	15週＝半期	1回	2単位	
演習科目	8単位科目	4セメスター継続	60週＝2年	1回	8単位	4時間
	4単位科目	2セメスター継続	30週＝通期	1回	4単位	
	2単位科目	1セメスター	15週＝半期	1回	2単位	
外国語科目	英語／共通（共通基礎科目）	1セメスター	15週＝半期	1回	1単位	1時間

【改善方策】

本学部では、学則に基づいて単位認定を行っており特に問題はないが、今後も継続してその妥当性について留意していきたい。

7）単位互換、単位認定等

B群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

2004年度に発足し、2005年度本学を含め12大学・短期大学が参加している『南大阪地域大学コンソーシアム』内での単位互換と長期・短期海外留学制度などがあげられる。『南大阪地域大学コンソーシアム』では、『単位互換制度に係る包括協定』を締結し、コンソーシアム内に設置している事務局を中心に各大学間で単位互換を実施している。本学では開設されていない科目について学ぶ機会を与えること、また他大学生との交流、学生生活の充実などに寄与することを目的としている。対象を2年次以降としており、年間4科目8単位まで認定をしている。2005年度は、各大学・短期大学の提供総科目数が82科目、そのうち本学が25科目を提供している。海外留学については、14カ国31大学と「交流協定」が結ばれており、留学先での試験合格をもって年間30単位まで単位認定を行っている。

2005年度『南大阪地域大学コンソーシアム』内での単位互換制度による単位認定については、認定者数146名、認定総単位数552単位となっており、一定の結果を出していることについては、評価することができるといえる。

【改善方策】

南大阪地域大学コンソーシアムでの単位互換は、その制度が始まってまだ数年であり、今後もこの制度の発展の観点から現状や問題点などを継続的に点検し、育成に努めていきたい。また海外の留学先での単位取得を高めるために事前の指導を強化したいと考えている。

Ｂ群　大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、学則第 40 条に、「学生が行う大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。」、「学生が本学に入学する前に他の大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」「学生が入学する前に行った大学以外の教育施設等における学修およびその他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。」と規定し、60 単位を限度に単位を認定している。特に、学外の各種受験を奨励し、英検・TOEIC・TOEFL・国連英検などの公的英語能力試験成績や日本商業簿記検定試験の合格により、本学の授業科目と読替えて単位を認定している。なお、編入学・学士入学者については、共通基礎科目、共通教養科目、共通自由科目、学科教育科目を含めて、計 62 単位を認定している。

学外資格取得、海外派遣留学による単位認定者は 356 名、認定総単位数は 1,458 単位となっており、一定の結果を出していることについては、評価することができるといえる。

【改善方策】

現状においても一定の結果を出していると判断しているが、学生の資格志向や広範な学習機会の利用を考慮して一層発展・充実に努めたい。

Ｂ群　卒業所要総単位中、本学・経営学部による認定単位数の割合

【現状説明と点検・評価】

本学では卒業所要総単位数は 124 単位以上となっており、その内、他大学での学修や学外資格での単位認定については 60 単位を限度としている。64 単位以上は、本学での学修を義務付けている。この点に関しては、学科の理念・目的や教育目標に照らして適切かつ妥当であると考えられる。

【改善方策】

現状において妥当との判断をしているが、今後もこのような認定単位数の割合を維持していきたい。

Ｃ群　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状説明と点検・評価】

本学は、2006 年 5 月 1 日現在、世界 15 の国と地域、36 の大学・機関と交流協定を締結している。本学から提携校へ長期留学した場合、留学先での修得単位は、1 年あたり 30 単位を上限に、本学の卒業必要単位として認定される。また提携校への短期海外研修の場合は 4 単位が認定される。これらの単位認定の上限は、大学設置基準の規定に基づいて合わせて 60 単位を超えないよう適正に運用され、いずれの場合も教授会の議を経て単位認定が行われている。

【改善方策】

現状について特に問題があるとは考えていない。グローバル化がますます進展すると見られるので、本学の理念である「世界市民」の養成をよりよく実現するためにも一層の提携校の拡大を図っていきたい。現状の単位認定制度をそれに合わせて継続的に点検していきたい。

８）開設授業科目における専・兼比率等

Ｂ群　全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

【現状説明と点検・評価】

クラス指定科目など少人数による授業は複数開講されている場合があり、ここでの数値は、クラス数を基準にしている。

全学共通カリキュラムとして共通教育科目698科目を開講し、そのうち専任教員が224科目（32.1%）、兼任教員が474科目（67.9%）を担当している。共通教育科目のカテゴリー別の内訳を見ると、共通基礎科目「世界市民」は21科目すべてを専任教員が担当している。共通基礎科目・外国語科目（英語）は、専任教員が94科目（24.5%）、兼任教員が290科目（75.5%）を担当、共通基礎科目・外国語科目（初修外国語）は、専任教員が19科目（25.7%）、兼任教員が55科目（74.3%）を担当している。共通教養科目は103科目開講し、健康・スポーツ学演習科目を除く共通教養科目は38科目すべてを専任教員が担当、健康・スポーツ学演習科目は、専任教員が21科目（32.3%）、兼任教員が44科目（67.7%）を担当している。また、共通自由科目（各学部が提供する学科教育科目を除く）は116科目開講し、そのうち専任教員が31科目（26.7%）、兼任教員が85科目（73.3%）担当している。資格課程科目については69科目開講し、専任教員が41科目（59.4%）を担当している。

経営学部では、学科教育科目として 183 科目開講し、そのうち専任教員が 149 科目（81.4%）、兼任教員が 34 科目（18.6%）を担当している。必修科目は 8 科目開講し、専任教員がすべての科目を担当している。選択科目については 175 科目開講し、専任教員が 141 科目（80.6%）、兼任教員が 34 科目（19.4%）担当している。

このように本学部の専任教員が担当する授業科目とその割合は、特に学科教育科目において非常に高く、その重責を十分に果たしているといえる。

【改善方策】

共通教育科目のうち、共通基礎科目「世界市民」の全科目専任教員の担当を除いて、その他の科目は、必ずしも専任教員の比率は高くない。しかし共通教育科目を専任教員全員が担うとの原則を堅持して取り組んでおり、教員の労働条件、研究条件の確保等の大学としての使命に係わる要因を考慮すると、兼任教員に依存する側面があるのはやむをえない。しかし改善を目指して取り組む課題であり、カリキュラム改革等の論議の中で、改善策を模索したい。

Ｂ群　兼任教員等の教育課程への関与の状況

【現状説明と点検・評価】

本学では全学共通科目のうち、「世界市民（副題付科目）」および「健康・スポーツ学演習」を除く共通教養科目については全科目専任教員が担当している。兼任教員の依存率の高い科目は、少人数による授業で行われる、語学関係科目、健康・スポーツ学演習、論述作文、コンピュータ関係科目等であり、クラス数を数多く開講していることによる。いずれの科目も、体育・スポーツ、英語等特定の類別毎に専任教員を中心に授業内容などを兼任教員と協議し、その理解と協力を得ながら進めることにしている。

本学部の学科教育科目については、「経営・商学分野」、「経営情報分野」、「会計学分野」ごとに、専任教員が兼任教員と密接な関わりと連絡をもち、本学部の教育理念および目的の共有化に努めている。

【改善方策】

現実に兼任教員の果たしている役割には大きなものがあり、引き続き兼任教員の理解と協力を得られるように努めたい。以前は４月初めに兼任教員の懇談会を開いていたが、参加者の人数、参加時期等開催に困難な要素があり、現在は大学主催では行っていない。しかし時機をみて意見交換をする機会を再度作る等の工夫をすることは大事である。学部長を中心とする執行部でその可能性を模索したい。

９）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ｃ群　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮

【現状説明と点検・評価】

外国人留学生については、共通基礎科目「外国語科目」について「日本語Ⅰ」、「日本語Ⅱ」を必修科目として設置している。さらに日本語能力の向上を目指す留学生に対して、共通自由科目に「日本語Ⅲ」、日本の文化、現在の日本の事情を教授する「日本事情」（外国人留学生用）を、また、留学生の要望に応えて、「英語ⅠA～IVA」（外国人留学生用）および「英語ⅠB～ⅣB」（外国人留学生用）を設置している。帰国生に対しては、日本語の能力に応じて、英語か日本語のいずれかを選択することができるようにしている。

さらに教育指導上、専任教員をアカデミック・アドバイザーとしてすべての留学生につけ、外国人留学生や帰国生を多面的にサポートできるようにしている。

以上のとおり、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上、教育指導上の配慮は十分に行われていると評価できる。

社会人学生は全学部合わせても数が少なく、経営学部においてはいないこともあり、特別の配慮はしていないが、演習等少人数クラスでは教員との密接な交流が可能であり、問題意識をもって教員を訪ねることは、オフィスアワー等を活用することもできるし、それ以外の時間であってもアポイントメントを取って教員に会うこともできる。

【改善方策】

外国人、帰国生徒には教育課程編成上、教育指導上の配慮は十分になされていると判断している。社会人学生への配慮は、社会人学生が経営学部にいないので、現状に評価を下

せる状況にないが、人数が増加する等与件が変わる場合、それに合わせて柔軟に対処し、ニーズに合った配慮をすることを考えるべきであろう。

１０）生涯学習への対応

Ｂ群　生涯学習への対応とそのための措置の適切性・妥当性

【現状説明と点検・評価】

生涯学習を対象とした教育体制としては、聴講のみを主体とした社会人聴講生制度、各種資格・能力検定試験を対象として実施しているエクステンション・センターの課外講座などが挙げられる。2005 年度、社会人聴講生については、全学共通カリキュラム科目について 44 科目 147 名が受講している。本学エクステンション・センターでは、「語学関連講座」、「情報処理関連講座」、「資格関連講座」、「福祉関連講座」の 4 講座 44 コースを開設し、社会人が 26 名受講している。またエクステンション・センターでは、社会人対象に「歴史・文化講座」、「文学講座」を開設し、それぞれ 281 名、116 名が受講している。

【改善方策】

社会人聴講生については 2002 年度のカリキュラム改革でセメスター制を導入する以前は、現状よりもはるかに数が多く、現状の 2 倍程度の聴講生がいた。セメスター制の導入によって週二日の通学が必要となり、大幅に数が減少したという経緯がある。社会人聴講生の潜在的なニーズは、過去の数字が証明している通り、明らかであるので、何らかの対策を講じることによって再度増加する余地はあるはずである。今回のカリキュラム改革の中で検討課題としたい。

１１）正課外教育

Ｃ群　正課外教育の充実度

【現状説明と点検・評価】

正課外教育としては、各種資格・能力検定試験を対象として実施しているエクステンション・センターの課外講座が挙げられる。2005 年度は、「語学関連講座」（3 講座）、「情報処理関連講座」（3 講座）、「資格関連講座」（10 講座）、「福祉関連講座」（4 講座）、「ベンチャービジネスプラン作成講座」の 21 講座 42 コースを開設し、大学院生を含め本学学生が、延べ 1,370 名受講している。

【改善方策】

学生の資格志向やニーズを見極めながら講座を継続的に見直し、適切な講座の提供ができるように努めていきたい。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育上の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

教育上の効果を測定する試みは、教員個人レベルと学部全体レベルで行われている。

まず教員個人レベルでは、各科目担当者が年度始めに提示する『講義計画』のなかの「成績評価の方法」によって行われている。その方法は、前期末試験、学年末試験、中間小テスト、リポート、出席調査、ノートのチェックなどである（『2006 年度講義計画』を参照）。

次に学部全体レベルでは、基礎的な教育効果の測定と専門的な教育効果の測定を行っている。基礎的な教育効果の測定は、１年次の「大学生活入門セミナー」および２年次の「基礎演習」において基礎学力テストを実施している。基礎学力テストは、学生の「国語」、「数学」、「社会」の修得レベルを問うものである。英語教育に関する教育効果の測定は、本学部の全学生を対象とした TOEIC の受験体制を整え、客観性のある試験によって行っている。専門的な教育効果の測定は、各種資格検定試験の合格者数や合格率、学生懸賞論文への応募状況やその内容によって一部行われている。

また、個別的、総合的な教育効果の測定、教育状況の把握のために、毎年、教務関係データや授業評価アンケートが集計され、累積されている。研修教授会では、これらのデータを分析し、カリキュラムや教育方法の改善のために検討を重ねている。

教育効果を測定する方法のひとつは、「成績評価」という方法であるが、これは各授業科目担当者に委ねている。しかし、教育効果の測定は、単に「成績評価」だけでなく、様々な角度から総合的に判断するべきものと考えられる。

本学部では、基礎学力テスト、TOEIC 受験、その他各種資格検定試験の合格者数や合格率、学生懸賞論文への応募状況やその内容、さらには教務関係データや授業評価アンケートなどの分析をとおして教育改善の検討を行っており、これらはカリキュラムや教育方法の改善に一定の効果をもたらしてきたと評価できる。

【改善方策】

教育上の効果を測定するのは、さまざまな要因が教育効果に作用するため極めて難しい。しかし最も大事なポイントの一つであり、研修教授会を始めさまざまな会議で、さまざまな機会に（例えば、カリキュラム改革時に）継続的に検討していく姿勢を堅持したい。

Ｂ群　教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

【現状説明と点検・評価】

教育効果や目標達成度の測定は、基本的に成績評価によって行われている。成績評価については、教員が『講義計画』に「成績評価の方法」を事前に提示し、学生への周知を図っている。また上述した基礎学力テスト、TOEIC の試験結果、単位取得率、出席率などのデータを広範に収集し、研修教授会で定期的に議論している。そのため、教育効果や目標達成度およびそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立程度は総じて高いといえる。

【改善方策】

前の項目のところで述べたように、教育効果を測定することは極めて大事なことであり、前項でも述べたようにさまざまな機会、さまざまな会議で検討し、教員間で共通の認識を確立できるように努めたい。

Ｂ群　教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証するために、本学部では定期的に研修教授会を開催している。研修教授会では、基礎学力テストやTOEICの試験結果、単位取得率、出席率などのデータを収集・解析し、教育効果の測定を行っている。また研修教授会では、大学生活入門セミナー、基礎演習等少人数クラスでの授業の経験を相互交流することによってこれらの科目の有効性を確認することも行っている。

【改善方策】

上二つの項目で述べたように継続的に努めていきたい。

Ｂ群　卒業生の進路状況

【現状説明と点検・評価】

本学部では、小売業、サービス業、運輸通信業、卸売業、製造業、金融保険業、公務（教育を含む）等様々な分野に卒業生を送り出している。就職希望者のほぼ9割が就職できている。中学高校教員、日本語教員、学芸員、司書・司書教諭などの免許・資格を取得する学生も多い。なお2005年度における本学部生の進路状況の詳細については、本報告書「11. 学生生活への配慮」を参照されたい。

本学部では、就職課の協力を得て、1年次の大学生活入門セミナー、2年次の基礎演習、3年次の演習3の少人数クラスにおいて教育の一環として就職指導を行っている。１・２年次では、本学４年次生の就職内定者による就職活動体験談をもとに就職に対する意識づけを行っている。3年次では、本学４年次生の就職内定者による就職活動体験談に加えて、外部講師による企業研究、エントリーシートの書き方、面接指導等の実践的な指導も実施している。このような少人数クラスにおけるきめ細かな指導が、本学部における就職率の高さに結びついていると認識している。

【改善方策】

学生の就職への支援については、キャリアセンターを 2007 年度から発足させて一層強力に推進する体制を整えている。

Ｃ群　教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

教育効果の測定方法の開発に関しては、研修教授会が重要な役割を担っている。本学部では、基礎学力テストやTOEIC受験などの各種の教育効果測定方法を研究教授会で議論し導入した。研修教授会で基本的な方向性を確認した後に、専任教員の中から学部内委員を選出し具現化を図っている。

【改善方策】
現状の方法で特に問題や課題があるとは考えていないので、今後もこのような方法を継続していきたい。

Ｃ群　教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況
【現状説明と点検・評価】
教育効果の測定方法の有効性は、学年別のデータ比較、時系列によるデータ比較を行い、これらのデータに基づいて、研修教授会で定期的に検証されている。
【改善方策】
現行の研修教授会での検証のやり方を継続していきたい。

Ｃ群　教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況
【現状説明と点検・評価】
教育効果の測定結果を基礎に、教育改善をどのように行うかについても、研修教授会で議論されている。具体的には、英語授業の到達度別クラス編成の実施などが決議された。本学部では、定期的に開催されている研修教授会が、教育改善に大きな役割を果たしていると評価できる。
【改善方策】
本学部での研修教授会が果たしている役割は大きい。今後も研修教授会の場を有効に活用して実効を挙げるように努めていきたい。

Ｃ群　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況
【現状説明と点検・評価】
本学部の卒業生には、税理士試験や公認会計士試験に合格した者、起業した者など注目され評価される人材が存在する。しかし、税理士試験や公認会計士試験の合格や起業は卒業後になされるため、卒業後の状況を把握する必要がある。本学部では、卒業後のデータの収集能力には限界があり、現在のところ、正確な状況を把握することは困難である。
【改善方策】
校友課などと連携を図りながら、卒業生の状況に関するデータを収集するシステムを構築する。

２）厳格な成績評価の仕組み

Ａ群　履修科目登録の上限設定とその運用の適切性
【現状説明と点検・評価】
本学では、第１年次 42 単位、第２年次 40 単位、第３年次 40 単位、第４年次以降 50 単位を超えて履修することはできないとしている。また、各学期（春学期・秋学期）については、第１年次から第３年次 26 単位、第４年次以降 32 単位を超えて履修することはできない。ただし、随意科目（卒業要件の単位に含めない科目）および教務委員長が特に認め

たものについてはこの限りではない（『履修要項』を参照）。

履修可能単位数を制限することについては、学生の主体的学習を促し、単位制度の実質化を図る観点から、年間・学期に履修登録可能な単位数の上限を定めており、学生の学習にとっても効果的である。また、３年次までに全ての卒業所要単位を修得することはできないシステムとなっていることから、学生が４年間、十分に学習することができるよう考慮された履修体系であると評価できる。４年次生については、履修可能単位の上限が 50 単位となっているが、これは学生が余裕をもって卒業所要単位を修得し得るための措置であり、教育的配慮として妥当である。なお、その場合においても上限を 50 単位とすることで、学生が学習に困難をきたす単位数を履修することができないようにも配慮されており、適切である。さらには、学生が 4 年間で取得可能である単位数は、172 単位であり、卒業所要単位数である 124 単位を十分に上回っているので、学生は余裕をもって履修することが可能である点も妥当である。履修登録可能な単位数が多すぎもしないことから、日々の学習において、学生が授業過多により疲弊することもなく、また十分な自習時間を確保することを可能としており、適切なものとして評価できる。

【改善方策】

上記のとおり現状で適切と判断しているので特に改善策を講じる必要はない。しかし入学してくる学生の気質や意欲、レベルなどをよく把握して、与件の変化に対処することは意識している。

Ａ群　成績評価法、成績評価基準の適切性

【現状説明と点検・評価】

年度の初めに配布される「講義計画」に、講義の概要、学習目標、講義計画、成績評価の方法、教科書、参考文献等の情報が記載されており、学生は、そこで各科目の担当者の成績評価方法について知ることができる。各担当者は、講義計画に記載した評価方法に従い、試験、レポート、出席状況等により、学生の成績を適切に評価している。これらの点に関し、現状は妥当であるといえる。なお本学の成績評価は、以下の評語をもって行われている（『履修要項』を参照）。

合　格	A	100 点～80 点
	B	79 点～70 点
	C	69 点～60 点
不合格	D	59 点以下　※試験は受けたが合格点に達しなかった場合
	X	評価外　※途中で受講を放棄、または試験を受けなかった場合
その他	Ⓐ	学外資格取得により、本学の評価として認定したもの
	R	編・転入学等、他大学で修得した科目を本学の評価として認定したもの
	T	海外留学等で修得した科目を本学の評価として認定したもの

本学部では、以下のように日商簿記検定試験の合格をもってⒶとして単位認定を実施する制度を取り入れている。

①日商簿記検定試験3級に合格した場合には、「商業簿記」を単位認定する。

②日商簿記検定試験2級に合格した場合には、「商業簿記」、「株式会社会計」、「工業簿記」を単位認定する。

③日商簿記検定試験1級に合格した場合には、「商業簿記」、「株式会社会計」、「工業簿記」、「財務諸表論」を単位認定する。

【改善方策】

学生の成績評価は、行った学習の評価であるが、一面では学習への動機付け、意欲付けの側面もあり、そのような観点からの検討の必要性が時に話題になる。引き続き研修教授会や教務委員会等で議論し、改善を目指す。

Ｂ群　厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

各教員の成績評価方法は、『講義計画』において明示されている。本学では、成績評価の厳密性が重視されるため、原則として一度提出した成績評価を変更することはできない。また成績発表の結果、期末試験等を受験したにもかかわらず、成績が「X」評価の学科目について、学生は成績調査を教務課に願い出ることができる制度を設けている。

厳格な成績評価は、上述のような全学的な取り決めと授業を担当する教員の責任の下で実施されているが、より一層評価を厳格化するためにGPAを制度化することを2008年度カリキュラム改革の中で検討が進んでいる。どのようなGPA制度にするかは検討の過程にあり、いまだ固まっていない。

また本学部では、「商業簿記」の成績評価に関しては、必修科目という性質上、その厳格性という点に特に注意を払っている。すなわち、１年次は、日商簿記検定３級合格によって単位認定を行い、２年次以降（再履修クラス）は、全クラス統一試験を行い、全クラス同一の評価基準で単位認定を行っている。その他の授業科目の単位認定については、各教員に一任されている。そのため、難易度に若干の偏りがみられる。

【改善方策】

研修教授会において期末試験問題や成績評価に関して情報交換し、成績評価の厳格性を図る。またGPA制度の導入に向けてカリキュラム改革の中で検討を進めている。

Ｂ群　各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部では、「基礎学力テスト」やTOEIC試験の受験を学生に対して義務づけていることを通じて、各年次および卒業時の学生の質の検証・確保に努めている。基礎学力テストは、１年次の「大学生活入門セミナー」と２年次の「基礎演習」において実施している。TOEIC試験は、４年次を除いて毎年１回受験を義務づけている。「基礎学力テスト」およびTOEIC試験の結果は、時系列的に統計データ化され、学生の単位修得状況と合わせて、研修教授会において分析を行っている。「基礎学力テスト」とTOEIC試験については、学生の質を確保するために事前に到達目標が設定されており、研修教授会において到達目標の達成度が検証される。各教員は、そこでの検証結果をふまえて教育方法の改善に取り組んでいる。

以上のことから、本学部における各年次および卒業時の学生の質を検証・確保するための方策は適切であると評価できる。

【改善方策】

現状において特に問題はないと判断しているが、入学してくる学生の気質や意欲、レベルなどの変化に合わせて適切に対処すべき課題であると認識している。検討する必要が生じたとき、検討する組織は研修教授会である。

Ｃ群　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、２年次終了時点で、「A」評価科目の単位数の合計が「60 単位」以上（随意科目を含む）の場合は、３年次に年間（合計）履修上限単位数（40 単位）を超えて「52 単位」までの登録が認められる制度がある。また本学部が認定しているⒶ制度は、大学の講義を受け身で履修するのではなく、学生の自主的な学習意欲を刺激する仕組みとして一定の効果をあげていると思われる。

学生の懸賞論文制度を設けており、学生の勉学への意欲付けを行っている。本年度懸賞論文に応募した論文本数は、全学部合計で 60 編を超えた。優秀作、佳作など入選作品を「学生論集」として刊行し、学生達に配布している。

今後も引き続き、学生達の気質、意欲等を勘案しながらさらに学生の学習意欲を高めるための様々な方策を検討していく。

【改善方策】

本学部で、１年次に日商簿記検定３級の受験を義務づけて３年が経過したが、年々その合格者は増加している。そうした背景をふまえて、さらに学生の学習意欲を高めるため、日商簿記検定３級の合格者に対しては、さらなる高度資格取得を奨励するような制度を整備していくこととしたい。

３）履修指導

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

学生に対する履修指導は、全学的に共通なものおよび本学部のカリキュラムの履修ガイダンスと本学部独自の履修指導の二段構えで行っている。

全学的なガイダンスでは、カリキュラム全般のガイダンス（時間割作成ガイダンスを含む）と各種資格課程（教職課程、司書課程、博物館学芸員課程、日本語教員資格課程）等のガイダンスが行われている。まず４月に新入生を対象にしてこれらのガイダンスが行われる。同時に、新入生向けの学部ガイダンスも行われる。その内容は、本学部のビジョンと目的、本学部の科目体系や代表的な科目群（経営・商学分野、経営情報分野、会計学分野）、本学部卒業生の就職状況などの説明である。また１年次終了時にも、本学部ではガイダンスを行っている。そこでは、１年次の成績の総括とそれを踏まえたうえでの２年次以降の履修指導がなされる。

本学部独自の履修指導は、「大学生活入門セミナー」、「基礎演習」、「演習」などの少人数クラスにおいて行われている。カリキュラムを学生に理解させることと履修指導は、本

学部の少人数教育が果たすべき教育目標のひとつとして組み込まれている。この他に、オフィスアワーも履修指導の重要な場となっている。

さらに、適切な履修をサポートする刊行物として、『履修要項』、『講義計画』、『演習案内』、『編入学生・転入学生ガイドブック』、『経営学部で何を学べるか』等を配布している。『履修要項』、『講義計画』、『経営学部で何を学べるか』については入学時に、『編入学生・転入学生ガイドブック』は編転入時に、『演習案内』は２年次の 10 月に配布している。特に『経営学部で何を学べるか』は、学生だけでなく、保護者にも本学部の教育を理解してもらうことを意図して配布している。

全学的に制度化された履修指導は、入学時に行われるカリキュラムガイダンス（時間割作成ガイダンスを含む）である。カリキュラムガイダンスは、前もって細心の注意を払って計画され、きめ細かく、丁寧に実施されているが、学生の理解を十分に得ているかどうかは、さらに検討の余地がある。そのような意味で、少人数クラスを利用した本学部独自に行われている履修指導は、全学的なカリキュラムガイダンスの問題点と課題を意識した結果である。

このように本学部では少人数クラスを中心にして履修指導が十分に行われていると評価できる。

【改善方策】

学生への履修指導は、適切に行っていると判断しているが、特に課題であるのは低単位取得者に対する履修指導である。低単位取得者の中には、大学や授業に来ない者もおり、どう指導するかは試行錯誤で試みる以外にない。

Ｂ群　オフィスアワーの制度化の状況

【現状説明と点検・評価】

本学部では、2006 年 4 月 1 日よりオフィスアワー制度を導入している。全教員は、授業時間外にオフィスアワーを設けて、学生の質問や相談を受け付けている。オフィスアワーの曜日・時間帯は学部ホームページ等で公開されており、学生からの相談・問い合わせ等に対応できる体制になっている。ただし学生の利用状況については、時期によってバラツキがある。

【改善方策】

学生の利用状況が低い現状の一つは、オフィスアワー制度の学生間での周知の未徹底があると思われる。ガイダンスなどさまざまな機会にこの制度の趣旨を話すように努める。

Ｂ群　留年者に対する教育上の配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部では、現在のところ、留年者に対する特別な指導は実施していない。ただし卒業時期について、3 月卒業だけではなく、9 月卒業を選択できるようなシステムを制度上採用している。また卒業要件に必須である「商業簿記」の授業に関しては、再履修クラスとして各セメスターに 2 クラスずつ開講することで配慮している。しかしながら近年における留年率が逓増傾向にあることを考慮すると、留年者に対する教育上の特別な配慮が必要ではないかと考える。留年者の中には、大学や授業に来ない者もおり、どう指導していくか

について工夫と試行錯誤がいるだろう。低年次での指導を強化して留年に至らないように工夫したい。

【改善方策】

低年次での指導の強化に努めて留年しないように工夫したいが、留年者に対しては何らかの個別的な指導が必要だと思われる。可能な方法について研修教授会などで検討したい。

Ｃ群　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況

【現状説明と点検・評価】

本学部では「大学生活入門セミナー」（１年次）、「基礎演習」（２年次）、「演習」（３・４年次）という少人数クラスが設定されるため、担当教員が所属する学生のアドバイザーとしての役割を果たしている。「大学生活入門セミナー」「基礎演習」ではそれぞれ１年次、２年次生全員が履修するので、学生へのアドバイザーとしての役割は、有効だろうと判断している。「演習」への参加者は、90％程度いるので、これも有効に役割を果たしていると考える。すべての留学生に対してアカデミック・アドバイザーとして教員が指導にあたっている。このように本学部における学習支援は、きめ細かく行われていると評価できる。

【改善方策】

現状においてきめ細かく学習支援が行われていると判断しているが、入学する学生の気質、学力、志望などを斟酌して適宜見直していく姿勢も保持しておきたい。

Ｃ群　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

科目等履修生は、「桃山学院大学科目等履修生の取扱いに関する規定」に基づいて、正規学生の学修を妨げない限りにおいて、1 カ年間 20 単位を限度として科目を履修することができる。なお、本学卒業生に限り 40 単位を認めることがある。科目等履修生は、支障なく希望科目を履修し、単位の認定を受けている。教育免許取得、司書課程等に係わる学科目がその主たる履修学科目である。

社会人聴講生は、演習、語学、資格課程科目等を除く一般講義科目について社会人の聴講を認めるという教授会決議に基づき受け入れられている。授業科目への聴講応募手続き等は、エクステンション・センターを所管とし、各授業科目担当者に通知される。なお、募集期間が定められており、聴講生の申し込み資格は原則として 30 歳以上とされている。受け入れ人数と聴講科目数についての制限はない。授業に出席するたびに出席カードを提出し、担当教員により出席状況が良好であると認められた場合、学長名で修了証が交付される。正規の単位認定は行っていない。

教育指導上の配慮については、学割、通学定期等の証明書の発行はできないものの、図書館、情報センター等の学内施設については、学部生に準じて利用することができるとしている。聴講生については、出願資格について特に定めておらず、希望者については受け入れる方向で許可している。ただし、単位の認定は行っていない。学内施設の利用については、科目等履修生と同様に取り扱っている。

以上のことから、科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮は適切であると評

価できる。

【改善方策】

開かれた大学を標榜し、現に実践している本学、本学部として科目等履修生、聴講生等を今後も積極的に受け入れていきたいと考えており、彼ら・彼女らのニーズや希望に配慮しながらできるだけ適切な教育指導を続けていくつもりにいささかも変わりはない。

4）教育改善への組織的な取り組み

A群　学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

【現状説明と点検・評価】

本学部では、学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置として、以下のような試みが行われている。

①教育における経験交流等を研修教授会において実施している（なお FD 活動および学生授業評価については後述する）。

②年間講義計画、講義概要等を明記した詳細なシラバスである『講義計画』を発行している（『2006 年度講義計画』を参照）。この『講義計画』によって、各講義のねらいや到達点についてあらかじめ学生が把握することを可能にしている。

③現実のよりよい理解と総合的判断力を高めるために、特別講義（「経営学特講」）を開講している。この講義では、第一線で活躍している講師を中心に、オムニバス方式を採用している。この講義の他にも、大学院の講義が受講可能な「経営学特別講義」や英語による専門講義が設定されている。

④公認会計士試験や税理士試験といった難易度の高い国家試験の合格者に対して、「祝い金」制度を導入している。

⑤学生懸賞論文の募集と学生論集（桃山学院大学学生論集刊行委員会発行）を刊行している。

以上のように学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置を模索し実行していることは評価できる。ただしこれらの取り組みが、必ずしも学生に周知されているとはいえない。今後の課題としては、教員から学生に対する情報発信手段が限られているなかで、これらの取り組みの内容を学生に対してどのように広報していくかということが残されている。

【改善方策】

教員から学生に対して情報を発信する手段には、掲示板の利用、電子メールの配信、少人数クラスにおける連絡、学部ホームページの利用などがある。とりわけ掲示板を利用した広報は有効であると考えられる。したがって今後は、掲示板を利用した情報発信を中心に、同時に電子メールの配信や少人数クラスにおける連絡などによって補足する体制を早急に構築する。そのためにまず現在のところ本学には設置されていない各学部掲示板を設置する。

Ａ群　シラバスの作成と活用状況

【現状説明と点検・評価】

シラバスについては、統一された基準をもとに作成され、学科目名、単位数、講義期間、担当者、講義概要、学習目標、授業計画、成績評価方法、テキスト、参考文献、対象学部、学年などを明示している。本学では、冊子として学生全員に配布するとともに、ウェブ上に掲載して、学内施設、自宅からも閲覧できるシステムを採っており、学生が履修登録時に授業科目を選択する資料として有効に活用されている。

なお教員が作成したシラバスは、「学生による授業評価アンケート」の中で、講義内容とシラバスの内容が乖離していないかどうかチェックを受けている。これによって教員は、シラバスに沿った講義を行っているかどうかが評価される。

以上のように、本学においてシラバスの作成と活用は定着しているが、利用者である学生の立場から問題点を指摘するならば、シラバスが学部・学科別に編集されていないため、各学部のカリキュラムの体系を理解させるには困難なものとなっている。

【改善方策】

シラバスは、学生の授業選択の重要な資料となるだけでなく、カリキュラムの体系の理解を促すのにも役立つ。このような役割もふまえたうえで、学部・学科別に編集するなど、さらなる工夫を重ねながら、今後シラバスを作成していかなければならない。教務課など事務現場との意見の摺り合わせが不可欠である。

Ａ群　学生による授業評価の活用状況

【現状説明と点検・評価】

本学部では、授業改善を目的として、大学で制度化されている「学生による授業評価アンケート」が各セメスターにおいて集中的に実施されている。アンケート結果は、集約されて、各教員に知らされるとともに、ホームページなどで公開される。各教員は、授業評価の結果を受けて、所見を表明することが求められる。学生による授業評価は、各教員にとって授業方法について検討する絶好の機会となっている。

【改善方策】

アンケートによって学生の声に耳を傾ける機会が効果的に教員に与えられているという利点を考え、今後も評価項目の一部に変更や改善を加えながら、アンケートを継続し、個別的・組織的な教育改善を図っていく。またアンケートの活用について引き続き研修教授会での議題として取り組んでいく。

Ｂ群　ＦＤ活動に対する組織的取り組み状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部において FD 活動は、研修教授会として年に数回実施されている。研修教授会の出席率は非常に高く、専任教員の FD 活動についての意識は高い。2005 年度から 2006 年度（2006 年 5 月 1 日時点まで）にかけて開催された研修教授会の内容は、以下のとおりである。

①「04B 生の単位修得状況と今後の対応について」
「05B 生の英語運用能力について」（以上、2005 年 4 月 23 日開催）

②「2008 年度新カリキュラム導入に向けた経営学部の対応について」（2005 年 7 月 6 日開催）
③「基礎学力テストおよび TOEIC の試験結果について」（2005 年 12 月 14 日開催）
④「05 生・06 生対象英語到達度別クラス編成テスト集計結果について」
「05B 生商業簿記検定結果について」
「大学生の基礎学力について」（以上、2006 年 4 月 29 日開催）

以上のように本学部では、研修教授会によって FD 活動に対する組織的取り組みが行われている。ただし研修教授会において議論すべき内容は多岐にわたるため、1 回の研修教授会で検討できる内容は必然的に限られる。したがって複数のテーマを 1 度に扱う場合には、議論が深まらずに終わってしまうことがある。

【改善方策】

今後も定期的に研修教授会の場を設けることは必要である。ただしその際には、活発な意見交換により議論を深めていくためにも、研究教授会で検討すべき事項をあらかじめ整理したうえで、そのテーマについて集中特化して議論していかなければならない。

Ｃ群　ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部において FD は、研修教授会を中心として定着しており、これまで継続的に実施されてきた。研修教授会は通常、教授会終了後もしくは土曜日の午後に実施されているし、時間を十分に取りたいときには教授会のない会議日（水曜日）に研修教授会を開催する。本学部の教員の意識が高いため、継続的に実施するうえでの障害はなく、今後も FD の継続的実施を図ることができる。

【改善方策】

研修教授会が有効に機能している現状を保持し、一層実効が上がるように努めたい。

Ｃ群　卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

現在のところ、卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる明確な仕組みは存在しない。各教員は、年 1 回開催の「ホームカミングデー」などの行事を通じて、卒業生から在学時の教育内容や方法に関するフィードバックを受けている。

【改善方策】

現状のホームカミングデーでのフィードバックと合わせて各教員がゼミやクラブの卒業生などから個別に入手する教育内容・方法に関する情報を集約する方策についても検討しておくことが望ましいと思われる。どのような仕組みが可能か、学部の執行部で話題にしてみたい。

Ｃ群　雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

現在のところ、雇用主により卒業生の実績を評価させる仕組みは導入されていない。しかし就職課では卒業生の実績についてかなりの情報を蓄積している。2007 年度からキャリ

アセンターが発足するので、この項目に関わる点でも前進が期待できる。

【改善方策】

キャリアセンターが、2007 年度から発足するので、就職状況の一層の改善のためにも卒業生の実績に関する情報を入手する仕組みを工夫することが必要であると考える。センターの発足後にぜひセンター内で検討するようにしたい。

Ｃ群　教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムとして研修教授会がその機能を果たしている。研修教授会は定期的に開催されており、そこでは、学生授業評価の結果を受けて、今後の教育のあり方について教員間で意見交換を行っている。

このように教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムは、すでに存在しており、その運用に関してもそれなりに機能していると考える。

【改善方策】

研修教授会がそれなりに機能しているが、学部自己評価委員を中心に改善の余地についてもさらに検討することが望ましいと判断している。研修教授会をさらに一層活用するように努めたい。

５）授業形態と授業方法の関係

Ｂ群　授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

【現状説明と点検・評価】

全学共通カリキュラムでは、多人数の講義科目、50 名までの語学科目、30 名程度で実施される演習・実習科目に大別される。講義科目については、講義教室を中心に授業が展開されるが、講義内容により AV 設備設置教室、またパワーポイント等が利用できる PC 設備設置教室を利用することにより教育効果をあげている。語学科目については、語学教室を利用し授業が展開されるが、教室にはすべて固定した CD･テープデッキを設置している。さらに、教育効果のアップをねらい、CALL 教室が利用できる態勢を整えている。

さらに本学部では、教員と学生とのインタラクティブな授業を促進するために、少人数教育に力を注いでいる。具体的な科目としては、１年次対象の「大学生活入門セミナー」、２年次対象の「基礎演習」、３・４年次対象の「演習」などの演習科目がある。この他に英語による講義を開講することにより､より国際的な感覚が身につけられるようにしている。

これらの授業科目においては、対話や討論、双方向授業の実践が前提とされており、この点から、本学部の「全学生を対象に少人数教育を行う」という方針が達成されていると評価できる。

しかしながら一方で、これらの授業科目における１クラスの学生数、とりわけ「演習」における学生数の問題がある。さらに多人数講義の存在も問題として挙げられる。

【改善方策】

現在、「演習」は 25 名を定員としているが、少人数クラスで学生ひとりひとりの個性を

尊重した専門的教育を行うためには､現在の 25 名という定員は多いのではないかという意見がある。定員の削減も含めて､「演習」の運営のあり方を検討する必要がある。また多人数講義については、講義計画における授業内容の明確化や学生に対する履修指導などの措置を含めた具体策を早急に検討する必要がある。いずれの問題も、2008 年度のカリキュラム改革に向けた検討作業の中で対策を講じたい。

Ｂ群　マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、OHP、パソコン、ビデオなどの機材を配備した教室が充実している。本学部では、ビデオ上映やパワーポイント、インターネットなどのマルチメディアを積極的に活用した講義が展開されている（ただし各教員について詳細な調査は行っていない)。

ただし一部の教室（特に少人数教室）においては、上述のような設備が完全に整備されていないためマルチメディアの活用に対応できないケースがある。

【改善方策】

今後も、マルチメディアの講義への活用はさらに進むと思われる。その場合、特に少人数教室においても、必要とされるマルチメディア機能を十分に吟味したうえで整備していかなければならないだろう。また FD 活動の一環として、教育効果の向上という観点から、マルチメディアの講義への活用を研究していく。

３．国内外における教育研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性

【現状説明と点検・評価】

国際化への本格的対応は、2003 年度より、主に経営学部の協力を得つつ、英語を使用言語とする科目が開講されたことから始まった。これまでの努力により、当初は数科目にすぎなかった英語による授業は、2006 年度は春学期が 19 科目、秋両学期が 16 科目を数え、アジアのビジネス、日本の経済・社会・文化・歴史など、留学生のニーズを満たすことがほぼ可能となり、日本語の堪能な韓国・台湾からの留学生だけでなく、欧米などからも交換留学生を受け入れる体制ができた。

交換留学生に対しては、2006 年度から日本語教育の授業も増設し、通常の日本語教育を 5 つのレベル（上の 2 つのレベルは、おもに漢字圏出身の留学生向け）で、また日本語能力検定試験準備講座を 4 つのレベルで開講している。日本語を学んだことのない者から上級の者まで、そのレベルにあったクラスで日本語を学ぶことができるようになった。

本学部では、国際化に対応可能な人材育成を主眼においている。この基本理念を具現化するために、地域にとらわれない提携校の拡充を推進し、提携校との関係強化に努めていると評価できる。

【改善方策】

本学部では学内で先行的にこの課題に取り組んできており、相当の効果をあげている。また本学の他の学部へ大きな波及効果を生んでいると自負している。経営学部は、さらに

国際化への対応を積極的に推進していきたい。

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部においては、さまざまな地域・文化的背景を持つ提携校を拡充し、提携校との関係の深化に努めている。このような取り組みにより、本学部へは、ヨーロッパ、アメリカ、中国、韓国から交換留学生を受け入れている。

本学部では、国際化へ対応できる学生を養成するために、英語クラスだけではなく、英語による講義を開講している。具体的には、「経営学特講－英文簿記会計」、「経営学特講－企業情報の開示と税制：日本」、「経営学特講－日本企業のグローバル戦略」、「経営学特講－ビジネスと文化」である。今後も、英語による講義の開講を維持していく。

研究面では、長年の提携校である、韓国・啓明大学校との間で、年一回の学術セミナーを開いている。この学術セミナーは、両校の関係強化に大いに貢献している。また、外国人研究者が来校した際、研究者が報告し、本学教員と研究交流する場を準備している。

【改善方策】

研究交流に関しては、啓明大学校をはじめとする提携校との間で進められているのが現状である。今後は提携校以外で優れた研究実績を持つ研究者を組織的に招聘するシステムを構築する。

Ｃ群　外国人教員の受け入れ体制の整備状況

【現状説明と点検・評価】

本学部においては、外国人教員の任用に対しての障壁はない。優れた人材であれば、専任教員として採用している。

全学共通カリキュラムの共通基礎科目（英語）については、１年次に日本人教員（英語ⅠA・ⅡA 担当）とネイティブ教員（ⅠB・ⅡB 担当）とのペアによって共通テキストを利用して授業を進めている。２年次については、共通テキストは使用していないが、英語ⅢA・ⅣA を日本人教員、ⅢB・ⅣB をネイティブ教員が担当している。外国語教育については、外国語教育センターが責任をもって運営しており、同センターでは、英語Ⅰ～ⅣB を担当するネイティブ教員の一部について契約教員として募集・選考の役割を担い、受け入れ業務を行っている。

【改善方策】

外国人教員の受け入れについて本学および本学部は今までも先進的に取り組んできたと自負しているし、現状もそうであると判断している。今後も今までの歴史を生かして推進していくことにいささかも変わりはない。

Ｃ群　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部では、『桃山学院大学経済経営論集』（年 4 回発行）と称される紀要だけではなく、桃山学院大学環太平洋圏経営研究学会をサポートし、『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』（年 1 回発行）という学会誌を発行する上で、中心的な役割を果たしている。『桃山学院大

学経済経営論集』は、現在第 46 巻第 4 号、『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』は、第 7 号が最新刊である。特に、『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』においては、他大学に所属する研究者の投稿が多いことが特色であり、オープンな姿勢で他大学との研究交流に寄与している。

【改善方策】

現在のところ、特に国内の他大学との教育研究交流は、教員個人に委ねられているところが大きい。今後は組織的なレベルで教育研究交流を推進する。

４．修士課程・博士課程の教育内容・方法等

４．修士課程・博士課程の教育内容・方法等

(1)　文学研究科

［到達目標］

（大学院研究科の教育課程）

（1）　2006 年度より発足の 3 専攻体制の教育課程を、その当初の理念に即して円滑に実施する。

（2）　新教育課程を発足させた前期（修士）課程に対応した形で、2008 年度実施に向けて後期（博士）課程の教育課程の改訂を行う。

（単位互換・単位認定等）

（3）　南大阪地域大学コンソーシアムに加盟している大学や、その他の大学の研究科との間で、単位互換制度の協約を締結する。

（生涯学習への対応／社会人学生・外国人留学生等への教育上の配慮）

（4）　昨今における社会的ニーズや国際的な価値基準に照らして、社会人・留学生の受け入れ態勢を整備する。

（研究指導等）

（5）　修士論文・課題報告、博士論文の学問水準を維持し、その質をさらに高める。

（教育方法等）

（6）　在籍する学生全員が学内外での学会等でその研究成果を発表できるよう指導する。

（学位授与、課程修了の認定）

（7）　学生の研究に資する国外留学制度を、整備拡充する。

１．教育課程等

１）大学院研究科の教育課程

Ａ群　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

Ｂ群　「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

Ｂ群　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

Ａ群　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

Ａ群　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

Ａ群　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本研究科の博士前期（修士）課程は、2006 年 4 月から新教育課程を発足させた。それと連動して、2008 年には博士後期（博士）課程の新教育課程を発足させるべく、現在具体的な検討作業に入っている。ついては、報告は、博士前期（修士）課程と博士後期（博士）課程に分け、それぞれについて行う。

＜博士前期（修士）課程＞

【現状説明と点検・評価】

本研究科は 1993 年の発足当初、「英語英米文学専攻」（定員 6 名）と、「国際文化学専攻」（定員 10 名）の 2 専攻を置いた。「英語英米文学専攻」は、さらに「イギリス文学研究コース」「アメリカ文学研究コース」「英語学研究コース」の 3 コースから編成され、「国際文化学専攻」は、「日本文化研究コース」「地域文化研究コース」「比較文化研究コース」の 3 コースから編成されていた。それら既存の学問の体系性を最重要視したうえで、旧一般教育担当教員の文学部一括所属によってもたらされた潤沢な人的資源を最大限に活用して、充実した教育課程が組まれた。その 2 専攻 6 コース制は、学士課程における文学部の、「英語英米文学科」と「国際文化学科」の 2 学科よりなる教育課程を受け、それをさらに展開させるかたちで考案されたものである。

発足当初の教育課程立案のねらいは、人文・社会・自然の 3 分野へと広く開かれた教養を基盤にすえて、その上に立って深く専門性を追求することにあった。その具現化として様々な領域にわたる多様な科目設定が行われた。それらの科目は、各研究コース特有の「必修選択科目」群を核として、それぞれの専攻におかれた「選択科目Ⅰ」群、研究科共通の「選択科目Ⅱ」群の 3 つの科目群に大別されていた。その結果、設置授業科目は総計すると約 120 にものぼった。本研究科がカバーする学問領域それぞれについて、このような課程のあり方は、それ自体として一つの理念に基づいたものであり、評価すべきものと思われた。

しかし、開設当初から定員充足率が悪く、特に「英語英米文学専攻」でこの傾向が顕著であった。この点が 1999 年度の大学基準協会による外部評価において「助言」の対象となり、その改善へ向けて議論が重ねられた。定員充足率が低い理由は様々に考えられた。第一に、「英語英米文学専攻」の科目構成が従来型の学問領域に基づく研究者養成型となっており、本学の対社会的位置づけと齟齬をきたしているばかりか、変動著しい社会的要請に十分対応できておらず、学生たちにとって魅力を感じられなくなっていること。第二に、本研究科の教育課程は、あらゆる多様性に開かれていることに利点があるが、それは一方で、それら多様な選択肢を一つに収斂させ、学生個々人が最終的に自己の学問領域を確定していくのに、かなりの努力を必要とすることでもある。そこに、定員充足率の上がらない原因があるのではないかとの総括がなされた。

これらの反省に立ち、教育課程改革において、「大幅な関連科目の絞込み」と、「指導教員による個別指導の徹底」、さらには社会人・留学生に対応して、学士課程教育に直接連続するのではない、「柔軟な教育課程の提供」の 3 点を重視し、2006 年度より「英語圏文化学専攻」（定員 4 名）、「国際文化学専攻」（定員 6 名）、「応用言語学専攻」（定

員 6 名）の 3 専攻に分化した新たな教育課程を発足させた。それぞれの教育課程の内容は、『履修要項』において次のように説明されている。

英語圏文化学専攻：

19 世紀以降におけるイギリスの世界各地への進出の結果、また、その後におけるアメリカの台頭により、英語は広く世界中で使われるようになりました。こうして、「英語圏文化」と呼ばれてよい独自の文化圏が形成されるにいたったのです。この専攻では、英語を母国語として使うイギリス、アメリカはもとより、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド等だけでなく、広く英語を共通語として使う英語文化圏の人々の文化について、文学・思想・歴史・政治などさまざまな領域にみられる文化現象について、多様な観点に基づく研究が推進されます。そして、このような研究が活発に展開されるにしたがって、おのずと英語の運用能力が高められることにもなります。

国際文化学専攻：

国際文化学専攻では、日本、アジア、ヨーロッパ各地域のさまざまな文化の諸相にみられる問題を糸口として、いろいろな文化現象を、比較文化的なアプローチ、文化人類学的なアプローチ、歴史学的アプローチ、地理学的アプローチ、分析哲学的アプローチ、現象学的アプローチ、古典文献学的アプローチなど、多角的な方法論を用いて考察します。また、「文化学研究」科目と「演習」科目が、学生の主体的な取り組みの中で密接な連携を保って展開されることにより、研究テーマはおのずと深く掘り下げられていくことになります。そしてその成果は、さらに「合同演習」の場で得られる関連諸領域からの色々な刺激や情報やアドバイスを受けることによって、いっそう大きく広がっていくことになるでしょう。

応用言語学専攻：

本専攻には、①「英語教育研究コース」と、②「言語コミュニケーション研究コース」の二つのコースが設定されています。①「英語教育研究コース」では、教育法、評価、教材、カリキュラム、教育心理等に関する科目を中心に、英語教育についての研究能力と教授能力を培います。そして、②「言語コミュニケーション研究コース」では、言語の性質の解明、使用のメカニズム、異文化間の相互コミュニケーション行為等についての科目を中心にして、研究能力と言語能力を培います。また、いずれのコースにあっても、専門の学修科目にかかわる周辺科目や関連科目の他、英語の 4 技能の運用能力を高める実習科目を自由に選択でき、それぞれの多様なニーズと目的に柔軟に対応できるようになっています。

これまで、本研究科博士前期（修士）課程は、多様な科目構成をとおして、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項の要請に応えようとしてきた。しかし今回の改革を機に、学生への個別指導を中心とし、それに基づく学生の側の主体的な選択と学修を、関連科目担当教員が支援し、授業科目で補完していくという指導理念上の大きな転換が行われた。この転換は、必然的に、各教員による各学生への個別指導能力への依存度を増大させ、したがって、その指導の成果を確認し検証するメカニズムの必要性が従来にも増して重要になってきたことを意味する。

これに対応して新たな制度として、「合同演習」が導入された。「合同演習」は、研究

指導教員を中心に関連諸科目担当教員ならびに学生が全員参加して行われる。第 1 セメスターおよび第 3 セメスター終了時に、その時点での学修の報告が学生によってなされる。「合同演習」はそれを審査検証する場として、教員の個別指導を他教員が側面から支援し補完しつつ、関連諸科目担当教員が総体として指導力を発揮することができるシステムとなっている。

また、「応用言語学専攻」における「英語教育研究コース」の設置と、英語、社会、地理・歴史の分野における専修免許状取得課程の設置は、これまで本研究科が十分提示できずにいた、地域の学校教育への貢献という可能性を明示したという点で大きな意義を有している。この領域では、「専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」ための教育機関として、本研究科の再出発が目指されている。

さらに、課題報告にもとづく「課題報告型修士課程」の新設は、大学院進学者のニーズが多様化している状況に対応するためのものとして独自性を持つ。これは、従来のような研究者志向ではなく、学校教育現場等の実社会と密接にかかわる実践的な学修を目指す学生にとって、その成果を統合した成果報告を作成する機会を提供するために、積極的に導入されたプログラムとして位置付けられる。

以上を要するに、新たに発足をみた博士前期（修士）課程の教育課程は、開講科目の種別によって学問の体系性を保証するのではなく、学生の研究関心にもとづく主体的な立場からの体系性の構築を助けるという新しい理念を反映させたものである。多様な背景を持ち、さまざまな研究・専門職上の目標を持つ学生への適切な教育を目指す本研究科の基本的姿勢として、これを円滑に実施していくことが今後の課題であり、これら各専攻の教育課程は、「諸文化の多元性を前提とした普遍的で人類的な価値の探究」を目指す本研究科の理念を、これまで以上に明確に表現し、具現するものであると判断される。

なお、旧教育課程と対応関係にあった学士課程との関係についてであるが、こうした文学研究科の改革は、文学部における学士課程教育に今現在必要とされている改革に先んじて実施されたものである。したがって、今後は文学部においても、文学研究科の新しい方向との整合性に留意しつつ、必要な改革が進むことが期待されている。

【改善方策】

新たな改善方策ではなく新教育課程の確実な実施が課題である。既に述べたように研究科内に「FD 委員会」 を設けており、上記のような理念に基づく新教育課程を実行していく際の検証作業を今後とも持続的に行っていくとともに、そこでの検証結果は、研究科委員会にその都度報告され、合意形成の努力がなされるシステムが起動している。また、構成員各人にその趣旨の徹底をはかるべく研修の機会を積極的に持つこととする。

＜博士後期（博士）課程＞

【現状説明と点検・評価】

続いて、博士後期（博士）課程について報告する。本研究科博士後期（博士）課程は、「比較文化学専攻」の 1 専攻にまとめられている。これは「世界の諸地域に歴史的に蓄積されてきた文化的諸事象を個々に研究すると同時に、それらをさらに異文化・異領域間の比較研究へと深化させる」という本研究科教育課程の独自な観点に基づく編成である。「個々の文化を成り立たせると同時にそれらを相対化している普遍的・人類的価値の探究」

のため、「研究講義科目」および「研究演習科目」が設けられている。それらは、文化的諸事象を個々に研究するための「第 1 類」科目群と、異文化・異領域間の比較研究をするための「第 2 類」科目群の二層に編成されている。学生は、主に後期（博士）課程の最初の 2 年間に、各類の「研究講義科目」より 2 科目 8 単位以上を履修することを通して、両分野への広い視点を身につけ、本研究科の目指す理念に即した人材へと成長することが期待されている。

博士後期（博士）課程の学生は、原則として、研究指導教員が担当する「研究演習」を履修するほか、異なる類における演習科目担当者による指導をも並行して受ける。このように後期（博士）課程の教育は、学生の研究の進展を指導する研究指導教員を主としつつも、関係教員がそれを支援しつつ、課程修了へと指導していく体制となっている。博士後期（博士）課程修了のためには、科目の履修後、原則として修了予定 1 年前の所定の期日までに論文計画書を提出し、その内容についての口頭発表を経て、「博士論文」の提出を準備することとなっている。

しかし、先に博士前期（修士）課程の教育課程改訂の主旨において述べた、「大幅な関連科目の絞込み」と、「指導教員による個別指導の徹底」、さらには「柔軟な教育課程の提供」の 3 点のうち、前 2 点に関して、博士後期（博士）課程においても、同じような問題がおきている。現行教育課程では、指導教員の科目設定が限られており、重複受講が認められていないために「指導教員による個別指導の徹底」が十分なされず、また、関連諸科目の体系性が希薄で、「大幅な関連科目の絞込み」が十分でなく、それらを総合化していくことに困難を覚える事例が多々見られた。

【改善方策】

この点を改善すべく、前期（修士）課程の新教育課程が 2007 年度に完成年度を迎えることを踏まえて、2008 年度を目途に、博士後期（博士）課程の改訂案を FD 委員会にて作成した。その骨子は、「すべての科目をセメスター制とする」「各セメスターに演習関連科目を置く」「より専門性に集中特化できる科目構成にする」「属人性（教員個人の専門性に対応した科目設定）としないことで科目の簡素化をはかる」「入学直後に指導教員と相談の上、関連分野の教員を副査として決定する」などの諸項目である。

これを研究科委員会に提言して意見を聴取し、改訂作業に向けての動きはすでに始まっている。これによって、2008 年度以降は、博士前期（修士）課程と博士後期（博士）課程の指導スタイルに一貫性が保たれるようになり、5 年制の博士課程という本研究科の本来の姿がより鮮明になると思われる。

２）単位互換・単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科には現在、他大学等との単位互換制度は行っていない。しかし、現有の限られた教員構成では、これからますます多様化することが想定される学生のニーズに、十分に

応えていくことは不可能である。早急に単位互換制度の導入をはかることで教育課程のより一層の充実が必要である。それはまた、研究領域を共有する他大学学生との交流を促進する機能をはたすことにもなり、研究教育上、極めて重要な課題である。

【改善方策】

学士課程においてはすでに、本学もその会員となっている南大阪地域大学コンソーシアムに所属する他大学との単位互換制度を行っている。現在はまだ特定の科目に限られているが、互換可能な科目の拡大が、今後とも積極的にはかられる方向にある。ついては、新教育課程が 2007 年度に完成年度を迎えることを目途に、本研究科においても周辺他大学との単位互換に向けての協議に入る予定である。

３）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ａ群　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明と点検・評価】

博士前期（修士）課程、後期（博士）課程とも、ほぼ毎年外国人留学生を受け入れている。しかし外国人留学生に向けての、一般学生と異なる特別な教育課程は、現在のところ存在しない。

本研究科の博士前期（修士）課程は、当初、学士課程の 2 学科構成に対応して、「英語英米文学専攻」と「国際文化学専攻」の 2 専攻を置いた。これは、本学文学部の学士課程を終えて、そのまま研究科に進む学生を想定し、それに対応した教育課程であったと総括される。しかし現状は、社会人も含めて、他大学や他学科からの入学者が大半を占め、また、日本の大学の学士課程を経ないで入学してくる外国人留学生の比率は、ますます増大傾向にある。つまり、当該領域に対して基礎的訓練を十分に受けていない学生を相手に、これを指導しなければならないのが現状である。にもかかわらず、原則二年を目途として、対外的な水準に見合った修士論文を書きあげることが、学生には求められている。

当初想定された学生像とは大きくかけ離れた、こうした多様性を示す学生の現状に対応して、先にも述べたように、2006 年度から新たに新教育課程を発足させた。これによって、学生個々人が置かれた環境や事情に、より配慮した、目配りの効いた個別指導が行われることが、今後は期待される。

今回、対外的に一定の質的水準を求められる修士論文に換えて、課題報告の提出をもって修士の学位を認める課題報告型修士コースも新たに設けられた。課題報告型修士コースの特質は、たとえば現職教員が専修免許状を取得して教育の場にそれを活かしていく場合のように、必ずしも研究者を志向せず、実社会の動きに即応した、より実践的な学修を目指す学生にとって、その成果の報告の機会を、新たな枠組みとして提供することにある。また、博士後期（博士）課程への進学を想定していない点に、その特質が求められる。なお、修士論文型と課題報告型との振り分けは、第 1 セメスターの最後に行われる「合同演習」において、関係教員全員の合議に基づき判定され、決定される。

以上のような改善方策に基づく博士前期（修士）課程の教育研究の実効性は、FD 委員会によってその都度検証され評価される体制が整備されている。

【改善方策】

新教育課程の確実な実施が課題であり、改善方策の必要はない。

４）生涯学習への対応

Ｃ群　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

【現状説明と点検・評価】

入試制度における区分として「社会人」の枠は従来から存在した。しかし、生涯学習に関して特別な配慮はなされてこなかった。その一方で、近年ますます、人々の生涯学習に関する関心は高まっている。特に、泉州地域における中核大学としての本学の位置づけ、また、泉北ニュータウンに隣接する大学という位置づけは、本学に生涯学習を提供する場としての責任を課してきていると考えてよい。定員充足率の向上という必要から考えても、この領域での展開が急務と考えられ、新教育課程の立案に際しては、この件への対応が重点項目の一つとして挙げられた。

2006 年度発足の新教育課程においては、生涯学習機関としての文学研究科の性格付けが強く意識され、それに対応した改訂が行われた。特に、「英語圏文化学専攻」（入学定員 4 名）および「応用言語学専攻」（入学定員 6 名）では、中学校教諭専修免許状（英語科）・高等学校教諭専修免許状（英語科）の取得が可能な教育課程が組まれている。そして「国際文化学専攻」（入学定員 6 名）では、中学校教諭専修免許状（社会科）・高等学校教諭専修免許状（地理歴史科）の取得が可能な教育課程が組まれている。しかもその課程には、「34 単位以上の科目履修」と「課題報告」を選ぶコースと、「30 単位以上の科目履修」と「修士論文」を選ぶコースとの 2 つの履修モデルが設けられており、そのどちらかを選んで修めることができるように考えられている。

これに加えて、科目等履修制度、通信制大学院、放送大学院、他の大学院等での履修単位を、10 単位を上限に、修了に必要な選択科目・自由科目に充当できる制度が導入された。その結果、修了年限に関しては、こうした単位の充当を利用することにより、最短で 2 セメスター（1 年間）での前期（修士）課程修了が可能となる。

また、それとは逆の形となるが、現在の 4 年を上限とする在籍期間を緩和して、社会人学生個々人のライフスタイルに応じた受講形態も、現在検討中である。少ない単位修得を、それに対応した受講料負担のみによって長年にわたって続け、課程修了に至る選択肢の可能性を、現在模索中である。

こうした新しい文学研究科のあり方は、第一に、資質向上を目指す現役学校教員を強くサポートするという、一つの大きな目標をもっていること、第二に、地域の立地条件を生かした生涯学習への対応としても有意性が高いこと、そして第三に、このような柔軟な履修体系は、最近における中央教育審議会大学院部会報告が提起した「知識基盤社会を多様に支える知的人材の養成」という目標を十分に意識したものであることに、その特性があらわれていると評価される。

【改善方策】

新教育課程の確実な実施が課題であり、特段の改善方策の必要はないが、在籍期間や授

業料負担の緩和等の新たな選択肢の検討を続ける。（「5．学生の受け入れ」の「7．定員管理」を参照されたい。）

５）研究指導等

Ａ群　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
Ａ群　学生に対する履修指導の適切性
Ｂ群　指導教員による個別的な研究指導の充実度
【現状説明と点検・評価】
＜博士前期（修士）課程＞

1．新旧教育課程の対比

2006 年度より文学研究科の新しい博士前期（修士）の教育課程がスタートした。授業科目の副題化による指導教員開講科目の継続履修、これと並行する「演習」科目履修による論文・課題報告指導、そして「合同演習」による指導プロセスの公開と修士論文提出資格認定制度と中間報告が、この教育課程の中核をなしている。英国大学教育の伝統であるチュートリアル制と米国大学院教育に見られる inter-disciplinary seminar を参考にしつつ、日本の大学院教育を効果的に展開することを期待した、他に類を見ない独自のシステムの試みである。大学院教育の「桃山モデル」を提示できているのではないかと自負している。

旧教育課程においては、授業科目は、学問分野の体系性を反映する形で設定されていた。学生は多くの教員が開講する異なる名称の授業科目を履修することによって学問分野を体系的に学修することが期待された。各授業科目は副題科目を伴う仕方では設定されておらず、したがって学生は、在学期間中に、ある名称の科目は単位取得科目としては一度しか受講できない。また、演習の位置づけは、担当教員の間で運用方針が統一されていなかった。すなわち一方で、少人数の上級クラスと位置づけ、教員の研究関心を主、受講学生の研究関心を従、として展開される場合がある。他方、学生の論文作成指導のための時間と位置づけについても、あくまで受講学生の研究関心をめぐって展開される場合がある。前者の場合には、責任ある論文作成指導のために、時間割には表れない指導時間の設定が、教育課程に載らない形でなされる場合が多かった。上記のような従来指摘されていた教育課程上の問題が新教育課程において解決されたのである。

2．演習の指導内容

現行の教育課程においては、授業科目展開および、「演習」科目の持ち方に関し、従来のものとは異なる、本研究科独自の新たな方針が明確に打ち出されている。すなわち、授業科目の多くは副題付きである。そして同一名称の授業科目でも、副題が異なれば新たに履修することができることになっている。学生は、自分の研究関心に沿った研究をする教員の授業科目を、在籍期間中、継続して受講することが期待されている。そして、その教員が、原則として、修士論文もしくは課題報告の指導に当たることになる。従来の教育課程では、修士課程を修了するための必須条件として、修士論文の提出が位置づけられていた。しかし、現行の教育課程では、30 単位以上の科目履修と修士論文、もしくは 34 単位

以上の科目履修と課題報告という2つの履修モデルから選んで修めることができるように変更されている。

入学試験合格判定の際、出願者の希望に基づく研究科構成員の協議の下に、仮に指導の中心となる教員が決定される。入学時のオリエンテーションにおいて、新入学生への履修指導は、この教員と研究科全体の教育課程に習熟した教務委員が協力して行うことになっている。毎年、『大学院履修要項』が発刊されていて、この『履修要項』と『大学院講義計画』(シラバス)に基づいて、新入生に対して、本研究科の履修システムと、学位授与に関する要件と規準が学生に周知されることとなる。

後述の基礎研究合同演習を経て、第1セメスター終了時に、指導教員が正式に決定される。学生は、指導教員の授業科目と「演習」科目を併せて継続履修することを通じ、学問的接触の機会を保証され、これまでに比して、いっそう適切な指導が受けられることとなる。第2セメスター以降は、指導教員が確定しており、その教員によって継続的な履修指導がなされる。

「演習」科目は、論文作成個別指導の中核をなす科目として位置づけられている。第1セメスターに基礎研究演習、第2セメスターに特殊研究演習、第3セメスターに論文指導演習、そして最終段階である第4セメスターに修士論文演習が設定されている。なお、修士論文1年修了型においては、第1セメスターに基礎研究演習と特殊研究演習、第2セメスターに論文指導演習と修士論文演習を履修することになっている。

この制度においては、特定の教員による指導に基づく研究の偏りが生ずることが危惧されるので、第1・第3セメスター後の「合同演習」によって学生の研究の方向性を、複数の関連科目教員が確認し、アドバイスを与えるシステムを導入している。専攻内の他教員・他学生の前でみずからの研究の現状と課題を発表する「合同演習」科目に参加することによって、そうした偏りが生ずる事態を防ぎ、適切な履修指導を行うことが、その重要な機能の一つである。標準となる2年間(4セメスター)での修士課程修了を想定する場合、第1および第3セメスターに続く長期休暇の最初と最後に、2日間、集中授業科目として、専攻内関連教員および学生全員の参加で行われる「合同演習」が設定されている。第1セメスター後の基礎研究合同演習は、修士論文もしくは課題報告作成にむけて研究計画を発表し、論文作成に本格的に取り組んでよいかどうか、その資格があるかどうかを認定する機会として設定されている。一方、第3セメスター後の論文指導合同演習は、修士論文もしくは課題報告の中間発表として位置づけられる。

3. セメスター制

文学研究科は、セメスター制を実施し、週1回授業を1セメスター履修して2単位というシステムを採用している。博士前期(修士)課程の科目が全てセメスター制に則って構成されていることは、学生の理解度および研修の深まりに応じた細かい履修指導を行うための前提であり、それが整備されていることは高く評価できる。特に、改革後の文学研究科においては、「合同演習」における関連科目担当教員や在学生による指導・アドバイスの成果を、セメスター毎の履修登録に反映させることが、きめ細かい教育システムが機能するための要となる。付言すれば、「合同演習」は、大学院演習指導教員のFD活動の場となることが期待できる。その意味で、「合同演習」で評価されるのは、当該学生およびその指導教員であるともいえる。本研究科の目指す、優れたシステムといえる。

4．シラバス

学生が履修する際の重要な参考となるように、本研究科は毎年、『大学院講義計画』（シラバス）を作成している。この中では、授業科目（講義と演習）の学修目標と計画、成績評価の方法、教科書および参考図書が明確に書かれている。学生はこの『大学院講義計画』を基にして､指導教員と相談の上､セメスター毎に科目の履修ができるようになっている。

5．総括

以上述べてきたように、2006 年度よりスタートした教育課程においては、教育課程の展開および学位論文・課題報告の作成を通じての研究指導は、これまで以上に有機的に展開されていると高く評価できる。ただし、2006 年度より開始した新しい教育課程における研究指導について、本研究科に属するすべての教員がその詳細をまだ十分には理解していないという面もみられるので、若干の改善の必要がある。

なお、2005 年度以前に入学した学生（第２年次以上）に対しては、旧教育課程に基づく教育･研究指導が新教育課程と並行して進められている。旧教育課程においては､学生は、修士論文提出年度の第１セメスター終了後に開催される修士論文中間発表会において、指導教員および、学生の研究テーマに関係する教員の参加のもとに、修士論文の内容に関して指導が行われる。第２年次以上の学生に対する研究指導についても、特に問題はない。

【改善方策】

修士論文･課題報告、博士論文の学問水準の維持、およびさらなる質的向上は、成果をまとめるまでの研究指導のあり方によって大きく左右される。その意味で、本研究科の場合、まずは新しく発足した教育課程を十分に遂行することが何よりも重要である。大幅な改革がなされた新教育課程が発足してまだ間がないということもあり、新しい研究指導体制について、本研究科に属するすべての教員がその詳細をまだ十分に理解していないという面がみられる。また、教育課程施行１年目ということもあり、演習の運用に際して、新たなる問題が生じる可能性もある。このような現状を踏まえ、FD 委員会を中心に、運用面での不十分な点について常に点検し、改善を図っていく体制が整備されている。また、この教育課程を効果的に運用するために、教員研修の機会を設けることもすでに決まっている。

＜博士後期（博士）課程＞

博士後期（博士）課程においては、最初の２年間は、研究指導教員によって開講されている研究演習科目の履修によって個別的研究指導が行われる。研究指導教員は、原則として、入学時に学生が選択する。入学時のオリエンテーションにおいて、新入学生への履修指導は、この研究指導教員と研究科全体の教育課程に習熟した教務委員が協力して行うことになっている。『大学院履修要項』と『大学院講義計画』（シラバス）に基づいて、新入生に対して、本研究科博士課程の履修システムと、博士の学位授与に関する要件と規準が学生に周知されることとなる。

研究指導教員に加えて、類の異なる研究演習科目の履修が義務づけられている。たとえば比較文化第１類に所属する学生は、比較文化第２類に属する研究演習を履修することとなる。特定の教員による指導に基づく研究の偏りが生ずることがないようにとの配慮のもとに、学生は主体的に複数の教員による指導を受けつつ論文作成準備を進めることができ

るようになっている。この制度の下では、幅広い観点から学生の指導が可能になるという点では評価できる。しかし、一度演習を履修すると次年次からは研究指導教員の演習科目が履修できないことになるという問題点が指摘されている。

博士論文提出期限の１年前までに、指導教員とその他２名の教員の参加のもとに実施される､提出する論文計画とその内容に関する口頭報告は､それまでの学修の成果を確認し、作成中の論文に関する指導の機会となっている。この口頭報告は、博士論文の質を高めるための重要な指導の場である。また、博士論文の作成に関する個別的な指導と並行して、指導教員は学内学会および学外の学会・研究会で研究成果を発表するように学生に促し、また、そのための指導を日常から行っている。

上記のように現行の教育課程は、改善すべき点も認められるが、おおむね妥当な状況にあると評価できる。

【改善方策】

2006 年度より新しい博士前期（修士）課程がスタートしたのを受け、FD 委員会では、博士後期（博士）課程の改革に向けて、2006 年 5 月に基本方針を決定している。現行教育課程では、一度演習を履修すると次年次からは研究指導教員の演習科目が履修できないことになっているのを改め､各年次のセメスターに演習（2 単位）を置くことが決められた。この教育課程改革によって、学生の研究の進捗状況に応じて、研究指導教員による更にきめ細かい個別指導を行うことが可能となる。ただし、上記のような教育課程改革においては、特定の教員による指導の結果、研究の偏りが生ずることも危惧される。そのため、前期（修士）課程と同様に、１年次と２年次の第１セメスターの後の長期休暇の最初と最後に、2 日間、集中授業科目として、専攻内関連教員および学生全員の参加で行われる「合同演習」の設定も決められている。「合同演習」によって、学生の研究の方向性を、複数の関連科目教員が確認し、アドバイスを与える指導体制が確立することになる。

２．教育方法等

１）教育効果の測定　２）成績評価法　３）教育・研究指導の改善

Ｂ群　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性
Ｂ群　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性
Ａ群　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況
Ａ群　シラバスの適切性
Ｂ群　学生による授業評価の導入状況

【現状説明と点検･評価】

1．教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

大学院教育においては、知的産物としての修士論文または博士論文の内容が教育効果を測定するための最も重要な指標となる。これらの研究成果は口頭発表または学会誌への論文投稿という形で公表されるべきである。文学研究科関連の学内学会である国際文化学会、英語英米文学会、人間科学会が共同開催する研究集会において、博士後期（博士）課程に

在学する優秀な学生に研究発表の機会を提供している。これら3学会の研究誌『国際文化論集』『英米評論』『人間科学』およびキリスト教学会の『キリスト教論集』は、優れた業績を公表する場である。これらの学会における諸活動に参加する学生たちに対しては、指導教員からの特別な指導が与えられることになる。そして学生の研究およびそれに対する指導の成果が、より公共性の高い場で一定の評価を受ける機会が提供されることになる。

また、大学院学生の広い視野に立った研究活動を奨励し、研究成果の国内外における学会発表を奨励･支援することを目的として、旅費の一部を補助する「学会発表支援補助金制度」が博士後期（博士）課程の学生を対象に設けられている。

国際文化学会、英語英米文学会、人間科学会共催による研究発表会は毎年春と秋の2回開催されている。2005年度には、春の研究発表会では2名の、秋の研究発表会で1名の学生が研究発表を行った。

さらに、大学院学生の大学院課程修了後の進路先も間接的ではあるが、大学院教育の教育効果の測定の指標とすることができる。例えば、本研究科修了後に外国の大学院に進学し、その大学の職員として活躍している修了生もいるし、本研究科修了後、帰国し、大学の教員になった留学生もいる。

2．学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

成績評価法の適切性はその妥当性と信頼性にある。論文作成に当たって本研究科では、研究演習担当教員を論文指導教員とし、中間報告および論文最終審査にあっては副査をおき、成績評価の客観性を保つ努力をしている。さらに、論文の最終評価は、審査報告に基づき、研究科委員会の審議に委ねられる。したがって、指導教員の恣意的な基準によるものではなく、研究科が責任をもって評価する体制を採っている。ただし、各科目の成績については担当教員の裁量に委ねているので成績の科目間の一貫性は必ずしも高いとは言えない。

3．教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

文学研究科博士前期（修士）課程改訂で目指しているものは、学生の学習成果を関連諸科目担当教員および学生が確認するシステムの構築である。具体的には､「合同演習」が必修とされている。これは、標準的な2年間での修了を想定した場合、第1セメスターおよび第3セメスター終了後に関連諸科目担当教員並びに学生が全員参加で行われる演習である。学生の側からは､「論文作成資格認定」および「修士論文／課題報告中間発表」という意味を持つが、同時に、教員の教育・研究指導方法の成果を、これらの機会に検証し、学生および指導教員の資質向上・改善を促進するための教員相互間の検証の機会ともなる。本研究科においては博士後期（博士）課程の教育に当たる教員は、全員が前期（修士）課程の教員でもある。したがって、前期（修士）課程に組込まれた「合同演習」の持つ公開性は、研究科構成全教員のFD活動として大きな役割を持つものと期待されている。

4．シラバスの適切性

大学院のシラバスは『大学院講義計画』として各学生に配布される。それには各授業の講義 （演習） 概要･学習目標、講義 （演習） 計画、講義 （演習） 計画に関する留意事項、成績評価の方法、教科書および参考書が統一した書式で明示されている。しかしなが

ら、指導計画の記載の緻密度は教員により偏りがある。

5. 学生による授業評価の導入状況

本学学士課程で、原則として全講義科目を対象に行われている「学生による授業評価」は、大学院では実施されていない。理由は、学士課程においても演習科目・実習科目で「学生による授業評価」を実施していない理由と同じである。すなわち、少ない場合は 1～2 名多くても 20 名前後の受講生との授業においては、学生の匿名性を確保する困難がある。特に文学研究科においては、上記のような研究指導の成果を公開の場で検証するシステムがあるため、今のところ学士課程に準ずる、質問紙による「授業評価」導入は検討されていない。

【改善方策】

2006 年度の新教育課程の運用開始とともに、FD 委員会が定期的かつ頻繁に開催されている。特に新しい科目である「合同演習」および「特別研究」の授業形態については課題も多く、その運用上の検討が進められているところである。

大学院における研究成果は学会での口頭発表または学会誌への論文投稿という形で公表されるべきであるという観点から、学生は全員、修了までに最低 1 回は学会発表を行うことを義務付ける。

３．国内外における教育・研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学は国際交流をたいへん重視していて、すでに本報告書の各所で述べられているように、学則における建学の理念をはじめ様々なレベルにおいて基本方針は明確に定められている。本研究科においても同様に明確に定められている。以下、学生レベルと教員レベルに分けて述べる。

＜学生レベルの国際交流＞

本研究科も多数の留学生を受け入れてきた。前期（修士）課程では 2001～2006 年度の入学者 40 名のうち 22 名が外国人留学生である。後期（博士）課程では 2000～2006 年度の入学者 15 名のうち 7 名が留学生である。2005 年度に前期（修士）課程を修了した後に出身国において大学教員に就職した者もおり、研究教育の国際交流に成果を上げていると評価できる。

本学大学院生の外国留学に関しても、桃山学院大学大学院学則第 43 条において、本学が協定または認定する外国の大学もしくは大学院への留学について、1 年間を上限として留学期間を本学在学期間に数えることができることなどを定めており、これに基づいて「桃山学院大学大学院学生の外国留学に関する細則」も定められている。留学先で取得した単位 10 単位を上限として本学大学院の単位と認定される。ただし、留学が 1 年を超えた場合は休学しなければならない。また本学の協定や認定のいまだ及ばない大学への留学のため

に休学する者もいる。

大学院学生に関してはおおむね妥当な内容、水準にある。しかし、外国への留学は少ないのが実情である。

＜教員レベルの国際交流＞

教員レベルの国際交流においては、第一に、教員の特別研修制度によって毎年 2～3 名が 1 年ないし半年の海外での特別研修の機会を持っている。この制度は自らの研究を進展させるだけでなく、直接間接に国際交流に貢献するものであり、高く評価できる。

海外における学会に参加するために旅費の一部を補助する制度もあり、本研究科の教員もこの制度を利用している。この制度により航空運賃実費が補助される。しかし、制度が発足した 30 年前には大きな意味があったが､格安航空券が広く出回っている一方でホテル代が高くなっている今日、その意味が低下しているので拡充が必要である。

本学は啓明大学校（韓国）との学術交流を長年続けており、本研究科の教員もこれに参加している。総合研究所が単独で、または学内の学会との共催で行う「外国人研究者を囲む会」に、本研究科の教員も主催者として、あるいは参加者として関わっている。こうした外国人研究者を交えた研究会は、参加者相互に知的刺激を与えあう国際交流として高く評価できる。

「桃山学院大学客員研究員規定」「桃山学院大学客員教授規定」などが設けられており、外国人研究者を受け入れる制度は整っている。しかしながら、本研究科は外国人客員研究員、客員教授を受け入れたことはない。

【改善方策】

大学院学生の休学は、原則として 1 年単位で認められている。しかし、2006 年 10 月の大学院教務委員会において、実際の運用においてセメスター単位の休学を認めることが確認された。その周知徹底をはかる必要がある。

教員の海外特別研修は、せっかくの枠が生かされないことがある。そのようなことがないように運営を改善する余地がある（再募集、申請時に第二志望を認めるなど)。

４． 学位授与・課程修了の認定

１）学位授与

Ａ群　修士　博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
Ｂ群　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状説明と点検･評価】

近年の修士の学位授与は 2000～2004 年度までの 5 年間に、それぞれ 7、4、4、4、7 名である。1999 年に発足した博士後期（博士）課程における博士学位の授与は 2003 年度に 2 名、ついで 2006 年 9 月に 1 名である。加えて 2005 年度に論文博士 1 名である。

修士、博士の各々の学位の審査は本学学位規定に基づいて適正に行われている。

本研究科では学位審査の透明性・客観性を高めるための制度を整えている。論文提出年

次の第１セメスター終了後に行う中間報告会に修士論文は１名、博士論文は２名の立会人が参加し、報告者に助言を与えている。

博士前期（修士）課程では、2006 年度からの教育課程においては、さらに「合同演習」を必修科目として設けている。第１年次、第２年次とも、第１セメスターの通常授業終了後に、学生は専攻（コース）の全教員と全学生が参加する場で指導と助言を受ける。

論文審査においては、修士論文では１名、博士論文では２名の副査が主査とともに審査に当たり、研究科委員会の審議により決定している。

修士論文、博士論文とも本学図書館に保存し公の閲覧に供している。博士論文は出版社から著書として出版するなど１年以内の全文の公表を義務づけている。

このように、入学者数に対する学位授与者数の状況においても、学位審査の透明性と客観性を高める措置の点においても、おおむね妥当な状況にある。

前期（修士）課程の英語英米文学専攻を修了した学生の少ないのが問題だが、入学者の少ないことに原因があり、この点の解決策を含むものとして、2006 年度から抜本的な改組と教育課程改革を実行している。

【改善方策】

博士前期（修士）課程においては、新教育課程の円滑な実施運営につとめる。博士後期（博士）課程は、前期（修士）課程の新教育課程に連続する形での教育課程改革を行う。

Ｃ群　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の適切性

【現状説明と点検･評価】

博士前期（修士）課程教育課程の 2006 年度からの抜本的な改革の一環として、修士論文を課さない課題報告型修士課程を設置した。修了に必要な単位数は修士論文型より 4 単位多く、課題報告は量的にはおおむね修士論文の 3～4 割程度を目途としている。

学生の希望を尊重しつつも、第１年次第１セメスター通常授業終了後に行う「合同演習」の結果によって、課題報告型か修士論文型かを決定する。

下記の１年修了型と組み合わせて、１年修了課題報告型が可能であり、社会人・現職教員・家庭人等、時間的ゆとりをもてない人々の学習意欲に応えるものである。

適切、妥当な制度であると評価できる。

【改善方策】

こうした学生が実際に入学するのが待たれる現状においては特段の改善策を必要としない。

２）課程修了の認定

Ｂ群　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検･評価】

博士前期（修士）課程教育課程の 2006 年度からの抜本的な改革の一環として 1 年修了型修士課程を設置した。第 1 セメスターから主指導教員および副指導教員の演習および講義を含めて集中的に受講し指導を受ける。

30 単位と修士論文あるいは 34 単位と課題研究を 1 年間で修了するのは実際には困難を伴うが、事前に本研究科で科目等履修生として取得した単位や、通信制大学院や放送大学大学院など他大学の大学院で取得した単位が 10 単位まで本学大学院の単位として認められるので、入学以前にこうした単位を取得していれば、1 年間での修了は十分可能と考えられる。

上記の課題修了型と組み合わせて、1 年修了課題報告型が可能であり、社会人・現職教員・家庭人等、時間的ゆとりをもてない人々の学習意欲に応えるものである。

適切、妥当な制度であると評価できる。

【改善方策】

こうした学生が実際に入学するのが待たれる現状においては、特段の改善策を必要としない。

(2)　社会学研究科

[到達目標]

修士課程ならびに大学院の教育内容、および方法等に関する到達目標を、以下のとおり定める。

(1) 大学院設立時の方針は堅持しつつも、学生の多様な研究関心をカバーするために、3カ年の予定で社会学部所属教員のうち、科目適合性がある教員を順次大学院担当者とする。また、博士後期課程における社会福祉関係演習ならびに特殊研究の拡充が急務とされるので、担当者の増員を可及的速やかに行う。なお、特殊研究については2006年度より一部実施ずみである。

(2) 教育効果の測定ならびに成績評価の客観性を図るために、学内学会である桃山学院大学社会学会が開催する研究会での大学院生の研究発表を促進し、また研究会への出席を促す。この点については、本研究科が独自に決定できないので、桃山学院大学社会学会との協議を今年度中に行い、具体案を策定する。教育・研究指導の改善については、従来行ってきた取り組み体制をより強化するとともに、研究科としての組織的な取り組み体制の可能性を、研修会を開き検討する。

(3) 国内外における教育・研究交流は、本研究科のような小規模体制においては、独自の取り組みよりも、従来行ってきた大学全体としての取り組みがより効率的であると判断している。しかし、この点についても、学部の方針を踏まえた上で、学部と一体となった取り組み体制が可能であるかを今年度から検討する。

(4) 学位授与に関して、現在は本学図書館にて博士論文ならびに修士論文の公開を行っている。これに関連して、論文審査内容ならびに論文概要を、より広く社会的に公開するにはどのような形態が望ましいかを、公開の促進を念頭におき、検討する。

１．教育課程等

１）大学院研究科の教育課程

Ａ群　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

Ｂ群　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」という修士課程の目的への適合性

Ｂ群　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

Ａ群　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

Ａ群　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両

者の関係

Ａ群　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科は、複雑化しつつある現代社会が投げかけている多様かつ複雑な社会問題を、応用社会学という知的手法を用いることで、正確に捉え、そのことをとおして広い視野に立った学識と、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養うことを目指している。これは学校教育法第 65 条にいう、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与する」という目的と合致している。

博士前期課程では、現代社会、現代文化、社会福祉の 3 研究分野を設け、現代社会分野ならびに現代文化分野については、「全体的視野」と「トータルな認識」を、社会福祉分野については「実践」をキーワードとして、教育を行っている。これに基づき、博士前期課程では、広い視野に立ち、応用社会学の手法を用いて、対象を捉えることができ、かつまた福祉の現場での実践を可能とする学識を授けられるように教育課程を編成している。これらは「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」という大学院設置基準第 3 条 1 項の目的に合致する。

博士後期課程は、博士論文の作成を目標とし、それを 3 年間の一貫した高度な研究指導により行う。その際、学生は、指導教員はもとより、論文指導会議に加わって、共に指導を行う教員、さらには関連分野の教員から適宜に指導を受け、博士論文の内容を質的に高めていくことが求められる。これは大学院設置基準第 4 条第 1 項にいう「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎知識となる豊かな学識を養う」ということと合致している。

博士前期課程のカリキュラム構成は社会学部社会学科および同社会福祉学科のカリキュラムに対応するとともに、専攻分野も学部のそれに対応したものとなっている。社会学部は、社会学科および社会福祉学科の 2 学科制であるが、前者は履修モデルとして現代社会モデルおよび現代文化モデルを設定し、履修指導を行っている。したがって、社会学部の教育は現代社会、現代文化、社会福祉の 3 領域を重点としている。博士前期課程の 3 研究分野は社会学部が重点領域として措定する研究分野を、より高度化する形で設定したものであり、両者には教育上有機的連携が保たれている。

前期課程の教育は、演習（8 単位）および選択科目（24 単位以上）の履修によって行う。演習は 2 年間の一貫教育として設定され、学生は指導教員による指導の下、修士論文の作成を目標とし研究に励むとともに、自ら定めた研究テーマに関連する高度な研究指導を受ける。これに対して、選択科目は 3 研究分野および分野共通科目として配置されている。学生は、自らの研究テーマに最も関連する研究分野の科目を履修するとともに、社会学的能力ならびに応用社会学的能力を一層発展させるために分野共通科目を履修する。この教育体制によって、高度な研究能力を培う。

博士後期課程の教育は、特殊演習（12 単位）および選択科目（4 単位以上）の履修によって行う。後期課程生は 3 年間一貫の演習科目である特殊演習を履修し、指導教員の指導の下、博士論文の作成を目標とする。特殊研究という名称が付けられた選択科目は、特殊

演習に対応したものの他、関連領域の科目が設置され、学生は研究テーマの完成のため、およびその研究能力の向上のため、特殊演習とそれに対応する特殊研究という履修の組み合わせ、あるいは特殊演習とそれに関連する特殊研究という組み合わせ、さらに特殊演習とそれに対応する特殊研究および関連する特殊研究という組み合わせ、という3つの履修パターンで選択科目を履修することができる。この履修体制を採用したのは、学生が自ら選択した研究テーマを、より広い視野から研究できるようにするためである。学生は年度初めに研究計画を提出すること、また年間最低1本の研究論文の執筆を要求されている。この論文は、桃山学院大学社会学会が発行する『桃山学院大学社会学論集』に査読を経て、掲載される。

博士前期課程では、前述したように専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とし、同時に学部教育からの発展的継承性という点に配慮し、社会学部の専攻に対応した3研究分野を設け、それぞれの分野を核とする履修モデルを設定している。これに対して、博士後期課程では、応用社会学専攻の一専攻体制とし、より高度の社会学的研究を目指している。これは、社会学部社会福祉学科においては、実践教育の重視を基本方針とし、高度専門教育は博士前期課程までとしていたためである。したがって、博士後期課程においては、社会福祉的テーマは広く現代社会・現代文化の問題との関連で社会学の視点から扱われている。しかし、博士後期課程設立時点での想定とは異なり、社会福祉の問題を研究テーマとし、同課程に進学する学生が現れてきたので、2006年度より、あらたに社会福祉関係科目を新設し、対処している。

博士後期課程の教育は、前述したように、3年間一貫の特殊演習（12単位）と特殊研究（4単位以上）の履修によって行われる。3年の課程期間内での学位取得－博士論文作成を実現するために、①履修指導、②論文指導、③研修指導が行われる。指導教授によって指導される履修指導は、学生の研究テーマに応じて3年間の適切な履修計画を指導するものである。博士論文の作成に際して、最も中心的な役割を果たすのが論文指導であるが、これには指導教員による個別指導に加えて、論文指導会議による指導が行われる。この論文指導のプロセスについては、後に改めて述べる。履修指導および論文指導が博士論文作成に際して中心となる指導であるが、これに加え、研修指導がなされる場合がある。これは学生のテーマによっては、学外での研修による理論的・実践的研究が必要になるからである。この場合、研修の内容および時期については、指導教員によって適切に指導される。以上の3点が入学から学位授与に至る教育システムならびにプロセスであるが、その中心的役割を担うのが前述したように論文指導である。論文指導のプロセス－年次別指導の概要については、下記の表に示すとおりである。

表　年次別論文指導の概要

第1年次	4月	指導教員の決定 履修計画の決定	入学時に指導教員を決定する 指導教員の指導に基づいて、3年間の履修計画を立てる（必要に応じて内外での研修計画を立てる）
	7月	研究計画書提出 論文指導会議設置	研究テーマ・研究計画を指導教員に提出 指導教員を長とする論文指導会議を後期課程の担当若干名により、原則として学生ごとに設置
	3月	研究状況報告 第１年次研究報告書提出 ＊学会参加の奨励	研究計画の進行状況を論文指導会議に報告し、会議の審査を受ける 研究計画の進行状況報告と論文1編を提出する。論文は学会誌に掲載可能レベルの内容を有することが要求される 学会に参加して、研究発表および論文投稿等の機会を有効に活用するよう奨励する
第2年次	7月	第２年次研究発表 論文指導会議	第１年次に提出した論文を基にして、それをさらに発展させることが求められる。その内容を論文指導会議において発表し、討論を経て次の段階に進むステップとする
	3月	第２年次研究報告書提出	研究計画の進行状況報告と論文1編を提出。論文は、学会誌に掲載可能レベルの内容を有することが要求される
第3年次	4月	博士論文作成開始 論文指導会議	論文指導会議は、過去2年間の研究の進捗状況を検討し、第3年目のスケジュールに従って博士論文を完成できるかどうかの予備的判断を行い、学生の個別指導にあたる
	7月	第３年次研究発表 論文指導会議	博士論文になる予定の論文について、論文指導会議において発表し、討論を経て内容の精錬を諮る
	1月	博士論文提出	
	3月	論文審査・最終試験 学位取得	

表に示されているように、指導教員の指導の下、学生は３年間の履修計画を立てるとともに、研究計画書を提出し、これにもとづき指導教員を長とする論文指導会議（原則として学生毎）が設置され、第１年次の７月に研究状況の報告と審査が行われる。そして年度末に学生は研究計画の進行状況報告と学会誌に掲載可能レベルの論文１本を提出する。２年次には、前年度と同様、7 月に論文指導会議にて研究発表、3 月に研究報告書と論文 1 本が提出される。そして、最終年次には、論文指導会議は過去２年間の研究状況の進捗状況を検討した上で、博士論文の執筆にあたらせるとともに、7 月には研究発表をうけて、論文内容の精錬にあたらせる。以上の一連の指導にもとづき、博士論文の提出がなされ、その審査を行う。博士後期課程における入学から学位授与まで、学生は指導教員による一貫した指導ならびに論文指導会議を通した指導という二重の指導体制の下、一貫した教育的配慮をうけている。なお、学生は、第１年次に学会に参加し、研究発表および論文投稿等の機会を有効に活用するよう奨励される。遠隔地で開催される学会での発表を援助する制度はこれまでなかったが、2005 年度秋学期より「大学院生の学会発表支援補助金」として制度化された。

【改善方策】

本研究科は、社会学ならびに社会福祉学の学問的観点を踏まえ、それを３つのキーワードとして示すとともに､社会学部の教育体制に対応した形でカリキュラムを構成している。

この点については、当面、変更する予定はない。ただ、博士後期課程設立時点での想定とは異なり、同課程へ社会福祉学専攻者が進学するようになってきたため、それに対処するため、必要から、今後は社会福祉学領域の特殊演習、ならびに特殊講義を漸次増大させる。なお、特殊講義については、2006 年度から増設を行っている。

２）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ａ群　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明と点検・評価】

社会人については、入学後の教育課程上、特別な制度上の措置は講じていない。しかし、本研究科は大規模大学院とは異なり、小規模で個別指導を徹底している。このため、社会人入学生には、履修および教育上、柔軟な対応が可能である。同時に、演習、講義科目とも履修者は少人数であるため、授業日ならびに授業時間帯についても、社会人学生の要望を可能な限り組み入れている。

外国人留学生に対しては、大学全体の制度として、外国人留学生の受け入れを担っている国際センターによってアカデミック･アドバイザーが、個々の留学生につけられている。アカデミック・アドバイザーは、本学の専任教員、とりわけ留学生が履修する演習をはじめとする少人数クラス担当教員が受け持つことになっている。したがって、研究科の留学生に対しては、彼ら彼女らが履修した演習担当者がアカデミック・アドバイザーとなる。同時に、博士課程前期の留学生入試および博士課程後期入試の日本語を母国語としない受験者の日本語試験においては、大学院での高度な授業についていけるだけの日本語能力を、専門領域の知識とともに、重視している。このため、留学生に対する教育課程上のサポートは個別指導の枠内で十分に行われている。

【改善方策】

本研究科は少人数教育、さらに個別教育に力を入れている。この方針にもとづき社会人、留学生を教育・指導し、成果をあげてきた。今後とも、この方針を堅持し、教育の強化を図る。

３）研究指導等

Ａ群　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性

Ｂ群　指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程の教育課程は 2 年の課程期間での修士論文の作成を目標としつつ、演習（8 単位）および研究分野別に編成配置された科目（24 単位以上）の履修からなる。演習は修士論文のテーマと密接に関わり、2 年間一貫履修として行われる。3 研究分野および分野共通として編成配置された科目の履修は、学生の研究テーマ、問題関心と深く関わる関連分

野での研究動向を紹介、研究し、それによって学生の知的基盤を豊かにするとともに、分野共通科目として配置された科目の履修は、応用社会学的研究を深める前提ともなる調査手法、および論理力を高める。

修士論文の作成は、第１年次および第２年次を通して一貫した指導体制の下に進められる。まず、研究テーマの登録にはじまり、指導教員による履修指導、研究計画進行の状況報告、そして第２年次に行われる修士論文予備発表を経た上での論文計画の提出、さらに指導教員による承認を経て、論文提出、審査という一連のプロセスを経て行われる。ここでは、指導教員による一貫した指導および修士論文作成に際して、節目となる時点で、それぞれ適切な指導が行われている。

博士後期課程の教育課程は、特殊演習（12 単位）および特殊研究（4 単位以上）の履修からなる。博士論文の作成は、指導教員による特殊演習での、また必要に応じて行われる個別指導、論文指導会議における指導という二重の指導体制の下、進められる。この２つの指導を受けて、学生は博士論文の内容を質的に高め、指導の結果は年度末に提出される研究報告書に反映される。博士論文作成にあたっては、①特殊研究をはじめとする指導教員による日常的な個別指導、②集団指導という性格をもつ論文指導会議、③1 年間の指導による到達レベルを示す研究報告書という、それぞれ有機的に関連づけられた指導が行われる。指導プロセスの概要については、前掲・表「年次別論文指導の概要」に示したとおりである。

博士課程前期および後期課程の両課程において、履修指導は入学時のオリエンテーションを前提として、指導教員の指導に基づき行われる。学生は指導教員と研究テーマを発展させる上で最も相応しい科目について、相談し、その承認の下、履修する。それに加え、論文指導会議における集団的指導は、指導教員とは異なる視点からの指導も行われ、それは翌年の履修計画に反映される。本研究科における履修指導は、指導教員による履修指導を基本としながら、それに論文指導会議における履修指導が必要に応じて行われ、多角的な観点から学生の研究能力および職業能力の向上に勤めている。

指導教員による個別的な指導は、前期課程および後期課程共通して、日常的に行われている。前期課程では演習、後期課程では特殊演習での指導を基本としながらも、必要に応じて、また学生の求めに応じて、指導教員による個別的指導が行われている。また、それを補足する指導が、前述した論文指導会議での指導であり、同会議の担当教員は、必要に応じて、また指導教員の求めに応じて、学生の指導を行っている。

【改善方策】

本研究科の研究指導は、すでに述べたように個別指導ならびに共同指導という重層構造において行われている。この指導体制については変更する予定はない。ただ、本研究科担当教員の専攻領域が大学院学生の研究分野を必ずしも全てカバーしているわけではないので、できる限り大学院担当教員を拡充する。なお、今年度から社会福祉学担当教員を増員しており、来年度以降も社会学ならびに社会福祉学担当教員を順次、増員していく。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

教育・研究指導の効果は、前期課程においては修士論文、後期課程においては博士論文によって評価されるが、各年度においては講義科目の成績評価によって行われる（ただし演習を除く)。後者は 100 点を満点とし、100～80 点を A、79～70 点を B、69～60 点を C とし、60 点以上を合格とする基準を設けている。しかし、点数算出の基準はそれぞれの担当教員の判断に任せられ、本研究科として共通の指標を設け、それに基づいて成績評価を行うという方法を採用していない。これは、カリキュラム体系の下に相互に緊密な形で関連づけられているとはいえ、それぞれ高度に専門化されている各教科における教育・研究指導の効果を共通の尺度ないしは指導によって評価することが難しいからに他ならない。

これに対して、前者の論文に関しては、次のプロセスで教育・研究の評価が行われている。まず、論文が作成される段階において、前期課程では修士論文中間発表会における研究発表によって、後期課程では各年次毎に行われる論文指導会議での報告によって、学生の研究到達状況が、指導教員をはじめとして複数の教員によって審査される。この２つの研究発表の場でなされた指導は、修士論文ならびに博士論文に反映される。とりわけ、論文指導会議で新たに課題とされた点は、年度末の研究報告書に反映されねばならず、このプロセスを年次ごとに繰り返すことで、より高い質をもった修士論文ならびに博士論文が作成されることになる。

博士後期課程では、毎年次ごと学会誌に掲載することができる高いレベルの論文を提出することが求められている。この論文の作成課程ならびに完成段階で、指導教員による指導が行われるので、年次ごとの教育・研究指導の効果がどの程度反映されているかを把握することができる。同時に、論文指導会議担当教員も、論文の査読に関わることが多く、また掲載された論文を読むことで、その指導の成果を把握することができる。

以上のように、教育・研究指導の効果は、最終的には指導教員を主査とし、関連分野の教員を副査とする論文審査において評価されるが、それに至るプロセスにおいても、複数の教員の視点から、研究計画を出発点とし、それが課程期間にいかに内容深く、質的に向上しているのかをチェックするシステムが整えられている。

【改善方策】

教育・研究指導の成果は最終的には修士論文ならびに博士論文という形式をとるが、論文作成のための指導体制は現行方式を踏襲する。学生の論文執筆・研究意欲をより一層喚起するために、学内学会として組織されている桃山学院大学社会学会が開催する研究会での報告を奨励し、それが定期的に行われる体制を作る方向で検討を行う。これを実現するために、今年度中に社会学会と協議し、実現に向けた具体案を作成する。

２）成績評価法

Ｂ群　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状説明と点検・評価】

現行の成績評価法が、学生の資質向上を検証する方法として最も適切であるのか、という点について、これまでのところ本研究科では組織的な検討を行っていない。これは先にも述べたように、各教科の教育内容が、高度かつ専門的内容を持つため、学生の資質向上の状況を検証するに適切な共通の基準、もしくは指標を設定することが難しいと考えているからである。しかし、個別指導に共同指導を組み合わせた本研究科の指導体制が、この点を補う役割を果たしていると考えている。この指導体制において、個々の学生の資質、勉学ならびに研究の状況について論文指導担当教員を中心として情報を共有することが容易なためである。

【改善方策】

本研究科はすでに述べたように少人数教育をベースとして、個別指導に共同指導を組み合わせた指導体制を採用している。論文指導に関わる教員は、当該学生の研究水準の向上をより適切に判断しうるので、この方式は論文審査はもちろん、講義科目における成績評価にも客観性をもたらす。ただ、現行方式では大学院担当教員全員が個別学生の資質を客観的に把握する迄には至っていないので、先に述べた桃山学院大学社会学会での学生の発表、議論への参加を促進し、これによって学生の資質把握に努める。

３）教育・研究指導の改善

Ａ群　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組状況

Ａ群　シラバスの適切性

Ｂ群　学生による授業評価の導入状況

【現状説明と点検・評価】

これまで教員の教育・研究指導方法の改善は、研究科としての組織的取り組みによってというよりも、①学内学会である桃山学院大学社会学会の研究テーマとして報告、議論されることによって、また②通常、1 テーマにつき数年間の期間をかける共同研究という形をとって行われてきた。実際、このテーマに関連する共同研究が進行中である。このような、個々の教員ならびに複数の教員による共同研究という形で教育・研究指導方法の改善活動に取り組んできたのは、学部に基礎を置く本研究科において、より柔軟な取り組み活動が行えるためである。今後、研究科独自の取り組み体制を設けるのかという点については、研究科委員会で検討を行う。

シラバスは、毎年、『大学院講義計画』に掲載し、公表している。同講義計画に掲載している項目は、①講義概要、学習目標、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書であり、これは学部と同一形式である。本研究科では、シラバスは毎回の内容を示すものではなく、講義の概要、計画にとどめている。これは、学生の履修が担当教員の指導の下に行われていること、また、講義内容も履修学生の研究関心等を踏まえて、その都度

調整されるためである。現在のところ、シラバスは現行方式で十分に機能している。

学部においては授業評価を実施し、公表しているが、ゼミ等の少人数クラスについては、評価者の匿名性を保持できないため、実施対象から省いている。本研究科の定員は、博士前期課程で1学年10名、同後期課程は同じく1学年3名である。このため、学部での授業評価の考え方を踏襲し、評価者－学生の匿名性保持できないため、授業評価は実施していない。学生の声を授業や演習に反映することは必要であるが、授業でもの足りない点や要望事項については各教員が折にふれ演習等において聞いているのが現状であり、この点の改善については、今後、検討の余地があると思われる。とはいえ、先にも書いたように、授業評価と匿名性保持とのバランスをいかにとるかは難問であり、現段階において最適な方式は見いだされていない。

【改善方策】

教育・研究指導方法の改善に関する取り組み体制については、上に記したように、今年度から研究科委員会で研修会を開き、検討を行う。同時に、従来方式についても、強化する方向で取り組む。

３．国内外における教育・研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

国際化への対応、および国際交流の推進は、現在の大学にとって、不可欠の課題である。桃山学院大学では、国際センターを中心として、海外提携校の拡大を着実に図るとともに、総合研究所を事務所管として韓国啓明大学との学術交流を長年にわたって続けてきた。これにともない、提携校からの留学生の受け入れ、提携校への海外留学も増大してきた。本研究科は、大学のこの基本方針にもとづき、国際交流、留学生の受け入れを行っており、独自に国際交流プログラムを実施する必要を認めない。これは、本研究科の教員規模では、この方針がより現実的であり、効率的であるからである。

国際レベルでの教育研究交流についても、本研究科独自のプログラムは採用していない。しかし、前述した啓明大学と本学との間に教員交換プログラムが締結され、そのプログラムを利用して、教育研究交流が社会学研究科の教員によって行われている。同時に、同校との間に交換留学生に関する協定が結ばれている。従来、留学期間は1年とされていたが、学生がよりこの制度をより利用しやすくするため、今年度から留学期間については柔軟に運営できるようにした。

また、現在、本研究科に在籍する前期課程生23名のうち7名が外国人留学生であり、その研究テーマの多くは、母国と日本との比較をベースとしたものである。国際比較研究が積極的に行われていることは、留学生の帰国後、母国での活躍をとおして、また演習担当教員ならびに論文指導教員においても国際的理解の高まりによって、将来的に国際的な教育研究交流の緊密化を促進させる要因になるものと考えられる。これに加え、本学では留学生に対し、種々の奨学金制度を設けており、経済的側面における援助を積極的に行っ

ている。

【改善方策】

学部に基礎を置く本研究科においては、研究科独自の国際交流の推進という方針は採用していない。また、教員規模からいっても、この方針は現実的であると判断している。したがって、これまでの取組を継続する。ただ、学部と一体となった国際交流ならびに教育研究交流の活発化・促進という点については、社会学部の方針を踏まえ、相互に検討を行う。

４．学位授与・課程修了の認定

１）学位授与

Ａ群　修士　博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
Ｂ群　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程は 2000 年 4 月に設立され、2002 年 3 月に完成年度を迎えた。それ以来、33 名の学位授与者を出している。博士後期課程は 2003 年 4 月に設立され、2006 年 3 月に完成年度を迎えたが､博士論文の提出が延期されたため､修了者を出すには至っていない。

修士号の学位授与は、所定の単位（演習 8 単位、選択科目 24 単位以上）を履修し、修士論文および最終試験の審査に合格することを必要とする。博士号の学位授与は、先に述べた理由から行われていない。制度としては、所定の単位（特殊演習 12 単位、特殊研究 4 単位以上）を履修し、博士論文および最終試験の審査に合格することを必要とする。修士論文および博士論文の審査は、指導教員が主査となり、副査として関連領域を中心とした教員 2 名が加わり、最終試験も同じ審査委員があたる。修士号の授与においては、提出された修士論文が選択した専攻分野の研究水準にどれほど接近しているのか、それが社会学的知識を踏まえたオリジナルな研究に結びついていく可能性をもつものなのか、あるいは高度の専門的知識を備えた職業人として活躍するに必要となる能力に結びつくものなのかが、慎重に判断される。博士論文においては、上に述べた事情にあるので、審査は 2006 年度末にならなければ行われないが、論文指導は現在継続中である。現在の指導プロセスを踏まえると、博士論文の審査に際しては、応用社会学という知的基盤に立ち、論文が関連領域における研究水準をいかなる点で凌駕するのか、さらに自立した研究者として、独創的な研究を展開することが可能かどうか、あるいは高度の専門的知識を備えた職業人として自己形成し得る能力に結びつくものであるのかが、慎重に判断されよう。

博士後期課程においては、学位授与に際しての透明性を高める措置とも関連するが、学会誌に掲載できる水準の研究論文を、各年次に提出することが要求されている。これは、博士論文作成に向けて、着実に実績を作り上げていくという意味において重要である。これに加えて、その論文が公開されることで、その研究水準が客観的に評価されやすくなるという意味においても、重要な意味をもつ。なぜなら、博士論文が研究論文として公開された論文を骨格として作成されるということは、その研究水準についての審査基準を客観

化することにもつながるからである。

【改善方策】

学位の授与方針ならびに基準については、現行のそれを踏襲し、変更の予定はない。ただ、学位審査における客観性をより高める方法に関して、現在、図書館にて行っている修士論文ならびに博士論文の公開に加えて、修士論文概要、審査概要の公表がどのような形態であれば可能なのかについて検討を行う。

(3) 経済学研究科

［到達目標］

（1）教育課程等

①2006 年度導入の 3 コース制（アカデミックコース、税理士コースおよび公務員コース）は、教育課程の改善策であり、これに実効性を持たせること。

②博士前期課程の目的にカリキュラムは適合しており、修士論文も比較的質の高いレベルとなっているので、これを堅持していくこと。

③博士後期課程では、学位取得のための教育システム・プロセスが十分に機能し、継続的に学位授与者を生み出すこと。

④少人数という恵まれた条件のもとで行われる研究指導は適切であり、これを堅持させていくこと（学部からの入学生、社会人および外国人留学生に共通)。

（2） 教育方法等

①入学者増加に伴い、就職指導が必要となる場合に備え、必要な対応策を検討していく。

②博士後期課程の指導方法は、研究指導教員に専ら委ねられているが、指導方法についても研究を重ね、論文作成をより効果的に行えるように努める。

（3）国内外における教育・研究交流

①本学の諸制度（特別研修員制度、海外における学会等出張旅費補助、外国人研究者を囲む研究会）の利用は活発であるが、その成果を個人的なものに留めるのではなく、これまで以上に組織的に活用する策を考える。

②教育研究およびその成果の外部発信は、全体として見ると相当高いレベルに達しており、これを継続するとともに、さらに改善することに努める。

（4）学位授与・課程修了の認定

①博士前期課程の入学者を増やし、修士号授与者を増加させること。

②博士後期課程への入学者を増やし､継続的に博士号授与者を生み出していくこと。

１．教育課程等

１）大学院研究科の教育課程

Ａ群　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程の学生には、これまで修了後の進路や目標とする専門職種を想定して、6 タイプの履修モデル（地域産業、都市政策、財政、金融、国際経済、理論）を提示し、論文指導者が履修に関するきめ細かな指導を行ってきた。しかし、国際化、高度専門化の中で、分野間の垣根が低くなり相互の関連が増しており、4 分野とこれに基礎を置く 6 つの履修モデルの有効性が疑問視されるようになった｡また､修了後の進路としての行政職は、

地域経済のみならず、財政、国際経済、理論等の分野でも考えられる。よって、これまでの 4 分野構成に代え、修了後の目的に応じたコース制を導入するのが適当であり、2006 年度からこれを導入することを決定した。本年度より導入したコースは、アカデミックコース、税理士コースおよび公務員コースである。アカデミックコースは、従来の分野制のもとでの履修と同様に、修士論文テーマを中心に履修体系を組み、履修を行う。税理士コースは、税理士を目指す学生を中心としたコースである。公務員コースは、国家・地方公務員を目指すものに対して必要な専門的技術、知識を教授するコースである。

本研究科博士前期課程（修士課程）修了のためには、コースにより履修要件が異なる。アカデミックコース、税理士コースは演習 8 単位(必修)を履修し、これ以外に、選択科目のうちから最低 24 単位(6 科目)、合計 32 単位以上の履修が必要条件となっている。公務員コースは演習 8 単位(必修)を履修し、これ以外に、コースカリキュラムの履修要件（第 1 群、第 2 群それぞれより 12 単位以上）最低 26 単位の選択科目、合計 34 単位以上の履修が必要条件となっている。選択講義科目として 46 科目が設けられている（「桃山学院大学大学院学則」別表 3)。選択講義科目は多岐にわたり、「広い視野にたって精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的に適合すべく、十分な科目を配置し、高度な科目内容が教授されている。

博士後期課程では、8 つの特殊演習と 13 の講義科目（特殊研究）が設けられており、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に適合すべく、必要な科目を配置し、高度な科目内容が教授されている。博士後期課程では、マンツーマンのきめ細かい研究指導が行われている。加えて、これを支援する論文指導小会議および論文指導会議が設置されている。前者は、若干名の当該課程の担当者によって、原則とし学生ごとに研究指導教員を長として設定される。後者は、研究科委員会全員によって構成される。

上記の通り、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条 1 項、同第 4 条第 1 項および本研究科の理念・目的等に照らして、十分な科目と教育内容を保持しており、適切であると考える。

【改善方策】

博士前期課程のアカデミックコースおよび税理士コースのカリキュラムは実質的にこれまでと変わらず特に問題はないが、公務員コースについては新設から日が浅く、点検・評価を継続していく必要がある。博士後期課程については、今のところカリキュラム上の問題は存在しない。

Ｂ群　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」という修士課程の目的への適合性

【現状説明と点検・評価】

本研究科では、標記の博士前期課程（修士課程）の目的に適合すべく、下記のように十分な科目を配置し、高度な科目内容が教授されている。

必修科目として演習（8 単位）が、また 46 の選択講義科目（42 科目は 4 単位、5 科目が

2 単位）が設けられている（「桃山学院大学大学院学則」別表 3)。修士課程修了のためには、3 コースとも演習 8 単位を履修し、アカデミックコース、税理士コースについてはこれ以外に、選択科目のうちから最低 24 単位（6 科目)、合計 32 単位以上の履修が必要条件となっている。また公務員コースについてはコースカリキュラムの要件を満たし計 26 単位以上の選択科目、合計 34 単位以上の履修が必要条件となっている。アカデミックコース、税理士コースの学生は、演習指導教員と相談のうえ、修士論文作成に必要な基礎学力養成に関わる講義を含め、論文テーマに関連する講義科目を履修する。演習以外に必修科目はないので、厳格な履修制約はないが、実際上、かなり幅広く履修したうえで、修士論文が作成されている。公務員コースの学生はコースカリキュラムの第 1 群、第 2 群の講義科目を履修することにより公務員としての分析能力、政策形成能力を磨く。これ以外に修士論文、もしくは修士論文に代えて課題研究報告を作成することになる。

カリキュラムは修士課程の目的に適合しており、目標は実現されていると考える。

【改善方策】

改善策として導入された 3 コース制は始まったばかりであり、推移を見ながら点検、評価を行い、当面その実効性をもたらす努力をしていく。

Ｂ群　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

【現状説明と点検・評価】

本研究科博士後期課程では、必修科目として特殊演習（12 単位）が、また 13 の選択講義科目（各 4 単位）が設けられている。同課程修了のためには、特殊演習 12 単位および、選択講義科目より最低 1 科目(4 単位)を修め、博士論文の審査および試験に合格することが必要である。学生は、同一研究指導者の演習を継続して履修し、その研究指導のもとに特化した研究テーマで博士論文を作成する。

博士課程の目的は、合格する博士論文を完成することによって達成される。本研究科博士後期課程は 2002 年 4 月に発足し、2006 年 3 月に課程博士を得たものが 1 名おり、現在 2 名が博士論文を作成中である。

【改善方策】

現状では、その長短を論じるだけのデータが不足しており、推移を見ながら、点検・評価を行い、改善方向を模索していく。

Ａ群　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

【現状説明と点検・評価】

経済学研究科（修士課程）は、経済学部に基礎を置いて平成 10（1998）年 4 月に設置された。

本学経済学部では、経済の専門的知識だけでなく、並行して経営学・社会学・法学・情報処理などの経済学に隣接する領域の学習ができるカリキュラムを設定している。具体的には学科教育科目として経済学基礎科目と共にコース設計科目を設定し、産業経済コース、

国際経済コース、経済と法コース、経済と経営コース、経済と情報コースを設定している。社会と経済の関係や仕組みを考える5つのコースを設定することにより、各分野における専門知識と時代への対応力を取得することが可能となっている。このような学部教育を基礎として、さらにそこで得た専門的知識を深化させるカリキュラムが大学院には設定されている。具体的には、アカデミックコースでは、学部教育で得た広範な経済学の知識をベースとしてさらに高度な研究を進めることが可能である。税理士コースでは、特に経済と経営に関わるより高度な専門的知識を深めることが可能であるとともに実践的な能力を身に着けることが可能である。公務員コースでは、社会と経済とのかかわりについてより具体的に学び、分析する能力を身につけることが可能となる。

【改善方策】

経済学部に基礎を置く経済学研究科における教育内容は、学士課程における教育内容と有機的な連携を保ち適切である。

Ａ群　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程は将来の進路目的に沿った3コース制を採用し、コースカリキュラムの履修を通して高度職業人および専門家を養成する修士課程の目的に沿う人材養成が図られている。博士前期課程を修了後博士後期課程に進学するものはごく僅かであり、修士課程で完結する形となっている。後期課程への進学に際しては、面接試験とともに基礎学力をみる筆記試験を行っている。3コースのうちアカデミックコースからの進学が予想されるが、博士前期課程入学時より博士後期課程への進学を希望するものには、始めからそのつもりで指導を行っている。

博士前期課程における履修は、コースカリキュラムの履修を通して高度職業人および専門家を養成するものとなっており、教育内容は適切である。特に問題となる状況はない。

【改善方策】

当面問題となる点はないが、点検・評価を継続していく必要はある。

Ａ群　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状説明と点検・評価】

〈第１年次〉

4 月、学生は入学時に指導教授を決定し、その指導に基づいて、3 年間の履修計画を立てる。研究テーマ、研究計画を指導教授に提出する。7 月、指導教授を長とし後期課程の担当教員若干名（原則として演習担当者）による「論文指導小会議」を学生ごとに設置する。翌年3月、研究計画の進行状況報告と論文1編を提出する。論文は学会誌に掲載可能レベルの内容を持つことが要求される。

〈第２年次〉

7 月、第 1 次研究発表を行う。第１年次において提出された論文内容を「論文指導小会議」および「論文指導会議」（経済学研究科委員会構成員全員により構成）において発表し、

討論を経て次の段階に進むステップとする。翌年 3 月、研究計画の進行状況報告と論文 1 編を提出する。レベルについては１年次と同様のものが要求される。

〈第３年次〉

「論文指導小会議」は、過去 2 年間の研究の進捗状況を検討し、第３年次のスケジュールに従って博士論文を完成できるかどうかの予備的判断を行い、学生の個別指導に当たる。7 月、博士論文構想のこれまでに完成した部分について、「論文指導会議」において発表し、討論を経て内容の精錬を図る。翌年 1 月、博士論文提出、第３年次研究報告書を提出。3 月、博士学位取得のスケジュールとなっている。

3 年以上博士後期課程に在学し、所定の単位を修め、研究指導を受けた上、博士論文の審査および試験の合格を以て修了とする。具体的には、第１年次に指導教授を決定し、指導教授の特殊演習を 3 年間継続して履修し（12 単位)、博士論文作成の指導を受ける。講義科目は、指導教員と相談し、1 科目（4 単位）を選択履修することが必要である。

以上が学位取得のための教育システム・プロセスである。

教育プロセスが必ずしも標準的スケジュールどおりに進行してないのが現状である。各年次に年次報告書とともに提出される論文が、学会誌に掲載可能なレベルの内容に達していない場合があるからである。学会誌に掲載可能なレベルの論文が毎年提出されるとは限らない現状を踏まえれば、標準修業年限を越えて学位取得にいたるのも致し方ないと考える。

【改善方策】

標準修業年限（3 年間）での学位取得のためには、相当資質のある学生を受け入れるとともに、学生の希望テーマに即して適切に指導できるように、教育研究態勢を充実させることも必要である。標準年限で学位を取得させるように改善するためには、研究環境（奨学金の問題など）を含めて総合的に取り組む必要がある。教育研究態勢のいっそうの充実も継続的な課題である。

２）単位互換、単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科は、国内外の大学等との間で単位互換は行っていない。ただし、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたとき、他の専攻又は研究科もしくは他大学の大学院（外国の大学院を含む）の教育課程の授業科目について履修することができる。履修した授業科目の単位は 10 単位を限度として、課程修了必要単位として認定することができる(「桃山学院大学大学院学則」第 13 条)。経済学研究科では、この適用例はこれまでのところない。

【改善方策】

現状のままで当面は支障がない。

３）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ａ群　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期（修士）課程〉

社会人に対して、土曜、日曜および夜間開講といったような特別な配慮はしていない。本研究科では、通常の開講時間帯の下で履修し、単位修得、修了可能な社会人を対象としている。在職中の社会人であっても、勤務日、時間を調整可能ならば、就学と両立できる。過去にはそのようなケースも見られる。

外国人留学生に対しては、講義科目の中に外国文献研究（日本語）を設け、この講義を通じて、日本語文献の読解力、論文作成能力を付けるのみならず、日本経済の理解力や経済理論の理解を深めることができる。外国文献研究（中国語）は外国人留学生を対象とした講義ではないが、日本語力および論文作成能力の向上という点から見て中国からの留学生にも有効である。留学生に対しては、論文指導に当たって、事実上日本語指導を併せて行っている。

〈博士後期課程〉

特殊演習および最低１科目の講義科目履修でよいので、博士前期課程以上に在職社会人の受講調整はし易いと思われる。２年次以降、特殊演習の履修のみでよい場合、更に調整しやすくなる。留学生に対する論文指導においては、併せて日本語表現についても指導がなされる。

現状では、本学に入学を希望する社会人の入学に特に支障があるとはいえない。外国人留学生については、外国文献研究（日本語)、外国文献研究（中国語）が有効に機能していると考える。これらの点に関しては、現在特に問題点とするところはない。

【改善方策】

社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮は適切であるとしても、いっそうの充実を図るためには、絶えず点検・評価活動を行う必要がある。

４）生涯学習への対応

Ｃ群　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

【現状説明と点検・評価】

変化の激しい時代の中で、生き生きと充実した人生を送るためには、生涯教育が必要である。生涯教育の一環として本研究科で対応するのは、アカデミックコースおよび税理士コースである。これらのコースに入学し、再トレーニングを受け、新たな出発をすることができる。このために利用できるのは社会人入試制度である。面接試験のみで、合否判定をする。面接試験では、「研究計画」（これが中心）とともに、その他提出書類＜自己申告書（自己の業績報告あるいは職場経験報告）＞等も参考にし、総合的に判定する。2005 年度実施の 2006 年度入試には 3 名の社会人入試志願者がおり、1 名が合格し入学した。

【改善方策】

2006 年度に入試制度を改善したことにより、社会人志願者が増加した。これは生涯教育の重要な部分と考えている。当面、社会人入試の志願者、合格入学者がどのように推移していくかを注意深く見守っていく必要がある。(2007 年度入試でも継続的に志願者が出ているが) さらに改善が必要な場合は、研究科長を中心とした検討グループで検討することになる。

５）研究指導等

Ａ群　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期（修士）課程〉

アカデミックコース、税理士コースの学生は指導教授と相談し、研究テーマにかかわる講義科目を選択して計画的に履修する。選択した分野のみならず広く他分野からも講義科目の選択を行う。その際、当然、基礎科目的なものも含まれる。第１年次には、講義科目を 5、6 科目履修し、第２年次には 1、2 科目の講義履修にとどめ修士論文の作成に集中するというのが実状である。

修士論文提出期限の 3 カ月前までに、指導教授の承認のもとに論文計画を提出することが義務付けられている（大学院履修要綱)。公務員コースの学生は指導教授と相談し、公務員としての分析、政策能力形成のためにコースカリキュラムの第１群、第２群の科目を履修するとともに修士論文もしくは課題研究報告を作成することになる。課題研究報告については、１年次、２年次それぞれに異なるテーマの課題研究報告の提出が求められる。課題研究報告の提出手続きは、アカデミックコース、税理士コースともに同様である。

〈博士後期課程〉

当該課程の研究指導およびスケジュールについては、上記（大学院研究科の教育課程）の項で既に述べたところである。

1998 年 4 月修士課程発足以来､研究指導は計画に従って行われている｡博士前期課程(修士課程）の研究指導は有効に機能しており、適切である。公務員コースについては新設されたばかりで長短を論ずるデータを持ち合わせていない。博士後期課程については上記の項で既に述べたところである。

【改善方策】

修士課程における研究指導については、当面問題とする点はないが、点検・評価を継続していくことが重要である。

Ａ群　学生に対する履修指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期（修士）課程〉

履修指導は指導教授によって行われる。学生は修士論文作成に当たっての基礎となる講義科目と論文テーマにかかわりの強い講義科目を履修するよう指導される。

〈博士後期課程〉

履修指導は指導教授によって行われるが、博士論文作成という視点から行われる。

博士前期課程および博士後期課程いずれも適切に行われており、今のところ、特に問題はない。履修指導はマンツーマンで行われており、きめ細かい指導が行われている。履修指導という点に限れば問題はないが、現有の体制では対応しかねるような研究テーマを希望する学生が現れた場合に備え､研究･教育態勢をいっそう充実させることも課題である。公務員コースについては新設されたばかりで長短を論ずるデータを持ち合わせていない。

【改善方策】

当面の改善課題はないが、継続的に点検・評価を行うことが必要である。

Ｂ群　指導教員による個別的な研究指導の充実度

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期（修士）課程〉

修士論文作成のための研究指導は、指導教員によって演習形式で行われる。指導教員のアドバイスに従って、基礎学力の向上を図る講義科目および論文テーマに関わる講義科目を計画的に履修する。履修が計画通り行われるならば、より効果的に研究指導を行うことができる。公務員コースの場合、修士論文もしくは課題研究報告作成のための指導が行われる。

総じて研究指導は充実しており、予期された成果が得られている。それは、相当にレベルの高い論文が少なくないことから判断できる。これらの成果は、もとより本人の研究努力によるところが大であるが、指導教員の個別的な研究指導によるところも大きい。多くはないが、個人的な事情で、休学、退学の例も見られる。本研究科には９月卒業制度があり、それを利用する者もいる。公務員コースについては新設されたばかりで長短を論ずるデータを持ち合わせていない。

〈博士後期課程〉

博士後期課程では、3 年間継続する研究指導が特殊演習として行われる。最近の研究成果を分析・検証するとともに、問題点を発見させる。これらをもとに研究を展開し、博士論文の作成に導く。2002 年度発足で入学者３名、このうち１名が修了し、課程博士（経済学）の学位を授与された。

博士前期課程および博士後期課程いずれも、少人数できめ細かい指導を受けられるという恵まれた状況にある。

【改善方策】

博士前期課程の研究指導については、今のところ特に改善を必要とする点はない。博士後期課程については、いまだ長短を論ずることのできるデータは存在しない。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期（修士）課程〉

講義科目においては、学生のレポート発表とこれに関する教員と学生との質疑応答によって､学生の理解度を測ることができる｡学生の主体的取り組みなくして講義は進まない。本研究科では講義科目の受講者は若干名なので密度の濃い教育が行われており、理解度の向上が期待される。教育・研究指導の効果の測定は、学生のレポート発表、討議の内容などによって教員がそれぞれ行う。

研究指導（演習）においては、学生は若干名なので、個別指導が徹底的に行われる。その成果は、①修士論文の中間発表会と②修士論文の審査によって確認される。

修士論文の中間発表会は、修士課程２年目の 7-8 月に指導教員、関連分野の教員２名、他の学生の出席のもとに行われる。

修士論文の審査

(1)　修士論文の審査は、研究科委員会の定める審査委員によって行う。

(2)　審査委員は指導教員を主査とし､当該論文に関係ある授業科目担当教員１名以上を加えて行う。

(3)　審査委員は、審査結果を研究科委員会に報告するものとする。

修士論文の合格基準：広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要な能力を示すに足るものをもって合格とする。

公務員コースの学生は修士論文に代えて課題研究報告を提出することができるが､「研究指導（演習)」に関しては前述の修士論文の説明と同様である。「課題研究報告」の場合、修士論文の中間発表会に相当する発表を１年次に行う。

〈博士後期課程〉

講義科目（特殊研究）は学位論文作成に有益なものを履修する。講義は修士課程以上の密度で行われる。研究指導は特殊演習指導教員によって行われるが、これを補佐する制度として「論文指導小会議」が指導教員と若干の教員によって組織される。同会議は、論文計画をチェックし､研究の進行に応じて､各年度に提出された論文について助言を与える。会議の長には、論文指導教員がなる。提出論文は学会誌に掲載可能なレベルのものが要求される。さらに、２年次からは「論文指導会議」で提出論文を報告し、各教員から助言を受ける。論文指導会議は本研究科構成員全員によって構成される会議である。

博士学位論文の審査および最終試験

(1)　博士学位申請論文の審査は研究科委員会の定める学位審査委員会によって行われる。

(2)　博士学位審査委員会は主査１名と副査２名以上から構成される。

(3)　最終試験は､博士学位申請論文を中心にして､これに関連ある学問領域について

行われる。

(4) 最終試験の方法は、口頭試問を中心にして、博士学位審査委員会によって行われる。ただし、筆答試問を合わせて行うこともある。

(5) 博士学位審査委員会は、博士学位申請論文の審査と最終試験の結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はそれを受けて合否の判断をする。

博士論文の合格基準：博士の学位論文は、専攻分野についての研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を示すに足るものをもって合格とする。

講義科目については、博士前期・後期とも受講学生が若干名ゆえ、教育効果をかなり適切に評価できるものとなっており、適切であろう。

〈博士前期課程（研究指導)〉

修士論文の中間発表会は、論文指導の成果を中間的に確認するだけではなく、結果的に教員相互の指導成果をチェックする機能も果たしている。修士論文審査は、主査および副査の2名の合計3名で行われ、審査結果は研究科委員会で報告され承認手続きがとられており、適切である。中間報告会を経て、修士論文を完成させる仕組みは、着実に成果を上げていることが、これまでの実績から確認されており長所である。公務員コースについては新設されたばかりで長短を論ずるデータを持ち合わせていない。

〈博士後期課程（研究指導)〉

学位論文作成に関わる論文指導小会議、論文指導会議は、当初かならずしも順調に進行していたとはいえないが、近年は計画通り実施されて機能を果たしている。2006年3月1名に課程博士号が授与されたが、必ずしも年度ごとに学会誌に掲載可能なレベルの論文が提出されない状況にある。これは、学生の努力、資質、研究環境等とも関係する問題であろう。

【改善方策】

博士後期課程については、入学時の資質チェックと更に学位論文を作成し易いよう研究条件整備（奨学金の増額など）が求められる。指導方法についても研究を重ね、学位論文作成をより効果的に行えるよう工夫を重ねていく必要があろう。

C群　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

【現状説明と点検・評価】

発足以来の修士号取得者については、上記の「大学院研究科の使命・目的・教育目標（経済学研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況)」の項で示した表「修了後の進路」の通りである。およそ6割が税理士志望者であり、彼らは他研究科への進学、税理士・会計事務所への就職、未就職という形をとっている。なお博士後期課程の修了者は現在のところ1名であり、桃山学院大学特別研究員として研究を継続している。

研究科の修士号取得者の6割程度が、税理士資格取得志望であったので、未就職の場合も特に問題となるほどではない。税理士資格取得に関わる制度の変更にともない、次第に税理士以外の進路を希望するものが増えるにつれ、大学院でも適切な就職指導が必要となる。留学生については、これまでのところ修了者（修士課程）自身で進路を開拓してきて

いる。

【改善方策】

今後就職指導が必要になってくることに備え、対応策を検討していく必要が出てこよう。

Ｃ群　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

【現状の説明と点検・評価】

修士課程修了後、大学教員、研究機関の研究員などに専任として採用された例はない。大学の非常勤講師となっている例は、1 件ある。

【改善方策】

博士後期課程の修了者は出ているが、大学の専任教員への就職は実現していない。今後、博士後期課程の修了者または修業年限満期退学者が出てくるので対処が必要である。

２）成績評価法

Ｂ群　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状説明と点検・評価】

講義科目では、受講学生が少数なので、レポート発表、討論および年度末におけるレポートまたは試験の結果を総合評価することによって成績評価が行われている。各教員の成績評価方針はあらかじめシラバスに記述されている。

講義科目では、上に述べたように総合的評価が行われており、学生の資質向上の状況を踏まえた成績評価となっている。博士前期課程、博士後期課程のいずれも、最終的に論文作成が求められ、これによってそれぞれの課程での資質向上の状況が検証される。学生にはほぼ納得のいく成績評価の方法となっていると考える。

【改善方策】

当面、特に改善を要する点はないが、継続的に点検・評価を行う。

３）教育・研究指導の改善

Ａ群　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組状況

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程では、教育研究指導を担当教員が各自考えて実施しているが、その研究指導の現状は適切と考えている。

博士後期課程には、研究指導を補佐する「論文指導小会議」制度があり、大学院生の学習・研究活動の節目に有効な役割を果たすことが期待されている。また、経済学研究科構成員全員によって構成される「論文指導会議」が存在する。論文指導会議は、学生の研究報告を聞き、これに対して意見を述べるもので、2004 年度より実施されている。博士論文作成中の学生にとって、作成上有益な意見あるいは示唆が得られるのみならず、指導教員にとっても指導上の参考になっていると考える。また、本研究科の各構成員が、博士後期

課程の学生の研究内容や研究の進捗状況を知る良い機会ともなっている。

【改善方策】

博士前期課程については、当面教育・研究指導上改善を要する点は見当たらない。発足5年目の博士後期課程については、点検評価を継続し状況を見ながら対応していく必要がある。

Ａ群　シラバスの適切性

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程および博士後期課程シラバスでは、科目名、講義区分、単位数、担当者、講義概要・学習目標、講義計画、成績評価の方法、教科書、参考文献が記入項目となっている。博士前期課程および博士後期課程それぞれ冊子が発行されている。

現状は一応適切であるが、博士前期課程で記載にやや具体性に欠けるケースもみられる。

【改善方策】

状況を見ながら点検・評価し、必要な方策をとる。

Ｂ群　学生による授業評価の導入状況

【現状説明と点検・評価】

学部では学生による授業評価制度を導入しているが、本研究科では学生による授業評価制度は導入していない。本研究科の学生数は少なく、授業に対する評価が、教員に伝わりやすく、教員もそれに対応しやすい状況にある。学生数が少ないため、学生による授業評価の匿名性を保持しがたいので、学生の問題を汲み取る努力が必要となるが、実状はおおかた把握されている。それゆえ学生による授業評価制度の導入は当面考えていない。

【改善方策】

現状で特に問題となる点はないが、点検・評価を継続していく必要がある。

３．国内外における教育・研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

【現状の説明と点検・評価】

本学は建学の理念・目的の下に国際化および国際交流を基本方針の重要な部分としている。本研究科も国際化の進展のもとで、国際経済との関連、特にアジア地域との関連を視野に納める高度な専門職業人の養成を人材養成の目的としている。この理念のもと、本研究科においては多数の留学生を受け入れてきた。博士前期（修士）課程では 2001～2006 年度の入学者 40 名のうち 14 名が留学生であり、博士後期課程では 2002～2006 年度の入学者 4 名のうち 4 名全員が留学生である。また、本学大学院生の外国への留学に関しては、「桃山学院大学大学院学則第 43 条」および「桃山学院大学大学院学生の外国留学に関する細則」により、本学が協定または認定する外国の大学もしくは大学院への留学について、1年間を上限として留学期間を本学在学期間に算入することができ、さらに留学先で取得した単位を 10 単位を上限として本学大学院の単位と認定されること等が定められている。し

かし、本学大学院生の外国への留学は少ないのが実情である。

本学における国際交流の主担当窓口は、留学生の受け入れ、留学生派遣、交換研究員については国際センターであり、研究交流については総合研究所が一部を担当している（該当部署を参照)。本研究科の学生入学定員は 10 名と小規模ゆえ、研究科独自に組織的に取り組むというような状況にはないが､次項において触れるように､研究科教員の在外研修、研究交流活動は活発である。研究科教員の在外研修における人脈や研修成果が十分に生かされているかどうか検討する必要があろう。

【改善方策】

本学の国際交流担当窓口と連携して国際交流活動を活発にするには、在外研修における人脈や研究成果を十分に生かすための具体策も検討する必要がある。

Ｂ群　国際レベルでの教育・研究交流を緊密化させるための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

海外研修制度は、標記の目的を達成するために有効な制度である。派遣者の選考は、全学および学部単位で行われている。本研究科発足以来海外研修の機会を持った本研究科教員は８名で、その研修年度、期間、研修先、研修国は下記表のとおりである。

特別研修員制度（海外）

研修年度	期間	研修先	国名
2004	1 年	バッキンガム大学	イギリス
2002	1 年	ブリティッシュコロンビア大学	カナダ
2001	1 年	バッキンガム大学	イギリス
2000	1 年	グラスゴー大学	イギリス
2000	6 カ月	ボン大学開発研究所センター	ドイツ
2000	1 カ月	協同組合、従業員所有企業	イギリス
1999	1 年	ロンドン大学歴史研究所	イギリス
1998	6 カ月	カリフォルニア大学デービス校	アメリカ

本学総合研究所は、外国人研究者を本学に迎え単独または本学の学会と共催でセミナー（研究会）を 1979 年以来開催しており、2006 年 5 月現在で累計 124 回に及んでいる。この研究会への参加者は本学教員、大学院生、外部研究者である。本研究科に関わる研究会を過去 5 年間について抽出したのが下表である。

外国人研究者を囲む研究会

開催数	開催年	テ － マ	報　告　者
第 112 回	2002. 6.14	最近の中国事情（経済を中心として）	李 書成 氏（中国・北京外国語大学教授）
第 114 回	2002.11.20	Real Politik, Globalization, and China's Taiwan Policy	叶　江 氏（中国・上海師範大学人文学院歴史系教授）
第 116 回	2004. 4.20	大戦間失業の悪循環と好循環－セイ法則の修正解釈－	Kent Matthews 氏（英国・カーディフ大学ビジネス・スクール教授）

第 117 回	2004. 7.26	中国における間接金融の優位とその将来	童適平氏（中国・復旦大学国際金融系副教授）
第 118 回	2004.10.15	Germany： a Path from an Economic Miracle to a Newly Declining Country in the European Union	Hans-H.Bleuel 氏（独国・デュッセルドルフ専門大学教授）
第 119 回	2004.11.18	上海市における人口，就業と産業構造の調整	周海旺氏（中国・上海社会科学院 人口経済研究所副所長）
第 122 回	2005.10.13	Free Trade Agreement for China	Nie Qing 氏（China Business School of Shanghai Institute of Foreign Trade）

平均して毎年 1 名が研修制度を利用して、海外研修を行い、自らの研究を進展させるのみならず、研修先、研修国との交流の促進に直接、間接に貢献している。研修先、研修国での人脈が、外国人研究者を囲む研究会に発展するケースもある。外国人研究者を囲む研究会は本学の理念・目的にかなっており、これが果たしてきた役割は大きい。

研究会への参加者にとっては、刺激的であり、国際的な研究動向や最先端の知識をうる機会ともなる。また講師との研究交流に発展することもありうる。本研究科には英語、中国語、ドイツ語などの外国語に堪能な専任教員が多く、英語圏で修士以上の学位を取得したものが 4 名いる。

【改善方策】

当面、海外研修制度および外国人研究者を囲む研究会について、特に問題となる点は見られない。このような制度による成果や人脈を個人的なものにとどめず、組織としてこれまで以上に活用する策を講じる必要がある。一つは、個人的成果を教育研究に生かすためには、収容定員を確保して教員が学生に成果を還元できる機会を増やすことである。二つは、意欲と能力のある学生には必要に応じて留学の機会を提供することである。三つは、教育・研究交流緊密化の一手段として、研究成果の外国語（英語）による発信が有効と考えられるので、英文紀要の発行が求められる。これは、本学の出版部門を主管する総合研究所のかねてよりの検討事項なので、その早期実施が望まれる。

Ｃ群　国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

【現状説明と点検・評価】

国内外の他大学院との間での組織的な教育研究交流実績はない。本学大学院間で兼坦・兼任が行われているが、ごく少数である。本研究科の収容定員は前期課程 20 名、後期課程 9 名と小規模であり、現状では本研究科の指導態勢（兼任・兼担を含む）でほぼ十分と考える。学生にとって特に必要な場合は、本学他研究科あるいは他大学の研究科の講義を（10 単位を限度として）履修することができる現行制度の下で対応できる。本研究科の構成員（教員）は、学会活動、研究グループでの研究活動に重点をおいて、研究活動を行っているのが実情である。学内共同研究プロジェクト制度の下では、本学他学部、他研究科の構成員とも一緒に共同研究活動を行っている。この活動は歴史もあり、かなり活発であるが、研究科としての組織的活動ではない。

学生の海外大学院への留学は、国際センターの協力で可能となっている。使用言語の問

題があり、実施例はない。

【改善方策】

上記のような現状であり、これまでのところ本学以外の大学院との組織的な交流の必要性は強くない。学生の海外大学院への留学については、言語が障害となっているので、この問題を改善する必要がある。早急な対応は実際上無理であるが、英語による講義（経済学特別講義）の導入や英語で指導（交換留学生）すること等を通じて次第に改善されていくものと考える。

Ｃ群　教育研究およびその成果の外部発信の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、教育研究およびその成果の外部発信の窓口となるのは、総合研究所である。総合研究所の地域社会連携プロジェクトで、本研究科の構成員を中心として行われている最近の例を挙げる。

「泉州地域における法と政治の役割」代表者：矢根真二（2002-2004 年度）

「南大阪地域の統計調査、計量経済分析、および地域経済情報システムの構築」
代表者：荒木英一（2002-2004 年度）

「体制移行と経済開発に関する総合的研究（Ⅱ）」代表者：厳　善平（2004-2006 年度）

「近現代大阪における生活環境史の総合的研究」代表者：芝村篤樹（2005 年度）

「南大阪再生と地域社会における大学の役割」代表者：矢根真二（2005-2007 年度）

「南大阪地域の統計調査、計量経済分析、および地域経済情報システムの構築」
代表者：荒木英一（2005-2007 年度）

当該プロジェクトは、地域と連携した共同研究を推進することを意図するプロジェクトであり、共同研究活動の状況は、随時本学の『総合研究所紀要』に掲載されている。着実に研究活動が行われていることがわかる。地域に連携した共同研究活動を財政面から推進する制度なので、研究活動の活発化に貢献しているが、成果発表についての厳しい制約は付されていない。

共同研究プロジェクトの成果等は、随時本学の『総合研究所紀要』、『研究叢書』等に発表される。終了後は、「共同研究プロジェクトに関する内規」により活動報告書の提出が義務付けられている。教育研究およびその成果の外部発信の窓口は、総合研究所であり、このほかに、各種紀要発行、出版助成、ワーキング・ペーパーの発行等を行っている。出版助成では、過去 5 年間（2001－2005）に助成により 3 件の出版が、2006 年度にも 1 件の出版が行われており、総合研究所を窓口とする外部発信はかなり活発である。

総合研究所を窓口とする以外の手段による教育研究成果の外部発信は、個人の出版、論文の発表を通じて、あるいは学会活動による学会誌等への発表を通じて発信されている。この外部発信も全体としては相当活発であるが、個人差も見られる（『桃山学院大学教育・研究年報』参照）。

【改善方策】

地域社会連携プロジェクトは総合研究所を窓口とした全学的取り組みの一環であり、メンバーは学内のみならず、必要に応じて学外からも参加可能である。研究科としての独自の組織的取り組みとはなっていないので、改善策検討は総合研究所を窓口とした全学的課

題である。全体としてみると外部発信は堅調であり、これを継続、発展させるには、総合研究所共同研究プロジェクトの活用、外部研究資金導入への努力等を通じて、教育研究を盛り上げていく地道な努力を続けていくことである。

Ｃ群　国際的な研究教育交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

2005 年度より、英語による講義科目「経済学特別講義（2 単位)」が開設されている。この科目の設置は、本研究科学生のみならず、英語をコミュニケーション手段とする交換留学生、留学生の受け入れにも貢献している。2006 年度には大学院交換留学生 3 名（春学期 2 名、秋学期 1 名いずれもインドからの交換留学生）を受け入れ、英語による講義、指導を行っている。

【改善方策】

今後、英語による講義科目を増加するとともに、研究指導を英語で行う方策を模索する必要があろう。そうでなければ、英語を主たるコミュニケーション手段とする学生の受け入れは困難である。

４．学位授与・課程修了の認定

１）学位授与

Ａ群　修士、博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期（修士）課程〉

1998 年 4 月修士課程発足後 2005 年 3 月末までに、同期間入学者 63 名の内 51 名が修了している。詳細は次表の通りである。

分野別入学者と修了者

年　度	入学者(計)	地域経済	財政金融	国際経済	理論(2002 より)	その他	修了者(計)
1998	12	3	7	1		1	
1999	10		10				9
2000	9	1	7	1			9
2001	9	1	6	2			11
2002	9	2	2	4	1		7
2003	4		3	1			9
2004	3	1	2				3
2005	7		1	2	4		3
合　計	63	8	38	11	5	1	51

年　度	入学者(計)	アカデミックコース	税理士コース	公務員コース	修了者
2006	7	5	2	0	

〈博士後期課程〉

2002 年 4 月博士後期課程開始後 4 年目であるが、現在、在籍者 2 名である。2006 年 3 月に 1 名が学位授与された。

博士前期（修士）課程では、2005 年度までに 5 名の退学者および除籍者がいたが、51 名が修了したことは順調といってよかろう。博士後期課程では発足 4 年で 1 名が学位授与された。学位授与の条件と基準については、上記(2)教育方法等（教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性）で述べたとおりであり、適切と考える。学位授与の条件と基準に従って学位を授与することが学位の授与方針である。近年の入学者の減少は憂慮すべき点である。

【改善方策】

博士前期課程の入学者の減少に関わる問題については、本年度より、アカデミックコース、税理士コース、公務員コースの 3 コース制を導入することにより、すでに改善・改革に向けた方策を実施しており、やや改善の兆しが見えている。この方策に実効性を持たせることが重要である。博士後期課程については、入学者を増加させる努力をするとともに、推移を見ながら、点検・評価を継続していく必要がある。

Ｂ群　学位審査の透明性、客観性を高める措置の導入状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

〈博士前期課程〉

上記(2)教育方法等①で述べたように、修士論文の中間発表は指導教授を含む 3 名の教員の出席（学生は傍聴）の下に行われている。審査は指導教員（主査）に通常 2 名の副査を加えて行い、その結果は研究科委員会で報告し承認が必要となっている。さらに大学院委員会での承認が必要である。

〈博士後期課程〉

上記(2)教育方法等①で述べたように、学生は 2 年次より研究科委員会構成員全員からなる「論文指導会議」で発表し、教員から助言を受ける。本研究科では、博士学位申請論文の提出があった場合、「論文受理審査委員会」（6 名）を構成し、1 カ月以内に当該論文の受理の可否の判断を行う。その結果、研究科委員会で受理が承認された場合、「論文審査委員会」が構成される（経済学研究科博士学位申請論文審査に関する運営内規＜課程博士＞）。審査は研究指導教員（主査）を含む 3 名以上の教員で行い、審査結果は研究科委員会および大学院委員会での承認が必要である。

以上の手続きにより、学位授与の透明性、客観性は保持され、適切なものであると考える。既に 8 年余の経験を持つ博士前期課程については、良い結果が得られており（質の高い修士論文が少なくない）、現状で特に問題となる点はない。また 2005 年度には初めて博士学位を授与した（1 名）。

【改善方策】

点検・評価を継続していくとともに、博士の学位を授与したものの進路については今後も注視していく必要がある。

Ｃ群　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準とその適切性

【現状の説明と点検・評価】

修士論文に替え、課題研究により学位認定する制度は「公務員コース」設定に伴い、2006年度入学者より実施することが決定している。課題研究論文（報告）の審査、承認手続き等は修士論文のそれに準ずる。課題研究論文（報告）は、毎年度作成（計２編）が義務付けられている。修士論文と異なり、課題研究報告発表会は１年次末に行い、２年次には修士論文同様にその審査が行われる。学位認定の基準は修士論文の審査に準じて行われ、その基準も適切と考える。具体的方法・内容については、「大学院履修要綱」の中に記載している。

【改善方策】

2006年度公務員コースの入学者はいないが、入学者に対して制度を適切に運用していく。

Ｃ群　留学生に学位を授与するに当たり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

留学生に対して講義科目として「外国語文献研究（日本語)」が開設されている。この科目は、日本語文献の講義を通じて、留学生が経済学分野における知識を深め、論文作成能力を向上させることに役立っている。研究指導教員を通じて、日本語による論文作成能力の向上が図られている。特に、研究指導教員による指導の役割が大きい。

このような現状であるが、これまでのところ特に問題となることはなかったようである。留学生の日本語能力次第では、指導教員の負担が大きくなるおそれがある。

【改善方策】

指導教員に過重な負担が生じるようなことがあれば、対応策を講ずる必要が出てくる。本研究科では、これまでのところこの点に関する問題は提起されていないが、状況の推移を見ながら点検・評価をしていく。

２）課程修了の認定

Ｂ群　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院におけるそうした措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

「桃山学院大学大学院学則」第 17 条 2 で、在学期間短縮の可能性が示されているが、本研究科発足以来そのような例は存在しない。在学期間短縮を行う場合の基準を定める規程または内規は存在せず、制度として存在しているとは言えない。

【改善方策】

これまで在学期間短縮を希望する例はなかったし、本学入学者の実状を知る論文指導教員からも、この制度の導入を早急に検討すべきという要望はない。

(4)　経営学研究科

［到達目標］

経営学研究科は、教育理念の具現化および教育目標の達成のために以下のような到達目標を設定している。

(1) 教育課程等について
① 関空隣接地のメリットを生かした「環太平洋圏経営研究」の推進
② 時代の変化に即した講義内容の提供
③ 専攻に隣接する知識の幅広い修得
④ 幅広い学部学生の大学院進学希望者の拡充
・経済学部中国ビジネスキャリアコースとの連携
・学部生への講義の開放
⑤ 幅広い連携による教育課程の充実
(2) 教育方法等について
① 社会人教育の充実→土・日のみ受講による履修保証
② アカデミックコースと日中連携ビジネスコース、それぞれの教育目標に沿った教育方法の充実
③ 留学生の受け入れ・輩出に対応するカリキュラム編成
④ 留学生への日本語教育と基礎教育のための学部講義の開放
(3) 国内外における教育・研究交流
① 国際学術・教育交流の実行と高度活用
② 他大学大学院との連携の強化→龍谷大学
③ 国際化を進める地域諸企業・団体（テクノステージ和泉・トリヴェール和泉・大阪府立産業技術総合研究所等）との連携
④ 各種コンサルティング機関との連携による中国起業への助言・協力体制の構築
⑤ 企業経営者・実務家との効果的な連携講義の提供
(4) 学位授与・課程修了の認定について
① 専門職業知識の修得に伴う修士論文に代わる研究成果の設定

１．教育課程等

１）大学院研究科の教育課程

Ａ群　大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

Ｂ群　「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養う」という修士課程の目的への適合性

Ｂ群　「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に

専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

Ａ群　学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

Ａ群　修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

Ａ群　課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科の教育課程は、教育目標を異にする（「大学院研究科の使命および目的・教育目標」で既述）アカデミックコースと日中連携ビジネスコースにおいて、それぞれの目標達成に即した独特の教育課程を配置している。

アカデミックコース前期課程の授業科目は、経営学、経営管理論、会計学、経営情報、商学の 5 分野で構成され、さらに、カリキュラム編成では、環太平洋圏経営研究というより高い視点に立脚して「環太平洋圏経営研究」と「日本経営論研究」という 2 つの基幹科目を中心に、その内容を高めている。後期課程では、これらの分野を有機的に関連させながら、現代企業の文明論的変化を根本的に捉えるという視点に立って、非営利組織の研究も含めて環太平洋圏の経営と文化の発展に寄与する教育と研究を行っている。

現在の教育課程における授業科目は『2006 年度大学院履修要綱』の第二章「経営学研究科」（別途提出している資料を参照のこと）に示す通りである。授業科目は、本研究科設立以後、必要に応じて改訂してきたが、特に、4 年前にはそれまでの授業科目およびカリキュラムに大幅な変更を加え、それ以後小さな修正があるものの基本的にはその改訂プランを実行している。2003 年度から適用したその新カリキュラムの基本的な方針は、前期課程では、それまでの各科目 4 単位という原則を改め、各科目を 2 単位科目に分割あるいは再編すると共に、授業内容を多様化することを意図している（例えば、それまでの「保険論研究」（4 単位）は「保険論研究」（2 単位）と「リスク・マネジメント論研究」（2 単位） に、またそれまでの「流通論研究」（4 単位）は「流通論研究」（2 単位）と「エンタテインメント・ビジネス研究」（2 単位） に分割している）。このような分割あるいは再編の狙いは時代に応じた教育・研究を推進することにある。さらに、学生は、指導教員が担当する授業科目と演習で学ぶだけではなく、より多くの教員の授業科目を履修し、専攻に隣接する幅広い知識を身につける機会を得ることとなった。

設立時、後期課程については、環太平洋圏経営特殊研究、非営利組織特殊研究、現代企業構造本質論という授業科目が設けられていたが（いずれも 4 単位科目）、それぞれの科目が複数の教員によるオムニバス方式の授業科目であった一方で、後期課程入学定員が 3 名ということもあって各科目の受講生が多くても 1～2 名に限られていたので、効果的な教育を行うことが困難であった。そこで、後期課程が完成年度を経過した 2003 年度以後においては、次頁の表に示すように、受講生によって授業内容を弾力的に編成し直せるような現行方式に切り替えた。ただし、このことは、後期課程設置時点で意図した教育・研究の理念を放棄したということではなく、あくまでもカリキュラム実施の効果を考えた変革であった。

このように、アカデミックコース前期課程、後期課程のいずれにおいても、2003 年度以

降に実施されているカリキュラムに対して設置当初と比べて若干の変更が加えられている。しかし、教育の理念が大きく変えられたということではない。特に、当初から環太平洋圏経営研究というより高い視点に立脚した内容を備えた授業を実施しようとする方針は不変であり、それに沿ったユニークな授業科目を提供してきた。とくに、前期課程に配置されている「日本経営論研究」と「環太平洋圏経営研究」では、日本および環太平洋圏における各国・各地域に見られる現代の経営課題を多面的に捉えることができるように、豊富な知識を有する内外の経営者、研究者が分担して講義を行い、講義間の調整や統合を本研究科の教員が試みるというユニークな授業を行っている。また、一定の条件を満たす経営学部の学生にもこれらの授業科目の履修を認めることによって、学部学生の大学院進学希望者の拡充にも努めている。

一方、日中連携ビジネスコース（修士課程）は、社会人対象の専門職大学院を志向するものであり、中国の経済・法律・文化・経営事情に通暁した実務的スペシャリストや企業家・起業家を養成するという教育目標に即したカリキュラムを編成している。専門職大学院志向とはいえ、その教育の中心は、本研究科が掲げてきた環太平洋圏経営研究と矛盾するものではない。

日中連携ビジネスコースの授業科目は、中国ビジネスの基礎科目と中国ビジネス実習系科目、そして経営専門科目の 3 分野で構成され、さらに、中国の大学、経済界との連携、国内の大学、経済界との連携という、国内外ダブル連携により、中国ビジネスに特化した実務的スペシャリストを効果的に養成するカリキュラム構成をとっている。

さらには、経済学部が本年より開設した「中国ビジネスキャリアコース」との連携をはかり、経済学部卒業生のさらなる教育機関としての役割も志向するものである。

本研究科の教育課程の現状は、到達目標に示された項目との整合性を図る方向で様々な改善策が講じられてきたところである。また、新設された日中連携ビジネスコースにおいても、その目標達成に向けての方策が講じられてきている。しかし、このような努力にもかかわらず、現状においては、まだ解決されるべき多くの問題が見られる。

第 1 に、本研究科には、多数の留学生が在籍し、その数は日本人院生を上回っている。これらの留学生向けの科目としては外国文献研究（日本）が設けられている。また、欧米からの留学生（大学院で学ぶ資格と能力を有する者）には学部と協力して英語による特別授業も行っている。しかし、これだけでは十分ではない。留学生の多くは、日本の経営実践や経営学について十分な知識を持っていないし、日本語あるいは英語に関する言語能力にも不足がある。それらの点については、現状では、指導教員の個人的な努力で補われていることが多く、組織としての対応は十分ではない。

第 2 に、修士論文の作成については、上述のように、中間発表会を催すなど教員スタッフ全員で中身の濃い指導を行っている。修士論文の審査では年によって 1～2 名の不合格者はあるものの、修士論文の内容は一定のレベルを超えているものが多い。しかし、外国語文献の読解力や統計学の知識を活用する定量的な分析の能力など基礎的な研究能力が不足しているため、修士論文の作成に関しても改善の余地が認められる。

この基礎学力の不足は、後期課程における博士論文の作成過程においても改善すべき課題となっている。すなわち、基礎学力が不十分であるために、博士論文作成にかかわる研究に遅れが生じ、一部の院生は別として、後期課程の標準年限である 3 年以内に課程博士

論文を作成することが難しくなっている。もちろん、時間をかけて基礎学力を高めながら博士論文を作成することによって、結果としては優れた研究能力を身につけている事例は見られるので、この点は必ずしもネガティブに評価すべきではない。

第 3 に、本研究科の入学者は、中国からの留学生が主体となっているが、これに加えて、学部学生の大学院志望者の拡充についても検討すべきである。

【改善方策】

第 1 の課題については、以下の改善を検討中である。

① 留学生の言語能力不足と指導教員に対する過重負担の解決策として、留学生に対する論文指導教員の確保が2007年度に向けて検討されているところである。

② 欧米からの留学生に対する言語能力問題としては、英語による講義のさらなる拡大を指向している。科目によっては、日本語講義と英語講義を並行して開講することも検討している。

③ 日本の経営実践についての理解を進めるために、商社、海外展開企業での実務経験豊富な人材を活用した講義、また、英語による講義の開講もさらに拡大の予定である。

第 2 の課題については、以下の改善を検討中である。

本課題の解決策は簡単ではないが、第 1 の課題と同様、論文指導教員の確保による改善を目指すとともに、前・後期課程のカリキュラムや論文作成指導のあり方を含めて今後研究科委員会において検討を継続することとしている。

２）単位互換、単位認定等

Ｂ群　国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科のアカデミックコースでは国内外の大学等との間で単位互換は行っていない。ただし、指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたとき、他の専攻又は研究科もしくは他大学の大学院（外国の大学院を含む）の教育課程の授業科目について履修することができる。履修した授業科目の単位は 10 単位を限度として、課程修了必要単位として認定することができる（「桃山学院大学大学院学則」第 13 条）。現有の限られた教員構成のもとでは、教育・研究の成果を高めるためにも、今後、単位互換・単位認定制度の拡大が不可欠である。

日中連携ビジネスコースにおいては、国内外の連携として、中国においては、大連軽工業学院および大連外国語学院との間に中国ビジネス関係科目である「フィージビリティ・スタディ」と「ビジネスコミュニケーション（中国語 C)」2 科目の単位認定制度を 2007 年度より実施の予定である。国内連携としては、龍谷大学大学院との間で、5 科目 10 単位を限度とする単位互換制度を導入済みである。

【改善方策】

日中連携ビジネスコースにおける龍谷大学との単位互換制度は、毎月開催している日中

連携ビジネススクール連盟運営会議において、単位互換対象科目の突き合わせ、拡大を継続的に検討中である。また、大連軽工業学院とは、ダブルディグリー制度の導入に向けた検討も開始している。単位認定を行う中国側大学としては、上海外国語大学とも同様の協定を締結する方向で協議を続けている。

さらには、ダブルディグリー制度について、交換交流協定を締結している欧州の大学にも拡大することが将来の課題となっている。

３）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

Ａ群　社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

【現状説明と点検・評価】

＜博士前期課程のアカデミックコース・博士後期課程＞

本研究科では、社会人に対して、土曜、日曜および夜間開講といったような特別な配慮はしていない。しかし、入学定員 10 名の小規模で個別指導を徹底しており、社会人入学生には履修および教育上、柔軟な対応が可能である。同時に、演習、講義科目とも履修者は少人数であるため、授業日ならびに授業時間帯についても、社会人学生の要望を可能な限り組み入れることが可能である。博士後期課程にあっては、特殊演習および最低１科目の講義科目の履修でよいので、博士前期課程以上に社会人の受講調整はし易いと思われる。

外国人留学生は、本コースへの入学生に占める比率が高いため、講義科目の中に外国文献研究（日本）を選択必修科目として設け、この講義を通じて、日本語文献の読解力、論文作成能力を付けるのみならず、日本の経営への理解力を深めることができる。しかし、「大学院研究科の教育課程」でも記載したように、日本語能力不足の点では、現状では、指導教員の個人的な努力で補われていることが多く、組織としての対応は十分ではない。

＜博士前期課程の日中連携ビジネスコース＞

本コースは、社会人を対象とした専門職大学院を志向して設置されたものであり、当然、平日夜間、土日に講義科目を配置するとともに、都心部（中之島）にサテライトキャンパスを設け、社会人の勉学・研究に配慮している。

外国人留学生についても、サテライトキャンパスに中国語能力のある職員を配置し、的確な助言を行えるようにしている。

また、土日昼間には、中国語会話サロン（単位認定外）を設置し、中国語能力のある職員と日本人・外国人留学生との間で、中国語・日本語言語能力の向上に努めるとともに、院生間の交流にも役立てている。

【改善方策】

本研究科アカデミックコースは少人数教育、さらに個別教育に力を入れている。この方針にもとづき社会人、留学生を教育・指導し、成果をあげてきた。今後とも、この方針を堅持し、教育の強化を図る。留学生の論文指導については、教育課程でも記載したように、論文指導教員の確保による改善を検討中である。

日中連携ビジネスコースでは、社会人にとって平日夜間の出講が難しい点もあるので、

今年度については、すべて土日開講に変更をした。2007 年度以降も継続の予定であるが、平日開講時間を午後 8 時前後として、1 科目に限るなどの方策も検討中である。

４）生涯学習への対応

Ｃ群　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

【現状説明と点検・評価】

本研究科においては、入試制度における区分として「社会人」の枠は従来から存在したが、これまで、生涯学習に関して特別な配慮はなされてこなかった。その一方で、近年ますます、人々の生涯学習に関する関心は高まっている。特に、終身雇用制が必ずしも雇用者・被雇用者双方のニーズに応えるものではなくなってきたことを背景に、社会人再教育機関としての大学院教育の意義が問われてきている。このような状況のもと、本研究科においてもひとつの重要な課題として社会人再教育への対応を取り上げている。

その試みのひとつが、本研究科日中連携ビジネスコースの立ち上げである。ここでは、日中間ビジネスに現在従事しているか否かを問わず、将来、日中間ビジネスに携わろうとする社会人、企業人、また、起業人に焦点を合わせるとともに、日中間ビジネスをひとつの拠り所に､経営実務を中心とした経営学の知識を求める社会人をターゲットとしている。2006 年 4 月に立ち上げた本コースには、実際、日中間ビジネスに携わるのではなく、生涯学習の一分野として日中間ビジネスに関する講義を受け、研究に係わる院生も在籍していることが、その事実を証明するものである。

社会人再教育を含む生涯学習については、これまでの受験制度や教育制度をそのまま踏襲するのでは対応できない様々な問題がある。講義時間割配当、教育提供場所の便宜、授業料への援助、柔軟な履修形態の採用、生涯学習を志向する社会人の経歴への配慮などである。

講義時間割や教育提供場所については、日中連携ビジネスコースの場合、平日夜間と土日開講、都心のサテライトキャンパスでの開講で対応し、柔軟な履修形態については、単位制授業料を導入することによって、就業の合間を利用する院生個人の学習時間に応じた講義履修を可能にすることとした。今後は、生涯教育を志向する社会人にとって、より勉学・研究のしやすい大学院に改善していくことが必要である。

【改善方策】

生涯教育の推進に対応させるため、日中連携ビジネスコースでは、現在、下記の検討を行っている。

①生涯学習およびそれに便宜を図ることのできる単位制授業料をより実効あらしめるために、在学可能期間の延長を認めること。

②現在 10 単位の上限を設けている入学前に修得した単位の認定単位数をより緩和することによって、大学院への入学意欲を高める制度の導入。特に、科目等履修生として本学大学院提供科目を履修した場合の入学後単位認定は急ぐ必要がある。

③平成 17 年度文部科学省生涯学習政策局の調査によれば、短大・大学進学率は初めて 50%（51.5%）を超え、大学進学率も 44.2%と過去最高になっている。また、大学院

学生数も過去最高（25 万人超）で、そのうち社会人の占める比率は 17.7%、専門職大学院に至っては 46.4%である。現在 50-60 代の生涯学習の中心世代が大学を目指した頃である 1960 年代は短大・大学進学率が 10-20%であったことを鑑みるに隔世の感がある。しかし、この事実は、この年代の 80%以上は高等学校以下の学歴しかないことを示しており、大学院が生涯教育にかかわる場合のひとつのネックとなっている。本研究科日中連携ビジネスコースはその先駆として、社会人の実務経験を重視した新たな入学制度を導入する検討を行っており、本年度中の実行を予定している。

５）研究指導等

Ａ群　教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性
Ａ群　学生に対する履修指導の適切性
Ｂ群　指導教員による個別的な研究指導の充実度
【現状説明と点検・評価】

アカデミックコース前期課程における修士論文の作成、後期課程における博士論文の作成にかかわる教育・研究指導は、これまでにおいては比較的良い成果を生み出している。前期課程では、早い段階から研究計画書を提出させ、2 年目の夏季休暇直前（7 月）には教員と前期課程院生全員が集団参加する形式で研究成果の中間発表会を開いている。

後期課程では、博士論文作成を指導するために院生毎に少なくとも 3 人の専門教員を選任して論文指導小会議を設け、主任指導教員だけではなく、論文指導小会議のメンバーに選ばれた専門教員が各院生に対して論文作成指導を常時行っている。後期課程においても、教員と院生が集団参加する形式で中間発表会を開いている（これは、論文指導会議と呼ばれている)。このような指導は、後期課程院生が博士論文を提出するまで続けられている。

以上の内容から見れば、本研究科の前期課程では、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」（大学院設置基準第 3 条第 1 項）ことを目的とする教育のレベル、また、後期課程では、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」(大学院設置基準第 4 条第 1 項)という教育のレベルがそれぞれ確保されているといえるだろう。

初年度を迎えた日中連携ビジネスコースでは、社会人対象の専門職大学院志向という特色を生かすために、土日および夜間主開講制大学院としてカリキュラムが配置されている。社会人にとっては通学の容易な大阪中心部にある中之島キャンパスでの講義を主体とし、時間の余裕のある院生には、和泉キャンパスでのアカデミックコース授業科目ならびに連携関係にある龍谷大学授業科目の履修も 5 科目 10 単位を限度に認めることによって、幅広い勉学の道を開いている。また、中国語コミュニケーション能力の効果的修得を目指し、中国人チューターによる中国語会話サロンを授業の合間に配置するとともに、日本語禁止の中国語研修合宿がカリキュラム科目とは別に配置されている。今年度は、第１クォーター終了後の 6 月 3・4 日に本学白浜セミナーハウスで合宿研修を実施した。２年次には、

連携関係にある大連外国語学院でのビジネス・コミュニケーション（中国語 C）の講義が用意されている。

教育システムとしては、１年次前半に演習Ⅰを配置し、演習担当教員が課題研究論文のテーマ設定と２年間の履修指導を、時には演習担当教員合同で実施している。アカデミックコースとは違って、演習担当教員の専攻と課題研究論文のテーマは必ずしも対応する必要がないからである。２年次での演習Ⅱでは、演習担当教員を院生自身が選択することとなるが、その判断資料を提供するというメリットもある。

【改善方策】

日中連携ビジネスコースが本年度新規開講ということから、当初の想定に齟齬が出てきていることも事実であり、現在は、これらの個別問題の解決に注力しているが、今後も早期の改善が必要と考えられる。たとえば、先に示した演習Ⅰの集団指導は、当初の想定になかったものであり、規程上は、演習Ⅰと演習Ⅱは同一教員を選択しなければならない。しかし、アカデミックコースと違って、本コースの院生が前もって指導教員を決定することが困難であることが露呈されたので、集団指導をとることとしたものである。来年度に向けては、規程の改訂を行う予定である。

その他、個々に見れば、本研究科の教育課程にはまだ解決されるべき多くの問題が見られる。

第１に、先にも述べたように、本研究科には、多数の留学生が在籍している。これらの留学生向けの科目である外国文献研究（日本）や学部と協力して開講されている英語による特別授業だけでは十分ではない。多くの留学生に見られる論文作成上の日本語能力の欠如は、指導教員の個人的な努力だけでは十分なものではなく、また、指導教員の負担の面からも早急の対策が講じられるべきである。この点では、指導教員個々人の努力で補われていることが多く、組織としての対応は十分ではない。この解決策として、留学生に対する論文指導教員の確保が 2007 年度に向けて検討されているところである。

第 2 に、日中連携ビジネスコースの運営では、中之島でキャンパスでの開校とはいえ、平日夜間に開講される授業の履修が困難である院生が多く見かけられる。6 時限目の午後 6 時半開始に間に合わない院生がいることと、7 時限目の終了が午後 9 時 40 分になると言う院生自身への疲労の問題も考慮すべきであろう。この問題については、土・日のみの受講でも修了できるカリキュラムの策定を行っているが、同時に、単位制授業料制度により、2 年間での修了とは別に、それぞれの事情に即した弾力的な履修を可能にする必要があり、この面での対応を急いでいる。

２．教育方法等

１）教育効果の測定

Ｂ群　教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

＜博士前期課程アカデミックコース・博士後期課程＞

先の「研究指導等」で述べたように、前期課程アカデミックコースにおける修士論文の作成、後期課程における博士論文の作成にかかわる教育・研究指導の効果については、修士論文・博士論文作成プロセスにおいて、数段階に分けてその効果を測定する方策を取り入れている。

前期課程では、新入生は、履修登録時に、指導教員と予備的研究テーマを登録し、当該教員の指導のもとに修士論文作成を進めることとしている。2 年目の夏季休暇直前（7 月）には、教員と前期課程院生全員が集団参加する形式で研究成果の中間発表会を開き、その場での質疑応答を通じて、教員・院生全員での評価・指導を行っている。修士課程院生は、本中間発表会を経た後、修士論文提出に先立って、論文計画書を提出することとなっている。本計画書は、指導教員の承認を得るとともに、研究科委員会に提出するものとすることにより、中間報告会での助言・指導が反映されているかどうかの確認を大学院教員全員が行うこととなる。

後期課程では、入学後、新入学生に対する指導教員が研究科委員会で決定され、指導教員の指導のもと、3 年間の履修計画を作成することとなる。同時に、研究テーマ、それに即して研究計画も作成させる。

１年次夏期休暇前には、研究計画の進行状況を論文指導会議（大学院教員全員で構成）に文書で提出し、会議の審査を受けることとなっている。

２年次には、博士論文作成を指導するために院生毎に少なくとも 3 人の専門教員を選任して論文指導小会議を設け、主任指導教員だけではなく、論文指導小会議のメンバーに選ばれた専門教員が各院生に対して論文作成指導を常時行っている。また、夏期休暇前には、後期課程においても、教員と院生が集団参加する形式で中間発表会を開いている（これは、論文指導会議と呼ばれている）。このような指導は、後期課程院生が博士論文を提出するまで続けられている。

このような指導プロセスを見れば、本研究科のアカデミックコースでは、常に、教育・研究指導の効果を測定する手続が教員全員によって取られていることが理解できるであろう。

＜修士課程日中連携ビジネスコース＞

本年度に始めたばかりの日中連携ビジネスコースでは、社会人対象の専門職大学院志向という特色をもつため、アカデミックコースとは違って、大学院生自らが設定する課題研究論文の作成を課している。新入生は、履修登録時に研究指導教員と予備的研究テーマを登録し、指導教員の指導のもと、履修科目の選択を行うとともに課題研究論文の作成を進める。

日中連携ビジネスコースでは、演習 6 単位を必修科目とし、中国ビジネス関係科目 5 科目 10 単位以上の修得を条件に、修了必要単位数は合計 32 単位となっている。アカデミックコースと相違するのは、中国ビジネス基礎科目・実習系科目の履修を中心とし、その背景にある理論を経営専門科目で補うこととしている。したがって、履修は、2 年間にわたって平均化し、履修年次指定はないものの、ビジネス・コミュニケーション（中国語 A・B）を手始めに、基礎的科目から実習系科目への履修指導を行っている。同時に、演習では、指導教員のもと、現在履修している科目の理解度の確認、履修科目の指導、課題別研究論文の作成指導を通じて、教育効果の測定を行うこととしている。

先の研究指導でも述べたように、教育システムとしては、1 年次前半に演習Ⅰを配置し、演習担当教員が課題研究論文のテーマ設定と 2 年間の履修指導を、時には演習担当教員合同で実施している。アカデミックコースとは違って、演習担当教員の専攻と課題研究論文のテーマは必ずしも対応する必要がないからである。２年次での演習Ⅱでは、演習担当教員を院生自身が選択することとなるが、その判断資料を提供するというメリットもある。

【改善方策】

本研究科アカデミックコースの研究指導は、先に述べたように指導教員による個別指導ならびに大学院所属教員全体による共同指導という重層構造において行われている。この指導体制については変更する予定はない。また、本研究科担当教員の専攻領域が大学院学生の研究分野を必ずしも全てカバーしているわけではないので、その際には、他研究科教員、他大学教員の協力を得ることもある。もちろん、指導教員は本学研究科専任教員が担当することとなっている。今後については、大学院生の指導に対応できる大学院担当教員の拡充が必要となることも考えられるが、現状では、問題は浮かび上がっていない。

日中連携ビジネスコースについては、本年度新規開講ということから、当初の想定に齟齬が出てきていることも事実であり、現在は、これらの個別問題の解決に注力している。以下の点も「研究指導等」の箇所で述べたものであるが、先に示した演習Ⅰの集団指導は、当初の想定になかったものであり、規程上は、演習Ⅰと演習Ⅱは同一教員を選択しなければならない。しかし、アカデミックコースと違って、本コースの院生が前もって指導教員を決定することが困難であることが露呈されたので、先の集団指導をとることとしたものである。来年度に向けては、規程の改訂を実施する予定である。

その他、現時点では問題として浮かび上がるものはないが、2 年目を迎えるにあたって、遭遇する問題点があれば、適時、修正を加えていく予定である。

２）成績評価法

Ｂ群　学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

【現状説明と点検・評価】

成績評価については、受講学生数が少ないため演習形式の講義が一般的である。したがって、講義中の質疑応答、レポート発表、試験等によって成績評価が行われるが、その妥当性等についての検討・研修は実施した経験がない。しかし、本研究科の研究指導は、すでに述べたように指導教員による個別指導ならびに大学院所属教員全体による共同指導と

いう重層構造において行われている。このような指導体制をとることにより、個々の教員間における成績評価の客観性は確保されているものと考える。

【改善方策】

現行においても、中間発表会における全教員の参加による共同指導が行われており、修士論文、博士論文評価における最終面接試験でも指導教員を含め3名の教員による口頭試問が行われる等、評価の客観性は確保されているが、研究科内での点検・評価を継続する必要があると考える。

3）教育・研究指導の改善

Ａ群　教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組状況

Ａ群　シラバスの適切性

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程では、教育・研究指導方法は、担当教員各自が検討・実施しているが、現状では問題は出ていない。また、中間発表会での全教員の参加（会場が3箇所ほどに分かれるが、関連研究分野の教員がひとつの教室に集まるシステムをとっている。）を通じて、教員の教育・研究指導方法について、相互検証ができている。

博士後期課程については、3名の教員で構成する論文指導小会議を編成するため、この小会議を通じて、教育・研究指導方法の改善を促進することができる。さらには、博士論文の提出があった場合、博士学位審査委員会が編成され、本委員会を通じての最終試験によって、さらに教育・研究指導方法の改善を促進することができると考える。

シラバスは、毎年、「大学院講義計画」に掲載し、公表されている。講義計画では、講義概要・学習目標、講義計画。成績評価の方法、教科書、参考書の記載分野があり、本記載内容を通じて、大学院学生に講義内容・指導方法の公表が適切に行われている。ただし、講義は、少人数教育で演習形式をとるため、適宜、シラバス内容を変更することもあり得るが、これは、履修学生への教育効果を考えた教育的配慮ともいえるものである。

【改善方策】

現状では、博士前期課程、後期課程双方とも、当面教育・研究指導上改善を要する点は見当たらないが、今後も研究科内での点検・評価を継続する必要があると考える。シラバスについても同様である。

Ｂ群　学生による授業評価の導入状況

【現状説明と点検・評価】

学部では、学生による授業評価を実施しているが、本研究科では授業評価制度は導入されていない。その理由は、各講義とも受講生数が少ないため、授業評価の回答内容が特定されるためである。当面、授業評価を導入する予定はない。

【改善方策】

授業評価の実施が困難である点と、本研究科で採用している集団指導体制を通じて、一定の授業評価に相当する成果が現れていると考える。したがって、改善の必要はないと思われるが、継続的に点検・評価は実施していく。

３．国内外における教育・研究交流

Ｂ群　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況
Ｂ群　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
Ｃ群　国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況
Ｃ群　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科は、「環太平洋圏経営研究」の推進を根幹的な教育・研究目標として設定している。この目標達成のためには、近年、日米貿易を超える日中貿易の状況を鑑みるに、中国を視野に入れた教育・研究交流をさらに進めていかねばならない。

アカデミックコースでは、従来から、「環太平洋圏経営研究」ならびに「日本経営論研究」という２つの基幹科目において、中国をはじめとする環太平洋圏の経営研究を進めている。これまでも、環太平洋圏で活躍された自動車産業、電機産業など実業界の方々に講師を依頼するとともに、本学教員との研究会の開催も行っている。

日中連携ビジネスコースでは、中国の諸大学との教育・研究交流を積極的に進めており、この成果はアカデミックコースでも活用できるものとなっている。例えば、下記の活動がその一環である。

1. 上海外国語大学における本学教員研究成果の中国語翻訳出版の協力
2. 大連外国語学院での日中連携ビジネスコース院生の語学研修（ビジネスコミュニケーション（中国語C)）の実施
3. 大連軽工業学院との連携によるフィージビリティ・スタディの実施
4. 大連軽工業学院内における桃山学院大学、龍谷大学、大連軽工業学院の三機関のコラボレーション・センターの構築・設置

「1」は既に実行中であり、本研究科所属の岸本裕一編著『Brand・GM・SCM－新世紀食品産業マーケティングのフロンティアー』（農林統計協会、2004年）が2007年3月の中国語版刊行に向けて現在上海外国語大学において翻訳・出版準備中である。「2」と「3」については、2007年度開始に向けて、現在、実施内容の調整中である。

一方、国内での連携では、龍谷大学との間に、日中連携ビジネススクール連盟を立ち上げ、授業科目の相互単位認定を行っている。また、国内での中国語研修合宿や中国でのビジネスコミュニケーション（中国語 C）およびフィージビリティ・スタディの実施においても共同で実施することとなっている。日中連携ビジネスコースの立ち上げ後も、原則、月１回の日中連携ビジネスコースの運営に関する定例会議を開催しているところである。

また、本学が立地する和泉市においては、国際化を進める地域諸企業・団体が多数存在し、これら地域諸企業・団体との連携も深めているところである。たとえば、テクノステージ和泉・トリヴェール和泉・大阪府立産業技術総合研究所等との連携がそれであり、本学が社会科学系総合大学であるところから、大阪府立産業技術総合研究所等との連携は、自然科学系学部を持たない本学としては、非常に有意義な連携を結ぶことができたと考えている。現時点でも、講師の受け入れを行っている。さらには、各種コンサルティング機関との連携によって中国での起業への助言・協力体制の構築も今後の重要な課題である。

【改善方策】

中国の大学との連携、国内龍谷大学との連携、さらには、地域連携は、また緒についたところであり、上海外国語大学における本学教員研究成果の中国語翻訳出版、龍谷大学との単位互換、地域諸企業・団体からの講師受け入れ等現実に動き出した以外は、中国での語学研修、フィージビリィティ・スタディの実施、インターンシップの実行等は来年度開始に向けての交渉を深めているところである。

企業経営者・実務家との効果的な連携講義も、初年度においては、7 科目（ビジネスコミュニケーション中国語 A･中国語 B、中国の企業経営、ビジネスプランニング、技術経営、中国のビジネスリスク・マネジメント、産業技術開発研究）の開講が決まっているが、これらの講義内容の評価とともに、2 年度における中国の企業会計・税務や中国の商事法務などの中国ビジネスの基礎科目群の充実が欠かせない。

なお、大連軽工業学院（大連科学技術大学に改称予定）で新設予定の企業管理研究科修士課程とは、単位互換から始めて研究科間交流を強化し、デュアルディグリーを展望する。さらに応募者が増えて成功すれば、将来、中国各地の提携先大学を増やすことも考えている。

４．学位授与・課程修了の認定

１）学位授与

Ａ群　修士博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性
Ｂ群　学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性
【現状説明と点検・評価】

1993 年に本研究科が設置された後、修士、博士の学位を取得した人数は次の通りである。

年　度	1994	1995	1996	1997	1998	1999
修士（経営学）	7	14	8	10	14	14
年　度	2000	2001	2002	2003	2004	2005
修士（経営学）	9	8	12	18	8	11
博士（経営学）	1	0	2	0	3	0

注. 博士後期課程の設置は 1999 年

課程博士以外に（いわゆる論文博士として）博士（経営学）を授与した数は、2005 年度末の累計で 3 名である。

修士、博士の各々の学位の審査は、桃山学院大学学位規程に基づいて行われているが、本研究科では、さらに学位審査の透明性・客観性を高めるために、制度を有効に運用している。具体的には、修士論文の審査担当になる可能性がある教員スタッフは、7 月の中間報告会に参加し、報告者に指導的な助言を与えている。また、課程博士申請者に対しては、当該申請者の論文指導小会議のメンバーを含めた 6 人から構成される論文受理審査委員会を設置し、そこで、当該申請論文を本審査にかけるかどうかを慎重に審議している。この論文受理審査委員会で肯定的な判断が下された場合にのみ、学位規程に基づく本審査に移

行させている。

桃山学院大学学位規程では、博士論文の審査に当たり、必要があるときは、本学および他大学または研究所等の教員を審査委員に加えることができるが、本研究科でもこの規程を適用して他学部・他大学の教員を副査に選んだことがある。

なお、後期課程で 3 年の期限が到来しても博士論文を提出しなかった院生に対しては、特殊演習にかかわる単位修得認定論文を提出させ、特殊演習単位の審査認定を行っている。この合格者が他の必要単位を取得した場合には、授業料軽減の措置を講じ、できるだけ早い機会に博士論文を作成するよう支援している。

博士の学位を授与された者は、当該学位を授与された日から 1 年以内にその論文を印刷公表しなければならないことになっているが、上記の 2005 年度までの授与者は全員すでにその学位論文を公表している。

本研究科では、課程博士の学位を授与された者については、その氏名、論文のタイトル、要約を桃山学院大学図書館ホームページに掲載している。

【改善方策】

学位授与・課程修了の状況は以上のとおりであり、本研究科では一定の成果を収めているといえるが、今後さらに検討すべき課題が少なくない。たとえば、前述の「日中連携ビジネスコース」では、修士論文に代わるものとして、課題研究論文の提出が修了要件となっているが、これは、専門職業家を目指す他の院生にも適用する必要があるかもしれない。また、博士論文を印刷公表することについては特に留学生にとって問題があるかもしれない。その場合に上記の桃山学院大学図書館ホームページを利用して電子出版を行うこともひとつの検討課題である。

Ｃ群　修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性

【現状説明と点検・評価】

本年度より開設された本研究科日中連携ビジネスコースは、専門職大学院を志向するものであり、その特色から、修士論文に代えて、課題研究論文の提出を修了要件としている。

課題研究論文の提出・審査過程は修士論文に準ずる形をとっているが、審査自体は指導教員が行い、その審査結果は研究科委員会で報告承認を受けることとなっている。合格基準は、広い視野に立った清深な学識と日中ビジネスの分野で高度な専門性を有する職業に携わる際に必要な高度の能力を示すに足るものであることを要するとしている。

【改善方策】

本年度開設のため、審査対象者はまだ出ていないが、来年度に向けて本制度の適切な運営をさらに深めるものとする。

Ｃ群　留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科には、多数の留学生が在籍し、その数は日本人院生を上回っている。これらの留学生向けの科目としては外国文献研究（日本）が設けられている。留学生の多くは、日本の経営実践や経営学について十分な知識を持っていないし、日本語に関する言語能力にも不足がある。それらの点については、現状では、指導教員の個人的な努力で補われてい

ることが多く、組織としての対応は十分ではない。

【改善方策】

留学生の言語能力不足と指導教員に対する過重負担の解決策として、留学生に対する論文指導教員の確保が 2007 年度に向けて検討されているところである。また、日本の経営実践についての理解を進めるために、商社、海外展開企業での実務経験豊富な人材を活用した講義の開講もさらに拡大の予定である。

２）課程修了の認定

Ｂ群　標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本研究科では、現在、標準修業年限未満で修了することを認めていないが、日中連携ビジネスコースにおいては、「生涯学習への対応」のところで述べたように、生涯学習およびそれに便宜を図ることのできる制度の制定に関連して検討課題としているところである。すなわち、現在 10 単位の上限を設けている入学前に修得した単位の認定単位数をより緩和することによって、大学院への入学意欲を高める制度の導入、特に、科目等履修生として本学大学院提供科目を履修した場合の入学後単位認定を急いでいる。このような入学前履修科目の単位認定制度の拡大を志向するならば、当然に、標準修業年限未満での修了を認めることとなろう。また、ダブルディグリーの導入を実現するためにも、本学における標準修業年限未満での修了を検討する必要があろう。

【改善方策】

標準修業年限未満での修了を認めるためには、入学前履修科目の単位認定評価の再確認、ダブルディグリー制度提携先大学における単位認定評価の確認が必要となる。そのような課題について早急な検討を予定している。

５．学　生　の　受　け　入　れ

５．学生の受け入れ

１．学部における学生の受け入れ

［到達目標］

（1）多様な学生を確保すること。

（2）一定の量と質の学生を確保すること。

第一に、多様性の確保という到達目標は、多様な学生をキャンパスに迎え入れ、それぞれの個性に応じて各学部学科で所定の教育内容を習得してもらうという基本的な受け入れ方針を前提にしている。愛と自由の精神に基づく世界市民の育成という大学の建学の理念は､すべての学部学科に共通しており､世界市民は人々の多様性のなかでこそ形成される。多様性の確保は、本学建学理念を実現するための必要条件でもある。

第二に、一定の量と質の確保という到達目標は、量すなわち一定数の学生の確保については、大学の持続的運営のためには財政的に少なくとも定員枠を充足しなければならないという当然の前提に基づくのであるが、同時に多様な学生の確保のためにも、やはり一定量の入学者が必要となるからである。したがって、大学全体および各学部・学科の学生収容定員と在籍学生数、入学定員と入学者数の比率の適正水準にたえず注意を払いながら、定員枠を基準とした適切な量の学生数の確保を目標とする。また、一定の質の学生の確保については、大学教育に対応しうる能力をもった学生を入学させ育成していくために必須のことであり、多様性の確保のために多元的な質の判定基準を設けて、その妥当性、適切性に常に注意を払っている。学力試験だけで質を判定する一般入試制度のほかに、課外活動を多角的に評価しうる多元的な推薦入学制度や、意欲と適性を重視する自己推薦入学制度などを適切に運営することを目標としている。

以上の多様性の確保、一定の量と質の確保という学生受け入れ方針を実現するために、多様な評価基準を適用する複数の入試制度を工夫するだけでなく、必要にして十分な大学情報を広く受験生に伝達する学生募集の実施、入試実施に向けた万全の全学的組織体制の構築、入学者選抜基準すなわち合否判定基準の透明性の維持、入試選抜の公正性・妥当性の保障などを実施目標としている。さらには、推薦入学制度において、一定の質の学生を確保するために、高校や短期大学や日本語学校との信頼関係の維持を目標としている。これらの具体的な諸目標について､以下で点検･評価を実施し､問題がある場合にはその改善方策を提示したい。

１）学生募集方法、入学者選抜方法

Ａ群　大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性

【現状説明と点検･評価】

本学の学生受け入れの基本目標は、第一に、多様性の確保、第二に、一定の量と質の確保である。多様性は、たんに学力試験の序列だけではなく、多様な評価基準を適用することによって確保され、一定の量と質の確保は、必要にして十分な学生募集の実施と、選抜評価方法の適切性によって確保される。そして、学生募集における基本目標は、本学の教学内容と入試制度を可能な限り受験対象者に周知し、適切な進路選択の条件を整備するということである。この到達目標に照らして、学生募集の方法についての現状の説明と点検･評価を行う。

学生募集は、別紙添付資料の各種入学制度日程表に従い実施される入試に対応して、順次行われている。各種入学者選抜方法の詳細は添付資料『受験ガイド』等に明示されているが、大きく３つに区分される。①学力試験によって選抜する一般入試、②正課および課外の高校生活の充実度を評価して選抜する推薦入学、③自己推薦によって示される志望する学科での学習意欲や適性を評価して選抜する自己推薦入学（AO 入学）である。

一般入試は１月末１日の前期Ａ日程、２月初め３日間の前期Ｂ日程、３月初め１日の後期日程の計５日間実施する。それぞれ入試科目を変化させて受験生の多様な個性（得意科目の多様性）に対応している。また、地方入試会場も添付資料『受験ガイド』に掲載しているように、前期Ａ日程 20 都市、前期Ｂ日程 13 都市、後期日程９都市と、全国の要所に設置し受験生の便宜をはかっている。さらに、前期日程と後期日程それぞれに、センター試験利用方式入試も実施している。

次に、推薦入学としては、公募制推薦、総合学科・専門学科選抜推薦、特別活動選抜推薦、スポーツ推薦、指定校制推薦、評定特別推薦など６種類の入学者選抜方法が実施されている。

公募制推薦は前年 11 月に２日間実施される。英語･国語の言語能力検査の点数と評定平均値、そして課外活動点数を総合して合否判定を行う。課外活動点数は、たとえば学級委員長該当職や課外クラブ活動２年以上で５点、英検２級で 15 点、都道府県大会を経て地区大会出場で 20 点、というように、事前に受験生に公示されており、スポーツ、文化活動、資格･検定､その他という４つのカテゴリーに分けて各種活動項目が包括的に準備されている。

総合学科･専門学科選抜推薦は、公募制推薦と同日同方式で実施されるが、公募制とは別枠で選考される。専門学科、特に商業科などの職業学科の高校生を対象とした入学者選抜方法であり、公募制よりは実質競争率を低めに抑える方向で選考し、多様性の確保の一端を担っている。

特別活動選抜推薦は、課外活動点数が最高点の 20 点の枠に収まりきらない高度な活動実績をもつ受験生のみを対象とした入学者選抜方法で､言語能力検査と評定平均値 10 倍数の合計 250 点満点で選考を実施する。かなり高レベルの特別活動であるため、実質競争率はやはり公募制よりは低めに抑える方向で選考している。

スポーツ推薦は、指定スポーツクラブの責任者（部長、監督、コーチ等）が全国規模で常時スカウト活動を行った上で、高校長の推薦によって選考する入学者選抜方法であり、受験生は必ず事前にクラブ責任者と面談し実技を評価してもらう必要がある。本学の基本目標の一つであるスポーツ振興のための制度であり、2007 年度の選考においては 65 名の定員枠が設定されている。

指定校制推薦は、過去の実績などを考慮して本学が指定した高校との信頼関係に基づき、高校内での選抜結果を重視し、大学では書類審査のみで合否を判定する。したがって、受験生の志願書や自己推薦書の内容の書き直し要請はまれに生じるが、それを理由に不合格にすることはよほどの場合を除いてありえない。現在、定員は 144 名（定員全体の 10%）だが、志願者が多く毎年 250 名以上の入学者があり、本学と指定高校との信頼関係を示している。また、地域連携と高大連携という趣旨のもと、本学近接地域の本学志願者の多い高校との一層積極的な信頼関係の醸成を目指し、2007 年度より 3 校の重点指定校（各校最大限 20 名まで入学可能）を新設した。受験生減少傾向の中、指定校推薦の重みはますます増していくと思われる。

評定特別推薦は、指定校が主として各高校の本学受験者数･合格者数･入学者数といった実績をもとに決定されるため、条件に該当しない非指定校の受験生や本学への入学を希望するのに指定校内の学内選考に漏れた受験生を対象に、評定平均値 4.5 以上を条件に、小論文および面接で合否を判定する入試である。指定校制推薦は評定平均値 3.5 以上が条件であるため、この入学者選抜方法ではやや高めの設定となっているが、ほぼ指定校制推薦に準じた位置づけをしている。小論文での極端な字数不足や面接でのコミュニケーション不全がない限り不合格にはならないため､上記の受験生のニーズにうまく対応できている。

最後に自己推薦入学すなわち AO 入学がある。これについては、後述の「アドミッションズ・オフィス入試」でその概要と評価を行うが、要するに希望する学部学科での勉学意欲を事前面談で聴取し、1 次試験において小論文審査あるいは模擬授業でのレポート審査によって合否判定し、さらに 2 次試験において面接によって一層厳しく勉学意欲を見極め選考する入学者選抜方法である。

以上の 3 つに大別される入学者選抜方法は、多様な学生を受け入れるという基本方針には、十分対応していると評価できる。しかし、入学者の一定の質の確保と量の確保という点では、今後懸念される受験者数の急速な減少傾向と、それに伴う入学者の学力水準の低下傾向がすでに現れつつあるため､量はともかく質の確保の問題が大きくなると思われる。

なお、学生募集は、次のような手順および方法によって遂行されている。

まず、毎年 3 月までに明年度の入学者選抜概要を決定し、実施する入試制度と、それぞれの募集人員、日程等をほぼ確定する。学生募集は、この選抜概要に基づいて作成した受験ガイドおよび大学総合ガイドその他の資料の配布と、それらを使った高校教員対象説明会（近畿圏で数回実施)、受験生対象説明会（全国 150 以上の会場で実施）を 6 月より順次開催し、7 月中旬から 9 月上旬にかけてキャンパス見学会（オープン・キャンパス）を 4 回実施し、さらに各種メディアへの大学広告の掲載（定置的なもの、一時的なものなど各種）を行っている。また、本学の教育内容をより理解し魅力を感じてもらえるように、タイムリーな情報を掲載した受験生向け広報誌を作成している｡それぞれの詳細については、添付資料の通りである。なお、それ以外にも、個別の高校対象の進学説明会や模擬講義な

ど、高校からの要望に可能な限り対応しており、その実績は添付資料の通りである。以上のように、多様性の確保、一定の量と質の確保という目標を達成するために、本学を希望する受験生に適切な情報を提供し、また適切な情報提供によって本学に適合した受験生層の開拓に可能な限り努めている。

しかし、少子化の影響によって、近年急速な受験生数減少が生じており、それにともなって従来の大学教育についていけない低学力の入学生も徐々に増加しつつある。また、多様な入学者選抜方法は､多様な学生を入学させ､大学を活性化させるのに貢献しているが、基礎学力に欠けた学生を入学させてしまうというリスクも存在する。入学者選抜においても、受験生の増大だけを目指すのではなく、質の確保という点にさらに配慮することが求められている。

【改善方策】

多様性の確保､一定の量と質の確保という目標を達成するために､入試日程の変更調整、入試実施場所の増加、新たな入試制度の創設などといった入学者選抜方法の工夫をしてきたが､18 歳人口の減少等の構造的な要因は決定的な影響を及ぼしており、入学者選抜方法の改善等のみでは、一定の質の入学者の確保はますます困難になりつつある。しかし、大学教育にとっては、これはもっとも喫緊の課題であり、そのためにも前述のように、指定校推薦の枠内で地域連携、高大連携の重点指定高校を新設し、一定の質を確保した受験生ないし入学者を育成する方策に着手したところである。もちろんどのような入学者でも本学の教育によって一定水準の卒業生に向けて育成していかなければならないのは当然であり、入学を許可した以上、そのように対処するのは言うまでもないが、基礎的学力の不足者が入りがちな AO 入試やスポーツ推薦入学においても､一層選考を厳正に実施していきたい。同時に、入学後の学生をいかに育てていくかという教育活動や就職支援活動の水準を向上させ、そうした教育効果を広報していくという地道な方策をとっていくほかはないと思われる。

また、本学を希望する受験生に適切な情報を提供し、また適切な情報提供によって本学に適合した受験生層を開拓するために、高校教員対象の入試説明会、高校生対象の入試説明会、キャンパス見学会、大学案内･受験ガイド等の配布、各種メディアを活用した広告･宣伝等を積極的に展開したい。

さらに、本学教員と高校生との直接のコミュニケーションの場として、高校その他の会場でのいわゆる模擬講義の実施も近年、その回数を増やしており、2005 年度には 75 回の講義を実施したが、一層の拡大を目標として教授会を通じて教員の模擬講義一覧表（ホームページなどで公開）への登録を呼びかけている。現在、およそ 50 種類以上の講義を揃え高校からの需要に対応できるまでに至っているが、今後一層の充実をはかっていく。

２）入学者受け入れ方針等

Ａ群　入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係

【現状説明と点検･評価】

本学の入学者受け入れ方針の基本は､学長を議長とし常務理事､各学部長､入試委員長､

入試課長などによって構成する入試協議会において決定され、教授会において審議・承認される仕組みになっている。すなわち、大学・学部の教育の責任者が入学者受け入れ方針の決定においても責任者となっており、入学者受け入れ方針と大学・学部の理念・目的・教育目標は連動する制度となっている。

繰り返し述べてきたように、本学の入学者受け入れ方針は、多様な学生をキャンパスに迎え入れ、それぞれの個性に応じて各学部学科で所定の教育内容を修得してもらうということを基本にしている。愛と自由の精神に基づく世界市民の育成という本学の建学の理念は、すべての学部学科に共通しており、そのためにまず多様な学生の受け入れを目標としているのである。この方針・目標にしたがって先に述べたように、多様な入学者選抜方法を実施している。さらに、入試実施場所の多様性も工夫し、各地域の受験生の受験機会を拡大している。こうした多様な学生の確保という基本方針が、キャンパスの学生生活の活性化を実現していることは確実である。

大学案内を始めとして、本学の建学の精神や教育目標はくりかえし強調されており、本学へ入学を希望する者は、基本的には本学の建学の精神を了解していると思われるが、一般入試ではそのことをとくに確認する方法はない。しかし、推薦入学においては、出願資格に「本学の建学の精神を理解する」ことを明記している。また、AO 入試では、学部・学科のそれぞれの教育目標が明確に入学者受け入れ方針に示されており、添付資料に見られるように、各学部・学科が希望する受験生像、学生像がそれぞれ明記され、それに準拠して選考が行われている。

さらに、たとえば 2006 年度からスタートした経済学部中国ビジネスキャリアコースでは、中国語の科目を設置している西日本の高校から 14 校を指定校とし、中国語の履修を推薦の条件に加えた。これは、中国語の履修経験のある受験生は本コースの内容に関心を持ち、入学後もクラスの中心メンバーとなってくれるであろうことを期待したものである。

【改善方策】

現在のところ、学部学科の教育目標や理念との関係で選抜方法を大きく変える必要はない。あくまでも入学後の本学の教育によって、学部学科の教育目標に対応した学生を育成することに努めている。しかし、カリキュラム改革等の進行に伴い、学部学科から独自の教育目標や理念から導き出される独自の選抜方法の提案がある場合は、それに適切に対応したい。

B群　入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係

【現状説明と点検･評価】

多様な学生を受け入れるという方針は、前述の入学者選抜方法の多様性に具体化されている。

また、各学部・学科のカリキュラムは、それぞれコース制や履修モデルの設定により、学生の多様な興味・関心に対応している。それらのカリキュラムを消化しうる基礎学力をもった学生を確保するためにこそ、一定の質の確保が入学者受け入れ方針の基本となっている。

入学者受け入れ方針である多様性の確保と量と質の一定水準の確保は、入学者選抜方法の多様性とは対応しているが、各学部の固有のカリキュラムとの対応性は低い。ただし、

後述のアドミッションズ・オフィス入試（AO 入試）においては、志望する学部学科の勉学内容への意欲と熱意を見るとうたっているので、そこでは選抜方法とカリキュラムとの対応性が示されている。また、指定校の選定の際に、国際科をもつ高校を文学部の指定校としたり、2006 年度から発足した経済学部中国ビジネスキャリアコースでは、中国語の科目を設置している高校をとくに指定校とするなど、カリキュラムとの関連が配慮されているところもある。

以上のように、入学者受け入れ方針と入学者選抜方法が学部学科のカリキュラムとの対応性が不十分なことは事実であるが、各学部学科のカリキュラムは共通の基盤として建学の理念である世界市民の養成を教育目標とし、この点では受け入れ方針である多様性の確保（異質な他者の理解、多元的価値の受容などといった世界市民の資質）や質の一定の水準（世界市民であるための学習に必要な基本的能力と一定の学力水準）に対応しているといえる。

【改善方策】

入学者受け入れ方針と入学者選抜方法は、入学後の学部学科のカリキュラムと直接の関係は薄いが、人文・社会科学系の学部のみで構成される本学の場合、現在のところ、とくに大きな支障はない。その分、各学部学科においては、多様な入学生を学部学科の教育に適合するよう教育することが大きな課題となっているが、これについては現在進行中のカリキュラム改革の議論の中で検討されている。そこでの結論を得て、必要なら、入学者選抜方法の改定を検討することになろう。なお、AO 入試においては、明確に学部学科別の入学試験を実施しているが、それについては AO 入試の項目で述べる。

Ｃ群　学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係

【現状説明と点検･評価】

一般入試においては、すべての学部・学科について、そのカリキュラムに対応しうる基礎学力は、英語および国語を基本にすれば測定可能であるという判断にたっている。

学部・学科でとくにカリキュラムと入試科目との関係が明確なのは、一般入試 B 日程における選択科目中の数学科目と経済学部経済学科のカリキュラムとの関係、文学部の英語科目点数の比重を大きく(他学部に比べて 1.5 倍)設定していることなどにおいてであり、それ以外の一般入試では、学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係は特に意識されていない。

推薦入学においては、公募制推薦入学において、学力試験は課してはいないが、英語および国語の言語能力検査を実施しており、希望者には国語に替わり英語リスニング能力検査を選択できるようにしている。それは特に文学部のカリキュムに対応した措置である。

また、評定特別推薦入学において、学部学科ごとに指定科目の評定値 4.5 以上を条件としており､かりに評定平均値が 4.5 以上でも各学部･学科による指定科目がそれを下回れば受験が許可されない。ここにも学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係は意識されている。

【改善方策】

経済学部、社会学部、経営学部、文学部、法学部から構成される文科系総合大学である本学の入試は、学部学科に関係なく一定の基礎能力が認められれば入学を許可するという

方針で運営されており、現在のところとくに不都合な点はない。

基礎学力のある入学者を学部・学科で専門的知識をもつ学生に育成していくことが基本にあるため、カリキュラムを意識した入試科目の設置は、特には行ってきていない。

カリキュラム改革等で教授会からカリキュラムに対応した入試科目設置の要望があれば検討することになろう。

３）入学者選抜の仕組み

Ｂ群　入学者選抜試験実施体制の適切性

【現状説明と点検･評価】

入学者選抜実施に対して万全の体制で取り組むことを目標とし、次のような組織体制を組んでいる。選抜方法等の大枠と基本項目は、前述の入試協議会において決定されるが、その基本決定を受けて具体的な実施目標を形成し実施しているのが入試委員会および入試課である。

入試委員会は、学長指名で連合教授会承認の入試委員長（教員)、各学部より各 1 名選抜される入試委員、そして入試課長、課長補佐、担当入試課員 1 名、以上計 9 名によって構成される。入試委員会は定期的に隔週、また必要に応じて随時開催され、学部教授会の承認を必要とする案件をはじめ、入試にかかわるあらゆる問題に対応している。

入試課は、日常的な入試業務を遂行し、入学者選抜試験実施体制を確固たるものとしている。すなわち、添付の入試課業務報告書に見られるように、入試課長の統括下、渉外、広報計画立案、高校等訪問、入試関連データ分析、本学主催説明会実施、指定校選定、配送便関係、アンケート・調査回答、庶務関係、各種資料送付、AO 入試関係、受験ガイド作成、外国人留学生入試関係、入試事務室管理補助、地方試験場折衝、事務システム関係、願書処理委託関係、一般入試の入試要項作成、関西 11 大学関係、キャンパス見学会実施、インターネット出願関係、入学手続書類作成、試験実施全般、広報原稿・印刷物作成、大学院入試全般、指定校他入試要項作成、日常予算執行関係等、多種多様な日常業務を遂行している。

入試委員会は、前述の各種入学試験を実施するために、全学的な規模での試験監督担当教職員動員体制を 9 月下旬までに決定し、また、各入試制度実施に際しては試験監督担当教職員へのオリエンテーションを事前に必ず開催し（特にセンター入試に際しては、センターよりの指示もあり事前の説明会を実施)、また、地方入試会場への試験問題等発送返送体制も継続的信頼関係にある業者に委託している。地方会場の場合には実施日前日からの出発になるが、問題用紙および解答用紙、各種備品等は緊密な輸送体制を組み、教職員の負担を減少させるとともに、秘密保持･事故防止にも万全を期している。

なお、障害のある受験生のための別室受験、当日の体調不良者のための別室受験にも柔軟に対応し、本学キャンパスには臨時保健室も設置している。

以上のように、入試委員会および入試課を中心に、入試実施には万全の体制で全学的に取り組んでいる。入試時期には、教員および職員の負担はかなり重くなるが、全学的協力体制のもとで実施している。中規模大学であるがゆえに、全学的協力体制の構築、運用が

可能になり、入試実施体制としてはきわめて高いレベルにあると思われる。

ただし、多様な学生を確保するための複数回におよぶ入試実施のために、教職員の負担はかなり大きくなっている。負担が大きくなるとミスも生じやすくなる。そこで、年間を通しての負担回数を増加させないため、たとえば高校との緊密な信頼関係に基づいて実施される指定校推薦入学では面接試験を廃止し、個別クラブの部長･監督･コーチによる継続的実技見学が実施されているスポーツ推薦入学では実技試験を廃止するなど、負担軽減の努力を実施しているが、なお一層工夫の余地があると思われる。

【改善方策】

入学試験の実施体制はおおむね適切なものと評価できる。

工夫できる制度については、選考の質を落とすことなく実効性を保持しつつ、極力教職員の過重負担を防ぎたい。それがミスのない入試実施体制の基本的条件であると思われるからである。

上に述べたように、指定校推薦入学とスポーツ推薦入学では、選考過程の合理化を図ったが、これはたんに省力化ということではなく、指定校推薦入学では入試委員会において自己推薦書および志願書を慎重にチェックし、不備や不足があれば高校を通じて本人に再提出を指示するという方針（合格後、全員をキャンパスに招き入試委員会でオリエンテーションすること、入学前課題として小論文の提出、添削を行うことを同時に制度化）を数年前に確立し、スポーツ推薦入学ではスポーツ推薦委員会委員による面接を実施するという体制に担保されている。このように、入試委員会およびスポーツ推薦委員会によるチェック体制のもとで継続的に志願者とのコミュニケーションが維持できる場合には、入試実施体制の効率化をはかり、教職員の負担を一定枠内で抑制しつつ、入試実施上人員を必要とするところには手厚く人員を投入できるように改善を進める方針を堅持したい。

Ｂ群　入学者選抜基準の透明性

【現状説明と点検･評価】

入学者選抜基準、すなわち合否判定基準の透明性の維持が当然の目標となる。

一般入試および公募制推薦入学、専門学科･総合学科選抜推薦入学における合否判定基準は明確な点数として、添付資料『受験ガイド』に見られるように、受験生にすべて開示している。また、入試説明会、進学説明会等においても補足説明を行い、高校教員、受験生からの選抜基準についての質問にもその都度対応している。なお、受験生の得点の高校への開示については、個人情報保護法との関連で、受験生本人の承諾が必要となるので、願書提出時に諾否を確認できる方式を採用し、可能な限り高校への合否伝達、点数開示を行うよう努めている。

指定校推薦入学は高校との信頼関係によって選抜されるため、原則的に書類選考で合格が認められる。また、スポーツ推薦入学は、試験実施日には面接のみで、それまでの実技については当該クラブの部長、監督、コーチ等が長期的に評価しているため、これも面接時に出願資格に合致しない等の理由がない限り合格が認められる。

もう一つの推薦入学である評定特別推薦入学と自己推薦入学である AO 入試においては、合否が客観的な得点の序列によって決定されるものではないため、不合格の場合、当該受験生および所属高校に不合格判定の具体的な理由の開示を行っている。小論文審査教員、

面接担当教員から入試委員会が不合格理由を聴取し、それを書面にして不合格者に開示しているが、それも選考の透明性を確保するための努力の一環である。

なお、一般入試の学力試験（一般入試前期 A 日程、B 日程、一般入試後期日程、一般入試センター試験利用方式）においては素点を調整する制度があるため、その調整方式（受験科目中、最高得点科目の点数を 1.5 倍ないし 2 倍する方式）についてはすべて開示し、個々の受験者に高校を通じて後日点数を開示している。

この方式は数年前から定着しているが、とくに問題は認められず、適正な措置と思われる。ただし、近年の受験生減少の影響で、従来複数日の試験の際に、実施していた試験日間の得点調整の確実性が低下するという状況で、試験日によって受験生が不利になることがないように配慮する必要性が生じている。

【改善方策】

選抜基準の透明性については特に問題は認められないが、上述した複数試験日のある入試については、得点調整の方法を 2007 年度入試から変更し、従来の日程間調整を廃止し、各日ごとの実質競争率同倍率の選考方式に切り替えることにした。今後も状況の変化に対応して、選考の公平性・透明性を確保するための検証を継続したい。

C群　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況

【現状説明と点検･評価】

入学者選抜の公正性・妥当性を保障するのは、第 1 に、入試問題の適切さであり、第 2 に、採点評価の適切さであり、第 3 に、合否判定の適切さである。

第 1 の入試問題の適切さについては、本学では入試実施を担う入試委員会とは独立して出題委員会が置かれている。出題委員会では、入試別･科目別の出題チームが構成され、各入試問題が何人もの目によってチェックされ､問題の適切さを確保する体制をとっている。なお、実際に問題作成に携わる出題委員は、入試協議会で承認されるが、この会議は外部には秘密にされており、同僚もだれが出題を担当しているのかわからないように配慮されている。なお AO 入試については後述の AO 入試委員会によって運営されている。

第 2 の採点評価については、マークシート方式の答案は情報センターと入試課の協力体制の下、高速度の機械読み込みが行われ、受験者のマークミス答案はすべて抽出され、入試委員会の責任ですべて原簿をチェックしつつミスを修正し再読み込みを実施し、すべての答案が正しく読み込まれるまでその作業を繰り返す。こうして読み込まれた点数が序列化されたシートに作成されると、それをもとに募集人員数や倍率や歩留まり率を勘案しつつ入試委員会で合否原案を作成し、第 3 の合否判定過程に入る。

なお、推薦入学や編入･転入入試の小論文や面接試験については次のように進められる。小論文出題委員は出題委員会より委託された教員がつとめ、採点は出題者と入試委員会より委託された複数の教員が行い、そこでも評価の相互チェックがなされ、さらに採点結果を入試委員長が点検する。面接委員は入試委員会より委託された教員がつとめ、二人一組で面接を実施し、その評価結果を入試委員長が点検する。いずれの場合も点検の結果、疑義があれば出題者、採点者、面接者に再検討を要請することもある。

第 3 の合否判定については、出題委員長も加えた拡大入試委員会で原案を作成、承認した後、入試協議会で審議決定する。その結果を全教員を対象とした全学説明会で入試委員

長が詳細に説明し、質疑応答した後、各教授会において審議決定され合格発表に至る。この過程のいずれの段階においても、疑義が出された場合は原案に修正が加えられる場合もある。なお、AO 入試のみは後述の AO 委員によって構成される AO 委員会が設置されているので、学長を長とする AO 委員会で各学部 AO 委員の説明を受け、合否判定を行い、その後、各学部教授会において審議決定という方式を採用している。

この手順は、入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムとして有効に機能している。過去に、上記の第 2 段階において、採点ミスのために入試結果発表後に合否判定を修正する事態が 2 度あったことを反省し、ミスの原因を徹底的に分析し、複数のチェック体制を確立し、問題作成から合否判定に至る全過程において、選抜の公正性と妥当性が欠落する事態にはならないように十分に配慮している。

上に説明したのは、入学者選抜過程の公正性ということだが、この過程が本当に適切なものであったかどうかは、実は選抜された入学者が期待通りの学生生活を送っているかどうかにかかってくる。入学後の問題については、各学部の報告書などで点検・評価されるが、入学者選抜方法との関係では、本学では試験種類ごとの入学者の入学後の学修状況について追跡調査を実施しており、その結果が入学者受け入れ方針の決定にも反映されている。

【改善方策】

現状において選抜の公正性・妥当性を確保するためのシステムは十分に機能しているが、過去の失敗を教訓に、人間はミスを犯すものであることを前提にして、たえず全過程をチェックし、ミスを起こさない体制をさらに強固なものにしていきたい。

入学者選別方法と入学後の学修過程の関連については、これまでの調査を継続するとともに、検証の方法の妥当性についても検討する。

４）入学者選抜方法の検証

Ｂ群　各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検･評価】

すべての入試問題は、入試委員会とは別個に設置されている出題委員会において、委員長および各入試科目担当委員を中心に、複数の出題者によって相互チェックを経たうえで作成されている。その際、問題作成者とは別に校閲者を置き、各問題について精査する方式を採用し、不適切な出題や出題ミスの防止に万全を期している。試験実施後、翌年の受験ガイドに、解答状況と講評を出題者が執筆し公表しているが、その過程でもあらためて問題の適切性について検証されている。また、一般入試の入試問題の適切性については、入試実施後に学外者（予備校教員）に検証を依頼している。

こうした体制が確立しているため、語句の校正ミスなどが生じることはあっても、内容的に不適切な問題が出題されてしまったことはない。責任をもった出題委員会体制で運営していることが、質の高い入試問題の作成を可能にしていると評価できる。ただ、入試問題作成についての教員への負担は多大なものがあり、しかも特定の教員に負担が集中する傾向にあることが大きな問題となっている。

【改善方策】

入試問題の適切性については、問題作成の段階でも、試験実施後の段階でも、検証する体制が構築されており、今後もこの体制を堅持していく。問題作成に携わる教員の負担については、一部の大学で実施し始めたという問題作成業務の外注に頼ることなく、教員のローテーションの工夫によって負担の軽減を図る。

Ｃ群　入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況

【現状説明と点検･評価】

前項で触れたように、一般入試の入試問題についてのみ、学外者（予備校教員）に検証を依頼しているが、その他の入試制度では学外関係者などから意見聴取を行う仕組みは導入されていない。しかし、入試説明会や高校訪問時に高校の進路担当教員や高校長などから、本学の入試に関する意見を聴取し、それらを入試方法改善に活用することは入試委員会の日常的活動として行われている。

本学はこの 20 年間、外部の意見を傾聴しつつ、入試委員会や入試課や入試協議会において、たえず入学者選抜方法について検証をし続け、多様な選抜方法を実現してきた。その結果、前述のように多様な入試制度を整備するに至っている。

本学の内部協力体制、内部協議体制がこれまで大過なく入試運営を遂行できてきたとはいえ、大学の外部評価が求められる動きのなかで、外部の視点を組み込む必要性が強まってきているのも事実である。内部体制のパワー向上につながる、外部の視点の組み込みを制度化し、一層高度な反省的能力、問い直し能力をもった組織にしていく必要があろう。

【改善方策】

入学者選抜方法をより適切なものにする努力は継続していかなければならない。とくに、外部者の視点を導入する体制の検討を始めたい。たとえば大手の受験予備校が、個々の大学の入試について、広い視野で比較検討し改善案を提示する能力をもつことはよく知られており、入試コンサルタントとして活用することが可能である。あるいは本学が他大学を研究、評価するといった大学研究機能を自ら育成していけば、外部に依存せずとも自己評価機能は一層高まるであろう。大学の内向き志向を、外部の視点の導入によって変革していくことは、入試委員会での検討事項の一つになっている。

５）アドミッションズ・オフィス入試

Ｃ群　アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性

【現状説明と点検･評価】

アドミッションズ・オフィス入試は 2002 年度入試から実施された自己推薦入学制度である。学力試験を実施せず、高校での評定値も合否判定には使用せず、あくまで入学を希望する学部・学科での勉学意欲や、入試ガイドに明記した学部･学科がそれぞれ独自に提示する「期待される学生像」（資料：AO 入試募集パンフレット）への適合性を合否判定基準とするところに特色がある。そのため、入学者の選考は慎重に進めることが求められるし、

また入学後の教育的ケアも必要となる。

志願者はまず、受験ガイドに収録しているエントリーシートによって事前面談の申し込みを行い、7 月中旬から実施されるキャンパス見学会において、志望する学部学科の教員による事前面談に臨み、それによって入試制度の理解を深め、志望した学部・学科との適合性を調整した上で願書を提出する。この事前面談の内容は合否には関係しないが、事前面談なしに次の一次試験には進めない。また、事前面談で学部･学科の AO 委員が、受験生の勉学意欲を聴取する中で、学部･学科についての誤解を指摘したり、安直な入学が将来にもたらす問題（退学や留年）について警告したりする。

そして一次試験（経営学部のみ模擬講義受講による入試、他学部は小論文審査)、さらに二次試験を実施する。選考方式は面接を基本とするが、それ以外にも各学部が独自の工夫をこらすべく検討を続けており、社会学部社会福祉学科では一泊合宿方式による選考、法学部では「ディベート」を取り入れた集団面接による選考が行われている。

このような多段階的入試を実施し、慎重に入学者を選抜しているが、以上の選抜実施を担うのが、AO 委員会である。それは学長を委員長とし各学部学科選出の AO 委員および学部長等によって構成される。合否判定においても、AO 委員会で各学部 AO 委員が選考報告を行い、合否判定原案を作成し、その後、各学部教授会において審議決定という方式を採用している。

なお合格後には、入学前の学習サポートとして①課題レポートの提出と添削指導、②通信講座等の受講料免除を実施している。

さらに入学後も、春学期および秋学期終了後に少人数クラス担当教員に入学者個人ごとの出席状況や勉学態度、能力についてアンケート調査を行い、入学者の大学、学部・学科への適合性を追跡調査し、教育指導の参考資料としてきた。なお、毎年の調査の結果はほぼ一貫して、おおよそ 2 割が高い評価を獲得し、6 割がまずまずの評価であるが、2 割が能力や意欲で低い評価となるという構成を示している。今後は評価の低い学生への一層実効的なケア体制を各学部学科で工夫しなければならない。

それでも AO 入試の入学者として高く評価される学生がたとえ 2 割程度とはいえ入学していることは、受け入れ方針である多様性の確保によく対応しているといえるし、また AO 入試制度の存在意義を示している。彼らは入学した学部学科に適応し、積極的な学生生活を送り、AO 入試の本来の目的である大学の活性化に貢献している。どの学部学科においても、この入試制度は一定の意義を果たしていると評価されている。

しかし、問題がないわけではない。基礎的な学力の不足した学生が他の入試制度に比較して多いという事実である。学力不足が出席状況の悪化、単位取得困難となる場合があり、それが退学へと向かう場合もある。中途退学率、留年率ともに、その他の入試制度での入学者に比較してやや高い傾向がある。

以上のように、AO 入試による入学者は二極化している。学部学科が提示している「期待される学生像」に適合して、入学後も積極的な学生生活を送るような入学者を増やすこと、他方では、基礎学力が極端に低い学生の入学を抑制すること、入学後のフォロー体制をより緊密なものにすること、が課題となる。

【改善方策】

AO 入試の現状についての上記の課題を改善するために、各学部の AO 入試担当委員には

2006 年度の AO 委員会を通じて学長より制度改善等の検討指示があり、各学部の AO 入試担当委員による検討が進められているところである。

６）入学者選抜における高・大の連携

Ｃ群　推薦入学における、高等学校との関係の適切性

【現状説明と点検･評価】

推薦入学においては、高校との信頼関係の維持が基本的な到達目標である。

各種推薦入学においては、必ず高校長名での推薦書の提出をお願いしているが、とくに指定校制推薦入学の場合、高校とのコミュニケーションを深めるために、指定校教員を対象とした入試説明会を 7 月初め頃に本学キャンパスにおいて開催し、高校側からの要望等の聴取に努めている。指定校制推薦入学は、実質的に高校での学内選考がきわめて重要であり、高校との信頼関係に基づいた制度であるため、指定に際しても入試委員会で指定条件（本学への受験者数･合格者数･入学者数等）を勘案し慎重に検討を進め、各年度の指定校一覧表は最終的に教授会で審議決定されている。

指定校制推薦入学では、高校および本人の推薦書類の審査で合否を決定しているが、これまで特に問題は生じていない。専願意思の欠落等が確認されない限り原則として全員を合格としているが、指定校制度で入学した学生は単位取得率、4 年間での卒業率とも他の入試制度の入学者と比較して優秀であり、高校との信頼関係は適切に維持されている。こうした実績にもとづき、2007 年度入試から、地域連携・高大連携を強化するために、重点指定校の制度を導入した。重点指定校は南大阪、和歌山、奈良を中心に、中学校併設の私立高校、あるいは本学の入試実績の高い女子私立高校から選ばれた高校であり、各高校 20 名枠を設定し基準となる評定平均値については高校に判断を委ねることになっている。ただし、入学前学習サポートについては手厚い措置（課題レポート、オリエンテーション等）が実施される。

評定平均値 4.5 以上を条件としている評定特別推薦入学の場合、小論文試験ないし面接試験の結果、仮に不合格となる場合には、明確な不合格理由（小論文における文字数の極端な不足や、面接における極度に消極的な態度等）を高校に説明し理解を得ているので、ここにおいても高校との信頼関係は適切に維持されている。

なお、本学と同一法人に所属する桃山学院高校については、指定校推薦入学枠として特別に 45 名枠を設け、高校側との密接な連携のもとに志願者を受け入れている。

以上のような、学力試験を実施しない推薦入学の合格者に対しては、入学前の学習サポート（課題レポート、オリエンテーション等）を実施しており、このことは高校側から高く評価されている。

【改善方策】

現在のところ、特に問題点は見当たらないが、地域の高校とより密接な信頼関係を構築するための施策を模索しているところである。2007 年度入試から導入する重点指定校の制度の運用状況を検証しながら、適切な改善策を検討することになる。入学前学習サポートについても、高校側の要望を聞きながら、今後も一層拡充していく方針である。

Ｃ群　入学者選抜における高等学校の「調査表」の位置づけ

【現状説明と点検･評価】

高校教育と緊密に連動した入学者選抜の実施が理想であるが、高校教育での評価を選抜に活用しているのは各種推薦入学のみである。学力試験を実施する一般入試では、高等学校調査表は合否判定において一切参照されない。また、自己推薦のAO入試においても調査票に示された評定値を合否判定理由にすることはなく、出席状況を合否判定の参考にするにとどまっている。

評定値を重視するのは推薦入学である。まず、公募制推薦入学および総合学科･専門学科選抜入試、特別活動推薦入学では、評定平均値の 10 倍数が点数に加算され公募制と総合学科･専門学科選抜では総点の 19%、特別活動推薦入学では総点の 20%を占める。

指定校制推薦入学では推薦条件を評定平均値 3.5 以上としている。また、評定特別推薦入学では、推薦条件は評定平均値 4.5 以上で、しかも学部学科別に特定科目での 4.5 以上という条件も付加している。

このように、推薦入学での入学者選抜においては、高校の調査票はきわめて大きな位置を占めているが、評定平均値の重視は推薦入学の趣旨から当然であろう。

【改善方策】

調査表の位置づけは現状でもとくに問題はないが、高校教育の活性化に一層資する入試制度を工夫する余地があるだろう。高等学校教育の充実を促進できるように、調査書を一層重視した入試制度を工夫するためには､高大連携入試が必要となる｡いわゆる系列高校、提携高校を選定し、一定数の定員を設定し、基準となる評定平均値があれば入学を許可するという制度である。この方向での高大連携の推進が求められる。その第一段階として前述の重点指定校制度が設けられたのであった。その実績を検証して、必要なら改善策を講じたい。

Ｃ群　高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性

【現状説明と点検･評価】

先に述べたように、多様な学生の確保、一定の量と質の確保という基本目標からして、高校生に対する十分な情報提供がここでの到達目標となる。

パンフレットや WEB 上での大学・学部紹介のほかに、高校内説明会に要望があれば積極的に参加し、いわゆる入試業者主催の全国各地の受験生向け合同説明会に参加し、本学キャンパスでのキャンパス見学会での説明会も実施している。また、授業内容や学部学科の内容をより理解してもらうために、高校の要望に可能な限り対応し、本学教員を高校に派遣して特別講義（模擬講義）を行っている。すなわち、高校生に対して、本学関係者が直接面談して、進路相談を受ける体制をとっている。

さらに、常時入試課への電話ホットラインを設け、入試に関する質問に対応できるようにしており､必要な場合には関連する学部の教員が質問に回答することにしている｡また、必要に応じてダイレクト・メールも活用し、可能な限りニーズに対応した情報伝達を実施している。

なお、高校等教員への広報活動の充実も図っており、本学卒業生で高校の教育職在職者に本学の現在の教学内容、施設、課外活動への理解をより一層深めてもらい、高校生に本

学の情報を正確に伝達してもらう試みも続けている。

このように、多様な情報伝達経路や媒体を活用しているが、まだ改善の余地はある。高校生の進路選択に関する質問や疑問に、直接かつ適切に答え、必要な情報を直接伝達する体制を一層強化しなければならない。

【改善方策】

高校生に進路選択に有用な情報を直接伝達するためには、現在も実施している高校への出張説明会、出張講義という方法があるが、それとともに、キャンパスの実地見学が極めて有効な情報伝達手段と思われる。現在、7・8月にキャンパス見学会を実施し、また高校からの要望に対応して、高校単位のキャンパス見学会・説明会を実施しているが、まだ受身にとどまっている。

高校単位の本学キャンパスへの訪問、説明会、模擬講義の実施を、高大連携教育も兼ねて積極的に推進する計画を作成中である。また、ホームページにおいてキャンパス風景が放映可能となれば、実際の講義を提供し、一層有益な進路選択情報を伝達しえよう。入試委員会としては、そのような方策を広報部門と協議して推進していく予定である。

7）科目等履修生・聴講生等

C群　科目等履修生・聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明と点検･評価】

科目等履修生・聴講生については、本学では、入試委員会所管ではなく、教務委員会所管事項として運営されている。手続きとしては、毎年度の「桃山学院大学科目等履修生出願要項」を教務委員会の議を経て教授会で審議・決定している。出願要項には、出願資格、選考方法、出願手続き、出願期間、履修期間、履修科目および単位数、科目履修料、履修許可および手続き、単位の認定等の受け入れ方針・要件について明記され、セメスター毎に募集して、出願資格を満たした者について教授会の議を経て許可している。

科目等履修生・聴講生等の受け入れ方針・要件は、しかるべき機関の審議決定を経て、公開され、それにもとづいて制度は運用されており、適切かつ明確なものと評価される。

【改善方策】

現時点で、とくに改善を必要とするところはないが、状況の変化に対応して迅速な改善策をとることのできる体制は維持しておきたい。

8）外国人留学生の受け入れ

C群　留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状説明と点検･評価】

本学の外国人留学生受け入れの基本目標は、十分な教育効果をあげ、学生生活の適切なケアを可能にするため、外国人留学生の定員は定めていないが、学生定員内の一定数を設

定し、一定の質（語学力水準）の留学生を確保することである。具体的には、1 学年受け入れ目標数を全学部で 25 名（4 学年で 100 名）とし、日本留学試験の日本語科目で 200 点以上を受験資格としている。入学後、国際センターで外国人留学生の教学面、生活面でのケアを担っており､そこで十分な対応をするために 1 学年で 25 名程度を目安としているのである。なお、2006 年度の外国人留学生の志願者は 49 名、入学者数は 25 名であった。

外国人留学生入試制度は、指定校（日本語学校）推薦制度、外国人留学生入試が主なものであるが、外国人留学生を対象とした入試制度としてほかに、AO 入試、編･転入学入試がある。いずれも日本語能力等を証明する書類審査と面接によって、本学での教育を受ける基礎的な条件がそろっているかどうかを確認した上で、合否を判定している。

本国地での大学教育､大学前教育の内容･質の認定は､受験資格の審査の段階における、教育期間や教育機関についての形式的な審査にとどまり、それ以外は実施していない。したがって、本学に入学以前に受けた教育機関で取得した単位の認定も実施していない。外国人留学生の受け入れは、一定の出願資格を満たした受験生個人の能力と資質を本学が判断するという仕方で行われており、現在のところ、それによって大きな問題が生じているということはない。

なお、本学では各種の外国人留学生試験の選抜によって入学してくる学生のほかに、本学と協定関係を結んだ外国の大学からの交換留学生も在籍している。彼らについては、協定校による質的な保証が確実である。

【改善方策】

協定関係を結んでいない海外の大学等の出身者については、海外指定校といった入試制度を設置しない限り、留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れや単位認定の実施は困難であろう。

海外指定校（短大ないし高校に該当する教育機関）といった入試制度の設置については、その必要性を含めて、今後、入試委員会と国際センター等関係部署とで協議しつつ、検討を進める。

９）定員管理

Ａ群　学生収容定員と在籍学生数、（編）入学定員と入学者数の比率の適切性

【現状説明と点検･評価】

大学全体および各学部・学科の学生収容定員と在籍学生数、入学定員と入学者数の比率は別添資料（大学基礎データ表 14）のとおりである。毎年度の合否判定においては、学生収容定員と入学定員を配慮して、定員を割り込まず、かつ大学基準協会が最低基準として提示している 1.25 倍（社会学部社会福祉学科については 1.20 倍）を超過しないように努めている。資料に見られるように、2002 年度から 2005 年度まで毎年全体では定員の 1.27 ないし 1.28 倍であったが、2006 年度は 1.22 倍に抑えることができた。それでも定員超過状況にかわりはないが、それを生み出す直接の原因は歩留まり率（合格者の入学率）の目算違いである。少子化の流れの中で、受験生層の変化が生じており、また滑り止めのための複数受験機会の減少、入学辞退者への授業料の返還の実施等、歩留まり率の予測がきわ

めて困難な数年であった。その結果、学生収容定員と在籍学生数の関係についても、収容定員超過状況が続いている。

私立大学として財政的基盤を確保しなければならないという要請から、歩留まり率の予測では定員不足状況を回避することを最優先課題としているため、目標値を上回ってしまうことが起こりがちである。しかし、責任ある教育体制を確立するためには、定員管理の適正化は緊急の課題となっており、大学基準協会の「水準に関する評定事項」が定める水準を達成するために、早急に是正措置をとることが必要である。

他方、編入学生については、定員不足の状態が慢性的に続いている。2006 年度については 2 学年定員総数 220 名に対して、126 名の編入学者が在籍しており、定員充足率は 57%である。試験制度を多様化する等、この状況を解消するために、種々の努力を重ねているが、あまり目覚しい成果はあらわれていない。編入学定員そのものについて、再検討する時期に来ていると思われる。

【改善方策】

従来、定員超過限度を 1.25 倍未満として（社会福祉学科のみ 1.20 倍未満）それを遵守しつつ、適正な競争倍率の維持という目標や、歩留まり率の過去実績を参照した予想に基づいて、合格者数を決定していく方針を堅持してきたが、目標値そのものを検討しなおすことが求められている。これについては、大学財政にかかわる問題であるので、大学の中長期的な方針の策定の中で検討されることになるが、当面、2007 年度入試においては、現在の不正常を緊急に改めるために､入学定員の超過率を少なくとも 1.20 倍未満とする目標を設定し、比較的超過率の大きい学部学科に特に注意を払って超過率の抑制に努めることを入試協議会において決定した。

編入学定員と入学者数の関係については、定員変更の可能性も含めて、実情にあった適切な制度に変更するための検討に着手する。

Ａ群　定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

【現状説明と点検･評価】

定員超過状況は上述の通り、恒常的に定員超過状況が続いているが、全体としては、いわゆる定員の 1.25 倍基準に近い入学者数で、著しい定員超過状況にはない。しかし、極力 1.25 倍未満に入学者数を抑えるために、定員適正化に向けた努力を毎年行っている。

特に一般入試において、合格基準を上げ合格者数を絞り込む、あるいはまた、歩留まり率を高く予想し、それに基づいて合格者数を絞り込むという方法をとり定員適正化に向けて努力している。年度によっては限度を超えた入学者を受け入れざるを得なくなる学部学科ができてしまうが、翌年には必ず合格基準および歩留まり率予想を高くし調整することによって、中長期的には定員適正化を図る体制をとっている。2006 年現在の状況は、上に述べたように､いくつかの学部･学科で､大学基準協会の設定する水準をわずかに越えているが、これも年次計画で適正な学生数に是正することは可能である。

【改善方策】

前項で述べたように、2007 年度入試の合否判定では、例年以上に厳しく、定員超過が起こらない措置をとる。それとともに、定員管理についての中長期的な方針の検討を開始する。

Ｂ群　定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検･評価】

定員充足率の状況に対応して、組織改組や定員変更の可能性を検証する仕組みは、制度的には存在しない。しかし、入試委員会、入試協議会、学長室会議、学長・学部長会議等で、随時問題点は検討され、対応策についても審議されている。2005 年度には、学長から各学部教授会に定員増を含む学科増の可能性について検討するよう要請が出され、現時点で、複数の学部において、学部改組、学科増設等、組織改組や定員変更の可能性のある改革案が審議中である。

【改善方策】

組織改革、定員変更の可能性を検証する仕組みを新たに構築する必要性はないが、大学全体の意思決定をスムーズに行い、それを実行に移すための大学執行部のイニシアチブが重要となってくる。

１０）編入学者、退学者

Ａ群　退学者の状況と退学理由の把握状況

【現状説明と点検･評価】

過去 5 年間の退学者数は、2001 年度 135 名（全学部生数に対して 1.7%）、2002 年度 115 名（1.5%）、2003 年度 115 名（1.5%）、2004 年度 147 名（2.0%）、2005 年度 142 名（1.9%）で、やや増加の傾向が見られる。2005 年度の退学理由としては、「一身上の都合により」が一番多く、他に「経済的理由」、「学業成績不振」、「他大学、専門学校に進学」などが続く。退学者の状況についての資料は、毎年教授会に配布され、教務委員からその年度の傾向等が説明されており、教員は退学者の状況と退学理由の概要については把握している。

近年、勉学意欲もはっきりしないままに、大学進学する者も少なくなく、彼らに知的好奇心を喚起し、大学生活の充実を体験させるための様々な手立てを試みているが、そうした大学側の努力がなお不十分であることを示している。また家計を支える父親がリストラに遭ったといった事情に対応して急に増加した「経済的理由」はやや安定した数字になってはいるが、経済的事情による退学者の人数は依然多く、対策が必要である。「学業成績不振」による退学についても、個々の学生に応じた学業支援体制を強化することも課題である。

【改善方策】

退学者の状況と退学理由の把握は確実になされており、その状況に対する対応策についても検討中である。中でも、低単位取得者に対する対応については、現在具体的な施策を作成中である。

Ｃ群　編入学生及び転科・転部学生の状況

【現状説明と点検･評価】

2006 年度編入学生の在籍者総数は、126 名である。学部・学科の内訳を見ると、文学部英語英米文学科 16 名、文学部国際文化学科 27 名、社会学部社会学科 13 名、社会学部社会福祉学科 2 名、法学部 12 名、経済学部 29 名、経営学部 27 名となっている。転科・転学部については、規程は整備されているがここ数年希望者は出ていない。

編入学生は、前述したように定員枠を満たしていないが、本学で学ぶための基礎的な学力に欠けている受験生については、合格を許可しないという方針をとっているので、入学した編入学生については、留年率が他に比べて高いといった弊害は見られない。とくに指定短大からの編入学生は、３・４年次演習への参加率も高く、おおむね授業態度がまじめであり、教員の評価も高い。

【改善方策】

編入学生については、定員充足率の問題を除けば、とくに問題はない。

２．大学院研究科における学生の受け入れ

(1)　文学研究科

［到達目標］

(1) 大学院文学研究科の入学定員の充足に向けてのいっそうの努力をする。
(2) 社会人・現職教員を中心とした大学院文学研究科進学者を確保するための入試制度の拡充をはかる。
(3) 一般市民にも分りやすい入試広報を工夫する。

１）学生募集方法、入学者選抜方法

Ａ群　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

大学院文学研究科博士前期（修士）課程における開設以来の入学者数と定員充足率の変化を示したのが第1表である。

第1表　文学研究科博士前期課程における入学者数と定員充足率の推移

入学年度	専　攻（入学定員）				総　計（16名）	
	英語英米文学専攻（6名）		国際文化学専攻（10名）			
1993	5	83.3%	13	130.0%	18	112.5%
1994	1	16.7%	6	60.0%	7	43.8%
1995	2	33.3%	13	130.0%	15	93.8%
1996	1	16.6%	10	100.0%	11	68.8%
1997	4	66.7%	9	90.0%	13	81.3%
1998	5	83.3%	8	80.0%	13	81.3%
1999	2	33.3%	3	30.0%	5	31.3%
2000	3	50.0%	4	40.0%	7	43.8%
2001	1	16.7%	5	50.0%	6	37.5%
2002	1	16.7%	2	20.0%	3	18.8%%
2003	0	0.0%	7	70.0%	7	43.8%
2004	2	33.3%	4	40.0%	6	37.5%
2005	1	16.7%	5	50.0%	6	37.5%
（専攻の改組が行われた2006年度については第3表を参照のこと）						

また、大学院文学研究科博士後期（博士）課程における開設以来の入学者数と定員充足率の変化を示したのが第2表である。

第2表　大学院文学研究科博士後期課程における入学
者数と定員充足率の推移

入学年度	比較文化学専攻（定員数4名）	
1999	3	75.0%
2000	1	25.0%
2001	1	25.0%
2002	2	50.0%
2003	1	25.0%
2004	2	50.0%
2005	5	125.0%
2006	2	50.0%

さらに、2006年度入試（2006年4月に入学する入学者の選抜）における合格者数などと定員充足率の実情を第3表に示した。

第3表　2006年度文学研究科入試における合格者数などと定員充足率

専　攻	出願者数	合格者数	入学者数	定員率	定員充足
（博士前期課程）					
英語圏文化学専攻	1	1	1	4	25.0%
国際文化学専攻	8	7	6	6	100.0%
応用言語学専攻	3	3	2	6	33.3%
合　計	14	11	9	16	56.3%
（博士後期課程）					
比較文化学専攻	2	2	2	4	50.0%

以上の各表を通観すると、文学研究科の定員充足率が開設初期の一時期を除けばきわめて低く、その値が次第に低下しつつあることが読みとれる。その低さは英語英米文学専攻において著しい。近年、それに加えて国際文化学専攻の定員充足率の低下も顕著になった。これにともなって、文学研究科全体の定員充足率がさらに低下している。

文学研究科の定員充足については、1999年における大学基準協会の審査により、「助言」を受けたところである。この助言を受けて、文学研究科委員会ならびに「文学研究科FD活動推進委員会」（以下、「FD委員会」と称する）は長時間にわたって、何回も会合を開き、真摯に議論を重ね、2006年度より博士前期（修士）課程の教育課程改定とあわせて、入試制度の大幅な改革を行った。その入試制度の改革の主旨は、生涯学習社会に対応し、いっそう社会人等の受験の促進をはかることであった。そのための博士前期（修士）課程の入試制度の改革は、2006年度入試（2005年度に実施）より以下のように行われた。

入試は9月と2月に実施されている。ただし、入学時期は4月のみである。「一般入試」・「社会人入試」・「現職教員入試」・「留学生入試」に加えて、「学内推薦」の制度がある。

「一般入試」の受験生については、2006年度より、文学研究科3専攻のうち、国際文化学専攻と応用言語学専攻において、専門科目のみの出題とし、外国語（英語）の出題を廃止した。

「社会人入試」の受験生については、2006年度より英語圏文化学を含む3専攻の全てにおいて、英語（外国語）の出題を廃止した。試験科目は、各受験者の研究課題を中心内容とする専門科目の出題のみとなった。

「現職教員入試」は、2006年度より新設した制度である。入試は研究計画書の内容に沿った面接のみとし、筆記試験を課していない。

博士前期（修士）課程の入学者選抜の方法は原則として、筆記試験・面接試験・出願書類を総合的に判定することで行われる。ただし、「学内推薦」と「現職教員入試」においては、筆記試験を免除している。

筆記試験のうち、「英語および専門科目」は、「一般入試」と「留学生入試」における英語圏文化学志望の受験生のみに出題される。その他については、英語を免除している。筆記試験は、研究コースに関連する主題についての専門科目が、各受験生個別にその志望研究分野の内容に沿うかたちで出題されている。なお、「留学生入試」の出願者全員に、研究の遂行に必要な日本語の基本的能力をみるために、日本語の筆記試験が課されている。

面接試験は、入学後の研究計画に関連する主題について、口頭試問を行う。場合によっては、入学後の研究の遂行に必要となる語学の知識もあわせて試問されることになる。

博士後期（博士）課程比較文化学専攻の入試は、2月に実施される。入学時期は4月のみである。入学者選抜の方法は、筆記試験・面接試験・出願書類により総合的に判定される。筆記試験は外国語の試験のみである。そこでは、英語もしくは、専門分野と関わるその他の外国語を選択することになる。また、面接試験では、研究計画に関連する主題、および研究当該地域の言語能力についての口頭試問が行われる。

以上の入学者選抜の実施にあたっては、文学研究科の全教員が一致協力して、出題・採点・面接などの入試業務を円滑に行っている。文学研究科の入試の方針を一言で要約すれば、受験生の研究意欲や将来の研究の発展性を積極的に評価していく方向でなされている。しかし、このことは決して安易に入学者を選抜しているのではない。筆記試験には合格基準点を設け、厳正に採点がなされている。筆記試験・面接試験・出願書類審査等は厳正かつ公平・公正に行われている。また、それらの結果をもとに文学研究科委員会での合否判定も客観的に実施されている。

しかし、せっかく入試制度を改革しても、一般市民に周知する広報が徹底しないと受験生は集まらない。そのため、文学研究科では2005年12月3日に、『グローバル化時代における教養と英語』という公開講演会とシンポジウムを本学で開催した。その際、主要大新聞に案内広告を掲載し、広く近畿一円から聴衆を集めたほか、大阪府南部の中学校・高校全ての英語科主任に案内状を郵送し、特に新設された応用言語学専攻のPRにつとめた。

このような大きなイベントのほかに、日常的に地道な広報活動を今後も長期にわたって継続する必要がある。2006年6月に、大学院文学研究科の公式ホームページが作成された。そこには、すでに2007年度の入試実施概要も入力されている。

このような入試における努力にもかかわらず、文学研究科が定員を充足していないことは、大変残念なことであるが、この原因の考察と対策については、後の「定員管理」のところで詳述する。

【改善方策】

本学の周辺には大規模な人口を擁する泉北ニュータウンが昭和40年代の早くから開発

されており､そこでは住民の高齢化が進行している｡この地元における現役を引退した人々のライフワークの追求や自己実現の場として、文学研究科を活用していただければ、文学研究科の定員充足にとって望ましいことである。そこで、地域ミニコミ誌、地元自治体の広報誌などに、文学研究科の紹介記事や広告を繰り返して掲載する必要がある。さらに文学研究科と関係の深い本学の英語英米文学会・国際文化学会・人間科学会の学会発表の場を、地域住民にも案内して、公開し、教員・学生と地域住民との学問的交流の場を設けることなどが、大学院の存在を周知する方策として考えられる。加えて、地元各市の教育委員会・校長会・各教科教育の教員研究団体との交流や情報交換を深めるとともに、教育関係の専門雑誌に広告を掲載するなど、現職教員の受験生を確保するための方策を、いっそう推進する。

また、2006年度より文学研究科では、生涯学習社会に対応し、社会人・現職教員等が入学後、履修しやすいように教育課程や履修モデルを改めた。その結果、2年履修型と1年履修型、修士論文型と課題報告型に入学後わかれることになった。これは本学文学研究科独自の制度であり、受験生の多様なニーズこたえるやや複雑な制度の内容が、大学院案内や入試実施概要の上では、十分にわかりやすいとは言いがたい。今後、入試委員と教務委員が協力連携して、受験生によりわかりやすい内容の入試広報資料を作成する。

２）学内推薦制度

Ｂ群　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学研究科博士前期（修士）課程では、以下のように学内推薦制度を実施している。本学のいずれかの学部を卒業見込みの学生で､9月入試にあたっては、３年次終了時の成績のうち、Aが20個以上、2月入試にあたっては、４年次春学期終了時の成績のうち、Aが23個以上あることを出願資格としている。編入学生については、本学在籍以前に在学した短期大学等の成績と本学の成績をあわせて同じ基準を適用する。また、学部指導教員などの推薦を得て、本学大学院文学研究科を専願とすることも出願資格の条件としている。特に、本学文学研究科の特色として、文学部以外の学生などにも、学内推薦の門戸を開いているのは、大きな長所である。

このような厳しい出願条件を予め課していることを考慮して、2006年度入試から筆記試験を廃止した。入学試験は、研究計画を中心にした面接試験と、成績証明書・指導教員の推薦書をもとにした総合判定を行うことで実施されている。

文学研究科受験志願者への学内推薦制度は、公正かつ厳正に運用されている。しかし、学内から本研究科への進学希望者がきわめて少ないところに問題がある。

【改善方策】

内部進学者が増加するように、学部卒業生の進路として、文学研究科が魅力的な存在となりうるように、日々、文学研究科の教員は心して、教育と研究の質をいっそう高めるように努力する。

３）門戸開放

Ａ群　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状説明と点検・評価】

先に入学者選抜のところで記したように、本研究科への進学にあたっては、本学文学部出身者、他学部出身者、他大学出身者に対して、公平に門戸を開いて、入学試験が実施されている。そのデータについては第4表に示した。

第4表　文学研究科博士前期課程入学者の出身校別の内訳

出身校別	入学年度					
	2004年度		2005年度		2006年度	
本学文学部卒業	2	33.3%	2	33.3%	6	66.6%
本学の他学部卒業	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
国内の他大学卒業	2	33.3%	3	50.0%	1	11.1%
海外の大学卒業	0	0.0%	1	16.7%	2	22.2%

【改善方策】

本学の建学の精神である「世界市民の育成」という観点からすれば、海外のキリスト教関係、聖公会系の大学および国際交流協定等を締結している高等教育機関において、日本研究やアジア研究を専門とする学生を、交換留学制度などを設けて受け入れるなど、国際的な相互交流をはかることも、今後将来の検討課題である。

４）社会人の受け入れ

Ｂ群　社会人学生の受け入れ状況

【現状説明と点検・評価】

生涯学習社会における社会人の受け入れについては、積極的に行う方策を実施してきた。すでに記したように、入試制度では、社会人について、外国語（英語）の試験を廃止して負担を軽減したほか、社会人向けにさまざまな入試広報の活動を展開してきた。また、社会人のうち特に現職教員については、応用言語学専攻に英語教育研究コースを設置するなど、現職教員の研修・再教育・専修免許状の取得に対応した受け入れ方策を実施している。

2006年度の博士前期（修士）課程入学者9名のうちの3名（入学者全員のうちの33.3%）が社会人である。

しかし、在籍している社会人の多くは、すでに現役の仕事や勤務を退職した者である。現役で仕事や勤務を持つ者が、大学院で就学しているという状況とは言いがたい。

【改善方策】

現役で仕事や勤務を持つ社会人が、大学院文学研究科により多く進学できるようにする方策については、具体的に後の「定員管理」のところで詳しく述べる。

５）科目等履修生、研究生等

Ｃ群　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明と点検・評価】

文学研究科における研究生には、大学院に正規に入学するには、学力や研究能力が不十分な者が、文学研究科教員の指導を受けながら、次年度の博士前期課程や後期課程の入学試験に備えるために活用しているケースがある。また、博士後期課程を修了した者および、在籍期間を超過した者が、学位の取得とは別に、独立した研究を継続するために活用している特別研究生のケースもある。いずれの場合も、研究科構成教員が研究計画書にもとづいて受け入れを認めた場合に、その教員の指導責任のもとに、定められた期間、研究生となることができる。

文学研究科における研究生の人数とその出身校別の内訳を第5表に示した。この表から特に留学生が文学研究科への進学準備・日本語などの受験勉強のために、研究生の制度をよく活用していることがわかる。

第5表　文学研究科における研究生の人数とその出身校別内訳

出身校別	受け入れ年度				
	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
（博士前期課程）					
本学文学部卒業	1	0	1	0	2
本学の他学部	0	0	0	0	0
国内の他大学	0	0	0	0	1
海外の大学（留学生）	3	6	2	1	2
（博士後期課程）					
本学文学研究科修了	0	1	2	1	0
その他	0	0	0	0	0

また科目等履修生の人数はこの5年間では、2005年に1名が在籍したのみであり、きわめて少ないと言える。

近年、留学生が、日本在留のために、研究に従事することを主目的とせずに研究生の立場を利用するという問題が、方々の大学で生じた。そこで本学では、指導教員の指導責任を明確にするとともに、研究生の出席状況、研究学習の進捗状況を、細かく教務課に報告する制度をつくり、そのような問題の発生を未然に防いでいる。

また、2006年度より実施された文学研究科の新教育課程では、科目等履修生等として履修した単位数を、文学研究科入学後の修了必要単位数のなかに合わせて算入して用いることが認められるようになった。これは、社会人や現職教員の大学院進学やその入学後短期間での履修の完了や修了を促進するための方策でもある。このような制度の運用を現実に促進するために、7月下旬に集中講義の形態で行う「英語圏文化学特別研究」「国際文化学特別研究」「応用言語学特別研究」の3科目については、仮に正規の大学院学生の履修登録がない場合でも、科目等履修生だけでも開講することになった。

【改善方策】

今まで以上に、研究生・科目等履修生・社会人聴講生の制度を拡充し、これらの人々を

積極的に受け入れる必要がある。具体的には、文学研究科の授業の一部を夏季休暇中に集中講義の形態で行い、現職の学校教員が科目等履修生として聴講できるようにし、単位を認定しようという計画がある。文学研究科のFD委員会では、上記3科目以外にどの授業を対象とするか、あるいは事務的・制度上の問題がないかどうかについて、2006年11月以降、検討作業に着手している。

６）外国人留学生の受け入れ

Ｃ群　外国人留学生の受け入れ状況

Ｃ群　留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状説明と点検・評価】

留学生の文学研究科入試への出願資格はおおむね次のようになっている。外国における正規の教育課程の学校において16年の課程を修了した者。日本において外国人留学生として大学を卒業した者、または卒業見込みの者。本大学院の個別審査により、外国で16年の課程を修了した者および、大学卒業と同等以上の学力があると認められた者である。これらの出願資格の審査は、厳正かつ公平に実施されている。

留学生の受け入れの実績については第6表に示した。この表を見ると、近年、入学者のなかに留学生の占める比率が､前期･後期課程ともに著しく高くなりつつあることがわかる。このことから、文学研究科が積極的に教育における国際交流の実現を果たしていると言えよう。

第6表　文学研究科入学者における留学生の人数とその全体に占める比率

入学年度	2004年		2005年		2006年	
博士前期課程	2名	33.3%	5名	83.3%	4名	44.4%
博士後期課程	2名	100.0%	5名	100.0%	0名	0.0%

（注：この表に示した「留学生」とは、入試における「留学生入試」の制度を活用した者だけでなく､予め日本の大学に留学し､「一般入試」の制度で受験･合格した者も含まれる。）

留学生の入学者選抜方法については、次のとおりである。全員に日本語の試験を課している。これは入学後の研究の遂行に必要となる日本語の基本的能力について審査するためである。日本語の辞書は受験時に使用不可にしている。そして研究科目に関する主題について論述形式の専門科目の筆記試験が行われる。そのうち特に英語圏文化学専攻の受験生については、英語および専門科目として、筆記試験の出題が行われる。

入学者の選抜にあたっては、特に外国人留学生だからといって、特段の配慮を加えることはない。むしろ、日本語の試験も課していることから、日本人の受験生より負担が大きいと言える。日本語や専門科目の筆記試験の採点は厳正かつ公平に行われている。受験生も日本の大学で学士課程を卒業した、あるいは卒業見込みの者あるいは日本語学校に通学した者が殆どであり、日本語や専門科目の成績について、遜色は見られない。

入学後も、一般の日本人学生と同じ授業や演習の指導を受ける。留学生のために特別の補習授業を行ったり、特別クラスを編成したりするようなことは一切行っていない。これ

は、入学時に厳正に日本語の学力や専門科目の学力を検査した結果の反映である。むしろ日本人学生以上に誠実に勉強の努力を重ね、優秀な修士論文を完成させ、博士後期（博士）課程に進学する者も、何人かあらわれている。

これまでに入学した留学生の国籍をみると、韓国・台湾・中国・ベトナムといったアジア諸国が中心であり、多岐にわたっている。いったん本国地の大学を卒業してから日本国内の日本語学校に進学した者、または本学をはじめ、日本国内の大学に留学して学士号を取得した者など、さまざまな進学形態がある。このようにそれぞれの留学生が、多様なかたちで中・高等教育を履修している。そのため、特段に留学生の本国地における教育に対応したかたちで、大学院生の受け入れや単位の認定を行えるような状況になっていない。また現状では、そのような必要性は認識されていない。

【改善方策】

本学の特色を活かして、欧米のキリスト教系の大学、聖公会系の大学、本学が国際交流協定を締結した大学に対して、文学研究科の広報活動を積極的に行い、留学生の確保につとめる。

7）定員管理

Ａ群　収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学研究科博士後期（博士）課程比較文化学専攻には、2006年5月の時点で、10名の学生が在籍している （休学中の者を含む）。その内訳は、第7表に詳しく示した。それを見ると、収容定員12名のうち、83.3％が充足されていることがわかる。

第7表　文学研究科博士後期課程在籍者の学年次別内訳と収容定員充足率(2006年5月現在)

１年次	２年次	３年次	４年次	５年次	６年次	合　計
1	1	0	2	4	2	10
収容定員　12名　収容定員の充足率　83.3％						

文学研究科博士前期（修士）課程には、2006年5月の時点で、合計16名が在籍している（休学中の者をふくむ）。その内訳は第8表に詳しく示した。これを見ると収容定員32名のうち、50.0％が充足されていることがわかる。

第8表　文学研究科博士前期課程在籍者の学年次別内訳と収容定員充足率(2006年5月現在)

１年次	２年次	３年次	合　計
1	6	9	16
収容定員　32名　収容定員の充足率　50.0％			

すでに記したように文学研究科では、2006年度入試 （2006年4月に文学研究科に入学する者を選抜するために、2005年9月と2006年2月に行われた入試） において、一連の入試制度の改革を行った。また、教育課程の改革、応用言語学専攻の新設などとあわせて、一連の入試広報を積極的に行った。しかし、その成果は期待外れであり、文学研究科の定員充足には程遠い厳しい現実がある。

これについては、入試広報から入試の実施まで時間が十分になく、新しい文学研究科の入試制度や改革の内実が受験生や大学院志望者あるいは、一般市民にまで十分に浸透しなかったことが理由として考えられる。しかし、それ以上に文学研究科を取り巻く厳しい現実と今後の課題について、以下、「内部推薦」・「一般の受験生」・「社会人」・「現職教員」・「留学生」といった入試制度の区分に沿って詳細に見てみることにしよう。

「内部推薦」

入試制度として有利な「内部推薦」の制度を整備したにもかかわらず、その志願者は著しく少ない。本学文学部学生にとって、本学大学院文学研究科が魅力的な進路とはなっていない。そのため、文学研究科における研究教育体制のいっそうの質的な充実をはかると同時に、大学院修了後の進路を十分に確保し、保証する実績をつけた上で、入試広報や進路指導を展開し、志願者を増加させる必要がある。

「一般の受験生」

他大学大学院との併願者が多い。そのため、合格後、入学辞退につながる者が多い。どこにでもある大学院文学研究科ではなく、本学文学研究科独自の教育研究体制や理念を強く打ち出す必要がある。特に若い世代の学生の存在は、柔軟な思考と斬新な発想によって、授業や研究を活性化させる。若い一般の学生を確保することを積極的に考える必要がある。

「社会人」

社会人、特に比較的年齢層が高い学生が増加する傾向が生じている。このことは、生涯学習社会に対応した文学研究科の姿勢が、一般社会に認知され、浸透してきたことの証左とも考えられる。生涯学習社会に対応して、いっそう社会人が大学院に進学しやすいような制度面・環境面・教育課程上の配慮が必要である。この具体的な点については、次の「現職教員」の項で、あわせて具体的に述べる。

「現職教員」

「現職教員」の制度を新設したにもかかわらず、初年度の志願者はなかった。もちろん積極的な入試広報活動が行われ、その結果、現職教員からの問い合わせは約20件あった。しかし、実際の受験にはつながらなかった。その理由として、以下の諸点が指摘できる。

第一に現職教員や社会人にとっては、1年間あるいは2年間という研修期間をフルタイムに取得することは容易ではない。さらに休職中や研修中は給与収入が減少するし、そのなかで大学院の高学費の負担は辛い。むしろ長期間にわたって現職の教員勤務や仕事を続けながら、少しずつ単位を履修して行く方が、無理がないのである。したがって、博士前期課程の4年間という在籍期限を、社会人や現職教員については、フレキシブルに延長できる等、弾力的に運用を工夫してほしいという要望も強い。また、そのこととあわせて、社会人や現職教員にとって、現行の大学院入学後の学費等負担が高額であることから、単位制授業料の導入などによる学費の負担減免の要求の声が切実である。

第二に、大阪府下のいくつかの他大学において、現職教員を対象とした専門職大学院がすでに開設されている。そこでは土日夜間の開講・休暇中の集中講義が開設され、現職の教員が研修期間や休職をとらずに履修できるように配慮がなされている。また、授業料が安く、教職関係のカリキュラムが豊富な国立大学の大学院教育学研究科の存在がある。実

際に問い合わせをしてきた現職の先生の多くは、本学を受験せずに、これらの他大学を受験するように流れていってしまった。

この問題の対策として、以下の方策を早急に実施することが必要である。ネイティヴ・スピーカーの専任教員を活用した実践的英語教育方法・技術の指導など、応用言語学専攻英語教育研究コースの教育課程の特色をより鮮明に広報する。地元、大阪府をはじめ各市教育委員会の教員研修計画と連動した現職教員受験生の募集をはかるような入試広報活動のあり方を徹底する。

「留学生」

留学生の出身地域がアジアに偏っている。アジアだけではなく、欧米を含め、広く世界中から学生を獲得することが課題である。

本学の特色を活かして、欧米のキリスト教系の大学、聖公会に関連する大学および、本学が国際交流協定を締結した30余りの高等教育機関から大学院留学生を受け入れることは考えられないだろうか。本学の立地は、関西国際空港に近い国際性と、歴史的伝統を持つ古都、京都・奈良にも近い文化性を有している。これらの有利な立地条件を活かして、日本の伝統文化や日本学研究センターとして、文学研究科を発展させ、欧米からも、より積極的に留学生を受け入れるようにすべきである。

【改善方策】

以上、記してきたように、文学研究科の定員充足に向けて、入試制度の改革・入試広報をはじめ、さまざまな努力が続けられてきた。しかし、入試制度の改革だけから解決をはかることにはおのずから限界がある。

そこで、文学研究科FD委員会および文学研究科委員会では、入試制度や入試運営面以外に文学研究科の定員充足率の向上にむけて、次のような制度上や政策的な諸問題について審議をし、議論を重ねているところである。それらは、次のような諸政策である。

「大学院への単位制授業料の導入」

「大学院入学金・授業料の減免や長期分割納入を可能にできないか」

「大学院社会人聴講生制度の新設」

「現職教員や社会人を大学院科目等履修生として、積極的に受け入れるための具体的な諸方策の検討」

「現職教員や社会人については、大学院在籍期間の上限をフレキシブルに延長できないか」

しかし、これらの問題については、文学研究科のなかで、いろいろな意見が認められるところである。また本学の大学院学則を大きく変える問題でもあるので、文学研究科の枠をこえて、全学的なコンセンサスを得なければならない。すなわち、全学の大学院委員会や各研究科委員会で承認を得る必要がある。さらに法人理事会の経営権限におよぶ大きな問題である。そのため、これらの施策の早急な実施はきわめて難しい。

そこで今後、2006年から実施された文学研究科における教育課程および、入試制度改革の成果達成状況をみながら、長期にわたって、これらの施策が実現可能かどうかについて、審議を継続して、少しずつ問題を解決していくことが課題である。

ただし、大学院生を増加させて、定員充足率を向上することだけが、文学研究科の存在

目標ではない。文学研究科への受験者を増加し、定員を充足するためには、同時に教育内容のいっそうの充実と、研究科を構成する教員と大学院生の研究の質をさらに向上させて、いっそうの社会的評価を獲得しなければならない。

2006年は、教育課程と入試制度の改革をはじめとして、定員充足問題の解決に向けて、第一歩が踏み出された年であった。その成果はまだ顕著にあらわれていない段階である。しかし、現在、文学研究科を構成する大学院生のなかに、留学生が高い比率を占めるようになっていることと、50歳代以上の大学院生が3名も在籍していることなどから、文学研究科は国際化社会・生涯学習社会への対応を確実に果たしつつあると言える。今後はこのような長所を背景に、さらに現職教員の再教育や生涯学習社会への対応をはかり、いっそう定員充足率の向上に向けて努力を継続する必要がある。

(2) 社会学研究科

[到達目標]

(1) 学生の受け入れ態勢全般について言えば、学内推薦・門戸開放・社会人の受け入れなど、これまで比較的スムーズに機能してきたが、さらに一層の充実を図るためには、なによりも全学的な入試広報との連携を充実させる。

(2) 社会学研究科としてより内実のある対策および目標として、大学院教育の充実をめざす。質の高い院生を育て上げ、スムーズにアカデミック・キャリア、プロフェッショナル・キャリアを歩み出させるようにする。

1）学生募集方法、入学者選抜方法

Ａ群　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

前期課程の入試は、9 月と 2 月の 2 回、それぞれ「一般入試」、「社会人入試」、「留学生入試」の 3 区分により実施している。入学定員は「一般入試」が 10 名、「社会人入試」と「留学生入試」がそれぞれ若干名である。後期課程の入試は 2 月に実施しているが、入試区分は設けていない。入学定員は 3 名である。

前期課程における入試方法は、「一般入試」においては英語、専門科目、および面接を実施しており、「社会人入試」においては専門科目と面接を実施し、「留学生入試」においては日本語、専門科目、および面接を実施している。それぞれの入試において面接を設けているが、これは事前に提出させた「研究計画書」を中心に質疑応答を行い、入学後スムーズに研究指導ができる体制を整えようとするためであり、実際、合格者判定が出た時点ですでに入学者への指導教員の割り振りは完了し、このため入学後直ちに個別指導態勢に入ることができている。

各入試における専門科目は、現代社会分野と現代文化分野の志願者にたいしては社会学の専門知識を問う出題を行い、社会福祉分野の志願者については社会福祉学の専門知識を問う出題を行っているが、このように分野別に出題内容を変えているのは、本研究科が応用社会学専攻の 1 専攻制をとっているとはいえ、志願学生はすでに社会学と社会福祉学という近接しながらも異なる教育制度のなかで教育されているという現状に対応するためである。

「留学生入試」における日本語科目は小論文形式を採っているが、簡単な課題を与えて論述させるという方式ではなく、長文の例文を提示してまず日本語読解能力を問い、その上で日本語で個々の設問に対して論述解答させるという方式を採用している。これは専門的研究をするうえで高度な日本語能力が必要とされることは言うまでもないことであり、日本語の総合的かつ高度な能力を問うことによって留学生の質を保証するためである。

「社会人入試」においては英語科目は設けていないが、その理由はふたつあり、受験のハードルを低くすることによって社会人にひろく門戸を開放したいことと、入学後の指導において英語文献を読ませることでその能力の再育成が可能だと考えているからである。

このような措置を執ることによって2005年度入試においては、9月入試と2月入試を合わせて社会人の志願者を6名とすることができた。ただし、2006年度入試においては、9月入試、2月入試ともに社会人の志願者はなかった。

ただ、志願者動向を見ると、本研究科の学生受け入れ態勢には若干の問題がある。それは以下の志願者・合格者動向を見れば判る。

2004年度9月入試では志願者6名、合格者6名であり、2月入試では志願者3名、合格者3名であった。2005年度9月入試では志願者6名、合格者は4名であり、2月入試では志願者6名、合格者は3名であった。この年、入学者の合計が7名にとどまり最終的に入学者定員を満たすことはできなかった。またこの7名の専攻がすべて社会福祉分野となっており、この分野間の偏りをいかに修正するかが今後の検討課題となっている。2006年度9月入試では志願者4名、合格者4名であり、2月入試では志願者11名、合格者9名であった。この年の入試では入学定員10名を満たすことができ、また課題であった現代社会分野および現代文化分野の入学者も確保することができた。しかし、以上のことからも判るように、競争倍率はけっして高くない。より優秀な学生を確保するという点から見れば、志願者数を増やすことがひとつの課題であることは間違いない。

後期課程は2002年12月に正式認可され、2003年度入試から選抜が開始された。入試は「修士論文またはそれと同等以上の研究業績等についての口頭試験、ならびに研究計画を中心」に質疑応答を行う面接と外国語科目（英語、日本語のなかから1カ国語を選択）によって行っている。後期課程において社会人入試、留学生入試という制度を設けていないのは高度な専門研究を行い、博士論文を執筆する課程として社会人、留学生という入試枠組みを設定することは不適切と判断したためである。とはいえ、外国語科目に見られるように、留学生が受験する場合を想定して日本語による受験を可能にしている。この外国語試験は英語にて受験する場合には「本研究科で用意する辞書」を使用することを認めているが、日本語にて受験する場合には辞書の使用は認めていない。これは、後期課程で研究する留学生にはきわめて高度な日本語能力が必要とされるのは当然のことであり、その能力を精査したいがためである。

後期課程の開設以来の入学者は、2003年度入試では本学研究生であった者が1名、本学卒業生で他大学修士課程修了者が1名、他大学修士課程修了者が1名、計3名が受験し合格した。また2004年度入試では本学修士課程修了者が1名、他大学修士課程修了者が1名、計2名が受験し合格した。しかし、2005年度入試および2006年度入試においても志願者がなく、この志願者をいかに確保するかが今後の課題であるが、その措置については別項（定員管理）で述べるようにすでに対策を講じているところである。

【改善方策】

入試倍率を上げることによって院生の質を高めることについては、なによりも「この大学院で学びたい」という意欲の醸成が肝心である。そのための速効策は大学院入試広報の充実があるが、これは全学的な課題であり、全研究科の一致協力と全学的な大学院入試広報を充実させるべく関係機関と連携を深めていくことが肝心である。

しかし、より長期的な展望に立つときに考えなければならないものは、いま、ここにいる院生への指導の質の向上とかれらのスムーズな研究職への就職指導である。指導に関して具体的に言えば、毎年行っている「論文指導会議」において研究科教員全員による共同

指導体制の確立が必要であり、これはすぐさま実現可能である。と同時に、桃山学院大学社会学会において､定期的に院生の研究報告を課すことも2006年度中に実現する予定である。これらの方策によって優秀な院生を育て上げ、かれらのアカデミック・キャリアの獲得につなげ、さらにこのことが「この研究科で学びたい」という受験・入学志向性を高めるはずである。

さいわい、すでに本研究科後期課程に在籍している学生2名は、在籍しながら常勤講師としてのキャリアを歩みだしており、このことがやがて本研究科への受験・入学志向性の向上につながることを期待しているところである。

２）学内推薦制度

Ｂ群　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科前期課程においては成績優秀者に対する学内推薦制度を実施している。その学内推薦のためのガイドラインは以下の通りである。

(1)（9月入試）３年次終了時の成績において、原則としてA評価が20以上。

(2)（2月入試）４年次春学期終了時の成績において、原則としてA評価が20以上。

(3)Aが20に満たない場合でも､以下に述べるような特色ある活動､資格等を評価する。

［例：海外長期留学、海外交換留学、英検準1級、基本情報技術者、本学独自の学生のための論文集である「学生論集」に入選した者、上記に準ずる者］

(4)編入生については、本学編入前に在籍した短期大学等の成績と本学３年次（2月入試については春学期）終了時成績とを加算して、(1)に準ずる。

この制度を利用して受験する場合には、専門科目の試験が免除されるが、2005年度入試において本制度を利用して受験した者は1名あり、その学生は合格した。2006年度入試において本制度を利用して受験した者は、9月入試においては3名であり、この3名はすべて合格、2月入試においては4名であり、この4名もまたすべて合格している。

本制度を利用する学生はすでに学部段階で演習担当教員の指導を受けているだけでなく、本学社会学部の多くの教員の講義を受講してきた学生であり、研究科進学後も研究がスムーズに継続されており、この制度的措置は適切なものと思われる。

なお、後期課程において、特別に学内推薦制度は実施していないが、修士論文の成績判定は演習担当教員だけではなく、論文指導会議の教員の合議で行われるため、優秀な修士論文を書き上げた研究科生が進学を望む場合には、面接試験は実質的に終了していることになる。

【改善方策】

この制度は現在のところスムーズに機能している。その証拠に、2006年度入試においては7名の学生がこの制度を利用して大学院に進学した。在学生にこの制度を周知徹底すれば、さらに多くの受験生がこの制度を利用すると思われる。

３）門戸開放

Ａ群　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状説明と点検・評価】

前期課程の 2005 年度入試における受験者の内訳は、学内推薦者 1 名、一般入試受験者 2 名、社会人入試受験者 5 名、留学生入試受験者 3 名であり、その内合格者は、学内推薦者 1 名、一般入試受験者 2 名、社会人入試受験者 5 名、留学生試験受験者 0 名であった。2006 年度入試における受験者の内訳は、学内推薦者 7 名、一般入試受験者 5 名、社会人入試受験者 0 名、留学生入試受験者 3 名であり、その内合格者は、学内推薦者 7 名、一般入試受験者 4 名、留学生受験者 2 名であった。この内、一般入試受験者と留学生受験者がここで言われる「門戸開放」に該当する。

他大学の学生に対しては、学内者にあるような推薦制度は採っていないが、2006 年度入試においては一般試験受験者 5 名のうち 4 名が合格している。残念ながら留学生試験の合格者は 2005 年度入試においては 0 名であったが、しかし、2004 年度入試においては志願者 3 名の全員が合格しており、本研究科は開設以来一貫して留学生を受け入れてきたので、2005 年度入試は特別な状況であったと考えられ、実際 2006 年度においては 3 名の受験者のうち 2 名が合格している。

研究科開設以来の傾向から見ると、一般入試による他大学受験生の多くは近県の大学を卒業した者であり、この地域限定性を越えることが今後の課題となる。

後期課程については、他大学修士課程修了者をここまで 3 名（合格者総数 5 名中）受け入れてきた。特に 2003 年度入試で合格した他大学修士課程修了者は関東圏の修士課程出身者であり、前期課程に見られる近県大学の地域限定性は今のところ見られない。

【改善方策】

この制度は現在のところ順調に機能している。特に一般入試に関しては、着実に受験生を増やしており、この傾向を維持することが肝要である。

ただ、受験生の全国展開という点から言えば、地域密着型の大学院となっていることは明らかであるが、この点についての戦略は価値観に根ざすものであり、早々に結論を出すことはできない。地域密着型大学院という将来展望であればこのままの傾向を維持することが重要であり、他方、全国展開型の大学院にするということであれば、全学的な大学院入試広報にまずもって力を入れなければならない。

したがって、これはひとり社会学研究科において方針を立てられるものではなく、全学的な取り組みとその合意形成こそが先決的課題である。

４）社会人の受け入れ

Ｂ群　社会人学生の受け入れ状況

【現状説明と点検・評価】

前項に記したように、本研究科においては社会人を積極的に受け入れている。2005 年度入試においては志願者 12 名の内 6 名が社会人であり、半数が社会人によって占められてい

る。このように社会人が多い理由は社会福祉関連分野で活躍する社会人（各市社会福祉協議会やNPO団体の職員、主宰者など）が本研究科社会福祉分野に進学を希望してきたためである。ただし、2006年度入試においては、社会人の受験者はなかった。

そのような社会人に対して昼夜開講制やサテライト施設など制度的措置は特別にとってはいないけれども、講義や演習などの時間帯を教員が個別に配慮したり、教員と院生相互に都合のよい場所と時間を設定することによって十分な指導体制を整えている。

【改善方策】

本研究科はこれまで比較的多くの社会人を受け入れてきた。

2006年度入試において社会人の受験生がなかった理由はつまびらかになっていないが、これは社会人の受験が大学外的（景気動向や企業内の組織的・制度的環境）要因によって左右されるためであり、その要因分析をまず行わなければならない。

ただし、社会人学生にたいする教育指導の体制は十分に整えられており、事実、修学期間が限定されている社会人への修士論文指導は時間的な停滞なく行われてきた。これは個々の教員の努力の賜であるが、この教育指導体制を今後とも維持することを目指している。

５）定員管理

Ａ群　収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科における収容定員は前期課程が20名、後期課程が9名であり、現在（2006年5月1日）の在籍者はそれぞれ23名と4名である。したがって、定員充足率はそれぞれ115%と44%となっている。この数値は前期課程においてはほぼ満足できるものではあるが、もちろんここに問題がないわけではない。それは、すでに「学生の受け入れ」の項で述べたとおり、専攻分野の偏りである。

前期課程の在学生23名の内21名が社会福祉分野の院生であり、現代社会分野と現代文化分野の在学生は僅かに2名に過ぎない。このような事態に対応するため2004年度には現代社会分野に「地域社会論研究」という新設科目を設け、また社会福祉分野には「社会福祉学研究Ⅵ（社会福祉援助技術）」という新設科目を設けた。これは、現代社会分野については担当者数ならびに開講科目を増設することによって受験生のニーズに対応しようとし、社会福祉分野については多数の在学生への教育ニーズに対応しようとするものである。

後期課程は応用社会学専攻の1専攻制であり、これまで分野別の編成を行ってこなかったが、前期課程の現状から見て、今後社会福祉関連の科目を充実させることが学生のニーズに応えるためには必要であると考え、2006年度から「社会福祉論Ⅰ（高齢者福祉）特殊研究」と「社会福祉論Ⅱ（精神保健）特殊研究」の2科目を増設した。

【改善方策】

定員管理の重要な対策としては、ここ数年以内に研究科担当者を増員することを考えている。候補者としては社会分野では2名、福祉分野では3名の候補者を、できれば3年以内に担当者としたい。とりわけ社会学分野に関しては、社会調査関係の教員の1名増員を

実現することにより 3 年以内に「専門社会調査士」資格が取得できるようカリキュラム改訂を進めたい。

(3) 経済学研究科

［到達目標］

(1) 博士前期課程の募集方法について、2006 年度に導入した入試改善策に実効性をもたせること。
(2) 学内推薦による学生の受け入れを継続的に行うようにすること。
(3) 他大学からの受け入れについては、他大学からの高い入学者比率（過去 5 年間平均 46.7%）を堅持すること。
(4) 社会人および留学生を継続的に受け入れること。
(5) 定員管理について、以下のような目標を設定する。
①博士前期課程については収容定員を確保すること。
②博士後期課程についても収容定員を確保すること。

1）学生募集方法、入学者選抜方法

Ａ群　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本研究科の募集方法について、博士前期課程においては、学内推薦入試、一般入試、社会人入試、留学生入試の 4 つの制度があり、それぞれ 9 月と 2 月に試験が行われている。

2006 年度入試より学内推薦ガイドラインについて、学内成績基準を緩和した。（具体的には、次項（学内推薦制度）を参照)。

また選考方法についても 2006 年度入試から変更が加えられた。

従来、筆記試験として学内推薦では英語（留学生は日本語)、一般入試では英語および専門科目 2 問、社会人入試では専門科目 2 問、留学生入試では日本語および専門科目 2 問が課されていたものを次のように変更した。

学内推薦と社会人入試では筆記試験を課さないことにした。学内推薦は従来英語の筆記試験と面接試験で合否を判定してきた。英語試験を免除した理由は、面接試験と提出された書類（研究計画書、指導教員の推薦書、卒業見込み証明書、成績証明書）によって、入学後の学習に必要な基礎学力を判定できると考えるからである。また一般入試では、英語と専門科目から合わせて 2 問とし、問題数を一つ減らすとともに英語を必須から外した。英語を必須からはずしても特に支障はないと考える。必要な場合は、入学後の教育、たとえば「外国文献研究(英語)」の履修等でカバー可能と考えることによる。留学生入試では、日本語および専門科目 1 問の選択とし問題数を一つ減らした。筆記試験が軽減された結果、面接試験の比重と重要性が従来以上に高まった。

また以下の資格を有する者については筆記試験を免除することとした。

(1) 英語については TOEIC 検定 550 点以上またはそれに準ずる資格。
(2) 専門科目については ERE（経済学検定試験）の評価が C 以上。
(3) 日本語については日本留学試験の日本語が原則として 200 点以上。

社会人入試の出願資格として、大学卒業または同程度の学力を有するという条件に加えて、企業・行政体等において 3 年以上の実務経験を有する者、またはそれと同等以上の社

会的経験を有する者という条件が設けられている。

面接試験は、提出された「研究計画」を中心に 3 名の面接試験者で行い、受験者の学習、論文作成に必要な基礎学力を持つかどうかを確認することが目的である。その際他の提出書類も参考にし、総合判定がなされる。他の書類は、

学内推薦の場合は、卒業見込み証明書、成績証明書、指導教員の推薦書、

一般入試の場合は、卒業証明書または卒業見込み証明書、成績証明書、

社会人の場合は、卒業証明書、成績証明書、自己申告書（自己の業績報告または職場経験報告)、

留学生の場合は、卒業証明書または卒業見込み証明書、成績証明書である。

博士後期課程は 2002 年 4 月に開設され、同年度より入学試験が行われている。選考は外国語（留学生は日本語）筆記試験および面接試験によって行われる。

2001 年度から 2006 年度までの入試の実績は以下の通りである。(ただし博士後期課程は 2002 年度開設のため 2002 年度以降の実績となる)

（博士前期課程）　入　学　者　内　訳

年　度	志願者	合格者	入学者	在籍者	収容定員比	学内推薦	社会人	留学生	一 般
2001	42	15	10	20	1.00	3	3	1	3
2002	15	9	9	18	0.90	4	1	2	2
2003	12	7	4	15	0.75	1	0	2	1
2004	5	3	3	8	0.40	0	0	0	3
2005	7	7	7	12	0.60	0	0	4	3
2006	12	8	7	14	0.70	1	1	5	0

（博士後期課程）　入　学　者　内　訳

年　度	志願者	合格者	入学者	在籍者	収容定員比	留学生	一 般
2002	1	1	1	1	0.33	1	0
2003	1	1	1	2	0.33	1	0
2004	0	0	0	2	0.22	0	0
2005	2	2	2	3	0.33	2	0
2006	0	0	0	2	0.22	0	0

博士前期課程の受け入れ状況について、2001 年度から 2006 年度までの入試実績を見ると、近年の受験者減少は顕著であり、収容定員比も低下している。しかしながら 2006 年度の入試改革により、学内推薦と社会人入試で受験者が現れ、受け入れも行ったことから、改革は成果を挙げつつあると考えられる。博士後期課程の在籍者は全て留学生である。

合否判定は慎重にかつ厳密に行われており、筆記試験の答案は受験者名を伏せた状態で、出題者によって採点される。これに面接試験の結果を加え、総合的に判定する。受験者ごとに、筆記試験の得点、面接評価（A,B,C）の一覧表が作成され、合否判定会議(研究科長、入試委員および出題者)で合否判定原案が作成され、これを研究科委員会に提案する。研究科委員会では、必要に応じて面接試験者が所見または補足意見を述べ、慎重な審議を経て合否の判定が行われる。

【改善方策】

制度変更により 2006 年度入試で受験者および合格者は増加したが、入学辞退者があったため入学者は 2005 年度と同水準（7 名）にとどまっている。(2 年目の 2007 年度の入試

志願者状況を見ると、＜9 月入試終了の段階ではあるが＞社会人入試の受験者、税理士コースの受験者が増加しており、制度改革の成果が出つつあるように見える)。博士前期課程の入試制度は変更されたばかりであり、現在はその効果を注意深く見守っていくところである。成果が現れなければ、研究科長の下に検討グループを設置し、更なる改善策を講じることは論をまたない。

２）学内推薦制度

Ｂ群　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

学内推薦ガイドラインは 2006 年度から以下の基準に変更された。

(1)　＜9 月試験＞学内成績上位 2 分の 1 以内（３年次終了時の成績は A が 12 以上)。
　＜2 月試験＞学内成績上位 2 分の 1 以内(４年次春学期終了時の成績は A が 14 以上)。

(2)　更に、上記成績のうち専門科目(外国書講読を含む)の A は特に高く評価する。

(3)　学内成績が上位 2 分の 1 以内を多少下回る場合であっても、特色ある活動、資格等を評価に加える。

(3)　編入学生については、本学入学前に在籍した短期大学等での成績と本学３年次終了時成績とを加算して、(1)に準じる。

2001 年度から 2006 年度までの 6 年間に学内推薦で受験した者は 9 名であり、2004 年度と 2005 年度では学内推薦受験者は 0 名であったが、2006 年度には 1 名の受験者があり、入学している。学内成績基準を緩和したのは、次の点を考慮したためである。成績基準を緩和し、間口を広げても、面接試験により、問題意識、意欲、人物といった面を総合して判断するので、優れた入学者を得ることに支障はないと考えるからである。学内推薦入学者には、真面目で熱心な者が多く、指導教員が学部と同じ場合には、修士論文作成がスムースにいくメリットもある。

上記に述べたように、制度変更により、受験者と入学者が増えたという点では一定の評価ができると考えられるが、この制度変更で十分かどうか、またこれが学生の質にどのような影響を与えたかについてはさらに検討を加える必要がある。

【改善方策】

学内推薦についても制度変更が行われたばかりであり、現在はその効果を注意深く見守っているところである。学部時代から継続してきめ細かい指導ができるメリットがある。ゼミナール担当者には大学院案内により、３年次生、４年次生に大学院の紹介を行うよう依頼している。進学希望者には、進学を念頭に置いた指導が可能となる。

３）門戸開放

Ａ群　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状説明と点検・評価】

多様な学生を受け入れることは、大学院全体の活性化につながると考えられる。また他大学から多くの学生が入学を希望することは、本研究科の魅力を計るバロメーターであるともいえる。

他大学からの入学者について学校基本調査（文部科学省に毎年報告）によると以下のようになっている。博士前期課程の場合、2002-2006 年度の 5 年間を見ると 30 名中 14 名（46.7%）が他大学からの入学者であり、評価できる数値である。博士後期課程では、3 名のうち 1 名が他大学院からであり、全員が外国人留学生である。

他大学からの入学者

	博士前期課程		博士後期課程	
年度	入学者(計)	他大学より	入学者(計)	他大学院より
2002	9	2 （私立 2）	1	
2003	4	2 （外国 2）	1	
2004	3	1 （私立 1）	0	
2005	7	4 （私立 2、外国 2）	1	1 （公立 1）
2006	7	5 （私立 3，外国 2）	0	

【改善方策】

門戸開放の現状は評価できるが、それは入学者に税理士を目指す者(社会人を含む)と留学生が比較的多いことによる。推移を見守りながら、点検・評価を続けていく必要がある。

４）社会人の受け入れ

Ｂ群　社会人学生の受け入れ状況

【現状説明と点検・評価】

実社会の経験を積み、勉学意欲も高い社会人を大学院生として受け入れることは、他の大学院生に対してよい刺激を与えると期待できる。またこれから社会人の受け入れも増加することが予想される。社会人の受け入れ状況については、2001 年度 3 名、2002 年度 1 名であり、2003 年から 2005 年度の間は 0 名（受験者も 0 名）であった。このため社会人入試も上記①に述べた制度変更が行われた結果、2006 年度は 3 名の受験があり、うち 1 名が入学している。

社会人入試では 2006 年度より筆記試験を免除することになった。受験者の増加はこの理由によると考えられる。他方、大学院教育を十分に受けることのできる学力を有するかどうかは、すべて面接で判定されることになった。研究計画を中心に面接試験を行うが、提出された自己申告書（自己の業績報告または職場経験報告)、成績証明書等も参考にし、面接における公正・厳正な審査に努めている。果たして面接だけで学力が判定できるかどうか、注意深く見守る必要がある。

【改善方策】

制度変更が行われたばかりであり、現在はその効果を注意深く見守っているところである。

５）科目等履修生、研究生等

Ｃ群　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明と点検・評価】

大学大学院学則第 46 条で「科目等履修生」について、第 48 条で「研究生」について規定されている。科目等履修生については、「桃山学院大学大学院科目等履修生の取り扱いに関する規程」が、研究生については「桃山学院大学大学院研究生に関する細則」が定められている。本研究科における科目等履修生の実績はこれまでのところない。

研究生の受け入れ状況は、以下の通りである。

研究生の受け入れ状況

	博士前期課程		博士後期課程	
年度	志願者数	履修者数(本研究科進学者)	志願者数	履修者数
2001	3	2 (0)	――	――
2002	3	2 (1)	1	1
2003	0	0 (0)	0	0
2004	2	2 (2)	1	0
2005	5	5 (2)	0	0
2006	6	5	2	2

（注）博士前期課程履修者数カッコ内は本研究科を受験、合格し、翌年度に入学した数である。

上記のほか、2006 年度には大学院後期課程を終了し、博士号を授与した学生 1 名を特別研究員として受け入れている。

研究生は、以下の義務を負う。指導教員と相談し、学期始めに関連科目の履修届を教務課に提出する。月次報告書を原則として毎月教務課に提出する。この月次報告書は指導教員に配布される。10 月上旬には中間報告書を、3 月上旬には研究成果報告書を指導教員に提出する。指導教員はその都度報告書に所見を記入し、教務課に提出する。

研究生については、かなり細かく研究の進行状況が把握できる仕組みとなっており、研究指導者は上記手続きが適切に行われるよう指導し、研究指導に当たることとなっている。このように、研究生の管理監督は厳正に行われている。やむを得ぬ事情で中途で退学してしまう場合もあるとしても、研究目的以外で研究生となるケースはこれによって排除されている。研究生は潜在的な本学大学院志願者であり、大学院教育の重要な一環であるので、審査をして積極的に受け入れていく方針である。これまで年によってバラツキはあるが、博士前期課程の研究生は 2001 年度以降全て留学生であり、11 名のうち 5 名が本研究科博士前期課程に進学している。

科目等履修生については、希望があれば審査をして受け入れる方針であるが、これまでのところ応募者はない。

【改善方策】

現行の特に留学生研究生に対する指導は、これまでの本学での苦い経験（かつて在留許可を得ることを目的とした者の入学を完全には排除できなかったこと）を踏まえて出来上がったものであるが、今後も経過を見ながら必要な改善を行っていく。

６）外国人留学生の受け入れ

Ｃ群　外国人留学生の受け入れ状況

【現状説明と点検・評価】

留学生の受け入れ状況については、2001 年度 1 名、2002 年度 2 名、2003 年度 2 名、2004 年度 0 名、2005 年度 4 名、2006 年度 5 名となっている。博士後期課程の在籍者 2 名はすべて留学生である。留学生の入学者は次第に増加している。博士前期課程・後期課程とも研究を遂行するに必要な日本語能力と基礎学力があれば、これまでのところ全て受け入れており、特別な制約はおいていない。ただし、博士後期課程では、希望する研究テーマで適切に指導できる研究指導者がいることが条件である。

留学生の増加は、本研究科の特にアジア地域との関連を視野に納める高度専門職業人の養成という人材養成の目的にも合致する。これまでのところ、本研究科の留学生は全て中国籍であり、半数近くが中国経済に関わるテーマを研究テーマとしている。さらに留学生が増加した場合､中国経済について論文指導のできる教員の態勢が十分とは言えないので、これに関わる指導教員の負担が増加する恐れがある。

【改善方策】

更に留学生が増加していく場合、彼らのニーズに応えられる研究教育の態勢整備が必要となる。しかしながら、中国経済に関心を持つ教員が増加しており、また留学生も日中経済比較、日本経済その他に関心を持つ者が増えてきているので、大きな問題となるとは考えられない｡当面は､博士後期課程の論文指導を含め大学院での負担が著しく大きい場合、学部教育の教育負担を一部軽減する形で対応している。更なる改善の必要はいまのところ認められない。

Ｃ群　留学生の本国地での大学教育､大学院教育の内容･質の認定に立った学生受け入れ･単位認定の適切性

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程への受験申し込みに際して、形式的に受験資格要件をチェックして、要件を満たすものを受験させている。本国地での教育内容・質のチェックは困難なので、入学試験で学力等を確認する｡日本の大学を卒業している留学生および研究生の受験生が多い。研究生の場合、指導期間中にその学力を知ることができる。

外国の大学院修士課程を修了して、本学研究科博士後期課程に直接入学を希望した者はこれまでのところない。

【改善方策】

現行の方法で、とくに問題となるところはない。問題がでてくれば、これに対応して、改善を図る。

７）定員管理

Ａ群　収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

博士前期課程における 2001 年度から 2006 年度までの入試の実績は、上記（大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性)の項に掲載した表のとおりであり、収容定員比の 6 年間平均比率は 0.73 である。博士後期課程は 2002 年度開設のため 2002 年度以降の実績となるが、収容定員比平均比率は 0.29 である。

博士前期課程では、2003 年度以来志願者が減少しており、入学者も 2003、2004 年度に大きく減少した。制度変更を行った 2006 年度には受験者、合格者ともに増加したが、入学者は 2005 年度と同じ 7 名であった。本研究科の収容定員 20 名に対し、在籍者は 14 名である。再び増加に転じている。学生募集については、毎年大学院案内の配布、ホームページに大学院案内を掲載、新聞等に入学試験案内の掲載などの方法を取っている。2005－2006 年度は、学部の演習等でも大学院案内を利用して紹介を行っている。

近年の志願者および入学者の減少は、税理士資格試験制度の変更のような環境の変化によるものであり、本研究科が、これまで税理士資格取得を希望する入学者に大きく依存していたことが、このような急激な減少をもたらした大きな要因である。他方、入試制度の変更により、学内推薦と社会人入試での受験者・入学者が現れたことは状況の改善を示すものと言える。

博士後期課程では、在籍者 2 名全員が外国人留学生であることは決して悪いことでないが、日本人入学者がいないことは残念なことである。

【改善方策】

本研究科では、既に述べたように 2006 年度から入試制度を変更したほか、新たにコース制も導入された。入試制度の変更により、受験者・入学者とも増加したことは喜ばしいことであるが、これらの制度変更が果たして所期の目的を達成するかどうかは今しばらく見守る必要がある。

(4) 経営学研究科

［到達目標］

(1) 経営学研究科の教育目標にふさわしい多様な入学志願者を確保する。

(2) 経営学研究科のアカデミックコース、日中連携ビジネスコースのそれぞれに適合した質の高い大学院生を多様な受け入れ方法で確保する。

(3) 収容定員を確保する。

1）学生募集方法、入学者選抜方法

A群　大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

アカデミックコースの博士前期課程では①大学卒業者（見込み者）、②文部科学大臣の指定した者、③本大学院の個別審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると本大学院が認定した者に対して、そして博士後期課程では①修士の学位を有する者（取得見込み者）、②①と同等以上の外国の学位を有する者（取得見込み者）、③文部科学大臣の指定した者、④修士の学位と有する者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者（または、文部科学大臣の指定した者および本研究科が認めた者等）を、また日中連携ビジネスコースについては①大学卒業者（見込み者）、②本大学院の個別審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると本大学院が認定した者、③本研究科への進学を熱望し、かつ日中間ビジネス、中国ビジネスの領域で活躍できる高度職業人を目指している者を対象にひろく募集している。

入学選抜方法の概要は、次の通りである。

(1)博士前期課程

① 学内推薦（9月試験のみ）

本学経営学部卒業見込み者で、成績優秀にして学部指導教員の推薦を受けた者が対象である。試験は英語および面接を行い、英語辞書の使用を認めている。

② 一般（9月・2月試験）

主として大学卒業または見込み者が対象で、試験は英語、専門科目（論述形式）および面接を行う。英語辞書の使用を認めている。

③ 社会人（9月・2月試験）

大学卒業者で企業・行政体等での実務経験が3年以上の者が対象である。試験は専門科目（論述形式）および面接を行う。

④ 留学生（9月・2月試験）

試験は、日本語（小論文形式）、専門科目（論述形式）および面接を行う。日本語は、日本語能力試験1級の受験成績で代用することも可としている。

博士前期課程では、以上の4種類の入試制度を設けることによって、様々な個性を持つ学生の受け入れを積極的に進めていると評価できよう。それはまた、経営学研究科の研究・教育の目的と基本的に一致するものである。

(2)博士後期課程

① 一般（2月試験のみ）

試験は、言語能力試験（外国語2カ国語）と面接を行う。言語能力試験は、志願者が教職や研究職の経歴を持ち、言語能力を判定するための研究業績を有している場合は、それを代用することも可としている。

(3)日中連携ビジネスコース

① 学内推薦

本学の卒業見込み者で、成績優秀にして演習担当教員等の推薦を受けた者が対象である。

② 社会人、③ 企業推薦

大学もしくは4年制専門学校の卒業者で企業・行政体等で3年以上の者職業経験（NPO活動等を含む）を有している者が対象である。企業推薦の場合には、勤務先の所属長の推薦が必要である。

④ 一般

大学もしくは4年制専門学校を卒業した者が対象である。

⑤ 留学生

講義を理解するに十分な程度の日本語能力を有することが要求される。

選考においては、筆記試験（日本語小論文）、面接試験（研究計画、キャリアプラン中心）、成績証明書、指導教員の推薦書等による総合判定によって合否を決定する。

【改善方策】

アカデミックコースの博士前期課程については、志願者は定員をかなり上回っており特に問題はない。たとえば2005年度の受験者は27名、入学者は16名、2006年度の受験者は26名、入学者は14名であり、定員の10名と比較して何ら問題はない。後期課程についても定員を満たす状況にあり、大きな問題はない。2005年度の受験者は、3名で合格者・入学者は2名、2006年度の受験者は5名、合格者・入学者は3名である。後期課程の定員が3名であるから、ちょうど定員通り。しかし、日中連携ビジネスコースについては、20名の定員に対して入学者が8名（うち、6名は留学生）である。このような事態に鑑み、多くの優秀な入学者を集めるべく、入試方法に工夫を凝らすことにして、指定企業推薦制度の新設を研究科委員会において決定した。

このほか、三つの課程・コースのそれぞれについて、出題問題の適切性等について検討を進めているところである。

２）学内推薦制度

Ｂ群　成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

アカデミックコースおよび日中連携ビジネスコースの双方とも、9月試験および2月試験

で学内推薦を実施している。（日中連携ビジネスコースは、2006年度については、2月試験のみ実施。）アカデミックコースでは、成績優秀にして学部演習指導教員の推薦を受けた者が対象である。試験は英語および面接を行い、英語辞書の使用を認めている。そして日中連携ビジネスコースでは、成績優秀にして学部演習指導教員の推薦を受けた者が対象である。小論文（日本語）と面接によって選考している。

本学の学部教育を受け優秀な成績を修めたことが学内推薦の条件とされているが、学内推薦ガイドラインを列挙すると次のとおりである。①３年次終了時の成績が、原則としてAが20以上。②さらに上記成績のうち英語、専門科目にAが多いことを重視する。③Aが20に満たない場合でも、特色ある活動、資格等（海外長期留学、海外交換留学、日本商工会議所簿記検定1級、英検準1級、実用中国語技能検定1級、HSK漢語水平考試9級、基本情報技術者、学生論集に入選した者、上記に準ずる者）を評価に加える。④編入生については、本学編入前に在籍した短期大学等の成績と本学３年次終了時成績とを加算して、①に準じて扱う。このような推薦条件によって本学固有の教育の理念・目的に合致し、かつ経営学研究科において専攻分野の教育を受けるにふさわしい学力を有する学生を選抜することが可能である。また、学生にとっても、これまでの学習を継続しさらにそれを充実させることが可能である等、適切な選抜方法であると言えよう。

各年度の推薦入学者数は次の通りである。

アカデミックコース　　：2005 年度 1 名、2006 年度 3 名

日中連携ビジネスコース：2006 年度 0 名

【改善方策】

各年度の推薦入学者数は上記のとおりであるが、少ないのが現状である。学部レベルで大学院の講義を履修できるなどそれなりの工夫はしているが、残念な状況である。大学院への進学が、資格取得や就職に結びつく工夫を凝らす必要があるだろう。日中連携ビジネスコースはそのような工夫の一つであり、コースのアピールを機会ある毎に行い周知徹底を図っていきたい。

３）門戸開放

Ａ群　他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況

【現状説明と点検・評価】

(1)博士前期課程

① 2005年度の入試においては、受験者数27名のうち他大学・大学院の学生は20名（74.1%）、入学者数16名のうち他大学・大学院の学生は14名（87.5%）である。

② 2006年度の入試においては、受験者数26名のうち他大学・大学院の学生は16名（61.5%）、入学者数14名のうち他大学・大学院の学生は8名（57.1%）である。

(2)博士後期課程

① 2005年度の入試においては、受験者数3名のうち他大学・大学院の学生は1名（33.3%）、入学者数2名のうち他大学・大学院の学生は0名である。

② 2006年度の入試においては、受験者数5名のうち他大学・大学院の学生は1名（20.0%）、

入学者数3名のうち他大学・大学院の学生は1名（33.3%）である。

(3)日中連携ビジネスコース

2006年度の入試においては､受験者数10名のうち他大学･大学院の学生は8名(80.0%)、入学者数8名のうち、他大学・大学院の学生は6名（75.0%）である。

【改善方策】

以上の三つの課程・コースのそれぞれについて、他大学・大学院の学生に対して広く「門戸開放」を行っている。「門戸開放」は、おおむね適切であると判断される。

今後検討すべき問題点としては、日中連携ビジネスコースにおいて、入学者8名のうち日本国籍の者が2名と少ないことである｡日本の多くの企業における中国の位置づけがきわめて大きく、またそのような認識が存在していることを考えた場合、日本人の入学者を大幅に増やすための方策が必要である。指定企業推薦制度はそのような方策の一つであり、機会ある毎にこのコースの意義や狙いを広く広報することに努めたい。

４）社会人の受け入れ

Ｂ群　社会人学生の受け入れ状況

【現状説明と点検・評価】

社会的経験を有する社会人を受け入れることは、他の大学院生にとっても大きな刺激となるものであり、基本的に歓迎することである。本研究科で一般社会人入試を実施しているのも、このような考えに基づいている。さらに繰り返し述べてきたように、日中連携ビジネスコースは、社会人を対象とするコースであり、コース自体が社会人を基盤に成立している。

（1）博士前期課程：2005年度は入学者16名のうち2名、2006年度は入学者14名のうち1名の社会人が入学している。それぞれ12.5%、7.1%である。

（2）博士後期課程：2005 年度 0 名、2006 年度 0 名。

（3）日中連携ビジネスコース：2006 年度 2 名、25%である。

【改善方策】

博士前期課程においては、各年度に複数人の社会人学生が在籍することがのぞましい。それは、社会人学生の経験を通して他の学生の理論的学習がより現実的となり、学習効果を高めることに役立つからである。したがって、将来もう少し、社会人の受け入れを増やすよう、広報面における工夫とより積極的な働きかけが必要であろう。特に日中連携ビジネスコースは、社会人向けのコースであり、趣旨を広く広報し、多くの社会人を受け入れる方策を指定企業推薦制度以外にも模索したい。

５）科目等履修生、研究生等

Ｃ群　科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

【現状説明と点検・評価】

科目等履修生および研究生については、基本的に大学院の受験資格を有する者に対して門戸を広く開放している。そして、これらいずれの者に対しても、正規の学生の学習を妨げない範囲において認めることとしている。

研究生の受け入れ状況は次の通りである。

アカデミックコースの博士前期課程：2005 年度 11 名、2006 年度 18 名。

同博士後期課程：2005 年度 3 名、2006 年度 3 名。

なお、研究生については、指導上の理由から一人の指導教員が受け入れる研究生を、1年度で最大5名（博士前期課程・後期課程の両方を含む）、経営学研究科全体の研究生枠を20名とする決定を2006年度に行った。さらに2006年11月24日には、「経営学研究科研究生の受け入れ・指導に関する申し合わせ」を決定している。

研究生は、指導教員の指導のもとに研究活動を行い、その状況について毎月報告することが定められている。（指導教員の承認を受けた後に、所定の様式を教務課に提出する。）このほか、10月に中間報告書を、そして3月には研究成果報告書を提出することが義務づけられている。研究生は、大学院生専用の研究室で研究を行うことができるほか、図書館等の利用が認められている。

研究生の期間終了後の進路は、次のとおりである。

アカデミックコースの博士前期課程

2004年度の研究生8名のうち、本学大学院進学が5名、退学1名。

2005年度の研究生11名のうち、本学大学院進学が5名（うち日中連携ビジネスコースが2名）、研究生の継続が1名。

2006年度の研究生は18名。

経営学研究科後期課程

2004年度研究生2名のうち、本学大学院進学1名、退学1名。

2005年度研究生3名のうち、研究生の継続1名、退学1名。

2006年度の研究生は3名。

なお聴講生の受け入れは行っていない。

【改善方策】

科目等履修生および研究生に対しては、基本的に現行の方法で適切であると考えられる。

聴講生の受け入れについては、要望があった場合にはそれを受け入れることが大学院の社会的使命であると思われる。したがって、将来は受け入れる方向で経営学研究科委員会において検討する必要があるだろう。

６）外国人留学生の受け入れ

Ｃ群　留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性

【現状説明と点検・評価】

外国人留学生の願書の受付に当たっては、履歴書、出身大学・大学院の卒業および成績証明書等の公的機関による公式文書の提出を求めている。そして、履修科目の成績、履修科目と本研究科が求める科目の適合性等を厳密に調査している。そして面接において、科目の履修状況と研究計画の適合性等を審査することとしている。留学生受け入れの現状は、次の通りである。

(1)博士前期課程：2005年度は入学者16名のうち、留学生は13名（81.3%）で、国籍別にこれを見ると、中国10名、韓国2名、台湾1名である。2006年度は入学者14名のうち留学生は11名（78.6%）で、国籍では、中国8名、台湾2名、モンゴル1名である。

参考までに、2005年度入学者の研究テーマを示すと、次の通りである。

①中国のマーケティング管理
②21世紀の中国企業改革
③日本的生産システムの海外移転
④三者（人口の変化、市場の近代化、企業の商業活動）の関係
⑤グローバリゼーション時代に求められる異文化ビジネスの戦略
⑥韓国の財閥解体
⑦日米多国籍企業と中国企業の国際経営の課題
⑧トヨタ生産方式とサプライ・チェーン・マネジメント
⑨トヨタ生産システムの中の行程管理と品質管理
⑩企業の国際経営と情報通信を利用した企業経営
⑪フランチャイズチェーンのビジネス形態
⑫エンターテインメントマーケティングについて
⑬ネット販売の標的市場と市場細分化

2006年度入学者の研究テーマは次の通りである。

①経済環境変化に対応する日本企業の人的資源管理
②トヨタの生産・経営システムの構造・体系と限界
③トヨタ生産システムの物流
④企業価値の向上のための戦略的資金運用
⑤企業での戦略情報システムの構築
⑥国際企業となるための戦略および企業の社会的責任
⑦情報社会の下で変化に応じる組織構造
⑧中国における日本企業の人材戦略
⑨台湾会計制度のグローバル化
⑩日本の原価企画活動の現状と問題
⑪中国におけるミセス消費市場の展開

(2)博士後期課程：2005年度は入学者2名のうち、留学生は2名（100.0%）で、2名とも国籍は中国である。2006年度は入学者3名のうち留学生は3名（100.0%）で、国籍は、中国2名、韓国1名である。

参考までに、2005年度入学者の研究テーマを示すと、次の通りである。

①組織構造と業績管理会計手法の適合性

②世界のコーポレート・ガバナンスの理論発展と中国の実態

2006年度入学者の研究テーマは、次の通りである。

①中国における家電ブランドの研究

②韓国グローバル企業の経営戦略

③中国における小売業の経営革新に関する研究

(3)日中連携ビジネスコース：2006年度は入学者8名のうち、6名（75.0%）である。国籍は、中国4名、韓国2名である。

留学生の研究テーマを次に記しておく。

①企業のグローバル化

②韓国中小企業の中国進出戦略

③中国における日本企業の発展動向

④新世紀における日中ビジネスの現況と展望

⑤日本のコンビニエンスストア、スーパーマーケットの文化とマーケティング

⑥中国の流通マーケティング

【改善方策】

留学生の受け入れについては、きわめて積極的である。しかし、留学生の国籍は中国、台湾、韓国、モンゴルの4カ国のみである。国際性を高めるためにも、これらの国以外からの留学生を受け入れることができるような対策を本研究科委員会において検討したい。

7）定員管理

A群　収容定員に対する在籍学生数の比率および学生確保のための措置の適切性

【現状説明と点検・評価】

(1) 博士前期課程：収容定員は20名であるが、在籍学生数は31名となっており、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.55倍であり、やや高いと思われるが、現状は教育研究上の指導に支障をきたすことはまったくない。

(2) 博士後期課程：収容定員は9名であるが、在籍学生数は9名となっており、収容定員に対する在籍学生数の比率は1.00である。丁度定員を満たしている。

(3) 日中連携ビジネスコース：募集人員は年20名であるが、在籍学生数は8名である。定員に対する在籍学生数の比率は0.4であり、本研究科の実績としては、今までになく低い。これは、2005年度に構想を固め、時間の余裕のないまま十分な広報も出来ずに2006年2月に入試を行ったことによると思われる。

【改善方策】

日中連携ビジネスコースの入学者を増やす必要がある。これについては、前記したように、入試方法に指定企業推薦制度を新設すべく検討を進めた結果、研究科委員会ですでに決定した。またこのコースの広報を大幅に改善した。近隣および大阪市の各種商工団体・経済団体を中心に広くパンフレットの設置を依頼し、それぞれ快諾を得て設置が実現できた。本学のホームページ上の日中連携ビジネスコースの該当箇所も更新した。可能な手段は講じた。

６．教　員　組　織

６．教員組織

１．学部の教員組織

(1)　文学部

［到達目標］

(1) 新文学部（仮称・国際教養学部）に改組した場合の新カリキュラムを念頭において、教員組織の再編を行うこと。
(2) その際、専任教員の若返りを図ること。
(3) 教員枠の多様化を図るべく、国内外から客員教員を招聘する制度を確立し、それを具体化すること。
(4) 海外研修等、実習的学習を支えるための人的補助体制を拡充すること。
(5) 大学院博士前期課程修了者または博士後期課程在籍者をティーチング・アシスタントとして採用し、学部教育支援のために携わらせること。

１）教員組織

Ａ群　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学部は英語英米文学科と国際文化学科からなり、国際的視野を持ち、現代社会への対応能力のある、実践的英語力に優れた教養ある行動する国際人の育成を学部の理念・目的としてきた。学生定員は単年度 210 名、総定員 840 名を収容する比較的小さい学部である。

そのような学生定員に対して、2006 年 5 月 1 日現在、文学部の専任教員は、英語英米文学科は 12 名、国際文化学科（スポーツ・健康学担当教員 1 名を含む）は 18 名、計 30 名である。2001 年度までは文学部が全学の共通教育を担っていたため、64 名を擁していたが、共通教育科目担当教員の多くが他学部に分属したのに伴い、2002 年度より文学部所属の教員が大幅に減少し、37 名となった。

その後定年により教授 7 名が退職したが、うち 1 名についてのみ補充人事が行われた。また自己都合により教授 1 名が退職したが（2004 年度末）、その補充人事を起こすことができ、2007 年 4 月 1 日に採用される見込みである。

この規模の文学部としては適切な専任教員数である。しかし、専任教員が 2002 年度より漸減した結果、分野によっては手薄になった。その点を考慮して対策を立てるべきである。

【改善方策】

今後の後任人事の補充計画は、大学全体の人事計画とのかねあいによるところがあって文学部独自の判断では思うに任せない面があるが、粘り強く人事補充の必要性を全学人事

計画調整会議（略称、全人調）に訴えていく。

文学部は 2008 年度には新学部新学科（仮称：国際教養学部国際教養学科）に改組転換する計画である。この際、新学部の教育課程に合わせて教員組織を再編する必要がある。

Ａ群　主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現状説明と点検・評価】

英語英米文学科の授業科目は、英語コミュニケーション、英語学、英文学、米文学、英語教育の５分野がある。このうち、学科必修の英語と英語コミュニケーション科目の大半は、兼任講師・兼担教員が担当していて本学科の専任教員による担当はわずかである。(具体的数字は、大項目３学士課程の教育内容・方法等の小項目 1. 教育課程等の(7)開設授業科目における専・兼比率等を参照されたい。)

その他の分野は、専任教員の専攻別に示すと、英語学４名、英文学３名、米文学３名、英語教育２名という分布である。様々なコースのうち、英語コミュニケーションのコースを希望する学生が最多であるにもかかわらず、関連分野の英語学・英米文学はカバーしうるもののそれを純然たる専攻分野とする専任教員が両学科に１名としていないのは問題である。文学部の改組転換（仮称：国際教養学部国際教養学科）に当り、早急に対処すべき課題である。

国際文化学科には創設以来言語文化・地域文化・比較文化の諸科目が備えられているものの、言語系３名（応用言語学１名・日本語学１名・日本語教育学１名）の他は、実質的に地域文化系（日本文化２名・アジア文化６名・ヨーロッパ文化５名）の専門家である。日本文化の分野が手薄である。比較文化の諸科目（比較文化論・比較文学など）を地域文化系の専門家が兼ねて担当しているのは、担当者の研究業績からして納得できるものである。

現状は設置基準を上回っている点では基本的に適切である。しかし、重要で基本的な科目群（リーディング、ライティング、オーラルコミュニケーションを含む必修の英語やディスカッション法、ディベート法、マスコミの英語などを含む英語コミュニケーション科目）を守備範囲とする専任教員が手薄である。

【改善方策】

2008 年度文学部改組（仮称・国際教養学部国際教養学科へ転換、学生定員単年度 60 名増）に向けて、新カリキュラムを念頭に教員組織の再編を行うべきである。新文学部が英語コミュニケーション、ヨーロッパ・アメリカ文化、アジア文化、Japanese Studies、メディア文化の５専修を置くのならば、それに応じて基本的科目には文学部の専任教員が就くことが必要である。そのことを前提に考えると、2008 年度から 2009 年度にかけて、たとえば、 英語コミュニケーション、Japanese Studies、メディア文化の分野における新任教員採用が望ましい。

Ａ群　教員組織における専任、兼任の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学部の全学科教育科目の中の専任教員担当率は60.0％で、他学部に比して、専任率が低い状況にある。これは87科目を開講している必修の英語科目について、多数の兼任教員

を頼らざるえないため、専任率が低い（27.6%）からである。必修の英語科目を除く学科教育科目の専任率は、81.2%とかなり高く、その点では適切と評価できる。

しかしながら、文学部の教育にとってきわめて重要な外国語科目で、兼任教員に大幅に依存している現状は、文学部の教学上の問題点と思われる。

【改善方策】

2008年度発足予定の新文学部（仮称：国際教養学部）では、従来学科教育科目として位置づけてきた1年次の英語科目を共通教育科目として外国語教育センターに委ねる予定であり、これにより学科教育科目の専任率は向上することになろう。しかし、外国語科目の担当を多数の兼任教員に託さざるをえないという現状そのものが抜本的に変更されるわけではない。

そこで、外国語教育をとくに重視する文学部だけでなく、本学全体の外国語教育を改善する方策は、外国語教育センターを中心に試行しており、数年前から採用しているネイティブの契約教員の活用など、本学が外国語教育に責任をもって取り組む体制を全学的に整備しつつあるところである。この外国語教育センターの改革と連動して、文学部においても外国語科目の運営について改善を図りたい。

Ａ群　教員組織の年齢構成の適切性

【現状説明と点検・評価】

文学部専任教員（総数30名）の年齢構成は次の通りである。50代が13名で4割を超えているのに対して、60代が9名、40代が7名、30代が1名である。

年代	総数	英語英米文学科	国際文化学科
30歳～39歳	1名	1名	0名
40歳～49歳	7名	3名	4名
50歳～59歳	13名	6名	7名
60歳～69歳	9名	2名	7名

現在のところ、基本的に適切である。しかしながら、年齢構成が50代にやや偏しているのはいずれ是正すべきであろう。

【改善方策】

改善策は急を要しないが、今後新規採用に当っては、特定の年齢層に片寄らない人事を行うべきであろう。新たに補充を含む採用人事を起こすことができるのならば、30代の方を採用することが好ましい。

Ｂ群　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状説明と点検・評価】

文学部の教員組織は、英語英米文学科と国際文化学科に分かれているので、教学上はこの単位で動く面が多く、必要に応じて学科会議を開いてきた。また、基礎演習のように、同じ方針で運営する科目についてはときどき会合を開いて、連絡調整を行っている。また1年次末の学科振り分けテストの作成・実施に当っても、両学科間で連絡を取り合って進めている。このように連絡調整は適切に行われている。特段改めるべき事柄は見当らない。

【改善方策】
適切、妥当な状況なので、改善方策を必要としない。

Ｃ群　教員組織における社会人の受け入れ状況
Ｃ群　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況
Ｃ群　教員組織における女性教員の占める割合
【現状説明と点検・評価】
社会人（たとえば企業人）を専任教員として採用することは行われていない。文学部の科目（主に人文科学）の性質上、適切である。
文学部の専任教員 30 名のうち、6 名は外国人であり、20%に当る。この数は決して少ない方ではない。従来から人事採用に当って、日本語の運用能力があれば、国籍を問わずに受け入れているからである。適切と評価できる。
専任教員 30 名のうち、5 名が女性教員であり、17%を占める。大学の教員人事としてはほぼ適切であろうが、男女共同参画社会という観点からは、決して多い数字ではない。
【改善方策】
社会人については、将来、より実学的な分野（たとえばビジネス英語）を科目群の中に入れる場合には、社会人を兼任講師として受け入れる可能性は十分あるだろう。

２）教育研究支援職員

Ａ群　実験・実習を伴う教育を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
Ａ群　教員と教育支援職員との間の連携・協力関係の適切性
Ｃ群　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性
【現状説明と点検・評価】
教育支援職員と称する職種または職域が明確ではなく、教育支援職員に関する学内合意ができていない。ティーチング・アシスタントの制度は 2006 年度現在まだ設けていない。
文学部は学生の海外体験を奨励するための各種の海外研修制度を設けているが、その補助体制は十分とは言えない。そのため、個人指導がやや不十分である。
【改善方策】
2008 年度に始まる新文学部（仮称：国際教養学部）においては、異文化体験学習を重んじようという計画なので、実習的要素が増えると考えられる。そのためにも、人的補助体制を整備する必要がある。
大学院博士前期課程修了者か博士後期課程在籍者をティーチング・アシスタントに採用し、学部教育支援に携わらせることが望まれる。この新制度を 2007 年度に試行し、2008 年度から本格的に実施したい。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

Ａ群　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
Ｂ群　教員選考基準と手続の明確化
【現状説明と点検・評価】
教員人事に係わる基準は学則に示してある通りであり、その手続は人事委員会・学部教授会・理事会を経て、厳重かつ公正に行われている。特段変更すべきことはない。
【改善方策】
適切、妥当な状況なので、改善方策を必要としない。

Ｂ群　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性
【現状説明と点検・評価】
専任教員の採用は、原則として公募によっている。その情報は全国的にまた国際的にも周知されるよう図られているので、毎度数十名が応募してくる。教授会で選ばれた審査委員（たいてい３名）によって、まずは研究歴・教歴・研究業績が審査されて若干名に絞られ、ついで面接を行って１名が選ばれて人事委員会と教授会に提案される。この方式は長年本学部で継承されてきたものであり、適切と評価できる。
【改善方策】
適切、妥当な状況なので、改善方策を必要としない。

Ｃ群　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況
【現状説明と点検・評価】
教員の流動化は、学部改組による他学部への分属、割愛による他大学への転出、定年退職などによって行われてきた。任期制の導入はこれまで検討されてこなかった。任期制がないことによる安定した研究職・教育職を前提に運営してきたのであるから、そのような前提においては適切である。
客員教授規程があるものの、ほとんど機能していない。この点は問題である。
【改善方策】
改善の余地はある。任期制の教員採用を導入する可能性はあり得る。
実際に国内外から客員教員を招聘することによって、この客員教員制度を内実あるものにすべきである。

４）教育研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性
Ｂ群　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性
【現状説明と点検・評価】
教育活動は、講義計画、講義概要などを明記したシラバスを受講者に明示した上で行われ、春と秋のセメスターの終わりに「学生による授業評価」を実施し、その結果を、各教

員の所見を付して、冊子体ならびにウェブ上で公開している。また全学自己点検・評価室が編纂する『桃山学院大学教育・研究年報』において、教育活動についても公表している。

研究活動については、採用時および昇任審査においてその都度検証される。また多くの教員の場合に、大学院教員としての資格審査の機会もある。研究活動の結果は上記『桃山学院大学教育・研究年報』によって公開されている。

採用人事における選考では、教育研究能力は提出された①履歴書（研究歴・教職歴を含む)・業績表と、②研究業績の査読に、③面談による人物考査を加えて判断されてきた。従来は教育面での能力・実績を十分に評価しているとは言えないうらみがある点で、改善の余地があった。2007年4月1日採用予定者の選考においては、実践的な教育力を計るべく、上記の方法の他に、シラバスや模擬授業も加えて審査しようとしていて、適切と評価できる。

昇任審査における教育面での能力と実績の評価方法がじゅうぶん確立していないことはやや適切さを欠くが、全体的には適切な配慮がなされていると評価できる。

【改善方策】

現在のシステムを維持し、今後も厳正な審査を続ける。

(2) 社会学部

［到達目標］

(1) 教員数の適正化をはかるため、今後の人事計画を早急に立案する。
旧一般教育担当教員の各学部分散化によって、現在、教員一人あたりの学生数比率が大きくバランスを欠く社会学部の状態を是正する。

(2) 教員年齢構成の適正化をはかるため、今後の人事計画を早急に立案する。
後任人事および新規人事における欠員補充を早急に推し進めて、年齢構成の適正化をはかることに努める。

１）教員組織

Ａ群　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

【現状説明と点検・評価】

法学部発足に伴って転出移籍した5名と入れ替わりに、文学部からの旧一般教育系の移籍教員10名を受け入れて、2002年度より新生社会学部が発足した。2006年5月1日現在の専任教員数は、社会学科所属教員20名、社会福祉学科所属教員11名（1名は休職中）で、それぞれの学科会議を定期的に開催し、両学科協力して学部運営に当たっている。

2002年度発足の新カリキュラムにおいて、全教員が学科教育と共通教育の双方に責任をもつという体制に移行したことにともない、従来文学部に集中所属していた一般教育担当教員を各学部に分属する措置を取ったが、その際、学部所属については本人の希望を最優先したため、各学部の教員数の配分に偏りが生じることになった。とくに社会学部においては、2006年度時点で、本来社会学部に所属すべき教員数の基準より5名少ないという状況である。この状況の是正は、全学人事調整会議によって、2009年度までに達成されることになっていたが、人数の多い学部で定年退職があった際に、その人事枠を人数の少ない学部に回すという方式をとっているので、必ずしも当初の予定通りには進行していない。この状況を放置すれば、社会学部の教育に重大な支障が生まれ、社会学部の学生が他学部の学生に比して不利益を蒙りかねない。

そこで、社会学部は専任教員増を強く求めてきたのだが、2006年度に学長・学部長会において、臨時に3名の専任教員増が検討され、理事会にその枠を申請するための手続きが進行中である。なお本来の教員数にまでは達していないが、この人事枠を最大限に活用して、社会学部教育の充実を図っていかなければならない。

【改善方策】

この臨時の人事枠を有効に使うために、「社会学科将来構想検討委員会」および「社会福祉学科将来構想検討委員会」を学部内に設置した。社会学部として魅力あるカリキュラムを構想し、それを実現するための当面の人事計画を早急に立案するとともに、本来の教員数が充足された環境での人事計画についての検討も開始する。

Ａ群　主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現状説明と点検・評価】

次の表は、2006 年度における社会学科の開講科目の内訳である。社会学科では、学科教育科目として必修化されている「社会学基礎講義」と「社会調査 A」、また選択ではあるが、第１年次に配当される「社会学科基礎演習」、第３年次・４年次にまたがって配当される「演習」および「社会調査 A」とともに社会調査士資格の必修科目に位置づけられる「社会調査 B」については、すべて専任教員によってまかなわれている。このように主要な科目についてできるだけ専任教員が担当するよう配慮されている。

カテゴリーおよび学科目名		開設科目数	専任教員担当科目数	兼任教員担当科目数	専兼比率（%）
学科必修科目	社会学基礎講義	5	5	0	100.0
	社会調査 A	5	5	0	100.0
学科選択科目	社会学科基礎演習	11	11	0	100.0
	社会学科文献演習	8	0	8	0.0
	演　　習	28	28	0	100.0
	社会調査実習	4	2	2	50.0
	社会調査 B	4	4	0	100.0
	講義科目	36	23	13	63.9
計		101	78	23	77.2

2006 年度においては、社会学科の前開講科目中、専任教員が担当するものは 78 科目であり、そのうち兼任教員に依存しているものは 23 科目にとどまる。

ただし社会学科の学科教育科目には、講義形式で受講生が多人数に及ぶ科目が多い。しかし、現状では学生定員に対して専任教員の数が相対的に少ないので、これらの科目を複数開講する人的ゆとりがなく過重負担となっている。

次の表は、2006 年度における社会福祉学科の開講科目の内訳である。社会福祉学科では、１年次の必修として「社会福祉援助技術現場実習Ⅰ」が設けられており、これと３年次・４年次にまたがって配当される「演習」は、すべて専任教員によってまかなわれている。また、「卒業論文」の担当者のうち１名は前年度退職教員であり、実質的にすべて専任教員によってまかなわれているといえる。

カテゴリーおよび学科目名		開設科目数	専任教員担当科目数	兼任教員担当科目数	専兼比率（%）
学科必修科目	社会福祉援助技術現場実習Ⅰ	6	6	0	100.0
学科選択科目	社会福祉援助技術現場実習Ⅱ～Ⅳ	18	4	14	22.2
	社会福祉援助技術演習Ⅰ・Ⅱ	13	0	13	0.0
	精神保健福祉援助実習	2	2	0	100.0
	精神保健福祉援助演習	1	1	0	100.0
	演　　習	9	9	0	100.0
	介護演習	1	1	0	100.0
	卒業論文	9	8	1	88.9
	講義科目	43	23	20	53.5
計		102	54	48	52.9

しかし、総数 102 にもおよぶ社会福祉学科の開設科目数のうち、専任担当科目数は 54

科目で、専任教員の担当比率は 52.9 パーセントにとどまる。社会福祉学科のカリキュラムは資格課程に準ずる扱いで少人数の実習科目が多く、またその種別も多岐にわたるので、これらすべてを現有の限られた専任教員でまかなうのは困難である。兼任教員への依存率が高くなってしまうのはやむをえないところである。

【改善方策】

前項で述べたように、社会学部として専任教員増を要請し、現在手続きが進行中である。社会学科においては多人数講義科目の弊害をなくすため、社会福祉学科においては主要授業科目の専任担当比率を高めるために、今後とも専任教員の早期増員を強く要求していく。

Ａ群　教員組織における専任・兼任の比率の適切性

【現状説明と点検・評価】

学科教育科目に対する社会学科の専任教員担当比率は 77.2 パーセントで、他学部学科に比べ平均的な値を示している。それに対し社会福祉学科では、専任教員担当比率が 52.9 パーセントの低率にとどまり、全学共通科目の専任教員担当比率 34.6 パーセントに次いで低い値となっている。全学共通科目の専任教員担当比率が極端に低いことについては、「共通科目協議会」等において早急に対策が検討されねばならない。しかし、社会学部における、社会学科と社会福祉学科との同一学部内でのこの数値の落差もやはり大きな問題といえる。

社会学科の高い専任担当比率は、一見好ましいように思われる。しかし、より少ない科目開講数による受講者 300 名を超える多人数講義がその主な原因となっており、今より兼任比率をより一層高めることでより一層多様な科目を開設し、多人数教育の弊害をなくしていく努力が必要である。

一方社会福祉学科においては、少人数の実習科目を複数開講して、目配りの効いた教育を行う必要から、社会学科とほぼ同数の科目開設数となっており、おのずと兼任教員への依存率が高くならざるをえない。

【改善方策】

専任教員を増員することで、社会学科においては多人数教育の弊害を是正し、社会福祉学科においては専任担当比率を他学部学科並みに引き上げる努力をする。

Ａ群　教員組織の年齢構成の適切性

【現状説明と点検評価】

社会学部では、全学の教員数の上限を定め、それを達成するために設置された全学人事調整会議の方針を尊重して、補充人事を部分的に抑制してきた。その結果として現在では、教員の構成が、70 歳代 1 名（3.2 パーセント）、60 歳代 7 名（22.6 パーセント）、50 歳代 14 名（45.2 パーセント）、40 歳代 7 名（22.6 パーセント）、30 歳代 2 名（6.5 パーセント）と、高年齢層にシフトしている。社会学科と社会福祉学科とを分けた場合、この傾向は社会学科においてより顕著な形であらわれている。

しかし今後は社会学科においても年度ごとに定年退職者（2007 年度 2 名・2008 年度 1 名・2009 年度 1 名・2010 年度 1 名）があって、それに対する補充人事が行われる予定であり、さらに学科教育課程に支障をきたさないよう、臨時に 3 名の教員人事枠が認められた

こともあり、この問題は数年後には漸次解消に向うはずである。

社会福祉学科においては、カリキュラムが少人数の実習科目中心で組まれており、欠員が生じた場合、直ちにカリキュラム運営に支障をきたすため、欠員補充がその都度行われてきた。その結果、現時点では、比較的バランスの取れた年齢構成が達成されていると評価される。

【改善方策】

社会学科においては、時代に即応したカリキュラムを早急に立案し、加えて若年齢化をはかるため、新規採用人事、欠員補充人事を積極的に行う。

Ｂ群　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状説明と点検評価】

両学科では、教授会の前後の時間を利用して定期的に学科会議が開催され、教育課程の円滑な運営のための連絡調整作業が行われている。また学部長補佐会、FD 活動推進委員会との連携によって、現行の教育課程における問題点の洗い出しや、その解決へ向けての連絡調整作業を行うシステムが確立されている。

【改善方策】

学科会議と学部長補佐会および FD 活動推進委員会との間で権限の分掌関係や手続き上の先後関係が明確でなく、機動性に欠けるという側面がある。学部長補佐会においてこれを早急に整備し、より円滑な運営が可能なよう努める。

Ｃ群　教員組織における社会人の受け入れ状況

Ｃ群　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

Ｃ群　教員組織における女性教員の占める割合

【現状説明と点検・評価】

社会学科は産学協同を旨とする学科構成とはなっていないので、社会人（たとえば企業現場に長く身を置いてきた人）の受け入れを特に重視した教員採用を行っていない。しかし社会福祉学科においては福祉や医療現場などにおける経験が重視されるので、採用教員の担当科目の特性に応じて社会人を受け入れており、現在 3 名の教員が在籍している。

外国人に関しては現在 2 名が構成員として在籍している。社会学部としては科目の性格上、現時点では外国人教員に限定して採用する必要性はとくにないが、教員採用に際しては原則公募制を採っており、その際に日本国籍に限るとの条件は課していない。

社会学部の女性教員は 6 名で 19 パーセントを占めている。特に社会福祉学科においてその比率は高く、36 パーセントの高い値をみせている。学科の性格上、この傾向は今後なお助長されこそすれ、後退することはないものと思われる。

【改善方策】

採用人事はあくまでも業績と教育実績を重視して行っている。外国人や女性に特化した条件を付け加えることは一切しておらず、今後もこの方針で臨むことに対しては、なんら改善の必要を認めない。

２）教育支援職員

Ａ群　実験・実習を行う教育、外国語教育、情報処置関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
Ａ群　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
Ｃ群　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【現状説明と点検・評価】

福祉現場へ学生たちを派遣し連絡調整作業に当たるため、社会福祉実習室が設けられており、そこに専門職職員２名（専任１名、契約１名）と事務職員（非常勤３名）が配置されている。社会学科では社会調査教育と社会調査士資格関連の事務作業のための社会調査実習室が設けられており、そこにパート職員が１名配置されている。

今後この二つの実習室の機能の増強を検討しており、そのための専任職員および支援職員の配置も今後の検討課題である。また教育補助要員として大学院学生を対象としたティーチング・アシスタント制度の新設も検討中であり、今後はそうした支援職員をも交えた学科会議の開催が積極的に考えられなければならないであろう。

なお、社会福祉実習指導室では夏期休暇中のほかにも精神保健および病院関係の実習の管理が必要であり、実習委託施設との細やかな連絡調整に多大の時間を要する。また、先述したように、実践力を高めるためには実習教育がきわめて重要であり、専門職職員と連携してその充実をはかることが今後の重要な課題である。厚生労働省では国家資格に関してカリキュラム、シラバスの見直しを検討している途上であり、実習時間が大幅に増えることが予測されるだけに、実習指導室のいっそうの充実は急務となっている。

【改善方策】

支援職員に対しては学科会議への陪席を求めるなどして、教員との連携を強めるよう努める。また専任職員および支援職員の配置については、ティーチング・アシスタント制度の実施を含めて、全学的理解を求めながら、学部としての要求を強く行っていく。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

Ａ群　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
Ｂ群　教員選考基準と手続の明確化
Ｂ群　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

教員人事に関しては、「桃山学院大学教員任用手続規程」に則りつつ、学部長補佐２名のほかに、当該学科科目に関連する人事委員を数名選び、人事案件ごとに適格者３名を審査委員にその都度指名して、採用・昇格等の人事を行っている。

専任教員の採用は、原則として公募によっている。その情報はインターネット等を通じて全国に周知され、その都度 50～100 名の応募がある。ただし科目の性格上、応募者の中に適任者が居なかった場合に限って、特例措置として推薦による教員採用が行われた事例が過去に何回かある。2005 年度の主な案件は、２名の新任人事、教員１名の割愛とその後

任人事、1名の昇格の承認であった。

新任人事は公募制により行われ、またその都度の人事案件に関しても、公平かつ妥当な手続きを経て処理されたものと評価される。

なお兼任教員についても、「桃山学院大学非常勤講師任用規程」に基づき厳密な審査を経て採用が行われている。

【改善方策】

教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続きは、各種「規程」に基づき、その都度適切に運用されており、現時点では改善の必要を認めない。

４）教育研究活動の評価

B群　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

B群　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

教育活動については、年度初めにシラバス（講義計画）を受講者に示した上で行われ、その効果を検証するシステムとして、春と秋のセメスターの終わりに学生による授業評価が、一部少人数科目（演習等）を除く全科目において義務付けられている。その評価結果は各担当者に告知され、また全教科の評価結果が冊子の形態で閲覧可能となっており、WEB上でも公開され、広く学内に周知される方策が採られている。

なお社会学部では、2002年度に学生による授業評価結果を有効活用するための研修教授会を開催し、教育活動の質的向上へ向けての方策（たとえば参観授業等）を模索する試みが行われた。

教員の研究活動については、採用時、および昇格人事においてその都度点検・評価されるとともに、大学院担当教員としての資格審査においても、その業績がその都度審査される。審査に関しては、当該科目に関連する審査委員をその都度指名し、厳正な審査がされていると評価される。

社会学部所属教員をその主要な会員とする「桃山学院大学社会学会」においては、学内紀要誌『社会学論集』が年2回刊行されており、構成員による活発な研究活動をうかがい知る重要な指標となっている。これには、準会員として応募が認められている大学院の学生、および教育や福祉の現場で活躍している卒業生をも含めて、毎回多数の投稿があり、編集委員会の審査を経て採択の可否が決定される。ちなみに、2005年度刊行の第39巻1号には論文5点と研究ノート1点が、同2号には退職記念の特集号として、論文8点と書評1点が掲載されている。

また年度ごとに、大学自己点検・評価室の編纂による『桃山学院大学教育・研究年報』において各教員の研究活動が公表されており、さらには5年ごとに作成される『桃山学院大学研究活動報告書』において、各教員の主要業績5点と過去5年間の研究業績が一括して網羅されて開示されている。

外部資源の調達に関しては、ここ数年、科研費採択率が低迷している。社会学部では2003年度に2件、2004年度に1件採択されたが、2005年度は4件の申請がありながら、ひとつ

も採択されなかった。この数値を見る限り、対外的関係の中で各教員の研究意欲の低下が懸念される。

これに関しては、実習系に位置付けられる社会福祉学科を唯一の例外として、本学に自然科学等の実験系の学部学科がないことも大きく影響していると思われる。また、必ずしも潤沢とはいえないが、かなり自由度の高い個人研究費や共同研究費が学内制度としてすでに完備されており、その資源をわざわざ外部に求めなくても、十分研究活動が行えるという事情のあることも、勘案されなければならない。

また各教員の研究分野によって評価基準に差があり、著書や業績点数だけをもってこれを評価するわけにはいかない。特に実習系の学科に位置づけられている社会福祉学科教員の場合には、その教育実践における業績（たとえば国家試験合格率の維持へ向けての学生支援)をどう評価していくのかについて､今後も精力的に検討していかなければならない。

【改善方策】

教育研究活動を活性化させていくため、科研費等の外部資源を積極的に求めるよう努める。また実習系の教育実践をどう業績として評価していくかについて、その具体的な方策を早急に立案し、学科会議等で検討する。

(3) 法学部

［到達目標］

法学部の教育理念・目標を達成するための、教員組織に関わる今後の到達目標としては、以下の3点が挙げられる。

（1）基幹科目担当専任教員のさらなる充実を図る。
（2）教員組織に占める女性教員の割合を重視した体制を維持する。
（3）教育能力を評価する客観的システムの確立を追求する。

１）教員組織

Ａ群　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

【現状説明と点検・評価】

本法学部の学生定員は200名、収容定員は800名である。2006年5月1日時点における法学部の専任教員定員枠は20名で、在籍教員数は19名となっている。昨年、2名の教員が定年退職したが、1名枠が未補充で残っていることによる。法科大学院がらみの法学関係主要科目担当者の人材払底の影響によるものであるが、今年度中には、20名体制に戻る予定である。教員の専攻別担当の内訳は、憲法2名（内1名は法女性学も担当）、行政法1名、民法4名（内1名未補充）、民事訴訟法1名、商法2名、刑法1名、刑事訴訟法1名、国際法1名、社会福祉法1名、政治学1名、国際関係論1名、論理学・法哲学1名、歴史学・法制史1名、中国語・東洋美術史1名、健康・スポーツ学1名となっている。

教員体制のこうした現状の中で、本法学部は、「世界市民」の養成という大学の理念に根ざしつつ、「基本的な法律知識と法的思考を身につけ、かつ豊かで幅広い教養を備え、広く国内外で活躍し得る人材の育成」という法学部独自の視点を取り入れた「実践的な法律のプロの養成」を教育目標とした。目標達成のために、様々な次元における複合的な施策を実施しているが、学修カリキュラムに即しての施策としては、基幹科目のリピート学習に力点を置いている。基幹科目のリピート学習こそが、法学学修の近道であるとの考え方からである。しかしながら、リピート学習といっても、現在までのところ、憲法・民法・刑法の基本３分野につき、事例中心の導入科目としての「入門科目」、実践的解釈論を中心とした「憲法・民法・刑法の基幹科目」、応用としての「専門演習」により部分的に実現されているだけで、十全なものとはなっていない。これをさらに充実させるためには、１・２年次の基幹科目の内容を発展させた特殊講義を３・４年次の展開科目に配置する必要がある。これによって、リピート学習のシステムを本来あるべき姿に近づけることができる。

そのためには、到達目標で掲げたように、基幹科目専攻の教員スタッフのさらなる充実が望まれる。具体的には、民事法関係は今年度未補充枠１名を充てることが決定されているので、刑事法関係１名、憲法・行政法関係１名の拡充が必要であろう。本法学部は、現在、学生定員 200 名・専任教員 20 名（うち１名未補充）であるが、本法学部が目指してい

る教育目標を実現するにはなお不十分なところがある。しかも、学部規模が小さいために、それぞれの学部が公平に負担する各種委員等の諸業務が他学部以上の負担となっている現状がある。

法学部の専任教員数は、大学設置基準に適合するものであり、その点では適切である。しかし、学部教育を維持しさらに充実させる上では、十分な教員数とはいえない。学部教育の理念のあるべき姿を維持しより一層の充実を図るためには、基幹科目の担当教員を中心にさらなる充実が望まれる。

【改善方策】

法学部としてはまず専任教員数の増加を追求するが、その実現が困難な場合には今後の補充人事に際し基幹科目の担当者を優先的に採用することを検討する。

Ａ群　主要な授業科目への専任教員の配置状況

【現状説明と点検・評価】

「主要な授業科目」を学科教育科目における入門科目、基幹科目と定義づけるならば、2006年度において開講されたそれらの科目（14科目）はすべて専任教員によって授業がなされている。そのほかの展開科目においても、39科目中、専任教員が担当をしているものは、25科目にのぼる。全体的に専任教員が担当する比率は高いといえる。

法律学の修得にとって重要な入門科目、基幹科目を専任教員が担当している点は、学生の質問等に、常時対応できる点などにおいて、学生の学修効果を高める上で効果的であると考えられる。

学科教育科目を専任教員が担当する比率は高く、入門科目、基幹科目にいたっては、すべてを専任教員が担当しており、専任教員の配置状況は極めて適切である。展開科目の専任教員担当比率は相対的に低くなっているが、特に問題とするほどの数値ではない。

【改善方策】

入門科目、基幹科目に専任教員を重点的に配置する方針は適切なもので、今後も基本的にこれを維持することとする。

Ａ群　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

【現状説明と点検・評価】

法学部の学科教育科目として開講されている科目数は、講義科目が53、演習科目が36である。前者のうち１・２年次生対象の入門科目4、基幹科目10はすべて専任教員が担当している。3・4年次生対象の展開科目39のうち法学部専任教員が担当するものは18であるが、他学部専任教員が兼担するものが7となっており、兼任教員の担当科目数は14である。演習科目の専任・兼任比率については、基礎演習が、9：0、専門演習A・Bが、26：1（兼任1名は前年度退職者）であり、演習科目全体では、35：1である。学科教育科目全体の専任・兼任比率は74（うち兼担7を含む）：15となっている。

学科教育科目のうち、導入教育である入門科目、法学の修得にとって重要である基幹科目の専任教員が担当する比率は、100パーセントであり、学生の学習効果を考慮すると、極めて適切である。また、演習科目の比率は、入門科目・基幹科目の比率よりも若干低下するがなお高い数値であり、演習科目の兼任教員は、前年度まで本学専任教員だった教員に

よる担当であることもあり、実質的には専任教員率は100％となっている。展開科目については、法学部専任18、兼任14であるが、他学部専任教員の兼担7を加えると25：14であり、格別問題となる比率ではない。

専任教員の担当比率は入門科目・基幹科目、演習科目についてはほぼ100％であり、学生の教育上効果的である。展開科目においても特に低い数値を示しているわけではなく、全体的に専任教員の担当比率は高いといえ、現状では特に問題とはならない。

【改善方策】

現状では、専任教員と兼任教員の比率は適正であり、改善を必要とする点は存在しない。今後も基本的にこれを維持することとする。

Ａ群　教員組織の年齢構成の適切性

【現状説明と点検・評価】

法学部の専任教員の年齢構成は、61歳以上が5名（26％）、51歳以上が7名（37％）、41歳以上が2名（11％）、31歳以上が3名（16％）、30歳以下が2名（11％）である。

学部の理念等の継承、教育指導方法、学部運営方法等の助言などを、ベテラン教員が若手教員になすことにより学部の発展が促されることになるために、教員の年齢構成は各年代均等に分散していることが望ましい。

法学部の教員は、50代、60代が63％を占める。ベテラン教員が多いということは、創設5年目の新学部としては意味がある。多くの経験豊かな教員が学部運営に携わることを意味するのであり、メリットは大きい。その意味では教員の年齢構成は適切であるといえる。ただ、学部の理念等の継承という観点からは将来的にバランスを図る必要がある。

【改善の方策】

ベテラン教員が多いことは、教育効果を高める上でも、学部運営という点でも価値があることではあるが、今後の教員任用に際しては、30 代、40 代の教員の割合を現在よりも若干高め得るような募集条件の設定等を考慮する。

Ｂ群　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状説明と点検・評価】

法学部には、学部将来構想検討委員会が設置され、そこで学科教育科目に関する将来のカリキュラム編成等の検討が行われている。また、必要に応じて随時行われる研修教授会においても、学部の教育方針やカリキュラム編成等、学部理念に基づく教育実践に問題がないか、検証が行われている。定例の教授会（原則として月2回開催）は、教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整をとり日常的に大きな役割を果たしている。教員総数が少ないこともあり、会議の場以外での連絡調整も迅速かつ円滑に行われている。

法学部においては、学部将来構想検討委員会や定例の教授会、研修教授会を通して、専任教員が教育課程編成の目的を実現するため恒常的に情報交換を行っており、教員間の連絡調整の状況は妥当である。

【改善方策】

教育現場から上がってくる様々な課題に臨機応変に対応し、適切に処置していくために、定例の教授会において常に「議題」の一つとして様々な教育上の問題を意識的に取り上げることとする。

Ｃ群　教員組織における女性教員の占める割合

【現状説明と点検・評価】

法学部では設置にあたり、本学における女子学生の増加や男女共同社会参画法の精神に則り、女性教員の充実を図ることを企図した。大学教員としての十分な資質があれば男女を問わず採用する。とりわけ、女性の実学志向の増大に伴って法学部における女子学生の割合も増加傾向にあり、それに対応した教育面での配慮という点からも必要な施策と考える。現在、法学部には19名の教員が在職しているが、そのうち女性教員は8名で42％を占めている（20名の教員定数に占める比率は40％）。

法学部設立当初は、全学生数に占める女子学生の割合は30％前後であったが、近年25％程度に落ちている。これに対して、学部教員全体の中で女性教員が占める割合はほぼ4割前後を維持しており、適切である。社会科学系学部においてこれほど高い女性教員比率を保っている学部は稀であり、先進的意義を有するものとしてきわめて高く評価できよう。

ちなみに、学部の中で女性教員が多いということは、教員採用にも影響を与えているようで、直近の教員採用人事でも応募者の半数以上が女性であった。教育面でも運営面でもプラスとなっている面が多い。

【改善方策】

今後も、資質の維持と平等原則を損なわない限り、女性教員の占める割合は少なくとも現状を維持するように努める。

２）教育研究支援職員

Ａ群　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

Ａ群　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

Ｃ群　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【現状説明と点検・評価】

法学部の学科教育科目には、実験・実習を伴う教育科目は設置されておらず、この点は問題とならない。

ただ、法学部生も受講する全学の共通自由科目中のコンピュータ利用Ｉをはじめ情報処理実習室を利用する科目においては、学生補助スタッフが受講者10～15名に1名の割合で配置されている。補助スタッフは授業支援に効果をあげており、人員配置を含め適切に整備されているものと評価し得る。

教育を支援する職員としては、とりわけ教育･研究に直接係わり合いのある部門として、TA（ティーチング・アシスタント）制度、教務部教務課の職員、図書館事務室の職員、情

報センター事務室の職員がいる。TA制度は、本学では唯一法学部だけが採用している。教育効果を高めるために、初年度法学部学科教育科目の授業につき出席管理、学生指導、法学検定試験対策講座指導等の業務を中心に教育支援の重要な役割を担っている。教務部教務課職員の教育支援内容は、履修案内・登録、休講・補講や日常的報告事項の掲示、演習募集の受付、授業を行う教室の配置、教材・試験問題の印刷等、授業にかかわる全てのことであり、多岐にわたっている。図書館事務室職員の教育支援内容は、図書の貸し出し、図書の整理、文献検索のガイダンス、学生向け図書の購入、課題図書の配置等である。情報センター事務室は、学内の全てのコンピュータを管理しており、学生が学内のパソコンを使用する際の手続き、またトラブルの際の補助等を行っている。

研究を支援する職員としては、総合研究所事務室の職員、図書館事務室の職員がいる。総合研究所事務室職員は、教員研究費に関する手続き、紀要発行に関する手続き、学術出版助成申請の際の手続き、研究叢書刊行の申請の際の手続き、科学研究費補助金にかかわる手続きの学内窓口業務、共同研究プロジェクトの申請の際の手続き、国際学術セミナーに関する業務等を行っている。主に法学部教員で構成される桃山学院大学法学会の紀要『桃山法学』の出版にかかわる事務手続きの一切は、総合研究所事務室職員によって行われている。図書館事務室職員は、教員研究図書の整理、他の図書館への紹介状の発行等の業務により、教員の研究を支援している。

法学部の専任教員も全学の教務委員会、総合研究所委員会、図書館会議のメンバーとなっており、それにより、これらの職員と連携・協力関係を築いている。

今日、「教育」の質の向上が求められる中で、教育支援要員としてのTA制度や職員組織の役割の重要性が指摘されている。教員と教育支援職員、研究支援職員との間の連携・協力関係は、「教育」「研究」の質の向上という意味できわめて重要であり、現在までのところ、一定の成果はあげていると評価されるが、今後、さらに強化する必要があろう。

【改善方策】

TA制度では、現在のところ法学部に大学院が存在しないため、近隣他大学の大学院博士課程在籍で基幹科目専攻の学生を中心に運営しているが、法科大学院の発足に伴う大学院在籍者の減少等により人材の確保が困難になってきており、業務分担の見直しなど制度変革を検討中である。

教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係は、より一層緊密なものとする必要があろう。たとえば学生向けの図書館ガイダンス、文献検索のガイダンスは、図書館職員や情報センター職員により指導されているが、法学部としてもこれまで以上に連携・協力を図り教育効果の向上を実現するように努めるものとする。

３）教員の募集、任免、昇格に対する基準・手続

Ａ群　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性
Ｂ群　教員選考基準と手続の明確化
Ｂ群　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

《教員の募集、任免に関する手続》
【現状説明と点検・評価】

教員の選考に対する基準・手続については、学内通則として「桃山学院大学教員任用手続規程」、法学部については、「桃山学院大学法学部教授会規則」11 条 2 項がこれを厳格・詳細に定めている。その上で、従来からの慣行として、当該学部での募集人事枠・要件の提案、学長・学部長会での了承、全学人事計画調整会議および共通教育協議会、理事会での承認の上で、募集・審査が開始される。募集については、本学では従来から公募制を原則的に採用している。審査は、まず教授会に応募者リストが提示され、予備審査委員が選任される。予備審査委員会は書類審査・業績審査により応募者リストの中から数名の候補者を選考し、優先順位をつけて教授会に報告し、本審査に入る旨の承認を受ける。同時に、本審査委員が選考される。つぎに、本審査委員会により最終候補者（多くの場合複数）につき、業績審査・面接審査を経た上で最終候補者 1 名が選考され、教授会に提案される。教授会では、「桃山学院大学法学部教授会規則」11 条 2 項により 3 分の 2 以上の賛成票により承認される。後に、学長・学部長会で報告され、理事会での承認を経て、正式採用が決定される。このように、本学の教員選考基準と手続は、きわめて公平・透明なものと評価し得る。なお、法学部専任教員の罷免については、法学部教授会規則により構成員の 3 分の 2 以上の出席の下で出席者の 4 分の 3 以上の賛成を要するものと定められている。

ただし、本法学部は、学部設置後 4 年間、教員人事が文部科学省の審査にかかること、また、法科大学院の発足に伴う異常なまでの教員不足等の状況に対応して、本来の公募手続とは異なり、スカウト方式を採用してきた。この方式は、設置に関連して行われる本学の従来からの慣行で、基本的に法学部人事委員会がその任にあたる。具体的には、学会名簿から可能性のある対象者をリスト・アップし、まず、業績を中心に科目適合性などを加味しながら優先順位をつける。つぎに教育力、人物（人格、人柄）についての情報を可能な限り収集し、最終的な候補者を絞り込む。その上で面接を行い、実質的に採用者を決定し、教授会での報告・了承、理事会での承認を経た上で、正式採用が決定されるという手順を踏む。これらの学内手続を経た上で、文部科学省の大学設置審議会の審査を受けて正式決定がなされる、といった手順で実施されてきた。新学部設置直後という特殊な状況の下では適切な手続といえよう。その間、2 件の教員補充人事が行われたが、上述の手続に則ってなされており適切である。

法学部の設置完成年度後、定年退職による 2 名の後任補充人事を行った。1 名は原則通り公募方式によったが、他の 1 名については推薦方式によった。後者は、採用すべき教員の年齢、経験等を考慮したためである（もっとも、この人事は不首尾に終わった）。

教員の採用に関しては公募方式を原則とすべきである。しかし、採用すべき教員の年齢、経験、専攻等のいかんによっては、教授会や学長・学部長会の了解のもとで手続の透明性

を確保しつつ、推薦方式やスカウト方式を採る必要が生じる場合もある。その意味で、法学部のこれまでの教員採用に関する選考手続は、適切に運用されているものと評価し得る。

【改善方策】

今後も教員の採用人事は、公募制によることを原則とする。ただし、推薦方式やスカウト方式が必要となる場合もある。その際には、手続の透明性につき最大限留意するものとする。推薦方式、スカウト方式の各々につき基準・手続を事前にマニュアル化し得るかを検討する。

《教員の昇格に関する基準・手続》

【現状説明と点検・評価】

教員の昇格手続に関しては、「桃山学院大学教員任用手続規程の運用の申し合せ」がその詳細を定めている。具体的な手続としては、昇任資格を得ると、年2回通知がなされる。それを受けて、希望する資格者は昇格申請を行う。申請が適正と認められると、教授会での審査手続に入る。審査委員は原則として学内から選任されるが、専攻科目により資格審査の適格者が学内にいない場合あるいは不足する場合には、学外の審査委員を選任することも可能である。選ばれた審査委員による業績審査が行われる。審査報告が教授会でなされ、法学部教授会規則11条2項により、投票で3分の2以上の賛成を得ると承認され、理事会に送付される。理事会が教授会での決定を覆した事例はない。法学部においても実際に、こうした手続に則って昇格人事が行われている。

教員の昇格人事に関する基準・手続は、明確かつ厳正であり、その運用も適切になされているといえよう。ただ、従来の昇格審査は、研究業績重視に偏り、教育面での審査は、教育歴という時間の長さだけが評価され、中味が評価されることはほとんどなかったといえる。教育面での評価を適切に行うことが、今後の課題である（この点は採用人事、とりわけ公募制の場合についても同様である）。

【改善方策】

昇格審査における教育面での評価方法につき、まず、他大学の実例等を調査し情報収集に努め適切な評価方法の確立を追求することとする。

４）教育研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

法学部専任教員の研究活動に関する評価は、昇任審査時を除き、特にはなされていない。ただ、5年毎に『研究活動報告書』が刊行されており、専任教員の主要業績5点、5年間の研究業績等が公開されている。また、毎年、研究業績に関する『教育・研究年報』が刊行されており、学内で開示されている。研究活動の状況についてはこれらの報告書により把握が可能となり、教員の研究へのモチベーションを高めているといえる。とはいえ、教員の研究活動、研究業績を客観的に評価するシステムは未だ存在しない。

教員の教育活動に関して、法学部としての評価は行っていないが、「学生による授業評

価」アンケートが年2回実施されている。その結果は個々の教員に通知されるとともに、冊子体やウェブにまとめられ学内に開示されている。

教員の研究業績の公開はなされ、研究向上への意識づけをリードするという点では一定の効果をもたらしているといえよう。また、教員の教育活動についても、「学生による授業評価」アンケートが行われ、個々の教員へのフィード・バックがなされ教育の質の向上に寄与しているものと評価される。

【改善方策】

法学部専任教員の研究活動を評価する適切な方法について、調査検討を行う。その際、教員の大学運営に関する寄与度等も考慮に入れることとする。また、教員の教育活動に対する客観的かつ適正な評価方法を確立するために、その調査検討に着手するものとする。

Ｂ群　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

教員の採用に関しては、まず担当予定科目の適合性を中心に応募者の研究業績が厳格に精査される。教員の研究能力は、大学の研究・教育の基盤となるものであり、教員採用の際の前提条件といえる。既に述べたように、法学部は設置申請の関係で、昨年まで公募採用の原則を採らず、推薦・スカウト方式の人事を採用していた。しかし、その場合でも、候補者リストの作成にあたっては、まず研究業績を中心に選考し、さらに候補者の絞込みにあたっては厳格な研究業績審査を行った。加えて、候補者の教育能力・実績を中心にした人物評価情報を収集した。他方、公募制の場合に、候補者の研究業績・研究能力が最重要視され厳格に審査されることは言うまでもない。候補者の教育能力・実績についても可能な限り考慮することとし、特に面接時にはこの点を十分に審査するように努めている(ただし、教育実績のない若手研究者の場合には別の配慮も必要である)。

また、昇任審査にあたっても、審査委員を中心にした厳格な研究業績審査の後、教授会での審査報告、昇任の可否をめぐる教授会構成員による投票が行われている。その際、当然のことながら教育能力・実績への評価も考慮されているものと考えられる。

教育研究能力・実績への配慮という点につき、教員の採用時における研究・教育への評価は適切に行われているといえよう。ただし、採用時・昇任時ともに、とりわけ教育能力の客観的評価システムが確立していないという問題がある。教育能力を客観的に評価するという作業は、様々な要素を含む事柄だけに困難が予想され、やり方によっては教員の資質の向上どころか、士気の低下につながりかねない。しかし、個々の教員の教育能力を高め法学部教育の質を向上させるためには、その前提として教育能力の客観的な評価システムを構築しておくことが必要となろう。

【改善方策】

前項でも触れたが、教員の教育活動・教育能力の客観的な評価システムを将来確立するために、まずその調査検討に着手する。

(4) 経済学部

［到達目標］

学部における教育研究のより一層の拡充のために、以下を到達目標として設定する。

(1) 少人数教育推進のため、教員一人当たり学生数のより一層の低下

(2) 全体としての教員年齢バランスのさらなる改善

(3) 女子学生数の増加傾向に対応し、専任女性教員の増加

(4) 専任教員の能力を、研究業績・教育努力など多面的に評価する審査システムの推進

1）教員組織

Ａ群　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性

Ａ群　主要な授業科目への専任教員の配置状況

Ａ群　教員組織における専任、兼任の比率の適切性

Ａ群　教員組織の年齢構成の適切性

【現状説明と点検・評価】

2002 年度、新カリキュラムの実施にあわせて文学部所属共通科目担当教員の再配置が行われ、経済学部には 6 人の教員が新たに配属されることになった。その後の若干の変動を経て、2005 年 5 月現在、経済学部の教員数はスポーツ・健康学担当教員 3 名を含む 37 名である。

過去 12 年間における在籍学生総数と専任教員 1 人当たりの学生数の推移は下表のとおりである。2002 年度以降、臨時定員の削減による学生数の減少と、全学的な規模での教員の再配置があり、経済学部における専任教員一人当たり学生数は大きく低下した。

	在籍学生数	専任教員数	教員一人当たりの学生数
1995 年度	2,452	27	90.8
1999 年度	2,459	31	79.3
2001 年度	2,398	31	77.4
2003 年度	2,237	35	63.9
2004 年度	2,040	36	56.7
2005 年度	1,894	35	54.1
2006 年度	1,885	37	51.0

経済学の専任教員を専攻分野別にみると、経済理論系 8 人、経済史系 4 人、経済政策系 7 人、国際経済系 6 人、応用経済系 8 人となっている。このような配置のもと、経済学部教育（共通教育を除く）において特に重要と位置づけられる演習Ⅰ、演習Ⅲ・Ⅳについては全コマを専任教員が担当し、少人数教育の徹底に向けて努力している。また、2006 年度の経済学部が開設する全授業科目数は 226 であり、このうち 153 科目（67.7%）を専任教員

が担当している。兼任教員依存率は、この 10 年来ほぼ妥当な水準で推移していると考えられる。

またこの数年、経済学部では年齢別構成に偏りのないバランスの取れた構成を維持することに努めつつ、全体として教員年齢の若返りを追求してきた。2005 年 5 月と 2006 年 5 月現在における専任教員年齢構成を下表に示す。

	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代
2005 年度	0	5	8	13	8	1（特任）
2006 年度	1	7	8	13	8	0

以上のように、経済学部の教育理念を実現し、経済学部における教育研究活動を効果的に実践するという観点からして、経済学部の教員組織はほぼ適切に組織されていると評価できる。

専門教育の主要科目については専任教員が担当する体制が確立し、他の諸科目を担当する兼任教員への依存率は、人数、担当コマ数ともほぼ妥当なものと考えられる。

経済学の体系性を維持した学部教育という見地から見た場合、専任教員の分野別配置もほぼ妥当なものと考えられる。

教員一人当たり学生数については、2002 年度以降一定の改善が見られ、1995 年比で 59.5%まで低下させることができた。少人数教育の実質化という観点から、今後とも、この比率の低下に向けた努力を続けることが必要であると考える。

【改善方策】

教員一人当たりの学生数を減らすという課題は、専任教員の増員が考えられない以上、経済学部の努力を超えた問題となっている。そのような枠組みのもとで、なお経済学部としてなしうる解決策として考えられるのは、多人数受講講義の分割と複数コマの開設（すでに実施中）、さらには経済学部所属全教員 37 名による少人数クラス（演習）の開設といった対応である。

こうした対策は具体化のための大きい障害を抱えているが、教員一人当たりの学生数が多いことによって引き起こされる教育の質の低下問題を克服するために、経済学部将来構想検討委員会を中心に、検討を開始する。

Ｂ群　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状説明と点検・評価】

経済学部に固有の教育課程の目的を達成するうえで必要な教員間の連絡調整のため、次のような機関を設置し連絡調整を行っている。

① 開講科目やカリキュラムの適切性について、年 2 回定期的に開催される学部研修教授会において、当該年度の教育実践過程で生じる諸問題をとりあげ、当該問題の性格とその解決に向けて経済学部教員の認識を一致させる努力を続けている。

② さらに、学部の自己評価委員会が実施機関となり、毎年授業科目別の「学生による授業評価」アンケートを実施し、授業の改善、カリキュラムの改善等に役立てる資料収集を行っている。また、日常的にも、全学教務委員会や教授会において必要な提言

を行い、種々の改善策を実施している。

③ 特定科目の教育の質を高める要望が出された場合、あるいは当該科目教育において何らかの問題が発生した場合、経済学部将来構想検討委員会のなかに、随時、当該科目教育に関わる小委員会を設置し、当該科目担当教員を交えた問題解決と教育効果を高めるための連絡調整を行っている。

2006 年 5 月現在、経済学部における数学基礎教育の充実をめざして、「経済学部における数学教育に関する小委員会」が活動を継続している。

こうしたシステムにより、学部内における教員間の連絡調整は適切に行われているものと考えられる。

【改善方策】

現状の適切さを維持しつつ、注意深く、不断の観察を継続する。

C群　教員組織における社会人の受け入れ状況

【現状説明と点検・評価】

1995 年度以来、金融業界出身の教員が 1 名在籍していたが、2002 年度をもって定年退職し、社会人の受け入れが急務となっていたが、2002 年度の全学的な学部再編に伴い、IT 業界出身の教員が 1 名、文学部から経済学部へ異動した。また、2003 年度、2004 年度の新規人事において、相次いで社会人出身の教員を 1 名ずつ（銀行業、化学業界）、さらに 2005 年度の新規人事において、地方官庁から専任教員を 1 名、経済学部の専任教員として迎えることができた。

経済学部が開設する特別講座である『産業構造論』、『経済学特講−証券の基礎知識』、さらに就職講座は、産業・金融諸分野の現役の企業人を講師として招聘し、経済学部教員がコーディネートする科目である。

『産業構造論』は、各種業界についての講義を業界現役の企業人を講師として開設される講義であり、すでに 30 年以上の歴史ある伝統的な講義科目となっている。

『経済学特講−証券の基礎知識』は野村證券が提供する証券市場、証券業務に関わる講座であり、講師は全員当該証券会社から派遣される現役の証券マンである。

就職講座は現役の企業人を講師として招聘し、就職を目指す全学生のために開設される就職準備のための講座であり、学生の人気講座となっている。

さらに、2006 年度からは、経済学部が進める中国ビジネスキャリアコースの開設に関わって、三菱東京 UFJ 銀行とシャープ株式会社より派遣される現役の企業人を講師として、中国ビジネス関連の講座が開設される予定となっている。

このように経済学部では、この数年来、経済学部教育に社会人を起用し、経済学部教育の実学教育化、実践教育化を進める試みを進めてきたが、開設する講座の数、内容とも着実に増加する傾向にあり、受講する学生にも評判の講座となっているように思われる。

経済学部教員組織における社会人の受け入れ状況は適切であると判断する。

【改善方策】

現状の適切さを維持しつつ、注意深く、不断の観察を継続する。

Ｃ群　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況
Ｃ群　教員組織における女性教員の占める割合
【現状説明と点検・評価】

経済学部には、国際経済関係の３名の外国人教師が専任で在籍している。その他、経済学部の専任ではないが、経済学部生の外国語教育にも関わる外国語教育センターに３名の外国人教師が外国語担当教師として在籍している。その他にも、他学部に配置され、全学共通教育科目とりわけ外国語を担当する外国人教師が在籍している。

2006 年５月現在、経済学部に所属する女性教員は２名である。経済学部における女性教員の比率は、他学部と比較してなお低く、経済学部における女子学生数の増加傾向に比して、専任の女性教員が２名という現状はいかにも学生構成の現状にそぐわないといわざるをえない。

女性教員の比率を高めることは、今後の人事政策の主要テーマの一つである。

【改善方策】

新規人事の発生に際し、あるいは臨時的に発生する人事に際し、経済学部として女性教員の採用を意識的にすすめることが重要である。

２）教育研究支援職員

Ａ群　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性
Ａ群　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
Ｃ群　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性
【現状説明と点検・評価】

経済学部の情報教育科目として設定されている『経済情報処理演習Ⅰ』『同Ⅱ』をはじめ情報処理実習室を利用する多くの科目において、ほぼすべてのクラスに、受講生 10 名～15 名に１名の割合で、学生補助スタッフが配置されている。

補助スタッフの職務は、授業内容に遅れている学生、トラブルに直面する受講生をサポートし、プリントの配布、貸出用備品の用意、教室用マイクの用意など、授業を円滑に進めるための補助業務全般にわたっている。受講生の自習時、パソコン操作に関する質問への対処、その他アドバイスも行っている。

学生スタッフの採用・教育・配置については、情報センターが管轄しており、一定の質を維持するために、採用に当たっては試験が実施されている。学生スタッフがより高度な補助業務を行えるよう、学生スタッフに対する研修・教育が実施されている。

教育上必要とされる補助業務は基本的に執行されており、連携・協力関係に問題は生じておらず、情報教育の初期段階の学生を対象とする制度として、学生スタッフ制度は効果的に機能してきた。ただし、一層進んだ情報処理教育を行うために必要な教育は行われておらず、そうしたレベルの学生スタッフ制度は確立されていない。

教員と教育研究支援職員との連携については、経済学部教員に固有の研究活動支援体制はなく、本学の教員全体の研究活動を支援する組織体制として総合研究所がある。総合研

究所の支援体制の適切性については、別の章（7. 研究活動と研究環境）において取り上げる。

また、経済学部で、ティーチング・アシスタントは制度化されていない。大教室講義における補助作業（資料配付や出席管理など）を必要とする声はあるが、それ以上に授業内容に立ち入った補助（小試験の採点や、個別学生の質問に応じるなど）をティーチング・アシスタントに求めることについては、質量両面からの制約が強く、制度化は難しいとする声もある。

【改善方策】

全学的に、高度な情報教育は当然の課題なのだから、教育内容の高度化と分野の拡大に相応する学生スタッフの教育と、学生スタッフ制度の確立を全学的な課題として推進すべき段階にある。

また、ティーチング・アシスタントについては、どこまでの補助が可能か、誰を採用するか等について、将来構想検討委員会などにおいて、検討を継続中である。

３）教員の募集、任免、昇格に対する基準・手続

Ａ群　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部教員の募集は教授会の審議に基づき原則として公募によって行われている。採用・昇任の基準については「桃山学院大学教員任用手続規程」に規定されている。

また兼任教員の採用については、「桃山学院大学非常勤講師任用規程」に基づき、教授会において、履歴、業績などを審査し、その議を経て学長が決する。

本学部専任教員の罷免については、「経済学部教授会規則」に基づき、教授会構成員の 3 分の 2 以上の出席のもとに、その 4 分の 3 以上の賛成で決する。

経済学部の教員人事に関する制度および実際の運用状況は、いずれも公正妥当なものと評価できる。

【改善方策】

経済学部教育の実学化・実践化を進めるためには、専任教員の能力が多面的に発揮され、評価されるシステムが確立される必要がある。教員採用、昇任の審査に際し、研究業績の審査とともに、教育能力・業績の審査・評価を重視し、加えて学内行政において発揮される多面的な能力についても勘案するというシステムの実現可能性について、経済学部独自にでも検討を開始していくことが必要である。

Ｂ群　教員選考基準と手続の明確化

Ｂ群　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学、本学経済学部における教員任用の基準、手続はきわめて明確である。

経済学部における教員任用は、一貫して公募制の原則のもとに行われてきた。

本学・経済学部における教員選考は、基準・手続、公募制の導入・運用のいずれにおい

ても公正妥当であると評価される。

【改善方策】

現状の適切さを維持しつつ、注意深く、不断の観察を継続する。

４）教育研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

Ｂ群　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状の説明と点検・評価】

経済学部教員の教育研究活動は、次のような方法によって評価されている。

① 教育活動については、年度初めにシラバス（講義計画）を示した上で、春と秋のセメスター毎に、講義科目ごとの「学生による授業評価」アンケート調査を実施している。

② 研究活動については、昇任時点で厳格な業績審査が行われる。さらに、5 年に 1 回、各教員の主要業績5点と過去5年間の業績を記載した『桃山学院大学研究活動報告書』の刊行によって、各教員の研究活動の状況が明らかにされている。

採用審査は、研究業績だけでなく、教育者としての経験・能力を加味して行われている。教育者としての能力については、採用候補者に審査員と学部長の立会いのもとプレゼンテーションを求め、その能力を判断し教授会に報告される。教授会の審議では、研究能力に加えて教育能力に関する評価も判断の材料とされている。

昇任審査は、研究業績を基礎に、教育実績・教育能力に関する一定の評価も加味して行われている。

現行の評価方法はほぼ妥当と評価できる。

【改善方策】

現在のシステムを維持し、厳正な審査を今後も継続していく。

(5) 経営学部

［到達目標］

本学の理念・目的・教育目標を実現するために、学部の教育課程、学生収容定員等に応じた教育研究上必要な教員組織と支援体制を設け、教育と研究の成果を十分発揮することを目標とする。具体的到達目標は以下の通りである。

(1) 大学設置基準である必要教員定員数を上回り、さらに改善する。
(2) 専任教員の年齢構成のバランスを図り、さらに教員の適正な男女構成比にも配慮する。
(3) 教育補助・学生への学習支援の人的体制を充実させる。
(4) 教員の募集、任免、昇格の基準と手続きを明文化し、厳格に運用する。
(5) 専任教員間の円滑なコミュニケーションを図り、教育研究上の対応を充実させる。

１）教員組織

Ａ群　学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格・学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性
Ａ群　主要な授業科目への専任教員の配置状況
Ａ群　教員組織における専任、兼任の比率の適切性
Ａ群　教員組織の年齢構成の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部は、2006 年 5 月 1 日時点で学生数 1,445 名（留年生を含む）に対して、教員数 30 名（うち 1 名休職中）で組織されている。その構成は教授 25 名、助教授 2 名、専任講師 3 名である。分野別配置は、経営・商学分野が 12 名、会計分野が 7 名、経営情報分野が 4 名、その他が 4 名である。女性教員は 2 名である。

本学部の専任教員の年齢構成は、20 歳代が 3 名、30 歳代が 1 名、40 歳代が 5 名、50 歳代が 10 名、60 歳代が 11 名（休職者 1 名含む）であり、平均年齢は 54.1 歳である。本学部の専任教員 1 人あたりの学生数は 48.2 人である。また、兼任教員数は 26 名である。

教員の年齢構成はやや高めであるが、問題はないと考える。これは経営学研究科（大学院）教育を兼任する教員が多いことが理由である。女性教員が少ないことは、今後の課題である。

分野別教員数では、経営情報分野が 4 名と他の分野と比べ少ないことは、今後の課題である。教員の採用を長期的観点から進めることが重要であると認識している。専任教員 1 人あたりの学生数も基準を満たしている。専任教員は、学部・学科の主要科目を担当しており、教育の中核は専任教員が担当する体制は保持されている。それとの関連で兼任教員数をみると、兼任教員数が特段多いとはいえないと考える。

以上から、教員組織上の大きな問題点はないと考えるが、今後も継続して改善に向け努力していく。

【改善方策】

大学院教育の推進のためとはいえ、教員の年齢構成がやや高いのを是正していきたい。60 歳代の教員が 11 名いるので、彼らの退職後大学院教育の推進に支障がないことに配慮しながら年齢構成の若返りに努めたい。また同時に女性教員の増加にも努めることにしたい。これらは経営学部で人事を起こすときの留意事項であると認識している。

分野別でみると、経営情報分野の教員が少ないので、この分野の充実に努めたい。現在将来構想について新学科を構想している最中であり、ここで述べた課題や留意事項を視野に入れて学部・学科の充実策を検討中である。

Ｂ群　教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

【現状説明と点検・評価】

教育課程編成については、日常的には各学部選出の教務委員および教務課長、課長補佐によって構成される教務委員会が担っている。開講科目やカリキュラムは、学部選出の教務委員が中心に学部教授会で審議し、問題点や改善点の検討は学部研修教授会で行い、決定は学部教授会が行っている。分野別の教員間の連絡調整は、経営学・商学、会計学、経営情報など分野ごとに日常的に実施されている。兼任教員については、分野ごとの教員を交え、年度ごとに実施されている。

教員間の連絡調整は、上記の方法で行われ、十分機能を果たしている。教育課程の改革の課題については、全学カリキュラム検討委員会を組織し、その検討が行われる。また、経営学部の教育課程の課題、改善策の検討は、研修教授会で討議され、それを基に学部教授会で審議し、決定される。

以上から、教員間の連絡調整は、教授会、研修教授会、分野別打ち合わせ等で対応しており、問題はないと考える。

【改善方策】

教員間の連絡調整については、上述の通り問題はないと考えている。現行のカリキュラムを前提にした連絡調整のみでなく、学部・学科のより一層の充実のための将来構想の検討についても委員会を作って検討しているし、学部長を中心にした執行部においても検討をしている。そのような検討の過程で、ある程度まとまったものについては、研修教授会で議題に取り上げ教員間での意見交換、調整を計っている。このような手続きは今後も続けていきたいと考えている。

Ｃ群　教員組織における社会人の受け入れ状況

Ｃ群　教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

Ｃ群　教員組織における女性教員の占める割合

【現状説明と点検・評価】

教員組織の社会人受け入れ状況は、過去 5 年間の新規採用 10 名中、民間企業経験者を 3 名採用しており、主担当科目担当の適切性を考慮し、積極的に推進している。

外国人研究者については、他の大学に先駆けて受け入れており、現在定住外国人の研究者が本学部に 2 名在籍している。1 名が定年で退職したが、数年前までは 3 名の定住外国

人の教員が在籍していた。

本学部の教員組織における女性教員は２名（6.7%）であり、この拡充は今後の課題である。

【改善方策】

社会人の受け入れについて、主担当科目の実績がある人は積極的に受け入れることに変更はない。外国人研究者の受け入れはすでに早くから他の大学に先駆けて実施してきたが、今後も受け入れる方針に変わりはない。また、女性教員の拡充は教員採用のタイミングに合わせ、積極的に推進したいと考えている。教員採用時の人事委員会でそのことを意識して人事方針を策定したい。

２）教育研究支援職員

Ａ群　実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人的配置の適切性

Ａ群　教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部の情報関連科目であるビジネス情報利用、プログラミング、ネットワーク実習、マルチメディア実習、コンピュータ会計の科目には、受講生 10 名あたり１名の本学情報センターの学生スタッフが配置される。学生スタッフは、情報処理に堪能な技術や能力を持つ学生を募集し、技能を確かめた上で採用している。学生スタッフは円滑な授業ができるように教員を支援するが、さらに進行が遅れがちな受講生に補助的な個別支援に当たることもある。

本学情報センターの学生スタッフ制度は、授業や自習利用者への支援など、情報センター運営に不可欠であり、また学生スタッフ自身も情報センターでの支援を通じて自己の能力向上にも役立てている。しかし、４年次の学生スタッフが就職活動のため十分なスタッフ活動ができず、春学期中はスタッフ不足になる場合もあり、改善が必要である。

実習科目の担当教員と情報センターの支援職員とは、機器を使う語学授業やコンピュータを使う授業の事前、事後に打ち合わせる機会を設け、密接に連携をとって協力体制を保持してやっている。また、語学の機器やコンピュータで大きな不具合が発生し、改善が必要な場合には、情報センターあるいは情報分野の教員、語学分野の教員などが協働してその改善策を検討し、対処している。なによりも情報センターには、専門のスタッフが企業から派遣されて常駐しており、ほとんどのトラブルや不明な問題は即座に対応できるようになっている。教育研究支援には対応できていると判断している。

【改善方策】

現状に特に問題はないと判断しているが、学生スタッフの養成と確保のための方策については、さらに情報センターを中心に検討する必要がある。

Ｃ群　ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部では､研修教授会でティーチング･アシスタントについて議論したことはあるが、実現には至っていない。本制度は未実施である。ただし、本学部独自の基礎学力テストを1、２年次生を対象に実施しており、採点結果のデータ整理に本学経営学研究科の情報専攻の学生の支援を得ることがある。しかし、大学院生に適切な人材がいない場合もあり、改善が必要である。また、教員サイドから講義資料のビジュアル化のための支援要請がなされることがあり、この制度の再度の検討が研修教授会の課題である。

【改善方策】

現状では、本制度の未実施による大きな支障はないと考えるが、今後、講義科目の資料作成、データ整理等の支援体制が必要になることも予想されるので、再度の検討が必要である。研修教授会での課題とする。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

Ａ群　教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部の教員の採用・昇格については、「桃山学院大学教員任用手続規程」および「経営学部教授会規則」などに基準が定められている（『桃山学院大学規程集』参照)。その内容を以下に示す。

教授に関しては、担当科目について教育研究上の能力があり、大学教育に関し経験または識見を有し、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 博士の学位を有する者
(2) 大学（短期大学を含む）において教授としての経歴のある者
(3) 大学において助教授として 6 年以上の経歴のある者
(4) 大学卒業者にあっては 14 年以上、修士課程修了者にあっては 12 年以上、博士課程の単位を修得した者にあっては 9 年以上、研究機関等で研究に従事した経歴のある者
(5) 前号と同等以上の学識経験があると認められる者

助教授に関しては、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 前条の規定する教授としての資格のある者
(2) 大学において助教授としての経歴のある者
(3) 大学において専任講師として 3 年以上の経歴のある者
(4) 大学卒業生にあっては 5 年以上、修士課程修了者にあっては 6 年以上、博士課程の単位を修得した者にあっては 3 年以上、助手として経験のある者あるいは研究機関等で研究に従事した経験のある者
(5) 前号と同等以上の学識経験があると認められる者

講師に関しては、次の各号の一つに該当する者とする。

(1) 前条に規定された教授または助教授としての資格のある者
(2) 大学において講師としての経歴のある者
(3) 大学卒業者にあっては5年以上、修士課程修了者にあっては3年以上助手としての経歴のある者
(4) 博士課程の単位を修得した者
(5) 前各号と同等以上の学識経験があると認められる者

助手に関しては、次の各号の一に該当する資格のある者とする。

(1) 修士の学位を有する者
(2) 前号と同等以上の能力または資格があると認められる者

採用・昇格の手続は、本学教員任用手続規程と経営学部教授会規程に則して行う。その概要は次の通りである。教授会は、採用候補者、昇格の申請者で上記基準を充たす者に担当科目について研究業績の提出を求め、その審査を行うために教授1名を含む専任教員3名を審査委員として選出する。ただし、教授会が認めた場合、その1名を学外者とすることができる。教授会は、審査期間を定め、審査委員は審査結果を教授会に報告し、教授会はその審査結果に基づき審査し、無記名投票により出席者の3分の2以上の賛成が得られれば、採用・昇格を議決する。学部長はその決定を学長に文書で報告する。

兼任教員の採用については、本学『非常勤講師任用規程』によって行う。この規程は教員任用手続規程に準じる。教授会では履歴・業績等を審査し、その議を経て学長が決する。

なお、専任教員の罷免については、『経営学部教授会規程』に基づき、教授会構成員の3分の2以上の出席をもとに、その4分の3以上の賛成をもって決する。

本学部では、教員募集・任免・昇格は、上記審査基準・手続に従い、厳正に行われている。

【改善方策】

本学部では、大学院設置、大学院科目担当者の採用など特別な事情がある場合を除き、教員募集は原則的に公募で行っている。しかし、今後長期的人事計画のもとに年齢構成の適切性の維持、改善を計り、また特色ある学部作りなどの観点から優れた人材確保の途を検討する必要がある。それに合わせて基準の適用に当たっては、運用面で工夫することが避けられないと考える。

Ｂ群　教員選考基準と手続の明確化

Ｂ群　教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

教員選考基準と手続の明確化に関しては、前述した現行の説明で十分と考える。

公募制の導入状況に関しては、採用に特段の事情がない限り公募採用を原則としている。今後もこの原則を維持することが必要である。

【改善方策】

前項で述べたように、長期的人事計画のもとに年齢構成の適切性の維持・改善を計り、また特色ある学部作りなどの観点から優れた人材確保の途を検討することが必要であり、原則や基準の適用にあたっては、運用面で工夫することが避けられないと考える。

４）教育研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性

【現状説明と点検・評価】

教員の教育活動についての評価は、学生による授業評価として行われている。学生の授業評価は、個々の教員がその結果に対してコメントを付すことにしているが、必ずしも徹底していない。コメントを付す教員の比率は、半数にも達していない。学生の授業評価の結果について研修教授会で検討することがあるが、必ずしも十分であるとはいえない。学生の授業評価に対してどのように取り組むか、個々の教員に委ねられている側面もあり万全とはいえないであろう。教育活動の評価について十分な組織的取り組みになっているとはいえない。せっかくの授業アンケートであるから、その有効活用に一層努めて、授業の改善にさらに取り組むことが課題である。

研究活動についての評価は、現状では採用・昇進のとき以外は行われていない。教員個々の研究の取り組みに委ねられている。

【改善方策】

経営学部では、研修教授会が実質的にFD活動を担う組織として活動しているので、学部内の自己評価委員のリードの下研修教授会でこの種の評価活動を行うのが最も現実的であると考えられる。学部自己評価委員がそのような取り組みのプログラムを具体的に工夫することが適切な方途であると思われるので、そのような方向で検討を進めることにしたい。

Ｂ群　教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学部の教員の選考については、「3．教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続」の項目の箇所で述べたように「桃山学院大学教員任用手続規程」および「経営学部教授会規則」に基づいて行っており、「担当科目について教育研究上の能力」「大学教育に関し経験または識見」が審査される。具体的には、上述の箇所で具体的に述べた基準に基づいて審査委員会を設けて教育研究能力・実績が適切に審査されている。現状において何ら問題はないものと判断している。

【改善方策】

現状において何ら問題はないと判断しているので、現状の方法を継続して進めていきたい。

２．大学院研究科の教員組織

(1)　文学研究科

［到達目標］

（1）各専攻において、教育課程の理念に対応した人的体制を整える。

（2）教育と研究活動の両立を可能とする人的体制を整備する。

１）教員組織

Ａ群　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状説明と点検･評価】

博士前期（修士）課程においては、修士論文または課題報告の作成を中心とする教育が行われる。演習担当教員による学生への個人指導が、大学院教育の柱となる。これまで講義科目開講による専門分野の体系的教育に力点を置いてきたため、演習担当有資格教員であっても講義科目を中心に担当していた者が多くいた。2005 年度に、正規の審査手続きをへて、可能な限り有資格者は演習を担当するという方向を明確にした。2005 年度の演習担当資格審査により、博士前期（修士）課程収容定員 32 人に対して、演習担当者 31 人（英語圏文化学専攻 6 人、国際文化学専攻 19 人、応用言語学専攻 6 人）の教員組織となった。博士後期（博士）課程においては、収容定員 12 人に対し、演習担当者 12 人の教員組織である。

大学院研究科の教育目標は、当然、それを実現するための適切な制度的・組織的裏づけがあって初めて達成されうるものであり、その必要条件が満たされているかどうかが問われなければならない。改革を経た現在の文学研究科においては、新しい教育課程とそれを担う教員の体制が一応整備され、第三者評価にも耐えうるものとして機能していると思われる。ただし、応用言語学専攻に関しては、日本語学および日本語教育関係の教員が 2 名しかおらず、特別研修などで教員が抜ける場合もあるため、この方面が手薄であることは否めない。日本語学および日本語教育関係は、留学生を中心に需要も大きく、今後、さらに教員の充実をはかっていくことが望まれる。また、新しい入試制度の下で、今後、現職教員の入学が増えてきた場合には、受け入れのための人的体制をいっそう強化していく必要が出てくるかも知れない。

【改善方策】

2006 年度より博士前期（修士）課程の新教育課程が発足した現在、その理念に対応した人的体制が整えられており、目下、早急な改善は特段必要ではない。しかし、母体となる文学部が定年退職教員の原則不補充をすでに打ち出しているので、今後、教員体制において手薄になる分野は、様々な雇用形態によって滞りなく補強していく必要がある。また、現行の専任教員では十分な指導ができない分野などでも、学生の需要に高い応答力を持つ人材を様々な雇用形態によって登用していくことが、学生の研究指導を充実させる上で大

切であると考えられる。

２）研究支援職員

Ｂ群　研究支援職員の充実度
Ｂ群　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性
【現状説明と点検･評価】

本学には研究支援職員という職種は存在しないが、学内組織として総合研究所がある。異なる専門分野の共同研究・共同調査を推進し、学術の進歩に貢献することを目的として設置された学内の研究所であるが、科学研究費補助金や特定個人研究、共同研究プロジェクト、出版助成等の事務局として教員の研究活動支援に当たっている。

共同研究プロジェクトは、2006 年 5 月 1 日現在、全学で継続 15 件、新規 3 件が活動中であり、多くの教員が複数のプロジェクトに参加して、活発な研究活動を展開している。またその成果は、総合研究所紀要等において公表されている。文学研究科教員は、現在、5 件のプロジェクトの研究代表を務めており、今後もさらに活発な活動が求められるところである。

総合研究所の職員は紀要の編集実務、文献や資料の収集と管理、共同研究の実務処理、各種研究費の申請と支出、学会出張にともなう事務、対外研究機関との折衝、国際シンポジウム開催の実務などにあたっている。

【改善方策】

上述のように、総合研究所が教員に対して研究支援を行っており、研究支援組織として適切に機能しているので、現在のところ、特段の改善方策を必要としない。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

Ａ群　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手段の内容とその運用の適切性
【現状説明と点検･評価】

教員の採用については「桃山学院大学教員任用手続規程」にもとづき行われている。母体となる学部教授会が募集条件を決定する過程においては、研究科の教員組織の構成に十分に配慮がされることとなっている。研究科専任教員の任免・昇格に関する手続きは、すべて厳格に、規程に基づいて行われており、研究科担当教員に関する人事は、研究科委員会が議決権を持つ事項である。大学院の担当に際しては、「桃山学院大学大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」ならびに「桃山学院大学博士後期（博士）課程担当教員資格審査内規」にもとづき、厳格な審査が行われている。本研究科においては、前期（修士）課程講義科目担当者としての任用、前期（修士）課程演習科目担当としての任用、後期（博士）課程講義科目担当者としての任用、そして後期（博士）課程演習科目担当者としての任用は、独立した案件として審議されている。審査の基準は、博士前期（修士）課

程については､｢その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導力能力があると認められた者」とした上で、講義担当者ならびに演習担当者に分けて、それぞれ細かく定められている。博士後期（博士）課程担当者についても、博士前期（修士）担当者よりもより高度の能力水準を求めた上で、同様の手続が定められている。審査は、既に当該資格を有する専任教員の中から、人事委員会の推薦を経て研究会委員会が決定した審査員が担当することになっている。通常 3 名以上で複数の業績を査読した上で、関連する基準の該当条項を明示した審査報告が、研究科委員会においてなされる。人事に関しては、研究科委員会出席者の無記名投票によって 3 分の 2 以上の賛成投票をもって決せられる。要求される水準は高く、また、審査は多段階にわたっているため、その客観性は保証されている。

【改善方策】

上述のように、人事に関する事項は、厳密な手続きに従って決定されており、可能な限り最大の公平性と公開性が保証されている。したがって、目下、特段の改善方策を必要としない。

４）教育・研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状説明と点検･評価】

教員評価の基本理念は相互評価とその公開にある。本研究科は 2001 年に「桃山学院大学大学院文学研究科自己評価委員会規程」を定め、同委員会を中心として自己点検・評価活動を行うとともに、毎年､｢大学院文学研究科自己点検・評価年次報告書」を発行し、その成果を公表している。同時に、本研究科に所属する各教員の詳しい教育・研究活動については、大学自己評価委員会による『桃山学院大学研究活動報告書』に掲載されている。この 2 つの自己点検・評価活動によって、本研究科所属教員の教育・研究活動について、客観的に把握できる体制をこれまで採用してきたが、今後は日常の教育・研究に、評価が有機的に活用されるような取り組みが課題といえる。

なお、本学学士課程において全講義科目を対象に行われている「学生による授業評価」は、大学院では実施していない。その理由は、学士課程でも演習科目・実習科目で実施していないのと同じである。すなわち、少人数の授業においてはアンケートの匿名性の確保が困難なことである。また、研究科教員の教育活動に対する 1 つの評価基準は、学位取得者の輩出であるが、本研究科入学者の恒常的な不足のために、本研究科教員の本領が十分に発揮されていないのは残念である。

【改善方策】

本研究科では、2004 年度に「文学研究科 FD 活動推進委員会」が設けられ、同委員会を中心に教員の教育活動および研究活動は厳しく自己評価されてきた。その有効性は、本研究科の教員が教育活動および研究活動に関する問題点や課題を常に意識し、その改善のための方策について議論を重ね、改革を行ってきた経緯からも明らかである。今後も、このような取り組みを継続し、さらなる改善に努める。

５）大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

Ｂ群　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状説明と点検･評価】

国際化は、本学にとって付随的な要素ではなく、そのアイデンティティに関わる本質的な問題である。本学は、「世界の市民」の育成という高い理想を掲げており、国際交流は本学の中長期的なビジョンを策定する上でも最重要項目となっている。

具体的には、本学は世界各地域の 30 を超える高等教育研究機関と個別に「国際学術交流協定」を締結している。「学術交流協定」は、教職員の交流、学生の交流、研究成果を含む情報の交流など、国際学術交流の基本合意に基づくものである。本学国際センターを中心に基本合意に基づく様々な具体的な施策が実施されている。

さらに、本学は、アジアキリスト教主義大学協会 (Association of Christian Univer-sities and Colleges in Asia; ACUCA)、世界聖公会大学連盟 (Colleges and Universi-ties in Anglican Communion; CUAC) の正規会員であり、他大学にはない独自の国際交流ネットワークを有している。そして、毎年、これらの組織の活動に積極的に参加している。アジアに位置する聖公会系キリスト教主義大学としての本学は、そのアイデンティティをますます強化している。

また、本研究科では総合研究所の共同研究プロジェクトや地域連携プロジェクトなどを通じて、複数の学部・研究科の教員および外部組織の研究者・実践者らが積極的に交流して研究を実施している。国際学術交流についても、「外国人研究者を囲む会」や「啓明大学校国際学術セミナー」などにおいて学内外の人的交流が図られているが、参加者が比較的限定される傾向にある。また、現在のところ、本研究科と他の研究科との科目担当交流は実施されておらず、今後の課題といえる。

【改善方策】

国際化のための文学研究科における方針と方策は明確であり、高く評価できる。本学の聖公会系キリスト教主義大学としてのアイデンティティは、本学の特徴をなすものとして、大いに活用すべきである。また、そのアイデンティティに基づくネットワークへは、リーダーシップを発揮しつつ関わりを持つことで、本学を含む加盟大学全体の教育研究の国際的な相互交流を促進させ、いっそうの国際化に貢献できる。本学固有の財産であり、適切に活用していくことが大切である。具体的には、これらの大学から日本研究やアジア研究を専門とする学生を、交換留学制度などを設けて文学研究科に受け入れることなどが、将来の検討課題として挙げられる。

(2) 社会学研究科

［到達目標］

大学院教育にふさわしい質、量を伴った教員体制を確保するため、特に学生の希望の多い社会福祉分野を中心に演習担当者を増員する。また、現代社会分野において専門社会調査士資格が取得できるよう体制を整える。

１）教員組織

Ａ群　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本研究科は、建学の理念を現代社会においてより積極的に活かすため、社会学の学問的特性を身につけた高度な能力を持つ職業人ならびに高度な分析能力を有する研究者を育成することを目的としている。

博士前期課程においては、企業の社会貢献や広報、また福祉専門職などの、高度かつ実践的な担い手を育成するとともに、社会問題を多角的かつリアルに捉えることができる研究者の養成を目指している。専攻は、応用社会学１専攻のみで、現代社会分野、現代文化分野、社会福祉分野の３研究分野を設置し、各分野に5～6科目、および分野共通科目として社会学理論研究、社会調査論研究の２科目を配置している。2006年度には、5月1日現在、演習14、講義18科目を開講している。

博士後期課程においては、地域社会および国際社会に高まりつつある、より高度で専門的な教育研究への要請に応えるために、高度な専門的知識・研究・調査能力を備えた人材の養成を目的としている。科目としては、必修の特殊演習をはじめ、産業問題論Ⅰ～Ⅲ、家族社会学、現代社会論、広報社会学、都市文化論、文化社会学、社会福祉学Ⅰ・Ⅱの各特殊研究科目を配置している。

教員配置は、2000年度前期課程開設時には、演習担当８名（現代社会分野４名、現代文化分野２名、社会福祉分野２名）、選択科目のみの担当８名（現代社会分野２名、現代文化分野２名、社会福祉分野３名、共通分野１名）で、専任15名、兼任１名の計16名でスタートした。その後、2002年度に、演習担当増設（現代社会分野１名　現代文化分野１名　社会福祉分野３名）を行い、2004年度に社会福祉分野で１名追加、2005年度は、演習担当で、現代社会分野１名、現代文化分野１名、社会福祉分野２名を追加した。さらに2006年度は、社会福祉分野の演習および科目担当の専任１名追加した。

後期課程においては、2003年度開設時より、６名の専任教員を置いている。2006年度からは社会福祉分野に２名の教員を追加した。

博士前期課程ならびに同後期課程に在籍する学生数についてはすでに述べたとおりであるので、教員１人当たりの学生数でみれば、本研究科は少人数教育を十分に保証しうる体制にあるといえる。

【改善方策】

修士課程においては、学生の履修希望が主として社会福祉分野であること、中でも特に高齢者福祉領域に希望者が多いといった問題があるので、当該分野の演習担当者を順次増加させることで対応する。博士課程においても、今後体制をさらに強化するため、順次専任演習担当者を増員する。

また、現代社会分野の修士課程においては、専門社会調査士資格を取得できるようにするために、すでに社会調査担当教員2名が科目担当であるが、今後博士号取得教員1名を加えることで体制を強化し、志願者増に繋げることを検討中である。

2）研究支援職員

B群　研究支援職員の充実度

B群　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

学内組織としての総合研究所が、科学研究費補助金や特定個人研究、共同研究プロジェクト、出版助成にかかわる事務局等を担当することで、教員の研究活動支援に当たっている。総合研究所は、異なる専門分野の共同研究・共同調査を推進し、学術の進歩に貢献することを目的として設置された学内の研究所である。

総合研究所が管轄する共同研究プロジェクト、地域連携プロジェクトは、2005年度では全学で継続16件、新規10件実施されており、多くの教員が複数のプロジェクトに参加している。学内予算であるため、比較的柔軟な運用が可能というメリットもあり、活発な研究活動が展開されている。またその結果は総合研究所紀要に順次掲載されている。社会学研究科教員は、その内3つのプロジェクトの研究代表を務めており、今後はさらに活発な活動が求められるところである。

研究助手については、社会調査実習室に、主に学部生を対象とする非専任の助手が配置されている以外には、学部、大学院ともに配置されておらず、個々の教員に対する支援体制は十分とはいえない。

【改善方策】

共同研究プロジェクトや地域連携プロジェクトで総合研究所との連携をさらに充実させる。専門社会調査士資格の取得が2007年度より実現するので、それに合わせ、現在、社会学部生を対象とする社会調査実習室を本研究科生を含めた支援体制へと再編するように、社会学部に働きかける。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

Ａ群　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

桃山学院大学の各研究科は学部に基礎をおく形で設立されているため、大学院担当教員だけを対象とする任用規程は設けられていない。教員の採用については「桃山学院大学教員任用手続規程」にもとづき行われている。これは、本研究科を含む大学院担当の全教員は、学部教育も担当する者として採用されているからである。大学院の担当に際しては、「桃山学院大学大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」ならびに「桃山学院大学博士後期課程担当教員資格審査内規」にもとづき、厳格な審査が行われている。審査の基準は、博士前期課程については、「その担当する専門分野に関し高度な教育研究上の指導能力があると認められた者」とした上で、講義担当者ならびに演習担当者に分けて、それぞれ細かく定められている。

博士後期課程担当者についても、博士前期担当者よりもより高度な能力水準を求めた上で同様の手続が定められている。本研究科では、この２つの内規に従って、大学院担当者を審査している。審査に際しては、研究科委員会の出席構成員の３分の２以上の賛成投票をもって可決とされ、次いで、大学院委員会での了承を必要としている。

大学院担当者に対する資格要件ならびに審査は、以上の手続をもって行われ、要求される水準は高く、また審査は多段階にわたっているため、その客観性は保証されている。ただし、手続きが煩瑣にわたるという難点もあるので、審査の厳密性と客観性を確保しながら、手続きについて見直す必要がある。

【改善方策】

現在行われている講義担当者としての資格審査と演習担当者に対する資格審査を１本化し、迅速に必要で十分な能力のある教員が確保できるよう、審査システムの合理化を図る。

４）教育・研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状説明と点検・評価】

本研究科は 2001 年に「桃山学院大学大学院社会学研究科自己評価委員会規程」を定め、同委員会を中心として自己点検・評価活動を行うとともに、毎年、「大学院社会学研究科自己点検・評価年次報告書」を発行し、その成果を公表している。同時に、本研究科に所属する各教員の詳しい教育・研究活動については、本学自己点検・評価室による『桃山学院大学研究活動報告』に掲載されている。この２つによって、本研究科所属教員の教育・研究活動について、客観的に点検・評価している。また、学内学会として、桃山学院大学社会学会があり、毎年２回の『社会学論集』を発行している。こうした成果を公表することにより、外部からの客観的な批判を受け入れる体制をとっているが、現在のところ問題点は見当たらない。

【改善方策】

今後も上記制度によりながら、しかし、日常の教育・研究に、評価が有機的に活用されるよう取り組む。

５）学院と他の教育研究組織・機関との関係

Ｂ群　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

学内に設けられている総合研究所の共同研究プロジェクトや地域連携プロジェクトにおいて、教育課程改革、生活環境史、障害者の地域生活支援等々のテーマで、複数の学部・大学院の教員、また外部組織の研究者、実践者らが積極的に交流して研究を実施している。国際学術交流についても、「外国人研究者を囲む会」や「啓明大学校国際学術セミナー」などにおいて学内外の人的交流が図られているが、参加者が比較的限定される傾向にある。

【改善方策】

これまで本研究科は教員個人の学会活動や地域連携プロジェクトなどでこの活動を担ってきたが、今後、福祉経営やNPO／ボランティア分野において、他研究科や学外の組織・団体との交流をより強化する。

(3) 経済学研究科

［到達目標］

(1) 経済学部専門科目担当専任教員と経済学研究科専任教員との一致を可能なかぎり実現すること。

(2)（大学院設置基準の）資格基準の遵守を前提に、大学院担当資格審査内規の簡素化を行う。

(3)『桃山学院大学教育・研究年報』(公表)を活用し、研究活動の一層の活性化を図る。

１）教員組織

Ａ群　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

大学院経済学研究科の理念・目的については、上記（大学院研究科の使命・目的・教育目標）の項においてすでに述べている。この理念・目的を実現するために、修士課程（平成 14［2002］年度の博士後期課程の設置にともない博士前期課程と改称）では地域経済分野、財政・金融分野、国際経済分野、理論分野（この理論分野は設立当初にはなかったが、博士後期課程設置の際に、前期課程の充実のために新設）の 4 分野を設け、充実した教員組織（下表参照）でもって教育ならびに研究指導を行ってきた。

環境の変化等に伴い入学者が減少してきたので、これについて検討の結果、4 分野制を廃止し、3 コース制にする改善策を 2006 年度に導入した経緯についても、上記（大学院研究科の使命・目的・教育目標）の項で述べたところである。博士前期課程（応用経済学専攻収容定員 20 名）の教員構成は、専任教員 25 名、兼任教員 10 名、演習担当者 17 名であり、博士後期課程（応用経済学専攻収容定員 9 名）では専任教員 11 名、兼任教員 0 名､演習担当者 8 名である。

下記の教員構成ならびに学生数の表が示すように、博士前期・後期課程とも教員組織は適切であり、妥当である。3 コース制の下では、アカデミック・コースには 4 分野が、税理士コースでは財政・金融分野が、公務員コースには核となる分野として理論分野がそれぞれ対応する。3 コース制で教育を行う組織としても教員構成は十分整っており、適切である。

《平成 18（2006）年度経済学研究科教員構成》

博士前期課程（応用経済学専攻収容定員 20 名）

専任教員 25 名（内 1 名特別研修)。兼任教員 10 名

演習担当者 17 名（教授 16 名、助教授 1 名）教授の内 1 名特別研修

分野別教員構成

地域経済分野　：12 名（教授 7 名、助教授 1 名、兼任 4 名）(他に教授 1 名特別研修)

財政・金融分野：　7 名（教授 3 名、助教授 2 名、兼任 2 名）

国際経済分野　：５名（教授１名、助教授１名、兼任３名）
理論分野　　：11名（教授６名、助教授４名、兼任１名）

博士後期課程（応用経済学専攻収容定員９名）
専任教員11名　兼任教員０名
博士後期課程特殊演習担当者８名（内１名特別研修）

年度別在学生数

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
修士（博士前期）	20	18	15	8	12	14
博　士　後　期	－	1	2	2	3	2

年度別博士前期在学生の分野・コース別内訳

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
地域経済分野	2	3	4	2	2	2
財政・金融分野	15	8	4	5	4	1
国際経済分野	3	6	6	1	4	2
理論分野	－	1	1	2	2	2
税理士コース						2
公務員コース						0
アカデミック・コース						5

（注）税理士、公務員、アカデミックの各コースは2006年度に新設。したがって2006年度の在学生のうち分野所属の7名は2年生、コース所属の7名が1年生である。

博士前期・後期課程とも教員組織は適切であるが、経済学教育と研究の充実、学部との連携（組織の簡素化）、組織運営の効率化という点では、経済学部専任教員と大学院専任教員とを可能な限り一致させることが望ましい。この点は次項②で扱うとともに、「12－2大学院の管理運営」の項でも言及する。現在、経済学部専任教員（体育、教職担当を含む）で大学院担当専任教員となっていない者は11名である。このうち学部専門科目担当者は8名である。

【改善方策】

博士前期・後期課程とも教員組織は適切であるが、学部専門教育科目担当者は可能な限り、大学院担当教員とする目標の実現にはある程度時間をかける必要があろう。

博士後期課程は中国からの留学生が大勢を占めているが、教育の人的態勢は十分整っている。留学生あるいは税理士志望に在籍者が大きく偏り、これらに関わる担当者の負担が著しく増加する場合には、学部の教育負担を軽減することで対応している。当面、特段の改善は必要でない。

２）研究支援職員

Ｂ群　研究支援職員の充実度

【現状説明と点検・評価】

職種として研究支援職員というべきものは現在のところおかれていない。しかし研究支

援は主として総合研究所の職員があたっている。総合研究所職員は、次項（「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性）で示す業務を行っている。

【改善方策】

総合研究所職員が必要な研究支援を行っており、現在のところ、特段の改善策は必要でない。今後、大きな共同研究やプロジェクトが組まれる場合には、総合研究所の職員の増員で対応できるであろう。

Ｂ群　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

総合研究所の職員は、紀要の編集実務、文献・資料収集・管理、共同研究の実務処理、各種研究費助成申請・支出、学会出張、対外研究機関等との折衝、国際シンポジウム開催にかかる業務などに当たっている。こうした業務を通じて総合研究所は研究支援組織として機能している。

【改善方策】

現在のところ特に問題は指摘されておらず、現状は適切であると評価しうる。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

Ａ群　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

教員の募集・任免・昇格に関しては、大学院独自には行っておらず、「桃山学院大学教員任用手続規程」にしたがって、経済学部教授会において行われている。募集は原則的に一般公募でなされている。ただし、大学院担当教員の資格に関しては、「桃山学院大学大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」ならびに「桃山学院大学大学院博士後期課程担当教員資格審査内規」によって定められた手順にしたがって、決定されている。

前期課程に関しては、資格審査は研究科委員会が設置する審査委員会（演習担当者からなる主査１名、副査２名の委員会）の審査に基づき（同内規第４条）、研究科委員会における出席構成員の３分の２以上の賛成投票をもって議決され（同内規第５条）、最終的には全学の大学院委員会において承認される（同内規第２条）。

後期課程に関しては、資格審査委員会の構成が「原則として（特殊）演習担当者３名（主査１名、副査２名）」（上記後期課程資格審査内規第４条）となる点を除き、前期課程と同じである。「原則として」としたのは、後期課程演習担当教員数からして、審査対象となる研究業績の審査に後期課程の講義のみの担当者の助力が必要になる場合が考えられるからである。

以上の大学院担当専任教員の資格審査は、その内規に基づいて厳格適正に行われている。また学部教育の充実を十分に斟酌した大学院専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続・運用は、本学の場合には適切であると考える。しかしながら、学部での昇格審査に加え、大学院では最多で４段階の審査手続きが必要となっている。この煩雑な手続きを、

簡素化する必要があろう。資格審査基準を維持することは言うまでもない。

【改善方策】

「桃山学院大学大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」および「桃山学院大学大学院博士後期課程担当教員資格審査内規」の改訂が図られている。4段階のうち、講義担当から演習担当への移行については簡素手続きで行うという案が成立している（2006年7月5日）。

４）教育・研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状説明と点検・評価】

本研究科は 1998 年に「桃山学院大学大学院経済学研究科自己評価委員会規程」を定めて、同委員会を中心に自己評価活動を行うとともに、毎年「大学院経済学研究科自己評価報告書」を発行し、公表してきた。その後、本規程は自己評価体制拡充に伴い廃止され、2005 年 4 月、「桃山学院大学大学院経済学研究科自己点検・評価委員会規程」として新規程が施行された。これに伴い報告書は「大学院経済学研究科自己点検・評価報告書」と改称された。この報告書は、原則として3年毎に、公表を前提として作成されることになっている。この公表資料により、本研究科教員の教育研究活動を、客観的に把握できる。しかしこの資料に基づいて教員個々人の教育研究活動を評価することはしていない。経済学研究科大学院人事委員会は、博士前期および後期課程の担当資格審査内規に照らして、担当資格審査開始の可否を判断し、本審査を研究科委員会に提案する。このために、主として過去5年間の研究教育業績（公表)が利用されている。

本研究科では教育の効果を客観的かつ厳正に測定する方法はいまだ確立されていないが、研究科委員会を中心に、関係教員間の指導方法に関する相互点検は日常的に行われており、個々の学生の履修状況や研究の進展に関する具体的な報告と議論も頻繁になされている。博士前期（修士）課程発足（1998）以来 2006 年 3 月末までの、同課程への入学者に対する修了者の割合は 91%（51／56）である（2006 年度修了予定の 7 名を除く)。これは教員の誠実な教育活動の結果として評価できる。なお博士後期課程では発足 4 年で 1 名の課程博士が出た。

【改善方策】

資格審査を内規に則り行うのが個々人の評価に関わる唯一の点であろう。この点は次項（教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況）で述べるように、個々人の教育研究活動にかなり影響をおよぼしていると考えられる。今後も資格審査を内規に則り厳正に行っていくとともに、「経済学研究科自己点検・評価報告書」で指摘されている問題点の改善を誠実に図っていくことが改善方策である。本研究科における修了率（学位取得者／入学者）の高さは、教員の教育努力の結果としても評価しうるものであり、高い修了率を今後も維持し、向上させていく努力を継続する。

Ｃ群　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

【現状説明と点検・評価】

大学の全学自己点検・評価室において、個々の教員の教育研究活動報告書を公表しており（2003 年度までは毎年、現在は原則として 3 年に一度)、それによって研究活動の現状を認識し、評価を下すことのできる態勢にはなっている。「7.研究活動と研究環境」のなかで、学部教員とともに経済学研究科教員全体の活動についても述べている。著書論文、学会活動等で、教員の研究活動の活性度合いをみると、本研究科教員の過去 5 年間（2001－2005 年度）の平均著書・論文数は 8 編と高い値となっており、学会等での活動もかなり活発である。半面、研究活動については個々人の間に相当のバラツキがあるが、個人別評価は行っていない。大学院担当資格審査を内規に則り厳正に行っていることが、個々人にかなりの影響をおよぼしているように思われる。大学院発足以来、研究科構成員の教育研究業績の増加と教員の博士学位取得者数（1998 年以降 4 名が他大学で学位を取得）から判断できる。既に博士後期課程の演習担当者となっている者は資格審査を必要としないが、教育研究業績が継続的に出ており、現状で問題はない。

【改善方策】

教員の研究活動の活性度合いを研究科組織全体としてみることは重要であるが、これを著書論文の質にまで広げることと個人別にどう見るかは現在模索中である。大学院担当資格審査を内規に則り厳正に行うことで､概ね適切な現状となっていると考える｡著書論文、学会活動等で活性度合いを見るかぎり、全学自己点検評価室による、全教員の教育研究活動報告書の公表が研究活動の活性化に相当貢献していると見られるので、これを継続していくとともに、厳正な資格審査を継続していくことが改善をもたらすと考える。研究成果のきわめて少ないごく一部の者については、それなりの事情があるとしても、継続的に研究業績を出すよう強く求めていく以外の方策は今のところない。

５）学院と他の教育研究組織・機関との関係

Ｂ群　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

長期・短期の海外研修制度ならびに国内研修制度は相当充実しているので、この制度を利用した学外との研究交流は行われており、その成果は研究と教育において生かされている。学内では大学院研究科長会が設けられていて、他研究科のカリキュラム、教育指導態勢、修士ならびに博士論文作成指導、教員相互の交流などに関する議論はこの会議でなされ、その結果は活用されている。また本研究科はその性質上、経営学研究科との関係が深く、経営学研究科における社会人向け大学院「日中連携ビジネスコース」の新設、ならびに経済学部における「中国ビジネスキャリアコース」の新設は、両研究科の人的資源の有効活用を一層緊密なものとし、それぞれの研究科の発展に貢献している。また「南大阪コンソーシアム」が設立されたので、南大阪地域に立地する諸大学院との交流が行われる態勢は整いつつある。

【改善方策】

本学が学術提携している外国の諸大学（大学院）との人的交流、ならびに「南大阪地域大学コンソーシアム」加盟の大学院間の人的交流は質量ともに改善の余地があるので、その点を検討中である。

(4) 経営学研究科

［到達目標］

(1) アカデミックコース、日中連携ビジネスコースの両コースにおいて、教育課程の理念に対応した人的体制を整える。特に日中連携ビジネスコースにおいては、有為の実務家教員を確保し、産学協同の体制を整える。

(2) 関西私学中で有数の優れた経営学研究科にするべく、教育と研究活動の両面の観点から人的体制を整備する。

(3) 大学院設置基準の資格基準の遵守を前提に、大学院担当資格審査内規の簡素化を行う。

(4) 人的経営資源の制約を取り払うために、龍谷大学経営学研究科との連携関係を持ち、教員の交流をふかめ、強い相互協力関係を構築する。その上にたって、将来は、両校の連合による連合大学院型の日中連携ビジネス・スクールへの発展をめざす。

１）教員組織

Ａ群　大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類、性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

経営学研究科は、2006 年 5 月 1 日時点で学生数 48 名（留年生を含む）に対して、教員数 18 名）で組織されている。専任教員はアカデミックコースと日中連携ビジネスコースの両コースにおいて授業を担当しているが、両コースの講義は基本的に内容の異なったものである。経営学研究科教員組織の構成は教授 19 名である。分野別配置は、経営・商学分野が 11 名、会計分野が 4 名、経営情報分野が 4 名である。女性教員は 1 名である。

経営学研究科の専任教員の年齢構成は、40 歳代が 3 名、50 歳代が 6 名、60 歳代が 10 名である。経営学研究科の専任教員 1 人あたりの学生数は 2.5 人である。また、兼任教員数は 24 名である。

教員の年齢構成はやや高めであるが、大学院の特性上このことは避けがたく、問題がないと考える。女性教員が少ないことは、今後の課題であるが、今後有為の女性教員を補充していく予定をしている。専任教員 1 人あたりの学生数も基準を満たしている。

日中連携ビジネスコースの充実という視点、産学協同の推進という視点から見れば、日中ビジネス関係の実務家教員のさらなる充実が今後の課題である。

《平成 18(2006)年度経営学研究科教員構成》

博士前期課程

専任教員 19 名　兼任教員 10 名

演習担当者 19 名（教授 19 名）

分野別教員構成

アカデミックコース

経営学分野　　：５名（教授 3 名、兼任 2 名）

経営管理論分野　：６名（教授４名、兼任２名）
会計学分野　　：10名（教授４名、兼任６名）
経営情報
システム分野　　：４名（教授４名、兼任０名）
商学分野　　：４名（教授４名、兼任０名）
日中連携ビジネスコース
35名（教授19名、兼任16名）

博士後期課程

専任教員19名
博士後期課程特殊演習担当者19名

年度別在学生数

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
博士前期課程	23	31	32	25	28	39
博士後期課程	7	8	5	7	6	9

年度別博士前期課程在学生のコース別内訳

	2001	2002	2003	2004	2005	2006
アカデミックコース	23	31	32	25	28	31
日中連携ビジネスコース	－	－	－	－	－	8

【改善方策】

1. アカデミックコースにおいては、会計分野で２人の学会現職役員を2006年から採用し、充実を図った。日中連携ビジネスコースにおいては、2006年４月開設に向けて中国ビジネスの長年の経験を持つ実務家教員８名を非常勤講師として確保する。今後はさらに大学としての採用規程を整備して、2007年度から非常勤講師を超えた雇用を含む多様な雇用形態をさらに充実していく。
2. 近年の採用により様々な学会で役員を務めている教員を充実し、経営、会計、商学の領域で４名いる現状であるが、さらにこの採用方針を維持して、2006年度から６名体制にまで充実する。
3. 女性教員の比率拡大に関しては、2008年度までに、有力な教員を確保したい。
4. （大学院設置基準の）資格基準の遵守を前提に、2006年度に予定している改革によって、大学院担当資格審査内規の簡素化を行う。
5. 人的経営資源の制約を取り払うために、龍谷大学経営学研究科との連携関係を持ち、教育での相互協力関係を構築する。具体的には、2006年４月から開設の日中連携ビジネスコースにおいて、龍谷大学経営学研究科と「日中連携ビジネス・スクール連盟」を構成し（2006年４月１日設置予定）、定期的な協議を積み重ねて、協力関係を密にして実現していく。

Ｃ群　任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

【現状説明と点検・評価】

現在のところ任期制は導入されていない。しかしながら、他大学へ移動する者が適度にあり、結果としては、流動性は過度でない適当な程度に進んでいると言って良い。退職者補充において、退職者を超える優秀な人材を確保し得ている事がこのところ続いていることから、このような流動化は経営学研究科にとってプラスの方向に働いている。

【改善方策】

任期制の検討はなされていない。現状では、経営学研究科教員は学会で役員を務める者が多数いるなど、総じて優秀で、高い評価を得ている。また、他校からのスカウトによって他律的に適当な程度の流動性がもたらされており、しかも後任は優秀な人材を採用できていることから、任期制は緊急の課題ではない。

２）研究支援職員

Ｂ群　研究支援職員の充実度

【現状説明と点検・評価】

研究支援職員を経営学研究科独自で持っているという事実はない。しかし経営学研究科教員の研究支援は主として全学的な機関である総合研究所の職員があたっている。総合研究所職員は次の項目で示す業務を行っている。

総合研究所の目的は、「人文・自然・社会の諸科学の専門的分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献すること」と規定されている。さらにまた、国際学術交流の推進も、重要な課題とされている。しかし、ややもすれば、従来の活動は日常的常軌業務に終始しており、「新たな文化の創造と学術の進歩に貢献する」という積極的・前向きの切り込み面で不十分であった。このような反省の上に立って総合研究所をとらえ直し、経営学研究科としても個々の研究者としても、大いに積極的な利用をする事が必要である。

ただ、このような研究の推進には、研究者に時間的余裕を与えることが不可欠であり、研究支援職員や予算を増やすということ以上にこの点が大切であることは言うまでもない。教育と学内行政に追われて研究時間が全く取れない教員が大多数であるということを抜きにして、研究支援職員の充実度だけを切り離して取り上げて形式的に評価することの意義はあまりおおきくない。支援職員が充実しても、研究者に研究時間がなければ空回りになるからである。研究者の研究時間が確保できてどんどん研究活動が活発化するか否か次第によって、研究支援職員の充実度は十分とも不足とも言えるからである。

【改善方策】

以上の教員の研究時間の現状を前提とする限り、科研など大きな共同研究やプロジェクトをうけて研究をする場合には、総合研究所の職員が全面的支援をして、研究者には雑用がないレベルにまで徹底しないと、誰も時間的負担の多いプロジェクトを組まないであろう。このことが改善すべき点の一つである。

研究支援職員のあり方については、後の項目で述べるリサーチ・アシスタント等とも関

連して院生の活用の可能性について研究科委員会で検討を行う。

Ｂ群　「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

総合研究所の職員は、紀要の編集実務、文献・資料収集・管理、共同研究の実務処理、各種研究費助成申請・支出、学会出張、対外研究機関等との折衝、国際シンポジウム開催にかかる業務などにあたっている。こうした業務を通じて総合研究所は経営学研究科固有の関係としてではなく、全学対象の研究支援組織として機能している。

研究科固有のものとしては、上海外国語大学との間で締結された経営学研究科教員の著書の中国語訳出版にあたって、経営学研究科と総合研究所との間の協力関係で成功裏に進んだケースがある。

【改善方策】

研究支援職員との間の連携・協力関係については、研究科からの具体的な提案や抱える課題等に則して現実的に考えることが必要であり、研究科委員会で課題等について検討し、具体的な提案を行うように努める。

Ｃ群　ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

【現状説明と点検・評価】

後の項目で述べるように深刻な教員の過重負担を解消するためには、早急に拡充すべきである。学部教育のきめ細かい実施には是非必要であるが、現在のところ活用出来る体制が整えられていない。

【改善方策】

早急に体制を整える必要がある。博士後期課程院生は、実際に有能であるし、彼・彼女達の将来の訓練のためにも大いに有用である。研究科委員会で検討し、数年中に実現したい。

３）教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続

Ａ群　大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

教員の募集・任免・昇格に関しては、経営学研究科固有の専任教員定員を持っていないため、独自には行っておらず、「桃山学院大学教員任用手続規程」にしたがって、経営学部教授会において行われている。ただし、大学院担当教員の資格に関しては、「桃山学院大学大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」ならびに「桃山学院大学大学院博士後期課程担当教員資格審査内規」によって定められた手順にしたがって、決定されている。募集は一般公募が原則であるが、特別な事情がある場合には、優秀な人材を確保するためスカウト人事を行うこともある。

前期課程に関しては、資格審査は研究科委員会が設置する審査委員会（演習担当者からなる主査１名、副査２名の委員会）の審査に基づき、研究科委員会における出席構成員の3分の2以上の賛成投票をもって議決され、最終的には全学の大学院委員会において承認される。

後期課程に関しては、資格審査委員会の構成が「原則として（特殊）演習担当者3名（主査１名、副査２名)」となる点を除き、前期課程と同じである。

以上の大学院担当専任教員の資格審査は、その内規に基づいて厳格適正に行われている。また学部教育の充実を十分に斟酌した大学院専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続・運用は、本学の場合には適切であると考える。しかしながら、学部での昇格審査に加え、大学院では最多で4段階の審査手続きが必要となっている。この煩雑な手続きについては、簡素化する必要があるとの共通認識ができてきた。

【改善方策】

「桃山学院大学大学院博士前期（修士）課程担当教員資格審査内規」および「桃山学院大学大学院博士後期課程担当教員資格審査内規」の改訂を行う必要があるとの共通認識ができてきた。この結果、実際に改定作業に取り組み、4段階のうち、講義担当から演習担当への移行については簡素化された手続きで行うという案を研究科委員会で成立させた。（2006年7月5日に成立)。

４）教育・研究活動の評価

Ｂ群　教員の教育活動及び研究活動の評価の実施状況とその有効性

【現状説明と点検・評価】

教育に関しては、研究科委員会を中心に、関係教員間の指導方法に関する相互点検は日常的に行われており、個々の学生の履修状況や研究の進展に関する具体的な報告と議論も頻繁になされている。そのための研修教授会も適時開催することとしている。また、とくに後期課程に関しては、学位論文作成の指導のために、指導教授のほか若干名からなる論文指導小会議が第２年次から当該学生の指導を行っている。その成果が、誇りうる多数課程博士の毎年の着実な輩出となっている。博士前期課程、博士後期課程を問わず、丁寧な日常的指導を少人数教育で行うと共に、全員に中間発表をさせる中間報告会、論文の中間報告書の提出など、きめ細かい指導をしている。その成果はレベルの高い課程博士論文として結実しており、課程博士論文が学会賞受賞作品になったという点に象徴されている。この指導への高い評価が経営学研究科にたいする学外からの高い評価に繋がり、他大学現役教員からの論文博士申請を続出させる好結果を生んでいる。このことについては、すでに「大学院研究科の使命・教育目標」の「B 群　大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況」の箇所で具体的に述べている。

問題は、特定教授に志望者が偏在するアンバランスという点である。特に博士後期課程においてその傾向が著しい。それに加えて、論文博士の審査もほぼ特定教授に集中するという事が追い討ちをかけている。この点で特定教授の負担をどのように減らすかという点が、深刻な議論として提起されている。このような著しい過重労働問題を解決しなければ、

特定教授の良い研究・良い教育はやがて枯渇するに違いないし、肉体的にも疾病問題を必ず惹起するであろう。

経営学部・経営学研究科は歴史的に、大学執行部に関係する要職に比較的多数の教員を供給してきたし、日中連携ビジネスコースなど、社会人教育にも他研究科に先駆けて先行的歩みをしている。この事との関連で研究面の問題点を指摘すれば、現在のような悲惨な労働条件を放置したままでは、研究が枯渇する可能性が高い。研究条件整備の中で一番深刻なのは時間資源の欠乏である。研究時間確保の問題を早急に解決しなければ、良い研究と教育は生まれ得ず、経営学研究科はやがて空洞化するであろう。

教員の教育活動および研究活動については、大学の自己評価室が、教員へのアンケート調査に基づいて『桃山学院大学教育・研究年報』を発表している。しかしこの年報にもとづいて教員個々人の教育研究活動を評価することはしていない。個々の自己評価に委ねていると言える。

評価方法の確立といえる客観的評価指標の設定は、言うは易く行うは難しである。拙速に行うと、取り返しのつかない混乱と無用な対立・混迷を招くおそれがある。従って、そのような意味での客観的評価はいまだ行いえていない。今後の課題である。

【改善方策】

時間資源の確保が最大の課題であり、このことは大学当局にも問題提起して議論を重ねてきているが、根本的打開策が打ち出せていない。博士後期課程院生担当の特定教員に対する過重負担問題は、他の教員の論文指導サポート体制（とくに多数を占める留学生の場合の日本語指導など）で、多少なりとも負担の軽減を図る試みが検討されている。しかし、それだけではまだ不十分で、他の方策を引き続き考えていく。

今後は、多様な雇用形態を採用することによって、実務家教員の増員で社会の息吹を呼び込むとともに、これまでの過重授業負担からの軽減を図り、教育の活性化と質的充実をはかり、また、実務家教員との共同研究を通じて研究面での活性化と充実も同時的に図ることが必要であると認識している。大学当局も、この点で理解をしてくれており、多様な雇用形態に向けての制度的整備が進んでいる。

教員の教育活動および研究活動の客観的評価指標の設定は、極めて難しい問題である。今後の課題として検討を続けていく。

Ｃ群　教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況

【現状説明と点検・評価】

大学の全学自己点検・評価室において、個々の教員の教育研究活動報告書を公表しており（2003 年度までは毎年、現在は原則として 3 年に一度）それによって研究活動の現状を認識し、評価を下すことのできる態勢にはなっている。しかし、他者による評価には結びついてはいない。個々の教員の自己評価に委ねているのが現状である。

【改善方策】

現状では評価方法の確立といえる客観的評価指標のようなものはない。このような指標の策定は、極めて困難な課題であり、本学・本研究科にとどまらず多くの大学に共通する課題であろう。本研究科においても引き続いて検討を行う。

５）学院と他の教育研究組織・機関等との関係

Ｂ群　学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

1. 長期・短期の海外研修制度ならびに国内研修制度は相当充実しているので、この制度を利用した学外との研究交流が行われており、その成果は研究と教育において生かされている。
2. 学内では大学院研究科長会が設けられていて、他研究科のカリキュラム、教育指導態勢、修士ならびに博士論文作成指導、教員相互の交流などに関する議論はこの会議でなされ、その結果は活用されている。
3. 本研究科はその性質上、経済学研究科との関係が深く、経済学部における「中国ビジネスキャリアコース」の新設と経営学研究科日中連携ビジネスコースとは、人的資源の有効活用を一層緊密なものとし、協力関係にある。
4. 日中連携ビジネスコースの設置に伴う協力関係を 2005 年以来組む中で、龍谷大学経営学研究科、大連軽工業学院管理与社会科学学院、上海外国語大学国際工商管理学院、大連外国語学院漢学院、大阪府産業技術総合研究所、大連市企業連合会・大連市企業家協会、大連市対外科学技術交流センター等と桃山学院大学経営学研究科との間で、ビジネス教育面での教育、研究面にわたる強い提携関係が構築された。頻繁な人的交流が始まったし、大連軽工業学院には桃山学院大学・龍谷大学・大連軽工業学院 3 校のコラボレーションセンターが 2006 年には設置された。本学教員の著作が上海外国語大学によって中国語に翻訳されており、上海外国語大学出版社から 2007 年 3 月には刊行され、中国全土で頒布される。また、大連軽工業学院、上海外国語大学の教員の論文を本学学術雑誌に掲載可としており、相互に掲載しあう関係を構築した。これらの関係の構築は、本学経営学研究科で博士学位を取得した卒業生と指導教授の長年の親密な関係を基礎にしてできあがったものであり、大学経営学研究科の教育が外国大学との交流・提携関係を作る上で有効に機能している事例として、適切なものである。
5. 以上のように、概ね良好に推移しているが、4. に関しては緒についたばかりであり、今後のさらなる深まりが必要である。

【改善方策】

日中連携ビジネスコースは龍谷大学と桃山学院大学の 2 校に限定した閉鎖的なものではない。将来我々の企画に賛同して参加を希望する大学があれば、国内外を問わず、門戸を広げて迎えるつもりである。このようにして、2 校の連合から出発しはするものの、もっと多くの大学が参加する日本で最良の日中連携ビジネス・スクールを連合大学院として構想し、発展させていく必要がある。このためには、中心となる核の形成のために龍谷大学と連携の程度を強める必要がある。

７．研　究　活　動　と　研　究　環　境

７．研究活動と研究環境

［到達目標］

人文・自然・社会の諸学科の専門分野の研究、ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって新たな文化の創造と学術の進歩に貢献する。これにより本学の社会的評価の向上を目指す。具体的目標は以下のとおりである。

(1) 共同研究プロジェクト活動の推進および研究成果報告の充実
(2) 学内刊行の『総合研究所紀要』をはじめ各種紀要内容の充実
(3) 啓明大学校との国際学術セミナー等、国際的学術交流体制の発展
(4)「外国人研究者を囲む研究会」の充実
(5) 文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の獲得促進およびその支援体制の整備
(6) 共同研究費および個人研究費の適切な執行管理の担保

１．研究活動

１）研究活動

Ａ群　論文等研究成果の発表状況

【現状説明と点検・評価】

専任教員の研究成果は、学内においては、総合研究所が出版する『総合研究所紀要』（年間 3 回発行：発行部数 570 部）、『研究叢書』、『学術出版助成図書』および学内学会が発行する『経済経営論集』（経済経営学会：年間 4 回発行：発行部数 575 部）、『社会学論集』（社会学会：年間 2 回発行：発行部数 520 部）、『国際文化論集』（国際文化学会：年間 2 回発行：発行部数 470 部）、『桃山法学』（法学会：年間 2 回発行：発行部数 520 部）、『英米評論』（英米文学会：年間 1 回発行：発行部数 420 部）、『キリスト教論集』（キリスト教学会年間 1 回発行：発行部数 460 部）、『人間科学』（人間科学会：年間 2 回発行：発行部数 440 部）、『環太平洋圏経営研究』（環太平洋圏経営研究学会：年間 1 回発行：発行部数 550 部）の学会誌において発表される。

下表は、2003 年度から 2005 年度の紀要類における研究成果の発表状況である。『総合研究所紀要』論文欄の共同研究とは、学内共同研究プロジェクトに義務づけられた研究成果の発表であり、特定個人研究とは、前年度に特定個人研究費を受給した研究課題の研究成果の発表である。総合研究所紀要への発表を除く研究成果の発表には、個人研究助成費として論文 1 編につき 50,000 円、研究ノート 1 編および翻訳 1 編につき 30,000 円、書評 1 編につき 20,000 円、その他 1 編につき 20,000 円を次年度の個人研究費に加算し、研究成果発表を促進している。

2003 年度～2005 年度の研究成果発表状況

	論　文	研　究ノート	翻　訳	書　評	翻　刻	その他
『総合研究所紀要』	56	8	0	0	0	1
『経済経営論集』	49	3	0	5	0	2
『社会学論集』	29	3	0	1	0	1
『国際文化論集』	24	2	7	0	0	1
『桃山法学』	23	1	0	2	0	1
『英米評論』	15	0	0	0	0	1
『キリスト教論集』	10	3	0	0	0	0
『人間科学』	22	4	0	0	3	1
『環太平洋圏経営研究』	15	3	0	0	0	0

『学術出版助成図書』は、「桃山学院大学学術出版助成に関する規程」に則り、教員からの申請を当該分野の学識者（複数）による審査を経て、研究所委員会が刊行の可否を決定する。200 万円を上限として出版に要する直接経費の 80%が助成される。2003 年度から 2005 年度における『学術出版助成図書』による研究成果の発表状況は下表のとおりである。

年度	申請者	書籍名	頁数	発行部数	出版助成
2003	金城盛紀	シェイクスピアの喜劇	256	700 部	1,565,855 円
	志保田務 赤瀬雅子	芥川龍之介の読書遍歴－書誌と索引－	344	500 部	1,781,750 円
2004	全　在　紋	会計言語論の基礎	360	800 部	2,524,150 円
	松村昌廣	軍事情報戦略と日米同盟	240	1000 部	1,826,380 円
2005	志保田務	日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究	238	500 部	986,895 円
	一ノ瀬篤	現代金融・経済危機の解明	380	800 部	2,100,000 円
	厳　善平	中国の人口移動と民工	261	700 部	2,000,000 円
	松村昌廣	動揺する米国覇権	308	1,000 部	2,000,000 円
	竹歳一紀	中国の環境政策－制度と実効性－	185	1,000 部	1,905,666 円
	松永俊男	ダーウィン前夜の進化論争	280	1,000 部	1,979,360 円
	小池　誠	東インドネシアの家社会－スンバの親族と儀礼－	281	1,000 部	2,100,000 円

『研究叢書』は、「桃山学院大学総合研究所研究叢書刊行規程」に則り、教員からの申請を当該分野の学識者（複数）による審査を経て、研究所委員会が刊行の可否を決定する。2003 年度から 2005 年度における『研究叢書』による研究成果の発表状況は下表のとおりである。

年度	申請者	書籍名	頁数	発行部数	直接経費
2004	北川紀男	芸術・芸能の社会的基盤	132	600 部	299,250 円
2005	松村昌廣	激動する世界、翻弄される日本	151	700 部	470,400 円
	小林信彦	オホーハラへと『藥經教』の関係－ヤクシーケクヮの成立に連動して起こったハラへの変貌－	150	700 部	532,140 円
	原山　煌	善隣協會の日々－都竹武年雄氏談話記録－	246	700 部	985,635 円

研究成果を発表する学内学会誌の発行に関する全ての権限は、各々の学会に属し、発表される論文等のレフェリー制度は各々の学会自らが検証することを求められている。した

がってここでは、発表件数および発表状況についてのみ点検する。

発表件数は、先に示すとおりここ数年安定したものとなっている。ただし、学会員の投稿期限が守られず、紀要類が刊行予定日を大幅に遅れて刊行されることが少なくない。

『学術出版助成図書』および『研究叢書』は、規程に申請件数および総経費についての制限が明示されていないため、申請が多い年度には1,000万円を超える経費が必要となる場合もあるが、予算額に上限を設定せず、総合研究所所員の研究活動振興策の一環として助成している。

上記の学内学会誌等や学内の出版助成制度等のほかに、学外の学会、専門誌、出版社等における本学教員の研究成果の発表も活発に行われている。過去5年間における研究成果の発表状況は、次表のとおりである。学部ごとに多少の差異はあるが、研究発表の点数としては一定の水準を保っていると評価しうる。ただし、個々の教員には大きなばらつきがあって、多くの研究成果を発表している教員がいる一方で、発表の少ない教員もいる。もちろん、研究の価値は成果の発表点数だけでは計りがたい側面があるが、そのことを考慮しても研究成果発表数の全体的増加を促すための施策が必要とされるであろう。

大学教員は研究者でもあり、教育者でもあるが、今日の大学においては、従前に増して教育活動の比重が強く求められる傾向にある。教員が自らの研究活動をどのように教育活動につなげていくか、そして教育上の業績をどう評価するかということも今後の課題である。

過去5年間の学部別研究業績点数（「大学基礎データ 表24」より抽出）

学　部	著書点数	論文点数	合計	教員数	教員一人当りの業績点数
文学部	74	138	212	30	7.1
社会学部	90	179	269	30	9.0
法学部	49	158	207	19	10.9
経済学部	57	176	233	37	6.3
経営学部	58	207	265	29	9.1
計	328	858	1186	175	6.8

【改善方策】

本学教員の研究成果の発表状況は一定の水準にあるが、現在実施されている発表奨励策を継続し、精力的に研究発表をしている教員の研究活動を一層奨励するとともに、研究発表が活発ではない教員の発表を励ます方策を引き続き検討する。その際には、従来あまり評価されてこなかった教育業績を、どう研究活動の一環として位置づけ評価していくのか、その方策を、各学部のFD活動推進委員会等において、早急に検討する必要がある。また、研究の質と社会的評価を高めるためにも、学内の学会誌だけでなく、国内外の学会誌への投稿や外国語による論文執筆を大学として支援していく体制を検討する。

２）研究における国際連携

Ｃ群　国際的な共同研究への参加状況

【現状説明と点検・評価】

1982 年に開始されて以降､本学と韓国大邱市の啓明大学校との｢国際学術セミナー｣は、以来 24 年間の長きに渡り、経済、経営、社会問題をメイン・テーマに、両大学で毎年交互に開かれてきた。偶数年度（西暦）は本学、奇数年度は啓明大学校にて開催され、両大学からそれぞれ 2 名以上が､統一テーマおよび自由テーマに関する報告を行っている｡毎年、両大学の教員をはじめ学部生、院生、留学生を含み 100 名以上もの参加者がある。当該セミナーの報告書は、現在、日本語版、ハングル版の両言語で出版されている。この学術交流セミナーは、本学の貴重な伝統となっており、本学の国際研究交流活動において長く中心的な役割を果たしてきたと評価できる。またこの 20 数年間におよぶ交流の中で、文化、歴史についての相互理解を深めるとともに、親密な友好関係を築き、日韓両国の友好と親善にも大いに寄与している。

さらに本学では、近年海外提携･協力校を拡大してきている。とくに、経済学部が開設した「中国ビジネスキャリアコース」において中国・南通大学との提携関係が始まり、また、経営学研究科が開設した「日中連携ビジネスコース」において中国・大連の大学と提携するなど、今後、啓明大学校以外の海外の大学との研究交流の可能性も増大していくものと思われる。したがって、新たに交流関係を拡大した、これら他の海外の大学との関係をも含めて、国際研究交流全般について再検討することが必要になってきている。

また、学内各学会と総合研究所との共催により、来日中の外国人研究者を本学へ招聘しその研究活動（業績）の紹介と意見交換を行う「外国人研究者を囲む研究会」を随時開催している。2003 年から 2005 年に開催された研究会のテーマと報告者は下表のとおりである。

外国人研究者を囲む研究会開催状況（2003 年度以降）

開催数	開催年	テ ー マ	報　告　者
第 115 回	2003.12. 5	アメリカ創造論の現状と背景	Eugenie C. Scott 氏（米国・全米科学教育センター(NCSE)所長）
第 116 回	2004. 4.20	大戦間失業の悪循環と好循環 －セイ法則の修正解釈－	Kent Matthews 氏（英国・カーディフ大学ビジネス・スクール教授）
第 117 回	2004. 7.26	中国における間接金融の優位とその将来	童適平氏（中国・復旦大学国際金融系副教授）
第 118 回	2004.10.15	Germany － a Path from an Economic Miracle to a Newly Declining Country in the European	Hans-H.Bleuel 氏（独国・デュッセルドルフ専門大学教授）
第 119 回	2004.11.18	上海市における人口，就業と産業構造の調整	周海旺氏（中国・上海社会科学院人口経済研究所副所長）
第 120 回	2005. 5. 9	韓国と中国における企業会計制度の比較	朴海根氏（韓国・啓明大学校経営学部教授）
第 121 回	2005. 9.24	図書館･情報センターの経営と顧客満足度	呉東根氏（韓国・啓明大学校教授）
第 122 回	2005.10.13	中国の貿易政策と FTA に対する見解	Qing Nie 氏(中国･Business School of Shanghai Institute of Foreign Trade)
第 123 回	2005.12.15	社会的弱者のケアー　―インド社会の経験を通して―	Nalini Arles 氏（インド・連合神学大学准教授）

これらの研究会は、本学教員が世話人となり、本学教員をはじめ大学院生および地域の研究者の参加のもとに、1979 年から 28 年間、のべ 123 回にわたり開催されている。学内にありながら、世界の第一線で活躍する研究者と膝を交えて交流できるなど、本学教員の研究活動にも刺激を与えるものであり、非常に有意義である。

【改善方策】

啓明大学校との国際学術セミナー、および「外国人研究者を囲む研究会」は、本来の目的を十分に果たしていると評価されるが、さらに参加者の拡大を図るべく、その具体策を検討中である。また、他の海外提携校との共同研究の可能性について、調査・検討を始める。

３）教育研究組織単位間の研究上の連携

Ａ群　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【現状説明と点検・評価】

桃山学院大学学則第 12 条に基づき、桃山学院大学に総合研究所が附設されており、本学の専任教員はすべて所員となっている。総合研究所の目的は、人文・自然・社会の諸科学の専門分野の研究ならびに各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野間の共同研究・共同調査を推進し、もって、新たな文化の創造と学術の進歩に貢献することにある（総合研究所規程第 2 条）。この目的を達成するために、①共同研究または個人研究による研究調査、②研究・調査のため必要な資料の収集・整理・目録の刊行、③官庁、会社その他の依頼による調査・研究、④桃山学院大学の機関誌その他の図書雑誌の編集・刊行、⑤研究会、講演会および公開講座等の開催、⑥国内外の大学および研究機関との交流等の事業を行う（総合研究所規程第 3 条 1 項から 6 項）と定められており、この定めに基づき、共同研究プロジェクトの編成およびその予算執行等に関する事業、研究用図書・資料の収集・整理に関する事業、『総合研究所紀要』、各学会誌、『研究叢書』、『学術出版助成図書』等の研究成果発表に関する事業、海外の大学との学術交流に関する事業、外部研究機関との資料交換に関する業務、文部科学省科学研究費補助金に関する業務、個人研究費執行に関する業務等を行っており、教員の研究活動を側面から支援している。これらの事業の運営に関する重要事項の審議決定は、所員総会において選出された所長、各学部教授会から推薦された運営委員および総合研究所事務室職員により構成される研究所委員会に委ねられている。

このように総合研究所は本学の学部・大学院の専任教員の意向が強く反映する組織として構成されており、現時点では、その運営は適切に行われているものと評価しうる。

【改善方策】

学部・大学院と総合研究所の関係には、とくに大きな問題はないが、さらに充実したものにしたい。本学経営学研究科が2006年4月に発足させた「日中連携ビジネスコース」の活動支援として、総合研究所は本学教員の著書の中国語への翻訳・出版事業を開始したが、こうした事業を積極的に展開することによって、大学・大学院との関係をより発展させる。

２．研究環境

１）経常的な研究条件の整備

Ａ群　個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状説明と点検・評価】

専任教員が行う教育・研究活動を助成するため、年間、一人当たり一律に 715,000 円の教員個人研究費が交付されている。715,000 円の配分内訳は、理事会と教員組合との交渉により、教員図書費 360,000 円、教員研究費 160,000 円、研究員旅費 195,000 円と定められているが、各科目別の執行は可能な限り弾力的に運用しており、教員の研究分野による特性にも対応している。なお、学内学会誌等に論文等を寄稿した教員には、論文 1 編につき 50,000 円、研究ノート 1 編につき 30,000 円、資料翻訳 1 編につき 30,000 円、書評 1 編につき 20,000 円、その他 1 編につき 20,000 円が、個人研究助成費として翌年度の教員個人研究費に加算される。また、本学就任以前に専任教歴のない新任教員には、新任教員教材費として 160,000 円が、教員個人研究費に加算される。2003 年度から 2005 年度の個人研究費執行状況は以下のとおりである。

		2003 年度	2004 年度	2005 年度
個人研究費予算額		116,350,000 円 (100.0%)	115,655,000 円 (100.0%)	111,875,000 円 (100.0%)
執行内訳	教員図書費	44,749,385 円 (38.5%)	40,289,324 円 (34.8%)	39,101,654 円 (35.0%)
	教員研究費	40,927,544 円 (35.2%)	23,229,738 円 (20.1%)	20,047,161 円 (17.9%)
	研究員旅費	20,458,568 円 (17.6%)	40,911,954 円 (35.4%)	40,849,267 円 (36.5%)
未執行額		10,214,503 円 (8.8%)	11,223,984 円 (9.7%)	11,876,918 円 (10.6%)

専任教員は、自由裁量により、教員個人研究費を教員図書費、教員研究費、研究員旅費に配分することができ、執行には「個人の研究課題に必要な費用に限る」との制約があるのみである。また、額は他私学に比べ遜色はなく、加えて論文等の寄稿に対する研究助成制度もある。執行率は毎年 90%を越えている。このように本学の教員個人研究費に関しては、教員が研究活動を行う上での基盤は十分整えられているものと評価できる。

事務処理上の問題点としては、事務局では「教員各々の研究課題」の特定が困難であるため、「個人の研究課題に必要な費用に限る」とした支出基準に照らして、その使用目的が不明瞭な事例が発生した場合、それを監査する適切な方途が講じられていないことである。

【改善方策】

教員の個人研究費については、従来大学教員のニーズを代弁する大学教員組合が理事会と交渉することを通じて、金額を確定してきたが、今後ともこの慣行は尊重したい。また、個人研究費執行に関する事務的な処理上の問題点については、関係部署と協議し改善を図りたい。

Ａ群　教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状説明と点検・評価】

専任教員全員に 22.5 ㎡の個人研究室が配置され、机･椅子･書架などの基本的な備品の他に、学内 LAN に接続されたパソコンも配置され、十分に教員のニーズに応えるものとなっている。

個人研究室の他に、研究等には各学部別の共同研究室が配置され、小会議用のテーブル、椅子、コンピュータ、プリンタ、コピー機等が配置されている。標準配備されている備品以外にも、毎年度の学部予算で学部が求めた文献や備品も増設され、各学部の共同研究室にはそれぞれの学部の個性が見え始めている。

共同研究室は、基本的に当該学部に所属する教員の個人研究室が位置する階に置かれているので、学部内のさまざまな会議に多く利用されている。また、学部教員が主宰する学部横断的な研究会等の会場としても利用されている。

【改善方策】

教員研究室は十分に整備されており、個別的な必要には個人研究費等で対応することが可能で、現時点では、とくに改善すべきところはない。

Ａ群　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

大学教員に求められている研究・教育・校務の 3 つの機能は大学運営にとっていずれも重要なものだが、大学間の競争が厳しくなった今日では、研究時間が削られ、教育と校務の業務の比重が増大する状況が進行している。大学や学部の将来展望をめぐって、毎週のように会議が行われ、教授会の議論も長引きがちである。しかも、校務の負担は特定の教員に集中する傾向が存在する。そこで、各種委員会の統廃合を進めるとともに、会議の効率化を図り、役職のローテーションを徹底するように心がけている。

【改善方策】

研究時間の確保は大学教員という職業の根幹をなすものであり、教育研究以外の業務の負担をできるだけ軽減し、研究時間を確保するためにすべての教員が負担を分担するという体制をさらに推進していくほかない。

Ａ群　研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性

【現状説明と点検・評価】

前項で述べたように、今日の大学教員は日常的には十分な研究時間を確保することが次第に困難な状況にあるが、それを補うものとして本学では、特別研修制度を整備し、研究活動に必要なまとまった研究時間を確保する措置をとっている。特別研修制度には、海外 A（1 年）・海外 B（6 カ月）・海外 C（1 カ月）、国内 A（1 年）･国内 B（6 カ月）の 5 種類があり、海外 A と国内 A および海外 C については各学部 1 名ずつ、海外 B と国内 B については全学で 3 名ずつと規定されている。あわせると、全学合計で毎年 21 名の教員が特別研修制度を利用して、教育・校務の業務から解放され、もっぱら研究に専念する時間を確保する機会が与えられている。本学の規模からすると、研修機会確保のための措置は適切な水準にあるものと考えられる。

【改善方策】

運用上に改善の余地はあるが、制度としては適切なものであり、研究時間をまとまって確保するための貴重な制度であるから、さらに充実を図っていきたい。

B群　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

共同研究プロジェクトは、学際的研究や専門を異にする研究者の共同研究を行うことを目的として 1977 年に設置され、2001 年度には、一般的共同研究プロジェクトに加え、地域社会と連携した研究を行うことを目的として「地域社会連携研究プロジェクト」が創設された。各プロジェクトは 2～3 年単位で共同研究を展開しているが、制度創設以来のプロジェクト数は、2006 年度段階で延べ 185 件にのぼる。

下表のとおり、2003 年度には 25、2004 年度には 23、2005 年度には 25 のプロジェクトが採択され、現代的課題を多角的に取り上げた積極的な活動を展開している。プロジェクトの採否および配分される予算額は、応募者から提出された申請書を研究所委員会において審査のうえ決定される。予算は、一般的共同研究プロジェクト 1 件当たり 590,000 円が計上され、参加者数等に応じて按分し、配分される。「地域社会連携研究プロジェクト」には、別枠で総額 3,000,000 円の予算が計上されており、プロジェクト数で按分され一般共同研究プロジェクトへの配分に加算される。なお、共同研究プロジェクトには、本研究所の『総合研究所紀要』あるいは『研究叢書』等へ研究成果を発表することが義務付けられている。

2003～2005 年度に活動した共同研究プロジェクトおよび予算執行状況　　単位：円

	記　号	研究テーマ	予　算　執　行　額		
			2003 年度	2004 年度	2005 年度
1	01 共 137	芸術・芸能の社会的基盤に関する研究	387,987	－	－
2	01 共 139	真・善・美の総合的研究	430,000	－	－
3	01 共 140	戦後改革と日本の現状（Ⅱ）	460,418	－	－
4	01 共 141	泉州の歴史と文化（Ⅲ）	498,347	－	－
5	01 共 143	パリに生きた日本の作家像	413,800	－	－
6	01 共 144	文学部での効果的な英語教育	447,736	－	－
7	02 共 145	近代産業遺産の調査研究	600,000	－	－
8	02 共 146	現代経済危機の構図	702,000	467,682	－
9	02 共 147	現代経済理論とその応用（Ⅲ）	692,515	634,000	－
10	02 連 148	インドネシアにおける開発と停滞	1,145,000	－	－
11	02 連 149	近現代大阪における生活環境史の総合的研究	975,000	762,035	－
12	02 連 150	泉州地域経済における法と政治の役割	863,980	994,000	－
13	02 連 151	地域連携を基盤とした教職課程教育改革	1,052,864	1,106,111	－
14	02 連 152	日本文化としての将棋	1,047,961	－	－
15	02 連 153	非営利・協同組織と地域社会	857,644	656,196	－
16	02 連 154	南大阪地域の統計調査・計量経済分析および地域経済情報システムの構築	838,722	911,936	－
17	03 共 155	環境と健康	599,935	600,000	639,919
18	03 共 156	グループホームの総合的研究	395,918	396,000	408,994
19	03 共 157	車いすの介助に関する生理心理学的研究	395,737	430,000	448,111

20	03 共 158	経済学､経済統計と経済情報処理に関する諸問題の考察	462,644	404,817	446,705
21	03 共 159	権利擁護とサービス評価システムの検討	37,057	－	－
22	03 共 160	在中日系企業の経営問題に関する総合的研究	750,284	736,000	785,598
23	03 共 161	「女性に対する暴力」の研究	429,896	388,284	402,906
24	03 連 162	精神障害者の地域生活支援	815,322	927,000	927,965
25	03 共 163	世界市民の育成の一環としての情報教育	616,632	702,000	268,349
26	04 共 164	大学問題の社会学	－	428,568	446,960
27	04 共 165	現代社会の研究	－	55,910	0
28	04 共 166	博物館資料の保存と活用についての研究	－	824,180	821,758
29	04 共 167	インドネシアにおける地域社会の変容	－	668,000	711,103
30	04 共 168	日本における会計研究のデータベース構築とその分析	－	498,000	533,249
31	04 共 169	障害学生の学内活動の自立のための支援システムに関する基礎研究	－	464,000	559,566
32	04 共 170	体制移行と経済開発に関する総合的研究（Ⅱ）	－	430,000	441,882
33	04 連 171	障害者キャンプ	－	1,006,676	931,392
34	05 共 172	持続可能な経済社会の構築に向けて	－	－	447,000
35	05 共 173	世界市民の論理と倫理	－	－	485,000
36	05 共 174	21 世紀の日本の安全保障	－	－	486,341
37	05 共 175	ポスト平成不況の経済構造分析	－	－	675,000
38	05 共 176	本学学生の数学能力に関する総合的研究	－	－	174,869
39	05 連 177	近現代大阪における生活環境史の総合的研究	－	－	733,644
40	05 連 178	天変地異の社会学	－	－	836,762
41	05 連 179	構造改革と文化事業の変転	－	－	892,509
42	05 連 180	南大阪再生と地域社会における大学の役割	－	－	992,222
43	05 連 181	南大阪地域の統計調査，計量経済分析	－	－	986,428
計			15,917.399	14,491,395	15,481,232

注：記号欄の「共」は「一般共同研究プロジェクト」、「連」は「地域社会連携研究プロジェクト」を表す。

このように多様なテーマの下に、多数の共同研究プロジェクトが活発に展開されており、一定の成果をあげている状況は積極的に評価しうることである。

しかし、その運用に関してはいくつかの問題点が指摘されている。十分な審査を経ることなしに、申請がそのまま採択される傾向があり、学際的研究や専門を異にする研究者の共同研究という共同プロジェクト本来の趣旨に合致しないものもあること、また予算配分が参加者の人数で按分され､研究の特徴が無視されていること等､検討課題となっている。さらに、予算執行に関しても、プロジェクトによっては、厳密さに欠けるところが見受けられる。

【改善方策】

共同研究プロジェクトは、総合研究所の「新たな文化の創造と学術の進歩に貢献する」とした目的を達成するために、本学の貴重な帰属収入のなかから相応の費用を捻出し実施される事業である。したがって、上に指摘した問題点を改善するために、プロジェクト参加者の自覚を高めると同時に、制度の運用面に関して、研究所委員会において早急に検討を開始する。当面の検討課題は、1）プロジェクトの採択の審査のあり方、2）特別の予算配分をしている「地域社会連携研究プロジェクト」に要請する条件の明示、3）予算執行の明確化である。

２）競争的な研究環境創出のための措置

Ｃ群　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況

【現状説明と点検・評価】

2001 年度から 2005 年度までの文部科学省科学研究費補助金の新規応募および採択状況と受給（新規分＋継続分）状況は、次表のとおりである。受給状況には他機関からの転入を含んでいる。

科学研究費補助金の採択状況（新規および継続分には、他の研究機関からの転入を含む）

年　度	新規および継続分		うち新規分			
	採択件数	補助金額	応募件数	採択件数	補助金額	採 択 率
2001 年度	6 件	6,800 千円	15 件	3 件	2,200 千円	20.0 %
2002 年度	7 件	5,900 千円	10 件	3 件	3,800 千円	30.0 %
2003 年度	6 件	6,800 千円	12 件	3 件	3,100 千円	25.0 %
2004 年度	8 件	13,400 千円	12 件	3 件	8,600 千円	25.0 %
2005 年度	6 件	9,700 千円	9 件	0 件	0 千円	0.0 %
2006 年度	6 件	9,600 千円	17 件	3 件	5,900 千円	17.6 %

2005 年度は科学研究費補助金に新たに採択された研究課題はなかったものの、2001 年度から 2004 年度にかけては、いずれの年度も 25%を超えて採択されており、全国の平均採択率と比較しても遜色なく評価できると思われる。しかし、応募は教員の自主性に委ねられており、特段の義務を課すことがないため、応募件数そのものが、専任教員の在籍数 150 名余の 10%にも満たず、あまりにも少ないといえよう。

【改善方策】

科学研究費補助金が、研究者の自由な発想に基づく研究を対象とした競争的研究資金であることから、応募を義務づけることは困難であろうが、教員自らが「研究費は自助努力により獲得する」という意識をもち、積極的に学外の競争的資金を獲得する意欲を持つことが必要である。そのための広報活動を活発にするとともに、科学研究費補助金を含めた学外資金の獲得を奨励し、これを恒常的に支援する体制の構築を検討したい。将来的には総合研究所を研究支援組織に再編すべきだという意見もあるが、当面は少なくとも研究支援を専門的に扱う職員の配置の可能性等、外部資金の受け入れを促進するための事務室の業務の見直しに着手したい。

８．施　設・設　備　等

８．施設・設備等

［到達目標］

本学は、1995 年にキャンパスの全面移転を行い、施設･設備等は統一的なコンセプトによって一挙に建設されたため、キャンパス・アメニティはすぐれた状態にある。教育研究用の施設・設備等の充実はもちろん、障害者に配慮したバリアフリーも実現されている。環境に対する配慮も実行されている。この状態を維持し、さらに発展することが目標となる。具体的には以下のとおりである。

（1）建設時の設計基本方針を受け継ぎ、教育研究環境の良好な状態を維持すること。
（2）情報処理機器についてはたえず更新の体制をとること。
（3）学生を始め、利用者のニーズを的確にとらえ、必要な改善策を実施すること。
（4）大学の責任として環境問題に積極的に取り組むこと。
（5）設備･施設等の維持･管理を適切に行うこと。

１）施設・設備等の整備

Ａ群　大学・学部等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性

Ａ群　大学院研究科の教育研究目的を実現させるための施設･設備等諸条件の整備状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

1995 年に堺市から現在の和泉市に全面移転する際、本学は以下の 4 つの設計基本方針に従って、新キャンパスを建設した。

1）キリスト教精神に基づく人格の陶冶と世界の市民の養成の場とする。
2）キャンパス内を「学問の場」「交流の場」「生活の場」として、それらに有機的な繋がりを持たせる。
3）恵まれた自然環境と敷地特性を十分に生かし、周辺との調和を考慮した親しみやすいキャンパスとする。
4）大学発祥ゆかりの地、英国の伝統的な広場･中庭による建物構成をイメージしたキャンパス空間とする。

この設計基本方針によって建設された現キャンパスは、レンガ壁の建物・中庭のある教室棟やチャペルなど、アカデミックな雰囲気を醸し出している。なお、現キャンパスは、「新住法」により住宅・都市整備公団（現都市再生機構）が開発した「トリヴェール和泉」の中で「学園ゾーン」と位置づけられた地域にあり、隣接する公園には和泉市立の「いずみの国歴史館」が開設されている。この公園に通ずる公道がキャンパスを横断しているが、地区整備計画に配慮し、12ｍの道路幅員と 6ｍの歩道を両面に設け総幅 24ｍの広々とした道路として建設され、キャンパス内に開放的な空間を形成している。

キャンパス総面積は約 18 万㎡あり、大学設置基準上必要とされる校地面積の約 5 万 7 千㎡と比較して広大な校地を有している。校舎面積は、現在約 6 万 5 千㎡あり、これも大学設置基準上必要な校舎面積の約 3 万㎡を大きく超えている。

設計基本方針に従って、キヤンパス内の建物群は以下の 4 つのブロックに分けられている。

1）研究・教育ゾーン（教室棟、研究情報棟）
2）管理・厚生ゾーン（管理棟、厚生棟、学生棟）
3）体育ゾーン（総合体育館、部室棟、合宿棟、グラウンド、練習棟）
4）チャペルゾーン（チャペル、宣教師館、ゲストハウス棟）

これらすべての建物・空間が有機的な繋がりをもたせた建物配置となっている。中心的な建物には、キリスト教系の大学として、聖アンデレ館、聖ペテロ館、聖トマス館、聖バルナバ館、聖マーガレット館など、聖人の名前がつけられている。

研究教育ゾーンには、教室棟（1 号館、2 号館、3 号館および聖トマス館）がある。すべての建物は回廊で繋がり、学生が教室間をスムーズに移動するように配慮されている。教室は大教室・中教室・小教室からなり、講義や語学・ゼミナール教室の用に供している。なお、本学は 5 学部・4 研究科があるが、単一キャンパスで施設・設備は共有されている。講義室、ゼミ教室の他に、1 号館には「社会福祉実習室・指導室」「社会調査実習室・指導室」を配置し、2 号館には「外国語教育センター」「視聴覚教室」を、3 号館には「博物館学芸員実習室」などを配置している。聖トマス館には情報教育の中心的な役割を担っている「情報実習室」および法学部生のための「模擬裁判教室」を配置している。

研究情報棟として位置づけられた聖アンデレ館には、「図書館」「個人研究室」「総合研究所」「各学部共同研究室」「大学院生研究室」「法職セミナー室」「多目的利用室」を配置している。また、学内には有線 LAN、無線 LAN の高速ネットワーク網が張り巡らされている。さらに、マスメディアに対応した教材提示システムを備えた教室を配置している。

管理・厚生ゾーンには、管理棟として、教務課・学生課・入試課・就職課・経理課・人事課・総務課・学長室事務室・学部事務室等の他、理事長室・学長室・事務局長室・各学部長室・研究科長室等が配置されている聖ペテロ館があり、厚生棟として、生協の購買部や食堂・カフェテリア等が配置された聖バルナバ館、学生ロビー・食堂等が配置された聖マーガレット館、コンサートや講演会等に利用できる多目的大ホールやファーストフードの店舗が配置されたカンタベリー館がある。このキャンパスが建設されたときには食堂が 1 カ所しかなく、昼食時には極度に混雑したが、隣接した場所に複数の食堂を増設したことによって、現在は食堂を選んで快適に昼食をとれるようになっている。

体育ゾーンには、メインアリーナとサブアリーナ 2 室、トレーニングルームをはじめとする体育室 6 室のほか 25m 室内温水プールを備えた総合体育館がある。屋外にはメイングラウンド（6 コース 400m トラック、人工芝インフィールド、フットサル競技場、観覧席）のほか、サブグラウンド、テニスコート 7 面、和弓場、洋弓場を備え、さらに松尾寺グラウンドには野球場・テニスコート 2 面とクラブハウスを配置し体育授業および課外活動の練習場として利用されている。大学の体育施設としては西日本有数のものである。

チャペルゾーンには、聖救主礼拝堂と名づけられたチャペルと大学付きチャプレンの住

居ともなっている宣教師館のほかに、国内外の研究者のための宿泊施設と学生相談室を配置したワレン館がある。

これらの4つのゾーンの諸施設は、キャンパスの全体的景観にも配慮しながら、大学の本来の目的である教育研究活動が積極的に展開されるよう機能的に配置されており、その設備も基本的な要求には応えている。

このように、本学の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件は基本的にはよく整備されており、メンテナンス・清掃や植栽の手入れなどきめ細かな保守の状況も適切である。キャンパスは建設されてから11年を経過しているが、現在でも美しい景観や大学らしい落ち着きを維持している。しかし、施設・設備の管理運営面から見ると、キャンパスの全面移転の必然的な結果として経年変化（劣化）が全施設・全設備に同時的に訪れることとなり、減価償却費の負担が大きなものになる。築11年を経過した現在、将来のことを見据え施設・管財の維持管理にかかわる対策を検討しておく必要があるであろう。

また、今日の時代は、大学のキャンパスが大学内の施設・設備等の充実だけで完結するものではなく、地域社会との良好な関係を保つことも求めている。この点への配慮も強めていかなければならないであろう。

なお、本学では、上記の現状説明からもわかるように、施設・設備は基本的に全学部・研究科で共同使用されている。現時点で、個別学部・研究科の学生のための特別な施設としては、社会学部に「社会福祉実習室・指導室」と「社会調査実習室・指導室」、法学部に「模擬裁判教室」および「法職セミナー室」、大学院各研究科に「大学院生研究室」、経営学研究科の日中連携ビジネスコースの講義スペースとして「桃山学院大学中之島サテライトキャンパス」が設置されているのみである。本学は、人文・社会科学系の学部・研究科から成る大学であるから、この現状で、特定の学部・研究科の学生が不利益を蒙っているということはなく、特別の問題は生じていない。しかし、今後学部・研究科の教育活動の特徴をより顕著な仕方で展開するためには、各学部・研究科に固有の施設・設備の必要も増えてくる可能性がある。

【改善方策】

教育研究が快適に行える環境を維持するために、現在の施設・設備等の整備を確実に実施することは当然だが、学生・教職員の要望や地域社会や時代の要請に的確に応える基本姿勢を保ちたい。

移転した当初は大学周辺には住都公団が開発した更地が多かったが、現在では大学の周辺には住宅が建ち並び、キャンパスを囲む環境は大きく変わった。キャンパス全体の運営方針の決定には、近隣住民や和泉市役所との協調関係が欠かせないものとなっている。また、本学でも実施し始めている「省エネルギー」の努力もキャンパスの管理運営の重要な柱の一つとなっている。

現在、中長期ビジョン委員会法人部会の取組計画の中に「施設設備維持」「環境問題」という課題が取り上げられ、2009年度までのスケジュールを設定して検討中である。

学部・研究科に固有の施設の整備についていえば、現在設置されている学部・研究科に固有の施設も、それぞれの教育の個性化に対応して設置されたものであり、今後も新しい需要に対して可能な限り迅速に対応する体制を維持したい。

Ｂ群　大学院専用の施設・設備の整備状況の適切性

【現状説明と点検・評価】

各研究科に院生研究室を設置している。また、図書館に院生閲覧室が設けられている。

院生研究室は、教員による教育研究指導や院生各自の研究等の便宜を図るため、教員個人研究室や図書館、総合研究所と同じ建物（聖アンデレ館）に配置されている。院生研究室の使用は、午前9時から午後9時までと定められているが、この時間以外についても守衛室へ届け出ることにより使用することができる（「大学院共同研究室使用内規」）。

各研究科の院生研究室の面積は約100㎡で、それぞれに個人机（24台）、個人ロッカー（在籍学生数以上）、パソコン（7台）およびプリンタ（1台）、書架2台と参考図書類が設置され、共用スペースにコピー機（2台）が設置されている。なお、論文の締切りが間近になると、パソコンやプリンタの使用頻度が高まるため、各学部の共同研究室に設置されているパソコンの利用を認める措置をとっている。

【改善方策】

施設・設備に関しては大きな問題はないが、さらに改善を進めたい。

Ｂ群　教育の用に供する情報処理機器などの配置状況

【現状説明と点検･評価】

情報処理機器については数次にわたって改善され、ネットワークの高速化を実現し、教育の場でマルチメディア教材等が活用される機会の増加に対応してきている。

聖トマス館の2階～4階部分に、情報センター事務室、パソコン実習室7室、スタディホール（自習利用室）3室、パソコンロビーを設置し、教育用のパソコンを集中して配置している。

教室棟（1～3号館）には、視聴覚事務室をはじめ、CALL教室、大・中・小教室、聖アンデレ館では、図書館、教員個人研究室、共同研究室、院生研究室等、学内のネットワークや機器等を整備し、管理・運営を行っている。

2006年度には、学生が授業使用時および自習時に使用可能なパソコンは、1,157台設置されている。そのほかに、学生には貸し出し用のノートパソコンが415台用意されている。

情報処理機器関係の技術革新の速さはすさまじく、利用者のニーズも日々に多様化しているが、本学ではそのような状況の変化におおむね適切に対応してきており、年次計画で機器の更新を繰り返し、利用者に多様なサービスを提供する体制が確保されている。とくに学生の教育用のパソコンなどは十分に配備されていると評価できる。

しかし、情報処理機器やサービスの形態は、技術革新に対応してたえず更新していくことを余儀なくされている。

【改善方策】

情報処理機器の更新のほか、インターネット接続回線の高速化、無線LANアクセスポイントの増強、ポータルサービスの提供、セキュリティ対策の強化、ｅ－ラーニングや遠隔授業等における技術的な準備、利用者支援体制の強化等、機器の有効な活用の方法についても検討しているところである。

Ｃ群　社会へ開放される施設・設備の整備状況

【現状説明と点検・評価】

本学のキャンパスは住宅地として開発されたニュータウン内にあって、しかも地区公園に隣接しており、緑豊かな植栽を持ったキャンパス全域は地域住民の散策の場にもなっているが、施設･設備の開放の主なものとしては、地域住民への図書館の開放があげられる。社会人聴講生をはじめ和泉市在住の市民を対象に図書館を開放し、現在約 2,000 名が利用登録している。また、チャペルでは、設置されたパイプオルガンを演奏するコンサートが定期的に開催されており、これも市民に広く開放されている。さらに、夏期休暇期間に近隣の中・高校生を対象として空調の効いた教室を自習室として開放している。チャペル会館を中心とする宗教活動など、これらは大学の地域活動の一面を有している。利用は多くはないが、地元への特別配慮として大ホールのカンタベリー館を貸し出すこともある。

体育施設の開放としては、セレッソ大阪の協力を得て、和泉市サッカー連盟との共同主催で「キッズサッカー教室」を開催している。これは地域の小学生低学年を対象として年間 20 回程度開催し、延べ 1,000 名以上の受講者を数えている。また、地域住民を対象とした「ふれあいニュースポーツ教室」を開催し、年間 500～600 名程度の老若男女が様々なスポーツに親しめるプログラムが工夫されている。

その他、大学の施設の貸し出しについては、「桃山学院大学施設貸与規程」を定めて実施している。実績としては、検定試験会場としての教室の貸し出し件数が多い。

現時点では、とくに大きな問題はないが、地域交流の活性化は今後の大学運営の重要な要素となるものであるから、社会への施設･設備の開放についても、拡充する方向で検討しなければならないであろう。大学における施設開放については、児童や生徒が早めに帰宅、または日曜日に施設利用のない小・中学校と大学とは施設の使用状況は大きく異なる。しかしながら、これからの大学運営は「地域との連帯」を重視しなければならないことは確かである。

【改善方策】

現在、学長室事務室を中心に地域交流のための新しいプログラムを検討しているところである。

２）本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等

Ｃ群　本学以外の場所にも拠点を置き、教育研究活動を行う大学院における施設・設備の整備の適切性

【現状説明と点検・評価】

2006 年 4 月、社会人を主な対象として開設された経営学研究科の日中連携ビジネスコースの講義スペースとして、大阪イノベーションセンターの一角に「桃山学院大学中之島サテライトキャンパス」として２つの教室と１つの事務室を確保しいている。教室はそれぞれゼミ形式と講義形式の授業に対応できるように設備が整えられている。事務室には、職員が２名配属されており、授業時に教員をサポートし、院生への対応に当たっているので、運用上で困ることはない。またキャンパス・イノベーションセンター内に共用施設として

図書室、自習室、談話室などが設置されているので、施設面での不備はない。

【改善方策】

現状においてはとくに問題はないが、和泉キャンパスで行っている定期的な情報機器の更新などをこのサテライトキャンパスにおいても心掛けて取り組んでいく。

3）キャンパス・アメニティ等

B群　キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況

【現状説明と点検・評価】

先に述べたように、本学のキャンパスは、研究・教育ゾーン、管理・厚生ゾーン、体育ゾーン、チャペルゾーンという4つのゾーンに分けられ、ゾーンごとの利便性や機能性をアップさせるために関連する建物を集合的に配置して、快適なキャンパスライフを支援している。基本的なキャンパス・アメニティは確保されているといえよう。

しかし、キャンパス・アメニティは一応の施設･設備等が整備されているだけで確保されるものではない。状況の変化に対応し、利用者の声を聞いて、たえず更新することが求められるのである。1 例を挙げると、キャンパス移転後早々に昼食時の学生食堂の混雑が問題化した。当然、学生からは改善の要求が出され、急遽、隣接する場所に、第 2 食堂を建設するとともに、ファーストフード店に導入を決めたのであった。

現在は、このような緊急に改善すべき課題はなく、快適なキャンパスライフの基盤は整っているが、日常的に学生の要求をくみ上げる体制は準備されている。一つは、「私の提案箱」という制度で、学生の要望や意見を常時受け付けて、関係部署が責任をもって対応するというものである。もう一つは、「大学運営改善のための学生アンケート」の実施である。このアンケートにもとづいて「大学運営学生評価会議」が学長への改善答申をまとめ、学内の手続きを経て実行に移される。その実績として、2004 年度には自転車駐輪場屋根の設置を実施した。そして 2005 年 6 月から通学バス運行「和泉中央駅⇔キャンパス内」を開始し、さらに 2006 年 4 月から「和泉府中駅⇔キャンパス内」を増便した。

このように、より学生の満足できるキャンパスを作り上げるために、利用者である学生の要望や不満を聴取し、大学全体の取り組みとして改善に向けて動く体制が整備されているといえよう。

【改善方策】

現在の体制については、とくに改善の必要はない。

B群　「学生のための生活の場」の整備状況

【現状説明と点検・評価】

キャンパス内には教室をはじめとした教場施設の他に、課外活動場の部室や学生が憩える場所などが必要である。

現在、学生の溜まり場であり学生同士の交流の場として、教室棟 1 階エントランスホール・吹き抜け中庭や聖マーガレット館 1・2 階多目的ホール・ラウンジなどをはじめ、建物内部の廊下などにソファーを、さらに建物外部の通路部分にベンチなどが配置されている。

また、部室棟は 71 部屋あり、体育会・文化サークル連合が課外活動の活動拠点として利用している。

食堂施設は現在 3 つあるが、教室棟から食堂までやや距離があるので、時間のない学生のために、一昼食時限定であるが教室棟のアンデレ広場の周辺に食品を販売する店舗（弁当、カレー、おにぎり、クレープ等）の営業を許可した。学生には好評で、利用者も多い。この措置に連動して、昼食時に込み合う食堂の緩和策として、教室棟内の一部教室を昼食時のみ飲食可能教室に指定している。これらの教室は、午後の授業時間の前に清掃員が食べ残しなどないように清掃を行っている。

【改善方策】

施設・設備面から見るとかなり完成度の高いキャンパスと言える。教室棟近くに昼食時のみ営業する移動式店舗のように、学生の要望に柔軟に対応する方策も配慮しつつ、大学のキャンパスにふさわしい環境や条件づくりに努める。そのためには大学構成員の提案などに耳を傾け、運営に反映させることとする。

Ｂ群　大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状説明と点検・評価】

本キャンパスは設計段階から、環境問題への配慮を示してきた。本学の主要施設群を形成する和泉キャンパス建設計画では、設計者に雨水と地下水の利用、資源の再利用等の工夫を求めた。

2000 年 10 月学長名で「桃山学院大学環境宣言」「環境目標」が発せられた。その趣旨は世界の市民として地球環境問題を認識し、さらに地球環境の保全に取り組むものである。まず、大学構成員自ら「省資源・省エネルギー､廃棄物減量・再利用に努め、地球環境問題の教育・研究・啓発活動に取り組む」ことが求められた｡これ以降、学内では「環境委員会」が設けられ、環境宣言・環境目標に向けて取り組みを開始した。

一方､周辺の環境への配慮については､学生の迷惑駐車に関する取り組みが挙げられる。授業のある期間に限ってではあるが警備保障会社との業務委託に基づく巡回指導を実施し、また迷惑騒音の対策としては課外活動を中心とした騒音防止対策を講じている｡更に、ダイオキシン問題を考慮して「焼却炉の撤廃」を行った。

迷惑駐車に対する苦情については、警備保障会社による巡回指導を実施することに伴い徐々に迷惑駐車に対する苦情は減少した。また騒音苦情に対しては楽器演奏を室内で行うなどの対策を実施することにより、同様に苦情件数は減少した。

大学移転後、11 年が経過しこの間に近隣住民との間で様々な問題が発生したが､ひとつずつ丁寧に対応したことにより､現在は相互理解に基づく信頼関係がほぼ確立されている。

【改善方策】

地域社会との連携を無視した大学運営はあり得ない。地域とともに発展するという考え方が必要なことであろう。

今までもそうであったように今後も、地域に立脚する大学として「地域貢献」はいかにあるべきか、また両者の健全な関係を維持するにはどうすべきかを常に考え、話し合いを重視しながら相互を理解し合う姿勢を維持することが大切である。

４）利用上の配慮

Ａ群　施設・設備面における障害者への配慮の状況

【現状説明と点検・評価】

1995 年に大学の全面移転に伴い、建物・設備は全て新調した。その際には身体的ハンディキャップを持つ学生に対する配慮は相当なされている。例えば、ハンディキャップトイレ設置、高層階のエレベーター設置、キャンパス内通路の誘導板設置、建物内の点字板設置、部室棟への音響誘導装置設置、段差の解消などである。さらに、研究・教育ゾーンと管理厚生ゾーンを分断する道路への対応として、直接道路を横断せずに車椅子で移動できる様に、両ゾーンを上空通路で継いだ。また、学外においては最寄り駅「和泉中央駅」から大学までの通学路の階段部分について、和泉市へ車椅子移動機器の設置要望を行った結果、市が設置を決定した。

教学上に関しては、教室内には可能な限り階段を排除しスロープを設置し、さらに大教室を中心として車椅子用机を設置している。さらに、聴覚障害者へ火災・震災をはじめ非常事態をいち早く伝達するために、携帯電話を通じて 24 時間送信可能な設備を備えた。

本学のハンディキャップに対する施設・設備面への対応は、歴史と実績がある。身障者といってもその種類と程度は様々である。障害を持つ学生個々人の障害の程度や実態にあわせて、個別に対応することが求められるが、建設計画で法に基づく指標と旧キャンパスの実績を踏まえ、さらに工夫を加え現キャンパスを建設した。また入学後の対応も人権問題委員会が中心となって改善を重ねてきた。障害者にとってより良い教学環境を維持するための取り組みは評価できるものである。

【改善方策】

キャンパス建設時に当時の法基準以上の整備を行い、その結果、身体障害者対策は構造上の一定水準以上が確保された。その後、ハンディキャップトイレの増築や段差の解消など、施設・設備の改善は妥当と判断できるものについては可能な限り対応し実行してきた。

さらに、入学時の身体障害者に対する対応は、入学試験出願時や入学前に十分な説明を行うとともに、入学後の人権問題委員会の適切な対応で今のところとくに大きな問題は発生していない。今後もこの基本姿勢は維持されるものと思われる。

Ｃ群　各施設の利用時間に対する配慮の状況

【現状説明と点検・評価】

学生のキャンパス内の施設の立ち入り時間は、原則午前 9 時から午後 9 時までと定めている。その内で教室に関しては 5 限目終了午後 6 時 10 分に施錠しているが、課外活動の利用申出がある場合は貸し出しを行っている。また、授業期間の図書館利用時間は平日午後 8 時まで土曜日 5 時までとしているが、学期末試験期間には平日午後 9 時まで土曜日 6 時まで延長するなど便宜を図っている。なお、課外活動の部室使用および体育会系クラブ活動に伴う体育施設利用時間は、年間を通じて原則午前 9 時から午後 9 時までとしている。

大学施設の利用時間に関しては大学の立地条件、最寄り駅までの通学路の状況、交通機関の状況、さらに学生の事情など、考慮しなければならない要素は多い。特に、最寄り駅と大学との間の通学路の安全対策として、夜間には大学のガードマンによる巡回を実施して

いる。

【改善方策】

キャンパス内施設の利用に対する学生の要望は多岐に亘っている。今後も大学として学生の要望に応えるための改革に向け、積極的に取り組む必要がある。

課外活動に係わる夜間利用時間の延長を望む声がある。事情が許せば学生の要望を聞き入れたいとする姿勢を大学は持ち合わせているが、夜間の帰宅時の安全面など、午後 9 時以降の施設使用を許可するための条件は備わっていない。学生との話し合いは継続して行われている。

日没後における最寄り駅と大学との間の通学路のガードマンによる巡回については、今後も引き続き実施するかどうかの検討は継続するものの、その際、大学構成員の安全を確保するために最善を尽くすということを基本におきたい。

５）維持・管理体制

Ｂ群　施設・設備等を維持・管理するための責任体制の確立状況

（Ａ群　施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況）

【現状説明と点検・評価】

キャンパスの建物・設備等の維持・管理業務は施設・管財課が担っている。ただし、保守点検作業は専門の資格を有するものが実施しなければならない事柄が多く、本学ではビルメンテナンス会社等との間で業務委託契約を締結している。現在業務委託をしている項目として、電気事業法に基づく受変電設備精密点検、建築基準法に基づくエレベーター保守点検、消防法に基づく消防設備点検、厚生省告示 264 号レジオネラ症の発生を予防する技術の指針に基づく冷却塔清掃整備や冷却水処理整備、大気汚染防止法に基づくボイラー煤煙測定、学校保険法による学校環境衛生の基準に基づく温室プール水質測定等があげられる。 また、清掃・守衛・警備などの作業量が膨大な業務についても業務委託を行っている。これらにより少人数の専任職員で、安定した設備の運転や施設の維持管理を行うことが可能になっている。

施設・設備の維持･管理は、日常業務と特別業務に分かれる。日常業務は日々発生する故障やトラブルなどの対応であり、特別業務とは中長期的計画に基づく改修・補修に係わる業務である。現キャンパスの主要施設の大部分は、1995 年大学全面移転時に新たに建設した建物であり、築 11 年が経過すると経年変化（劣化）による補修が必要な箇所が多数発生する。日々の業務を通じて故障など不具合を発見した場合の対応について、建物の巡回を業務とする警備保障会社や清掃業者等が書面で報告を行うシステムがすでに確立している。この方法により、いち早く施設・管財課にトラブル情報が集約され、すばやい状況把握と適切な対処が可能になっている。現在これらは順調に機能している。

施設・設備の補修等の業務の種類には、年次計画に基づき実行するものと突発的に発生するものとが存在する。前者は予定して実施することであるため、修理等の実施と予算執行については経理規程に基づく手続きであれば問題は生じない。しかしながら、後者は突発的な想定外のものであり、事前に把握できないことが多い。従って、それに要する費用は漠然

とした大枠として一定額の修繕費を予算計上している。

このように、施設・設備の維持･管理は、管理部の施設･管財課の責任のもとに適切に実施されている。

【改善方策】

施設・設備を維持管理する責任体制は確立しているが、施設・設備の経年経過（劣化）などに注意を払いながら、さらに万全な維持管理体制の充実に努める。

Ｂ群　施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況

【現状説明と点検・評価】

防虫防鼠や清掃等、衛生面の日常業務はビルメンテナンスの一環として複数の専門業者に委託し対処している。また安全面の日常業務は守衛業務を警備保障会社に、日常の防災管理はビルメンテナンス会社と警備保障会社が共用して対処する体制をとっている。さらに火災等の緊急時は危機管理規程に基づき対処し、ビルメンテナンス会社および警備保障会社からの派遣者も組み入れ一体化した体勢で臨み、それぞれの業務は施設・管財課の指揮のもと進められている。

安全のための直接的な設備として、駐車場に自動ゲートを設け、道路から出入り口付近は、24 時間の映像監視を守衛室で行っている。

【改善方策】

施設・設備の衛生・安全管理業務は、専門的な知識と豊富な経験が求められる業務といえる。

その大方について業務委託方法を採用している。少ない専任職員で業務を遂行するためにも経費削減のためにも、今後もこの体制は継続されるであろう。

６）情報インフラ

Ｂ群　学術資料の記録・保管のための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学の学術資料は、その大半を図書館で購入、管理している。

図書館は、1995 年に移転、新築され、床面積が 2 倍以上に拡大した。5 層のうち、地上 2 層を開架書架として、基本図書、学習図書を配し、地下 2 層には研究図書、専門図書、外国語図書、雑誌バックナンバーの書庫に充てている。当初から全館開架方式をめざし、自然光を取り入れる半地下構造の建築設計がされており、利用者の誰もが館内を自由に移動し、資料を閲覧できる。空調の管理が必要なマイクロ資料は別途保管室を設け、一部貴重資料や個人情報にかかわる資料については、出納方式による閲覧としている。図書館の資料は、「図書館資料収集に関する内規」「図書館資料除籍に関する内規」等の規程により運用、管理している。

2002 年 4 月に図書館システムのオープンシステム化が実現し､NACSIS-CAT の目録情報の基準に従って、データを作成できるようになった。

蔵書検索（OPAC）では、本学総合研究所および情報センター視聴覚室の所蔵資料を含む

ほぼすべての蔵書が探せるようになっている。本学図書館には学部図書室のような分館がない。その弊害もないわけではないが、資料の重複を避け効率的な購入ができること、学術資料を図書館に集中して管理、提供できることなどの利点がある。

OPAC で提供する書誌データのうち、2001 年度以前に作成したデータについては、NACSIS-CAT の目録情報の基準に合致しないものも少なくなく、これら遡及データについては、書誌修正を行っている。

図書館の収容可能冊数は、図書館に隣接して 2002 年度に竣工したトマス館地下 2 階に雑誌用書庫が増設され、現在約 86 万冊である。それでも毎年蔵書は増え続けており、配架スペースは、あと数年以内に飽和状態になると予想される。OECD 定期刊行物や有価証券報告書総覧等については書庫スペースを必要としない電子媒体への切り換えを進めているが、緩和効果はあまり大きくない。

1959 年開学の本学は、オリジナルな古典的文献は蔵書構成の面から手薄とならざるをえないため、復刻版やマイクロ資料等を積極的に購入することで補完し、費用対効果も高めている。

【改善方策】

書庫の狭隘化の対策については、毎年のように書架の移動や別置書架の設置などで対処してきたが、蔵書が増え続け、いよいよ差し迫った問題となってきている。図書館内に設置されたプロジェクトチームにより、現在、検討が行われているところである。

資料保存の面では、マイクロ資料保管室の湿度・温度の環境条件の改善が必要である。保管室に専用エアコンを設置する、冷房の稼動時間を延長するなどの対策が考えられる。貴重なコレクションでもあるので劣化防止には日頃から留意していきたい。

近い将来の課題として、機関リポジトリの構築がある。大学内で生産された学術成果を保存・公開する機関リポジトリは、国内では現在 24 大学・機関で運用されている。しだいに広まっていくことが予想されるので、動向や効果に注視して取り組みをはじめたい。

Ｂ群　国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学図書館が所蔵していない図書・雑誌等の貸借、文献複写は、他大学等図書館との相互利用によって利用者へ便宜をはかっている。

相互利用は、主に 1994 年 3 月から利用している国立情報学研究所の NACSIS-ILL で処理している。2002 年度の図書館システムのオープンシステム化以降は、オンラインによる依頼申込などにより迅速、機能的に処理ができるようになった。2004 年 5 月には、ILL 文献複写等料金相殺サービスの利用機関となり、事務処理を効率化・合理化した。NACSIS-ILL では、BLDSC（英国図書館文献複写サービスセンター）への依頼も可能なので、国内で入手できない外国語資料についてはこれを利用している。

利用者が直接他大学等の図書館の訪問を希望した場合は、紹介状を発行している。加盟団体の協定として、私立大学図書館協会阪神地区相互利用協定があり、利用手続きが簡便化されている。文献を探す学生に近隣大学図書館や府県立図書館の利用を勧めることも多い。

図書館間相互利用における本学からの貸借、文献複写の依頼件数は年々増加している。研究・学習活動の活発化、システムアップ、ガイダンスでの情宣などの効果と考えられる。一方、学外からの受付件数は、2005年度の統計では依頼件数の4倍に達している。本学蔵書の充実ぶりもさることながら、受付に対する謝絶の回数が少ない、処理の所要日数が短いなど事務処理に対する評価も高いといえる。

NACSIS-ILLで所蔵館が見つからないときは、インターネットなどを使い、徹底して調査するようにしている。外国語資料の場合、本学ではNACSIS-ILLを経由してBLDSCへ依頼する方法しかないのが実状である。インターネット上で探し出せた場合も、相手が外国の機関であるため、取り寄せや支払いの手続きが煩雑になってしまうなど改善の余地がある。

【改善方策】

図書費の伸び悩みや利用ニーズの多様化により、相互利用は今後ますます需要の増大するサービスになるとおもわれる。予算上の制約はあるものの、相互利用の制度的意義を踏まえ、基本文献の収集と特色ある蔵書構築に努め、現在の蔵書構成を維持できるようにしていきたい。

図書館にない資料は、NACSIS-ILLでかなり入手可能となっている。ただ、外国語資料については、前述のようなケースがあるにもかかわらず、本学はNACSIS-ILLのグローバルILL（日米・日韓）に未加盟である。まず、日米のグローバルILLに参加し、外国語資料の入手ルートを新設する必要がある。また、利用者が自分のIDとパスワードを使って、ログインできるポータル機能を追加し、資料の予約、新着資料の通知、相互利用等のサービスを利用しやすくするなどのシステムの強化もはかっていきたい。

９．図書館および図書・電子媒体等

９．図書館および図書・電子媒体等

［到達目標］

大学図書館の使命は、大学構成員の学習、教育、研究活動を支援することである。必要且つ十分な図書、雑誌、新聞、電子媒体（各種データベースを含む）等が整備されているか、授業終了後もさまざまな図書館資料を利用して学習できる開館時間が確保されているか、学生数に見合った十分な図書館施設と機器・設備が完備しているか、利用者と図書館資料、WEB 上の学術情報を的確に結びつけることができる図書館職員が必要にして十分な人数だけ確保されサービスに従事しているか、また、市民に広く開放されているかが問われている。

本図書館は学術情報の整備として、利用者ニーズに合致した質・量ともに十分な図書館資料を系統的に収集蓄積し、学部、大学院のニーズに適う各種オンラインデータベースを導入している。また、十分な閲覧スペースを設け、快適で機能的な環境づくりを心がけるとともに、施設・設備を完備している。図書館ネットワーク化を重視し NACSIS-ILL 制度に積極的に取り組んでいる。毎年、利用者サービスの向上を重点課題に掲げ、レファレンス、ガイダンス、情報検索実習の強化に力を注いでいる。

本図書館の具体的な到達目標は以下のとおりである。

(1) 蔵書の充実

本学の学部、大学院教育に必要な内外の図書、雑誌、新聞、電子媒体を収集し、蔵書の充実を図る。

(2) 施設・設備の整備

十分な閲覧席数の確保、書庫の拡充と利用しやすい資料配架を図る。

(3) 利用者サービスの向上、ネットワーク化の推進、WEB サイトの充実

・学生の情報リテラシー（蔵書検索、レファレンスブック活用、各種データベース検索、図書館ホームページ活用）能力を高める。

・利用者サービス実績の指標である入館者数、図書貸出冊数、レファレンス件数、図書館間相互利用件数を増やす。

・図書館の WEB サイトについては、図書館利用やレファレンスに役立つコンテンツの充実を図る。

(4) 市民開放

市民の生涯教育を支援するため、大学図書館が所蔵する資料の利用の拡充を図る。

１）図書・図書館の整備

Ａ群　図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性

【現状説明と点検・評価】

本図書館は、本学学生・教員に対して、学習・教育研究上必要な資料を系統的に収集整備し、利用に供している。2006 年 5 月 1 日現在の蔵書数（資産図書）は 606,177 冊であり、総合研究所分を合計すると 653,829 冊となる。マイクロ資料や CD-ROM、DVD 等の電子媒体資料と一部の貴重書のみが閉架となっているのを除けば、製本雑誌、大型コレクションも含め約 95%が開架となっている。

2005 年度に受け入れた資産図書は、和書 13,715 冊、洋書 3,582 冊、計 16,736 冊であった。2004 年度の資産図書の受入総数は 18,899 冊、2003 年度は 19,200 冊であった。視聴覚資料は 2005 年度にビデオテープ 1 点、DVD93 点、マイクロフィルム、フィッシュ 172 点、CD-ROM,CD-R 107 点の計 373 点を受け入れた。

本図書館の和書の蔵書構成を概観すると、社会科学系が 45.8%（産業 5.0%を算入）、人文科学系が 39.1%、自然科学系が 9.6%（工学 3.9%を算入）、総記が 5.6%の構成となっており、本学設置の学部・学科、大学院研究科の専門性を反映した蔵書構成となっている。

2005 年度の和書の受入比率をみると主題別蔵書比率に対応しており、また貸出比率にもほぼ対応していることが読み取れ、利用者ニーズに適合していると評価できる。(表 1 参照)

また、和書、洋書とも学術性の高いシリーズ図書や全集を比較的よく揃えていると学内外から評価されている。

雑誌については、国内雑誌は社会科学系が 52.0%、人文系が 13.8%、自然科学系が 4.5%、総記が 29.7%を占めている。また、外国雑誌は社会科学系が 64.0%、人文系が 21.4%、自然科学系が 5.0%、総記が 23.3%を占めている。

外国雑誌の所蔵状況をみると、他大学に比べ、バックナンバーの古い時期から比較的多くの種類を所蔵しているという特長が見られる。

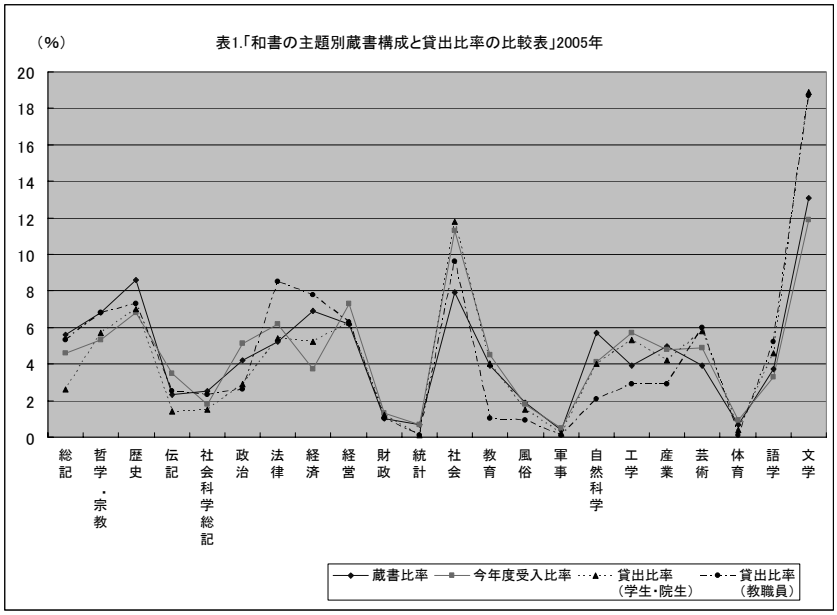

問題点として、図書館資料費（図書、雑誌、新聞、視聴覚資料、情報検索関連）の総額は毎年据え置かれたまま推移しており、その結果、毎年におよぶ外国雑誌の値上がりと各種データベースの増加が図書費を圧迫し続けている点があげられる。

予算不足打開のため、文部科学省の「私立大学等研究設備整備費等補助金」に応募し、大型図書購入のための助成金獲得に力を入れている。2004 年度は『国立国会図書館所蔵昭和前期刊行図書デジタル版集成』〔社会科学部門、団体著作物〕、「経済」が採択され助成金を得た。また、2005 年度は同資料の「教育」と“Church Missionary Society Archive”の 2 点が採択され助成を受けた。

長所としては、本図書館の収書は、「桃山学院大学附属図書館資料収集に関する内規」に則り、学術研究資料の収集に重点を置く教員収書委員会と、主に学生の利用する資料の収集に重点を置く職員収書委員会とに分担されていることがあげられる。また、年度当初に学生用、各学部用、学生・教職員個人希望用、大型図書、特殊コレクション等の予算配分枠を決め、長期的な計画性のもとにバランスよく収集できるよう策定している。教員収書委員会は各学部から選出された図書館委員 5 名からなり、さらにそれぞれの学部毎に収書協力委員 4～5 名を委嘱し、各学部の学問分野を 4～5 分野にグループ化し、各自がその一つを責任分担している。この分担により、収書が特定主題に偏るのを防止し、研究者の選定眼を収書に反映させている。

また、本学で学術資料を所蔵する機関は、総合研究所と附属図書館のみで、学部や研究科単位の図書館・室がないため、資料の集中管理ができ、図書・雑誌の重複購入が避けられ、効率の良い資料収集と運用が可能となる利点がある。

和書の選書には、主要な収書ツールとして、購入図書は『週刊新刊全点案内』、非売品図書は『日本全国書誌』を利用し、学部学生、大学院生用に、基本資料、一般資料等を職員収書委員会において選定しており、かつ教員収書協力委員からの選定を合わせて調整を図っているので、収書の偏りはあまり見られない。

今後の課題として、学内での大学院教育の比重の高まり、また、国際交流が年々活発化することに伴う外国人留学生に対する図書館サービスのあり方を考えると、図書館資料の更なる質的充実および図書館サービスのより一層の拡充を図る必要がある。

【改善方策】

OECD 刊行物の購入を冊子体からオンラインの Source OECD に切り替えたことを筆頭に、経費の節減を図り、図書購入予算の圧迫を少しでも緩和するよう努めている。今後は和書、洋書ともに高額な継続資料の購読妥当性を点検していく。現在導入しているアグリゲータ系の電子ジャーナルには、掲載時期が 3 カ月、半年、1 年遅れという速報性に欠ける点はあるものの、本図書館が継続購読している冊子体の外国雑誌のフルテキストが収録されているものがある。利用者数や利用頻度を鑑み、それらの冊子体購読の打ち切りを検討せざるを得ない。人文・社会科学系の本学においては現時点で出版社系の電子ジャーナルに切り替える必要性とメリットが見出せない。

海外留学生向けの日本事情に関する図書の不足を補うため、英文日本関係図書購入費（100 万円）を 2005 年度図書予算に臨時的に盛り込み購入した。その後は、日本で出版された日本関係の英文図書、日本語で書かれた日本語学習用図書を海外留学生用として選書している。海外留学生への配慮を図書館のアウトリーチとして捉え、より一層のサービス

拡充を図っていきたい。

Ａ群　図書館施設の規模、機器・備品の整備状況と適切性、有効性

【現状説明と点検・評価】

本図書館は、大学移転の 1995 年に新築された。2002 年 1 月に既存書庫地下 3 階部分に地下通路で連結する形で、新教室棟の地下部分を図書館書庫として増設し、そこに電動書架を設置し、雑誌のバックナンバー全てを配架した。書庫の延べ床面積は 7,850 ㎡から 8,637 ㎡と拡張され、書架の総延長距離は 25,200ｍから 6,057ｍ増加し 31,257ｍとなった。収容冊数は 700,000 冊から 868,000 冊（書架一段 90cm 幅につき 25 冊収容可能と積算（[文部科学省基準]）に増加した。電動書架は、操作性のよい安全性の高いものを導入したので、初めての利用者にも利用し易くなった。

図書館の 1・2 階には学生の利用を第一に考え、一般図書、基本図書、参考図書、雑誌、新聞を中心に配架し、出版年が古くなれば地下書庫に移動させている。そのほか利用しやすいように配慮し、指定図書、卒業論文集、修士論文集、文庫、新書、大型本、ペンギン文庫、英語副読本、教職課程用の中学・高校教科書、各種資格試験問題集、就職試験問題集を所定のコーナーにまとめて別配置している。

1 階と 3 階の出入り口に入館ゲートと BDS 機能を備えた退館ゲートを設置することで、地下書庫へも鞄を持ったまま自由に入れるよう運用している。これにより、全所蔵資料の約 95％を開架に供することができ、資料の有効活用が図れている。利用者自身が、書架上の資料を直接手に取り、内容を吟味しながら選べるという有利さは何ものにも換えがたい。

インターネット対応で学内 LAN 接続のデスクトップ型パソコン 55 台（50 台は Windows XP）を図書館 1 階・2 階・3 階に設置した。このことで、各種データベースを使った情報検索や図書館資料を用い、データやレポートをサーバー内の各自の専用ファイルに蓄積して利用することが可能となり、学習面で飛躍的な効果が見込まれるようになった。

利用者用の OPAC（オンライン閲覧目録＝蔵書検索）専用パソコンは閲覧室や地下書庫に計 15 台設置している。各カウンター4 カ所には、6 台の事務用パソコンがあり、うち 2 カ所のレファレンスカウンターでは利用者への OPAC、雑誌記事索引、新聞全文記事、Webcat Plus 等の検索指導も行っている。

図書館ホールには座席が 110 席あり、文献探索ガイダンスなど、各種の催しに対応できるようにマルチメディア機器を備えている。

AV ルームには、5 室の AV ルーム（24 人収容×1 室、5 人×4 室）と個人用ブースが 9 台設置されている。同じ 3 階にグループ閲覧室（24 人×1 室）がある。

地下 1・2 階には、個人用の研究個室が合計 4 室設置されている。また、備え付けキャレルが 7 席、可動式閲覧席が 19 席ある。

マイクロ資料室には本学の特殊コレクションを形成している多くのフィルム、フィッシュ、CD-ROM が保管されており、各資料形態に対応した機器で閲覧、複写が可能である。

2005 年度の AV 資料（マイクロフィルム類を除く）の利用者人数は 4,610 名で、利用件数は 7,661 件であった。

2001 年度末に増設した書庫に、全部の雑誌バックナンバーを配置することができ、かつ使い勝手の良い電動集密書架を設置したので、以前に比べ格段に利用し易くなった。

図書館主催の文献探索ガイダンスの検索実習は、3 階部分の連絡通路で連結した情報センターの実習室と図書館 3 階のパソコン 30 台を設置している閲覧室を利用し、同時に複数クラスを対象に実施できる環境が整った。

長所として、閲覧席は学期末試験期を除けば余裕があり、OPAC 専用パソコン、学内 LAN 接続パソコン、AV 設備も充実し、学習環境として良好である。ワンフロアー方式を採用し、開架閲覧室 1･2 階は書架に隣接した各種タイプの閲覧席を設け、自由接架方式となっている。また、車椅子対応の幅広のゲートと書架間隔を確保したバリアフリー重視の設計となっている。開架方式の地下書庫は自然光を採り入れた半地下構造で、静かで落ち着ける読書空間となっている。全館コンピュータ制御により温度、湿度が一定に保たれ、地下の各階に空気清浄機を兼ねた除湿機が作動している。

問題点 1 として、閲覧席は個人単位に区切られた席が少なく 4 人掛けと 6 人掛けの席が多いため、私語の弊害が起きている点がある。4 人掛けと 6 人掛けの閲覧机には、一列置きに対面同士に遮蔽板がないタイプとあるタイプが交互に配置されている。その結果、隣とも向かいとも仲間同士で座ると私語しがちになり、周囲に迷惑をおよぼしている。

問題点 2 として、地下書庫（開架方式）および 1 階 2 階の書架で満杯箇所が散見され、図書配架に困難をきたしている点がある。その対策として、同一資料で冊数が多くかつ利用者が限られている図書を何度か空いた電動集密書架に移し、それにより飽和状態を緩和させる作業を繰り返してきたが、抜本的対策が必要となっている。収容可能冊数は雑誌の書庫増設後 868,000 冊と増え、現在の所蔵は資産図書が約 61 万冊、非資産図書が約 3 万冊の合計 64 万冊となっている。

問題点 3 として、本学が高価な大型資料として大量に所蔵しているマイクロフィルムの保存面に問題があることが判明した。夏期の図書館開館時間帯には館内の冷房温度が 26℃に設定されている。閉館後には冷房を停止するため室温が上昇し、本来もっている耐用年数が大幅に減少する危険にさらされている。（2000 年に改定された ISO 18911 では、長期保存の条件は、マイクロフィルムの支持体が長期保存に適しているポリエステル（PET ベース）の場合で、最高温度 21℃、相対湿度 20-50％となっている。）

解決した問題点として、前年度の秋学期開始からデスクトップ型パソコンを 3 階閲覧室に 30 台、2 階閲覧席に 20 台、2 階・3 階に課金プリンタ各 1 台を設置したことが挙げられる。それまでは、図書館内にインターネット対応パソコンとして、デスクトップ型 5 台と貸出用ノートパソコン 30 台で運用していたが、ノートパソコンの利用が不便で大半の学生は情報センター自習室設置のパソコンを利用せざるを得なかった。そのため、本図書館が契約している有料のデータベースの利用促進と指導・サポート体制が十分ではないという問題点があった。その問題点が克服され、更に 1 日 30 枚までのプリントアウトを無料にしたことで、利用が促進され、情報教育効果が高まった。

【改善方策】

館内で利用できるパソコンが増えたため、利用者のサポート要員が必要となった。情報センターからパソコン研修を受けたセイントスタッフ(学生)を派遣してもらっているが、ローテーションの関係で係員不在時には 2 階カウンター担当の専任職員が対応している。パソコン操作に関係するトラブルに対応しきれない場合には、情報センターのヘルプデスクに電話で問い合わせ、対処している。

図書館が保有する資源を有効活用するため、演習クラス対象の文献探索ガイダンスの実施件数が増えるように努力している。しかし、利用者個々人の WEB 情報検索をサポートする体制として、人員を充てる人的余裕がないのが現状である。今後は館内での職員研修の機会を増やし、全体のレベルアップを図り、情報検索サポート体制を強化していく。

本図書館は利用者の利便性を第一に考え、閲覧するのに特別な許可が要る希少価値のある高価なオリジナルではなく、復刻版をセットで購入する傾向があり、マイクロ形態の膨大な資料を所蔵している。

マイクロ資料の劣化を防ぐ長期保存対策として、保管室に専用エアコンを設置する方法と冷房稼働時間を長くする方法（冷水を造りポンプで学内全部を循環させる）が考えられる。万全の対策を講じないと資料劣化は不可逆的に進行し、一度劣化が進むとその進行を止められても元通りに復元できない。文字の退色、加水分解による酢酸臭、やがてフィルムの波うち現象が生じ、文字は判読不能となる。

私語による騒音問題を改善するため、全部の机に対面同士が見えないように遮蔽板を設置する予算要求をし、2006 年度と 2007 年度の 2 カ年計画で設置することが承認された。これと合わせて、各机に注意を喚起する旨の掲示と、図書館員による定期的な館内巡回を実施し、快適な勉学環境の保持に努めていきたい。

Ａ群　学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性

【現状説明と点検・評価】

図書館は、大学において自主的な学習、研究をサポートする心臓的役割を担う機関である。その機能を十分果たせるように私立大学平均を上回る開館日数と開館時間の確保に努め、施設運用面でも全館コンピュータ制御の空調設備を完備し、快適な利用空間を利用者に提供してきた。また、情報化時代に即応した情報インフラを整備し、有料のデータベースの導入と利用指導にも積極的に取り組んできた。図書館は、教室棟からも近く、同じ建物の上階に教員や大学院生の研究室があり、利用しやすい位置に立地している。全館開架方式で運営しているので、利用者が書庫の資料も手にとって吟味でき好評を博している。

①　学生閲覧用座席数

本図書館の学生閲覧用座席数は､地下 2 階開架書庫 6 席､トマス館地下開架書庫 6 席、地下 1 階開架書庫 7 席、キャレルコーナー7 席、1 階開架閲覧席 199 席、2 階開架閲覧席 205 席、マイクロ閲覧室兼情報検索室 7 席、ラウンジ 16 席、3 階 AV ルーム 57 席、3 階閲覧室 56 席、グループ閲覧室 24 席、大学院生閲覧室 24 席、対面朗読室 22 席、その合計は 636 席である。この席数は 2006 年度の学生収容定員 5,906 名（大学院生を含む）の 10.8%に当たる。

この席数は、試験期に入館者が急増し座席が不足がちになることを除けば、十分な状態である。なぜなら、別組織の情報センター自習室（260 席）においても情報検索やレポート作成等を利用でき、図書館機能の一翼を担っているからである。両者の位置も隣接しており、図書館 3 階出入り口から情報センターへは連絡通路で結ばれていて、機能面では一体化している。

AV ルーム、パソコンが設置された 3 階閲覧室と 2 階ブラウジングコーナーは特に利用が多く、マルチメディア社会、情報化社会の到来を実感させられる。学習には、1 階の個人単位に仕切られた閲覧席が静かであり、集中して取り組めるのでいつも満席状態である。

② 開館時間

2005 年度の開館日、開館時間は、下表のとおりである。

授業終了時刻は、平日 5 限目終了 18:10、土曜日 2 限目終了 12:30 となっている。

授業期		試験期 (7/5～7/23, 1/6～1/29)	
月～金曜日	土曜日	月～金曜日	土曜日
9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～21:00	9:00～18:00

夏期休暇中開館日 (7/28～8/10, 8/18～9/24)		冬期休暇中開館日 (12/21～12/24)		春期休暇中開館日 (2/6～4/6)	
月～金曜日	9 月の土曜日	月～金曜日	土曜日	月～金曜日	土曜日
9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～13:00

1987 年度から開館時間延長を開始した。1999 年度から平日は 3 時間、土曜日は 4 時間延長し現在に至っている。2003 年度秋学期から試験期の平日は 4 時間、土曜日は 5 時間延長し、現在も踏襲している。2004 年度から夏期休暇中の平日は、午前 9 時に開館し、午後 6 時に閉館、9 月の土曜日は午前 9 時開館、午後 5 時に閉館している。

2005 年度の開館日数は 275 日となった。例年どおり、入学式、大学祭、蔵書点検の日も開館した。

開館時間は、利用実態に即して柔軟に拡張してきた。特に試験期に利用者ニーズが高まるので更に平常時より 1 時間長く開館している。

開館日数（275 日）は、文部科学省による平成 16 年度「大学図書館実態調査結果報告」の平均開館日数（私立大学 258 日、国立大学 283 日、公立大学 250 日）と比較すると、私立と公立の平均より多い。2005 年度は、秋学期末試験期間中に本学入試日（平日、土曜日）が重なったが、在学生の要望を重視し入試日も開館した。2004 年度比で 6 日間増加した。

③ 図書館ネットワーク

図書館間相互利用協定としては、本学図書館は「私立大学図書館協会西地区部会阪神地区相互利用協定」に加盟している。また、国立情報学研究所の NACSIS-ILL の参加機関であり、文献複写等料金相殺サービスにも参加している。

図書館ネットワークの整備は、1989 年に学内図書館システムを全面稼動したときに始まる。1990 年 7 月に国立学術情報センターの NACSIS-CAT（目録所在情報サービス）の利用を開始し、1994 年に NACSIS-ILL の利用機関となった。1995 年のキャンパス全面移転時に新図書館開館、新たに全学情報システムが構築され、1998 年 3 月に図書館 WEB サイトを開設した。1998 年の全学情報システム更新時に、OPAC をインターネット上で公

開した。2002 年 4 月の全学情報システム更新時には、図書館システムをオープンシステム化し、新 CAT/ILL に対応するものに変更した。

2005 年 9 月からインターネット対応パソコン 50 台が増設されたので、図書館 WEB サイトを介して図書館からの各種案内のほか、各種リンク集、有料のデータベース、電子ジャーナルの利用等ができるようになった。

図書館ネットワークの整備については、OPAC が学内、学外からも検索でき、図書館 WEB サイトを経由して各種の有料データベースを学内のどこからでも利用できる環境下にある。図書館のサーバーおよびパソコンの保守管理は情報センターが担当しており、図書館との連携を密にして、トラブルには迅速な対応ができている。

④　その他、図書館利用者に対するサービス

利用者教育として例年通り新入生全員（基礎演習クラス単位 84 クラス）を対象に授業時間 90 分を割いてオリエンテーション（OPAC 等検索実習とライブラリーツアー）を図書館員全員が担当して実施した。この成果が学生全員の図書館活用能力を底上げし、入館者増、図書貸出冊数増、図書館資源の有効活用、さらには教育効果を高めている。

また、指定図書制度、学生希望図書購入制度、OPAC 画面上で貸出中の図書の予約ができること等利用者の便宜を図っている。

図書貸出冊数・期間は、学生・社会人聴講生・科目等履修生は 5 冊 2 週間（予約者がなければ更に 2 週間延長可能)、卒論特別貸出は別枠で 10 冊 1 カ月間（返却した冊数を同条件で貸出可能)。また、春、夏、冬の長期休暇には、貸出冊数を 10 冊、返却日を休暇明けにした特別貸出を実施している。大学院生・兼任教員は、20 冊 2 カ月、本学教員は 50 冊 6 カ月となっている。

以下に、図書館利用状況を示す数値データをあげる。

【年度別入館者数表】

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度
入館者数	273,025 人	259,108 人	260,105 人	242,682 人	261,173 人

（注）2002 年度に法学部を設置

2004 年度の入館者数は急激に減少し、懸念されたが、2005 年度はその減少分を補い、さらに 2 年前を上回る増加を見せた。

【年度別貸出冊数】　　単位：冊

年度	学部学生	大学院生	社会人聴講生	専任教員	兼任教員	職員	学外者	合計	〔A〕
2001	61,106	3,080	3,464	4,736	714	3,046	2,499	78,595	8.0
2002	68,095	4,128	2,571	5,620	845	2,462	2,438	86,159	9.0
2003	63,968	3,622	2,335	8,966	1,136	2,146	2,115	84,288	8.6
2004	60,056	3,358	2,590	2,763	1,129	2,228	1,928	74,052	8.1
2005	58,908	4,656	2,486	2,529	1,200	2,335	1,767	73,859	8.5

（注）特別研究員は学外者に含む　　〔Ａ〕＝学生 1 人あたり貸出冊数

2005 年度の学部・大学院を合わせた学生一人当たりの年間図書貸出冊数は 8.5 冊で、前年度比 0.4 冊増と、ようやく漸減傾向に歯止めがかかった。

【レファレンス受付件数】

年度	利用者別内訳			業務別内訳				合計
	学生	教職員	学外者	文献所在調査	事項調査	利用指導	その他	
2001	1,781	161	78	974	161	871	14	2,020
2002	1,639	156	103	700	91	1,103	4	1,898
2003	1,422	317	29	736	129	893	10	1,768
2004	1,084	212	55	631	61	643	16	1,351
2005	1,441	164	24	1,129	99	706	31	1,961

レファレンス受付件数は、貸出冊数と同様に、漸減傾向を食い止め、2005 年度は過去 5 年間で 2 番目に多い件数となった。

【文献探索ガイダンス実施クラス数と受講人数】

	演習 3	演習 4	論述作文	基礎演習 専門演習	大学院	合計
クラス	19 (18)	3 (2)	7 (5)	14 (11)	0 (1)	43 (37)
人数	346 (311)	18 (6)	134 (126)	237 (183)	0 (15)	735 (641)

( ) は 2004 年度

ガイダンス実施クラスの合計は 43 クラス、735 名となり、昨年の 37 クラス 641 名より大幅に増加した。

【改善方策】

図書館入館者を増やし、図書館資源の有効活用を促進し、教育効果を高めるため、新たな三つの取り組みを始めた。

一つ目は、2005 年 6 月から取り組んだ推薦図書展示である。毎月、特定テーマを決めて、推薦図書を選定し、図書館の正面入り口付近に展示している。結構、注目を浴び、毎回、展示した図書の半数以上は借りられている。WEB サイト上に過去に展示した図書のリストを掲載しているので、文献案内の役割を果たしている。

二つ目は、2006 年度から学部学生を応募対象者とした図書館書評賞を創設した。図書館に目を向けさせ、書評賞受賞作品をとおして読書の輪を広め、読解力、表現力を向上させることが狙いである。初年度であったが 51 名、55 作品の応募があり、優秀賞 2 点、佳作 3 点を選考した。受賞作品すべてと個々の講評および全体講評を図書館 WEB サイト上に掲載した。

三つ目は、新聞書評の対象となった図書や学生から購入希望があった図書は、納品を極力早める方策を講じた。新聞書評に載った図書については、掲載されたその週以内に納品するよう購入書店に義務付け、図書整理を最優先して利用に供している。

図書館施設・設備、所蔵資料は利用者が満足できる水準にあるといえる。その資源の有効活用は図書館員一人ひとりの働きにかかっている。カウンターでの接遇、問い合わせを契機になされる検索ツールやその検索方法の案内、レファレンスで利用者が満足の得られる回答をし、その結果相談者の口コミで利用者の輪が広がるよう、図書館員の資質の研鑽が必要である。利用者が気軽に質問しやすい雰囲気作りを日頃から心掛けたい。

図書館利用マナーの向上については、図書館員が定期的に巡回し注意を喚起することで、

理解の輪を広めていきたい。

Ａ群　図書館の地域への開放の状況

【現状説明と点検・評価】

図書館の地域開放は、キャンパス移転時の 1995 年から開始した。登録制度を採用しており、利用登録対象者は、卒業生と本学の掲げる教育理念である「世界の市民の養成」に対応して、和泉市民に限定せず、広義の市民を対象としている。市民は 3 冊 2 週間、卒業生は 5 冊 2 週間借りることができる。市民の利用登録をしていなくても、当日限りの図書、雑誌、新聞の閲覧は認めている。

2005 年度の学外新規登録者（市民、卒業生）は 90 名（うち卒業生 16 名）であった。これまでの学外利用者で年度末までに登録更新手続きした人数を加えると、2006 年 3 月 31 日現在の登録者実数は 342 名（うち卒業生 55 名）となった。

市民の図書館利用登録者のなかには、本学で社会人聴講生として受講している人も多くみかける。社会人聴講生は、学生と同一条件で図書館を利用することが可能であり、図書館利用ガイダンスを実施し、レファレンスも受け付けている。2006 年度には社会人聴講生 334 名が図書館を利用している。

2005 年度の学外者（市民、卒業生）の年間貸出図書冊数は 1,767 冊であり、社会人聴講生については、2,486 冊となっている。

本図書館には公共図書館が所蔵していない学術図書、雑誌、新聞を長年にわたり収集・保存しているので、市民に開放する意義は大きい。公開講座、社会人聴講制度、司書講習、エクステンション・センターが開講する各種講座とともに生涯教育に貢献している。

長所として、最初に登録するときに利用者カード作成等の事務経費の実費を徴収する以外は、更新料は無料であること、図書の貸出もしていること、書庫へも入れることが挙げられる。学生利用の多い試験期と蔵書点検期を利用制限していることもあり、現在の方式でとくに問題は生じていない。

【改善方策】

上に記したように、地域への開放は着実に実行されており、大きな問題点はないが、今後も改善の努力を続けたい。

なお、2006 年 6 月より、司書講習の教室を大阪市内から本学（和泉市キャンパス）に変更したのを機に、司書講習生 166 名に開講期間外も図書館利用を認めることになった。豊富な参考図書や図書館関係の図書・雑誌の利用ができ、学習効果の高まりが期待できる。

今後も引き続き図書館の地域開放を通じ、大学の使命のひとつである社会貢献の一翼を担いたい。

２）学術情報へのアクセス

Ｂ群　学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況

【現状説明と点検・評価】

本図書館では、学生や教職員のレファレンスに関する情報検索を利用サービス係が担当

している。図書館 WEB サイトでは、OPAC、Webcat Plus、NDL-OPAC、MAGAZINEPLUS、GeNii［ジーニイ］など自由にアクセスできる図書情報検索サイト、また図書館の予算で年間契約して学内の利用者のみが利用できる MAGAZINE PLUS、CiNii(機関定額制)、EBSCOhost(Business Source Elite, SocINDEX の 2 種)、TKC 法律情報 LEX/DB INTERNET、法律判例文献情報、Lexis.com、sourceOECD、eol DB タワーサービス、朝日新聞全文記事検索サービスの 10 種サイトへのリンクを張って、情報の窓口の役割を果たしている。このほかにも、1981 年以降の韓国の株券上場法人、KOSDOQ 上場法人の有価証券報告書を閲覧できる韓国上場会社協議会の TS2000 があるが、これは国内の大学図書館での導入例はあまりない。日経テレコン 21 や Dialog といったデータベースも図書館員の代行検索で利用できるようにしている。

国内外の他大学との協力としては、国内では NACSIS-ILL の参加機関となっている。国内で所蔵館がない文献は、主に BLDSC（英国図書館文献複写サービスセンター）に依頼していたが、NACSIS-ILL システムでも BL（英国図書館）への申込みができるようになり、海外文献の入手にも利用できるようになった。また、私立大学図書館協会阪神地区相互利用協定に加盟し、加盟館を中心に図書館間協力も積極的に行っている。全国の大学図書館等が所蔵する資料の閲覧希望者に対しては紹介状を発行している。

現在、学内には情報センターを中心に約 1,300 台以上のパソコンが設置されている。そのうち図書館には前述のとおり、55 台のデスクトップ型のパソコンが設置されている（OPAC 専用パソコンは除く）。また、図書館 3 階には、対面朗読ボランティアの学生が活動する対面朗読室があり、音声パソコン、点字プリンタ、ピンディスプレイなどの情報機器を揃えている。

この 10 年間ほどの IT 化の進展は、図書館においてもめざましいものがあった。1990 年代前半に、オンライン情報検索や CD-ROM といった媒体による情報サービスが導入された。そして、90 年代後半からは徐々にインターネットを経由したデータベースが現れてきた。昨今では、ネットワークやパソコンの高速・大容量化に伴い、インターネットの出現が図書館の利用形態を大きく変えている。

紙媒体が依然として増加の一途を辿っている一方で、OPAC、NACSIS-IR をはじめとしたデータベースやインターネットのサイトが便利なレファレンスツールとして、また、新聞のフルテキストや統計データ、そして電子ジャーナルなどが一次資料としても活用されるようになっている。本図書館でも、法学部が設置された 2002 年度に Lexis.com、2004 度には TKC 法律情報 LEX/DB INTERNET、sourceOECD、 eol DB タワーサービスを導入し、一挙に学術情報サービスが拡充した。

図書館の機能として、資料の収集、提供、保存があげられるが、長年の収集活動によって蓄積される膨大な資料をいかに適切かつ迅速に利用者へ提供できるかが利用サービスの基本となる。この点で、OPAC が自館の所蔵資料の利用面で果たしている効果は画期的といえる。また外部のデータベースの活用により、雑誌や新聞の記事も掲載誌・紙や巻号、日付などで検索することもできる。さらに、最近の Webcat Plus のサービス開始で目次や内容の詳細な検索が無料で可能となり、特定テーマに関する図書も自館でかなり探し出すことができるようになっている。

もちろん、利用者は自館が所蔵していない図書や雑誌記事の情報を多数検索してくるこ

とも少なくない。単一館での収集能力には自ずと限界があり、自己負担も厭わず他館から取り寄せてほしいという学生も増えてきている。他大学図書館も同様と思われるが、図書館間相互利用を介した文献の複写、貸借は、10年前の1995年度と2005年度を比較してみると、依頼および受付件数は着実に伸びている。情報通信技術の発達が、学術情報サービスへ寄与した結果といえよう。また、受付件数と依頼件数を比較すると、文献複写では約4倍、図書の貸借では約3倍の出超となっている。

2005年度　相互利用件数

	文献複写	貸　　借
受　付	2,057（659）	292(158)
依　頼	470（318）	109(90)

（　）内は1995年度

本学は、図書館システムのオープンシステムへの移行を2002年度に行った。他大学に比して、やや遅れたきらいはあるが、これにより利用者向けOPACは館外からも、館内と同一仕様で提供できるようになった。その半面、書誌データが不備なものも依然として存在している。一部の資料について、図書館資料と利用者を繋ぐOPACが十分に機能していないということであり、目下その対応策として、書誌の遡及データの修正作業に計画的に取り組んでいる。

本図書館では、有料データベース、無料サイトのリンクを図書館WEBサイトのトップページにできるだけ張るようにしている。これは、利用者にその所在をわかりやすく示して、利用の促進をはかるためである。とくに、図書検索ではWebcat Plus、NDL-OPAC、雑誌記事検索ではMAGAZINEPLUSなどの紹介、指導に力を入れている。Webcat Plus、NDL-OPACは、本学OPACを機能的に補完する役割を果たしている。MAGAZINEPLUSは、雑誌記事の掲載誌を図書館で所蔵しているかどうかが詳細画面でわかり、利用増大に役立っている。他の代表的なデータベースとして、TKC法律情報LEX/DB INTERNET、sourceOECD, eol DBタワーサービスなどがある。このうちTKCを除く2種については、以前から冊子体で継続購入していた経緯がある。冊子体をインターネット版に切り換えることにより、「いつでも、どこでも」必要な文献が入手できるという利用者の志向に合ったサービスになった。

国内外の他大学との協力、とくに図書館間相互利用に関しては、2005年11月に国立情報学研究所から通知のあった「平成16年度 NACSIS-CAT/ILL業務分析表」を参考にしたい。他大学等からの依頼に対する総謝絶指数は8.17（全国平均13.93）、ILL平均所要日数0.33（同1.49）、ステータス切替日数5.00（同27.66）などいずれも全国平均を大きく上回っており、対外的には良好なサービスを行っている。複写、貸借の件数も年々増加の傾向にある。いささか問題と思われるのは、依頼の件数が受付に比べてかなり低い数値となっていることである（とくに複写受付全件1,965件に対して複写依頼件数は433件）。また、複写依頼件数の433件は、全国平均の908件に比べても低い。本学の資料収集が利用者のニーズを満たしているといえないこともないが、本当の理由については現在分析中である。

このほか、国外の他大学との協力として、国際交流基金関西国際センター設立当初（1997年度）からほぼ毎年、同センターの司書日本語研修生（対象国ロシア、中国、ベトナム、インドネシア等）1～2名を4～5日間、本図書館に実習生として受け入れ、国際交流に貢

献している。文化・社会制度が異なりながらも相互理解が深まり、図書館の運営やサービスの比較検討ができ、海外の視点から見つめ直すことが可能となり、有益である。

【改善方策】

学術情報サービスでは、パソコンから情報を入手する方法の比率がかなり高くなっている。情報の送り手、受け手として、図書館はつねにそのための方策を講じなければならなくなってきている。

まず図書館 WEB サイトは、図書館の利用案内の窓口として、また各種データベースの入口として、学術情報サービスの基点となるものである。利用者が「図書館や資料のことは図書館のホームページを見れば何でもわかる」といったものに改善していく必要がある。最近、テーマごとに文献探索の方法を記載したページであるパスファインダが注目されているが、とくにレファレンス面でのページの充実を図っていきたい。

利用者向けのデータベースについては、かなり拡充されてきたと思われるが、図書費との兼ね合いもあり、今後の新規導入は難しくなってきている。例えば、日経テレコン 21（サイト固定料金制）は、関西地区の同規模大学でも以前から採用しているところが多数あるようだが、本学ではまだ導入されていない。学生の情報活用力、問題解決力の養成には最適のデータベースであると思われ、学内構成員の広範なニーズもあると推定できる基本資料であり、導入に向け努力していく。

電子ジャーナルについては、アグリゲータ系（電子ジャーナルの代行提供機関系）といわれている EBSCOhost、Lexis.com を提供している。これは出版社系とはちがって、タイトルによっては、プリント版の雑誌とタイムラグが発生するものもあるが、収録タイトル数も意外と多く、比較的廉価であるのが利点といえる。プリント版の雑誌は、大半が人文・社会科学系で占められており、電子ジャーナルを導入することでそれらの購読を止めるというのはなかなか難しい。当面は継続購入してきたプリント版の雑誌と共存させながら、電子ジャーナルではアグリゲータ系を続けて契約していくことになりそうである。しかしながら、洋雑誌の経費はすでに洋図書の経費を上回っており、図書費全体を逼迫してきている。本学継続購読のプリント版の雑誌のうち、電子ジャーナルとしての刊行が大幅に遅れない雑誌については、プリント版の閲覧頻度調査を 2006 年度秋学期後半から開始し、閲覧者が比較的少ない雑誌の購読中止も検討したい。

このほか、中長期計画として、図書館システムの機能向上（サーバーのリプレイス、個人用ポータルサイトなど）への取り組みがあげられる。また、国立情報学研究所や国立国会図書館が行う事業には積極的に参画していくことを目指していきたい。2005 年 9 月には国立国会図書館のレファレンス共同データベース事業参加館となった。続けて、NACSIS-CAT/ILL のグローバル ILL へ参加を目標にしている。

最後に、ハードウェア、ソフトウェアの整備が進んでいる中で、本図書館では学術情報サービスにとって利用者教育がもっとも重要なものとして位置付けている。さまざまな取り組みや企画・工夫を試み、その結果、情報スキルを持ち、図書館を利用する学生が少しでも増えることを期待している。それによって、図書館の利用が増大すれば、大学全体も変わっていくといった意気込みとともに、サービスを支援する図書館員の意識改革、資質の向上にも努めていきたい。

10. 社 会 貢 献

１０．社会貢献

［到達目標］

本学は、1959 年に開学して以来、建学の理念である「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民として活躍しうる国際人の養成」を掲げて、その実現のために努力を重ねてきたが、この基本理念は「社会貢献」という分野でも一貫している。従来も、地域社会、国際社会、企業等との関係をとおして、多様な活動を展開してきたのだが、現在本学では以下の目標の達成を目指して努力しているところである。

（1）本学の教育研究活動の成果をより積極的に地域社会に還元し、地域社会との関係を密なものにすること。

（2）学生の海外ボランティア活動をさらに活性化し、社会貢献を国際的なものとして展開すること。

（3）企業等との連携によって、学生のインターンシップによる研修や教職員の研究協力を深めていくこと。

１）社会への貢献

Ｂ群　社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度

Ｂ群　公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況

Ｂ群　教育研究上の成果の市民への還元状況

Ｃ群　ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学･学部等における、そうした取り組みの有効性

【現状説明と点検･評価】

本学は、開学以来、社会貢献活動を大学の特徴としてきた歴史をもっている。大学開学の翌年には、文部省（現、文部科学省）の委託を受ける形で、社会人を対象とした司書・司書補講習を開始し、今日まで継続実施している。2006 年度で 47 年目になるこの講習の修了者は、司書 7,060 名、司書補 2,766 名、合計 9,826 名にのぼる。修了者は、関西圏を中心に、広く全国の大学図書館、公共図書館で活躍しており、この講習の成果は高く評価されている。本学の誇りとする活動のひとつと言ってよい。2006 年度は、司書講習のみが開講されたが、その受講者数は 163 名、修了者数は 122 名であった。

このように、本学は、入学してきた学生だけでなく、社会人に対しても開かれた教育システムを他大学に先んじて構築してきた。かつてこうした事業は、大学内に設置された社会教育委員会によって行われてきたが、現在では、活動範囲を拡大して、エクステンション･センターがその任務を担っている。

エクステンション･センターは、学生向けの資格取得のための講座以外に、社会人向けの講座や学外で実施される公開講座等を実施している。1986 年に始められた社会人聴講生は、地域の人々に高く評価され、毎年、高齢者や主婦層を中心に多くの社会人が学生たちと肩を並べて受講されている。2006 年度の開講科目は 257 科目で、355 名の受講生であっ

た。この制度を始めてから 2006 年度までの社会人聴講者数の累積は、4,381 人に達する。

社会人聴講生は、本学における一般の授業を社会人に開放するものだが、遠距離のために通学が困難であるような社会人のための学習機会として、1973 年から毎年、学外の施設を会場とした公開講座を開催している。2006 年度では、大阪府立文化情報センターと共催、堺市との共催、阪神奈公開講座フェスタの 3 種類の公開講座に本学の教員を派遣し、その研究成果を広く市民に公開して、今日の社会の生涯学習ニーズに応えている。

本学のキャンパスが位置する南大阪地区および和泉市との間には、より広範囲の協力関係が結ばれ、各種の事業を展開している。

2003 年には、本学と和泉市は、「生涯学習連携事業に関する協定」を結び、同市が毎年主催している「シティプラザ市民カレッジ」のプログラムに本学教員による講座を提供している。この協力関係は定着しつつあり、すでに 2006 年度まで 4 年間の実績が蓄積されている。

和泉市教育委員会との間に結ばれた協定に基づいて、教職免許取得中の学生を中心に、これまでに約 60 名が小中学校へ出向し、学習サポートを行うという活動も展開している。

地域との共同ということでは、この他にも、和泉市をはじめ周辺の自治体の協力を得て、里山の保護等に携わる学生ボランティア活動を支援する「南大阪再生プロジェクト」が展開されているし、大学の所在する地域のスポーツ振興とその活性化を図るために、プロサッカーチームである「セレッソ大阪」(大阪サッカークラブ) との連携協力に関する協定を締結して「少年サッカー教室」を開催している。これは、和泉市内の小学生を対象にして、セレッソ大阪のコーチと本学のサッカー部の学生が合同で指導する試みである。また、和泉市と共催して、NPO 法人の協力を得て、地域住民を対象にした「ふれあいニュースポーツ教室」を開催し、ニュースポーツ（キンボール、その他）の紹介や指導などを実施している。

また、大学の市民への開放という点では、大学のチャペルで定期的に行っているチャペルコンサートや、大学祭に市民を招待したり、図書館の市民向け開放などを実施している。2006 年度に本学の図書館の利用登録をした社会人は、342 人である。本学が地域と連携し、その関係が密接であるという証でもあろう。

その他、地域への貢献という点では、南大阪地域大学コンソーシアムとの関係がある。2002 年に設立されたこのコンソーシアムは、南大阪と和歌山に位置する 12 の大学が連合して、学生の多様な活動を支援していく組織である。現在では、「大学連携・教育プログラム委員会」、「大学・企業共同プログラム委員会」、「インターンシッププログラム委員会」、「南大阪地域講座委員会」、「情報交流・発信委員会」の 5 つの委員会に分かれて、それぞれの活動を支援している。本学副学長兼学長室長が、2004 年 10 月からコンソーシアムの事務局長としてその任についており、2006 年度からは、本学学長がその理事長に就任し、本学がコンソーシアムのリーダー役を果たすことになった。また、本学職員 1 名も当コンソーシアム事務局員として派遣され、勤務している。このように、本学は当コンソーシアムの活動を全面的に支援しているのである。

上に記したように、本学は積極的にかつ多面的に地域と連携した活動を展開しているが、「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「国際的に活躍しうる世界の市民の養成」を建

学の精神とする本学にふさわしいものとして「国際貢献」＝「海外を舞台にした社会貢献」のプログラムがある。現在実施されている海外を舞台にした学生ボランティアは以下の 3 つである。

1)「国際ワークキャンプ」。本学の「国際ワークキャンプ」は、インドネシアのバリ島で、現地のバリ・プロテスタント教会と桃山学院大学とが連携して、本学の学生とインドネシアの大学生が協働して児童養護施設等でボランティア活動を行うものである。桃山学院大学の開学 25 周年を記念して始まった事業であり、すでに 2006 年度までに 20 回も実施されており、これまでにバリ島にある児童養護施設の男子寮・女子寮の改築、水周りの整備の建設等、現地の子供たちの生活や教育環境の改善に役立ってきただけでなく、参加した学生にも、大学のキャンパス内では得がたい貴重な経験をする機会を与えてきた。延べ参加者数は 478 名になる。2006 年度については、大学チャプレンを団長として、21 名の学生と 3 名の教職員が参加して、8 月 27 日から 9 月 13 日までの 18 日間にわたって行われた。ワークキャンプの参加者は、帰国後、彼らの経験を『アジアの人々の協働から学ぶ』という報告集にまとめ、学内外に発信している。

2) インド・コルカタ・ボランティア活動。これは、マザー･テレサの活動したコルカタ（旧カルカッタ）において、本学の社会学部社会福祉学科の学生を中心に、各種施設における介護等を行うボランティア活動である。2006 年には 25 名の学生が参加した。この活動が上述の「国際ワークキャンプ」のように恒例のものとして定着するかどうかは、現時点では未定である。

3) 砂漠緑化ボランティア・プログラム。このプログラムは、引率 1 名の他、教員 1 名、職員 1 名、学生 8 名、の合計 11 名の参加者を得て、2006 年度に初めて実施された。中国・内モンゴルにおいて、砂漠化が進行する地域の植林活動を行うものである。このプログラムについても、実施状況を検証し、今後の方針が確定されることになろう。

いずれの活動においても、参加した学生たちは、現地の人々との協働の中で多くのことを学び､大学における学習と社会との関係についてあらためて深く考える契機としている。社会貢献やボランティア活動の核心は、恵まれた者が恵まれぬ者に施しを与えることではなく、立場の違う者同士が互いに学びあう場であることに気づいていくのである。

【改善方策】

本学の伝統ともなっている社会貢献と地域との連携関係を今後も着実に継続するとともに、社会や地域のニーズに応じて、新たな貢献策を検討し、現行の諸施策を検証して、より有効な活動が行えるように努める。また、国際貢献については、すでに定着しているインドネシアにおける「国際ワークキャンプ」を維持するとともに、新しい分野の開拓についても検討する。

公開講座や地域との連携については、エクステンション･センターや学長室の検討課題であり､ボランティア活動支援については､現在はキリスト教センター内にボランティア･ビューローを設置しているが､それをボランティア･センターに発展させて､ボランティア支援体制をさらに強化する構想も検討中である。

Ｂ群　研究成果の社会への還元状況（大学院研究科）

【現状説明と点検･評価】

公開講座への参加等の状況は、学部のところで延べたとおりである。本学では大学院担当者はすべて学部教育の担当者でもあるから、その点はくりかえさない。ここでは、大学院に固有の試みについて述べる。2006 年度から経営学研究科に「日中連携ビジネスコース」が開設された。この研究科が学生として想定しているのは、中国関係のビジネスに携わっている経済人、将来中国への企業進出を考えている人、現在すでに中国でビジネスをしている企業の社員教育、中国ビジネスのコンサルタントを目指す人、中国で働いてみたいと思っている人などである。つまり、社会人を主な対象としてその需要を満たすことを目的としており、いわば研究成果を直接的に社会に還元する試みであると言ってもよい。コースが開始されたばかりであり、現時点では適正な評価は困難であるが、現状では順調に滑り出している。

【改善方策】

経営学部研究科の上記の試みの成果を検証しつつ、必要な改善策を講じるとともに、他の研究科においても同様の試みが可能かどうか検討する。

Ｃ群　地方自治体等の政策形成への寄与の状況（大学院研究科）

【現状説明と点検･評価】

多くの本学専任教員が地方自治体等の設置する審議会や協議会の委員として活動している。その詳細は「教育･研究業績」に記載されているとおりだが、とくに社会学部社会福祉学科および法学部法律学科の教員は、その専門性を発揮することを期待されており、各種の審議会等の委員として政策決定に深く関与している。しかし、個々の教員の寄与の具体的な状況については、大学としては把握していない。

なお、委嘱を受けた外部委員への就任は、本学での本務に支障をきたすことのないよう、学部長の了承を必要とするが、本人からの申請を拒否する事例はほとんど存在しない。

【改善方策】

本学の教員が、その専門的学識を生かして、地域の自治体等の政策形成に参画している例は多くあり、この状況についてとくに改善すべきところはない。

２）企業等との連携

Ｃ群　寄附講座の開設状況

【現状説明と点検･評価】

学生に職業意識を喚起する「職業を考える」という講座の中の一部を企業の経費負担によって行うなどのケースは従来もあったが、いわゆる寄附講座の開設は過去に、証券会社と銀行から提供された 2 件のみで、まだあまり多くない。しかし、2007 年度については、証券会社の提供する「共通自由特別講義　金融の知力」と新聞社が提供する「社会福祉学特講　マスコミからみた福祉」というタイトルの 2 つの寄附講座の開講が予定されており、今後さらに増える可能性がある。

【改善方策】

企業等との連携を深め、寄附講座の申し出があれば随時対応していきたい。

C群　大学院と大学とそれ以外の社会的組織体との教育研究上の連携策

【現状説明と点検･評価】

大学と大学以外の社会的組織体との教育上の連携は、学生の企業等におけるインターンシップという形で、2000年から実施されており、その経験を踏まえてさまざまな改善策を講じつつ、直実に展開している。その現状については、学部の教育課程の報告の中に記載する。

大学と大学以外の社会的組織体との研究上の連携については、開発途上である。2000年に大阪府産業技術総合研究所と、2001年に南大阪地域地場産業振興センターと研究交流を実施する「桃山学院大学・南大阪地域地場産業振興センター相互交流に伴う協定書」を結んだ。ただし、実際の研究交流はなかなか具体化しなかったが、2006年からはこの協定に基づいて、大阪府産業技術総合研究所において、大学院経営学研究科の「日中連携ビジネスコース」の院生の実習科目の一部を提供してもらうことになった。遅々たる歩みであるが、連携が実を結びつつあるところである。

また、本学は和泉市へのキャンパス移転直後に和泉市商工会議所の会員になったが、2005年度には、大阪商工会議所をはじめ、日本経済研究所、関西生産性本部の正会員になった。これらの成果が現れてくるのは今後のことになるが、現在は、徐々に学外の組織との連携を拡大し、研究教育の交流基盤を整えようと試みている。

同じく2006年度には、地元の紀陽銀行との間で協定を結び、当面は研究会を開くことを企画している。これは、大学の研究教育を地元の産業界とのネットワークの中で展開するという目的をもつものだが、今後共同研究を深化させるとともに、他の企業にも働きかけ、協力関係を構築したいと計画中である。

さらに、本学が位置する和泉市内には工業団地「テクノステージ」があり、現在約120の企業が活動している。和泉市は「テクノステージ」を活性化するべく、「テクノステージ和泉まちづくり協議会」を立ち上げ、その活動の一つとして2006年に「テクノステージ和泉ビジネス連携サロン」を設立した。本学はこのサロンの主要なメンバーとなっている。このサロンの課題として想定されているのは、①経営に関する各種の情報、②国、府、市の中小企業施設情報、③情報技術の導入に関する情報、④科学技術情報、⑤経済情報、⑥海外情報、などである。本学は、これらの領域の専門家をかかえる団体として期待されているのである。大学と大学以外の社会的組織体との教育上の連携は、学生の企業等におけるインターンシップという形で、2000年から実施されており、その経験を踏まえてさまざまな改善策を講じつつ、着実に展開している。その現状については、学部の教育課程の報告の中に記載する。

【改善方策】

学生のインターンシップをさらに拡充し、協定を結んだ団体と本学の研究協力の状況を検証しながら、改善策を模索する。

11. 学 生 生 活 へ の 配 慮

１１．学生生活への配慮

［到達目標］

充実した学生生活を送るためには、心身ともに健康で、財政的な基盤が安定していることなどの条件が必要であり、学生生活の支援体制を拡充・強化する施策を実施する。具体的には、以下の目標が設定される。

(1) 奨学金について、「経済援助型」と「報奨型」の制度を整理し、より効果的な支援が行えるようにすること。大学院生については、奨学金の必要な学生の全員が安心して学業を続けることのできる十分な額の奨学金を受けられるようにすること。
(2) 学生が心身ともに健康で、衛生的かつ安全な環境で勉学・研究を行えるようにすること。
(3) ハラスメントのない大学を創造するために、現行のハラスメント防止策を徹底し予防に全力をあげること。
(4) 学生のキャンパス滞留時間を長くし、学生生活における指導、支援効果の向上および学内活性化を図ることを目的として、県人会の結成など学生間の繋がりを強化するプログラムを企画・実施していくこと。
(5) 正課外公認団体の活性化支援を目的として、これらの活動の広報活動を充実し、また、全学生に対して良い刺激となると判断される活動に対し、支援を拡充すること。
(6) 学生へのキャリア形成および就職支援を充実させるため、キャリアセンターを設立すること。
(7) 大学院生の研究成果の発表促進のために、現行の制度（学会発表支援奨励金、論文指導小会議および論文指導会議）を有効に活用すること。

１）学部学生への経済的支援

Ａ群　奨学金その他学生への経済的支援を計るための措置の有効性、適切性
Ｃ群　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

学生への経済的支援策として、本学では、(1)奨学金制度、(2)奨学ローン制度、(3)家計急変に対する制度、(4)学費延分納制度、(5)外国人留学生への経済的支援制度、(6)その他、の大きく５つの制度によって学生を支援する体制を整えている。

(1) 奨学金制度

最も有効かつ充実している経済支援制度は奨学金であり、「経済援助型」と奨励を目的とした「報奨型」に大別される。

経済援助型」（経済的理由で修学困難な学生に対し支援することを目的としている）としては、以下の奨学金がある。

・ 日本学生支援機構第一種・第二種（貸与型）

・ 桃山学院大学学部貸与奨学金（貸与型）※募集は 2005 年度で終了
・ 遠隔地出身学生援助奨学金（給付型）
・ 各種団体（学外）の奨学金

「報奨型」（奨励を目的としている）としては、以下の奨学金がある。

・ 桃山学院大学課外講座学修奨励奨学金
・ 桃山学院大学教育後援会育英奨学金
・ 桃山学院大学同窓会課外活動奨励奨学金
・ 桃山学院大学授業料減免特別奨学金
・ 桃山学院大学高度専門職業資格取得奨励金制度

まず経済援助型奨学金であるが、採用者数や交付金額の規模から本学奨学金制度の中心を担っているのは日本学生支援機構の奨学金であり、2005 年度には第一種 508 名、第二種 1,267 名が採用されている。学生との相談の中で、経済的事由による支援が必要であると判断された場合は、基本的にこの奨学金を申請するように指導をしている。

桃山学院大学学部貸与奨学金は、日本学生支援機構奨学金の推薦枠に漏れた学生を救済する目的で作られたが、近年、日本学生支援機構奨学金からの推薦者枠が増加し、下表に見られるように、採用率が高まって、2005 年度には 95%近くになっており、補完の意味あいが薄れてきたため、2005 年度をもって募集を打ち切った。

	募集人数	出願者合計	採用者合計	採用率
2003年度	249	319	249	78%
2004年度	287	332	287	86%
2005年度	318	340	318	94%

経済援助型奨学金の中で唯一給付制にしている遠隔地出身学生援助奨学金の特徴は、同時に報奨型の面も持ち合わせており、家計と学力両面から選考を行っている。家計については、日本学生支援機構第一種奨学金の基準を適用しており、学力については、１年次生は高等学校時の調査書の評定平均値を使用し、２年次生以上については修得単位数と本学独自の学力基準点を算出し選考する。

報奨型奨学金では、課外講座学修奨励奨学金および教育後援会育英奨学金は、学業成績により選考を行い、同窓会課外活動奨励奨学金は、公認団体における課外活動の成績により選考される。授業料減免特別奨学金は、本学の奨学金の中で唯一入学後に申請することができない奨学金であり、入学試験（AO 入試・一般入試前期日程）において優秀な成績を修めた学生のみが対象者となる。そして、入学後に一定の基準をクリアすることにより秋学期授業料が免除される制度で、入試政策の一環として創設されたものである。

(2) 奨学ローン

金融機関と提携した奨学ローン制度は、2005 年度秋学期より運用を開始された。これは従来の貸与奨学金に代わる制度として入学時納入金への利用もカバーするものであり、さらに、学生が自らのキャリアアップを目指し勉学や留学に打ち込むことを支援するものである。今年は、前者については 10 名、後者の場合は 24 名の申請があった。募

集が年度途中に急遽決まったにも関わらずこれだけの応募があったことは、こうした制度に対する潜在的需要の高さを示すものと受け止めている。

この制度は、融資金使用使途が限定されているので、世間の一般的なローンと比較して低利率の金利で融資が受けられる利点がある。

(3) 家計急変支援

家計急変に関する支援策として、学外の制度では日本学生支援機構緊急推薦・応急推薦制度があり、学内の制度では授業料減免制度および学業継続奨励金制度が設けられている。日本学生支援機構奨学金、授業料減免制度に出願するには、出願時までの約1年以内に何らかの家計急変の事由が必要となる。学業継続奨励金は本学元職員の寄付金を原資とした奨励金で、授業料減免制度に準じた制度として設けられている。授業料減免制度および学業継続奨励金は、当期学費のうち授業料全額または半額が免除され、最近3カ年では漸増傾向にある。2005年度は、授業料減免制度出願要因として、大雨、台風などによる自然災害を要因とする出願が特に多かった。

授業料減免制度出願・決定状況

年度	学　期	出願者数	採用者数		不採用者数	減免総額（単位：千円）
			全額免除	半額免除		
2003	春学期	1	0	1	0	175
	秋学期	3	0	1	2	175
	計	4	0	2	2	350
2004	春学期	3	2	0	1	700
	秋学期	6(1)	1(0)	5(1)	0	1,225(175)
	計	9(1)	3(0)	5(1)	1(0)	1,925(175)
2005	春学期	13(5)	6(0)	6(5)	1(0)	3,150(875)
	秋学期	3	2	1	0	875
	計	16(5)	8(0)	7(5)	1(0)	4,025(875)

（　）内は自然災害内数

(4) 学費延分納

学生への経済支援策の一環として学費の延分納制度を設けている。家庭の諸事情により期日内に学費を納めることが困難である場合、納付時期を延期できる「延納」制度と、分割して支払う「分納」制度があり、学費引落通知に添付の申請用紙にいずれの方法を希望するかを選択し、提出することで利用を可能としている。昨今の経済事情による学費負担の重みと、手続に複雑な審査が必要ないことから、ここ数年は全学生の15%の利用者がある。

(5) 外国人留学生への経済的支援制度

外国人留学生に対して、学内奨学金（桃山学院大学私費外国人留学生学内奨学金)、授業料減免（桃山学院大学私費外国人留学生授業料減免)、授業料延納・分納の制度を設置している。これらの対象は、「留学ビザ」による留学生にとどまらず、その他のビザによる留学生、更には中国帰国生や外国人生徒についても、審査のうえ要件を満たせば留学生扱いとしている。

学内奨学金（大学院生5万円／月、学部生4万円／月）は、在籍留学生数の1/2の留学生に対して実施（2005年度採用人数：大学院生34名、学部生75名、計109名）して

おり、学外の各種奨学金と併せると、奨学金受給率は、学内奨学金で優先される大学院生で 100%、学部生でも 65%以上となる。

また、奨学金制度とは別に、留年生をのぞく全ての正規留学生に対し、授業料減免（年間授業料の 30%）制度も実施しており、採用率は 100%（2005 年度採用人数：大学院生 47 名、学部生 151 名、計 198 名）である。

授業料延納・分納制度については、一般学生と同様の制度を留学生も利用することが可能である。特に授業料延納制度については、毎年申請者も多く、留学生の需要は高い。

本学が独自に設置している留学生向けの制度（学内奨学金および授業料減免の両制度）は、学外各種奨学金が近年減少を続けるなかで、優秀な留学生を募集する際の有効な手段として、また入学後の学業支援においても大きな役割を果たしている。

ただし、学内奨学金に限っては、採用人数が在籍留学生数の 1/2 という規程のために、留学生数の急増に伴い予算が肥大化している。また、受給率こそ高い水準を何とか維持しているが、受給できない学生の実数が増加しており、この影響の有無についても注意が必要である。

(6) その他

その他の支援制度として、アルバイト紹介や短期の貸付金制度を設けている。

アルバイトについては、掲示板に求人情報を掲載している。学生の資質向上に繋がるものとして教育関係の職種に限り募集を行っているが、利用率はそれほど高くない。過去 2 年間に、大学が紹介したアルバイトでのトラブル報告は入っていない。

短期貸付金制度は教育後援会資金の貸付となり、連帯保証人にも署名・捺印を求めたうえで、3 万円を上限に 3 カ月以内に無利子で返済することが貸付条件となっている。本制度の利用率も低く、年間 5 件以下となっている。

なお、以上の各種制度に関する学生への情報提供については、まず本学で取り扱っている奨学金制度およびその他の経済支援制度等をまとめた冊子を作成し、新入生には入学前に全員に配布し、在学生には希望者に随時配布している。また、各制度の募集時期が近づくと、学内掲示板および大学 Web サイトに情報を掲示している。さらに一部の学部では、電子メールによる在学生への通知を行うことも試みている。

経済援助型奨学金や奨学ローンのように、申請手続きのやや煩雑なものに関しては、学内にて独自の説明会を開催している。まず毎年 4 月早々に日本学生支援機構奨学金の募集説明会を実施し、学内の遠隔地出身学生援助奨学金も 6 月に説明会を行っている。

以上、本学の学生や大学院生に対する経済的支援体制は十分とはいえないとしても、かなり充実しており、適切なものであるが、学生への情報提供のあり方も含めて、学生が安心して勉学に専念できるように、さらに充実した制度とその効果的な運用を検討しなければならない。

【改善方策】

以上のように、学生の経済状態を安定させるために、学外の各種制度を積極的に活用し、また学内独自の資金を活用したさまざまな援助制度を設置して、学生への情報提供や詳細の個別の説明にも配慮し努力してきた。その甲斐あって、こうした制度は有効に機能してきたといえるが、さらなる改善を目指して、以下のような取組を続けている。

まず、各種制度へのアクセスをより容易にするための努力を継続したい。

現在、一部の学部において、電子メールにより、一部の奨学金制度の募集開始と説明会日程を全学部生に通知する試みが既に行われているが、これを、全学的にできるだけ多くの制度について拡充していく。

また、学生への説明をよりわかりやすいものにする努力も必要であろう。たとえば、貸与型奨学金については、出願書類が煩雑であり、特に新入生にとっては家計の収入に関する書類のことを初めて耳にするという場合が多い。また、奨学ローン制度の申請手続は、貸与奨学金よりもさらに煩雑となる。説明会を開催し必要書類の見本を見せたり、図などを多用した分かりやすい手続要綱を作成したりすることで、申請手続や必要書類等に関する情報を事前にきちんと提供し、より分かりやすく説明するための努力を継続したい。

アルバイトの紹介については、利用率の低さに鑑みて、アルバイト紹介業務のあり方を学生生活委員会で再検討したうえで、2006 年度より学外のアルバイト紹介システムに参加する予定である。このシステムは、インターネットや携帯電話から 24 時間アルバイト求人情報を閲覧することが可能であり、求人も近畿一帯をカバーしており大学や実家の近くなど利便性を考えて勤務地を選択することができる。

次に、制度そのものの改善に向けた取組みとして、奨学金を管轄する学生生活委員会においてより良い運用へ向けて現行制度を検証し、すでに 2008 年度からの運用開始を目指して制度改革の提案を学長へ提出しているところである。この提案で示されている、主たる改善目標点を以下に列挙する。

(1) 報奨型の学内奨学金のうち、選考時に学業成績を問うものについては、現行基準の下では、ひとたび成績不振の学期があると、その後の奨学金選考までその時期の成績が影響してしまい、出願資格を満たすことが困難にある。基準の見直しが必要である。

(2) 入学試験の成績上位者を入学させることを目的に創設した「授業料減免特別奨学金」については、入学後、学部毎に定められた一定の成績を修めることで最大 4 年間継続して奨学金を受給できる制度だが、運用開始から 4 年間の状況を見ると、入試成績上位者が入学する割合が少ないうえ、入学後の継続率も全体的に低い状況が続いている。奨学金資源の有効活用のために、制度そのものを見直す。

(3) 学業継続奨励金はこれまでのところ家計急変支援策として機能してきたが、近年は、家計急変の事由がなくとも恒常的に困窮度の高い学生が増加している。このため、この制度を今後は経済援助型のものとして活用していく。家計急変に対しては、従来からの主たる支援策として、学外の日本学生支援機構と学内の授業料減免制度を今後も活用する。

(4) 貸付金制度については、貸付額の上限については返済の負担を勘案し現状のままとするが、貸付を受ける際に連帯保証人の自署・捺印を求めており即効性に欠けるため、緊急に資金が必要となった場合の対応について改善をはかる。

(5) 外国人学部留学生に関しては、近年 1 学年当たり 40 名程度まで増加していた入学者数を、2006 年度入試より 25 名を目標値として減少させる方針が既に打ち出されており、

留学生向け奨学金予算の肥大化については一定の歯止めがかかることが期待できる。ただし、大学院留学生数は、大学院生に占める留学生の割合が高く、奨学金および授業料減免政策の見直しが大学院の学生募集に大きく影響するとの懸念もあり、今後も優先的に学内奨学金制度の適用対象とする。もちろん、受給率の下がる学部留学生の経済的側面には十分な注意を払っていく。

2）大学院学生への経済的支援

Ａ群　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
Ｃ群　各種奨学金へのアクセスを可能にさせるための方途の適切性
【現状説明と点検・評価】

奨学金に関する募集案内等は全て、大学院生専用の掲示場所に掲示して周知を図っている。一般学生の奨学金等については学生課が所管し、外国人留学生の奨学金等については国際センターの所管となっている。

一般学生が採用された奨学金はすべて日本学生支援機構のものであり、その実績は以下の通りである。この奨学金の受給資格は正規の就学期間（前期課程 2 年間、後期課程 3 年間）に限定されているので、表には実際の総在籍者数と受給資格を有する在籍者数を示している。

大学院研究科一般学生奨学金受給状況

年度	課程	第一種	第二種	在籍者数	受給率
2002	前期	12	2	44（39）	31.8（35.9）
	後期	3	0	9　（6）	33.3（50.0）
2003	前期	10	6	36（29）	44.4（55.2）
	後期	2	1	9　（5）	33.3（60.0）
2004	前期	8	3	34（29）	32.4（37.9）
	後期	3	1	12　（7）	33.3（57.1）
2005	前期	12	4	31（27）	51.6（59.3）
	後期	3	1	8　（5）	50.0（80.0）
2006	前期	12	6	34（33）	52.9（54.5）
	後期	2	0	9　（4）	22.2（50.0）

（ ）内は、正規就学期間の学生数、受給率を示す

一般学生については、在籍者数が近年減少しているにもかかわらず奨学金採用者の数は減少していないため、採用率は上昇する傾向が見られる。

外国人留学生については、正規の就学期間を超えて在籍する者を除き、全員が何らかの奨学金を受給できる制度を設けている。学外奨学金が受給できなかった学生に対し、学内奨学金月額 5 万円を支給する制度である。また、私費外国人留学生に対する学費減免制度を設けている。これにより、私費外国人留学生は、正規就学期間に限って当該年度の授業料の 30%が減額される。必ずしも十分とは言えないが、他大学等の実情と比較すれば、そ

れなりに充実した支援体制と評価しうる。

【改善方策】

研究に専念し、アルバイトに従事することが困難であるという事情を勘案すれば、大学院学生にとって奨学金は重要な意味をもっているが、とくに緊急の改善策の実施を迫られている状況ではない。

３）大学院学生の研究活動への支援

Ｃ群　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

制度的には、大学院学生は本学総合研究所の管轄する共同研究プロジェクトに正式メンバーとして参加ができるようになっている。共同研究プロジェクトの研究予算は参加人数によって按分される方式を採用しているが、専任教員と同額ではないが、参加する大学院学生にも予算がつけられる仕組みである。しかし、研究テーマの合致が必要なので、現状では共同研究プロジェクトの正式メンバーとなっている院生は少数である。院生への働きかけを強め、共同研究に参加する院生の数を拡大していくことが課題である。

【改善方策】

大学院学生が教員との共同研究を展開するための制度的な配慮はなされているが、まだ十分に活用されていない状況があるので、制度を周知させるとともに、教員の側からの働きかけを強化したい。

Ｃ群　学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

博士後期課程の学生に対しては学会への参加や入会を勧めている。学内学会については、指導教員の推薦を経て、学会役員会で承認を得た者は、学生会員の資格を認められ、指導教員の承認を経て、紀要への投稿も可能である。また本学博士前期課程を終了した者で、その修士論文が指導教員から学術上特に優れた論文であると認定された者は、紀要への投稿を編集委員に申し出ることができる。さらに、学外の学会における研究発表を奨励するための制度が設けられている。「大学院学生の広い視野に立った研究活動を奨励し、研究成果の国内（外）における学会発表を奨励支援することを目的として、旅費（交通費および宿泊費）の一部を補助する」（桃山学院大学院学会発表支援補助金取り扱い要領） 制度である。

【改善方策】

院生は、上述の通り学内学会の学会誌に投稿できるし、また外部の学会での研究発表に対して支援奨励金を支給される等研究活動に対して配慮されており、このような配慮は今後も継続していきたい。

４）生活相談等

Ａ群　学生の心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮の適切性

【現状説明と点検・評価】

(1) 定期健康診断と、日常の応急措置・健康相談

学校保健法に基づいた定期健康診断は、毎年 3 月下旬に全在学生、4 月に全新入生を対象に実施している。全員を対象とする胸部Ｘ線間接撮影、身体計測（身長・体重）、視力検査のほかに、４年次生以上と社会学部社会福祉学科２年次生には内科診察と尿検査を追加、さらに、体育会クラブ所属学生には内科診察、尿検査、心電図検査を追加して行っている。本学が結核発病率の高い大阪の地にあることを考慮して、胸部Ｘ線撮影を全学生に実施している。2005 年度の受診率は全学生の 90.5%で、例年通りであった。学年別の受診率は、1 年次生が一番高く 98.5%、次いで４年次生 92.2%、２年次生 91.9%、３年次生 89.2%と続き、５年次生以上は 45%ときわめて低い。大学院生は昨年に比して 2.7%下降し 73.2%であった。定期健康診断の結果、経過観察等が必要な場合は、学医による診察や看護師による健康相談を継続して実施しており、また、精密検査が必要な場合は、外部の専門医療機関を紹介し対処している。また、就職活動や体育会クラブの対外試合、アルバイト等で必要な健康診断証明書を発行している。年間発行枚数は 4,500 枚前後であり、その 80%以上が自動発行機からの発行となっている。

また、保健室の日常業務として応急処置、健康相談を実施している。2005 年度の処置件数は述べ 5,000 件を超える。応急処置内容は、感冒、頭痛など内科的処置が 47%を占め、外科的処置が 25%である。医師による健康相談・診察は、学医（内科医）によるものを毎週金曜日の午後 1 時から 4 時に、スポーツ整形外科医によるものを第 3 水曜午後 1 時から 4 時に行っている。応急処置には看護師 2 名が対応にあたり、投薬や必要な手当て、あるいは症状に応じて、医療機関の紹介、食事・生活へのアドバイスを実施している。重症度を判断し、症状により近隣の医療機関への紹介、搬送を行う場合もある。学医が常勤でないことを考えると現状の処置が最善の方法と思われる。健康相談では、近年心理的な相談が増加してきているが、「学生相談システム」が 2002 年度より運営されるようになり、保健室、学生相談室、学生窓口のインテーカー、教員が相互に連携をとることのできる体制ができた。今後も学生相談の件数は増加することが予測されるので、保健室としてもより連携を充実させていくことが必要である。学生相談システムと生活相談の詳細については次項に記す。

なお、法律の改正によって一般人でも使用可能になった AED（自動対外式除細動器）を学内の 3 カ所（第一守衛室・保健室・体育館）に設置し、緊急時への対応の体制を整備している。

(2) 健康アンケート

保健室では、学生の健康状態を把握し、適切な処置がとれるようにする目的で、2005 年度より新入生を対象に「健康アンケート」を実施している。2006 年度の回収率は 99.7%であり、ほぼ全員からの回答を得て、入学試験出願書類では把握しきれない身体障害や心的疾病を持つ学生の存在が把握できた。さらに、アレルギーなどを含めた既往歴や、

現病歴などの情報を得ることが可能となり、応急処置時、内科診察時には有効に利用されている。また、これからの大学生活において健康面で不安を持つ新入生に対して、医師、看護師による健康相談を実施することにより不安の軽減につとめた。言うまでもないが、これらのデータは、個人情報保護法の趣旨に則って、2005 年 4 月に制定された桃山学院大学個人情報保護規則に基づき適切に管理されている。

また、体育会クラブ所属の新入生に対しては、別途に健康アンケートを従来から実施している。上記の新入生対象健康アンケートを 2005 年度から開始したので、体育会クラブ所属新入生には、重複する内容を省いて、スポーツ歴、スポーツによる外傷、障害などスポーツに関する内容のみを問うように変更した。アンケートの結果に対しては、スポーツ障害等で相談を希望する学生に対し、スポーツ整形外科医の健康相談等で対応している。

(3) 健康教育・啓発活動（広報、講習会、キャンペーン、最新情報の提供など）

自分自身への健康への関心を高めることが、健康保持・増進のための前提である。

保健室では、鳥インフルエンザや SARS 等健康に関する最新の情報を、大学 HP や、掲示板、随時発行される「保健室便り」などで、学生・教職員に提供している。さらに、「保健室年報」を毎年発刊し、保健室の業務状況や定期健康診断結果について情報公開を行うとともに、健康アンケートより得られたデータを分析して報告している。青年期の健康問題を客観的なデータからとらえ、健康教育を効果的にすすめていくためには、今後も健康アンケートの拡充やデータの蓄積を継続して実施していくことが重要である。

禁煙キャンペーンについては、とくに力をいれているところである。学内に禁煙を呼びかけるポスターを掲示するなどのほか、文化サークル連合の新入生を対象として、毎年 6 月に実施しているキャンプでは、アルコール、喫煙、性感染症について講習会を実施し、また、希望するクラブに対して、夏期休暇前にアルコールと喫煙に関する指導を実施している。こうした講習会に加えて、毎年世界禁煙デーに合わせて「禁煙キャンペーン」を行っている。大学隣接地域の保健所よりスモーカライザーを借用し、呼気中の一酸化炭素濃度の測定、ニコチン依存度チェックを希望者に対して行うとともに、喫煙による健康被害を訴えている。例年 200 名ほどの参加があり、禁煙指導を希望する学生は、その後も保健室にてカウンセリングを続けている。これらの活動には一定の成果も認められるが、キャンパス内の喫煙については、非喫煙者からの不満が寄せられる状況があり、キャンパス内の全面的な禁煙等も含めて抜本的な対策を検討する必要がある。

また、国際交流を拡大する大学の方針に対応して、近年は学生が海外で活動する機会が増えているが、こうした状況に応じて、日本とはまったく異なる環境における健康管理についての講習会等も実施している。たとえば、インドネシア・バリ島で毎年行われている「国際ワークキャンプ」の参加者には、予防接種の必要性や感染症の危険性等について正しい情報を与え、現地での健康管理についての注意を促す講習会を実施している。

以上、学生の健康保持・増進のためになされている諸活動は、全体として適切なものであると思われるが、今後もこれらの活動をさらに充実させるとともに、学生の実態をよく

把握して、新しい課題にも迅速に対応していかなければならない。なお、これらの措置が大学院学生に対しても同様に行われていることは言うまでもない。

【改善方策】

定期健康診断受診率の向上、プライマリーケアーを充実させることはもとより、海外で活動する学生も少なくないことから予防接種の実施や、健康管理に関する情報提供を Web サイトや電子メール等を活用してさらに充実していきたい。また、青年期の健康問題である結核、喫煙、アルコール、性感染症等について啓発活動を推進したい。さらに、とくにコンビニで食事を済ませる下宿生の「食育」などについても、現状に対応した啓発活動を展開したい。

Ａ群　ハラスメント防止のための措置の適切性

Ｃ群　セクシュアル・ハラスメント防止への対応

【現状説明と点検・評価】

セクシュアル・ハラスメントを始めとするさまざまなハラスメントが現代社会では大きな問題となっているが、「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民として国際的に活動しうる人材の養成」という本学の理念からして、あらゆるハラスメントを防止し、万が一そのようなことが発生した場合には、迅速かつ適切に解決する体制をとっている。

1992 年には「桃山学院大学人権教育基本理念」が発表され、建学の理念を内外に鮮明にしたが、さらに、2000 年 2 月には、学院理事長と大学長の連名で「セクシュアル・ハラスメントの防止と解決に関する宣言」を発表した。この宣言では、開学以来、本学が人権教育に力を注いできた歴史を再確認し、「いかなる形態によるものであっても、セクシュアル・ハラスメントが看過されたり、黙認されることがあってはなりません。また、セクシュアル・ハラスメントの被害者や問題解決のために協力した人が、いかなる形の不利益を受けることがあってもなりません」として、次のような決意を表明している。「学校法人桃山学院および桃山学院大学は、男女平等の原則の下に、断固たる態度でセクシュアル・ハラスメントを防止することを宣言します。また、この問題について、迅速かつ適切な対応と、公正かつ最善の解決を常に求めることを確認します。そして、あらゆる手段を通じてセクシュアル・ハラスメントのない環境をつくるため、諸制度の整備や啓発活動に取り組みます」。

この宣言に基づいて、本学には「セクシュアル・ハラスメントの防止と解決に関する規程」があり、セクシュアル・ハラスメントの防止や、万一発生した場合にこれを迅速かつ適切に解決するために必要な措置について定めている。また、学生や大学院生からの相談体制を整え、既設の学生相談室のほかに、「セクシュアル・ハラスメント相談員の活動等に関する規程」を制定し、被害にあった学生や大学院生が気軽に相談できる態勢をとり、セクシュアル・ハラスメントの防止に努めている。関連する規程として、ほかに「セクシュアル・ハラスメント防止委員会規程」、「セクシュアル・ハラスメント調査委員会規程」等が定められ、これらはいずれも大学の WEB サイトに開示されている。

パンフレット等による啓蒙活動に加え、毎年少なくとも 1 回教職員は研修を行い、学生には講演会を開催している。いわゆるアカデミック・ハラスメントに関する規程は定めて

いないが、研修や講演会はこの点を含めて行われている。学長を委員長とするセクシュアル・ハラスメント防止委員会は、入学ガイダンス時のオリエンテーションの際に、セクシュアル・ハラスメントを許さない大学の姿勢を示し、学内各所にはセクシュアル・ハラスメント防止ポスターを掲示して注意を喚起している。

残念なことに、本学では過去に2度、教員による女子学生へのセクシュアル・ハラスメントと認定される事件が発生した経験をもっている。本学ではこれらを教訓としてセクシュアル・ハラスメントの存在しない大学を実現すべく、努力を重ねてきた。こうした努力の成果として、2005年度は学生相談室およびセクシュアル・ハラスメント相談員への相談あるいは訴えは1件もなかった。アカデミック・ハラスメントと認定される事件はこれまで発生していない。

【改善方策】

本学においてセクシュアル・ハラスメントは決して発生させないという決意のもとに、セクシュアル・ハラスメント防止委員会を中心として、啓発活動をさらに強化し、事前の予防策を徹底する。アカデミック・ハラスメントの防止についても同様に、多様な予防策を講じる。

Ｂ群　生活相談担当部署の活動上の有効性

Ｃ群　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況

【現状説明と点検・評価】

学生が大学生活を享受し、その本来の目的である勉学に励むことができるには、思春期の彼らがもつさまざまな問題を解決していく補助の体制を確立しておくことが重要である。本学では、学生生活を送る上で学生たちが直面するさまざまな問題や悩みの解決に取り組む専門的な部署として「学生相談室」を設置している。

学生相談室には、専門のカウンセラー（専任職員 1 名、派遣職員 2 名）を常駐配置し、随時学生の相談に応じて体制を整えている。相談の形態は、面接、電話、メール等様々であり、相談内容も、学業や進路、生活上のトラブルや心理的な悩み等多様なものがあり、2005 年度の延べ利用件数は 1,144 件に上る。

学生相談室では、個人相談のほかにも、性格検査・職業興味検査といった心理検査や、種々のグループ活動プログラムも実施している。とくに効果が見られるのが、月に 1 回催される「ティーアワー」である。「ティーアワー」は、人と関わることが苦手な学生や、学生相談室に来室したいけれど躊躇している学生を対象に、相談室に来室して気軽に他者と交流する機会を提供することを目的として実施している。新規参加者、来室経験者ともに、ティーアワーをきっかけに継続的に相談室に来室するようになる学生が多く、有効に機能している。集まった学生たちは、カウンセラーの支援を得ながら、自己紹介から始めて、身近な話や経験談等をして交流している。2005 年度のティーアワー参加人数は年間延べ 87 名であった。参加者数は回を重ねるにつれ減少しているが、これは、ティーアワーを通じて気の合う友人との交流を持てるようになり孤独感が減少した学生が、同じ学生相談室内の「くつろぎコーナー」に定着しはじめたためと考えられる。

このように学生相談室は、問題や悩みをもち、それを解決したいと考えている学生によく対応しているが、ここに相談に訪れる学生は一部にすぎない。そこで、2002 年度より、

学生が直面する各種の問題について相談に応じ、精神保健その他、学生がかかえる問題の解決のための指導･助言をより効果的に行うために、学生課を中心に「学生相談システム」を構築し、運用している。このシステムは、学生相談室と委嘱した内科医（学医）・スポーツ整形医・女性カウンセラーを加え、学生相談委員会と学生相談運営委員会によって、運用されている。

学生相談委員会は、学生相談システムの目的を達成するため、学生生活委員長、学生生活委員、相談員、学生課長、インテーカー等によって構成されている。この委員会は、学生相談に関する事項全般について調査研究するとともに、運営方針、組織、予算などの条件整備を行うこと､専門家および提携病院と調整を行うことを目的に年 2 回開催している。

この学生相談委員会の下に、学生相談運営委員会が設置され、学生相談に関して日常的に情報を共有し、問題点や課題を学生相談委員会に提言すること、およびインテーカーの研修を目的に運営されている。相談員およびインテーカーには、学生生活の悩みを始め、精神的な悩みから宗教や学問上の悩みなど、幅広い内容の相談に対応することが求められる。一方で、各窓口のインテーカーは、学生相談の経験が少ないメンバーが多く含まれることもあり、経験不足で学生からの相談に適切な対応が出来ないケースが予想される。そこで学生相談運営委員会では、運営委員間の情報の共有化を最優先に、各相談員に寄せられた相談を、事例研究という形式で発表する研修を、年 6 回を目標に開催している。これまでも様々なケースが発表され、カウンセラーにより多くのアドバイスを受けることができ、インテーカーの研修の場として有効である。なお、ケース発表は原則匿名で行っている。加えて、インテーカーだけでなく、学生対応窓口で業務を行っている若手職員にも学生相談関連の研修への参加を呼びかけ、職員の資質向上に努めている。

これによって、学生の生活相談の体制はかなり充実したものになったと思われる。全学生が快適な学生生活を送れるようにサポートすることが生活相談の目的だが、とくに新入生に対しては一層の配慮をしている。高校生活とまったく異なる環境に入り、戸惑う学生も多く、大学生活のスタート時のつまずきが後まで引きずられる場合も少なくない。

そこで、新入生向けに、以下のようなプログラムを実施している。

(1) 新入生「何でも相談コーナー」

学生相談員・インテーカーおよび公認 3 団体（体育会本部・文化サークル連合本部・大学祭実行委員会）の協力により「何でも相談コーナー」を設置している。入学式当日からオリエンテーション期間最終日までの 4 日間、履修登録の方法や、どの事務室に行けばよいか・事務室はどこかといった問い合わせに至るまで、新入生から寄せられた様々な質問に対応している。

(2) 「学生生活ガイダンス」

毎年 4 月初旬の新入生オリエンテーション期間に、大学生活を送るうえでの全般的な注意事項を「学生生活ガイダンス」として実施している。全新入生を対象に、約 2 時間のガイダンスを、大学事務所管（窓口）の案内、クラブ・サークル活動の勧め、交通事故注意、一気飲み注意、悪質商法注意などを盛り込んでいる。交通事故、一気飲み、悪質商法などについてはドラマ仕立てのビデオ教材を用いて注意を喚起する工夫をしている。

(3) 「キャンパスガイド」「大学手帳」の配付

各種手続と窓口等を分かりやすく示した、キャンパスガイド冊子を作成し、新入生全員に配布している。また、入学式で、オリエンテーション期間の行事と学年暦を掲載した大学手帳を新入生全員に配布している。

(4) 「ひとり暮らしのためのオリエンテーション」

下宿生を対象に生活全般・食事・防犯方法などのガイダンスを行う「ひとり暮らしのためのオリエンテーション」では、最寄りの警察署からの講師にも参加していただき、事故の予防の心構えについて注意を喚起している。

全学生を対象とした取り組みとしては、春と秋の学期始めには、学生・教職員のマナーアップのための「キャンパスクリーンキャンペーン」を実施して、学内の清掃を行っている。スタッフはジャンパーを着用することで、キャンペーンの主旨をアピールし、キャンパス美化とマナーアップを全学生に呼びかけている。

毎年、夏期休暇が近づく七月初旬、消防署を招いて学内プールにおいて「水上安全講習会」を行い、水難事故の防止・対策を指導している。同時期に、消防署から講師を招いて「救命救急法講習会」を実施している。心マッサージに加え、2005 年度より AED 講習も行っている。さらに、春学期末試験終了時期に、警察署から講師を招き、主として交通安全をテーマに夏期休暇前安全講習会を行っている。

秋学期中盤に、警察署から講師を招き、実際に二輪車を使用して、交通安全講習会を行っている。二輪車通学者の多い本学では、交通事故予防に役立っている。

以上のように、学生生活を安全に快適にするための各種ガイダンスの内容は多岐にわたり、充実している。

【改善方策】

学生相談システムに関しては、今後もパンフレットやリーフレットを作成し、学生に本システムを周知させるとともに、より利用しやすい体制になるよう取り組んでいく。

特に学生相談室に関しては、多様な相談に対応できる体制を再構築し、エンカウンタープログラム実施等を通じ、心に病を持つ学生の学生生活支援に取り組みたい。「ティーアワー」は有効に機能し効果をあげており、今後も、季節に合わせた行事を実施する等、言語を用いた思考面からのアプローチのみではなく、身体面からのアプローチを取り入れていくことで、より多くの学生が参加するような企画をしていきたいと考えている。

「何でも相談コーナー」については、特に、勉学・履修に関する相談が 268 件と相談件数の約 60%を占めることから、教務課など関係所管との調整のうえ、新入生の不安を取り除く体制を取り入れたい。また、公認団体からの学生の協力をより積極的に活用し、クラブ･サークル活動のことについてだけでなく､可能な範囲内で全ての質問に応えてもらえるようにした。新入生にとっては、先輩からのほうが話を聞き易いようで、学生に質問をする者が多く見られた。

2007 年度より「ひとり暮らしのオリエンテーション」を防犯編と食育・仲間作り編の二つに拡大して実施する予定である。

本学の中長期ビジョン「キャンパスコミュニティー形成支援」プログラムの一環として、入学後孤立しがちな地方出身者が交歓できる場作りを目指している。

Ｃ群　不登校の学生への対応状況

【現状説明と点検・評価】

不登校の学生の実態については、現在では具体的な人数等は把握できておらず、今後の課題となっている。不登校と低単位取得との間には一定の因果関係が想定されるから、この問題は低単位の学生をどのように指導していくかという問題と連動する。

【改善方策】

授業の出欠状況の把握など学生相談運営委員会を中心に教務課とも連携し、2008 年度中に実態の調査を行うとともに、適切な方針を決定していく予定である。また、中長期ビジョン委員会の実施計画の中に「低単位者支援」が含まれており、近いうちに具体的な方針が示されるはずである。

５）学部学生への就職指導

Ａ群　学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、就職課が中心に進路支援、就職支援を行っている。進路支援については低年次生（１，２年次生および３年次生前半）を中心に、就職支援については３年次生後半から取り組んでいる。進路支援はまだ緒に付いたばかりで試行錯誤の段階である。就職支援は就職に対して具体的に準備し行動できるようになることを目指している。

2005 年度は景気の回復感を伝える報道が目に付き出した中でスタートしたが、採用側は相変わらず「少数精鋭の厳選採用姿勢」を崩さず、一人で数社から内定を得る学生と数十社採用試験を受けてもまったく結果が出ない学生の二極化が顕在化した。加えて、就職協定廃止後の採用活動早期化は依然として顕著な状況である。このような中、厳選採用にどのように対処してよいか分からない学生、早期化によって勉学やクラブ活動にじっくり取り組めない学生、将来について落ち着いて考えることが出来ない学生が３年次生後半に就職活動に直面する状況となっている。

自立し納得した人生を歩むためには「就職」は大きな要素である。その気づきや学生生活と将来のキャリアとの関連付け支援として次のようなプログラムが実施されている。

新入生のオリエンテーション時に職業意識涵養のためのガイダンスと講演会を実施している。

また、１、２年次生を対象に「自己発見レポート」「自己プログレスレポート」（※自分の能力や特性をみる適性検査）を実施し、学生生活をおくる上での指針としてもらうことを狙いとしている。これらの適性検査については自己理解を深めることを目的として、検査結果の解説をフォローガイダンスとして実施している。その他にも低年次生を対象として、講演会やコミュニケーション能力養成講座などを実施し、希望者を募って京都にある「私のしごと館」への見学を実施した。

３年生については自己分析に重きを置き、「自己分析ワークシート」（自己分析のためのワークシート作成）を夏休み前に配布し、自己分析の方法を具体的に指導している。またワークシート相談日を設け学生の相談にも応じている。夏休み明けには「適性検査」を実

施し、フォローセミナーなどで更に自己理解を深めることを促している。

その他に正課教育として共通自由特別講義「職業を考える」を開講している。これはさまざまな業界で活躍する人によるインテグレーション形式の講座であり、講師選定を就職委員会が担っている。

インターンシップ（単位認定型）については学長室、教務課、就職課の三課協力体制で運営している。

自己発見レポートは低年次生をターゲットとしているが、参加者数が１年次生 671 名、２年次生 228 名と少ない。共通自由特別講義「職業を考える」は人気が高く、秋学期には 400 名（開講当初は 100 名ほど）を超える受講者があった。インターンシップは参加学生と、派遣先の企業とのミスマッチにより、希望者が減少気味である。

学生の進路選択を支援する体制は整っており、適切な指導が行われているが、学生の現状に対応して、上記の「職業を考える」のように直接就職活動に直結するものではないが、今後の人生設計に寄与するような働きかけを強化しており、大学の体制もそれにふさわしいものに変えていく必要がある。

学生の自立を促し、自らの進路について早い段階から意識させ、職業観を育成するためにも、大学として一貫したキャリア形成支援の構築が必要である。そのためにも、大学の基本方針を確定し、具体策を提示することが求められている。

【改善方策】

厳選採用が続く状況から従来型の就職活動支援では対応できなくなってきており、低年次生からの支援が必要となった。この低年次生支援を通じて「人生、キャリア」と「大学で学ぶこと」の結びつけを考えさせるきっかけづくりが必要である。全学的な検討を重ねた結果、2007 年度からは、就職課を改組し、「キャリアセンター」を設置することによって、こうした課題に応える体制をとることが決定されている。

上に記した個別的な取り組みについても、それぞれ改善を重ねる。

自己発見レポートは今の自分の「職業興味」「学習スタイル」「性格傾向」「能力」等を教えてくれ、将来のキャリア形成に向けて学生生活をどうおくるべきかの示唆を与えてくれるものであり、参加学生を増やしていく方策を講じる。

共通自由特別講義「職業を考える」は学生に間接的であれ、卒業後の仕事を意識させる良い機会である。特に低年次生の受講が多いので学生の将来設計や職業観の育成に対して有効な講義である。就職委員会が講師選定を担っているが、これもより以上の充実を図る必要がある。また 2007 年度より、「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」の科目を１年次生、２年次生向けに開講し、社会人としての資質を高める計画である。低年次生向けの進路選択プログラムは今後も検討を進め、キャリア形成を意識したプログラムの充実を目指す。

インターンシップは就業体験のない学生が社会理解を深めるには有効な手段である。今後も協力企業の開拓と、参加学生の意識向上に努めたい。そのためにも事前研修での内容を見直す必要もある。何のために参加するのかを、しっかりと自覚させる必要があると考える。また、単位認定にこだわらず、採用に直結したインターンシップについても検討する必要がある。

キャリアセンターが設置され、効果的なキャリア支援を行うプログラムを策定するため

には、学院として育成すべき人物像を明確にし、入学から卒業まで系統だった支援を行える組織を構築することが必要である。

Ｂ群　就職担当部署の活動の有効性

【現状説明と点検・評価】

就職支援は、学生が主体となって進路や就職に対して具体的に準備し行動できるようになることを目指している。具体的には個別相談を就職支援の柱とし、その他に「ガイダンス」「業界研究会」「ハウツー講座」等のマスによるプログラムを実施している。

2005 年度の就職支援プログラムは下表の通りである。

就職ガイダンス	就職活動の動機付けから採用試験の留意点まで時期に応じた情報提供を行う。
個別相談	求職登録をした学生に担当の就職課員をつけ、担当者を中心に学生をサポートする。
自己分析ワークシート相談日	自己分析の作業が思うように進まない学生に対し、ワークシートを用いて作業の進め方をアドバイスする。
業界説明会	業界や企業の理解を深める。企業の採用担当者または OB を招いて実施。
学内企業セミナー	キャンパスに企業を招いて、企業と関わる機会を提供する。
福祉施設団体等説明会	福祉の仕事にはどのようなものがあるか、福祉の現場で働くとはどういうことかを理解させる。
公務員マスコミ対策講座	採用試験の難易度が高い業界の試験対策のための講座。
夏期就職講座	履歴書の書き方が学べ、また、就職活動を終えた４年生から直接、就職活動を迎えるにあたっての心構え等が聞くことができる。
筆記試験対策講座	一般常識や SPI といった採用試験の際に実施される筆記試験の対策講座。選考の際に行われる適性検査（SPI・GAB 等）のみを対象とした講座も実施。
面接対策講座	面接には様々な種類があることを知るとともに､模擬面接を実施し本番に備える。
業界・企業分析セミナー	業界・企業分析の方法とその結果をどのように志望動機につなげていくのかを学ぶ
適性検査	フォローガイダンスもあわせて実施。自分の適性を知るだけではなく、結果を自己分析や職業選択にどのようにつなげていけばよいかを考える。
筆記試験模擬テスト	筆記試験対策がどこまで進んでいるのか、自分の得意・不得意の分野を知り、今後の勉強の参考とする。
エントリーシート対策模擬テスト	フォローセミナーもあわせて実施。わかりやすいエントリーシートの書き方を学ぶ。
女子学生ガイダンス	就職活動時に制約を受けることが多い女子学生を対象としている。働く意義を考えることから身だしなみまでアドバイスする。
３・４年生交流会	就職活動を終えた４年生から直接、アドバイスを受けることができる。就職活動本番を間近に控えた３年生の不安や悩みを軽減することを目的に実施。

多数の学生を対象としたプログラムとは別に、個人相談を中心とした就職支援にも力を注いでいる。学生の就職に対する問題や悩みに対応するための一対一の個人相談である。本学では個々の学生に対し相談担当者（就職課員）を決め、就職相談を行っている。担当者は原則として学生の卒業時点まで就職に関する相談に応じるが、卒業後も適宜相談に応じている。担当者は、自己分析の方法、履歴書やエントリーシートの書き方、業界や企業研究の仕方、筆記試験や面接対策等々、学生から寄せられる様々な相談に応えている。一人の担当者（就職課員）は 100 人～250 人の学生を受け持ち、各種の相談や助言・指導を行う。

積極的に講座やセミナーに参加したり、何度も担当者を訪れ指導を受ける学生がいる一方、ほとんど訪れない学生もいる。就職課を訪れない学生には葉書や電話等で接触を図っ

てきたが、近年はあまり効果がない。また、自分の進路が見出せない学生や就職活動に不安や焦燥感を持った学生が増えてきており、そのための対応も必要となってきた。

【改善方策】

個別相談を充実させるためにも職員研修を強化する必要があり、就職課員が「キャリア・カウンセリング・セミナー」や「就職活動に対する実践的指導講座」等に参加している。

C群　就職活動を行う専門のキャリア・アドバイザーの配置状況

【現状説明と点検・評価】

現在は専門教育を受けたキャリア・アドバイザーは配置されていない。

本学では登録している学生一人一人に担当者が割り当てられており、活動の準備段階から学生の相談や指導を行っている。半年以上、その学生と一緒になって最適な進路・就職を実現するために業務を遂行している。また、課員と学生との間に信頼関係ができあがっているため、卒業後も引き続き就職活動を行っている卒業生が担当していた課員を頼って相談に来ることも少なくない。

学生のキャリア相談は一般的なキャリア相談とは異なり、キャリア形成に関する相談となろう。加えて、職業観が未熟な学生やコミュニケーションの苦手な学生、就職戦線から離脱しフリーター・ニートになってしまう学生等々、単なる就職相談では留まらなくなってきている。就職が個人的な事である以上、プライベートな問題にまでおよぶこともあり、カウンセリング的な要素も強い。

【改善方策】

効果的な対応をするには、早急にスタッフ全員が実際に専門の訓練を受け資格を有することや、カウンセリング・マインドを持つことが望まれる。今年度は就職課員1名が短期のキャリア・カウンセリング・セミナーに参加した。

C群　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

2005年度は、6月（第1回就職ガイダンス）、10月（第2回就職ガイダンス）、11～12月（第3回就職ガイダンス）、2月（第4回就職ガイダンス）を実施した。それぞれの内容は下記のとおりである。

・第1回就職ガイダンス
　「就職とは」「就職環境について」「就職活動スケジュール」「求職登録について」等
・第2回就職ガイダンス
　「履歴書作成」「筆記試験の対策」「業界研究」「エントリー」等
・第3回就職ガイダンス
　「個別面談（就職に対する希望、現在の状況、今後の対策）」等
・第4回就職ガイダンス
　「エントリー状況」「エントリーシート」「企業研究」「セミナー・面接にのぞむにあたって」等

特に第1回就職ガイダンスは、今後就職活動を行っていく上で、そのスタートとなる大

変重要なガイダンスである。開催に関しても、できるだけ授業の影響がない時間帯に設定したり、追加のガイダンスを約１カ月に渡り実施した。またその他のガイダンスについても、必要な時期に必要なものを提供する目的で実施してきた。従来、就職課の行事は 10 月から実施してきた。しかし、就職協定廃止後、採用活動の早期化に対応するために、就職課の行事も前倒しで６月からの実施となった。当然のことではあるが、学生の意欲・反応はあまり良くない。多くの学生が、就職が自分自身の問題であるという意識がないままにガイダンスを受けており、近年就職状況が回復してきていることも影響しているかと思われる。いかに「その気」にさせるかが問題である。

【改善方策】

早い段階から意識の高い学生もおり、インターンシップや外部のオープンセミナーに積極的に参加している。そうした学生が他の学生に良い刺激を与えて、自然発生的に自分たちの将来について考え、行動を始めることを期待している。そのために「きっかけ」を何らかの形で提供していくことも必要であり、低年次から設定していくには就職課だけではなく、学生課・教務課とも連携し、大学全体の問題としてキャリアについて検討する必要がある。こうした事情も、2007 年度から「キャリアセンター」を発足させることになった理由の一つである。

Ｃ群　就職活動の早期化に対する対応

【現状説明と点検・評価】

当面の対応策としては、早期化した採用スケジュールに合わせ就職支援・指導を実施している。これに伴い、自己分析の開始時期やガイダンス開始時期を夏期休暇前に設定し、夏期休暇中の進路選択や就職に対する意識の醸成を図った。

ガイダンス等の行事を前倒しする試みは、前述したように、必ずしも成功しているとは言えない。就職協定が廃止された後、就職活動の早期化が顕著になっているが、学生は学生生活が未消化なまま進路選択や就職活動を進めなければならなくなっている。周りに流されるまま就職活動に突入していき、ただプログラムをこなしているだけの学生も少なくない。

【改善方策】

採用試験の早期化が進む状況下では、入学時から卒業後を見据えたプログラムが必要である。「働く」ということが自分自身にとってどのような意味があるのか、どうやって自己実現していくかを考え行動させることに早期から取り組ませたい。

今後の進路支援・就職支援の充実については「正課教育との連携」「低年次生向けのプログラムの充実」がポイントである。

「正課教育との連携」に関してはキャリアセンター設立を目指し作業部会を作り、検討してきたが、上述したように、2007 年度から発足させることになった。他大学ではキャリア教育が既に正課科目として講義されているところもあり、そうした事例を参考に本学に適した形での実現を探っていく予定である。

また、インターンシップに関しても学生のニーズを把握し、事前事後の研修を更に充実させることで、あらゆるインターンシップに対応できるよう見直す。

低年次生向けのキャリア支援について、具体的に実施、検討しているものは次のとおり

である。

キャリア講演会	新入生へのエンカレッジを目的に実施
自己発見レポート（1年生） 自己プログレスレポート（2年生）	結果から自分を客観的に見るとともに、結果をふまえ学生生活をより充実したものにするにはどうすべきかを考えるきっかけとする。 ※フォローガイダンスを3回実施 1回目：結果の見方と活用方法 2回目：夏期休暇中の目標設定 3回目：設定した目標への到達度合いの確認 ※コミュニケーション能力向上も考え、すべての回においてグループワークを取り入れ実施。
私のしごと館ツアー	社会にはどのような仕事があるのかを知り、働くこととはどういうことなのかを考えさせる。
講演会	様々な経験をしてこられた方を招き、自分も何か行動してみようと意識させる。
コミュニケーション能力養成講座	グループワークによりコミュニケーションの手法を学ぶ。

C群　就職統計データの整備と活用状況

【現状説明と点検・評価】

インターネットによる就職活動が当たり前になっている昨今、本学でもインターネットによる情報提供サービスを行っている。「就職活動支援システム」によるサービス内容は①企業情報、②求人情報、③セミナー情報、④採用中情報（※採用アンケートによる）、④受験報告書、⑤就職活動体験談、⑥掲示板、等の情報である（但し、OB・OG情報に関しては個人情報保護法施行により、現在休止中である）。こうした情報をイントラネットによる学内利用は勿論のこと、求職登録者が自宅でもインターネット使用が可能な環境であれば利用できるようになっている。特に、大手企業の採用活動が落ち着いてくる6月以降、就職サイトの対象が次年度の学年に移行してくる9月以降に、就職活動を継続している学生にとって採用情報収集に欠かせないツールとなっている。

現在のシステムの課題として、業者が運営する情報サイトに比べ、多重検索の不備などが見られるので、利便性を向上させる点が考えられる。現行のシステムが完成してから6年程経過しており、システムが構築されて以来ほとんど改良されていないこともあって、利用者にとっては不満となっているところである。

また、毎日データの更新が行われているが、更新時間が夜中に設定されているため、学生の利用頻度が高い時間帯と重なっており、システムを使いたいのに使えないといった現象もおきている。

【改善方策】

システム利用に関する問題点は、今後事務システムのオープン化に向けての大きな課題である。現在抱えている問題点については、新システムを構築していく中で改善を検討していきたい。また、統計などのデータ作成がスムーズになることが期待され、有効な情報を学生に提供することが容易になると考えられる。しかし、現在導入が考えられているパッケージのソフトは、本学で行っている就職支援とは根本的に異なる観点から作成されたものであり、業務を行ううえで支障が生じることも予想される。学生の要望なども参考に

して、利便性の向上を図りながらカスタマイズを行うことが必要である。

６）大学院学生への就職指導

Ａ群　大学院学生の進路選択に関わる指導の適切性

【現状説明と点検・評価】

全学的な就職支援体制としては、大学院学生についても、学部生同様に就職課で求職登録の受け付けを行っている。登録者一人一人に担当者を割り当て、就職相談に応じている。一番の課題は、大学院修了生を採用する企業情報の少なさである。企業から寄せられる求人情報の多くは学部生を対象にしたものである。その中でも、大学院で研究してきた知識を有効に活かせる、専門的な職種になるとほとんど求人はないに等しい状況である。

大学院学生の進路に関しては、研究科ごとの特性があるので、現状説明については、研究科ごとに記載する。

(1) 文学研究科

指導教員によって個々の学生の人生設計と事情に応じて行われている。しかしながら、外国人留学生の場合は多くが修了後に出身国に帰国するので具体的な指導は事実上困難であり（留学生で一時帰国中に大学教員に採用された者もいる）、また日本人学生でも社会人の場合は就職指導の必要はない。前期課程修了後に本学あるいは他大学大学院の後期課程に進学する者がおり、この場合も就職指導は事実上必要がない。

後期課程修了者はいまだ少数であるが、すべての修了者が大学の兼任講師や本学大学院の特別研究生となって研究活動を継続している。こうした修了生の場合は良質の研究指導が最善の就職指導ということになる。

(2) 社会学研究科

大学院前期課程生の進路は、社会人と現役の学生に大きく二分される。社会人はほとんどが在職のまま大学院に在籍しているので、卒業後もそのまま継続するのが一般的である。

現役学生の場合は、後期課程への進学と、企業・福祉施設などへの就職、大学・専門学校講師などの研究職の3つに分かれている。

少人数なので、進路選択に関わる指導については、指導教員が中心になって情報交換しながら、対応している。

後期課程生は、在学中からそれぞれ研究職やNPOなどの就職先を学生自身の手で得てきているのが現状である。設立以来まだ修了者は出ていないが、現在も大学専任講師、専門学校講師、NPO職員などの職を得て、活躍中である。

(3) 経済学研究科

研究指導教員によって進路選択指導が個々の学生の事情に対応して行われている。1999年度(第 1 期生修了)以降、博士前期課程修了者の就職状況については別の項目で述べた通りである。前期課程修了後に税理士資格の取得を希望するものがおよそ 6 割おり、いずれも資格取得を目指す進路(進学、税理士･会計事務所就職、資格取得の準備のための未就職)を取っている。進学者の中には、研究者または高度の専門職業人を目指し後期博士課程へ

進学する者もいる。

未就職者の内訳では、税理士資格取得等のための準備の者（進学の準備を含む）が多い。

(4) 経営学研究科

院生の数が限られており、少数であるため教員が相談に乗る形で指導している。本学の就職課へ行くように指導することもあるが、基本的には院生本人の人生設計を確認する形で、助言や指導を行っている。博士前期課程の院生で、後期課程への進学を希望する者、留学生で帰国を希望する者、留学生で日本での就職を希望する者、博士後期課程を終えて学位（博士：経営学）を取得し、研究者の道を希望する者などさまざまだが、本人の人生設計を確認する形で指導している。

【改善方策】

わが国ではアメリカのように修士号や博士号取得者が一般企業で高い地位を占める仕組みはまだ一般的でなく、文科系大学院修了者の就職は限られた分野となっているのが現状である。当面は、個々の大学院学生を個別に指導する体制を維持したいが、わが国でもこれから一層高学歴化が進展することが予想され、大学院修了者の数も増加すると考えられることから、大学としても、修了後の進路について指導・助言する体制を就職担当部署と各研究科の連携のもとに整えていく。

７）課外活動

Ａ群　学生の課外活動に対して大学として積極的に行っている指導、支援の有効性

Ｃ群　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、正課外活動を大学活性化に向けての大きな原動力であるととらえ、学生の自主性を尊重しながら、その活動の意義を認め、これを奨励している。中でも、公認団体に対しては、援助金の交付の他、体育施設の優先利用など多様な支援を行っている。1970 年以降､学生自治会は組織されておらず､現在公認団体として組織的活動を行っているのは、体育会、文化サークル連合、大学祭実行委員会、学生会館運営委員会である。以下に、その現状を報告する。

(1) 体育会、文化サークル連合体、未公認サークル加入率の推移

2005 年 5 月 1 日現在活動中で大学が公認している団体として、体育会 35 団体、文化サークル連合 34 団体がある。一方、大学未公認の届出団体は 106 サークルである。

学生の正課外活動の傾向として、規則に束縛されることなく好きな時に自由に参加できる同好会･愛好会といったサークル組織が好まれてきている。加入者の割合をみると、2005 年度の体育会所属の学生の全学生に対する割合は 13.1%、文化サークル連合は 6.7%で、公認団体に加入している割合は合計 19.8%となっており、10 年前と比較して 7.9 ポイント減少した。大学未公認の届出団体であるサークルに加入している割合は 33.2%で、10 年前と比較して 1.2 ポイント増加しており、また、公認団体離れとサークル（届出団体）所属増加が数字に表れている。特に文化サークル連合加入率は 1997 年

度以降一桁台であり、活性化のための支援が必要とされている。現在の対応としては、推薦入学(指定校制)者に対して、大学生活での正課外活動の重要性および意義を唱え、未加入者に対しても個別面談を実施して正課外活動への加入を促している。

(2) 体育会・文化サークル連合団体への部長・顧問配置

体育会の各クラブには、専任教職員による部長・副部長を置き、教育上の指導と助言を行っている。文化サークル連合のクラブにおいても、1999 年以降全クラブに顧問を置くことにした。体育会・文化サークル連合本部役員の任期延長の措置とあわせ、正課外活動の活性化に向けて一定の成果を得た。

(3) 研修への積極的関わり

学生が自主的に行う体育会・文化サークル連合本部主催によるフレッシュマンキャンプやリーダートレーニングなどの行事には学生課の職員も参加してクラブ活動のあり方などの指導・助言を行っている。特に各クラブの主将・会長・主務クラスを集め、その役割と責任、クラブ運営のあり方など、リーダーとしての資質向上を目的としたリーダートレーニング(2005 年度は 2 月下旬)について両本部と話し合い、一泊二日の日程で、従来のプログラムに加えて、グループディスカッションを取り入れるなど、各クラブのリーダー育成に取り組んだ。また、学生からの要望を聴取する時間を設け、施設面の改善や学生の利便性をはかるための意見交換の場を持つなど、大学の関わりを強めた。

また、年度始めには他の団体の本部役員も含め会合を持ち、クラブ運営上の諸問題を浮き彫りにしながら相互理解・確認を含め正課外活動の活性化を図るべく努力をしている。年度末には部長・顧問、監督・コーチ会議を開催し意思の疎通を図っている。

(4) 活性化支援

正課外活動の活性化に向けての取り組みとして、新入生オリエンテーション期間に、公認学生団体合同による新入生歓迎祭の実施や、指定校制推薦入学者を対象に入学前の 3 月に「指定校推薦入学者の集い」を新入生参加型で実施することにより、正課外活動への参加を呼びかけた。また、昨年度に引き続き指定校制推薦入学者を対象に正課外活動加入状況調査を実施し、未加入の学生に対しては面談を行い、正課外活動への参加を促した。

また、試合応援に関しては、会場で応援グッズを配布したり、一般学生への試合観戦の広報を積極的に行った。

財政的援助は一定の基準のもとに大学および教育後援会からの援助金を支出しており、学生課において会計監査を行い予算管理について指導・助言を行っている。この他にも正課外活動に必要な物品の援助、また学生への貸与物品も購入している。

(5) 専属トレーナー

体育会学生のために、専属トレーナーを配属し、形態・機能測定を実施した。個人の評価ポイントや特徴を把握し、シーズン期間中のコンディション維持に役立つようサポートしている。

(6) 桃山祭実行委員会

大学祭は、実行委員会に参加した学生にとり、他ではない貴重な経験を積むことのできる課外活動であり、学生のキャリア形成支援に大きく役立っている。

第45回桃山祭は、テーマを『イッサイガッサイ桃山祭』とし、2005年11月11日(金)～11月13日(日)の3日間盛大に開催された。大学祭実施にあたっては、学生により構成される桃山祭実行委員会が企画・準備・実施を担っている。特に開催期間中は、大学と調印した確認書に指定される大学施設の占有権限を持ち、善良な管理者としての全面的な責任を持つこと、とりわけ、事故・事件に対しては、実行委員会がその責任を負い、解決にあたっている。今年度の実行委員会は、10局123名の組織で運営した。

2005度は最終日にホームカミングデーが併催されたことや、開催中3日間晴天が続いたこともあり、大勢の入場者（延べ入場者数37,000名／昨年度35,000名）を招くことができた。また、プロアーティストのコンサートや著名人の講演会などの華やかな企画だけでなく、近隣の幼稚園・保育所の園児を招いての企画など、地域との連携を図るプログラムも従来どおり実施することで、本学の特色を出すことができ、その様子がテレビでも放映された。

(7) フレッシャーズキャンプの実施

新入生が一日も早く大学生活に慣れるための行事として、2002 年度より一泊二日の「フレッシャーズキャンプ」を行っている。実施規模・対象は現状で対応できる範囲を念頭に、指定校制推薦入学者のうち希望者に限定している。2006 年度は 80 名の参加者があった。

プログラムは、“友達作り”を念頭に、ゲームを主体に懇親を深めるプログラムとなっている。

運営スタッフは、上級生が務めており、教職員がフォローしている。新入生として参加した学生が翌年スタッフとして参加するケースも多く、また、参加者同士でボランティアサークルを立ち上げるなど、一定の成果を上げている

(8) 課外活動の表彰や奨励制度など

「学生表彰」制度を設置して、体育・文化の公認部活動で特に優秀な成績を収めた団体、または学術、その他の活動において著しく全学の模範となることを行った学生および団体を、年に一度表彰し、同時に全学に学生団体の実績を告知することで、正課外活動への取り組みを促している。2005 年度には、体育会 2 団体、個人 17 名を表彰した。

また、主として未公認団体の活動を支援することを目的に、St.Andrew's Challenge-Ship（正課外活動チャレンジシップ制度）を 2005 年度創設した。未公認団体は、大学からの援助金を受けていないが、大学全体を活性化するのに貢献するような活動を奨励するため、学生生活委員会が認定した主として未公認の企画・行事に対し、報奨金を支給している。また、認定された企画・行事は、実施予定と結果を大学ホームページに掲載し、告知している。2005 年度の認定企画は 6 件であった。

(9) 学生実態調査

主として課外活動に関する学生の動向やニーズを把握するために、年に一度秋口に、任意に抽出した 1,000 人を対象に学生実態調査を行っている。2005 年度には 265 名の回

答があった。質問項目は「語学・資格」「クラブ・ボランティア」「経済・生活状況」「読書」「不安・悩み」「情報化」の大きく 6 つに分類され、小項目は 23 に分けられる。特に気をつけている項目は、「不安・悩み」であり、小項目では「現在の関心事」「現在の一番の悩み」「日頃の健康について」「飲酒」「喫煙」「嫌煙」「睡眠時間」「食生活」について質問している。特に食生活が不規則になっている学生が多く見受けられる。心的な不安は人間関係など環境に大きく左右されるが、環境に対処するときに、心だけでなく身体が健全であることが大切と考えられる。この観点から、今後前述の通り「食育」に関するガイダンスを、主に自宅外生を対象として実施していきたい。

以上のように、学生の課外活動に対して大学が組織的に行っている指導・支援は、全体として有効かつ適切であり、課外活動団体の学生代表との意見交換を行うシステムも確立され、順調に運営されている。しかし、入学生の団体加入率が低下していく状況に適切な手が打てていないという課題は残されている。この傾向は本学だけの特殊な事例ではなく、現代の若者一般の意識を反映しているものであるから、状況を改善するためには学生生活担当部署だけでなく、全学的な対応が必要となるであろう。

【改善方策】

課外活動への学生の参加率を上げるために、より適切な指導・支援の実現を期して改善策を検討しつつ、同時に、全学生が課外活動に関心をもち、大学全体の活性化を図る方策をも追求してきたのだが、中長期ビジョン委員会の実施計画として、2007 年度よりサッカー、アメリカンフットボールを特別スポーツ強化種目に指定し、特別に支援を強化する予定にしている。

現行の取り組みの改善策としては、以下の計画が進行中である。

専属トレーナーは、学生トレーナー養成を目的とした講習会を開催したり、トレーニング機器講習会を実施するなど、一般学生を含めたトレーニング指導を積極的に行い、学生が充実した競技生活を送ることができるよう取り組んでいるが、今後は、スポーツ整形外科医、保健室との連携を強化し、傷害予防等、学生からの様々なニーズに応えていきたい。

フレッシャーズキャンプについては、現在のところ、参加者数は指定校制推薦入学者の約 30%にとどまっている。スタッフの運営力を高め、近年のうちに指定校制推薦入学者全員を参加させたい。

学生表彰制度については、この制度の審査基準がハイレベルなことから、限られた個人・団体が対象となっている。正課外活動をより活発にするためには、奨励の意味合いからも表彰し、それを告知することは大切である。出来るだけ多くの、そして様々なレベルの活動を評価し、それをタイムリーに学生へ告知したいとの観点から、2006 年度より「正課外活動顕彰制度」を創設した。これは、あらゆる正課外活動に対し「よくがんばりました」という意味をこめて「みなさんの仲間にこういう活動をしている人がいます」という告知が主目的の制度である。

Ｃ群　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現状説明と点検・評価】

スポーツ面においては、ここ数年サッカー部が関西リーグの中で安定して上位の成績を

キープしており、今年度は春季リーグ優勝、総理大臣杯ベスト8と十分全国レベルで戦える戦力を備えている。サッカー部以外では、ボクシング部が昨年度に引き続き2年連続で近畿学生ボクシングリーグにおいて優勝し、西日本代表として大学王座決定戦に臨んだ。その他、ハンドボール部も優勝こそ逃しているが、関西リーグの中では毎年優勝争いに絡んでいるなど、全国レベルで十分通用するクラブも見受けられる。

また、個人でも水泳部にシンクロナイズドスイミング日本代表選手が所属しており、2005年度には、日本選手権（チーム）2位、ローマオープン（チーム）優勝、世界選手権（チーム、コンビネーション）2位という輝かしい成績を残している。

スポーツ以外では昨今ボランティア活動に強い関心を持つ学生達を中心に、インドで奉仕活動を行ったり、ボランティア活動家を大学へ招聘して講演会を開催したりと活発に活動する団体もいくつか見受けられるが、全国的なレベルの活動かどうかの認定はむずかしい。しかし、課外活動と分類できるのかどうか不明だが、本学の学生個人が学外の大会で受賞するという事例はしばしば見られる。もっとも最近の事例としては、本学在学中の学生が、中国で開催された中国語スピーチコンテストにおいて、3位に入賞した。

課外活動の水準と学生満足度は必ずしも比例するものではなく、低水準の活動に参加している学生も満足度はかなり高いものと思われる。

【改善方策】

スポーツクラブにおいては、全国レベルのクラブも見受けられ、スポーツ推薦入学制度も定着して、一定の支援体制は確立されており、その活動水準は高い。前述したように特別スポーツ強化種目に指定されたサッカー、アメリカンフットボールを始めとして、今後も全国レベルの活躍を期待できる。

しかしながら、文化活動においては、活動内容の性質上スポーツ活動のように順位が明確に表面に出てこないこともあるが、年2回学外での定期演奏会や外部の催しでの演奏を行っている吹奏楽部、近隣幼稚園、保育所、養護施設の園児や児童を対象に、人形劇、紙芝居などを公演している児童文化研究会のほかには、公認団体である文化サークル連合所属クラブ全体的に、ここ数年目立った活動成果が見受けられない。今後は、文化サークル連合に所属している団体に対し、学内他団体や他大学とも積極的に交流を行うことで、全体を活性化するよう団体本部に働きかけたい。

C群　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性

【現状の説明と点検・評価】

2005年度現在、エクステンション・センターにおいて開講されている資格取得を目的とする課外授業は、1）情報処理関連講座、2）福祉関連講座、3）その他資格関連講座、の3つに分類することが出来る。

1）情報処理関連講座

情報処理関連講座では、「Microsoft Office Specialist 試験対策講座」、「初級シスアド試験対策講座」、「パソコン検定試験3級対策講座」が開講され、合計14コースが実施された。

2）福祉関連講座

福祉関連講座では、「社会福祉士国家試験対策講座」、「キャンプインストラクター

養成講習会」、「福祉住環境コーディネーター試験対策講座」が開講され、合計 5 コースが実施された。

3) その他資格関連講座

その他資格関連講座では、「総合旅行業務取扱管理者試験対策講座」、「通関士試験対策講座」、「色彩検定試験対策講座」、「日商簿記検定試験対策講座」、「2 級 FP 技能士養成講座」、「宅建主任者試験対策講座」、「販売士講座 2 級コース」、「秘書検定試験対策講座」、「行政書士試験対策講座」の 9 つの講座で合計 20 コースが開設された。

これらのほかに、語学関連講座として、TOEIC、TOEFL 対策講座も、それぞれ、TOEIC3 コース、TOEFL2 コースが開設され、レギュラーコース・集中コースなどの形式で提供された。

上記全体で 44 コースが開設され、受講者は 1,216 名となった。また、TOEIC、TOEFL 講座を除く 1,036 名の受講者中での合格者は 590 名で、67.0%の合格率となっている。個々の合格率については試験制度の変更や受験資格の取り扱いが変更されたなどの関係があるため、省略するが、各試験の全国合格率と比較してみると、情報処理関連講座や福祉関連講座はすべての資格で全国合格率を上回っている。しかし、その他資格関連講座ではほとんどが全国合格率を上回っているものの、逆に若干ではあるが、全国合格率よりも劣っている資格もある。

【改善方策】

今後の改善方策としては、単年度のみで判断することはそれぞれの資格試験の制度によっては判断を誤ることがあるため、2 ないし 3 年程度の期間を前提に各資格試験の合格率を検証し、全国合格率との検証を継続することがまず必要である。

それに加えて、各講座の受講生の反応や講師の感想などをアンケートなどから集計・蓄積し、将来に向けた講座のあり方や講習方法の改善などの活動につなげていく必要があり、すでにアンケートなどの部分については実施している。

さらに、今後は受講生の学習意欲を継続して維持し、最終的に資格試験の受験まで継続して取り組める姿勢を作り上げ、試験合格率をさらに向上させる施策を、講師を含めて検討・実施できるようにしていく。

とくに地道ではあるが、講義方法や学習テキスト、資料などはつど見直し、本学学生の学習意欲の向上と試験合格率の向上につながる改善を継続することが肝要であり、それに取り組んでいく。

12. 管 理 運 営

１２．管理運営

１．大学・学部の管理運営

［到達目標］

(1) 民主的な組織運営を原則としつつ、時代に対応した効率的な管理運営のあり方を追求すること。

(2) 管理運営にかかわる各組織の権限が対立して大学運営を阻害することのないように、学院・大学・学部などの連携協力関係を強化すること。

１）教授会

Ａ群　教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性

【現状説明と点検・評価】

教授会の権限は、各学部の教授会規則に以下のように定められている。

1. 学則に関する事項
2. 開講科目および担当者の決定
3. 学部長および教員の人事
4. 教育および研究に関する事項
5. 学生の入学、退学、転学、休学、卒業および課程の修了に関する事項
6. 学生の留学に関する事項
7. 科目等履修生および外国人留学生等に関する事項
8. 学則に関連する諸規程の制定および改廃
9. その他教授会において必要と認めた事項

（「桃山学院大学文学部教授会規則」等、各学部「教授会規則第2条」参照）

これらの審議・決定事項の中には、学部固有のものと全学にかかわるものが含まれている。

「開講科目および担当者の決定」や「学部長および教員の人事」のように、学部固有の教育課程や教員人事等については、各学部教授会において審議・決定される。「学則に関する事項」や「学則に関連する諸規程の制定および改廃」のように、全学にかかわるものについては、大学評議会の議を経て、全学部の教授会において審議・決定される。すなわち、学部教授会は、学部固有の問題を審議・決定するだけでなく、全学的課題や全学共通の教育課程の審議にあっても意思決定の基礎的単位として運営されている。

全学的な課題については、大学評議会に提案される前に学長・学部長会で調整されており、各学部教授会の決定が大きく異なるということは滅多にないが、ある学部教授会が他の学部教授会では承認された提案を否決するといった事態が生じたときには、提案は差し戻され、再調整されることになる。学部自治の原則が尊重されているのである。

ただし、現在、組織改編にともなう過渡的措置として、教員人事に関して特別の措置をとっている。本学では、2002年度に、従来文学部が共通教育担当学部となっていた体制を、全学部が等しく学科教育と共通教育に責任をもつ体制に変更したが、その際、学部所属教員の均衡を図るべく、文学部教員の他学部への分属が行われた。しかし、さまざまな事情が重なって、目標とした各学部の教員定数を実現することができなかったため、教員人事に関して学部間の調整を行うことが必要となり、全学部長と学部から選出された委員によって構成される「全学人事計画調整会議」を設置して、各学部の採用人事に関しては、各学部の教授会に諮る前にこの会議で承認を得る手続きをとっている。これは上述の学部自治の部分的制限とも言えるが、過渡期のやむをえない措置であり、会議は可能な限り、学部の意向を尊重する仕方で運営されている。

このように、教授会の権限は、全学の調整を配慮しながらも、学部自治を原則としておおむね適切に行使されている。

【改善方策】

全学的な調整を配慮しつつ、教授会独自の権限を行使するという現在の体制は、本学の現状に対応したものだが、学部独自の企画が実行しにくいという難点もあり、全学人事調整会議の設置理由である、学部間の教員数の均衡に目処がついた段階で、各学部が教育研究の充実と活性化のためにより自由に権限を発揮できる体制を再構築しなければならない。この課題は、現在進行中の学部の再編や学科増等の計画が具体化する過程で、解決策を探ることになろう。

Ｂ群　学部教授会と学部長との間の連携協力関係および機能分担の適切性

【現状説明と点検・評価】

学則上「当該学部の学務を主管する」とのみ規定されている学部長の職責は、具体的には、次のようなものである。

1. 学部教授会を主宰し、学部の管理運営全般に責任を持ってあたること。
2. 学部代表者として大学評議会に出席し、大学運営全般に関わる審議に参画すること。
3. 学長とともに「学長・学部長会」を構成し、大学運営全般および大学評議会の運営（提出議案の選定、作成に関する事項）についての協議に参画すること。
4. 学部長団の下に置かれる「共通教育協議会」や「カリキュラム検討委員会」、「全学人事計画調整会議」等の長を分担して務め、学部横断的な管理運営上の課題にあたること。
5. 学校法人の評議員や学部長互選理事として法人の運営に参画すること。
6. 学生、校友団体、地域社会など、ステークホルダーに対して学部を代表すること。

これらの責務を有する学部長と学部教授会との間の連携協力および機能分担は、以下のような体制の下に行われている。

1）学部執行部体制

学部運営を効率的に行うために、2002 年度より「学部長補佐」の制度が導入された。

その規程は存在しないが、全学的に承認された申し合わせにより、各学部 3 名まで学部長補佐を置くことができ、そのうち 2 名は、学部選出の教務委員と学生生活委員が担うことになっている。学部長補佐は、学部長とともに学部の執行部を形成し、例えば、学長・学部長会や学部教授会等の事前・事後にその審議案件についての対応を学部長と協議し、教授会の

効率的な審議に備える。教務委員と学生生活委員を補佐に充てることとしているのは、教授会においては教務と学生生活に関する審議案件が圧倒的に多く、それらが適切に処理されるよう配慮したものである。

2）各種委員会

本学では、教学上の管理運営全般において、全学共通組織によって運営されるシステムが採用されており、全学に関わる教育課程などの運営・執行上の問題は、各学部選出の委員などで構成する（常設の）「各種委員会」で検討され、教授会にかけられる原案が作成される。「各種委員会」は、教務・学生生活・入試等の学部の管理運営に直接的に関わる業務のみならず、附置機関である図書館、研究所、センターを含め、教育研究活動にかかわるほとんどの組織に置かれ、それぞれに学部の意向が反映される。

3）臨時専門委員会

新たな学部学科の設置や、全学的なカリキュラム改訂など、全学的課題などについては、学長もしくは学部長団（担当学部長）の下に各学部選出の委員を中心とした専門の（臨時的な）委員会が設置され、検討されることにより、学部間の意思疎通が図られ、全学的合意が形成される。2006 年度には、全学カリキュラム改革検討委員会が設置されて、審議を重ねている。

4）学部内委員会

学部単位で完結する管理運営上の課題を審議、検討するために、教授会内に学部内委員会が置かれている。学部人事委員会、将来構想検討委員会、FD活動推進委員会、自己点検・評価委員会、ホームページ委員会等である。多くの委員会はそのメンバーに学部長を含んでいるが、学部長がメンバーではない学部内委員会の審議・決定事項は、学部長に報告され、教授会の審議に付される。

5）研修教授会

研修教授会に関する規程は存在しないが、各学部とも、学部教授会とは別に年に数回開催し、将来構想や FD 活動など、学部内で認識を共通にすべきテーマについて、時間をかけて検討する機会を設けている。テーマによっては、学部長ではなく、問題に精通した教授会構成員が議長をすることもある。審議決定の場とは位置づけられていないが、検討の結果、一定の結論が得られる見通しが立った段階で、必要に応じて学部教授会の審議に付される。

以上のように、学部執行部体制、各種委員会制度、学部内設置委員会等によって、教授会と学部長との間の連携協力と機能分担は、制度的に民主的手続きが尊重され、保証されている。これによって学部教授会は学部長を中心におおむね円滑に運営され、全学的な意思形成への参加についても、学部長を中心に、基本的に果たされているということができる。

【改善方策】

2002 年度より「学部長補佐」体制が制度化されたことによって、学部教授会と学部長との間の連携協力はより円滑になっており、現状では、とくに改善すべきところはない。

Ｂ群　学部教授会と大学評議会との間の連携および役割分担の適切性

【現状説明と点検・評価】

大学評議会は、学長、各学部長、各研究科長、各学部教授会選出の教員各1名（研究科を置

かない法学部については2名）、副学長および学長室長（両者を兼務する者があり、2006年度は合わせて3名）、図書館長、総合研究所長、学生生活委員長、教務委員長、庶務部長および大学事務部より選出の部課長4名の計28名によって構成されており、その会議は学長が召集し、議長となる。「大学評議会規則」に定められた審議決定事項は、以下のとおり大学全体にかかわるもの、および各学部の調整を必要とする案件である。

1. 学則、大学院学則その他全学に関わる規程等の制定および改廃に関する事項
2. 教員人事に関して学部間の調整を必要とする事項
3. 学部、学科、大学院研究科および専攻の設置、改組ならびに廃止に関する事項
4. 大学の予算（教育研究計画）に関する事項
5. 大学の組織および運営に関する事項
6. 名誉教授の称号および名誉学位の授与に関する事項
7. その他大学の管理および運営に関して学長が必要と認めた事項

このように、主に学部固有の問題を扱う学部教授会と、全学的課題や学部間の調整を扱う大学評議会の間には、明確な役割分担が定められている。学部教授会の意向は、評議会メンバーである学部長や学部選出の評議員を通して、大学評議会の決定に反映される仕組みになっており、連携関係も保証されている。

しかし、全学的な課題に関して一部の学部が大学評議会の提案に強固に反対するような事態が生じた時には、その案件はたとえ多数決で大学評議会を通過しても、当該学部の教授会で否決されてしまうという可能性が存在する。会議の民主的な運営を原則としている組織では、こうした可能性を排除することはできない。そこで、全学的な課題の審議を止めてしまう、このような事態を可能なかぎり避けるために、本学では大学評議会への提出議案を事前に調整する運用上の取り決めがある。すなわち、大学評議会に提出される全学と各学部に関連する議案については、事前に学長・学部長会において審議し、必要な調整がなされているのである。したがって、学部教授会と大学評議会が対立するという事態は、実際にはほとんどなく、両者の連携関係は適切に保たれている。

【改善方策】

大学をめぐる今日の厳しい状況に迅速に対応するために、大学評議会の議決を学部教授会に優先させるべきだという議論もあるが、本格的には検討に着手する段階にはいたっていない。現状では、学部教授会と大学評議会の連携・役割分担についてはとくに深刻な困難はなく、緊急の改善方策は必要としない。ただし、今後の課題としては、審議決定の民主的な手続きを尊重しながら、意思決定を迅速に行う方法や、評議会構成員の適切性等について、改善の可能性を追求しなければならない。

２）学長、学部長の権限と選任手続

Ａ群　学長・学部長の選任手続の適切性、妥当性

【現状説明と点検・評価】

本学における学長の選任手続きは、「桃山学院大学学長選挙規則」と、「桃山学院大学学長選挙規則施行細則」に規定されている。その概要は以下のとおりである。

(1)学長の任期は4年で、再選は妨げないが再選の場合の任期は2年である。ただし、連続しての3選は認めていない。
(2)学長選挙は、選挙の公示、選挙管理委員会の設置、学長候補者の決定・公示、選挙人による投票の順に行われる。
(3)選挙権者は、すべての専任教員と専任職員である。
(4)被選挙権者は、すべての専任教員と専任職員であり、また学外者も含まれる。ただし、候補者となる場合は、本人の意思の確認と学内推薦者3名を必要とする。
(5)選挙管理委員会は、各学部から1名の教員と同数の職員をもって構成する。
(6)投票は、候補者の公示から2週間以内に、無記名投票によって行われ、選挙人の3分の2以上の投票がなければ選挙は有効に成立しない。
(7)有効投票数に占める得票数の比率が50%を超えた者を当選者とする。ただし、候補者の最高得票数が50%に満たない場合には、決選投票を行い、得票数が最高の者を当選者とする。
(8)当選者は、選挙管理委員会から遅滞なく学長に報告され、学長から理事長に推薦される。

明文化されたこれらの規則に従って学長選挙が行われているが、とくに大きな問題点は生じていない。本学の学長専任手続きは、適切かつ妥当なものであると判断される。

学部長の選任手続きについては、「学部長選任規程」に則って実施されている。その概要は以下のとおりである。
(1)学部長は、当該学部教授会における選挙により選出する。
(2)学部長の任期は2年で、再選は妨げない。ただし、連続しての3選は認めていない。
(3)選挙資格者は、選挙時における当該学部教授会構成員とする。ただし、休職者および特別研修員は除く。
(4)被選挙資格者は、選挙時における当該学部教授会構成員とする。ただし、当該任期中に定年を迎える者は除く。
(5)選挙は、選挙資格者の3分の2以上出席した教授会において、単記無記名投票により行う。
(6)当選者は、有効投票の過半数を得た者とする。該当する者がいない場合、上位2名について決選投票を行う。

学部教授会において選任された人事については、学長に報告され、さらに学長を通じて理事長に報告されるが、当該学部以外の大学諸組織・機関あるいは理事会の審議・承認事項とはされていない。学部長の選任は、学部自治の原則を尊重しながら、規程に従って、適切に行われている。

【改善方策】

学長の選任についても、学部長の選任についても、明文化された規程に基づいて適切に行われており、とくに大きな問題はなく、特別の改善の必要性はない。

B群　学長権限の内容とその行使の適切性

【現状説明と点検・評価】

「学長は、本大学を統督する」（桃山学院大学学則）と規定されているが、その具体的な権限については、「大学評議会規則」を始めとする、大学の管理運営全般に関わる諸会議、委員会等において学長が議長等を務めること以外には、学長権限の内容を具体的に規定する条項は

存在しない。

学長の権限は、大学の管理運営全般に関わる諸会議を議長として主管することを通して、学長のイニシアチブが発揮できるよう配慮されている。教職員の人事についての権限は、学長室やセンター長の任命権以外には存在しないが、予算配分権については、学長は大学の予算原案を決定する大学予算委員会の議長であり、当然職として学校法人桃山学院において常務理事を兼任しており、常務理事会の執行権限との関連において大学の管理運営に関わる学長の権限を利用して、イニシアチブを発揮できる基盤は用意されている。また、現在常務理事会の下に「桃山学院中長期ビジョン委員会」が設置され、学長はその大学部会の長を担っているが、ここで審議決定された取り組み計画は、中長期ビジョン委員会において重点的に予算措置が講じられている。

このように、学長の権限については、その内容は明示的には規定されていないものの、大学運営の中で強いイニシアチブを発揮できるようにはなっている。しかし、今後予想される厳しい環境の下で、学長が先頭に立って、大学の個性化を推進し、大学の将来像を示して、その実現に向かうためには、現在以上に明確な学長権限が必要となるであろう。今日大学が置かれている状況を踏まえて、学内諸組織の民主的な運営と学長権限のあり方について、改めて検討してみることが求められている。

【改善方策】

学長が大学運営にその権限を発揮できる基礎的な体制は、教職員の人事以外においては、一応整っているが、上に述べたように、大学が置かれている現在の環境は、迅速な意思決定が可能となるような、学長のより強力なリーダーシップを要請しており、本学においても時代に対応したより適切な学長権限のあり方の検討を学長室において開始したい。

Ｂ群　学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状説明と点検・評価】

学長は、大学評議会を召集し、その議長となり、議事を主宰する。ただし、議事内容については、事前に学長･学部長会において調整されることになっている。したがって、学長と大学評議会が対立して、無用の混乱が生じるといった事態はほとんどない。評議会における審議が紛糾するような場合には、その議案は再度学長･学部長会に持ち帰って再検討される。こうした手続きにより、学長と全学的審議機関の間の連携協力関係は適切に機能している。

【改善方策】

現時点では、とくに改善すべきところはない。

Ｂ群　学部長権限の内容とその行使の適切性

【現状説明と点検・評価】

学部長は、学務を主管し、学部教授会等学部内諸会議の召集権を有するが、他に本学諸規程に学部長の権限について明示された規定は存在しない。しかし、学部長は、次のような諸会議や委員会で重要な役割を担っており、これらの職責を通して、その権限が行使できるよう配慮されている。

「大学評議会」、「学長・学部長会」、「大学入試協議会」、「大学AO委員会」、「共通教育協議会」

（長は学長・学部長の互選により選出）、「全学人事計画調整会議」、「大学予算委員会」（担当学部長が参画）、「学部人事委員会（長）」、「全学自己点検・評価会議」、「学部自己点検・評価委員会（長）」

【改善方策】

特に改善を要する問題はない。

Ｃ群　学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状説明と点検・評価】

学長補佐体制としては、「副学長」制度を導入し、「学長室」を設置している。

副学長制度は、大学の運営全般に関して学長を補佐することを目的として、1996年に導入された。副学長は、3名まで置くことができ、本学専任教員の中から学長が指名する。副学長の任期は2年以内とし、学長が定める。ただし、再任を妨げない。副学長のうち1名は学長室長を兼務することとされている。

学長室は、副学長制度が導入される以前の1991年に設置された。大学全般にかかわる問題について、学長が指示する業務を行って、学長を補佐する。学長室は、室長のほか、学長が専任教員のうちから任命する教員室員と、学長室事務室課長および課長が推薦する課員からなる職員室員をもって構成する。学長室には、企画部会および広報部会が置かれており、企画部会は調査、企画および調整その他これらに関連する業務を担当し、広報部会は学内外広報その他これらに関連する業務を担当する。学長室の業務に必要な審議を行うため、室員による学長室会議を開き、室長がこれを主宰している。

2006年度には、副学長は3名が配置されており、学長室長と全学自己点検・評価室長を兼務する者が各1名で、残る1名は無任所であるが、主に学生生活関係、国際交流関係を担当するほか、組織改編や新制度の導入に際し、学長の意を受けて、企画立案、制度設計などの業務を中心となって推進する。他に副学長は、学長・学部長会にオブザーバーとして出席するほか、必要に応じて学長の代理あるいは代行者として、学内外の会合に出席するなどして学長を補佐する。

担当副学長が兼務する学長室長は、学長が年度当初に掲げる当該年度の課題や大学運営上日常的に生起するさまざまな課題について、学長室会議の審議に付し、室員とともに資料の収集、調査を行って、諸施策の企画・立案、学内調整にあたる。学長室会議には、随時学長も出席し、会議は年間20回程度開催されている。

担当副学長が兼務する全学自己点検・評価室長は、本学における自己点検・評価の実施責任を担うとともに、自己点検・評価の結果をもとに教育研究活動の改善や諸施策の推進を学長に提言することによって、全学自己点検・評価会議の議長であり、本学における点検・評価の最高責任者である学長を補佐する。

学長補佐体制は制度的には整備されていると言えるだろう。しかし、学長権限の不明確さに対応するように、学長室における企画分野の活動が十分ではない現状があり、これが学長のリーダーシップを十分に展開できない理由につながっている。

【改善方策】

副学長3名の役割分担などには、なお改善の余地がある。学長室のとくに企画分野の活動については、室員の編成の仕方も含めて、改善が必要である。学長権限のあり方の問題と合わせ

て、学長室において検討されているところである。

Ｃ群　個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況

【現状説明と点検・評価】

現行の「桃山学院大学学長選挙規則」には、「学長候補者は、人格が高潔で、学識がすぐれ、かつ、高等教育に関し識見を有する者でなければならない」とのみ定められており、制度的には学内外の個性ある人材が学長の候補者となる条件は整備されている。過去の学長選挙において専任教員以外の学外者が学長候補者になったこともある。

【改善方策】

現時点では、とくに改善すべきところはない。

３）意思決定　４）評議会

Ｂ群　大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性

Ｂ群　評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学の意思決定機関としては、大学評議会、学部教授会、連合教授会が存在する。

それぞれの意思決定プロセスは、次のようなものである。

大学評議会への提出議案は、事前に学長・学部長会の協議に付される。これらの大学評議会の審議決定事項のうち、学則の改訂等、全学にかかわる重要な事項については、各学部教授会の審議に付され、各学部教授会の承認を得た場合に、正式に評議会の議決とされる。もし、大学評議会で議決された案件がいずれかの教授会で否決された場合は、学長・学部長会が修正案を作成し、再び審議に付される。この修正案がさらにいずれかの教授会の同意が得られなかった場合には、再修正案を作成して審議を継続するか、廃案とするかは、学長・学部長会の判断に委ねられる。

このように、大学の意思は全学の合意の成立によるため、案件によっては決定までに相当な時間がかかることも可能性としては存在するが、通常は、これ以前の審議プロセスにおいて、各学部から選出される委員で構成される各種委員会や附置機関である図書館や各種センターの運営委員会の審議・決定が介在し、それぞれの審議事項に学部の意向が反映されている上に、学長・学部長会で調整されているので、大きな支障は生じていない。

連合教授会も、全学的な事項について審議決定する機関だが、事務職員も正規メンバーとなっている大学評議会と異なり、専任教員のみが構成員となっている。学則では、連合教授会の任務は「大学全体に関する重要事項を審議する」ことと規定されている。同じく大学全体にかかわる事項を審議決定する大学評議会とは一種の役割分担がなされており、具体的には連合教授会の審議決定事項は、学長選挙および同規則変更に関する事項、学校法人評議員の推薦に関する事項、全学的役職者の選任、その他学部教授会の連絡調整を要する事項等と規定されている。連合教授会は、通常は学長が招集するが、学部教授会が要求した時には開催しなければならないことも規程上明確にされている。とくに緊急を要する全学的な問題がないかぎり、開催されるのは、年に数回である。

このように、本学の意思決定プロセスは、それぞれの意思決定のための審議機関の連携を配慮しつつ、適切に行われていると評価しうる。

【改善方策】

上の3つの意思決定機関が通常はそれぞれの役割を果たして、とくに大きな問題はないのであるが、教授会の決定が不統一であった場合、あるいは各教授会では決められない事項が生じた場合に、大学評議会が最高意思決定の機能を果たすことができないという現状については、大学を取り巻く今日の状況を考えるとき、迅速な意思決定を行える体制を確立することが課題となろう。学長・学部長会、学長室などにおいて改善策について検討する。

５）教学組織と学校法人理事会との関係

Ａ群　教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性

【現状説明と点検・評価】

学校法人としての学院の管理運営は、私立学校法に則り理事会が行い、また理事会において選任される理事長の諮問機関として法人評議員会を置いている。

理事会は17名（定数13～17名）の理事で構成され、大学からは、学長の他、学部長の互選による1人が理事となることが寄附行為に定められており、また、評議員のうちから選任すると定められている理事（3～5名）のうち2名は、慣例により大学教員選出の評議員5名の互選による2名が選任されることになっている。

評議員会の定数は31名以上37名以内であるが、2006年度は35名の評議員で構成されている。大学からは、学長、学部長5名、大学教員選出評議員5名、職員選出評議員4名の合計15名が選任されている。なお、大学教員選出評議員は連合教授会において選任し、職員選出評議員は管理職の互選による。

学校法人桃山学院理事会に常務理事会が置かれている。常務理事会は、理事長、学院長、常務理事をもって構成し、理事会から委任された業務を決定・処理する。常務理事は、理事長が理事の中から7名以内を指名する。本法人が設置する学校は、現在桃山学院大学と桃山学院高等学校の2校であるが、2006年度の場合常務理事7名のうち、大学を選出母体とする常務理事は、学長を含めて3名である。他の4名の内訳は、高等学校長および教頭、事務局長、法人関係事務部長である。

常務理事会の審議事項は多岐にわたっている。教職員の人事に関すること、諸規程の制定・改廃に関すること、組織機構・人事・財務・資産などの管理・運営に関する事項、労務に関すること、日常業務における重要事項などである。

学校法人理事会の重要な構成員である大学長は、理事会に対して大学の教育研究計画や活動の実態を明確に提示する説明責任を負っている。大学で行う教育研究に必要な教職員、施設・設備、その他教育研究経費を、理事会との関係において措置する責務があるのである。一方、理事会は、こうした学長の説明、提案を受けて審議を行い、大学の運営を学長に委任するのである。学長が理事長により当然職として慣例的に常務理事の指名を受けるのは、こうした理事会との連携協力および機能分担が期待されているからに他ならない。

経営に責任をもつ法人の理事であり、同時に教学に責任をもつ大学の長として、学長は時に

双方の立場の板挟みになることもありうるが、現状では、この双務性が教学組織と理事会の連携協力関係を維持するように機能している。

なお、2005年から施行された改正私立学校法においては、「理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行う」ことが期待されている（2004年7月23日付け事務次官通知）。本学ではそれに対応するように、2005年5月から常勤理事長を置いている。その結果、従来にも増して、理事長と学長との連携協力関係は強化されているが、非常勤理事長の体制が長く続いた本学の慣行と異なる状況も生まれている。もっとも適切な連携協力関係の確立については今後の課題である。

【改善方策】

理事長の常勤化と学長との連携協力関係の強化により、ガバナンスの体制はより明確となりつつあるが、経験を点検・評価しつつ、もっとも適切な関係を追求する。

６）管理運営への学外有識者の関与

Ｃ群　公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況

【現状説明と点検・評価】

大学の管理運営に直接にかかわる組織に学外者が関与するシステムはない。しかし、大学を含めた学校法人の管理運営の責任組織である理事会と法人評議員会には、学外有識者がメンバーとして入るよう制度化されている。「学校法人桃山学院寄附行為」には、理事として、①日本聖公会の関係者から2名、②評議員のうちから3～5名、③学識経験者および功労者から3～5名、評議員として、①桃山学院の卒業生から4～6名、②日本聖公会関係者2～4名、学識経験者4～6名が加わることが規定されている。2006年度には、17名の理事のうち学外理事は7名、35名の評議員のうち14名が学外者である。したがって、大学の管理運営に対する学外有識者の意見は、理事会、評議員会の審議に十分に反映されることになる。

【改善方策】

現在のところ、とくに問題はなく、改善の必要はない。

２．大学院の管理運営

［到達目標］

大学院の管理運営に関しては、それほど大きな問題はなく、現行の規定を適切に運用することが目標となる。ただし、今後予想される学部・学科の再編などに対応することが必要である。

１）大学院の管理運営体制

Ａ群　大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性

【現状説明と点検・評価】

教学上の管理運営組織として、各研究科に研究科委員会が設置されている。研究科委員会は、当該研究科の授業を担当する専任教員をもって構成され、その会議は、研究科長が召集し、議長を務める。

研究科委員会の審議事項は、研究科委員会規則等に次のように定められている。

1. 課程および専攻ならびに授業科目の増設または変更に関する事項
2. 教授、助教授および講師の授業科目担当に関する事項
3. 学位論文の審査に関する事項
4. 学生の入学、休学、留学、退学、復学、再入学および課程修了の認定等、学事に関する事項
5. 試験に関する事項
6. その他研究科に関する重要な事項

各研究科委員会とは別に、各研究科の全学的調整を目的とした組織が2つ設置されている。大学院委員会と研究科長会である。

大学院委員会は、学長を議長とし、研究科長と各研究科委員会から選出された教員各1名が構成員となる、大学院の全学的な管理運営上の審議・決定機関である。

研究科長会は、各研究科長が構成員となり、主として大学院の運営全般についての各研究科間における連絡調整と、学長・学部長会との連絡調整を要する事項について協議が行われる。

これらは、大学院研究科の管理運営組織としては適切に運営されており、とくに大きな問題点はない。

【改善方策】

現状では、とくに改善の必要はない。

Ｂ群　大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

大学院研究科委員会と教授会とは、独自に運営されている。ただし、本学の大学院が学部の上に設置されているという性格上、会議の構成員が重なるし、研究科長と学部長とは、関連する事項について、絶えず連絡、協議しているので、研究科委員会と学部教授会が激しく対立するというような事態は想像しにくい。

しかし、文学研究科については解決すべき問題が生まれている。2002年度から施行された学部のカリキュラム改訂にともなって、従来文学部に所属しており、文学研究科のメンバーでもあった複数の教員が文学部以外の学部に分属するという措置がとられたために、現在の文学研究科の教員は5学部に分属している。文学研究科は過渡期の変則的な構成になっている状況であり、現時点ではとくに大きな支障もなく運営されているが、将来を展望して適切な対応策を実行する必要がある。

【改善方策】

現状では、研究科委員会と学部教授会の関係に大きな障害はないが、上に述べたように文学研究科においては、ある種のネジレ現象が生じており、将来的には研究科と教授会の関係がうまくいかないということが起こりかねない。その対応策の検討に着手すべき時期に来ている。

Ｂ群　大学院の審議機関（同上）の長の選任手続の適切性

【現状説明と点検・評価】

研究科長の選出は、「研究科長選出規程」に則って、構成員の3分の2以上の出席の研究科委員会で、無記名投票で選ばれる。2年任期で再任は妨げない。ただし、3選は禁じられている。これは学部長の選出方法と同じである。

現在のところ、大きな問題は見当たらず、この手続きは適切であると判断される。

【改善方策】

研究科長の選任手続きは適切に運用されており、改善の必要はない。

選任手続きとは直接関係しないが、将来的な展望として、本学のような規模の場合、研究科長と学部長は兼任にしてはどうかという提案も出されている。今後の課題である。

13. 財　務

１３．財務

［到達目標］
(1) 本学が存続・発展していくための健全で安定した財政基盤を確立すること。
(2) 毎年度の適正な予算配分を行うと同時に、中長期的な財政計画を確立すること。
(3) 科学研究費や特別研究費等の外部資金の導入を促進する施策を推進すること。
(4) 予算編成やその執行の適切性を検証する財務監査を改善すること。

１）教育研究と財政

Ｂ群　教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは予算配分）の確立状況

【現状説明と点検・評価】

本学は、高等学校および大学を併置した学校法人の下にあり、大学の収支のみで財政基盤の確立を図るものではない。しかしながら学院財政は、学生生徒等納付金収入が漸減し2001 年度の約 9,518 百万円（大学では約 8,477 百万円）から 2005 年度には約 8,731 百万円（大学では約 7,804 百万円）になり、寄付金の減少とあいまって帰属収入の逓減状態がつづいている。これは、大学の臨時定員の終了に伴う学生数の減少が主因であり、学院に占める大学予算が大きいため目立つ現象となっている。この中、詳細は別項に記すが単年度毎の予算は、予算年度毎に法人が策定する予算編成方針と傘下の各学校が策定する「教育研究計画」に基づき、各学校に設けられた予算委員会が策定する要求案を基に編成している。予算規模に一定の制限はあるものの、大学予算委員会で承認された教育研究計画は、着実に予算化の措置が検討される。そこで、より充実した教育研究環境を実現するための教育研究経費は増加を続け、収入の減少とあいまって教育研究経費比率は、別添資料（大学基礎データ 表 46-1）のように逓増し、結果、帰属収支差額・帰属収支差額比率は、2001 年度の約 1,560 百万円・13.4%（大学では約 2,137 百万円・21.9%）が 2005 年度では約 298 百万円・2.8%（大学では約 553 百万円・6.0%）へと悪化した。

帰属収支差額は、当面する施設・設備整備に係る投資源であり、また将来にわたる維持を担保する減価償却引当資産の他、新たな教育研究目的・目標を具体的に実現するための蓄積財源となるため、現状の傾向が継続すれば、将来への備えを十分果たせず、いずれは従前の備蓄を取り崩す必要に迫られることになる。

このため理事会は、本来は 10%以上の確保が必要である帰属収支差額比率を、当面 2014 年度を目途に回復すべき中期的目標として最低値を 5%として掲げると共に、従前から蓄積してきた特定資産の組換えを行い、減価償却引当資産は当該年度の減価償却累積額の 50%以上を確保することの他に、一部をもって将来構想資金引当資産として準備する方針を確定し、次の展開への準備を行っている。

その結果、教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤の充実度は、一応、評価に耐える範囲にあると判断される。しかし、臨時定員の終結に伴う収入減を回復する施策が不十分であり、適切な改善策を実行しなければ、状況はさらに厳しくなってい

くであろう。

【改善方策】

私立学校が教育研究目的・目標を持続的に実現するには、法人組織（学院）全体として蓄積を行える適切な帰属収支差額を確保できる財政基盤を確立することが求められる。

現状を維持するためには、支出の抑制と収入の増加が求められる。すなわち、費目を問わず学生の教学環境に多大の影響をおよぼさない経費については適正に支出を抑制することと、それでも拡大する支出に対応する収入を確保する施策を追求する。

適正な収支バランスを形成するよう努力することが第一に行われるべきことだが、そのほかにも、将来的には、奨学資金引当資産の運用益でたいていの奨学金を賄い、また減価償却引当資産の運用益で計画的な施設・設備の修繕・取替えを行う等、各種の基金や特定資産の蓄積を行い、学生生徒等納付金等以外での収入の柱を持つ体制も追求していく。

Ｂ群　総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況および両者の関連性

【現状説明と点検・評価】

本学は、別項に述べたように 2001 年度の学生生徒等納付金収入が約 9,518 百万円（大学では約 8,477 百万円）であったのに、2005 年度は約 8,731 百万円（大学では約 7,804 百万円）と臨時定員の終結に伴う収入減が顕著な状況の中、学院としての中長期を展望した計画を「桃山学院中長期ビジョン」と名づけ、2005 年 12 月に策定し、現在、各計画の推進作業中である。当然、大学としての中長期展望に立つ諸施策も盛り込まれた。巨費を要する件は構想の実現性･可能性の検証段階にある。同ビジョンに立脚する施策の財政政策は、学院として検討作業に入った。

なお､巨費を要する構想以外の一部計画については､すでに予算を付され実行中である。

数年から十数年を単位とする中長期展望（ビジョン）に立つ施策を策定し、そのための財務的準備を行う努力を開始したことは、中長期的な財政計画と総合将来計画を結びつけるものとして評価しうるが、従来、単年度予算に立脚した財政の考え方を基本としていたため、数年から十数年を展望した中長期の戦略的投資の費用対効果の手法が十分に確立されているとはいえない状況である。その適切な手法の確立も含めて、将来構想をいかに財政的な基盤を保証するかが、当面の課題となるであろう。

【改善方策】

すでに具体的に調査・検討段階に入っている将来計画を、法人全体における現状 2%台の帰属収支差額比率を、2014 年度には最低目標として 5%まで回復させるとした中・長期的な財政計画の展望と調整しながら、その適切な展開を追求しているところである。

Ｃ群　教育・研究の十全な遂行と財源確保の両立を図るための仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

本学では、2004 年 2 月に本法人の運営責任を直接的に担う常務理事会が､「学院経営改善の基本方針」を策定し、経費の削減を伴う経営改善を計りながらも、学生に対する教育水準や学生生活全般のサービスの充実に対しては積極的に投資を行うことを明らかにし、傘下の各学校に中長期ビジョンの策定に着手するよう求めた。更に 2004 年 11 月､「桃山学院中長期ビジョン委員会」を設置するとともに、各学校にも部会を置いて、学院として中

長期ビジョン策定への取り組みの検討を開始した。その結果、2005 年 12 月に、学校法人桃山学院の理念と社会的使命を明示した「桃山学院中長期ビジョン」を公表した。そこでは、具体的な活動展開の柱として、「地域貢献」、「国際交流」、「職業教育」、「外国語教育」、「健康・スポーツ振興」の 5 つの切り口が設定され、各学校における基本構想と具体的な取り組み計画が明らかにされた。

大学は「大学における基本構想」として『教育・研究改革に着手する』『新たな大学像の構築を目指す』『学院としての総合化を推進する』を挙げ、具体計画を展開しているが、理事会は、これらの「桃山学院中長期ビジョン」にもとづく事業展開に対して学院が財務的に担保するものとして、従前からの蓄積資金を、「将来構想への資金」と、永続性担保に必要な一定率の「減価償却引当資産」とに振り分ける「特定資産の再編整備」を行うこととした。これにより、教育・研究の遂行と財源確保の両立を図るための仕組みが導入されたということができる。

理事会は、「桃山学院中長期ビジョン」にもとづく諸施策を展開し、収入増加をはかり、また更なる経費節減努力を行うことで必然的に帰属収支差額を生み、その余剰分を積み立て、将来の教育・研究のための再投資を図ることになるよう計画している。

【改善方策】

本学の現状は、教育活動に拠る経常収支で帰属収支差額を生み、その余剰分を蓄積し、将来の教育・研究のための再投資を図る循環の中で、「桃山学院中長期ビジョン」を策定し計画実施の初期段階にある。この段階で積極的投資資産を明確化するとともに、学校の永続性を担保とするひとつの施設設備の維持･再生資金も､減価償却引当資産を当該年度の減価償却累積額の 50%以上確保する方針を明確に定め､財政の安定性を保つことも可能となった。なすべきことは、計画を着実に継続的に実行していくことである。

また、将来的には、新しく展開した、あるいは今後行う教育活動への投資の結果による帰属収支の差額から蓄積を行い、これを繰り返すことによる教育・研究の遂行と財源確保の両立を図るための仕組みを維持・発展するよう努める。

２）外部資金等

Ｂ群　文部科学省科学研究費補助金、外部資金（寄付金、受託研究、共同研究費など）の受け入れ状況と件数・額の適切性

【現状説明と点検・評価】

2001 年度～2006 年度の文部科学省科学研究費補助金の応募および採択の状況は下記の表のとおりである。

本学の教員による科学研究費補助金への応募数は、教員数に比して少ないのが現状である。採択率は 2005 年度を除き、20%前後となっており、この補助金の 2006 年度採択率の全国平均 22.1%と比較しても遜色なく、評価できると思われる。補助金の受給額に関しては、本学が文科系学部のみで構成されているため、医学系・理系のような研究・開発に係わる学部を開設している大学よりも少なくなることは、やむをえない。

一番の課題は、応募者数の増大である。そこで、本学では、数年前より、応募を奨励するために、特定個人研究費制度を設けた。これは、科学研究費補助金に応募した教員に対

して、応募時の申請額と受給額との差額を基に、500,000 円を上限として個人研究費を交付するものである。不採用となった場合にも 150,000 円を上限として交付する。また、補助金執行に関わる業務のほとんど全てを、2004 年度からは、補助金を受給した研究者に代わり、研究情報部総合研究所事務室が担当することとした。これにより、科学研究費を受給した教員は、煩雑な日常の事務的業務から解放され、その研究により多くの時間と労力を注ぎ込むことが可能となった。また、各学部教授会にて応募案内等関係書類を全教員へ配布し、応募を促した。その結果 2006 年度は応募件数が 17 件と増加したが、依然として、教員在籍者数からすれば、応募件数は多いとは言えない。

科学研究費補助金の採択状況（新規および継続分には、他の研究機関からの転入を含む）

年　度	新規および継続分		うち新規分			
	採択件数	補助金額	応募件数	採択件数	補助金額	採 択 率
2001年度	6件	6,800千円	15件	3件	2,200千円	20.0 %
2002年度	7件	5,900千円	10件	3件	3,800千円	30.0 %
2003年度	6件	6,800千円	12件	3件	3,100千円	25.0 %
2004年度	8件	13,400千円	12件	3件	8,600千円	25.0 %
2005年度	6件	9,700千円	9件	0件	0千円	0.0 %
2006年度	6件	9,600千円	17件	3件	5,900千円	17.6 %

なお、2005 年度の科学研究費補助金以外の外部資金は、「大学基礎データ 表 34」に示されたように「零円」に終わっている。外部資金の受け入れ策の振興も今後の課題である。

【改善方策】

今後さらに厳しさを増していく財政的な状況を考えれば、新規の教育研究資金を外部から受け入れることの重要性はますます大きくなる。

科学研究費補助金が、研究者の自由な発想に基づく研究を対象とした競争的研究資金であることから、応募を義務づけることは困難であろう。したがって、応募を奨励する方策が重要課題となる。まず応募に関するアドバイス、支援の充実、つぎに、補助金執行に関する研究者の事務処理業務の徹底した軽減、さらに、全専任教員に対して科学研究費およびその他の外部資金等についての広報の充実等が、今後実施すべき具体的な方策である。

３）予算編成

Ｃ群　予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化

【現状説明と点検・評価】

予算の編成および執行については、本学院の経理規程で定められた「予算単位」を設けて行っている。本学院の予算単位には、「法人」、「大学」、「高等学校」の 3 単位があり、それぞれの予算単位のもとに「予算小単位」（各課・室、委員会等）を設けている。予算に関する決裁担当職務としては、「予算責任者」、「予算単位責任者」をおき、各予算単位内に「予算単位執行責任者」、「予算小単位責任者」をおいている。

「予算責任者」は学院全体の予算の統括者であり、企業経営組織の「CFO（最高財務責任者)」に該当する。本学院の経理規程によれば、専務理事がその職務を遂行するが、専務理事がおかれないときまたは欠けたときは事務局長がその職務にあたることになっており、現在は事務局長がその任に就いている。「予算単位責任者」はそれぞれの単位の長（法人：事務局長、大学：大学長、高等学校：高等学校長)、「予算単位執行責任者」は各所管の事務部長（高等学校の場合は事務長)、「予算小単位責任者」は当該部署担当課長である。

予算の編成に際しては、各予算小単位からの業務計画書が提出された後、その計画にも留意しながら学院としての予算編成方針を提示し、そこで学院全体の当該年度予算編成の基本方針を提示している。ただし、定常的な物件費予算の積算要件や収入予算に関わる学生生徒数等については、その方向性を業務計画書等作成の明年度予算編成業務依頼時に提示している。各所管からの予算要求案については、各単位毎に予算委員会もしくは調整会議（大学では「大学予算委員会」）を設け、各所管からのヒアリング等をとおして要求額の調整・査定を行い、そこで予算単位としての要求原案を確定させる。各予算単位としての要求原案は、学院全体の予算を審議する「予算会議」に諮られた後、常務理事会、法人評議員会・法人理事会の審議を経て学院全体の予算が確定する。

本学の予算編成には、現場からの積み上げ（「ボトムアップ」）方式を採用しており、要求額の調整に際しては、予算編成方針を大前提としつつも、要求所管と調整・査定機関である大学予算委員会との間で、一般的に大幅な調整（要求所管への減額要請）はみられない。これは既述の「ボトムアップ」方式の採用によるものであり、現場の意向をできうる限り反映させるように努める姿勢がみられる。

この方式は、単年度において、それも既定の業務を定型的に遂行する限りにおいては特に問題はないように思える。ただ、将来の収支構造の変化等を勘案した全学院からの「中長期的な視点にたった単年度予算の把握」という点からみれば、大局観の乏しさが感じられるとともに、財務管理機能の弱さも見られる。またこれは民間企業とは異なる教育事業体特有の体質によるところもあると思うが、一度新規に事業予算が承認されたならばよほどのことがない限り、継続的に一定額の資金が投入されつづけ、事業の見直しが困難となる傾向が存在する。

【改善方策】

「中長期な視点にたった（複数年度計画からみた）単年度予算の把握」を行うためには、中長期の経営計画を策定する必要がある。それをもとに人事計画や施設設備等の整備を含めた明年度の事業計画を当年度の早期に策定し、予算要求等に際し各所管に理解と協力を求める。この経営計画の策定については、目下推進中の中長期ビジョンの一環として取り組む。

４）予算の配分と執行

Ｂ群　予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性

Ｃ群　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況

【現状説明と点検・評価】

予算編成の項目で既述したように、予算の配分については各所管からの要求案に対し大

学予算委員会が個別にヒアリングを行い、それをもとに要求原案を確定している。その際、学生に対して直接還元される費目（奨学金など）や構成員の資質の向上につながる費目（研修費など）は過年度の執行実績と要求額との間に開きがあっても、削減の対象とはせず、極力要求額を尊重し学生に対しての資金還元力（学生の教学面に対する資金投入力）を内外にアピールできるよう対処している。また、教員関係組織の要求額の中には、1 件当たりの予算枠が設定されているが総枠の設定のないものもあり、その結果年により総額的にみて流動的になりがちである。総体的には、各所管の意向が概ね反映されていることにより、予算額は新規事業予算の発生とあいまって年々増加傾向にある。

予算の執行については、1 件 20 万円未満のものは予算小単位責任者（課長）に決裁権が与えられており、1 件 20 万円以上 300 万円未満のものは予算単位執行責任者（大学では事務部長）、1 件 300 万円以上 1,000 万円未満のものは予算単位責任者（大学では学長）、1 件 1,000 万円以上のものは予算責任者（事務局長）の決裁が必要となる。各所管の課長は 1 件 20 万円未満のものであれば特段に定めのある場合を除き、事前に上司の決裁を得なくても予算が執行でき、1 件 20 万円以上のものでも水光熱費等の支出内容・支出額が明確なものについては同様に予算執行が可能となる。

また、予期せぬ事態ややむを得ない状況から計上されていない項目についての予算執行を迫られた場合は、予備費申請、移用（計上業務予算でない他の業務予算に移し替えて使用すること）、流用（計上勘定科目でない他の勘定科目に振り替えて使用すること）の手続きで所定の決裁を得ることで対処できるようにしている。ただ、予備費申請については、予備費の本質を損なわないよう留意し、移用・流用についても予算の適正配分・執行の観点からルールを設け、無計画な予算執行にならないように努めている。

このように予算執行については、一定権限を課長に付与することにより執行の迅速性を高め、予備費申請、移用・流用方式の採用により業務遂行の円滑化がはかられている。予算の執行については、各所管課長への一定の決裁権の付与や、予備費申請、移用・流用方式の採用は、各所管の業務の迅速化や円滑化に効果的なものとなっている。ただ一方では、迅速性や円滑性を重視するあまり、予算執行に関するルール（予算執行規程等関連諸規程に明記）が守られていない面が多々ある。

【改善方策】

予算配分についてみれば、1 件当たりの予算枠が設定されていても、総枠の設定のないものについては、総枠の設定を行い関係所管の理解と協力を求める必要がある。そのためには、所定の協議・手続等を経た政策決定が前提となる。学校法人は一般的に「学納金収入（消費者である学生または保護者に対しての商品売上高）を主財源にした事業組織」であることから、将来の収入減を見据えたなかで、このように年々増加傾向にある予算を効果的に配分・執行するには、「現実に消費者である学生等に対して効果的な予算配分になっているか」のチェックが必要である。教学環境を高め、学生・保護者等の関係者に評価されるような予算配分は、予算の効果的な編成のみならず組織の生き残り策としても大切なことである。そのためには、「経営戦略」はもとより、会計監査とは主旨を異とする自律的「業務監査」機能の強化が必要となる。ただ、経営計画を策定するうえでの「経営戦略」機能の強化、および「業務監査」機能の強化については、早急に取り組まねばならない事項ではあるが、経営理念・指標等に基づく学院の組織改編をふまえてより具体性をおびたものとなる。この課題についても、中長期ビジョン委員会において検討中である。

業務遂行の迅速性や円滑性を効果的にするための種々の予算執行上の方策は、「予算執行額の増加」という現象をひきおこしかねないので、ルールの遵守の原則をより徹底したい。

５）財務監査

Ｂ群　アカウンタビリティの履行状況を検証するシステムの導入状況

【現状説明と点検・評価】

アカウンタビリティの履行状況については、従来は学内構成員に対し決算概要を文書通知していたが、現在は、本学ホームページ上でそれらの財務情報を開示している。すなわち、予算については2005年度予算分より、「予算の概要」としてまとめて開示する以外に、「資金収支予算書」、「消費収支予算書」を、また決算については2003年度決算分よりを「決算の概要」としてまとめて開示する以外に、「資金収支計算書」、「消費収支計算書」、「貸借対照表」をホームページ上で公開している。

アカウンタビリティそのものについては、一定の評価を得られるものと考えるが、近々公開予定の「2005 年度決算」については、上記資料に加えて「事業報告書」や「財産目録総括表」をも含めて掲載する予定である。

なお、公開内容そのものの検証は、内部機関として監査室を置き、法人の役員である監事、外部の会計専門機関である監査法人との三者による監査によって財務諸表が担保されており、公開に当たっては開示内容を担当事務所管の経理課が、常務理事会に説明（提案）のうえ、確認・承認を得て行っている。この監査方式の適切性そのものを検証するシステムは、現在のところ存在しない。

【改善方策】

公開資料については、ステークホルダーに対して、わかりやすい情報を提供することに努力するとともに、ステークホルダーの中で最も直接影響を受ける学生・生徒と保護者の意見･意向をくみ上げる工夫を行う。それが、検証システムを確立することにつながるからである。

Ｂ群　監査システムとその運用の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学院においては、異なる立場である三者による監査、すなわち法人の役員が行う監事監査、外部の会計専門機関による監査法人監査、および内部機関による自律機能としての監査室監査を実施し、それぞれ異なった立場からの監査を行っている。

監事監査は、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に基づき、①学校法人の業務、②学校法人の財産の状況を監査する定めになっている。本学院においても、学校法人の業務に係わっては、毎回の理事会、評議員会に出席するとともに、関係資料の閲覧や関係者への聴取等により監査を行っている。財産の状況に係わっては、毎年決算終了後に、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録等について監査している。監事の役割の重要性に鑑み、2005年度から監事3名のうち1名を常勤監事とした。

監査法人による監査は、私立学校振興助成法第 14 条により、「補助金の交付を受ける学

校法人は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類」の作成が義務づけられ、さらにこれらの書類とともに収支予算書の所轄庁への届け出が義務づけられている。その際に公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付しなければならない。現在本学院は東京北斗監査法人に依頼しているが、この監査法人による会計監査は、期首・期末決算の監査に加え、期中の監査については、学納金をはじめとする収入、人件費・教育研究経費等の経費支出、施設・設備・資産運用などの固定資産関係を主な対象として監査を受けている。そこでの指摘事項等については、各監査実施ごとに監査結果の「報告書」を作成し、その結果を事務局長（経理責任者事務取扱）、監査室等の関係部署に報告するとともに、今後の業務遂行の規範としている。

また、日常業務での疑問点、新規業務発生等の関係で会計処理等その対応について監査法人からの指導が必要と思われる場合は、適宜連絡をとり指示を受け対処している。

監査室による監査は、2001 年度から試行的に実施し、2004 年度から学校法人桃山学院内部監査規程に基づき正式に実施している。その目的は、「内部監査は、学院の諸業務が適正に執行されるよう支援するとともに、経営効率の向上および業務の改善に資すること」である。毎年 6～7 の部署を対象に監査を行い、理事長に監査報告書を提出している。その際、必要に応じ対象部署の責任者に対し指摘、提言を行い、改善計画書等の提出を求め、改善状況の確認を行っている。また、緊急を要する場合は、理事長から改善指示書が交付される。本学院の内部監査は、学院の実態把握および業務改善に着実に効果を上げており、今後とも一層の充実を図っていくこととしている。

以上のように本学院の監査システムは確立されており、運営上も適切であると評価できる。

【改善方策】

監事、監査法人、監査室それぞれの機能強化とともに緊密な連携の推進が必要となっている。

監事と監査室は、2005 年度から月 1 回定期的に会合を持って情報交換を行い、監査の質の向上と効率化に努めてきた。2006 年度からはさらに監査法人との有機的な連携を図るため、監事、監査法人、監査室が年に数回、相互報告や情報交換のための会議を行うこととしている。これらによりガバナンス機構の一層の強化を目指す。

６）財務比率

Ａ群　消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性

【現状説明と点検・評価】

消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率は以下の状況である。

1. 消費収支計算書関係比率（以下に記述の関係データの詳細は別添「大学基礎データ」を参照）

収入の面では、臨時定員増の段階的解消にともなう学生生徒等納付金の減少などにより、帰属収入が年々減少している（2005 年度実績でみれば、対 2001 年度比　大学のみ：581

百万円減、法人全体：894 百万円減)。そのため、職員早期退職制度の実施、職務内容によっては業務委託やアウトソーシングの導入などによる人件費総額の抑制策をとったものの、人件費比率は年々増加基調にある。また本学は、1995 年に大学・法人部門が現キャンパスに全面移転したため、施設が新しく設備も充実しているので減価償却比率が高く、新規の設備投資を行った 2000 年度と 2001 年度を除けば基本金組入率も低い。ただ、学内情報インフラ整備や国際交流の推進等教学条件の向上に努めているので、教育研究経費比率は上昇傾向にある。

このように、収入は減少傾向にあるが、経費支出は増加傾向にあるので、既述したように帰属収支差額比率は年々低下してきている（2005 年度実績　大学のみ：6.0%、法人全体：2.8%、対 2001 年度比　大学のみ：15.9 ポイント減、法人全体：10.6 ポイント減)。この経費支出の増加傾向への対策として、人件費の抑制策以外に、水光熱費・印刷費等の経費節減を継続的に行って一定の効果をあげているものの、臨時定員増の段階的解消にともなう帰属収入減による経常収支悪化傾向への有効な対処策とはなっていない。

2. 貸借対照表関係比率

本学院は現在借入金ゼロの財政状態であり、そのため自己資金構成比率は 92.5%、総負債比率 7.5%、負債比率 8.2%で、退職給与引当預金率も 99.5%といった状況でストックの面では安定している。ただ既述のキャンパスの全面移転にともなう資産評価の関係で、固定資産構成比率 93.3%、固定比率 100.9%と高い値を示している。

このように財政状態については、目下のところ概ね良好であるが、フロー（経常収支）の悪化はストックの食いつぶしにつながるので注意する必要がある。またキャンパス移転等により本学の施設設備は新しく、将来の償却負担にも留意する必要がある。

【改善方策】

臨時定員増の段階的解消にともなう経常収支の悪化への対応策については、先に述べたように、帰属収支差額比率については 10%以上の確保が必要であるとの認識にたち、その第一段階として 2014 年度の最低達成目標値として 5%を設定する中期経営計画を策定することで対応する。この中期経営計画には、学生の教学環境に直接影響をおよぼさない経費（いわゆる「間接経費」）の圧縮・削減策のみならず、大学や常務理事会等の審議機関における検討・調整を経て、学生生徒等納付金収入・手数料収入などの増収策を盛り込む予定である。同時に、現在の良好なストック状態をベースに、資金計画・経営戦略を明確にするため、将来構想等のためのいわゆる「攻めの資金」と、将来の償却負担増等への対処のため減価償却引当資産への組入率などをもとにした「守りの資金」の適正配分の検討が必要であることから、既存特定資産の再編整備を行う。具体的には「攻めの資金」への対応として、「将来構想資金引当資産」を新設し、施設設備の維持・再生のための「守りの資金」たる現行の「減価償却引当資産」については、その目標額を「当該年度の減価償却累計額の 50%以上」とすることを財務政策として、2005 年度の理事会において決定し、2006 年度から実施する。

14. 事 務 組 織

１４．事務組織

［到達目標］

大学は、教学組織と事務組織によって運営されており、大学が所期の目的を追求するためには、この両者の密接な連携･協力関係が不可欠である。本学の現状からして、当面追及すべき目標は、以下のとおりである。

(1) 教員を中心とした教学組織と事務職員による事務組織が、それぞれの特性を発揮しつつ、連携･協力関係を強化できるような運営を目指す。
(2) 事務組織の役割を見直し、責任をもって積極的に大学運営にかかわることのできるような体制を構築する。
(3) 学内の組織的決定事項を確実かつ迅速に伝達し、個々の事務所管が有する基礎的データなどの有効な利用を推進するためのシステムを構築する。
(4) これらの目標の達成の基本的条件となる職員の研修制度を確立するなど、優秀な人材を確保する適切な環境を整備する。

１）事務組織と教学組織との関係

Ａ群　事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況

【現状説明と点検・評価】

事務組織と教学組織との間の連携協力関係については、大学全体の運営にかかわるものと各部門にかかわるものがある。

大学全体の教学運営にかかわる常設の機関、組織として、本学には大学評議会、学長・学部長会、学長室があるが、そのいずれにも事務職員が参加している。

本学における最高決議機関である大学評議会には、全構成員 28 名のうち、大学筆頭事務部長である庶務部長のほかに事務管理職から選出された 4 名、計 5 名が正規メンバーとして加わっており、全学的意思決定に参画している。

学長・学部長会は、大学執行部によって構成される、大学運営全般にかかわる協議機関である。全学的重要事項の取り扱いについては、大学評議会や教授会の審議に先立って、学長･学部長会においてあらかじめ協議され、調整が図られる。この学長・学部長会には、庶務部長が正式メンバーとして審議に加わるほか、学長室事務室課長、学部事務室の課長および主担課員がオブザーバーとして出席する。

学長室は、学長を補佐し、全学にかかわる事項の企画・調整を行う組織だが、学長が専任教員のうちから任命した学長室長（副学長を兼任）を中心に、各学部から選出された教員室員と、学長室事務室課長および課員からなる職員室員によって構成されている。

これらの会議に参加している事務職員は、たんに事務的補佐をするだけでなく、事務職員の立場から意見を述べ、意思決定にかかわっている。

大学運営の各部門については、事務組織と教学組織との連携協力は、教育研究活動にか

かわる業務を運営するほとんどの組織に設置された「各種委員会」の活動を通して行われている。この委員会は、学部等から選出された教員委員と担当課の職員委員で構成されている。委員長は原則として教員だが、委員会の審議決定には職員も参加しており、決定には教員の意向だけでなく、日常的に業務に携わる現場事務職員の視点が反映される。その結果、決定事項に対する事務部門の速やかな組織的対応が可能となり、その事務処理についてもおおむね円滑な運営体制が確立されている。

また、本学は、5 学部 4 研究科を擁する文科系総合大学であるが、事務組織は、大学の管理運営全般にわたって全学共通に編成されており、教務・学生生活・入試など、学部等の教育研究活動に直接的に関わる業務を主管する事務所管も全学部共通で編成されている。したがって、学部ごとの事務室は置かれていない。それを補うものとして、学部教授会・研究科委員会、教員人事等の関連事務を主管する学部事務室が設置され、各学部 1 名、計 5 名の専任職員が配置されている。学部事務室の各担当者は、学部長・研究科長の業務を個別的・横断的にサポートするとともに、教授会・研究科委員会にも書記として出席して議事録（案）を作成するほか、審議・決定事項の概要をまとめて関連する事務部・課に報告するなど、事務組織間の連絡・調整を担っている。

このように、事務組織と教学組織の間の連携協力関係は組織的に保証されている。とくに連携の中心的な場である各種委員会の教員委員の多くは 2 年任期で交替することが多いので、業務に精通している事務職員が正式メンバーとして参加していることが、継続的な連携協力関係の維持に寄与している。

現時点では、事務組織と教学組織の間の日常的な連携協力関係は順調であり、大きな問題はないが、新しい課題への対応となると、さまざまな問題をかかえている。例えば、ある学部が単独で新たな教育活動を試みようとする場合に、全学部共通で事務組織が編成されていることが計画遂行の阻害要因になることがある。また、大学が社会の要請に応え、国際化を進め、IT 時代に対応しようとするとき、専門性の高い技能や経験を有する職員が求められるが、その事態に事務組織として十分に対応しきれないという問題がある。

【改善方策】

新しい時代に対応した事務組織のあり方が課題となっているが、現在、常務理事会の下に設置されている学院の中長期ビジョン委員会の法人部会における課題として「組織機能の認識確立と体制整備」が示され、その中に「効率的な事務組織の構築」のテーマが含まれている。2006 年度中に「事務組織検討委員会」が設置され、検討を始める予定になっている。全学部共通で編成されている本学事務組織の特長を活かし、教学組織との間の連携協力関係を保持しながら、新しい課題にも柔軟に対応できるような事務組織の構築を目指しているのである。この検討作業は、2007 年度もしくは 2008 年度からの実施を目標に行われているところである。

Ｂ群　大学運営における、事務組織と教学組織の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学の事務組織は、学院の事務局長の下に、大学の事務所管として管理・庶務・教務・学生・研究情報の各部を担当する 5 人の部長を置き、その下に各課長・課員が配置されて

いる。大学運営に関する事務上の課題については、事務局長と事務部長で構成する局部長会や、課長職以上で構成する管理職会議において報告・審議され、そのうち事務組織のみで完結する事項については一定の決定権を持っており、決定事項は事務組織のラインを通して周知、徹底される。これらの会議に教員は参加していない。

管理部門では、職員人事、予算管理、施設・管財などの業務を事務組織が主体的に担っている。とくに職員人事については、採用、登用、異動について教学組織が関与することはなく、事務組織独自の運営に全面的に委ねられている。

他方に事務組織から独立した教学組織として学部教授会・研究科委員会がある。ここでは、各学部・研究科独自の教学上の課題と同時に全学的な合意を必要とする課題についても審議･決定されるが、この過程に、事務組織は事務上の補助をする以上の直接的なかかわりはもっていない。

このようにともに独立した組織の決定を調整し実行に移すための方式が、先の項目で示した「各種委員会」その他の、教員と事務職員の双方が正式メンバーとして参加する組織である。すなわち、大学運営、とくに教育研究上の施策は事務組織と教学組織が一体化しなければ機能しないような体制になっているのである。

【改善方策】

とくに大きく改善すべき課題はないが、事務組織と教学組織が相対的独自性を保って、それぞれ独自の視点からの提言を出し、これを一体的な大学運営に活かすより適切な方策についてはたえず追求していくことが大切である。この課題も先に述べた「効率的な事務組織の構築」を検討する「事務組織検討委員会」において討議されることになる。

２）事務組織の役割

Ｂ群　教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性

【現状説明と点検・評価】

教学に関わる企画･立案は、日常的なものも、新規のものも、各学部から選出された教員委員と担当所管職員で構成される上述の「各種委員会」において審議・決定され、教授会や大学評議会など、より上位の決定機関で審議する原案が作成される。事務職員は、この審議･決定にかかわるのみならず、この過程で必要とされる補佐機能を担っている。

その他、全学的課題についての調査・企画・立案機能は、学長を補佐する組織としての学長室が担っている。先に述べたように、学長室は副学長を兼任する室長と教員室員および職員室員から構成されており､企画･立案から補佐機能まで事務組織が積極的に関与する体制をとっている。学院の中長期ビジョン委員会大学部会（学長、副学長、学部長、庶務部長で構成）へ提出する提案も、この学長室会議の議を経て行われている。

全体としては、これらの組織において、教学に関わる企画･立案･補佐の機能を担う事務組織体制は適切なものと評価されるが、当面する課題についての一定の識見が求められることもあり、十分な補佐機能を果たすことができない場合も起こっている。事務組織が教学に関わって企画･立案・補佐機能を担うためには、人材の育成と適切な配置が不可欠である。

【改善方策】

教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織の体制は一応整備されているといえるが、それが有効に機能するためには、適切な人材配置と、人材を育成するための研修制度の活用が重要となる。この課題もまた中長期ビジョン委員会の「効率的な事務組織の構築」において検討されているものである。

Ｂ群　大学院の充実と将来発展に係る事務局としての企画・立案等の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学では、大学院に特化した独自の事務局を置いていない。学部に関する事務所管が同時に大学院に関する事務業務も担当している。

日常的な業務としては、会議議事録（案）の作成や資料印刷、庶務的連絡・調整、日常的予算執行等の定型的事務作業を遂行しているが、研究科長の連絡調整の会議である「研究科長会」や、「大学院委員会」、「大学院教務委員会」等の課題設定や規程制定に際して、事務局は全学的な視点から積極的に関与している。それと同時に、大学院が企画する新しい事業の推進においても事務局は不可欠な役割を果たしている。たとえば、2006 年度から開設された経営学研究科の「日中連携ビジネスコース」については、その構想の段階から、作業部会、推進会議、運営連絡会議等、構想実現のためにその時々に設置された組織において教員と職員は協業体制をとり、それぞれの職分を果たした。定型的な業務と異なり、これらには事務局としての企画･立案能力も求められたが、教員と協力しつつ、その役割を完遂して、無事コースの開設に至ったのである。

このように、事務局は日常業務においても、新規の企画の実現過程においても、積極的な役割を果たし、大学院の充実･発展に貢献している。しかし、問題がないわけではない。一つは、事務職員が企画･立案等に携わるために不可欠な情報の収集･分析能力や全学的な視点から問題を把握する能力等が不十分であることである。情報の共有体制の確立や研修等によって事務職員の資質を向上させることが課題となるだろう。もう一つは、大学院を含めた大学全体の方針を決定する企画･立案機能が十分ではないことである。企画･立案等は単独の事務所管が担うことのできる課題ではなく、全学的な方針と連携を必要とするからである。

【改善方策】

研修等の強化･改善によって事務職員のさまざまな力量を高める努力が必要だが、同時に大学が直面する課題についての情報の共有体制を強化し、それに基づいて将来構想を教職員が共有することが重要である。こうした課題については、全学的な企画･立案機能を担っている学長室を中心として、中長期ビジョンと関連させつつ検討しているところである。その中に、大学院の充実や将来発展の展望も含まれるであろう。

Ｂ群　学内の予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割とその活動の適切性

【現状説明と点検・評価】

予算編成にあたっては、まず各予算単位（法人、大学、高等学校）で「教育研究計画」を策定し、それをもとに理事会が「予算編成方針」を策定する。各事務所管（各課単位）においては、定常的な業務の予算要求案作成にあたって理事会から当該年度の予算編成方

針を提示されているので、それに留意して予算要求を行う。

新しい企画にともなって臨時にあるいは新規に発生する予算をも含めた、各所管からの要求案については、大学予算委員会が要求案を作成した当該所管からヒアリングを行い、理事会の予算編成方針に留意しつつ調整し、大学としての要求原案を決定している。

大学予算委員会は、教員側からは、学長、副学長、学長室長、および学部長より選任された理事、事務職員側からは、教学部門の部長職4名と経理課長および同課の予算担当者で構成されている。編成担当事務所管は経理課である。なお、経理課は、大学予算の編成・執行管理に加え、法人予算の編成・執行管理、学院全体予算の編成・執行管理も担っている。

このように予算編成については、各所管からのヒアリングをもとに要求案を調整し、要求原案を確定しており、その編成実務については事務所管が中心的な役割を担っているので、各所管の現場の意向が反映されやすいシステムになっている。

ただ、予算編成の担当事務所管である経理課は、上述のように、要求単位である「大学の予算編成の担当事務所管」であると同時に、「学院全体の予算を調整・編成する担当事務所管」でもあるという二面性を持っており、双方の状況が認識できる反面、相反する側面もある大学の立場と法人の立場の間で板挟みになることもある。

もう一つの問題としては、事務組織は、旧来型の「定型的な処理業務を主体とした組織」であり、必然的に新しい企画を立案・実行するためのものについては、事務職員の間にはまだ十分な認識が浸透していない現状がある。

【改善方策】

学内の予算（案）編成・折衝過程における事務組織の役割は重要性を増している。少子化の環境の下で、学院全体の予算はますます厳しくなっていくであろうが、その中で大学予算については、収入面では恒常的な収入増を確保すること、支出面では教学条件を高めるための効率的な予算配分することが課題となる。このような環境の下で、事務職員は、大学の将来を展望した重要な企画･立案を判断する能力を向上させることが求められている。

事務組織には日常的業務を着実に遂行するだけでなく、それらの業務を見直し、大学を発展させる新しい試みを企画･立案し、具体的に遂行する機能が求められているのであり、組織の改編とともに個々の職員の資質の向上のための研修制度の充実が必要である。これらについても、中長期ビジョン委員会の部会において検討されているところである。

Ｂ群　学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性

【現状説明と点検・評価】

前述のとおり、大学評議会をはじめ、各種委員会には、事務職員が正式メンバーとして参加しており、学内の意思決定に事務組織が関与する体制が確立している。

決定事項の伝達に関しては、事務職員の場合は、ラインに従って情報が流れていくが、教員の場合、教授会において告知される慣習である。本学ではすべての教職員にパソコンが配置されており、近年は必要な事項は電子メールによって伝達する方法が一般的になっている。その点については、とくに大きな障害は起こっていない。

しかし、現実には当然知っているべきことがらが伝わっていないことがしばしば起こっ

ている。担当者の錯誤・忘却・怠慢等、原因はさまざまだが、伝達システムに不備があるのではないかとも考えられる。事務組織の各所管の横の連絡が十分でないことが最大の理由であろう。

【改善方策】

大学が教職員一体となって改革を目指すためには、情報の共有体制は不可欠の前提である。伝達システムそのものの見直しをするとともに、学内 LAN をより有効に活用する体制を模索している。また、一部の所管のみだが、当該所管に関わる情報を、決定事項だけではなく、基礎的データを含めて、教職員に開放することも始められている。この試みをさらに推進して、全学的な体制にしていく。

Ｂ群　国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況

【現状説明と点検・評価】

国際交流については「国際センター運営委員会」、入試については「入試委員会」、就職については「就職委員会」が設置されている。それぞれの委員会は、各学部から選出される教員委員と担当所管課長等が構成員となっており、審議・検討に参画するとともに、実務面ではほぼ全面的に事務職員が担っている。

本学では、これらの業務を従来は基本的に一般職の専任職員が中心に担ってきたが、近年、すぐれた外国語能力や情報処理能力など専門的知識や経験を求められる業務の領域が拡大しており、これらについては派遣職員の採用や契約による業務委託などで対応している。同時に、研修等によって専門業務を担えるようになった専任職員も生まれつつある。

複雑化する専門的業務への一定の対応ができるような体制をとっているとはいえ､今後､組織の基幹である一般職の専任職員が資質を磨き、多様な専門職種の中心となり運営することが求められている状況である。

【改善方策】

現在以上の職員の研修制度を確立するなど専任職員の資質向上を組織的に推進する環境を整備することと、進化・複雑化する専門的業務に対し合理的に対応できる柔軟性に富んだ事務組織を構築することが喫緊の課題である。この点について更なる充実を目指し、中長期ビジョン法人部会において､検討項目として､｢多様な雇用形態の活用検討｣を掲げ、ワーキンググループを設置し、検討を開始したところである。

Ｂ群　大学・大学院運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況

【現状説明と点検・評価】

本学院は、1995 年の大学の和泉キャンパスへの移転を機に、法人本部も昭和町キャンパス（高等学校）から和泉キャンパスに移転し、管理部門（総務課、人事課、経理課、施設・管財課）は法人機能と大学機能を兼務する組織として、一元化を図った。これにより、経理・総務等管理的な側面において、二重管理の必要性がなくなり、また、大学と法人のコミュニケーションが図りやすくなり、大学の意思決定が速やかに法人側に伝わるなどメリットが大きく、円滑に運営することが可能となった。

先に述べた大学の予算編成の過程でも、管理部門を中心とした事務局が重要な役割を果たしている。管理部門がかかえる法人と大学の二面性は、事務局が経営的な視点と教学的

な視点を調整しなければならないということを意味している。

また、管理部門はあらゆる部門の予算執行が厳正で効率的に行われているかどうかを点検する役割ももっており、大学運営を経営面から支える部署として機能している。

【改善方策】

現状のシステムは、幾多の検討を経て策定されており、適切に運営されているが、今後さらに厳しくなる私学環境の中で経営サイドと事務部門が一定の距離感を保ちながら、融合していく方向にいかざるをえない。部門を問わず、経営的視点で物事を認識することが求められるようになっており、職員の研修制度を改革し、専任職員の資質として経営的視点を持つような環境を整備することが検討課題になっている。

この課題についても、中長期ビジョン法人部会における検討項目として、「法人管理運営体制の整備」「組織関連規程の整備」「効率的な事務組織の構築」「法人の危機管理体制整備・強化」が掲げられ、それぞれワーキンググループや検討委員会を設置し、2007 年度もしくは 2008 年度実施を目途に検討を進めているところである。

３）事務組織の機能強化のための取り組み

Ｃ群　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

【現状説明と点検・評価】

事務組織の専門性の向上については、すべての所管・業務においても専門性を有するとの共通認識にたって、個々の職員が業務をとおして、専門性の向上を図っているが、上に述べたとおり、なお派遣や契約という形で外部の専門的人材に頼らざるをえない現状がある。業務の効率化については、所管ごとに業務の実態に応じて推進している。近年の情報化に伴って、情報の共有化、迅速な事務処理の環境が整ってきているが、大学全体、学院全体としての事務処理の効率化方策がじゅうぶんに図られているとは言いがたい。

事務組織の専門性の向上や業務の効率化を図るために現在実施されている研修制度は以下のとおりである。

①「職員研修実施要項」による職員研修制度

基本的には、職員本人からの申請に基づき、選考委員会（構成：事務局長、各所管事務部長、人事課長）において、申請内容（研修課題・目的・期間・費用など）を総合的に審査し、採否を判断する。海外研修・国内研修があり、海外研修は一定の勤続年数が申請要件となるが、国内研修は採用１年目から申請可能となっている。国内研修は、担当業務に関連の深いものと、自己啓発を目的としているものの２種類があり、前者の場合は、出勤扱いとなり、業務に支障の無い範囲であれば勤務時間内の受講も可能となっているが、後者は、休暇中または勤務時間外に受講することが定められている。

②新規採用事務職員を対象とした「新人職員研修制度」

大学職員として、また独立した職業人としての自覚と意欲ならびに社会人・組織人としての意識を持たせ、かつ私立大学の設置目的や学内諸規程を理解するなかで、事務職員像を自分自身で構築できるように研修を実施している。

③その他、事務職員個人にかかる研修受講制度

本学が交流協定を締結している海外の大学などが設定する語学プログラムへの受講案内や、本学が加盟している日本私立大学連盟が実施する各種研修会への受講案内、キリスト教系の学校を対象とした研修会の案内を事務職員に対しても併せて行うことにより、事務職員の受講機会を幅広く設けている。

④各課・室単位の業務研修制度

各課・室所属の全職員が、当該課・室における定常業務などの遂行内容の点検および改善点についての研修、法律改正や組織改編に伴う業務遂行の在り方を検討する研修の実施につき、本学より一定の研修補助金を支給する制度である。

⑤職員全体研修・管理職研修制度

事務職員・事務系管理職としての知識・資質向上を期して、事務職員全員を対象とした「職員全体研修会」、および管理職（課長補佐以上の事務系管理職）を対象とした「管理職研修会」を、毎年度に各1回ずつ実施している。研修内容としては、毎年度事務職員の関心を引くようなテーマを設定し、研修を行っている。

このように、事務職員の研修制度としては、多種多様で充実しているといえる。しかし、研修内容は各事務職員における定常（日常）業務関連の知識習得が主となっており、どちらかといえば各研修制度が大学組織運営と有機的かつ体系的に直結している事務職員の育成研修制度になっておらず、自己啓発的な研修制度となっている感は否めない。

今後の課題としては、研究・教育を組織的に遂行する大学運営機構におけるこれからの事務職員の位置づけ・役割を明確にしながら、意識や専門知識を高め、教員との協業体制を図っていくことのできる人材を育成する研修制度の構築・充実が必要であると考えられる。

【改善方策】

これについても、中長期ビジョン法人部会における課題として検討されているところである。

４）事務組織と学校法人理事会との関係

Ｃ群　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

【現状説明と点検・評価】

現在本学院の理事は17名（寄付行為では13名以上17名以内）で構成されている。内訳は、当然職5名（学院長、学長、高校長、事務局長、学部長より互選1名)、日本聖公会から2名、学院評議員から5名（うち大学教員2名、高校教員1名、事務職員1名)、学識経験者5名である。17名のうち2名が事務職員である。

ただし、日常的な経営業務をつかさどる常務理事会は理事のうちから選任された7名で構成されているが、このうち2名は事務職員より選出された理事が担っており、理事会の決定事項に事務職員が関与する割合はかなり高いものとなっている。また、先に述べたように、理事会と直接的な関係の深い法人事務部門は大学管理部門と兼務となっており、その点で理事会と事務組織は密接な連携をもっている。

現状では、事務組織と法人理事会との関係はおおむね適切なものといえる。しかし、今後、経営環境がますます厳しくなり、教学のあらゆる条件が経営に大きく影響を与える環境にあり、大学の現場を熟知する事務組織と理事会の間に緊張した関係が生まれてくることも予想される。

【改善方策】

現状のシステムはそれなりに安定しているが、厳しい時代に直面している大学運営について、事務組織と理事会の連携協力関係をさらに強化し、適切なビジョンを提示し、実行することが求められる。この課題も、中長期ビジョン法人部会における検討項目となっている。

15. 自 己 点 検・評 価

１５．自己点検・評価

［到達目標］

(1) 学内諸組織およびその諸活動等について自己点検・評価を行い、適切な改善方策を示すことによって、建学の理念にもとづく教育目標の実現を図り、社会的ニーズに応える教育研究水準を維持・向上させる。

(2) 法令によって義務づけられた認証評価機関による定期的な外部評価などを、本学の客観的な状況を把握し、必要な改革を推進する機会として活用する。

(3) 自己点検･評価活動と大学改革への取り組みとが有機的に連携するよう、不断に点検・評価体制の見直しを行う。

(4) 自己点検･評価活動の意義について学内構成員へ周知するとともに、情報の共有体制を推進する。

１）自己点検・評価

Ａ群　自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状説明と点検･評価】

本学では、1991 年の大学設置基準の改訂により自己点検・評価の実施が努力義務とされたことにともない、1993 年 4 月に「桃山学院大学自己評価委員会規程」を定め、大学全体として組織的に自己点検・評価活動を行う体制を整備してきた。大学自己評価委員会の主な活動は、以下の 4 点であった。　1）各種委員会・各事務所管からの年間活動報告書を各種委員会・事務所管「年間活動報告書」として取りまとめ、刊行する。この冊子は、学院・大学の役職者、各種委員長、事務管理職および各事務所管に配布する。　2）上記の「年間活動報告書」を基礎資料として作成する各年度における本学の教育研究活動および各学部・大学院の自己評価組織からの自己点検・評価年次報告書を取りまとめ「教育・研究年報」として刊行する。　3）「教育・研究年報」に掲載するもののうち、大学・学部および教員個人別の研究活動を 5 年毎に取りまとめ、「研究活動報告書」として刊行、公表する。「研究活動報告書」は 1993 年度版、1999 年度版、2003 年度版と現在まで 3 回刊行。「教育・研究年報」と「研究活動報告書」は、学院・大学の役職者、全教員、事務管理職および各事務所管などの本学関係者だけでなく、高等教育関係諸機関、近隣自治体等に送付、公表する。　4）大学自己評価委員会は、上記「年間活動報告書」と「教育・研究年報」を点検・評価し、その結果を「自己点検・評価報告および改善提言」としてまとめ、学長に提出するとともに教職員に公表する。

2004 年に自己点検・評価の実施と結果公表および認証評価機関による評価の定期的実施の義務化を含む改正学校教育法が施行された。この機会に、上記の 10 年以上におよぶ本学の自己点検・評価活動を総括し、従来の自己点検・評価体制を全面的に見直して、2005 年 4 月に「桃山学院大学自己点検・評価規程」を制定、施行した。

この見直しは、外部評価が法令によって義務づけられたことに対応するものであったが、

同時に本学の従来の自己点検・評価体制がもつ問題点を改善しようとしたものであった。改善すべき主要な問題点として検討されたのは、とくに自己点検・評価活動と改善方策の実施が連動するような組織のあり方、大学の活動全般を網羅的に対象とする点検・評価の実施法、点検・評価結果の社会的公表のあり方などである。

2005 年度より新たに施行された「桃山学院大学自己点検・評価規程」に基づく自己点検・評価の体制は、次の組織により構成されている。なお、本報告書の作成を実行している 2006 年度の自己点検・評価組織体制は、添付資料に示されているとおりである。

1. 全学自己点検・評価会議

大学全体の自己点検・評価に関する最高決議機関であり、学長を議長とし、副学長、各学部長および研究科長、学長室長、各事務部長で構成される。主たる任務は、各年度における自己点検・評価基本計画の策定と全学自己点検・評価室が取りまとめた自己点検・評価結果の審議・承認およびその活用方策の検討である。

2. 全学自己点検・評価室

自己点検・評価を主担する副学長を室長とし、各学部より選出された教員室員（5名）と職員室員（2名）で構成される。基本計画に基づく自己点検・評価の具体案の作成と推進、「学部等自己点検・評価組織」および「部門別自己点検・評価組織」から提出される自己点検・評価報告書の取りまとめを主たる任務とする。

3. 学部等自己点検・評価組織

各学部自己点検・評価委員会、各研究科自己点検・評価委員会の総称であり、自立的組織としてそれぞれが独自に委員会規程を有しているが、全学的自己点検・評価組織と連携した活動（基本計画、実施計画に基づく自己点検・評価）が行われるよう規定されている。

4. 部門別自己点検・評価組織

「理念」、「教育研究組織」、「教育活動」、「学生の受け入れ」、「研究活動」、「施設設備等」、「図書館」、「社会貢献」、「学生生活」、「財務」、「事務組織」、「国際交流」、「情報システム」の 13 の自己点検・評価委員会からなる。各委員会は基本的に大学基準協会の「大学・学部における主要点検・評価項目」の大項目を基本に編成されている。例外となる「『国際交流』自己点検・評価委員会」、「『情報システム』自己点検・評価委員会」は、本学が重視する教育研究活動について一括して点検・評価し易いよう別途に設置されている。それぞれの部門別委員会は、教育研究活動を運営面から担う既存の各種委員会を核にして構成されている。

この自己点検・評価体制の下では、全学自己点検・評価会議が各年度における自己点検・評価の基本計画を策定し、学内諸組織へ公表することが義務づけられている。この会議は学長を始めとする各組織・部署の長で構成されており、その趣旨が周知徹底し易いよう配慮されている。また、この会議には、自己点検・評価結果の活用方策を検討し、その検討結果を理事長および大学評議会に報告することが義務づけられているが、この会議の主要メンバーが大学執行部から構成されていることによって、活用方策の実行義務が自他ともに明確に認識させられることになり、自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改革・改善を行うための制度システムとしての有効性が保証されるものと考えている。

なお、新しい規程には「全学自己点検・評価会議は、基本計画の策定にあたり、定期的

（原則として 3 年毎）に、教育研究活動全般にわたる自己点検・評価を実施するよう措置しなければならない」という項目があり、3 年に 1 度の全学自己点検･評価報告書の作成と公表を想定している。その第 1 回目として、2006 年度にこの報告書をまとめ、外部評価の申請を予定しているところである。

新規程に基づく初年度である 2005 年度は、大学基準協会の定める「主要点検・評価項目」に対応する自己点検・評価を初めて実施した。この試行的実施は、2007 年度に予定している相互評価･認証評価への申請の準備作業の意味ももっていたが、全学自己点検・評価室は形式的に整った「報告書」の提出を求めることよりも各組織の点検・評価をとおして本学の現状や課題を的確に把握することに主眼を置いた。その結果として、「報告書」は書式、記述の統一性を欠き、当初予定していた全学的な「自己点検・評価報告書」としてまとめて公表するまでには至らなかった。これは自己点検・評価体制の不備にその原因があるのでなく､新しい体制での点検･評価についての理解不足や綿密なガイドラインの設定などの準備不足も含めて、制度運用の仕方にかかわる問題であり、今後経験を積むことによって改善されうるものと考えている。

制度上の問題点としては、現行規程が基礎資料・データの収集、共有の仕方について言及していないということが上げられる。旧規程に基づいて刊行されていた各種委員会・事務所管の「年間活動報告書」は、基礎資料としてさまざまな用途に活用されている。2004 年度版は、自己点検・評価体制改編の過渡的措置として「実施計画」に項目を上げて刊行し、2005 年度版についても既に学内の了解を得て現在作業を進めているところである。

【改善方策】

自己点検･評価を恒常的に行うシステムとしては、本学の規程は適切であると思われるが、なお運用については改善すべき点が多い。新規程の 1 年目に当たる 2005 年度の活動において明らかになった諸課題については、2007 年認証評価申請の準備を進めている 2006 年度に個別に解決策を模索しつつある。

また、上に記した「年間活動報告書」については、基礎データの蓄積の必要性を勘案して、これを現行の自己点検・評価体制の活動として組み込み、規程上に明らかにする必要があり､現行規程については施行後 3 年を経過する 2007 年度に総括的見直しを行う予定であるが、その際にこの問題についても措置することとする。

C群　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況

【現状説明と点検･評価】

自己点検･評価プロセスに、学外者の意見を反映させる仕組みとしては、以下のような現状である。

《学生による授業評価》

学生による授業評価は、1996 年度に文学部により「試行」されて以後、学部単位で徐々に拡大、実施されてきたが、2002 年度秋学期から全学的取り組みに発展させ、以来、毎年度、セメスター制に対応して、春・秋学期の年 2 回実施している。

授業評価アンケートは、実習・演習科目を除く全科目を対象に前期終了科目と後期終了

科目に分けて実施されるが、対象科目の実施率は、例年、前・後期とも95%前後で推移している。アンケート結果は、自由記述欄の記載とともに担当教員に渡され、授業改善の重要な資料とされている。アンケートの数値データは、担当教員の「所見」とあわせて、「学生による授業評価報告」として冊子体にまとめ、図書館、教務課窓口、専任、兼任の各講師控室に備えて学生・教職員の自由な閲覧に供するとともに、本学ホームページ上においても学内構成員を対象に公表している。

各教員は、担当する授業についてのアンケート結果に基づいて「所見」を求められるが、これは、授業評価アンケートが授業についての自己点検・評価活動の一環であることを明確にするためである。シラバスなどで示された到達目標がどの程度達成されているかを測定する材料として授業評価アンケートが位置づけられ、担当教員による「所見」は、授業についての自己点検・評価であり、改善策を模索する試みである。しかし、「所見」についてのこのような位置づけが全学自己点検・評価室から提示されたのは、2005年度の秋学期が初めてであり、この学期のアンケートに関する「所見」提出率は全学で50%に達していない。アンケートをより有効に活用するための方策が求められるところである。

《大学運営学生評価》

2003年度に施行された「大学運営学生評価会議規程」に基づいて事務部門を中心とする大学運営に対する学生による評価のアンケート調査(大学運営学生評価)を実施している。

大学運営学生評価は、主として教育活動、学生生活、就職活動などを援助・指導する部署および管理部門のうち学生サービスにかかわる部署の業務を点検・評価し、その運営を改善することを目的として実施される。大学運営学生評価会議は、庶務部長を議長とし、評価の対象となる部署の責任者を中心に全て職員によって構成されている。

アンケートの集計結果は、大学運営学生評価会議において分析され、対応策の検討が行われる。各所管にかかわる課題については、会議の構成員がそれぞれ所管する部署において業務の改善に取り組むことになる。事務所管全般にかかわる課題や全学的課題については、会議においてその対応策を検討し、学長の承認を経て関係組織・所管の協議を経て実施される。これらはホームページ上に公表され、学生に周知されている。

これまでの取り組みによって、事務室窓口等での職員対応、駐輪場の改善、個人ロッカーの設置、学生マナーの向上のための施策、通学バスの運行等が検討され、一定の改善がなされてきた。

《「わたしの提案箱」(A.C.C) 委員会》

この活動は、1998年4月に施行された「創造的キャンパスづくりのための『わたしの提案箱』委員会規程」に基づいて行われるもので、A.C.Cとは、「Action for Creative Campus」の頭文字をとった名称である。大学生活に関する学生の様々な要望、提案、問いかけに応答する責任体制を明確にすることによって学生が意見を出しやすい環境を創り、大学運営に学生の意見を反映させ、以って本学の創造的な発展に資することを目的としている。

「提案箱」に寄せられた要望、提案等は、運営委員会が受理し、関係所管に取り次ぎ、その回答を得て学生に応答する。これらの提案事項と回答事項は原則として年に2回、「A.C.Cニュース」としてパンフレットにまとめられるとともに、ホームページ上にも掲載し、公開される。提案には記名が条件となっているため無責任な提案事項は皆無といっ

てよく、大学運営改善の参考になることが多い。なお、提案者名は事務連絡以外には用いられることはなく、厳密に管理される。

他に自己点検・評価に活用する基礎データを得るものとして、「新入生実態調査アンケート」、「学生生活実態調査アンケート」を実施している。以上の現状は、自己点検・評価プロセスに学生の意見を反映させる仕組みとしてそれなりに整備されているものと評価し得るものと思われる。

在学生以外の「学外者の意見を反映させる仕組み」は、現状ではやや手薄であり、組織的ではない。

1) 在学生の父母を中心にした組織「桃山学院大学教育後援会」があり、毎年、出身地ごとの支部総会が開催され、そこに大学関係者が出席し、大学の現状を説明するとともに、学生の父母からの意見や要望を聴取する懇談会を行っている。学納金の主要な負担者である父母の意見や要望は切実なものが多く、大学の諸施策を決定する際の参考とされるが、それらを集約して組織的に検討するという体制にはなっていない。
「桃山学院大学同窓会」は大学卒業生の団体であるが、この役員と大学執行部の懇談会が毎年行われ、大学に対する意見や要望を聞く機会をもっている。こうした話し合いから、入学試験における同窓会子女枠の改善などが実施された。
教育講演会・同窓会と大学をつなぐ組織として、総務課内に「校友室」が設置されており、学生の父母および卒業生の意見は、校友室が把握し、大学内の適切な部署にそれを伝えるという体制になっている。
2) 入試課を中心に実施している多くの学内外における説明会では、受験生だけでなく、高校や予備校の進路指導の先生方から、本学に関するさまざまな意見や要望を聞く機会をもっている。
3) 就職課を中心にして、とくに企業の人事担当者からの本学の評価、本学への要望などが聴取され、学生への就職指導などに活用されている。

すなわち、学外者の意見は担当部署によって把握され、必要な場合には担当部署や教員に伝達され、施策や対応に反映されている。しかし、これらの情報を大学全体として共有するという体制にはなっておらず、しばしば横の連絡がうまくいかないということが起こりかねない現状である。学外者の意見を聴取し、それに対応する体制を組織的に整備する必要があるだろう。

【改善方策】

学生からの意見を聴取し、教育・研究条件の改善に結びつけるための制度はかなり充実しているが、有効性についてはなお検討の余地がある。たとえば、「学生による授業評価」は実施率も高く、定着しているが、その結果を授業改善に結びつけることは各教員の自発性にゆだねられており、組織的な利用法はまだ確立していない。各教員の自発性を根本におきながら、アンケートの有効な活用方法を検討するためにも、全学的な FD 活動を推進する組織を設置することを検討中である。

学外者の意見は、上に述べたように、さまざまな機会に聴取されているが、学内諸組織の情報の共有という点で不備があるので、学内 LAN の有効な活用などによって改善する試みが進行中である。

２）自己点検・評価と改善・改革システムの連結

Ａ群　自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

【現状説明と点検･評価】

2004 年度までの自己点検・評価体制を総括し、2005 年度に自己点検・評価体制を一新したこと、および、その組織構成とそれぞれの業務については「自己点検・評価」の項で記述した。

新たな自己点検・評価体制の下に活動を開始した全学自己点検・評価会議（議長：学長）は、その初年度にあたる 2005 年度の基本計画に、2007 年度に大学基準協会の相互評価および認証評価を申請することを前提に、2005 年度から 2 カ年計画で教育研究活動を全般的に点検・評価することを明記し、これを学内構成員に提示するにあたって次のような自己点検・評価活動の基本的な考え方を示した。

1) 自己点検・評価活動は、組織の諸活動や運営の現状の問題点を明らかにし、適正な改善策を遂行することによって、大学の諸活動の活性化を推進するための手段であって、報告書の作成や認証評価への対応を中心的な目的とするものではないこと。社会的ニーズに応え、ステークホルダーの期待に応える施策を推進するためにこそ、自己点検・評価活動がなされるのであるということ。

2) 認証評価機関による外部評価の義務化を契機として行われた自己点検･評価体制の再編を、少子化の時代を迎えた大学の自己改革の好機としてとらえなおすこと。社会的に公認された点検・評価項目についての自己点検・評価とこれに基づく外部評価結果の公表を、本学の客観的な状況を把握し、その社会的存在理由を明示する機会ととらえること。

3) 自己点検・評価活動が、大学の諸活動の改革に連動するような仕組みを考案し、その仕組みを動かす人々の意識改革を推進すること。したがって、上記の目的をよりよく追求するために、たえず自己点検・評価活動そのものの点検・評価を行うこと。

この基本的な考え方の下に行われた 2005 年度の活動において全学自己点検･評価室は、学部等自己点検・評価組織および部門別自己点検・評価組織から提出された各報告書の検討に基づいて作成した全学にかかわる「改善提言」を、全学自己点検・評価会議議長（学長）に提出した。2006 年度に入って、上の改善提言は学長室を中心とした組織においてその具体的な対応が検討されつつある。したがって、「有効性」ということについては、現段階では評価が困難であるが、「自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システム」としては、順調に機能していると評価することができる。

【改善方策】

上に記したように、自己点検・評価の結果を「改善提言」としてまとめて、改善・改革を促す体制になっており、制度的にはとくに改善を要するところはない。今後の課題は、それらの「改善提言」がどのように検討され、実行に移されるかということである。自己点検・評価規程には「自己点検・評価結果の活用方策の検討」が全学自己点検・評価会議の職務として規定されており、それが規程通りに、着実に実行されているかどうかをチェ

ックすることが肝要となろう。

３）自己点検・評価に対する学外者による検証

Ｂ群　自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

【現状説明と点検･評価】

自己点検・評価結果の客観性・妥当性は、学外の第三者による検証を受けて、保証されることになるが、本学は、1999 年度に大学基準協会の相互評価を申請し、その認定を受けた。その際に大学基準協会に提出した自己点検・評価報告書は、「相互評価結果」とともに「桃山学院大学点検評価報告書－大学基準協会相互評価報告書－1999」として刊行し、高等教育関係諸機関および近隣自治体に送付、公表した。

現在、2007 年度に、認証評価機関による大学評価を申請することとし、大学基準協会の相互評価（認証評価）を申請することを前提に、同協会の設定する「主要点検・評価項目」に対応した自己点検・評価報告書の作成に取り組んでいるところである。

1999 年度に申請した大学基準協会の相互評価では、大学内に特別のプロジェクト・チームを設置して、報告書の作成にあたったが、今回の自己点検・評価報告書の作成は、恒常的な組織の業務として行っている点が、もっとも異なる点である。すなわち、外部評価の申請は、特定の時期に行われるが、大学の自己点検・評価活動そのものが、こうした外部評価に対応するものとして制度化されているということである。

規程では、3 年ごとに大学自己点検・評価報告書を作成することになっているが、「主要点検・評価項目」にもとづく報告書の作成およびとりまとめは、多くの教職員の膨大な時間を要するものであり、これらの作業が過度の負担なく行えるような手順を開発することが今後の課題となるであろう。

学校教育法に規定された定期的な認証評価とは別の外部評価を恒常的に行う組織は、現時点では設置していない。自己点検・評価の客観性・妥当性を確保するためには、今後、そのような組織の設置も検討しなければならないであろう。

また、工学教育に関する JABEE による評価など、学部ごとの教育内容に関する外部評価も多くの大学で実施され始めており、今後は学部ごとの評価を受ける可能性についても、検討を始めなければならないであろう。

【改善方策】

現時点では、とくに改善すべき点はないが、上に記したように、自己点検・評価報告書の作成に関する膨大な作業を軽減する方策などを、今回の報告書作成の状況を検証したうえで、具体的な対応策を実施したい。

また、法令にもとづく定期的な認証評価以外の外部評価については、今回の自己点検・評価報告書の作成と評価結果を踏まえながら、その制度や方法などについて検討していきたい。

４）大学に対する社会的評価等

Ｃ群　大学・学部の社会的評価の検証状況
Ｃ群　他大学にはない特色や「活力」の検証状況
【現状説明と点検･評価】

雑誌・新聞・インターネット等のメディアによって、多様な視点からの大学や学部のランク付けが公表されていたり､大学･学部の特色が報じられたりする機会が増大している。これらの情報は、社会的に大きな影響を与えるものであり、それらをチェックし、本学に関するものだけでなく、他大学の改革の動きや特色についての記事は、スクラップして、主要な部署（要・確認）に定期的に配付する体制がとられている。しかし、これらの情報を検証し、改革につなげるための組織的な対応は十分ではない。

この数年毎年応募している文部科学省の「特色ある教育プログラム」や「現代的教育ニーズ取り組み支援プログラム」への申請準備のための作業が、本学独自の特色や「活力」を検証する機会となっている。申請は、残念ながら、いずれも不採択となったが、審査結果として示される「不採択理由」は、いわば外部評価の結果として、次年度以降の課題とされている。

【改善方策】

さまざまなメディアに示される本学の社会的評価の検証は、大学の自己点検・評価組織の課題となる。3年後の評価体制と規程の見直しの際に、こうした検証を組織的に行い、社会的評価の向上につながる施策に反映させる。同時に、他大学にない特色についても、現状を検証して、学内の諸組織に積極的に改善策を提言する体制を検討する予定である。

５）大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応

Ａ群　文部科学省からの指摘事項および大学基準協会からの勧告などに対する対応
【現状説明と点検･評価】

1999 年の大学基準協会による相互評価の際に、1 つの勧告と 5 つの助言を受けた。これに対して、2003 年度に同協会に「改善報告書」を提出した。これに対する同協会の「桃山学院大学改善報告書検討結果」には､「これらの助言・勧告を真摯に受け止め、多くの項目について改善への取り組みは満足すべきものであり､全般的に改善への強い意欲が伺える」と記され､「再度報告を求める事項」は付されなかった。

しかし､「大学院文学研究科英語英米文学専攻の定員充足率が低いので、その改善が望まれる」という「助言 1」に関し､「一方、文学研究科英語英米文学専攻の収容定員充足率については、過去 5 年間を見ても減少の傾向は止まっていない。2000（平成 12）年度に将来構想委員会が設置されて検討中とあるが、専攻の再検討、収容定員の見直しなど、社会のニーズを捉えた特色ある研究科へと改革するよう早急な対応が必要であろう。引き続き改善に向けた努力をするとともに、収容定員充足率のその後の経過については自己点検・評価をすることが望まれる」との指摘がなされた。文学研究科では、その後検討を重ね、2006 年度より組織とカリキュラムを全面的に改編した。その成果について判断できるのは、

来年度以降である。

また、学部等の設置認可に際して、文部科学省から「経済学部の編入学生の確保に努めること」(2001 年)、「文学部国際文化学科、経営学部の定員超過の是正に努めること」(2002 年) との留意事項がつけられた。その後、年度ごとの歩留まり率の目算違いなどによって、必ずしも計画通りには推移していないが、過大な定員超過にならないように慎重に配慮している。しかし、指摘された経済学部の編入生の確保については、十分な成果が得られていない。

指摘や勧告・助言については真剣に受け取り、必要な改善策を実施してきたが、なお定員超過および定員充足率の不足については、さまざまな努力にもかかわらず、外部評価の機会があるたびに問題点として指摘されている状況である。この報告書の作成基準日である 2006 年 5 月 1 日付けで、一部の学科の定員超過や定員未充足が判明している。

【改善方策】

定員問題については、財政問題と直接に関連するし、入試合格者の歩留まり予想の仕方にも関連するが、定員充足率および超過率は大学基準協会の水準評価の対象として、明確な数値が示されており、最低限その基準をクリアすることを最重点課題としている。教育・研究の質的向上を目指して、大学としての基本的な方針を確立するとともに、経営について責任をもつ理事会と合議しながら、対応策を検討中である。

全学自己点検･評価室からの指摘と提言により、2007 年度入試における合格者判定に際しては従来の入学者目標値を大幅に下げ、基準のクリアを計画している。

16. 情 報 公 開・説 明 責 任

１６．情報公開・説明責任

［到達目標］

情報公開・説明責任は、今日の社会において公的な使命をもつ組織の不可欠の責務であることに鑑み、以下の到達目標を立てる。

(1) 財務状況については、中長期的な視点を取り入れて、大学の財務の全体的状況を把握しやすくするために、必要な改善策を講じる。

(2) 自己点検・評価および外部評価の結果については、従来のように学内や関係者だけへの公開ではなく、WEB 上で社会全体に公開する体制を構築する。

(3)大学の信頼性を高めるために､積極的に情報公開を推進し､情報公開請求に対しても、迅速にかつ誠実に対応する。

１）財政公開

Ａ群　財政公開の状況とその内容・方法の適切性

【現状説明と点検・評価】

本学の財政状況は、この数年、以下の方法により公開されている。

1.予算および決算については､各々の計算書類(予算－資金収支予算書､消費収支予算書、決算－資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書）に、主な事業計画などをとりいれた概況を、大学の WEB サイトに掲載している。

2. 学生、専任教員および専任職員は、希望があればより詳細な計算書類の閲覧ができる。また、必要な部分の複写も可能である。

財政公開については、このように単に書類の閲覧などによるもの以外に、予算・決算関係については、大学の WEB サイトで各々の計算書類とともにその解説を付して公開しており、社会のニーズに対応しているといえる。

ただ、各々の解説については、単年度の財政状況に関するものに限定されており、過去の複数年の経緯をふまえた詳細な分析にはなっていない。また、それに対応して、経営・財務に関する今後の政策･戦略についての説明もほとんどなされていないのが現状である。

本学の財務状況について一層の理解を深めてもらうには、今後は過年度の経緯をふまえながら、経営・財務に関して将来を見据えたうえでの政策・戦略を公開する方向で検討する必要がある。また財政公開は単に法的要請によるものだけでなく、対外的な競争力強化の視点からも、企業経営における「IR」活動の一環である「財務広報」の点からも重要である。

【改善方策】

現在、学院の中長期ビジョン委員会の活動と連携して中長期的な視点からの財務状況の改善とそれに対応した財務公開の具体的な内容･方法を検討しているところである。

２）自己点検・評価

Ａ群　自己点検･評価結果の学内外への発信状況とその適切性
Ｂ群　外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性

【現状説明と点検・評価】

1993 年以降実施された自己点検・評価の結果は、冊子体の形で公開されてきた。各年度における本学の教育研究活動を取りまとめた「教育・研究年報」の冊子は、学院・大学の役職者、全教員、事務管理職および各事務所管に配布するとともに、高等教育関係諸機関、近隣自治体等に送付してきた。また、1999 年度に申請した大学基準協会相互評価については、大学基準協会に提出した自己点検・評価報告書および「相互評価結果」を「桃山学院大学点検評価報告書－大学基準協会相互評価報告書－1999」を冊子として刊行し、高等教育関係諸機関および近隣自治体に送付し、公表した。この時点では、適切な方法であったと考えられる。

しかし、2004 年度からの改正学校教育法に基づく認証評価の実施とその結果の公表の義務化は、事実上公開の対象を限定しない WEB 上での公開を前提としており、本学の自己点検・評価結果の公開状況は、こうした時代の変化に対応しきれないものになっていた。そこで、2005 年度に発足した新しい自己点検･評価体制の下では、原則として 3 年毎に教育研究活動全般にわたる自己点検・評価を実施し、学内外への公表を前提に、報告書を作成することとして、この他の（年度に行う）自己点検・評価の結果についても、点検・評価項目および結果等を勘案して公表の当否を判断するものとし、公表の仕方についても、「教職員への配付」、「学生の閲覧」、「学外の諸機関等への送付」、「本学 WEB サイト上の掲載」等、具体的に規定している。

2007 年度の相互評価（認証評価）の申請に向けて、現在作成中の本報告書についても、報告書および評価結果は WEB 上に公開することを前提として作業を行っている。自己点検・評価結果の学内外への発信という面では、一定の改善がなされるものと考えられる。

【改善方策】

上記のように、現在作成中の自己点検・評価報告書、および大学基準協会による評価結果については、WEB 上での公開を予定しているが、その過程を検証し、より適切な情報公開という点で改善が必要なところがあれば、迅速に対応していく。

３）情報公開請求への対応

Ａ群　情報公開請求への対応の適切性

【現状説明と点検・評価】

大学の理念と現状についての情報開示は積極的に行われているが、大学関係者（教職員・学生・父母・卒業生）からの個別の情報公開請求に対しては、各部署の窓口において適切に対応している。とくに学生の関心の高い成績評価に関しては、成績発表時に特別の窓口を設け、学生の疑義に対応する体制をとるなど、大学への信頼性を確かなものにする努力をしている。また、大学の WEB サイトのトップページには、メールでの「お問い合わ

せ」先を表示し、必要な対応を行っている。ただし、個人情報については、2005年に制定された「桃山学院個人情報保護規則」に則って一般への開示を制限する措置をとっている。

【改善方策】

個人情報保護の観点から不適切であると判断されるもの以外は、情報公開請求に対しては大学の信頼性を高める機会としてできるだけ迅速にかつ誠実に対応しており、現状にとくに改善すべきところはなく、この体制を持続していく。

お　わ　り　に

おわりに

以上、本学の教育研究活動について大学基準協会の示す主要点検・評価項目にほぼ忠実に従う仕方で領域ごとに述べてきた。最後に大学としての総合的な自己点検・評価と、それを踏まえて大学の将来像について補足しておきたい。

本学は 1959 年に経済学部だけの単科大学として開学して以降、社会学部、経営学部、文学部、法学部を増設し、5 学部にまで拡大し、大学院についても、4 つの研究科を設置した。本章の中でくりかえし強調してきたように、この間、一貫して「キリスト教精神に基づく人格の陶冶」と「世界の市民として広く国際的に活躍できる人材の養成」という建学の理念を掲げ、その具体化のために努力を重ねてきた。この理念は開学後 50 年を迎えようとしている現在でも、古びてしまうどころか、より切実な課題となっている。

しかし、大学をとりまく環境は開学の頃とは一変している。受験生世代の減少にともなって、大学は生き残り競争と称される淘汰の時代に突入しているし、近年の学生の質的変化も著しく、従来の教学方法を抜本的に改善しなければ、大学の本来の役割を果たすことが次第に困難になってきている。こうした環境の厳しさは、日本の多くの大学が直面しているものだが、本学においてもおそらく建学以来の危機的状況に直面している。この危機は、大きく分けると財政の問題と教学の問題に二分される。一方では、少子化の進行で、受験生が減少し、学生納付金が減少するが、他方では、現在の学生に必要な手厚い教学上のサービスを提供するためには、従来にない経費を必要とする。多くの大学で同様な状況が進行していると思われる。この危機を競争的環境の下で解決しなければならないのである。

少なくない大学が定員割れの状態に陥っているという。幸いにも本学はなお定員の何倍かの入学志願者を集めることができているが、志願者数の漸減現象が続いており、必ずしも安穏としていられる状況ではない。しかも、どこの大学も従来の学生とは質的に異なる学生を大量に入学させる状況が進行している。多くの大学で、基礎学力もない、学習目的の明確でない､学習意欲もない､そして学習習慣もない学生が増大しつつあると言われる。この状況を放置しておけば、大学は近い未来にその存在理由を失ってしまうであろう。本学は、その教育理念や目標を誇りとしているが、それを実現するためには、学生に学習を動機づけ、彼らが学ぶ意欲を取り戻すための積極的な方策が求められている。大学は、こうした環境変化に対応して変わらなければならない。改革を重ねて現状にふさわしい教育サービスを提供することができない大学は埋没してしまうであろう。

自己点検･評価活動は、大学の自己改革のためのひとつの手段である。本学では、このたびの自己点検･評価報告書の作成を機として、大学の現状の総点検を行い、将来の改善策につながるものとしたいと考えた。つまり、直接的には、法令に規定された認証評価機関による評価を受けるための報告書の作成が目的とされたが、それ以上に、その作業を通して大学の直面する諸課題を明確にし、改善策を講じるための手段としたいと考えたのである。

この報告書の作成に当たって、2005 年度に予備的な報告書の作成を行った。これは必ずしも公表を前提とせずに、大学内の諸問題を率直に洗い出すことを主眼に置いたものであった。何が問題であるかを理解しなければ、そのための改善方策など考えようがないから

である。各学部・研究科・所管の自己評価委員会が執筆した報告書の原稿は、指示した書式をまったく無視したもの、たんに日頃の不満を開陳したようなもの、分担執筆者の個人的な願望を吐露したものなど、報告書の執筆についての説明不足や認識不足を露呈することになったが、それぞれ大学が当面する課題について真剣に考える機会とはなった。報告書作成の中心的業務を担った全学自己点検・評価室は、この予備的報告書をもとに、学長に対して「改善提言」を提示し、各学部・研究科・所管における改善の努力を大学全体として方向づける「桃山学院大学の将来像」を明示することを求めた。

2006 年度には、前年度の経験を踏まえて、大学としての統一的な意思の見える報告書を作成するべく努力した。報告書の各部分において示されている「到達目標」「現状説明と点検･評価」「改善方策」は、なお不十分なものとはいえ、各部門の現状認識と改善の意思を示している。これらを集約し、方向づけるものとして学長は「大学の将来像」を提示するにいたった。順序が逆であったかもしれない。学長を中心とする大学執行部が大学の将来像を示し、各部門はそれを実現するための具体策を企画し、実行するというのが、企業などの通常の組織体のあり方である。しかし、本学の歴史と伝統からすると、そのような上意下達は有効なものとはなりえない。あらゆる組織において指導者のリーダーシップが求められ、迅速な意思決定と責任ある実行体制が求められる時代になっているが、積年の大学の慣習を簡単に変更することは難しい。

2 年間に亘る自己点検･評価報告書の作成の過程で明らかになった最大の問題点は、このようなリーダーシップが不十分な現状であった。各学部・研究科・所管は懸命に教学や業務に責任感をもって取り組んでいるのだが、大学全体としての将来像や方向性が明確な言葉で語られることが少なかった。もちろん本学がこれから大学をどのように改革するべきか、ということについては、学内外に多様な意見があるし、現状認識についても必ずしも全員が一致しているわけではない。それは当然のことであり、真理探究の場としての大学にとって健全なことでもある。しかし、この危機の時代に求められているのは、大学がステークホルダーに対して明確な将来像を示し、その実現のために迅速に行動を起こすことなのである。

学長が提示した「大学の将来像」は、こうした現状を打開する契機となるものである。それは、報告書本文の中で示されている「改善方策」を大学の意思として統合するものであり、その多くはしかるべき手続きを経てすでに実行に移されている、あるいは基本的な合意を得ている諸計画である。いわば、大学全体としての「達成目標」と「改善方策」を示すものであると言ってもよい。

この「将来像」は、各学部・研究科・所管の報告書を踏まえて、大学の最高責任者が追求すべき大学像を提案したものである。この将来像については、今後なお学内外で議論の対象となるであろう。そこで修正されたり、削られたり、付加されたりすることはあるであろうが、現時点での大学の意思を宣言するものである。

そこで、この報告書の終わりに、学長から示された本学の課題と当面の計画について述べておきたい。課題は、互いに関連する以下の 5 つにまとめられている。

1．責任あるガバナンスの確立
2．大学の将来像の提示
3．財政基盤の強化

４．教学の充実
５．開学 50 周年事業の展開

１．責任あるガバナンスの確立

個々の学部・研究科・所管の改革の努力を大学全体としての改革にするためには、責任者のリーダーシップが必要である。本学のように、意思決定に民主的な手続きを尊重する伝統をもつ組織では、求められるリーダーシップを発揮するのは困難なところがある。とくに経営サイドの意思と教学サイドの意思はしばしば対立しがちである。それは典型的には、理事会と教授会の対立として現われる。本学では、理事会と教授会が激しく対立するという事態はほとんど起こっていないが、それでも迅速な対応が求められる時に、意思決定が遅れてしまうということはしばしば起こる。

上に記したように、近年の大学をめぐる社会的環境は厳しくなっているが、とりわけ私立大学においては、まさしく生死を賭けた改革努力を求められるようになっている。国立大学の独立行政法人化が施行されてから 3 年、私立学校法の改正から 2 年が経とうとしている。私立学校法改正の狙いは、「少子化等社会経済情勢の変化をはじめ、法人諸制度の改革、規制緩和の進展など学校法人をめぐる近年の状況等に適切に対応するとともに、様々な課題に対して主体的かつ機動的に対処できる体制にしていくこと」であった。そのために、管理運営制度の改善や財務情報の公開が義務づけられることになった。全地球的な規模のグローバル化の波の中で、大学も競争原理の貫徹する世界に投げ込まれたのである。時代の潮流は、自立的なマネージメントの能力を有する大学が生き残り、発展する可能性を持つと同時に、それに失敗した大学は淘汰されることを是認している。必然的に理事会を中心とする明確なガバナンスの構築が求められる。私立大学は法人と大学、経営と教学といった二重構造を有しているが、ガバナンス構築を阻害する可能性のあるこの二重構造を解消すべく、本学では、理事長権限の強化に踏み切った。

従来、学校法人桃山学院の理事長は、初期を除き前理事長まで非常勤であった。現理事長も 2004 年度 1 年間は非常勤であったが、1 年経過後、積極的に常勤理事長に就任された。こうして、ようやく 2005 年 5 月から常勤理事長が誕生し、私立学校法の改正の目的に適応した理事会体制の確立、ガバナンス構築に向けて大きく前進し始めたのである。

理事長は関係するすべての会議に出席し、その責任を果たす努力を続けた。同時に法人の中長期計画策定に着手し、ボトムアップを基本としながらも、2005 年末には、学院が追求すべき中長期計画を提示するに至った。2014 年を第 1 次の完成目標として、毎年手直し、追加を繰り返す。この中長期計画は 2006 年には実行段階へと移行し、理事長はその推進組織である「中長期ビジョン委員会」の委員長に就任した。理事長は、中長期ビジョン委員会大学部会の議長である学長と協力しながら、時代と社会に求められる大学の創造を目指して、責任ある指導力を発揮しつつある。ガバナンス確立のための一歩である。

この間、理事長と学長の連携も強化し、その一環として 2004 年から企業回りを開始し、桃山学院大学のリーダーとしての存在を印象づける努力を継続した。従来の就職課の未開拓のトップ企業を中心に　1）就職活動支援、2）企業トップとの交流、3）開学 50 周年への備え等を目的に訪問したのである。3 年間に訪問した会社の数は、理事長は約 200 社、学長は約 100 社にのぼる。経営と教学の一体化を目指す第一歩でもあった。

２．大学の将来像の提示

本学が目指すべき大学の将来像については、建学の理念を具体化するという点では、全学の意思は一致しているが、その具体的な施策に関してはなお模索しつつあるのが現状である。しかし、将来像について真剣な議論をする必要はあるが、それが全員一致で確定しなければ、具体的な施策を開始できないというのでは、現代のような変化の激しい時代の流れに取り残されてしまうであろう。本学の歴史、法人の体力と大学の実力から判断して、おのずから取るべき方向は限られてくる。その点では、中教審答申が示した将来の大学像の分類の中の「幅広い職業人養成」、「総合的教養教育」、「地域の生涯学習機会の拠点」、「社会貢献機能」の４つがとくに本学の目指すべきものであることについては、基本的な了解事項とみなすことができるであろう。この目標を達成するために、上記の中長期ビジョン委員会においては、とくに、1）国際交流の拡大、2）職業支援と教育、3）外国語教育の強化、4）健康・スポーツ振興、5）地域連携と貢献の５つを重点課題として、年次的な計画を推進しているところである。これらの課題については、予算を集中的に配分するなど、ここでも理事会と大学サイドの連携関係は強化されている。

３．財政基盤の強化

報告書の中に詳しく述べたように、臨時定員の解消後に適切な手だてを講じることができなかったため、本学の帰属収支差額比率はきわめて厳しい状況にある。大学を改革し、建学の理念を追求し、社会的評価を高め、受験生を集めるためには、教学の充実をはかる必要があるが、その経費は増大する傾向にあるから、収入の増加と経費の節減は不可欠の課題である。そこで、法人の財政計画において、大学の学部、学科の改組転換、新学科・新学部開設による定員増が、きわめて重要なものとなる。それらは教学と財政計画の要として、中長期計画に組み込まれている。昨年４月には経済学部に「中国ビジネスキャリアコース」を開設、事前の国際インターンシップも実施した。近い将来、定員増を含む新学科設置につなげたい。同じく大学院経営学研究科では「日中連携ビジネスコース」を大阪市内中之島に開設した。龍谷大学、上海、大連の大学と連携している。これについても専門職大学院の可能性を探っている。また、文学部では国際教養学部に改組転換し、2008 年開設が計画され、定員増は 60 名を予定して、準備が進んでいる。経営学部では 100 名定員増の新学科構想を作成し、その実現に向けて調整作業を行っているところである。現在、社会学部にも改組転換、定員増計画の可能性を検討するよう学長要請を出している。さらに、理系の新学部の設置の可能性について、外部大手調査機関に調査を依頼し、2006 年秋にその報告を受け、目下検討中である。

同時に、教職員の採用形態の多様化も推進した。従来、大学教員は事実上、専任教員と非常勤の兼任教員の２種類に限られていた。数年前から英語科目を担当するネイティブの契約教員を雇用していたが、2007 年度からは優秀な教員には契約期間を延長することができる制度を決定している。また、2007 年度には、客員教授６名の招聘を決定した。この６名の中には本学と提携関係にあるウィーン大学の教授や海外経験の豊富な企業人が含まれている。特任教授規程も改訂し、新規程による初の特任教授を採用した。職員採用についても、採用の多様化の道につながる契約職員を、学部新コース設置担当、国際センター強化目的で採用した。このような採用形態の多様化は、たんに経費削減のためにだけ取り入れられたのではなく、社会や学生のニーズに合わせて、教学を充実させる人事計画を柔軟

に展開することが主要な目的である。

４．教学の充実

先に、本学が重点的に取り組もうとしている 5 つの領域をあげた。1）国際交流の拡大、2）職業支援と教育、3）外国語教育の強化、4）健康・スポーツ振興、5）地域連携と貢献である。このそれぞれの現状と計画について、簡単に触れておく。

1） 国際交流では、2003 年までの交換留学協定締結校は 18 であったが、2004 年からヨーロッパを中心に拡大を続け、2007 年 1 月時点で 41 大学にまで増えた。著しい増加率である。2009 年度末までに 50 大学と協定を結ぶことを目標とし、毎年度の学生の受け入れ 100 名、送り出し 80 名を目指している。

2） 職業支援については、2003 年から多数の企業人を講師として招く「職業を考える」講座を設け、低学年からの職業観の育成を目指した。年を追うごとに受講生は増加しており、学生のニーズに対応する企画であったことが立証された。現在改訂作業中の新しいカリキュラムにはキャリア講座を取り入れる予定である。また、2007 年 4 月からは、従来の就職課を廃止し、たんなる就職支援だけでなく、職業観の育成も含めたキャリアセンターに統合し、教職員一体の職業支援体制を確立することが決定されている。

3） 外国語教育の強化では、国際交流の拡大とあわせて、増大する受け入れ留学生のために、英語による講義を各学部合計で 30 クラス実施しているが、これらの講義は本学学生も受講可能になっており、外国人留学生と席を共にして学ぶ刺激と交流進展で多大の効果を上げている。英語による講義は、今後も順次拡大の方向である。同時に、先に触れたように、外国語教育センターに所属する英語のネイティブ教員の契約規程を改訂し、本学の学生に効果的な教育を行う能力のある教員を優遇する措置を実施することが決定されている。なお、2008 年新カリキュラム移行にともなって、外国語クラスについては 30 人定員を実現し、学習効果を改善する。

4） スポーツ振興では、スポーツ強化のためにスポーツ推薦枠を 40 名から 65 名に拡大することを決定し、2007 年度入試から実施している。同時に、2014 年までの特別強化種目として、サッカー、アメリカンフットボールを指定した。これらのクラブの活躍は、本学学生の帰属意識を高めるのに貢献するであろう。また、報告書本文の中でも記載したように、大阪セレッソと協定を結び、和泉市とも提携し、地域住民や子供たちを対象とした各種のスポーツ・イベントを開催している。スポーツを通して、地域と交流し、本学への親近感を醸成する試みである。イベントはいずれも好評で、今後も拡大していく予定である。

5） 地域貢献では、エクステンション・センター講座への社会人入学生は 300 名を越え、他に和泉市主催市民講座への講師派遣、本学主催公開講座、本年度和泉市市制 50 周年委員に学長就任など多岐にわたっている。里山活動をはじめ、大学祭も地域住民へ開放しており、住民主催のフリーマーケット、イベント等、学生との交流は活発である。先に述べたスポーツの他に、小・中学校へ教育サポートとして学生を派遣しており、好評である。2006 年春には、本学は、和泉市、テクノステージ和泉（企業団地 115 社が加盟）、大阪府立産業技術総合研究所とともに「テクノステージ和泉ビジネス連携サロン」を結成し、活動を開始した。

なお、あらためて言うまでもないことだが、教学の充実には、上に述べた具体的な諸施策を有効なものとするための 2 つの前提条件が満たされなければならない。ひとつは教学内容を支える研究の充実である。本学では、研究の基礎的な条件は整備されているが、魅力ある大学であるためには、さらに研究活動を活性化する必要がある。もうひとつは、教学の方法の改善である。変わりつつある学生に効果的な教育を提供するための適切な方法の開発である。これらの課題は、総合研究所の改革や全学的 FD 組織の構築など、検討中であり、できるだけ早急にその方向性を示したい。

５．開学 50 周年事業の展開

本学は、2009 年に学院創立 125 周年、大学開学 50 周年を迎える。この年を学院と大学の飛躍の転機とすべく、現在さまざまな記念事業を計画しているが、そのうち、前節で述べた大学の教学の充実に直接に関連するものが 2 つある。ひとつは記念館「総合教育棟」(仮称）である。もうひとつは「桃山学院社会貢献基金」の創設である。

1)　総合教育棟の建設の目的

中長期計画にも組み込まれている国際交流の拡大とその質的向上、学生のキャリア形成支援の充実、この 2 つと強く関連する外国語教育の強化は共に最重要課題である。この課題を追求し、目標を達成するための中核施設として総合教育棟を建設する。この総合教育棟には、国際センター、キャリアセンター、外国語教育センターを集中的に配置し、互いに連携･協力して多様で効果的な活動を展開する計画である。地域連携、コンソーシアム活動の場としても利用し、総合的な教育の場、活動の場、交流の場として活用する。外国語教育の多様なプログラムの実施を保障する場でもある。この総合教育棟は新しく生まれ変わろうとする桃山学院大学の中核的な場になるであろう。

2)　社会貢献基金創設の目的

本基金の創設は、学院の建学の精神を具現化する学生･生徒の活動の支援を目的としている。国際貢献、地域貢献、地域スポーツ振興活動に対して奨励資金を提供する。

本学では、これまで 20 年の実績をもつインドネシア･バリ島の「国際ワークキャンプ」でのボランティア活動、最近ではインド･コルカタの「マザーテレサ施設」、中国･内モンゴルの「砂漠緑化活動」など海外ボランティア活動が活発である。本基金創設はこれらの活動をさらに促進し、「世界の市民の育成」をより強力に推進する企画である。

以上、学長が提示した桃山学院大学の将来像について説明してきたが、このような計画が所期の目標の通りに実現されるためには、桃山学院大学のすべての構成員が心と力と知恵を合わせ、不断に改善の努力を重ねることが必要である。それによって、本学がみずから宣言し、社会から付託されている使命を果たすことができるようになるであろう。桃山学院大学の抱える課題は多いが、本学の使命を達成するという明確な意思のもと、着実に改善の努力を積み重ねていくこと。そのためにこそ、この自己点検・評価報告書は作成されたのである。ステークホルダーの声に誠実に耳を傾け、なによりも「学生のため」という原点を忘れることなく、改善の努力を続けることが、結果として大きな改革につながるものと確信している。

2006年度　自己点検・評価組織体制

1. 全学自己点検・評価会議

議　長　松浦道夫（学長）

委　員　長谷川彰・木村二郎・岩津洋二（副学長）
国松夏紀（文学部長）、清水由文（社会学部長）、本間法之（法学部長）
竹原憲雄（経済学部長）、明石吉三（経営学部長）
寺木伸明（文学研究科長）、上田修（社会学研究科長）
伊代田光彦（経済学研究科長）、片岡信之（経営学研究科長）
樋高博則（庶務部長）、鈴木輝彦（管理部長）、福島太郎（教務部事務部長）
八田健一（学生部事務部長）、櫻井悟（研究情報部事務部長）

事務局　学長室事務室

2. 全学自己点検・評価室

室　長　岩津洋二

室　員　深見純生（文学部）、深澤徹（社会学部）、吉見研次（法学部）
荒木英一（経済学部）、今木秀和（経営学部）
川坂博（事務局）、南泰（事務局）

事務局　学長室事務室（自己点検・評価事務室）

3. 学部等自己点検・評価組織

文学部自己点検・評価委員会
委員長　国松夏紀
委　員　有川康二・佐々木英哲・中井紀明・橋内武・林宅男・深見純生

社会学部自己点検・評価委員会
委員長　清水由文　　委員　竹中英紀・深澤徹・安原佳子

法学部自己点検・評価委員会
委員長　本間法之　　委員　南由介・吉見研次・山川偉也、前学部長；前田徹生

経済学部自己点検・評価委員会
委員長　竹原憲雄　　委員　荒木英一・芝村篤樹・西川憲二

経営学部自己点検・評価委員会
委員長　明石吉三　　委員　今木秀和・武田久義・谷口照三・朴大栄

文学研究科自己点検・評価委員会
委員長　寺木伸明
委　員　南條健助・小池誠・島田勝正・中井紀明・野尻亘・深澤徹・深見純生

社会学研究科自己点検・評価委員会
委員長　上田修　　委員　石田易司・原田達

経済学研究科自己点検・評価委員会
委員長　伊代田光彦　委員　荒木英一・芝村篤樹・西川憲二

経営学研究科自己点検・評価委員会
委員長　片岡信之　　委員　今木秀和・武田久義・谷口照三・朴大栄

事務局　学部事務室

4. 部門別自己点検・評価組織

「理念」点検・評価委員会

委員長　長谷川彰（副学長・学長室長）

委　員　国松夏紀（文学部長）、清水由文（社会学部長）、本間法之（法学部長）
竹原憲雄（経済学部長）、明石吉三（経営学部長）
寺木伸明（文学研究科長）、上田修（社会学研究科長）
伊代田光彦（経済学研究科長）、片岡信之（経営学研究科長）
坪山孝（キリスト教センター長）
樋高博則（庶務部長）、和田敏雄（学長室事務室課長）

事務局　学長室事務室

「教育研究組織」点検・評価委員会

委員長　木村二郎（副学長）

委　員　国松夏紀（文学部長）、清水由文（社会学部長）、本間法之（法学部長）
竹原憲雄（経済学部長）、明石吉三（経営学部長）
寺木伸明（文学研究科長）、上田修（社会学研究科長）
伊代田光彦（経済学研究科長）、片岡信之（経営学研究科長）
長谷川彰（学長室長）
樋高博則（庶務部長）、和田敏雄（学長室事務室課長）
武内元治（学部事務室課長）

事務局　学長室事務室

「教育活動」点検・評価委員会

委員長　全在紋（教務委員長）

委　員　青野正明（文学部教務委員）、黒田隆之（社会学部教務委員）
寺田友子（法学部教務委員）、中村勝之（経済学部教務委員）
村上伸一（経営学部教務委員）
深見純生（文学研究科教務委員）、石田易司（社会学研究科教務委員）
桂昭政（経済学研究科教務委員）、朴大栄（経営学研究科教務委員）
竹中暉雄（教職課程委員長）、Kevin Gregg（外国語教育センター長）
福島太郎（教務部事務部長）、鈴木喜義（教務課長）

事務局　教務課

「学生の受け入れ」点検・評価委員会

委員長　宮本孝二（入試委員長）

委　員　林宅男（文学部入試委員）、松端克文（社会学部入試委員）
松田聰子（法学部入試委員）、辻洋一郎（経済学部入試委員）
松尾順介（経営学部入試委員）
野尻亘（文学研究科入試委員）、原田達（社会学研究科入試委員）
滝田和夫（経済学研究科入試委員）、武田久義（経営学研究科入試委員）
福島太郎（教務部事務部長）、奥長栄治（入試課長）

事務局　入試課

「研究活動」点検・評価委員会

委員長　岸本裕一（総合研究所長）

委　員　米山喜晟（文学部総合研究所運営委員）
R.Cervantes（社会学部総合研究所運営委員）
南由介（法学部総合研究所運営委員）、藤田香（経済学部総合研究所運営委員）
野田俊範（経営学部総合研究所運営委員）、櫻井悟（研究情報部事務部長）
矢幡安則（総合研究所事務室課長）、小原　靖（総合研究所委員）
原　英三（総合研究所委員）、矢伏　正睦（総合研究所委員）

事務局　総合研究所事務室

「施設・設備等」点検・評価委員会

委員長　鈴木輝彦（管理部長）

委　員　八田健一（学生部事務部長）、福島太郎（教務部事務部長）
嶋田剛（学生課長）、鈴木喜義（教務課長）、川久保清（施設・管財課長）
斉藤賢次（図書館事務室課長補佐）

事務局　施設・管財課

「図書館」点検・評価委員会

委員長　北川紀男（図書館長）

委　員　小野良子（文学部図書館委員）、田中志津子（法学部図書館委員）
芝村篤樹（経済学部図書館委員）、井上敏（経営学部図書館委員）
櫻井悟（研究情報部事務部長）、井田二三子（図書館事務室課長）
斉藤賢次（図書館事務室課長補佐）、中本照巳（図書館事務室課長補佐）
吉田雅憲（図書館事務室参事）

事務局　図書館事務室

「社会貢献」点検・評価委員会

委員長　長谷川彰（学長室長）

委　員　坪山孝（キリスト教センター長）、深谷清之（エクステンション・センター長）
樋高博則（庶務部長）、和田敏雄（学長室事務室課長）、中辻努（総務課長）
渡辺明徳（エクステンション・センター事務室課長）

事務局　学長室事務室

「学生生活」点検・評価委員会

委員長　伊藤高章（学生生活委員長）

委　員　高成廈（就職委員長・文学部学生生活委員）
巖圭介（社会学部学生生活委員）、安井哲章（法学部学生生活委員）
今西俊次（経済学部学生生活委員）、河合隆治（経営学部学生生活委員）
八田健一（学生部事務部長）、嶋田剛（学生課長）、伊藤憲司（就職課長）

事務局　学生課

「財務」点検・評価委員会

委員長　鈴木輝彦（管理部長）
委　員　樋高博則（庶務部長）、浅井明（経理課長）、中辻努（総務課長）
事務局　経理課

「事務組織」点検・評価委員会

委員長　鈴木輝彦（管理部長）
委　員　樋高博則（庶務部長）、福島太郎（教務部事務部長）、
八田健一（学生部事務部長）、櫻井悟（研究情報部事務部長）
中辻努（総務課長）、天野武史（人事課長）
事務局　総務課

「国際交流」点検・評価委員会

委員長　坂昌樹（国際センター長）
委　員　南條健助（文学部国際センター委員）、原田達（社会学部国際センター委員）
佐藤啓子（法学部国際センター委員）、義永忠一（経済学部国際センター委員）
野原康弘（経営学部国際センター委員）
樋高博則（庶務部長）、竹島亮輔（国際センター事務室課長）
和田敏雄（学長室事務室課長）
事務局　国際センター事務室

「情報システム」点検・評価委員会

委員長　松永俊男（情報センター長）
委　員　小野良子（文学部情報センター運営委員）
田中志津子（法学部情報センター運営委員）
芝村篤樹（経済学部情報センター運営委員）
井上敏（経営学情報センター運営委員）
櫻井悟（研究情報部事務部長）、山中一雄（情報センター事務室課長）
事務局　情報センター事務室